2026年4月版

いろどる、みらい

変額保険（有期型）

ご契約のしおり・約款

特別勘定のしおり

三井住友海上プライマリー生命

MS&AD INSURANCE GROUP

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社

2025年度（令和7年度）税制改正に伴う対応について

2025年度（令和7年度）税制改正に伴い、「ご契約のしおり・約款」に記載の生命保険料控除について、2026年（令和8年）分に限り、内容が一部変更となります。

つきましては、「ご契約のしおり・約款」とあわせてご確認いただきますようお願いいたします。

■2026年（令和8年）分の所得税について（1年間の時限措置）

23歳未満の扶養親族がいる子育て世帯の生命保険料控除（新制度の一般の生命保険料控除）の適用限度額が、4万円から6万円に引き上げとなります。（全体の適用限度額は12万円のまま変更ありません。）

■一部変更に伴うご契約のしおり・約款の内容

【一時払商品】

＜所得税の生命保険料控除額＞

・一般の生命保険料控除（23歳未満の扶養親族を有する場合）

年間正味払込保険料	控除される金額
120,000円を超えるとき	一律　60,000円

・一般の生命保険料控除（上記以外）

年間正味払込保険料	控除される金額
80,000円を超えるとき	一律　40,000円

【平準払商品】

＜所得税の生命保険料控除額＞

・一般の生命保険料控除（23歳未満の扶養親族を有する場合）

年間正味払込保険料 （控除の対象となる保険料）	控除される金額 （控除額）
30,000円以下のとき	全額
30,000円を超え60,000円以下のとき	（控除の対象となる保険料×1／2）＋15,000円
60,000円を超え120,000円以下のとき	（控除の対象となる保険料×1／4）＋30,000円
120,000円を超えるとき	一律　60,000円

・一般の生命保険料控除（上記以外）、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除

年間正味払込保険料 （控除の対象となる保険料）	控除される金額 （控除額）
20,000円以下のとき	全額
20,000円を超え40,000円以下のとき	（控除の対象となる保険料×1／2）＋10,000円
40,000円を超え80,000円以下のとき	（控除の対象となる保険料×1／4）＋20,000円
80,000円を超えるとき	一律　40,000円

※　一般の生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除をあわせて120,000円が控除額の限度となります。

ご契約のしおり・約款　目次

この冊子は、「ご契約のしおり」と「約款」で構成されています。「ご契約のしおり」は、商品の特徴としくみ、保障内容やお手続き等について説明しております。「約款」は、ご契約についての取り決めを記載したもので、普通保険約款と特約条項で構成されています。

ご契約のしおり

主な保険用語のご説明 ……3
ご契約にあたっての大切なことがら ……6
この保険の特徴としくみ …… 26
保険金 …… 30
保険金等のお支払いや保険料の払込免除ができない場合 …… 33
特別勘定と資産運用 …… 39
諸費用について …… 44
ご契約後のお取扱いについて …… 47
ご契約後のお手続きについて …… 62
税金のお取扱いについて …… 71
契約者への情報提供とサービス …… 73

約款

変額保険（有期型）　普通保険約款 …… 74
責任開始期に関する特約　特約条項 …… 90
リビング・ニーズ特約　特約条項…… 91
保険料払込免除特約　特約条項 …… 95
終身移行特約　特約条項 …… 100
変額終身保障移行特約　特約条項 …… 102
介護年金移行特約　特約条項 …… 106
年金移行特約　特約条項 …… 110
年金支払特約　特約条項 …… 114
保険料口座振替特約　特約条項 …… 118
保険料口座振替の取扱に関する特約　特約条項 …… 120

クレジットカード払特約　特約条項 ・・・

主な保険用語のご説明　（50 音順）

【か】

◆確定年金
あらかじめ設定した年金支払期間にわたり毎年年金を支払うものをいいます。

◆基礎率
保険金等を計算する際に用いる、予定利率、予定死亡率、予定事業費率などの計算要素のことです。

◆基本保険金額
ご契約の際に契約者のお申出によって定めた金額のことで、死亡保険金や高度障害保険金の支払いやその後の契約内容の変更の際の基準となるものです。

◆契約応当日
ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に応当する日のことです。

◆契約者
当社と保険契約を結び、契約上のいろいろな権利（契約内容変更の請求権など）と義務（保険料支払義務など）を持つ人のことをいいます。

◆契約年齢
契約日における被保険者の年齢のことで、満年で計算し、1年未満の端数は切捨てます。
（例）24歳7か月の被保険者は24歳となります。

◆契約日
契約年齢や保険期間の計算の基準となる日をいいます。この保険では、当社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とします。

◆後継年金受取人（指定制度）
年金移行特約を付加した場合、契約者は、年金受取人死亡時にその年金受給権を引継ぐ人（後継年金受取人）を、あらかじめ指定することができます。また、介護年金移行特約を付加した場合、年金受取人は、死亡一時金の受取人（後継年金受取人）をあらかじめ指定することができます。

◆高度障害保険金
被保険者が保険期間中に所定の高度障害状態に該当した場合にお支払いするお金のことをいいます。この保険金の受取人は、原則被保険者となります。

◆告知義務
契約者または被保険者は、契約の申込みをされるときに、現在の健康状態など当社がおたずねする重要な事柄について、ありのまま報告いただく義務があります。これを告知義務といいます。

◆告知義務違反
当社がおたずねした重要な事柄について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されることをいいます。その際、当社はご契約の効力を消滅させることができます（解除）。

【さ】

◆失効
保険料払込の猶予期間内に保険料の払込みがなく、契約の効力が失われることをいいます。

◆指定代理請求人
被保険者が受取人となる保険金等または契約者と被保険者が同一人の場合の保険料の払込免除について、その受取人（被保険者）または契約者に請求できない「特別な事情」がある場合に代理人として請求できる人のことをいいます。契約者があらかじめ指定することができます。

◆死亡一時金
介護年金移行特約および年金移行特約において、被保険者が年金支払開始日以後に死亡した場合にお支払いするお金のことをいいます。

◆死亡保険金
被保険者が保険期間中に死亡した場合にお支払いするお金のことをいいます。

◆死亡保険金受取人
契約者が指定した、死亡保険金を受取る人のことをいいます。

◆主契約と特約
約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容を主契約といい、特約はその主契約の保障内容をさらに充実させるため、または主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。

◆責任開始期（日）
申込まれたご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。

◆責任準備金
将来の保険金等の支払いのために積立てられた金額のことです。

【た】

◆積立金
特別勘定で管理・運用を行っている資産のうち個々のご契約にかかわる部分のことをいいます。積立金額は、特別勘定資産の運用実績により毎日変動（増減）します。

◆積立金の移転（スイッチング）
特別勘定の積立金を別の特別勘定に移転することをいいます。

◆特別勘定
変額保険にかかわる資産を他の保険種類にかかわる資産とは区別して管理・運用する勘定のことをいいます。複数の特別勘定を設定している変額保険の場合には、特別勘定ごとに独立して管理・運用を行います。また、特別勘定で運用されている資産を「特別勘定資産」といいます。

【な】

◆年金受取人
年金支払特約、介護年金移行特約および年金移行特約において、年金を受取る人のことをいいます。

◆年金基金
年金支払特約が締結され、保険金の支払事由が生じた時（保険金の受取人のお申し出によりこの特約が締結されたときには締結時）に、保険金の全部または一部を充当して設定された基金のことをいいます。

◆年金原資
介護年金移行特約および年金移行特約において、年金支払開始時における将来の年金を支払うために必要な積立金額のことをいいます。

◆年金支払開始日
第１回目の年金をお支払いする日のことです。

◆年金支払日
年金支払開始日およびその後に到来する年金支払期間中の年金支払開始日の年単位の応当日をいいます。

◆年金総額保証付終身年金
被保険者が生存している間は年金をお支払いする年金の種類を終身年金といいます。年金総額保証付終身年金では、年金受取累計額が年金原資の額に満たないまま被保険者が死亡した場合、年金原資の額に到達するまで年金を引続きお支払いします。

【は】

◆払込期月
第２回保険料の払込期月は契約日が属する月の翌月の初日から末日までの期間とし、以降、最終回までの各回保険料の払込期月は、以降到来する契約日の月単位の応当日の属する月の初日から末日までの期間をいいます。

◆払戻金（解約払戻金）
契約が解約された場合などに、契約者に払戻されるお金のことをいいます。

◆被保険者
その人の生死や所定の状態等が生命保険の対象となっている人のことをいいます。

◆復活
失効したご契約を有効な状態に戻すことをいいます。

◆保険証券
ご契約の保険金額などのご契約内容を具体的に記載したものです。

◆保険年度
契約日から起算して満１か年を第１保険年度といい、以下順次、第２保険年度、第３保険年度…となります。

◆保険料
契約者から当社にお払込みいただくお金のことをいいます。

◆保険料払込期間
保険料を払込む期間のことをいいます。

◆保証期間
年金の種類が保証期間付終身年金の場合に、被保険者の生死にかかわらず年金をお支払いする期間をいいます。

◆保証期間付終身年金
被保険者が生存している間は年金をお支払いする年金の種類を終身年金といいます。保証期間付終身年金は年金支払開始日から一定の保証期間を設定し、保証期間経過後は終身年金になる年金の種類をいいます。

【ま】

◆満期保険金
被保険者が保険期間満了時に生存している場合にお支払いするお金のことをいいます。

◆満期保険金受取人
契約者が指定した、満期保険金を受取る人のことをいいます。

【や】

◆約款
ご契約から保険契約の消滅までの契約内容を記載したものです。

◆猶予期間
保険料の払込みを猶予する期間のことをいいます。

◆ユニット数
特別勘定資産における契約者の保有分を表す単位のことをいいます。保険料から所定の費用を控除した額に対するユニット数は、この額をユニットプライスで割ることにより求められます。ただし、毎月の「死亡保障などに必要な費用」の控除や、契約内容の変更等によって、ユニット数は増減します。

◆ユニットプライス
各特別勘定資産の積立金の１ユニットに対する価額のことをいい、特別勘定資産の評価を反映して毎日計算されます。

ご契約にあたっての大切なことがら

生命保険募集人について

○ 保険契約締結の「媒介」と「代理」について
生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は成立します。
生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾をすれば保険契約は成立します。

○ 当社の生命保険募集人について
当社の生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して当社が承諾したときに成立します。また、保険契約の成立後に内容を変更等される場合にも、原則として当社の承諾が必要となります。

○ お客さまが当社の生命保険募集人の登録状況・権限等に関して確認をご希望の場合には下記照会先までご連絡ください。

照会先：お客さまサービスセンター
フリーダイヤル　0120-125-104
営業時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前９時～午後５時

申込書等は契約者、被保険者ご自身で正確にご記入ください

○ ご契約の申込書は契約者および被保険者ご自身でご記入ください。また、記入内容を十分お確かめのうえ、ご署名またはご署名・ご捺印をお願いします。

○ 告知書は、被保険者ご自身で正確にご記入（告知）いただいたうえ、署名をお願いします。

※ 告知書とは、告知書面または告知手続き画面をいい、告知とはこれらに記入または入力することをいいます。

○ 情報端末を利用した場合、入力内容を十分お確かめのうえ、ご署名をお願いします。

告知について

ご契約をお引受けするかどうかを決めるための重要な事柄についておたずねいたします。

1.告知の重要性

○ 契約者または被保険者には健康状態等について、事実をありのまま正しく告知をしていただく義務があります。
○ 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方等が無条件に契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。
○ ご契約にあたっては、現在の健康状態、過去の傷病歴等「告知書（情報端末のお手続き画面を含みます）」で当社がおたずねする重要な事項について、事実をありのままに正確にもれなく記入（告知）ください。
○ 告知受領権は、生命保険会社が有しています。生命保険募集人には告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんのでご注意ください。

現在の健康状態、過去の傷病歴等、告知いただく事柄について、告知書でおたずねし、この内容により、ご契約をお引受けできない場合があります。

2.正しく告知されない場合のデメリット（告知義務違反）

○ 告知いただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。
  - 責任開始日から2年を経過していても、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
  - ご契約を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料の払込みを免除する事由が発生していても、払込みを免除することはできません。この場合、所定の解約払戻金があれば契約者にお支払いします。ただし、「保険金の支払事由または保険料の払込免除事由」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いまたは保険料の払込みを免除することがあります。

※ なお、上記のご契約を解除させていただく場合以外にも、ご契約の締結状況等により、保険金をお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難な疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金をお支払いできないことがあります。
この場合、
・告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなることがあります。
・すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。

○ 告知にあたり、生命保険募集人が、契約者または被保険者が告知をすることを妨げたとき、または、告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社はご契約を解除することができます。

当社の組織形態について

○ 保険会社の会社組織形態には、「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。
○ 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の契約者は、相互会社の契約者のように「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

勤務先の申告について

○ ご契約に際しては、勤務先について申込書でおたずねし、この内容によりご契約をお引受けできない場合があります。

取引時確認（本人確認）について

○ 当社では、お客さまとの生命保険契約の締結等にあたり、法令（*1）に基づきお客さまに氏名・住居等が記載された公的証明書を提示いただく方法等により取引時確認（本人確認）を行っております。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことにより、金融機関等がマネー・ローンダリング（*2）に利用されることを防ぐこと等を目的としたものです。

（*1） 犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）

（*2） 犯罪等で得た「資金」を正当な取引で得た「資金」に見せかけること等

○ お客さまの取引時確認（本人確認）は、以下の場合に行います。
- 生命保険契約の締結、保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）変更、年金支払（保険契約者と年金受取人が異なる場合）等の取引発生時
- 仮名取引やなりすましの疑いがある場合 等

○ 取引時確認では、お客さまが個人の場合は氏名、住居、生年月日、職業等を、法人の場合は名称、本店の所在地、事業内容、実質的支配者等を、確認します。取引時確認で確認した事項に、後日変更が生じる場合は、当社宛にご連絡をお願いします。

保険料の払込方法（経路）について

○ 保険料払込方法（経路）は、口座振替となります。ただし、保険料払込方法が月払プランの場合にはクレジットカード払をご選択いただけます。前納の場合には当社が指定する金融機関の口座への振込となります。

① 口座振替による方法
保険料口座振替特約を付加することで、当社が提携している金融機関の契約者の預金口座から保険料が引き落とされ、当社に払込まれます。

② クレジットカードによる方法
クレジットカード払特約を付加することで、当社所定の範囲内でクレジットカードを利用して保険料をお払込みいただけます。

※ 上記のほか、第1回保険料お払込みは当社が指定する口座への振込みも可能です。

○ 保険料の取扱いにあたり、生命保険募集人は保険料を受領いたしません。また、原則、領収証の発行は省略させていただきます。

保険料の払込方法について

○ 保険料払込方法は、月払となります。

○ 保険料は、毎月お払込みいただく月払プランのほか、将来の一定期間分の保険料をまとめてお払込みいただくことができる払込プランがあります。なお、一括払または前納された保険料のうち、払込期月が到来していない分については、特別勘定による運用は行いません。また、お引出しいただくこともできません。

① 保険料の一括払（半年払プラン、年払プラン）

・ １年分以内の保険料を一括でお払込みいただくこと（繰返し同一月数分の一括払を含む）ができます。一括払された保険料は、払込期月の契約応当日が到来するごとに保険料に充当します。

② 保険料の前納

・ ２年分以上（年単位）の保険料を前納することができます。この場合、当社所定の利率で保険料を割引きます。

・ 前納された保険料は、当社所定の利率で積立てておき、払込期月の契約応当日が到来するごとに保険料に充当します。

○ あらかじめ定められた以下の場合に、一括払または前納された保険料に残額があるときは、契約者（保険金を支払うべき場合は保険金の受取人）に払戻します。

① 保険料前納期間が終了する場合
② 保険料の払込みを要しなくなった場合
③ 契約が消滅した場合（解約、被保険者の死亡など）
④ 減額した場合（減額部分の一括払または前納された保険料の残額を払戻し）

責任開始期・契約日について

○ お申込みいただいた契約を当社がお引受けすることを決定（承諾）した場合には、第１回保険料の払込方法に応じて定めるときから当社は保険契約上の責任を負います。

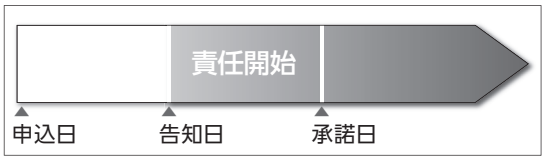
・ 口座振替、クレジットカード払の場合（「責任開始期に関する特約」付加）、申込日または告知日のいずれか遅い日

・ 上記以外の場合、第１回保険料受領日または告知日のいずれか遅い日

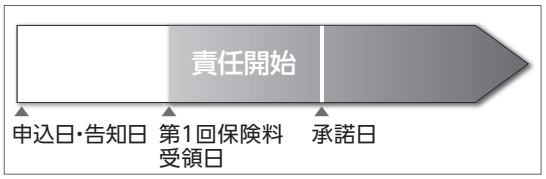
○ 契約日は責任開始日の属する月の翌月１日となります。

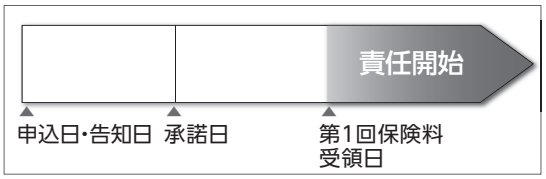
<責任開始期のイメージ>

【口座振替、クレジットカード払の場合】



【上記以外の場合】





保険証券のご確認について

○ ご契約をお引受けしますと、当社は、保険証券を契約者にお送りしますので、お申込みの際の内容と相違していないかどうか、もう一度お確かめください。もし相違しているときは、すぐに当社にご連絡ください。

元本欠損が生じる場合について

○ この保険は、特別勘定の運用実績に基づいて、将来の満期保険金、解約払戻金、死亡保険金等の額が変動（増減）するしくみの生命保険商品です。特別勘定による資産運用では、主に以下のリスクがあり、運用実績によっては、満期保険金、解約払戻金等のお受取りになる金額の合計額が、払込保険料累計額を下回る可能性があります。これらのリスクは、すべて契約者に帰属することになります。

① 価格変動リスク
主に有価証券に対して投資を行う特別勘定では、有価証券の市場価格の変動により資産価値が減少することがあります。

② 為替リスク
外貨建資産に対して投資を行う特別勘定では、外国為替相場の変動により資産価値が減少することがあります。

③ 信用リスク
主に有価証券に対して投資を行う特別勘定では、発行体の経営・財務状況の悪化により資産価値が減少することがあります。

④ 金利変動リスク
主に有価証券に対して投資を行う特別勘定では、金利の変動により資産価値が減少することがあります。

保険料払込の猶予期間、ご契約の失効について

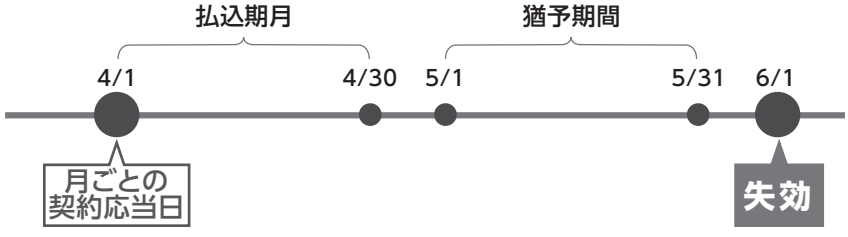
○ 保険料は、払込期月<＊1>内にお払込みください。また、払込期月内にお払込みの都合がつかない場合のために、保険料払込の猶予期間を設けています。

<＊1> 第2回保険料の払込期月は、契約日が属する月の翌月の初日から末日までの期間とし、以降、各回の払込期月は、順次到来する月単位の契約応当日の属する月の初日から末日までとします。

○ 保険料払込の猶予期間は、払込期月の翌月1日から末日までとします。

○ 猶予期間内に保険料が払込まれない場合、ご契約は猶予期間満了日の翌日から失効します。ただし、自動延長定期保険への変更が可能な場合には、保険金額を定額とする自動延長定期保険に変更します。この自動延長定期保険への変更日は、猶予期間の満了日の翌日とします。（自動延長定期保険への変更については、P.50をご参照ください。）

【例】



○ 「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第１回保険料の払込み<＊ 2>にも猶予期間<＊ 3>があります。ただし、その猶予期間内に払込まれない場合、保険契約は無効となります。この場合、ご契約の復活のお取扱いはありません。
なお、無効となったご契約のご契約者または被保険者については、当社では一定期間（無効となったご契約の契約日から２年間）新たなご契約のご契約者または被保険者としてお引受けいたしません。

<＊2> 払込期間は、責任開始日から責任開始日の属する月の翌月末日まで

<＊3> 第１回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月初日から翌々月末日まで

○ ご契約が失効した場合で、解約払戻金があるときは、契約者は猶予期間満了日の解約払戻金を請求することができます。

ご契約の復活について

○ 一旦失効した契約であっても、失効日からその日を含めて３か月以内であれば、ご契約の復活を請求することができます。
○ すでに解約払戻金を請求されている場合には、ご契約の復活はできません。
○ 復活を請求する場合は、あらためて告知が必要となります。また、当社がご契約の復活を承諾した場合、延滞保険料等（延滞保険料およびそれに対する利息（延滞利息））をお払込みいただきます。
○ 当社がご契約の復活を承諾した場合には、告知と延滞保険料等のお払込みがいずれも完了したときから、保障を開始します。（この保障を開始する日を復活日といいます。）
○ 復活の取扱いが複数回行われた場合は、最後の復活日から保障を開始します。
○ 保険料払込免除特約のガン給付責任開始期は、最後の復活日からその日を含めて91日目となります。

ご注意	健康状態等によっては、復活できない場合があります。

保険料口座振替の取扱に関する特約について

○ この特約は、保険料の払込方法が保険料の一括払（年払プラン、半年払プラン）で、保険料払込方法（経路）が口座振替の場合に付加できます。
○ ２回目以降の保険料は、この特約を付加しない場合、年払プランでは年単位の契約応当日の属する月に、半年払プランでは半年単位の契約応当日の属する月に引き落とし（口座振替）となります。この特約を付加した場合、引き落としは１か月前倒しとなり、それぞれの契約応当日の属する月の前月に保険料が引き落とされます。
<例：年払プラン、契約日が４月１日、口座振替日が毎月27日の場合>

保険料口座振替の取扱に関する特約	年単位の契約応当日	２回目以降の口座振替日
付加なし	4月1日	4月27日
付加あり	（同上）	3月27日

※ 口座振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合は翌営業日になります。

○ 払込期月に変更はありません。
○ クレジットカード払（月払プラン）から口座振替（保険料の一括払（年払プラン、半年払プラン））への変更と同時にこの特約を付加することはできません。

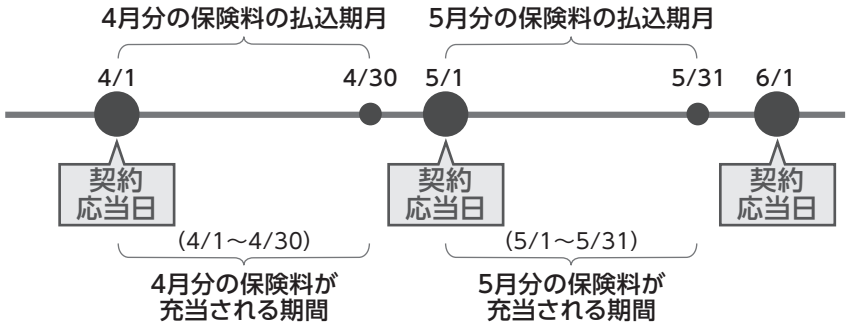
○ 保険料払込方法を保険料の一括払（年払プラン、半年払プラン）からそれ以外の方法に変更した場合は、この特約を適用しません。また、保険料払込方法（経路）を口座振替以外の方法に変更した場合または保険料の払込を要しなくなった場合は、この特約は消滅します。
○ この特約の中途付加や解約ならびに払込方法の変更を希望される場合、「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。

保険金等お支払い時の保険料の精算について

1. 保険料と払込期月について

○ 保険料は、払込期月中の契約応当日に払込まれ、その契約応当日から次の払込期月中の契約応当日の前日までの期間に充当されるものとして計算しています。

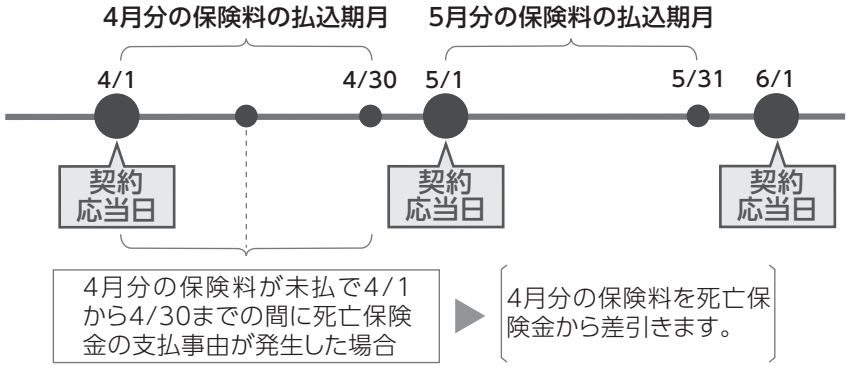
【例】



2. 死亡保険金・高度障害保険金・保険料の払込免除と保険料の精算について

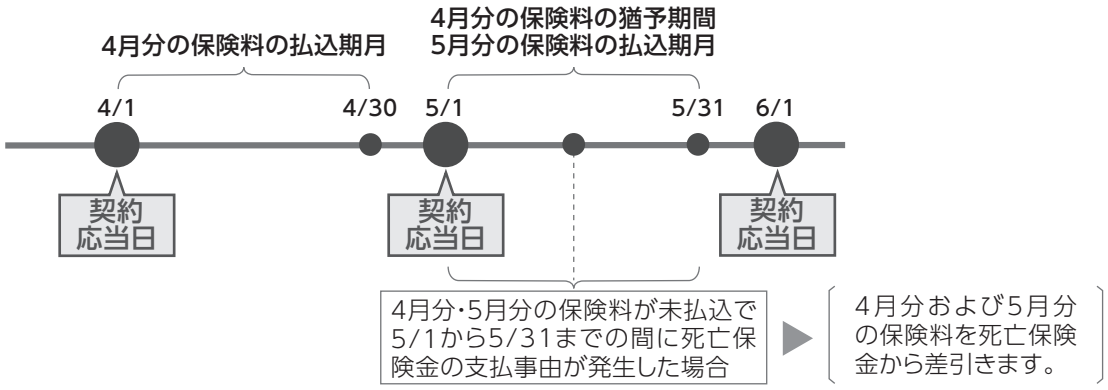
○ 死亡保険金・高度障害保険金のお支払い事由が発生した日を含む期間に充当されるべき保険料が未払込となっている場合は、死亡保険金・高度障害保険金のお支払いの際、その未払込保険料を死亡保険金・高度障害保険金から差引きます。
○ 保険料の払込免除事由が発生した日を含む期間に充当されるべき保険料が未払込となっている場合は、その未払込保険料をお支払いいただきます。

【例】



○ 保険料の払込猶予期間中の契約応当日以後に死亡保険金・高度障害保険金のお支払い事由が発生した場合、未払込保険料を死亡保険金・高度障害保険金から差引きます。
○ 保険料の払込猶予期間中の契約応当日以後に保険料の払込免除事由が発生した場合、未払込保険料をお支払いいただきます。

【例】



3. 満期保険金と保険料の精算について

○ 保険期間満了時に未払いの保険料がある場合は、未払込保険料を満期保険金から差引きます。

契約が消滅したときの保険料のお取扱いについて

○ この保険は、保険料をお払込みいただいた後、その保険料の払込期月の途中でご契約が消滅したとき（解約時、保険金支払時等）に、払込まれた保険料のうち、払込期月内での未経過期間に応じた保険料相当額を払戻すお取扱いはありません。なお、一括払または前納された保険料のうち、払込期月が未到来である分については、ご契約者（保険金等支払時は保険金等の受取人）に払戻します。

保険料の払込みが困難になったときについて

○ 基本保険金額を減額することによって、保険料を少なくしてご負担を軽くし、ご契約を有効にお続けいただくことができます。（基本保険金額の減額については、P.50をご参照ください。）
○ 将来の保険料のお払込みを中止して、変額払済保険または定額延長定期保険に変更することで、ご契約を有効にお続けいただくことができます。（変額払済保険についてはP.48を、定額延長定期保険については、P.49をご参照ください。）

預金などとの違いについて

○ この保険は当社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

クーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）について

○ お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日のいずれか遅い日から、その日を含めて８日以内であれば、書面または電磁的記録によるお申出により、契約のお申込みの撤回または契約の解除（以下、お申込みの撤回等）をすることができます。

【書面によるお申出】

書面によるお申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力が生じます。書面に下記内容をご記入のうえ、三井住友海上プライマリー生命宛に郵送してください。

<郵送先>
〒103-0028　東京都中央区八重洲１－３－７　八重洲ファーストフィナンシャルビル
三井住友海上プライマリー生命　クーリング・オフ担当

<記入内容>

記載いただく事項	記入例
①申込番号 （契約申込書の右下に記載があります。）	①ABXXXXXXX
②書面送付先	②三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
③お申込みの撤回をする旨の意思表示	③申込の撤回を行います。
④お申込みの撤回を希望する理由（任意）	④○○○○○○○のため。
⑤募集代理店	⑤○○○○銀行
⑥第１回保険料払込金額	⑥30,000円
⑦保険料送金済みの場合、返金口座 （申込者または契約者の本人口座）	⑦○○○○銀行　○○支店 普通△△△△△△△ 口座名義人　ホケン　タロウ
⑧住所	⑧東京都千代田区○○町○○
⑨電話番号（日中連絡先）	⑨03-○○○○-○○○○
⑩生年月日	⑩昭和○○年○○月○○日
⑪契約者（申込者）フリガナ	⑪ホケン　タロウ
⑫契約者（申込者）氏名（自署）	⑫保険　太郎

【電磁的記録によるお申出】

電磁的記録（申出フォーム）によるお申込みの撤回等は、お手続きの受付完了画面が表示された時に効力が生じます。三井住友海上プライマリー生命ホームページの「お問い合わせ」にある「クーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）」内の「クーリング・オフ申出フォームによるお手続き」よりお申出ください。

○ お申込みの撤回等があった場合は、三井住友海上プライマリー生命に保険料としてお払込みいただいた金額を全額返還いたします。

○ 次の場合には、お申込みの撤回等をすることはできません。

- 申込者または契約者が法人（会社）の場合、または個人事業主（雇用主）が事業としてご契約された場合
- ご契約の内容変更（特約中途付加など）の場合

○ お申込みの撤回等の書面の投函または電磁的記録によるお申出と行違いに保険証券が到着した場合や、お申込みの撤回等に関するお問合わせは、下記お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お客さまサービスセンター（お問合わせのみです。電話、FAXでのお申出はできません。）
フリーダイヤル　0120-125-104
受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後5時

生命保険契約者保護機構について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

○ 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

○ 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。

○ 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています。（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（※4））

○ なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1　特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です。（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります。）

※2　破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。
高予定利率契約の補償率＝90%－{（過去5年間における各年の予定利率－基準利率）の総和÷2}

（注1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

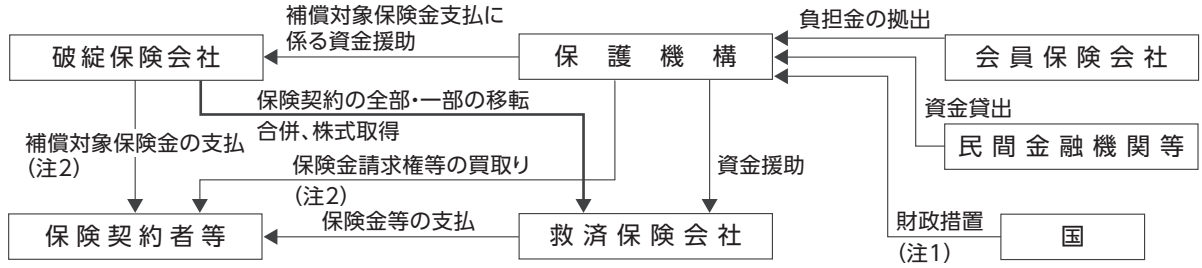
（注2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3　責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

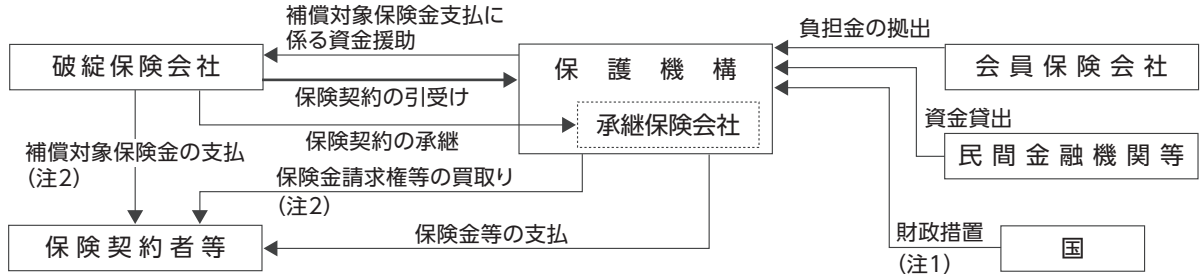
※4　個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

<しくみの概略図>

◎救済保険会社が現れた場合



◎救済保険会社が現れない場合



(注1) 上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、※2に記載の率となります。)

◇ 補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

○ 生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問合わせ先

生命保険契約者保護機構　TEL 03-3286-2820

「月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)　午前9時～正午、午後1時～午後5時」

ホームページアドレス　https://www.seihohogo.jp/

個人情報の取扱いについて

当社では、プライバシーポリシーをホームページ、ディスクロージャー誌等に掲載することにより公表しております。ここに記載した内容は、当社プライバシーポリシーの一部となります。その他詳しい内容に関しては、当社ホームページにてご確認ください。

当社ホームページ　https://www.ms-primary.com

個人情報の利用目的

○ 当社は、個人情報を次の目的および共同利用に関する目的（以下、「利用目的」といいます。）の達成に必要な範囲にのみ利用し、それ以外の目的には利用しません。
なお、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

① 各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金・解約金等のお支払い、および各種金融商品・サービスのご案内・提供・維持管理
② お引き受けした各種保険契約に対する再保険契約の締結、および再保険契約に基づき実施する引受保険会社等（海外にあるものを含みます。）への個人情報の提供（引受保険会社から他の引受保険会社等への提供を含みます。）
③ 当社のグループ会社および委託先が行う各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
④ 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
⑤ お客さまのニーズにあった新商品や新たなサービスの開発・ご案内・ご提供
（当該目的の達成のため、お客さまからいただいたアンケートのご回答、ご契約の履歴、インターネットの閲覧履歴等の情報を分析に用いる場合があります。）
⑥ その他、お客さまによりご満足いただける商品・サービスの提供を適切かつ円滑に行うための業務

お問合わせ窓口

○ 当社は、個人情報および匿名加工情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。当社における個人情報および匿名加工情報の取扱いや、保有個人データに関するご照会、開示、訂正等、利用停止等のご請求、安全管理措置に関するご質問は、下記までご連絡ください。

【お問合わせ先】
三井住友海上プライマリー生命保険株式会社　お客さまサービスセンター
電話番号:0120-125-104
受付時間:月曜日～金曜日　9:00～17:00（年末年始、祝日を除きます。）

○ 当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報および匿名加工情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

【お問合わせ先】
一般社団法人　生命保険協会　生命保険相談所
電話番号:03-3286-2648
住所:〒100-0005　千代田区丸の内3-4-1　新国際ビル3階
受付時間:9:00～17:00（土・日曜、祝日などの生命保険協会休業日を除く。）
ホームページアドレス:https://www.seiho.or.jp

契約内容登録制度・契約内容照会制度について

○ あなたのご契約内容が登録されることがあります。

○ 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

○ 保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

○ 一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下、「契約日等」といいます。）から５年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から５年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

○ 当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次の①～⑤に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社お客さまサービスセンターにお問合わせください。

① 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合

② 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合

③ 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合

④ 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合

⑤ 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

(登録事項)

2024年3月31日以前の登録事項

(1)　保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
(2)　死亡保険金額および災害死亡保険金額
(3)　入院給付金の種類および日額
(4)　契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
(5)　取扱会社名

2024年4月1日以降の登録事項

(1)　保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
(2)　普通死亡保険金の金額
(3)　入院給付金の種類および入院給付金の日額または入院給付金の一時金額
(4)　災害死亡保険金の金額
(5)　がん給付金の一時金額
(6)　就業不能保障給付金の月額
(7)　先進医療保障給付の件数
(8)　契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
(9)　取扱会社名

※　2024年4月1日以降に復活、増額または特約の中途付加、内容変更のお申込みがあった場合、お申込みの対象となる証券番号に紐づくすべての主契約・特約のうち、上記(2)～(7)に該当する主契約・特約が登録対象となります。

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（https://www.seiho.or.jp/）の「加盟会社」をご参照ください。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ（https://www.ms-primary.com/privacy/privacy01.html）をご確認ください。

支払査定時照会制度について

○ 保険金等のご請求に際し、あなたのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

○ 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払の判断または保険契約もしくは共済契約等（以下、「保険契約等」といいます。）の解除、取消しもしくは無効の判断（以下、「お支払等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

○ 保険金、年金（以下、「保険金等」といいます。）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下、「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

○ 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続に従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社窓口にお問合わせください。

〈相互照会事項〉

◎ 次の事項が相互照会されます。ただし、保険契約消滅後5年を経過した保険契約に係るものは除きます。

(1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします。）

(2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとします。）

(3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

◎ 上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金額、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金額、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（https://www.seiho.or.jp/）の「加盟各社」をご参照ください。

FATCA（外国口座税務コンプライアンス法）確認手続きについて

○ FATCAは、米国納税義務者による米国外の金融口座等を利用した租税回避を防ぐ目的で、米国外の金融機関に対し、顧客が米国納税義務者であるかを確認すること等を求める法律です。

○ 当社では、FATCA実施に関する日米関係官庁間の声明（注1）に基づき、お客さまが生命保険契約の取引等をする際、お客さまが所定の米国納税義務者であるかを確認し、該当する場合には、米国内国歳入庁宛にご契約情報等の報告を行っております。つきましては、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

（注1）国際的な税務コンプライアンスの向上及びFATCA実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明（2013年6月発表）

○ FATCAに基づき、当社が取得したお客さまの個人情報は、FATCA上の目的のみに使用します。

1.「所定の米国納税義務者」とは

○ 特定米国人（米国市民、米国居住者、非上場の米国法人等）、米国人所有の外国事業体が対象となります。

区分	概要	対象	非対象
特定米国人	米国納税義務者から一定の要件に該当する者を除いた個人・法人	・ 米国市民 ・ 米国居住者（注2） ・ 米国パートナーシップ ・ 米国法人 ・ 米国財団 ・ 米国信託　など	・ 米国上場法人 ・ 米国政府 ・ 米国非課税団体 ・ 米国銀行　など
米国人所有の外国事業体	実質的米国人所有者が一人以上いる外国事業体（注3）	・ 右記以外の外国事業体	・ 上場法人およびその関連会社 ・ 政府機関等（政府、行政機関、国際組織、中央銀行など） ・ 過年度の総所得のうち、投資所得が50%未満の事業体 ・ 一定の非営利団体、公益法人 ・ 金融機関　など

（注2）一般的に米国での滞在日数が183日以上の方をいいます。滞在日数の計算には、対象年度の滞在日数に加え、前年の日数の3分の1に相当する日数と前々年の日数の6分の1に相当する日数も考慮されます。また、永住権所有者は米国居住者に含まれます。

（注3）例えば、法人においては、一人以上の特定米国人が25%を超える議決権または価値を有する場合をいいます。

2. FATCAの確認手続きとは

お客さまが所定の米国納税義務者であるかを確認するため、保険契約の取引時において以下の確認手続きをお願いいたします。

○ 当社所定の書面等により、所定の米国納税義務者であるかをお客さまご自身にご申告いただく場合があります。
○ お客さまが所定の米国納税義務者であるかを確認するため、各種証明書類（注4）をご提示またはご提出いただく場合があります。

（注4） 運転免許証、パスポート、登記簿謄本等の公的証明書など

なお、お客さまが所定の米国納税義務者である場合、上記に加えて、「外国納税者番号等の届出書」等の所定の書類をご提出いただきます。

※ 上記以外にも、追加の証明書類をご提示またはご提出いただく場合があります。

3. FATCAの確認手続きが必要となる場面

主に以下の場合に確認手続きが必要となります。

○ 生命保険契約の締結、契約者の変更、保険金・年金の支払等の取引発生時
○ その他、米国への移住など、契約者の状況が変化した場合

※ ご契約期間中に、渡米等の環境の変化等によって、「特定米国人・米国人所有の外国事業体」に該当することとなった場合は、当社までご連絡いただきますようお願いいたします。

4. 確認手続きに応じない、および報告に同意しない場合

お客さまに確認手続きに応じていただけない、および米国内国歳入庁への報告に同意いただけない場合、当社は、生命保険契約の締結を行いません。また、契約締結後において、確認手続きに応じていただけない等の場合には、米国内国歳入庁の要請に基づき、該当のご契約情報等を日米当局間で交換することとされています。

「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」について

○ 「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」は、外国の金融口座を利用した国際的な脱税及び租税回避に対処するために、OECDで策定された「共通報告基準（CRS）」に従って、金融機関が非居住者（個人・法人等）に係る金融口座情報を税務当局に報告し、これを各国の税務当局間で互いに提供する制度です。
○ 日本においては、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に基づき、お客さまが生命保険契約にご加入される際等に、お客さまの氏名・住所（名称・所在地）・税制上の居住地国等を記載した届出書を生命保険会社へご提出いただくことが義務付けられております。
○ 生命保険会社は、お客さまからご提出いただいた届出書の記載事項等を確認し、一定のご契約情報等を国税庁（所轄の税務署長）に報告することが義務付けられております。つきましては、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。
○ 「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」に基づき、当社が取得したお客さまの個人情報は、同制度実施の目的のみに使用します。

1. 届出書の提出が必要となる場面

① 主に以下の手続きを行う場合、新規届出書のご提出が必要となります。

新規届出書の提出が必要となる場面	提出いただく方
生命保険契約の締結	契約者
契約者の変更	変更後の契約者
年金等のお支払い（受取人が契約者と異なる場合等）	受取人

② 新規届出書の提出後、税制上の居住地国に変更があった場合は、異動届出書のご提出が必要となります。

※ 税制上の居住地国に変更があった場合は、当社までご連絡いただきますようお願いいたします。

2. 届出書の提出時期・記載事項

○ 届出書の種類に応じて、以下のとおりです。

届出書名	新規届出書	異動届出書
提出者	上記①の各手続きを行う方	新規届出書提出後に、新規届出書記載の税制上の居住地国に変更があった方
提出時期	上記①の各手続きを行う際	税制上の居住地国に変更が生じることとなった日から3か月を経過する日まで
記載事項	・ （個人）氏名、住所、生年月日 （法人）名称、本店または主たる事務所の所在地 ・ 税制上の居住地国名（注1）、税制上の居住地国が外国である場合は当該国の納税者番号 ・ （住所・所在地と税制上の居住地国が異なる場合）事情の詳細　等（注2）	・ 変更後の税制上の居住地国等 ・ 以前提出した届出書に記載した税制上の居住地国 ・ 左記の新規届出書の記載事項

（注1）税制上の居住地国（納税地国）は、以下の①および②のように判断されますが、お客さまご自身の税制上の居住地国につきましては当社では判断できかねますので、ご不明点がある場合には、税理士等の専門家または最寄りの税務署にお問い合わせください。

① 日本に住所等を有する方は日本（法人の場合は日本国内に本店または主たる事務所がある方）
② 外国の法令において、住所を有するなど一定の基準により、所得税・法人税に相当する税を課されるものとされている方は当該外国

※ 上記のいずれも該当する場合は、該当する税制上の居住地国をすべてご申告ください。
※ 税制上の居住地国がない場合は、ない旨をご申告ください。

（注2）一定の法人の方は以下の事項についても記載していただく必要がございます。

・ 上場法人、上場法人の関係会社、政府機関等、外国金融機関等にあたる場合にはその旨
・ 実質的支配者（法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある方）の氏名、住所、生年月日、税制上の居住地国、外国の納税者番号、（住所・所在地と税制上の居住地国が異なる場合）事情の詳細、当該法人の法人番号

3.当社が国税庁に報告する時期・報告事項

○ その年の12月31日において締結されているご契約のうち、租税条約等により報告が必要とされている所定の外国を税制上の居住地国として届出された一定のご契約等につき、ご契約ごとに、特定対象者の氏名・住所・生年月日（名称・所在地）、税制上の居住地国、外国の納税者番号等および当該契約の証券番号、資産価額等を、翌年4月30日までに、国税庁（本店所轄の税務署長）に提供します。

4.届出や報告に応じていただけない場合

○ 新規届出書の提出に応じていただけない、あるいは国税庁への報告に同意いただけない場合、当社は、生命保険契約の締結等を行わない場合があります。また、届出書に虚偽の記載を行った場合、新規届出書を提出しない場合には、罰則が科せられることがあります。

金融商品取引法に規定する「特定投資家」の方へ

保険業法第300条の2において準用される金融商品取引法の規定により、当社に対して、お客さまを「特定投資家以外のお客さま（「一般投資家」といいます。）」として取扱うようお申し出いただくことができます。

※ 募集代理店が特定保険契約の代理若しくは媒介を行う場合は、特定投資家制度は適用されません。

お手続き方法や制度の詳細については、当社ホームページ（https://www.ms-primary.com）をご参照いただくか、当社お客さまサービスセンター（フリーダイヤル0120-125-104）までご連絡をお願いいたします。

この保険の特徴としくみ

この保険の特徴について

1.この保険について

○ この保険は、毎月お払込みいただく保険料から所定の保険関係費を控除した金額を、主に投資信託を投資対象とする特別勘定で運用し、その運用実績に基づいて将来の満期保険金、解約払戻金、死亡保険金等の額が変動（増減）するしくみの生命保険商品です。
○ 被保険者が保険期間満了時に生存している場合、保険期間満了日の積立金額を満期保険金としてお支払いします。（満期保険金には最低保証はありません）
○ 保険期間中に被保険者が死亡または高度障害状態に該当された場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。

2.積立金額は運用実績によって変動（増減）します。

○ お払込みいただいた保険料を特別勘定で運用するため、積立金額は運用実績により変動（増減）します。
○ 解約払戻金は、経過年数に応じて解約日における積立金額から解約控除額が差引かれます。

<ご契約例>

■被保険者契約年齢・性別：30歳男性　■保険期間・保険料払込期間：65歳満了
■基本保険金額：1,000万円　■保険料払込免除特約：付加なし　■月払保険料：16,890円

経過年数	被保険者年齢	払込保険料累計額（円）	特別勘定資産の運用実績ごとの解約払戻金額（万円）			
			−3%	0%	3%	6%
1年	31	202,680	—	—	—	1
5年	35	1,013,400	68	74	80	87
10年	40	2,026,800	142	165	193	226
15年	45	3,040,200	197	246	311	397
20年	50	4,053,600	241	325	447	626
25年	55	5,067,000	276	401	604	935
30年	60	6,080,400	300	474	785	1,352
35年	65	7,093,800	313	541	1,000	1,910

※ この例表の数値は、例示の運用実績が期間中一定（−3%、0%、3%、6%）で推移したものと仮定して計算したもので、将来のお支払いを約束するものではありません。
※ 例示の運用実績（−3%、0%、3%、6%）は、上限または下限を示すものではありません。したがって実際の運用実績は−3%を下回る場合があります。
※ 経過年数とは、契約日から起算した年数をいい、各数値は、保険料の未納がなく、経過年数にわたり保険料が払込まれたことを前提に各保険年度の末日を基準に計算しています。
※ 契約日から解約日までの年数が10年未満の場合には、経過年数に応じて解約控除額が差引かれます。なお、上記解約払戻金額は解約控除後の数値です。なお、経過年数35年は満期保険金額を表示しております。
※ 例示の解約払戻金額は、千円単位を切捨てて、万円単位で表示されています。また、解約払戻金額が万円未満の場合は「−」で表示しています。

3. 保障について

○ 保険期間中に被保険者が支払事由に該当したときは、その支払事由に応じた保険金をお支払いします。（保険金については、P.30をご参照ください。）

4. 満期保険金について

○ 被保険者が保険期間満了時に生存している場合、保険期間満了日の積立金額を満期保険金としてお支払いします。（保険金については、P.30をご参照ください。）

5. 特別勘定について

○ この保険では、運用対象や運用方針の異なる複数の特別勘定を用意しています。（特別勘定については、P.39をご参照ください。）
○ ご契約の際、複数の特別勘定から自由に選択できます。また、各特別勘定への配分割合を1%単位で自由にご指定いただけます。
○ 契約者は、いつでも特別勘定の積立金を他の特別勘定へ移転することができます（積立金の移転）。ただし、1保険年度に15回を超えると手数料がかかる場合があります。（積立金の移転については、P.47をご参照ください。）

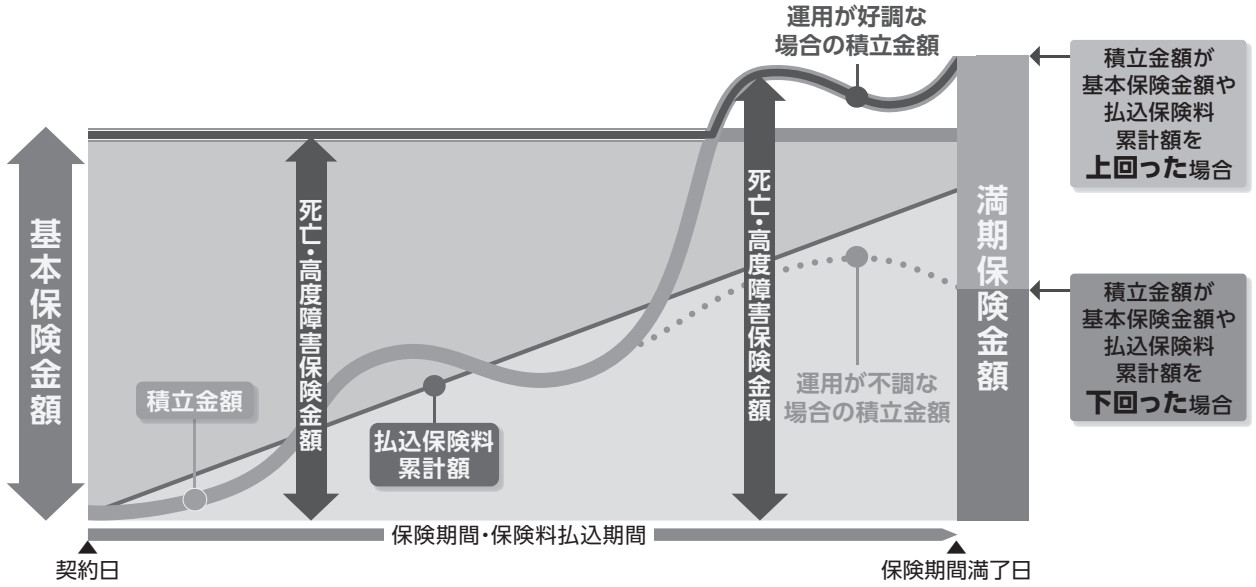
6. 配当金について

○ この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

7.しくみ

○ 保険料から所定の保険関係費を差引いた額を特別勘定に繰入れます。
○ 特別勘定の資産から諸費用を差引いて、日々の特別勘定の資産が評価されます。
○ 保険期間満了時に被保険者が生存している場合、満期保険金をお支払いします。
○ 保険期間中に被保険者が死亡または高度障害状態に該当された場合は、基本保険金額または積立金額のいずれか大きい額をお支払いします。

<イメージ図>



※ 上図はイメージ図であり、死亡・高度障害保険金額、満期保険金額、積立金額等を保証するものではありません。実際の死亡・高度障害保険金額、満期保険金額、積立金額等は運用実績により変動（増減）します。

※ 上図は、保険期間中に解約等がなかった場合のものです。

保険料の払込免除について

1. 保険料の払込免除

○ 被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故<＊1>による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に、所定の身体障害の状態<＊2>に該当した場合には、将来の保険料の払込みが免除されます。

<＊1>「不慮の事故」については、変額保険（有期型）　普通保険約款別表４をご確認ください。

<＊2>「所定の身体障害の状態」については、変額保険（有期型）　普通保険約款別表３をご確認ください。

2. 保険料払込免除特約

○ この特約は、保険料払込期間中に三大疾病（ガン（悪性新生物）、心疾患、脳血管疾患）により被保険者が所定の状態に該当された場合に、将来の保険料の払込みが免除される特約です。

対象となる疾病	保険料の払込みを免除する場合
ガン （悪性新生物<＊3>）	責任開始日（復活の場合は復活日）からその日を含めて91日目（ガン給付責任開始期）以後に初めて所定のガン（悪性新生物）<＊4>と診断確定<＊5>されたとき
心疾患	責任開始期以後に発病した所定の心疾患<＊4>を直接の原因として、その治療を目的に入院をしたとき
脳血管疾患	責任開始期以後に発病した所定の脳血管疾患<＊4>を直接の原因として、その治療を目的に入院をしたとき

<＊3> 上皮内ガンは除きます。

<＊4> 対象となるガン（悪性新生物）・心疾患・脳血管疾患については、保険料払込免除特約条項別表２をご確認ください。

<＊5> ガン給付責任開始期前に所定のガン（悪性新生物）と診断確定されていた場合には、保険料の払込みを免除しません。

○ この特約は、契約時のみ付加することができます。（中途付加はできません。）

○ この特約を付加した場合、この特約の保障にあたる保険料をご負担いただきます。ただし、この特約部分の保険料は特別勘定に繰入れません。そのため、特別勘定で運用される金額は、この特約を付加しない場合の金額と同額となります。

○ 保険料の払込免除の事由が発生する前に限り、この特約を解約することができます。ただし、この特約には解約払戻金はありません。なお、選択されている保険料払込プランが半年払プラン、年払プランまたは前納プランの場合は、未到来の払込期月の保険料を契約者に払戻します。

○ ご契約が自動延長定期保険、変額払済保険、定額延長定期保険に変更された場合、この特約は消滅します。

ご注意	被保険者がガン給付責任開始日前にガン（悪性新生物）と診断確定された場合で、診断確定の日からその日を含めて180日以内に契約者からお申出があったとき、この特約を無効とし、この特約の既払込保険料に相当する金額を契約者に払い戻します。

保険金

保険金のお支払い

1.死亡保険金のお支払い

○ 被保険者が保険期間中に死亡された場合、被保険者が死亡した日の積立金額または基本保険金額のいずれか大きい金額を、死亡保険金として死亡保険金受取人にお支払いします。

2.高度障害保険金のお支払い

○ 被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病を原因として、保険期間中に高度障害状態<＊1>に該当した場合、高度障害保険金の支払事由が生じた日の積立金額または基本保険金額のいずれか大きい金額を、高度障害保険金として被保険者<＊ 2>にお支払いします。

<＊1>「高度障害状態」については変額保険（有期型）　普通保険約款別表2をご確認ください。

<＊2> 契約者が法人かつその法人が死亡保険金受取人および満期保険金受取人の場合、その法人が高度障害保険金の受取人となります。

3.満期保険金について

○ 被保険者が保険期間満了時に生存している場合、保険期間満了日の積立金額を満期保険金として、満期保険金受取人にお支払いします。

ご注意	死亡保険金、高度障害保険金、満期保険金は重複してお支払いすることができません。いずれかの保険金が支払われた場合、ご契約は消滅します。

リビング・ニーズ特約

1.リビング・ニーズ保険金のお支払い

○ 被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき、死亡保険金の全部または一部をリビング・ニーズ保険金として被保険者にお支払いします。

○ リビング・ニーズ保険金は、特約基準保険金額からこの保険金の請求日より6か月間の特約基準保険金額に対応する利息および保険料を差引いた金額となります。

$$\text{支払額} = \text{特約基準保険金額} - \left(\begin{array}{c}\text{6か月間の}\\ \text{特約基準保険金額}\\ \text{に対応する利息}\end{array}\right) - \left(\begin{array}{c}\text{6か月間の}\\ \text{特約基準保険金額}\\ \text{に対応する保険料}\end{array}\right)$$

【特約基準保険金額】

・ リビング・ニーズ保険金を支払う際に基準となる金額のことをいいます。特約基準保険金額は基本保険金額の範囲内で、被保険者にご指定いただきます。ただし、リビング・ニーズ特約が付加されている他のご契約と通算して、同一被保険者で3,000万円が限度となります。

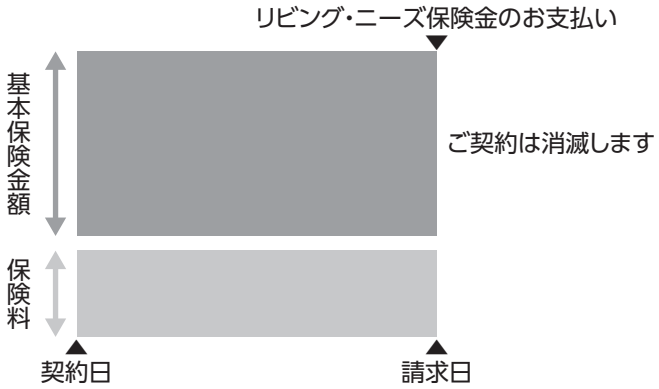
○ 請求日における積立金額が基本保険金額を上回る場合は、積立金額から基本保険金額を差引いた金額に、基本保険金額に対する特約基準保険金額の割合を乗じた額もお支払いします。

○ リビング・ニーズ保険金をお支払いした場合、次の取扱いとなります。

【基本保険金額の全部をお支払いした場合】

・ リビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼってご契約は消滅します。

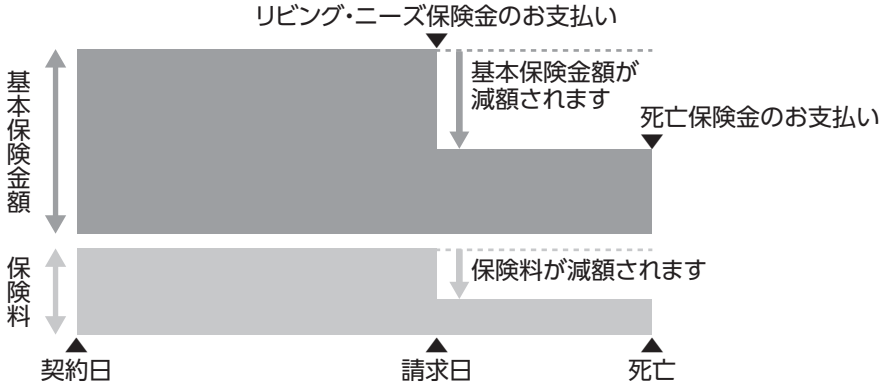
<イメージ図>



【基本保険金額の一部をお支払いした場合】

・ リビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって基本保険金額が減額されたものとし、減額部分に相当する保険料も減額されます。(減額部分に解約払戻金はありません。)

<イメージ図>



○ 変額終身保障移行特約により変額終身保障へ移行した場合のリビング・ニーズ保険金は、特約基準保険金額となります。特約基準保険金額は、リビング・ニーズ保険金の請求日における積立金額の所定の範囲内で被保険者が指定した金額となります。ただし、リビング・ニーズ特約が付加されている他のご契約と通算して、同一被保険者で3,000万円が限度となります。なお、リビング・ニーズ保険金をお支払いした場合、次の取扱いとなります。

【積立金額の全部をお支払いした場合】

・ リビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼってご契約は消滅します。

【積立金額の一部をお支払いした場合】

・ リビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって積立金額が減額されたものとします。(減額部分に解約払戻金はありません。)

ご注意	・ 法人が契約者の場合はリビング・ニーズ特約を付加することはできません。 ・ 請求日から保険期間満了日までの期間が１年以内である場合、リビング・ニーズ保険金はお支払いしません。 ・ リビング・ニーズ保険金のお支払いは、１契約について１回を限度とし、支払後にこの特約は消滅します。 ・ リビング・ニーズ特約は、年金移行特約が付加された場合、または介護年金移行特約が付加され介護年金に移行するとき、消滅します。

2.リビング・ニーズ保険金の代理請求について

○ 被保険者が、リビング・ニーズ保険金を請求できない「特別な事情」があるとき、あらかじめ指定された指定代理請求人が、被保険者にかわって請求することができます。
○ 指定代理請求人を指定する場合、契約者が被保険者の同意を得た上で、所定の範囲内で指定します。その範囲は、指定代理請求特約の範囲と同一です。（指定代理請求特約については、P.69をご参照ください。）
○ 指定代理請求特約が付加されている場合は、同特約で指定した指定代理請求人が優先され、リビング・ニーズ特約で指定した指定代理請求人は適用されません。

保険金等のお支払いや保険料の払込免除ができない場合

免責事由に該当した場合

次の理由によるときには保険金等のお支払いや保険料の払込免除ができません。

1. 死亡保険金

次のいずれかにより、被保険者が死亡したとき

① 責任開始日からその日を含めて３年以内<*>の被保険者の自殺
ただし、自殺に際して心神喪失またはこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を断つ認識がなかったと認められる場合は、お支払いすることがあります。

<*> 終身移行特約による終身保障への移行後は、責任開始の日から２年以内となります。

② 死亡保険金受取人の故意
ただし、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人である場合、その受取人が受取るべき金額のみを免責とし、残額を他の死亡保険金受取人にお支払いします。

③ 契約者の故意

④ 戦争その他の変乱

ご注意	<戦争その他の変乱時の死亡保険金のお支払いについて> 戦争その他の変乱によって死亡したときでも、該当する被保険者の数によっては、影響の程度に応じて死亡保険金を削減してお支払いするか、または全額をお支払いする場合があります。

2. 高度障害保険金

次のいずれかにより、被保険者が高度障害状態に該当したとき

① 契約者または被保険者の故意

② 戦争その他の変乱

ご注意	<戦争その他の変乱時の高度障害保険金のお支払いについて> 戦争その他の変乱によって高度障害状態に該当したときでも、該当する被保険者の数によっては、影響の程度に応じて高度障害保険金を削減してお支払いするか、または全額をお支払いする場合があります。

3. 保険料の払込免除

次のいずれかにより、被保険者が身体障害の状態に該当したとき

① 契約者または被保険者の故意または重大な過失
② 被保険者の犯罪行為
③ 被保険者の精神障害を原因とする事故
④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
⑦ 戦争その他の変乱
⑧ 地震、噴火または津波

ご注意	<戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の保険料の払込免除について> 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波によって身体障害の状態に該当したときでも、該当する被保険者の数によっては、影響の程度に応じて保険料の払込免除をする場合があります。

4. リビング・ニーズ保険金（リビング・ニーズ特約を付加した場合）

次のいずれかにより、被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき

① 被保険者の犯罪行為
② 契約者、被保険者または指定代理請求人の故意
③ 戦争その他の変乱

ご注意	<戦争その他の変乱時のリビング・ニーズ保険金のお支払いについて> 戦争その他の変乱によって被保険者の余命が6か月以内と判断されるときでも、該当する被保険者の数によっては、影響の程度に応じてリビング・ニーズ保険金を削減してお支払いするか、または全額をお支払いする場合があります。

5. 介護年金（介護年金への移行後）

次のいずれかにより、支払事由に該当したとき

① 契約者または被保険者の故意または重大な過失
② 被保険者の犯罪行為

6. 死亡一時金（介護年金への移行後）

後継年金受取人の故意により、支払事由に該当したとき
ただし、その後継年金受取人が死亡一時金の一部の受取人である場合、その受取人が受取るべき金額のみを免責とし、残額を他の後継年金受取人にお支払いします。

7. 災害死亡保険金（変額終身保障への移行後）

次のいずれかにより、支払事由に該当したとき

① 契約者または被保険者の故意または重大な過失
② 死亡保険金受取人の故意または重大な過失
ただし、その死亡保険金受取人が保険金の一部の受取人である場合、その受取人が受取るべき金額のみを免責とし、残額を他の死亡保険金受取人にお支払いします。
③ 被保険者の犯罪行為
④ 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故
⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
⑦ 地震、噴火または津波
⑧ 戦争その他の変乱

ご注意	<地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱時の災害死亡保険金のお支払いについて> 地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって死亡したときでも、該当する被保険者の数によっては、影響の程度に応じて災害死亡保険金を削減してお支払いするか、または全額をお支払いする場合があります。

重大事由による解除の場合

次の事由に該当し、保険契約を解除した場合、たとえ保険金等をお支払いする事由が生じていても、保険金等をお支払いいたしません。また、保険料の払込みを免除する事由が生じていても、保険料の払込を免除いたしません。

① 契約者、被保険者または保険金等の受取人が保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
② 保険金等の請求に関し、保険金等の受取人に詐取行為（未遂を含みます。）があったとき
③ 契約者、被保険者、保険金の受取人または年金受取人（後継年金受取人を含む）が、反社会的勢力＜＊1＞に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係＜＊2＞を有していると認められるとき

＜＊1＞ 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

＜＊2＞ 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、契約者もしくは保険金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

④ その他、当社の契約者、被保険者、保険金の受取人または年金受取人に対する信頼を損ない、保険契約の継続を困難とする上記①②③と同等の重大な事由があるとき

告知義務違反による解除の場合

契約者または被保険者には健康状態等について、事実をありのまま正しく告知をしていただく義務があります。これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。この場合、次のとおりお取扱いいたします。

① 保険金等をお支払いすることはできません。
② お支払いする解約払戻金があれば契約者にお支払いします。
③ 保険料の払込みを免除することができません。

ただし、保険金等の支払事由または保険料の払込みを免除する事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合は、保険金等のお支払いまたは保険料の払込免除をします。

詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効の場合

次の事由に該当した場合には、受取った保険料は払戻しいたしません。

① 契約者、被保険者または受取人の詐欺または強迫を理由として保険契約を締結または復活をしたときに、当社がその保険契約を取消した場合
② 契約者が保険金を不法に取得する目的、または他人に保険金等を不法に取得させる目的で保険契約を締結または復活したときに、当社がその保険契約を無効とした場合

ご契約が失効した場合

猶予期間内に保険料が払込まれず、猶予期間満了日の翌日に自動延長定期保険に変更できない場合、ご契約は失効します。失効後、保険金等はお支払いしません。

第1回保険料が払込まれないことによる無効の場合

「責任開始期に関する特約」が付加され、第1回保険料が払込猶予期間内に払込まれない場合、ご契約は無効となります。この場合、ご契約の復活のお取扱いはありません。
なお、無効となったご契約のご契約者または被保険者については、当社では一定期間（無効となったご契約の契約日から2年間）新たなご契約のご契約者または被保険者としてお引受けしません。

保険金等を「お支払いする場合」「お支払いできない場合」の具体例

保険金等をお支払いする場合、お支払いできない場合の主な事例は次のとおりです。なお、「お支払いする場合」の事例でも、保険金等をお支払いできない他の事由に該当するときは、お支払いできないことがあります。

事例１　責任開始期と発生時期

○ 当社が保障の責任を開始する前に発生した傷害を原因とする場合は、保険金等のお支払いや保険料の払込免除をすることはできません。

○ 保険料の払込みが免除される場合

責任開始期以後に発生した「不慮の事故」を原因として、所定の身体障害の状態に該当された場合



○ 保険料の払込みが免除されます

※責任開始期以後に発生した不慮の事故により、所定の身体障害の状態に該当されたため、保険料の払込みが免除されます。

× 保険料の払込みが免除されない場合

責任開始期前に発生した「不慮の事故」を原因として、所定の身体障害の状態に該当された場合



× 保険料の払込みが免除されません

※責任開始期前に発生した不慮の事故により、所定の身体障害の状態に該当されたため、保険料の払込みが免除されません。

事例２　告知義務違反による解除

○ 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日から２年以内であればご契約を解除し、保険金等をお支払いできないことがあります。（責任開始日から２年を経過していても、保険金等の支払事由が２年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。）

○ お支払いする場合

告知書の告知項目について、正しく告知（記入）されてご契約し、1年後に脳卒中を原因として死亡された場合

ご契約に際して、告知義務違反がないため

○ 死亡保険金をお支払いします

× お支払いできない場合

脳卒中により、医師から定期的に様子をみると言われた経過観察中であるにもかかわらず、そのことを告知書で正しく告知されずにご契約し、1年後に脳卒中を原因として死亡された場合

告知義務違反により、ご契約は解除となり

× 死亡保険金はお支払いできません

事例３　所定の高度障害状態

○ 高度障害保険金は、約款所定の高度障害状態に該当し、かつ回復の見込みがないときにお支払いします。したがって、所定の高度障害状態に該当しない場合はお支払いできません。高度障害保険金の支払対象となる約款所定の高度障害状態は、身体障害者福祉法等に定める障害状態等とは異なる場合があります。

○ お支払いする場合

ご契約加入後に発病した「脊髄小脳変性症（せきずいしょうのうへんせいしょう）」によって全身の機能が低下し、食事の摂取、排泄や排泄の後始末、衣服の着脱、起居、歩行、入浴の全てにおいて、自力では全く不可能で、常に他人の介護を要する状態に該当し、かつ**回復の見込みがない場合**

約款所定の高度障害状態に該当しているため

○ 高度障害保険金をお支払いします

× お支払いできない場合

「脳梗塞（のうこうそく）」の後遺症として左半身の麻痺が生じ、入浴や排泄の後始末、歩行については、いずれも常に他人の介護を要する状態ではあるものの、右半身は正常に動かすことができ、食事の摂取や衣服の着脱、起居は**自力で行なえる場合**

約款所定の高度障害状態に該当していないため

× 高度障害保険金はお支払いできません

特別勘定と資産運用

特別勘定について

○ 変額保険（有期型）は、特別勘定の運用実績に基づいて、将来の満期保険金、解約払戻金、死亡保険金などが変動（増減）するため、他の保険種類にかかわる資産とは区別して資産の管理・運用を行う必要があります。当社は、そのため特別勘定を設けるとともに、特別勘定の資産を他の資産とは独立した方針に基づき運用します。

○ 特別勘定の資産運用は高い収益も期待できますが、一方で株価の低下や為替の変動などによる投資リスクも負うことになります。変額保険（有期型）では資産運用の実績が直接将来の満期保険金、解約払戻金、死亡保険金などに反映されることから、資産運用の成果とリスクがともに契約者に帰属することになります。

○ 変額保険（有期型）用の特別勘定で管理されている資産からの利益および損失は、原則として、変額保険（有期型）契約のみに割り当てられ、他の種類の保険契約に割り当てられることはありません。

○ 特別勘定における資産運用の成果が契約者の期待どおりでなかった場合でも、当社または第三者が契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。

○ 契約者は特別勘定資産の運用方法については、一切の指図はできません。

保険料のしくみ

1. 払込方法

○ この保険の保険料の払込方法は、月払のみです。（保険料の払込方法については、P.8を参照ください。）

2. 特別勘定への繰入日および保険料の配分割合の指定と変更

○ 保険料から、保険関係費のうち「保険契約の締結、維持および保険料の集金に必要な費用」「保険料払込免除に関する費用」を控除した額を特別勘定に繰入れます。特別勘定への繰入日は、次のとおりとなります。

- 第１回保険料：契約日
- 第２回以降の保険料：月単位の契約応当日

○ 契約者はご契約の際に保険料を繰入れる特別勘定を選択することができます。なお、複数の特別勘定を選択されたときは、各特別勘定への保険料の配分割合を指定していただきます。

○ 契約者はご契約の際に選択された特別勘定および各特別勘定への配分割合をいつでも変更することができます。特別勘定および各特別勘定への配分割合の変更は、必要書類を当社が受付けた日の属する月の直後に到来する払込期月に払込むべき保険料から反映されます。

3. 保険料の運用

○ 特別勘定に繰入れられた保険料が個々の特別勘定ごとに運用され、運用資産から所定の保険関係費や資産運用関係費を差引いて、日々の特別勘定の資産が評価されます。また、契約ごとに差引かれるべき費用があればその額が差引かれて、契約ごとの積立金額が決まります。

積立金の計算

1. ユニットプライス・ユニット数

○ この保険においては、日々変動（増減）しているご契約ごとの積立金を特別勘定ごとに「ユニットプライス」（単位価額）と「ユニット数」（単位数）で把握します。

・ ユニットプライス（単位価額）
特別勘定資産の積立金の１ユニットに対する価額のことをいい、特別勘定資産の評価を反映して毎日計算されます。

<ユニットプライスの算出方法>

$$\text{当日のユニットプライス} = \text{前日のユニットプライス} \times \frac{\text{当日末特別勘定の資産残高}}{\text{当日始特別勘定の資産残高}} \times \left(1 - \frac{\text{所定の保険関係費<*>}}{365}\right)$$

<＊>「特別勘定の管理に必要な費用」と「基本保険金額を最低保証するための費用」

※ 資産運用関係費は、特別勘定資産残高算出の際に控除されています。

・ ユニット数（単位数）
特別勘定資産における契約者の保有分を表す単位のことをいいます。保険料から所定の費用を控除した額に対するユニット数は、この額をユニットプライスで割ることにより求められます。ただし、毎月の「死亡保障などに必要な費用」の控除や、契約内容の変更等によって、ユニット数は変動します。

<ユニット数の算出方法>

ユニット数　＝　特別勘定への繰入額　÷　特別勘定への繰入日前日のユニットプライス

<保険関係費のうち死亡保障などに必要な費用が控除されることにより減少するユニット数の算出方法>

$$\text{保険関係費のうち死亡保障などに必要な費用が控除されることにより減少するユニット数} = \text{保険関係費のうち死亡保障などに必要な費用} \div \text{月単位の契約応当日前日のユニットプライス}$$

2. ご契約ごとの積立金

○ ご契約ごとの積立金は、個々の特別勘定のユニット数と、日々定まる特別勘定のユニットプライスを把握することにより、計算されます。

ご契約ごとの積立金	各特別勘定の積立金の合計
各特別勘定の積立金	各特別勘定のユニットプライス×各特別勘定のユニット数

<ユニット数およびユニットプライスの変動による積立金の推移の例>

	1年後	2年後	3年後
ユニット数	1,200口	2,700口	3,700口
ユニットプライス	100	80	120
積立金	120,000円	216,000円	444,000円

特別勘定における資産運用

1. 運用の基本方針

○ 特別勘定の運用にあたっては、生命保険会社の資産の運用に関する法令・諸規則を遵守し、特別勘定資産の着実な成長と中長期的視点に立った収益の獲得を目指します。
○ 特別勘定の種類と運用方針の詳細は、「特別勘定の種類と運用方針」をご参照ください。
○ 将来、特別勘定の新設のほか、既に設定されている特別勘定について廃止することがあります。

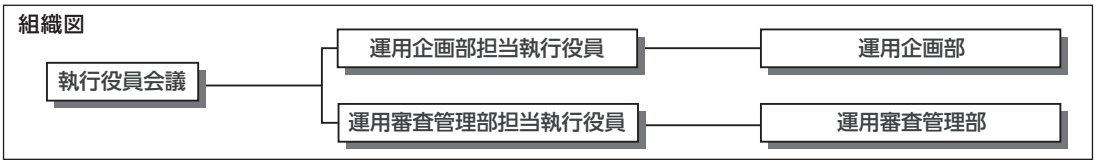
2. 特別勘定資産の評価方法

○ 特別勘定資産の評価は毎日行い、その結果を積立金の増減に反映させます。
○ 特別勘定資産の評価方法は次のとおりです。ただし、この評価方法については、将来変更されることがあります。
① 有価証券その他公正なる会計慣行で有価証券に準じた取扱いが適当とされる資産については、時価*により評価するものとします。
② 上記①以外の資産については、原価法によるものとします。
③ 為替予約、先物・オプション取引等のデリバティブ取引については、時価*により評価を行い、評価差額を損益に計上します。

＊ 時価については、当社が評価日に合理的な方法により入手できる価格を使用します。なお、評価日の価格が把握困難な場合、前日の価格を使用します。

3. 運用体制（2026年3月現在）

○ この保険に関する特別勘定の運用について、投資対象となる投資信託の発注業務は、運用企画部が担当します。
○ 各特別勘定で投資する投資信託の評価、モニタリング業務およびユニットプライス算出などの特別勘定の運用管理業務は、運用審査管理部が担当します。
（ただし、今後予告なく変更することがあります。）



特別勘定群について

○ この保険では、複数の特別勘定で構成される特別勘定群を、1または2以上設定しています。
○ 契約者は、お申込みの際に当社があらかじめ設定した特別勘定群を指定いただくこととなり、配分割合の指定・変更、積立金の移転の際には、その指定された特別勘定群に含まれる特別勘定を選択いただくこととなります。
○ この保険の特別勘定群は、「B型」です。

特別勘定の種類と運用方針

○ 特別勘定の種類と各特別勘定の運用方針は、以下のとおりです。ただし、特別勘定の種類と各特別勘定の運用方針については、今後変更することがあります。

○ 特別勘定の種類と各特別勘定で投資を予定している投資信託は当社が定めます。なお、投資信託の組入比率は、原則高位を維持しますが、保険契約の異動等に備え一定の現預金等を保有します。

種類	特別勘定の名称	投資対象となる投資信託の名称<＊1>	運用会社	運用方針	資産運用関係費(消費税込・年率)
国内株式	国内株式インデックス	国内株式インデックス・ファンドVA	ブラックロック・ジャパン株式会社	主としてわが国の証券取引所に上場されている株式を主要投資対象とし、TOPIX(東証株価指数、配当込み)の動きに連動する運用成果を目指します。	0.0605%
	国内株式インデックス(高配当株型)	インデックスファンド日経平均高配当株50	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社	わが国の金融商品取引所に上場している株式等を主要投資対象とし、日経平均高配当株50指数(トータルリターン)に連動する投資成果を目指します。	0.1980%
外国株式	外国株式インデックス	JDFインデックス・ファンド外国株式I	ブラックロック・ジャパン株式会社	日本を除く先進国の株式市場を代表する指数(MSCI コクサイ指数(税引後配当込み、国内投信用、円建て))に連動する投資成果を目指します。	0.1650%程度
	米国株式インデックス	米国株式(S&P500)インデックス・ファンドVA	ブラックロック・ジャパン株式会社	主にブラックロック・グループが運用する米国の株式に投資する上場投資信託証券および米国の株式へ投資し、S&P500指数(配当込み、円換算ベース)に連動する運用成果を目指します。	0.0531%程度
	米国株式インデックス(レバレッジ型)	米国株式スマートアロケーション2.0ファンド	ファンドロジック(ジャージー)リミテッド	米国主要500銘柄による株価指数に最大約2倍のレバレッジをかけ、市場環境に応じて素早く配分の引き上げ・引き下げを行う戦略<＊2>に連動する運用成果を目指します。	0.0900%<＊3>
	外国株式アクティブ1型	フランクリン・テンプルトン・グローバル株式ファンドVA	フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社	日本を除く世界各国の主要株式市場に投資することにより、中長期的な運用成果を目指します。クオンツ手法により多面的に分析し、個別銘柄を選択します。原則として、円に対する為替ヘッジは行いません。	0.7480%
国内債券	国内債券インデックス	国内債券インデックス・ファンドVA	ブラックロック・ジャパン株式会社	円建ての債券等を主要投資対象とし、NOMURA-BPI 総合に連動する運用成果を目指します。	0.0825%
外国債券	外国債券インデックス	外国債券インデックス・ファンドVA	ブラックロック・ジャパン株式会社	日本を除く先進国の国債等を主要投資対象とし、FTSE世界国債インデックス(除く日本、国内投信用円ベース)に連動する運用成果を目指します。	0.0825%

種類	特別勘定の名称	投資対象となる投資信託の名称<＊1>	運用会社	運用方針	資産運用関係費(消費税込・年率)
リート	国内リート	国内リートインデックス・ファンドVA	ブラックロック・ジャパン株式会社	日本の不動産投資信託証券等を主要投資対象とし、S&P　J−REIT指数(配当込み)に連動する運用成果を目指します。	0.0660%
	先進国リート	先進国リートインデックス・ファンドVA	ブラックロック・ジャパン株式会社	日本を除く先進国の不動産投資信託証券等を主要投資対象とし、S&P先進国REIT指数(除く日本、税引後配当込み、円換算ベース)に連動する運用成果を目指します。	0.0935%
コモディティ	ゴールドインデックス	ゴールド・ファンド	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社	日本を含む世界の金融商品取引所に上場されている、金地金価格への連動を目標とする上場投資信託証券等を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指します。原則として為替ヘッジは行いません。	0.2145%
バランス	バランス株式50	SMAM・バランスファンドVA50	三井住友DSアセットマネジメント株式会社	実質的に国内外の株式・債券への分散投資を行うことにより、長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。基本資産配分比率を、国内株式25%、キャッシュを含む国内債券25%、外国株式25%、外国債券25%を基本とします。	0.3240%程度
マネー	マネー	ＳＭＡＭ・ＦＧマネーファンドVA	三井住友DSアセットマネジメント株式会社	円建ての公社債等を中心に投資を行い、安定した運用成果を目指します。	0%〜0.1980%<＊4>

<＊1> 投資信託の正式名称については、「特別勘定のしおり」をご確認ください。(例：国内株式インデックス・ファンドVA→国内株式インデックス・ファンドVA(適格機関投資家専用))

<＊2> この戦略は市場環境に応じてレバレッジの調整と日中の値動きを捉えた短期売買を行います。詳細は「特別勘定のしおり」をご覧ください。ご選択の際はお客さまの運用方針に適しているか十分にご確認ください。

<＊3> 投資する投資信託はジャージー籍の外国籍投資信託であるため、資産運用関係費は消費税対象外となります。また、資産運用関係費のほか、指数管理費用(ファンドの投資対象となる指数連動債券の純資産総額に対して年率0.15%)およびレバレッジ取引にかかる費用(ファンドの投資対象となる指数連動債券の純資産総額を最大約2倍にふやした実質運用資産に対して年率0.29%程度)等を指数連動債券の価格等において控除し、基準価額に反映します。

<＊4> 前月の最終5営業日における無担保コール翌日物レートの平均値に応じた率を用いて各月ごとに決定するため、上限と下限のみを記載しております。

※ 主な投資対象となる投資信託が廃止されるなど、その投資信託による運用が困難となる特別な事情がある場合、他の投資信託に変更することがあります。

※ 資産運用関係費は信託報酬等を記載しています。この他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の費用・税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用が発生する場合は、特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。

※ 資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

※ 投資対象となる投資信託の詳細につきましては、「特別勘定のしおり」をご確認ください。

※ 「変額終身保障移行特約」を付加して変額終身保障へ移行した場合、移行後はこの特約の特別勘定で運用を行います。(「変額終身保障移行特約」については、P.58をご参照ください。)

諸費用について

この保険に係る費用は、つぎの費用の合計となります。
※内容は将来変更されることがあります。

保険料の払込期間中または特別勘定での運用期間中（変額終身保障移行特約による変額終身保障への移行後を除く）にご負担いただく費用

<すべての契約者にご負担いただく費用>

項目	目的	費用	時期
保険関係費	保険契約の締結、維持および保険料の集金に必要な費用	<＊1>	特別勘定への繰入れの際に保険料から控除
	特別勘定の管理に必要な費用	積立金額に対して年率0.52%	左記の年率の1/365を乗じた金額を毎日控除
	基本保険金額を最低保証するための費用	積立金額に対して年率0.03%	左記の年率の1/365を乗じた金額を毎日控除
	死亡保障などに必要な費用	<＊1>	契約日および月単位の契約応当日の始めに積立金から控除
	保険料払込免除に関する費用	保険料に対して0.1%～0.2%（保険料払込期間に応じます）を乗じた額	特別勘定への繰入れの際に保険料から控除
資産運用関係費 <＊2>	特別勘定の運用にかかわる費用	特別勘定ごとに異なります。 P.42～43「特別勘定の種類と運用方針」をご確認ください。	各特別勘定の資産残高に対して所定の年率の1/365を乗じた金額を毎日控除

<特定の契約者にご負担いただく費用>

項目	目的	費用	時期
保険料払込免除特約を付加した場合の費用	当該特約における保険料払込免除に関する費用	<＊1>	特別勘定への繰入れの際に保険料から控除

変額終身保障移行特約による変額終身保障への移行後の特別勘定での運用期間中にご負担いただく費用

項目	目的	費用	時期
保険関係費	保険契約の維持に必要な費用	積立金額に対して年率0.25%	左記の年率の1/365を乗じた金額を毎日控除
	災害死亡保障に必要な費用	<＊1>	移行日以後の月単位の契約応当日に積立金から控除
資産運用関係費 <＊2>	特別勘定の運用にかかわる費用	特別勘定ごとに異なります。 P.42 ～ 43「特別勘定の種類と運用方針」をご確認ください。	各特別勘定の資産残高に対して所定の年率の1/365を乗じた金額を毎日控除

<＊1> 被保険者の性別・年齢などにより異なります。そのため、具体的な金額や上限額を表示することができません。

<＊2> 資産運用関係費は信託報酬等を記載しています。この他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の費用・税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用が発生する場合は、特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。
資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

特別勘定での運用期間中にご負担いただく費用

項目	目的	費用	時期
積立金移転手数料	1保険年度16回目から、インターネット以外の方法で、積立金を移転する際にかかる費用	1回につき2,500円	積立金の移転時に積立金から控除

年金移行特約、介護年金移行特約および年金支払特約による年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	目的	費用	時期および対象
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して 1%	年金支払日に責任準備金から控除

※ 上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

解約時にご負担いただく費用

契約日から解約日までの保険料払込年月数が10年未満の場合には、契約日からの保険料払込年月数に応じた解約控除額が解約日の積立金額から差引かれます。なお、解約控除額は、保険料払込年月数、被保険者の性別・年齢などによって異なるため、具体的な金額を表示することができません。

※ 保険料払込年月数が10年未満の場合に、基本保険金額の減額、自動延長定期保険、変額払済保険、定額延長定期保険への変更、および解約払戻金を原資とした年金等への移行にも解約控除がかかります。

ご契約後のお取扱いについて

積立金の移転（スイッチング）

○ 特別勘定での運用期間中は、何度でも自由に積立金を移転できます。ただし、1保険年度に15回を超える移転については、手数料がかかる場合があります。（積立金移転手数料については、P.45をご参照ください。）
○ 当社がスイッチングのお申出を受付けた日の翌営業日の積立金を基準に積立金移転を行い、その翌日からご指定の特別勘定で運用を開始します。
○ スイッチングの受付方法等については、次のとおりです。

受付方法等	
インターネット	ご利用時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）　8：00 ～ 24：00 ※ 15時までは当日受付、15時以降は翌営業日受付となります。
電話	受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）　9：00 ～ 17：00 ※ 15時までは当日受付、15時以降は翌営業日受付となります。
請求書	不備のない書類が三井住友海上プライマリー生命に到着した日が受付日となります。

ご注意	お客さまが積立金の移転（スイッチング）を行った際には、選択した特別勘定によっては基準となる指標やリスクの種類が異なる場合がありますのでご注意ください。

積立金配分自動調整制度（オート・アセット・リバランス）

○ 契約時もしくは特別勘定での運用期間中に契約者のお申出があれば、積立金の特別勘定ごとの構成割合を一定に保つよう、特別勘定の積立金の一部を定期的に他の特別勘定に移転することができます。この場合、上記のスイッチングの回数にカウントされません。
○ オート・アセット・リバランスは、3か月、6か月または1年ごとに調整することができます。
○ オート・アセット・リバランスの設定中にスイッチングをした場合、そのスイッチングの配分割合がオート・アセット・リバランスの新たな配分割合として設定されます。

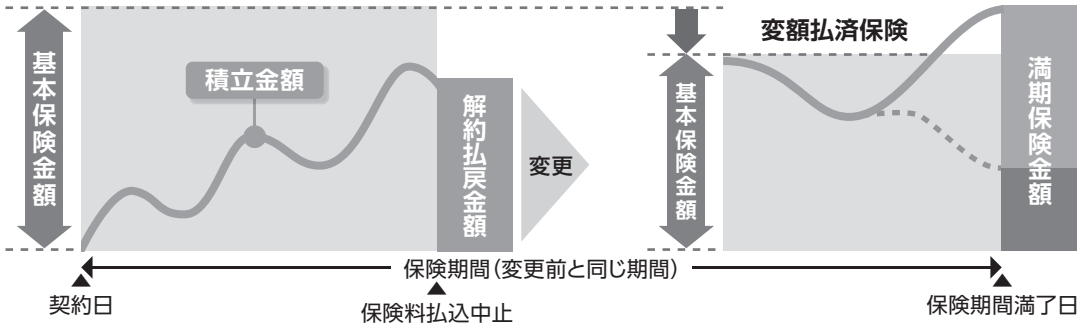
保険料の払込みが困難になられた場合のお取扱いについて

1.変額払済保険への変更

○ 保険料払込期間中であれば、将来の保険料の払込みを中止して、その時点の解約払戻金をもとに変額払済保険へ変更することができます。(特別勘定での運用を継続します。)
○ 変額払済保険への変更日は、変更のお申出の書類を当社が受付けた日となり、その翌日より効力が生じるものとし、変更後の保険期間は、変更前の契約の保険期間満了日までとします。
○ 変更後の基本保険金額は、変更日の解約払戻金額(貸付金があるときは、その元利金を差引いた額)に基づき計算します。その結果、変更後の基本保険金額が変更前の基本保険金額を下回ることがあります。また、計算の結果、変更後の基本保険金額が変更前の基本保険金額を超えるときは、変更前の基本保険金額と同額とし、変更日の解約払戻金のうち、残額を契約者にお支払いします。
○ 変額払済保険への変更日の翌日からその変更日の翌日の属する月の末日までの間に、次のいずれかの事由に該当したときは、変額払済保険への変更請求がなかったものとして取扱います。ただし、変更日の翌日が月単位の契約応当日の場合を除きます。
① 被保険者が死亡したとき
② 被保険者が高度障害保険金の支払事由に該当したことにより高度障害保険金が支払われるとき
③ 被保険者が保険料の払込免除事由に該当したことにより保険料の払込みが免除されるとき

<イメージ図>

「変更後の基本保険金額」が「変更前の基本保険金額」を下回った場合



※ イメージ図であり、積立金額等を保証するものではありません。

ご注意	・ 変額払済保険への変更後も特別勘定での運用を継続するため、満期保険金、解約払戻金等の額が払込保険料累計額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。 ・ 契約日から10年以内に変額払済保険へ変更する場合、所定の解約控除がかかります。 ・ 変額払済保険への変更後は、変更前の契約内容に戻すことができません。 ・ 変額払済保険に変更した場合、消滅する特約があります。 ・ 次の場合には、変額払済保険への変更をお取扱いできません。 　・ 変更後の基本保険金額が50万円を下回る場合 　・ 第1回保険料の払込みがない場合 　・ 前納中のご契約の場合 　・ 保険期間満了日までの期間が1か月以内の場合

2. 定額延長定期保険への変更

○ 保険料払込期間中であれば、将来の保険料の払込みを中止して、その時点の解約払戻金をもとに定額延長定期保険へ変更することができます。(特別勘定での運用は停止し、一般勘定による運用に移行します。)

○ 定額延長定期保険への変更日は、変更のお申出の書類を当社が受付けた日となり、その翌日より効力が生じるものとし、変更後の保険金額は、変更日の積立金額または基本保険金額のいずれか大きい額とします。この保険金額が、変更後の死亡・高度障害保険金額となります。

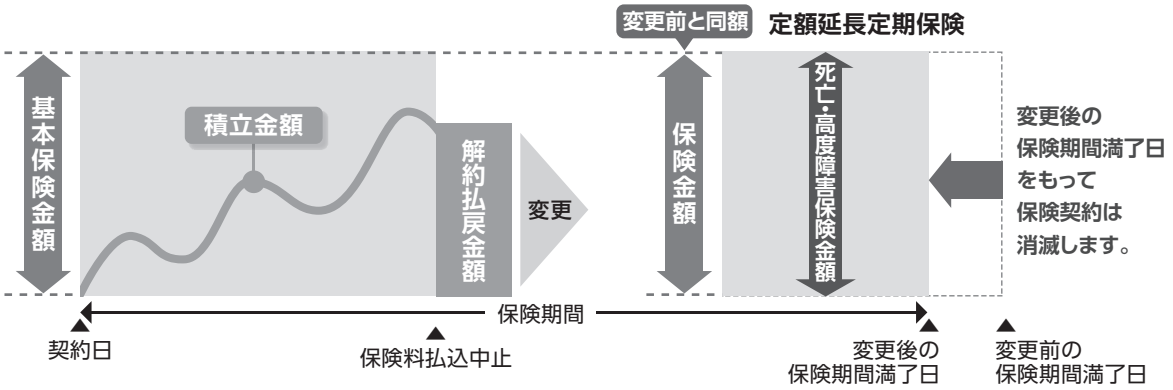
○ 変更後の保険期間満了日は、変更日の解約払戻金額(貸付金があるときは、その元利金を差引いた額)に基づき計算します。その結果、変更後の保険期間満了日が変更前の保険期間満了日より前の日となり、保険期間が短くなることがあります。また、計算の結果、変更後の保険期間満了日が変更前の保険期間満了日を超えるときは、変更前の保険期間満了日までとし、保険期間満了日に被保険者が生存しているときは生存保険金を満期保険金受取人にお支払いします。

○ 定額延長定期保険への変更日の翌日からその変更日の翌日の属する月の末日までの間に、次のいずれかの事由に該当したときは、定額延長定期保険への変更請求がなかったものとして取扱います。ただし、変更日の翌日が月単位の契約応当日の場合を除きます。

① 被保険者が死亡したとき
② 被保険者が高度障害保険金の支払事由に該当したことにより高度障害保険金が支払われるとき
③ 被保険者が保険料の払込免除事由に該当したことにより保険料の払込みが免除されるとき

<イメージ図>

「変更後の保険期間満了日」が「変更前の保険期間満了日」より短くなった場合



※ イメージ図であり、積立金額等を保証するものではありません。

ご注意	・ 契約日から10年以内に定額延長定期保険へ変更する場合、所定の解約控除がかかります。 ・ 定額延長定期保険への変更後は、変更前の契約内容に戻すことができません。 ・ 定額延長定期保険に変更した場合、消滅する特約があります。 ・ 変更後の保険期間が3か月未満の場合、定額延長定期保険への変更をお取扱いできません。 ・ 前納中のご契約については、定額延長定期保険への変更をお取扱いできません。

3. 自動延長定期保険への変更

○ 保険料の払込みがないまま猶予期間を経過した場合でも、解約払戻金があるときは、自動的に以後の保険料の払込みを中止し、保険料払込済みの自動延長定期保険に変更します。(特別勘定での運用は停止し、一般勘定による運用に移行します。)

○ 自動延長定期保険への変更日は、猶予期間満了日の翌日となり、その日から効力が生じるものとし、変更後の保険金額は、猶予期間満了時の積立金額または基本保険金額のいずれか大きい額とします。この保険金額が、変更後の死亡・高度障害保険金額となります。

○ 変更後の保険期間満了日は、猶予期間満了時の解約払戻金額(貸付金があるときは、その元利金を差引いた額)に基づき計算します。その結果、変更後の保険期間満了日が変更前の保険期間満了日よりも前の日となり、保険期間が短くなることがあります。また、計算の結果、変更後の保険期間満了日が変更前の保険期間満了日を超えるときは、変更前の保険期間満了日までとし、保険期間満了日に被保険者が生存しているときは生存保険金を満期保険金受取人にお支払いします。

○ 自動延長定期保険に変更されたときは、契約者に通知します。

○ 自動延長定期保険への変更日から3か月以内、かつ自動延長定期保険の期間内に契約者から次のいずれかのお申出があったときは、自動延長定期保険への変更を行わなかったものとして取扱います。

① 当社所定の利率による利息をつけた延滞保険料のお支払い

② ご契約の解約

ご注意	・ 契約日から10年以内に自動延長定期保険へ変更する場合、所定の解約控除がかかります。 ・ 自動延長定期保険への変更日から3か月経過後、変更前の契約内容に戻すことができません。 ・ 自動延長定期保険に変更した場合、消滅する特約があります。 ・ 変更後の保険期間が3か月未満の場合、自動延長定期保険への変更をお取扱いできません。

4. 基本保険金額の減額

○ 契約者は、当社の定める取扱範囲内で、基本保険金額を減額することができます。

○ 基本保険金額の減額は、減額のお申出の書類を当社が受付けた日の翌日を減額日とし、その日から効力が生じます。その際、基本保険金額の減額割合と同じ割合で積立金額も減額されます。

基本保険金額の減額後の積立金額は、次のとおり改めます。

減額後の積立金額=減額前の積立金額×(1 − 減額した基本保険金額/減額前の基本保険金額)

この減額される積立金額は、複数の特別勘定を選択している場合、各特別勘定の積立金額が同時に同じ割合で減額されます。そのため、特別勘定ごとに減額割合を指定することができません。

○ 基本保険金額を減額したときは、減額分は解約したものとして取扱い、その減額部分に対する解約払戻金をお支払いします。

○ 保険料払込期間中に基本保険金額を減額したときは、将来の保険料を改めます。

ご注意	・ 契約日から10年以内に基本保険金額を減額する場合、所定の解約控除がかかります。 ・ 基本保険金額の減額後は、変更前の契約内容に戻すことができません。 ・ 次の場合には、基本保険金額の減額はお取扱いできません。 　・ 減額後の基本保険金額が200万円、かつ保険料払込期間中の場合は、毎月の保険料が5千円を下回る場合 　・ 保険料の払込みが免除された契約の場合 ・ 基本保険金額の減額における解約払戻金のお支払いがこの保険の資産の運用に影響が大きいと認めたときは、最長6か月の範囲内で解約払戻金のお支払いを延期することがあります。この場合、解約払戻金に当社所定の利息を付けてお支払いします。

契約者貸付について

○ 契約者は、解約払戻金の80%を限度として貸付を受けることができます。
○ 貸付金に対する利息は、当社所定の利率で計算します。
○ 貸付金に相当する積立金については、特別勘定による運用は行わず、別に当社の定めにより計算します。
○ 契約者は、いつでも、貸付金の元利金の全部または一部を返済することができます。
○ 貸付金がある場合、以下の①～③の取扱いが行われるときはその支払金から、④⑤の取扱いが行われるときは解約払戻金から、⑥の取扱いが行われるときは満期保険金から、⑦の取扱いが行われるときは保険期間満了日の積立金から、貸付金の元利金を差引きます。
　① 保険契約が消滅したとき
　② 基本保険金額を減額したとき
　③ 契約年齢もしくは性別の誤りの処理が行われたとき
　④ 自動延長定期保険、変額払済保険または定額延長定期保険へ変更したとき
　⑤ 介護年金移行特約、年金移行特約または終身移行特約（保険料払込期間中）により年金または終身保障へ移行したとき
　⑥ 終身移行特約（保険期間満了時）により終身保障へ移行したとき
　⑦ 変額終身保障移行特約により変額終身保障へ移行したとき

ご注意	・ 自動延長定期保険または定額延長定期保険に変更した契約および終身保障または変額終身保障へ移行した契約は、契約者貸付制度をご利用いただくことはできません。 ・ 貸付金のお支払いがこの保険の資産の運用に及ぼす影響が大きいと当社が認めたときは、最長6か月の範囲内で貸付を行わないことがあります。 ・ 貸付の元利合計額が解約払戻金を超えたときは、その旨を契約者に通知します。期日（この通知を発した日の属する月の翌月末）までに所定の金額の返済がなければ、期日の翌日から失効します。

保険契約内容の変更などについて

1.年金移行特約による年金支払への移行

○ この特約は、契約日から1年経過以後で年金支払開始日の被保険者の年齢が90歳以下の場合に限り、契約者のお申し出により、ご契約の全部を将来の保険金等のお支払いにかえて、解約払戻金を原資とした年金に移行することができる特約です。

○ この特約の付加にあたっては、契約者は、被保険者の同意を得た上でお申し出いただき、当社の承諾をもって特約が付加されます。このお申し出の書類を当社が受付けた日の翌日を特約の付加日とします。

○ 年金種類は、確定年金または年金総額保証付終身年金となります。

○ 第1回年金支払日（年金支払開始日）は、この特約の付加日となります。2回目以後の年金支払日は、年金支払開始日の年単位の応当日となります。

○ 年金額は、この特約の付加日の前日における解約払戻金相当額（貸付金がある場合はその元利金を差し引いた額）を年金原資として、年金支払開始日の基礎率等（予定利率、予定死亡率等）に基づいて計算され算出されます。

○ この特約の付加のお申し出の際、年金受取人を指定いただきます。年金受取人は、契約者または被保険者となります。

ご注意	・ この特約による年金額が10万円に満たない場合は、この特約を付加することはできません。 ・ この特約による年金額が3,000万円を超える場合には、3,000万円を年金額とし、それを超える金額については第1回年金支払日に合わせて一時金でお支払いします。 ・ 年金支払期間中は、年金額の1%を上限に毎年の年金支払日に責任準備金から費用として控除します。

■確定年金
（年金支払期間:5年、10年、15年、20年）

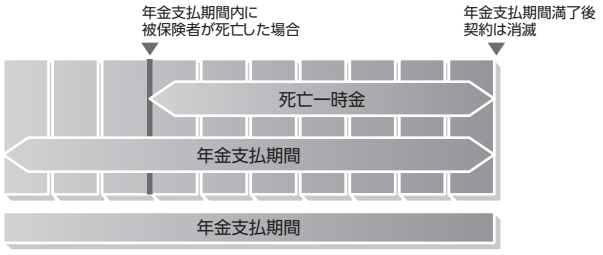
○年金支払開始日以後、あらかじめ定められた期間中、毎年、同額の年金をお支払いします。

○最終年金支払日における被保険者の年齢は105歳以下であることが必要です。

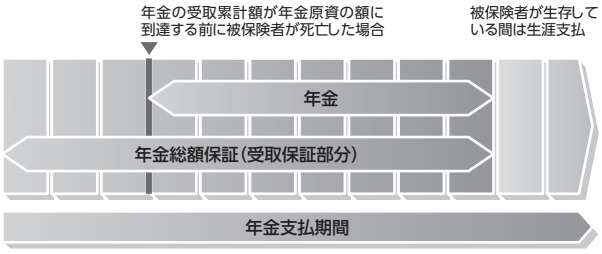
○年金支払期間中の最後の年金支払日前に被保険者が死亡した場合、死亡一時金として、将来の年金の現価に相当する金額を年金受取人*にお支払いします。また、死亡一時金のお支払いにかえて、年金支払期間中、年金受取人に引続き年金をお支払いすることもできます。

＊ 年金受取人が被保険者の場合は、後継年金受取人にお支払いします。

○年金のお支払いにかえて、年金支払期間中に一括支払を希望する場合、年金支払期間の残存期間に対応する年金の現価に相当する金額を一括してお支払いします。この場合、ご契約は年金の一括支払を行ったときに消滅します。



■年金総額保証付終身年金



○年金支払開始日以後、被保険者が生存している間は、毎年、同額の年金を生涯（終身）にわたってお支払いします。

○年金の受取累計額が年金原資の額に到達する前に被保険者が死亡した場合でも、年金原資の額に到達するまで年金を年金受取人*に引続きお支払いします。なお、この場合で、受取累計額が年金原資の額に到達するときの年金額（最後の支払年金額）は、年金原資の額からすでにお支払いした年金の合計額を控除した金額となります。

＊ 年金受取人が被保険者の場合は、後継年金受取人にお支払いします。

○年金のお支払いにかえて、年金の受取累計額が年金原資の額に到達する前に一括支払を希望する場合、受取保証部分の残存部分に対応する年金の現価に相当する金額を一括してお支払いします。なお、受取保証部分の最後の年金支払日以後に被保険者が生存している場合は、以後の年金のお支払いを再開します。その際、次の金額を再開時の年金としてお支払いします。

①まず、一括支払を行わず受取保証部分の最後の年金支払日前日まで継続して年金をお支払いした場合の年金の合計額を年金原資から控除します。

②次に、年金原資をもとに算出した年金額から①の額を控除します。この控除した金額が、受取保証部分の最後の年金支払日に被保険者が生存していた場合にお支払いする金額となります。（翌年以後は、毎年、年金原資をもとに算出した年金額をお支払いします。）

ご注意	年金総額保証付終身年金は、受取保証部分の支払中に年金の一括支払をされる場合には、受取総額が年金原資を下回ることがあります。

2. 後継年金受取人指定制度

○ 「後継年金受取人指定制度」とは、年金をお受取りになる方（年金受取人）が死亡した場合に備えて、年金受給権などの年金受取人の権利を承継する方（後継年金受取人）を契約者が事前に指定する制度です。

○ 年金移行特約の付加の際はご契約者のお申し出により、年金支払期間中は年金受取人のお申し出により、被保険者の同意を得て、当社所定の範囲で指定・変更することができます。（1名のみ指定可。）

<ご指定範囲>

①被保険者　②被保険者の配偶者　③年金受取人の3親等以内の親族または6親等以内の血族

※ 年金受取人が死亡した場合には、以後、後継年金受取人が年金受取人となります。

※ 年金受取人死亡時に、後継年金受取人が指定されていない場合もしくは後継年金受取人が既に死亡している場合、次の順位で後継年金受取人とみなします。

①被保険者

②被保険者の配偶者（①の該当がない場合）

③年金受取人の法定相続人（①②の該当がない場合）

3. 介護年金移行特約による年金支払への移行

○ この特約は、被保険者が公的介護保険制度の要介護２以上と認定されている場合、契約日から１年経過以後であれば、ご契約の全部を将来の保険金等のお支払いにかえて、介護年金に移行することができる特約です。

○ この特約の付加にあたっては、契約者は、被保険者の同意を得た上でお申し出いただき、当社の承諾をもって特約が付加されます。年金種類は、終身介護年金となります。

○ 要介護２以上の状態*に該当し、不備のない請求書類を当社が受付けた日の翌日が第１回年金支払日（年金支払開始日）となります。２回目以後の年金支払日は、年金支払開始日の年単位の応当日となります。

＊ 要介護２以上の状態とは、要介護認定等にかかる介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年４月30日厚生省令第58号）第１条第１項に定める要介護２から要介護５までのいずれかの状態をいいます。

○ 年金額は、年金支払開始日の前日における解約払戻金相当額（貸付金がある場合はその元利金を差し引いた額）を年金原資として、その日の基礎率等（予定利率、予定死亡率等）に基づいて計算され算出されます。

○ この特約における年金受取人は、被保険者となります。ただし、契約者と主契約の死亡保険金受取人が同一の法人の場合は、年金受取人をその法人とします。

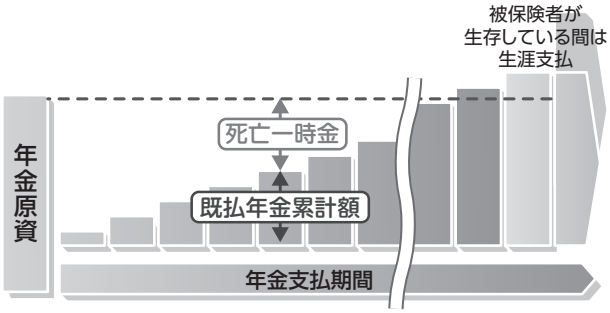
○ この特約は、年金支払開始日前に限り、いつでも解約することができます。なお、年金支払開始日以後は、この特約を解約することができません。

■終身介護年金

○年金支払開始日以後、被保険者が生存している間は、毎年、同額の年金を生涯（終身）にわたってお支払いします。

○年金の受取累計額が年金原資の額に到達する前に被保険者が死亡した場合、年金原資の額からすでにお支払いした年金の合計額を控除した金額を死亡一時金として後継年金受取人にお支払いします。なお、年金の受取累計額が年金原資の額を超えて被保険者が死亡した場合、死亡一時金はありません。

○年金のお支払いにかえて、年金の受取累計額が年金原資の額に到達する前に一括支払を希望する場合、年金原資の額からすでにお支払いした年金の合計額を控除した金額を一括してお支払いします。この場合、ご契約は年金の一括支払を行ったときに消滅します。



ご注意	・ この特約による年金額が10万円に満たない場合または年金支払開始日の被保険者の年齢が95歳を超える場合には、介護年金に移行することはできません。 ・ 年金額が3,000万円を超える場合には、その金額を年金額とし、それを超える金額については第１回の介護年金に合わせて一時金で年金受取人にお支払いします。 ・ 年金支払期間中は、年金額の1%を上限に毎年の年金支払日に責任準備金から費用として控除します。 ・ 2026年１月現在の公的介護保険制度に基づくもので、将来、公的介護保険制度が改正され、その改正がこの特約の支払事由に影響をおよぼす場合、支払事由を変更することがあります。

4. 年金支払特約について

○ この特約は、満期保険金の支払事由発生前は契約者のお申出、支払事由発生後は満期保険金受取人のお申出により、満期保険金を一時支払にかえて、年金として満期保険金受取人にお支払いする特約です。

○ お支払いする年金種類は確定年金（年金支払期間：5、10、15、20年）または保証期間付終身年金（保証期間：10年）から選択することができます。

○ 年金基金は、この特約が締結されている場合は満期保険金の支払事由の発生時、また、この特約が満期保険金受取人の申し出によって締結された場合はその締結された時点で、満期保険金の全部または一部が充当され設定されます。

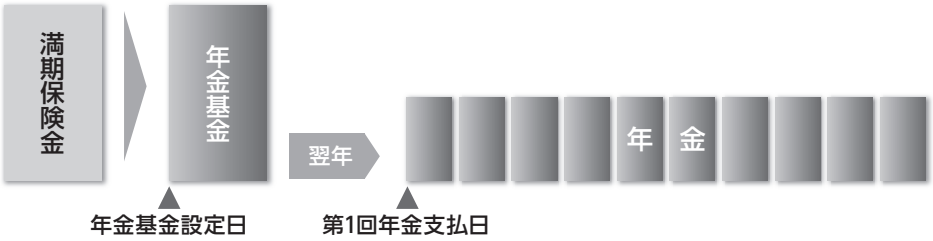
○ この特約における年金受取人は満期保険金受取人と定め、年金基金の設定日の翌年の応当日から年金を年金受取人にお支払いします。

○ 満期保険金の年金支払を選択した場合であっても、年金受取人からの請求があったときは、将来の年金支払にかえて、次の金額を一括してお支払いします。この場合、この特約は消滅します。

① 年金基金設定後第１回年金支払日前の場合は、請求時における年金基金の価額をお支払いします。

② 第１回年金支払日以後の年金支払期間中の場合は、残存支払期間に対応する未払年金の現価（保証期間付終身年金の場合は、第１回年金支払日以後の保証期間中、残存保証期間に対応する未払年金の現価）をお支払いします。

<イメージ図（確定年金の場合）>



ご注意	・ この特約によりお支払いする年金額は、年金基金の設定時における基礎率等に基づいて計算され算出されますので、ご加入時には定まっていません。 ・ 保証期間付終身年金は、被保険者が早期に死亡されるまたは保証期間中に年金の一括支払をされる等の場合には、受取総額が年金基金を下回ることがあります。 ・ この特約による年金額が10万円に満たない場合は、年金によるお支払いにかえて一括でのお支払いとなります。この場合、この特約は消滅します。また、年金額が3,000万円を超える場合には、3,000万円を年金額とし、それを超える金額については一時金でお支払いします。 ・ 年金支払期間中は、年金額の1%を上限に毎年の年金支払日に責任準備金から費用として控除します。

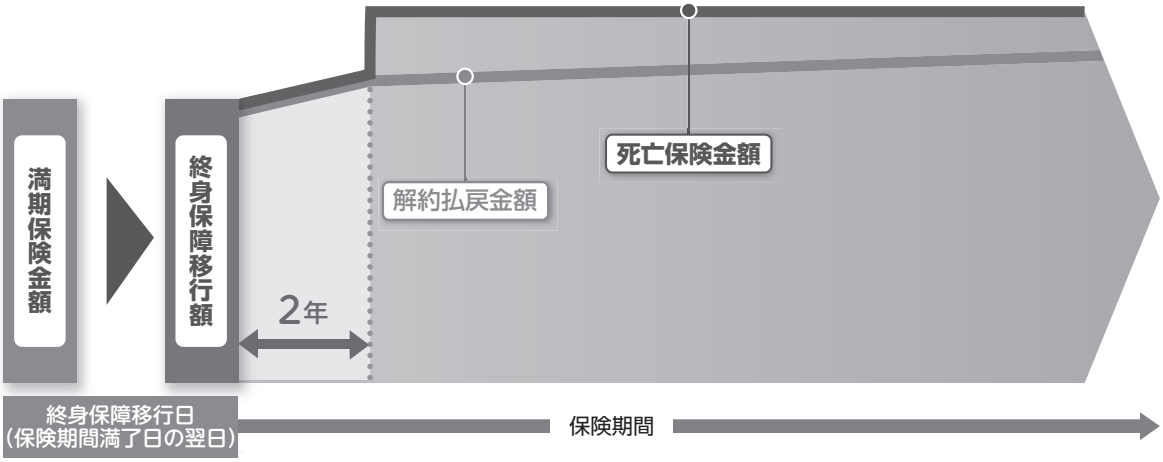
5. 終身移行特約

○ この特約は、契約日から１年経過以後の保険料払込期間中であればご契約の全部を将来の保険金等のお支払いにかえて、保険期間満了時であれば満期保険金のお支払いにかえて、一般勘定で運用する終身保障へ移行することができる特約です。
○ 終身保障へ移行するための終身保障移行額は、保険料払込期間中は特約付加日前日の解約払戻金額、保険期間満了時は満期保険金額となります。なお、貸付金がある場合はその元利金を解約払戻金、満期保険金から差引きます。
○ この特約の付加にあたっては、契約者は被保険者の同意を得た上でお申し出いただき、当社の承諾をもって特約が付加されます。保険料払込期間中であればこのお申し出の書類を当社が受付けた日の翌日、保険期間満了時であれば保険期間満了日の翌日をこの特約の付加日とします。
○ この特約が付加された日を終身保障移行日として終身保障へ移行します。
○ 終身保障移行日以後、被保険者が死亡したときには、死亡保険金を死亡保険金受取人にお支払いします。
○ 死亡保険金額は、終身保障移行日からの経過年数に応じて、次のとおりとなります。

終身保障移行日からの経過年数	死亡保険金額
２年未満	終身保障移行額を基に終身保障移行日からの経過年月数等により計算した死亡日時点の責任準備金額
２年以上	終身保障移行額を基に計算した移行後保険金額

○ 終身保障移行日以後に解約する場合、解約払戻金額は、終身保障移行額を基に終身保障移行日からの経過年月数等により計算した額となります。
○ 終身保障移行日以後にこの特約のみを解約することはできません。
○ 終身保障移行日以後は特別勘定での運用は行いません。また、変額払済保険および定額延長定期保険への変更、高度障害保険金および満期保険金の支払い、保険料の払込免除、基本保険金額の減額のお取扱いは行いません。

<イメージ図（保険期間満了時に終身保障へ移行した場合）>



※上図はイメージ図であり、将来の解約払戻金額等を保証するものではありません。

ご注意	・ 終身保障への移行には終身保障移行額が所定の金額以上であることが必要です。 ・ 終身保障への移行後、高度障害保険金の保障はなくなります。

6. 変額終身保障移行特約

○ この特約は、満期保険金のお支払いにかえて、変額終身保障へ移行することができる特約です。(特別勘定での運用を継続します。)
○ 変額終身保障へ移行するための変額終身保障移行額は、保険期間満了日の積立金額となります。なお、貸付金がある場合はその元利金を保険期間満了日の積立金から差引きます。
○ 変額終身保障移行後の基本保険金額は、保険期間満了日の(主契約の)基本保険金額と同額となります。
○ この特約の付加にあたっては、契約者は被保険者の同意を得た上でお申し出いただき、当社の承諾をもって特約が付加されます。このお申し出の書類を当社が受付けた日の翌日をこの特約の付加日とします。
○ この特約が付加され、保険期間満了を迎えた日の翌日を変額終身保障移行日として変額終身保障へ移行します。
○ 変額終身保障移行日以後、被保険者が死亡したときには、死亡保険金を死亡保険金受取人にお支払いします。死亡保険金額は、被保険者が死亡した日における積立金額となります。
○ 変額終身保障移行日以後、被保険者が所定の不慮の事故または特定感染症により死亡したときには、災害死亡保険金を死亡保険金に加えてお支払いします。災害死亡保険金額は、被保険者が死亡した日における積立金額の10%となります。

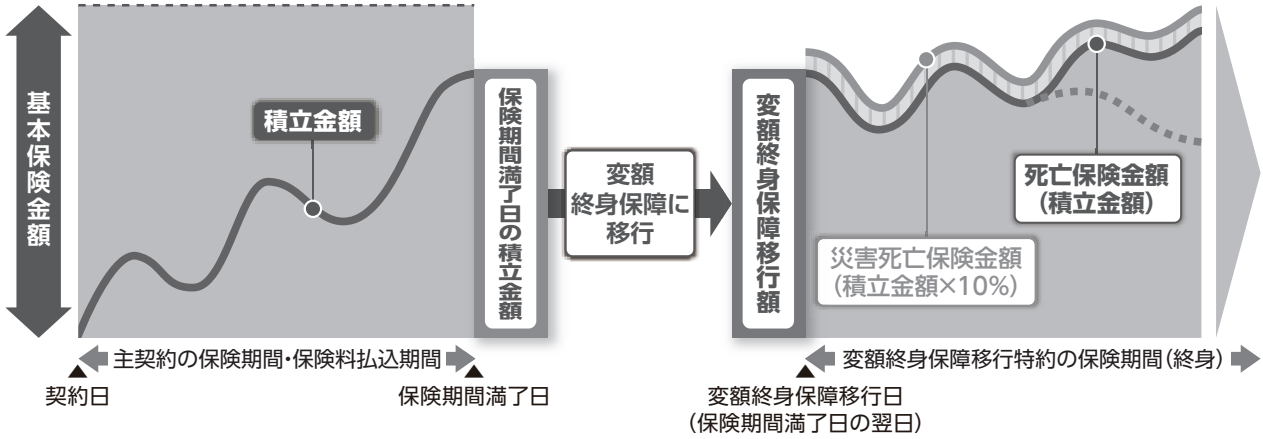
お支払事由	① 被保険者が変額終身保障移行日以後に発生した不慮の事故<＊1>を直接の原因として、その日からその日を含めて180日以内に死亡したとき ② 被保険者が変額終身保障移行日以後に発病した特定感染症<＊2>を直接の原因として死亡したとき

<＊1>「不慮の事故」については変額終身保障移行特約　特約条項別表2をご確認ください。
<＊2>「特定感染症」については変額終身保障移行特約　特約条項別表3をご確認ください。

○ 変額終身保障移行日以後に解約する場合、解約払戻金額は、解約日の積立金額となります。
○ 変額終身保障移行日以後に基本保険金額を減額する場合、基本保険金額の減額割合と同じ割合で積立金額が減額され、その減額分の積立金額を解約払戻金としてお支払いします。
○ 変額終身保障移行日以後にこの特約のみを解約することはできません。
○ 変額終身保障移行日以後は、保険関係費と特別勘定群が変更となります。(変更後の保険関係費については、P.45をご覧ください。)変更後の特別勘定群は「B型(終身)」となり、特別勘定は移行前の特別勘定の名称末尾に「(終身)」を追加した名称となります。積立金は、移行前の特別勘定に対応する移行後の特別勘定に振替えられます。
○ 変額終身保障移行日以後は変額払済保険および定額延長定期保険への変更、高度障害保険金の支払い<＊3>、契約者貸付のお取扱いは行いません。

<＊3> 被保険者が、保険期間満了日において、高度障害状態のうち回復の見込みがないことのみが明らかでないことにより高度障害保険金が支払われない場合でも、変額終身保障移行日以後も引続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込みがないことが明らかになったときは、保険期間満了日に高度障害状態に該当したものとみなして取扱います。なお、回復の見込みがないことが明らかになった時の積立金額が保険期間満了日の基本保険金額を上回る場合には、回復の見込みがないことが明らかになった時の積立金額を支払額とします。

<イメージ図>



※ 上図はイメージ図であり、将来の保険金額等を保証するものではありません。

ご注意	・ 変額終身保障への移行後も特別勘定での運用を継続するため、保険金等のお受取りになる額が払込保険料累計額や保険期間満了日の積立金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。 ・ 変額終身保障への移行には変額終身保障移行額が所定の金額以上であることが必要です。 ・ 変額終身保障への移行後、高度障害保険金の保障がなくなり、死亡保険金は基本保険金額を下回る可能性があります。 ・ 変額終身保障への移行後に積立金額が所定の金額を下回った場合、積立金を契約者にお支払いして保険契約は消滅します。

ご契約の解約

1. 解約

○ 保険期間中はいつでも、ご契約を解約して解約払戻金を受取ることができます。ただし、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。

2. 解約払戻金

○ ご契約を解約された場合、解約払戻金が支払われます。
○ 解約払戻金は、解約日における積立金額から解約控除額が差引かれた金額となります。なお、契約者貸付金があるときは、その元利金を差引きます。
○ 解約控除額は、契約日から解約日までの保険料払込年月数が10年未満の場合に、契約日からの保険料払込年月数に応じた額となります。なお、この額は、保険料払込年月数、被保険者の性別・年齢などによって異なります。

※ 保険料払込年月数が10年未満の場合に、基本保険金額の減額、自動延長定期保険、変額払済保険、定額延長定期保険への変更、および解約払戻金を原資とした年金等への移行にも解約控除がかかります。

ご注意	解約における解約払戻金のお支払いがこの保険の資産の運用に及ぼす影響が大きいと認めたときは、最長6か月の範囲内で解約払戻金のお支払いを延期することがあります。この場合、解約払戻金に当社所定の利息を付けてお支払いします。

非常事態発生時の特別取扱

○ 天災、戦争その他の変乱、火災またはシステムの障害などの非常事態によって特別勘定資産の正常な評価ができなくなったときは、正常な評価ができなくなった特別勘定と他の勘定間の積立金の振替を行う次の取扱について、下表のとおり特別な取扱を行います。特別取扱の開始日から、特別取扱の終了日の前日までを、特別勘定の特別取扱期間とします。
○ この場合、特別取扱の対象となる特別勘定および特別取扱の開始日をただちに公表します。
○ この場合、当社および募集代理店における掲示または閲覧、当社のホームページ（https://www.ms-primary.com）への掲載にて公表します。

1. すでに受付けていたお申込みおよびご請求をなかったものとするもの

	特別勘定の正常な評価ができない場合の特別取扱
保険契約のお申込み	○ 特別取扱期間中、正常な評価ができない特別勘定に保険料を繰入れる保険契約について、お申込みの受付を停止します。 ○ すでにお申込みを受付けていた場合でも、そのお申込みがなかったものとして取扱います。
積立金の移転	○ 特別取扱期間中、正常な評価ができない特別勘定への積立金の移転の受付を停止します。 ○ すでにお申込みを受付けていた場合でも、そのお申込みがなかったものとして取扱います。
契約者貸付	○ 特別取扱期間中、正常な評価ができない特別勘定を含む保険契約について、契約者貸付のご請求全体について受付を停止します。 ○ すでにご請求を受付けていた場合でも、そのご請求がなかったものとして取扱います。
変額払済保険 定額延長定期保険	○ 特別取扱期間中、正常な評価ができない特別勘定を含む保険契約について、変額払済保険および定額延長定期保険への変更のご請求について受付を停止します。 ○ すでにご請求を受付けていた場合でも、そのご請求がなかったものとして取扱います。
年金移行特約 介護年金移行特約 終身移行特約	○ 特別取扱期間中、正常な評価ができない特別勘定を含む保険契約について、移行のご請求について受付を停止します。 ○ すでにご請求を受付けていた場合でも、そのご請求がなかったものとして取扱います。

2. お手続きを延期するもの

	特別勘定の正常な評価ができない場合の特別取扱
解約	○ 特別取扱期間中、正常な評価ができない特別勘定の積立金については解約を延期し、特別取扱の終了日を解約日として取扱います。それ以外の特別勘定の積立金部分についてはその日に解約を受付けたものとして取扱います。
基本保険金額の減額	○ 特別取扱期間中、正常な評価ができない特別勘定の積立金については基本保険金額の減額を延期し、特別取扱の終了日を減額日として取扱います。それ以外の特別勘定の積立金部分についてはその日に基本保険金額の減額を受付けたものとして取扱います。

※ 解約または基本保険金額の減額が延期された部分について、契約者は、特別取扱期間中に、解約または基本保険金額の減額の中止を申し出ることができます。

3. 特別取扱期間中であっても、通常どおりの取扱いを行うもの

保険金の支払い	○ 正常な評価ができない特別勘定を含む保険契約についても、保険金の支払事由が発生した場合には、通常どおり請求を受付け支払います。 ○ 正常な評価ができない特別勘定の積立金部分について解約を延期している間に、保険金の支払事由が発生した場合には、解約を中止し、通常どおり請求を受付け支払います。
変額終身保障移行特約	○ 変額終身保障への移行に際し、移行のための特別勘定の積立金額の正常な評価ができない場合でも、保険期間満了日の翌日に変額終身保障に移行します。この場合、変額終身保障移行額は、特別取扱終了日における積立金に相当する額（特別取扱終了日に貸付金があるときはその元利金を差引いた額）とします。ただし、変額終身保障移行額が所定の金額に満たないときは、変額終身保障への移行はなかったものとし、保険期間満了日にさかのぼってこの特約は消滅します。（保険金をお支払いする場合は除きます。）

ご契約後のお手続きについて

（2026年4月現在）

ご契約後のお手続きについては、当社お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お客さまサービスセンター

フリーダイヤル　0120-520-256

受付時間 ： 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前 9 時～午後 5 時

※お問合わせの際は、証券番号または保険証券に記載のお客さま番号をお手元にご用意のうえ、ご契約者さまよりお問合わせください。

契約内容の変更手続き

1. 契約者の変更

○ 契約者の変更を希望される場合には、「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。当社より請求書類をお送りいたしますので、契約者ならびに変更後の契約者がご記入のうえ、必要書類とあわせてご提出ください。

○ 契約者は、被保険者の同意および当社の承諾を得て、契約者を被保険者の３親等以内の血族または配偶者に変更することができます。

ご注意	契約者が法人の場合、契約者の変更はできません。

2. 死亡保険金受取人の変更

【死亡保険金受取人を生存中に変更する場合】

○ 死亡保険金受取人の変更を希望される場合には、「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。当社より請求書類をお送りいたしますので、契約者がご記入のうえ、必要書類とあわせてご提出ください。

○ 契約者は、保険金の支払事由発生前であれば、被保険者の同意を得て、死亡保険金受取人を被保険者の３親等以内の親族または６親等以内の血族に変更することができます。

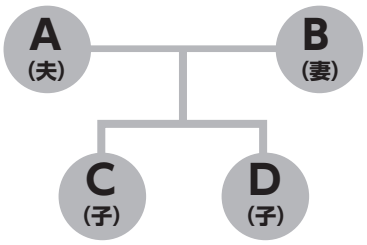
【死亡保険金受取人を死亡後に変更する場合】

○ 保険金の支払事由発生前に死亡保険金受取人が死亡したときは、すみやかに「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。当社より請求書類をお送りいたしますので、契約者がご記入のうえ、必要書類とあわせてご提出ください。なお、新しい死亡保険金受取人を指定いただくまでの間は、変更前の死亡保険金受取人の法定相続人が死亡保険金受取人となります。

○ 契約者は、保険金の支払事由発生前であれば、被保険者の同意を得て、死亡保険金受取人を被保険者の３親等以内の親族または６親等以内の血族に変更することができます。

【例】

契約者･被保険者　：Aさん
死亡保険金受取人：Bさん



Aさんより先に死亡保険金受取人であるBさんが死亡し、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。その後、Aさん（契約者･被保険者）が死亡した場合は、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。この場合、CさんとDさんの死亡保険金の受取割合は均等となります。

【遺言により死亡保険金受取人を変更する場合】

○ 保険金の支払事由発生前であれば、契約者は法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族に変更することができます。この場合、契約者が死亡した後、契約者の相続人から「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。

○ 死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、受取人変更の効力を生じません。

ご注意	・ 死亡保険金受取人の変更のご連絡を当社が受付ける前に、変更前の死亡保険金受取人に当社が保険金をお支払いした場合には、変更後の死亡保険金受取人からの保険金の請求に対しては、当社はお支払いいたしません。 ・ 契約者と死亡保険金受取人が法人の場合、死亡保険金受取人の変更はできません。 ・ 契約者が法人で死亡保険金受取人が法人以外の場合、法人への変更はできません。

3. 満期保険金受取人の変更

○ 満期保険金受取人の変更を希望される場合には、「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。当社より請求書類をお送りいたしますので、契約者がご記入のうえ、必要書類とあわせてご提出ください。

○ 契約者は保険期間満了日前であれば、被保険者の同意を得て、満期保険金受取人を契約者本人、契約者の3親等以内の親族または6親等以内の血族に変更することができます。なお、契約者と被保険者が異なる場合は、契約者または被保険者となります。

○ 契約者は、法律上有効な遺言により、当社の定める取扱範囲内で満期保険金受取人を変更することができます。この場合、契約者が死亡した後、契約者の相続人から「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。

○ 満期保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、受取人変更の効力を生じません。

ご注意	・ 満期保険金受取人の変更のご連絡を当社が受付ける前に、変更前の満期保険金受取人に当社が満期保険金をお支払いした場合には、変更後の満期保険金受取人からの満期保険金の請求に対しては、当社はお支払いいたしません。 ・ 契約者が法人の場合、満期保険金受取人の変更はできません。

4. 年金移行特約における年金受取人の変更

○ 年金受取人の変更を希望される場合には、「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。当社より請求書類をお送りいたしますので、年金受取人がご記入のうえ、必要書類とあわせてご提出ください。
○ 年金受取人は、被保険者の同意を得て、年金受取人を被保険者に変更することができます。ただし、年金移行特約において年金受取人が被保険者と同一人の場合には、年金支払開始日以後は年金受取人を変更することができません。
○ 年金受取人は、法律上有効な遺言により、当社の定める取扱範囲内で年金受取人を変更することができます。この場合、年金受取人が死亡した後、年金受取人の相続人から「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。
○ 年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、受取人変更の効力を生じません。

ご注意	年金受取人の変更のご連絡を当社が受付ける前に、変更前の年金受取人に当社が年金または一時金をお支払いした場合には、変更後の年金受取人からの年金または一時金の請求に対しては、当社はお支払いいたしません。

5. 介護年金移行特約および年金移行特約における後継年金受取人の変更

○ 後継年金受取人の変更を希望される場合には、「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。当社より請求書類をお送りいたしますので、年金受取人がご記入のうえ、必要書類とあわせてご提出ください。
○ 年金受取人は、被保険者の同意を得て、当社所定の範囲で後継年金受取人を変更することができます。
<ご指定範囲>
①被保険者（介護年金移行特約ではお選びいただけません）
②被保険者の配偶者
③年金受取人の３親等以内の親族または６親等以内の血族
○ 年金受取人は、法律上有効な遺言により、当社の定める取扱範囲内で後継年金受取人を変更することができます。この場合、年金受取人が死亡した後、年金受取人の相続人から「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。
○ 後継年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、受取人変更の効力を生じません。

ご注意	後継年金受取人の変更のご連絡を当社が受付ける前に、変更前の後継年金受取人に当社が年金または一時金をお支払いした場合には、変更後の後継年金受取人からの年金または一時金の請求に対しては、当社はお支払いいたしません。

6.年金支払特約における年金受取人の変更

○ 年金支払特約における年金受取人の変更を希望される場合には、「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。当社より請求書類をお送りいたしますので、年金受取人ならびに変更後の年金受取人がご記入のうえ、必要書類とあわせてご提出ください。
○ 年金受取人は、年金基金の設定後第１回年金支払日前に限り、当社の承諾を得て、年金受取人の３親等以内の血族または配偶者に変更することができます。
○ 年金受取人が年金基金の設定後に死亡したときは、その死亡した年金受取人の死亡時の法定相続人が新たな年金受取人となります。

ご注意	年金受取人の変更のご連絡を当社が受付ける前に、変更前の年金受取人に当社が年金をお支払いした場合には、変更後の年金受取人からの年金の請求に対しては、当社はお支払いいたしません。

7.その他のご契約後のお手続きの例

○ 改姓・改名
○ ご住所の変更
○ 保険証券・年金証書の再発行

保険金などの請求手続き

ご注意	保険金または解約払戻金等のご請求は、その請求ができるときから３年間を過ぎるとご請求の権利がなくなります。

1. 満期保険金の請求について

○ 保険期間満了日の約３か月前に、契約者宛に満期保険金支払請求に関するご案内を送付させていただきますので、満期保険金受取人がご記入のうえ、必要書類とあわせてご提出ください。
○ 保険期間満了日前までに必要書類を当社に提出いただいた場合、保険期間満了日の翌日からその日を含めて５営業日以内に、ご指定の金融機関口座にお支払いします。

2. 死亡保険金の請求について

○ 死亡保険金の支払事由が生じた場合には、死亡保険金受取人ご本人よりすみやかに「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。当社より請求書類をお送りいたしますので、死亡保険金受取人がご記入のうえ、必要書類とあわせてご提出ください。
○ 死亡保険金は、必要書類が当社に到着した日（書類に不備がある場合は完備された日）の翌日からその日を含めて５営業日以内に、ご指定の金融機関口座にお支払いします。

3. 高度障害保険金の請求について

○ 高度障害保険金の支払事由が生じた場合には、高度障害保険金受取人（被保険者）ご本人よりすみやかに「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。当社より請求書類をお送りいたしますので、高度障害保険金受取人（被保険者）がご記入のうえ、必要書類とあわせてご提出ください。
○ 高度障害保険金は、必要書類が当社に到着した日（書類に不備がある場合は完備された日）の翌日からその日を含めて５営業日以内に、ご指定の金融機関口座にお支払いします。

4. 死亡一時金の請求について

○ 年金移行特約または介護年金移行特約で年金に移行後の年金支払期間中に被保険者が死亡し、死亡一時金の支払事由が生じた場合には、すみやかに「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。当社から請求書類をお送りいたしますので、年金受取人がご記入のうえ、必要書類とあわせてご提出ください。年金受取人が被保険者の場合は後継年金受取人がご記入のうえ、ご提出ください。
○ 死亡一時金は、必要書類が当社に到着した日（書類に不備がある場合は完備された日）の翌日からその日を含めて５営業日以内に、ご指定の金融機関口座にお支払いします。

5. お支払いにあたっての事実確認を行う場合について

○ 保険金等のお支払いの可否判断にあたり、保険契約の締結時から保険金等の請求時までに当社に提出された書類だけでは確認ができない場合には、次の表の確認事項についての確認を行います。

○ この場合の保険金等のお支払い期限は、必要書類が当社に到着した日（書類に不備がある場合は完備された日）の翌日からその日を含め、次に定める日までとします。その際、保険金等を請求した受取人に対し、確認事項および必要となる日数を通知します。なお、保険金等がお支払いできる場合は、その確認ができ次第、お支払い期限を待たずすみやかにお支払いします。

【事実確認における確認事項、確認内容およびお支払い期限】

確認事項	確認内容	お支払い期限
保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	被保険者の保険金等の支払事由に該当する事実の有無	60日
保険金等の支払いの免責事由に該当する可能性がある場合	保険金等の支払事由が発生した原因	
この保険で規定する重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	免責事由や告知義務違反に該当する事項または契約者、被保険者もしくは保険金受取人の暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する事実の有無、保険契約締結の目的もしくは保険金等の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金等の請求時までにおける事実	
告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因	

○ 前表の確認事項についての確認を行うにあたり、特別な照会や調査が必要な場合には、お支払い期限は照会・調査の内容に従い、次に定める日までとします。なお、照会・調査が複数の場合には、それぞれの日数のうち最も多い日数をお支払い期限とします。

○ このとき、受取人に対し通知すること、確認後すみやかにお支払いすることは、前表の場合と同様です。

【照会・調査の内容およびお支払い期限】

照会・調査の内容	お支払い期限
医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	90日
弁護士法に基づく照会その他の法令に基づく照会	120日
研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	120日
警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
日本国外における調査	180日
災害救助法適用地域における調査	90日

ご注意	お支払いの可否判断にあたっての、事実確認における必要事項の確認に際し、契約者、被保険者または受取人が正当な理由なく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかった場合には、当社はこれにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、またその間は保険金等をお支払いいたしません。

6. 保険料の払込免除の請求について

○ 保険料払込期間中に保険料の払込みを免除する事由が生じた場合には、契約者または被保険者はすみやかに「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。当社より請求書類をお送りいたしますので、契約者または被保険者がご記入のうえ、必要書類とあわせてご提出ください。
○ 保険料の払込免除の請求を受けた場合、その適用可否の判断にあたり、前述「5. お支払いにあたっての事実確認を行う場合について」に規定した事実確認を準用します。

7. 解約・基本保険金額の減額の請求について

○ 解約・基本保険金額の減額を希望される場合には、「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。当社より請求書類をお送りいたしますので、契約者がご記入のうえ、必要書類とあわせてご提出ください。
○ 解約・基本保険金額の減額に伴う解約払戻金は、必要書類が当社に到着した日（書類に不備がある場合は完備された日）の翌日からその日を含めて５営業日以内に、ご指定の金融機関口座にお支払いします。

8. 被保険者による契約者への解約の請求について

○ 契約者と被保険者が異なる契約において、次のような事由に該当した場合には、被保険者は契約者に対して保険契約の解約を請求することができます。契約者は、この請求を受けた場合、当社に対して解約請求の手続きをしてください。
① 契約者または死亡保険金受取人が当社に保険金の支払いを行わせることを目的として保険金等の支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
② 死亡保険金受取人が当該生命保険契約に基づく保険金の支払いの請求について詐取を行った、または行おうとした場合
③ 上記①②の他、被保険者の契約者または保険金受取人に対する信頼を損ない、保険契約の継続を困難とする重大な事由がある場合
④ 契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者が契約のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

指定代理請求特約について

この特約は、被保険者が受取人となる保険金等について、その受取人（被保険者）に請求できない「特別な事情」があるとき、あらかじめ指定された指定代理請求人が、受取人にかわって請求することができる特約です。
指定代理請求人からの請求に際しては、振込口座を指定いただきます。（指定代理請求人名義の口座を指定することもできます。）
当社は、指定代理請求人が指定した口座への振込みをもって、保険金等のお支払いとします。

※ 被保険者と契約者が同一人の場合の保険料の払込免除についても、契約者が請求できない「特別な事情」があるときは、指定代理請求人が契約者にかわって請求することができます。

1. 受取人が請求できない「特別な事情」について

○ 「特別な事情」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。
① 傷害または疾病により、請求する意思表示ができない場合
② その他、①と同様の当社が認める状態である場合

2. 代理請求できる方

○ 受取人にかわって請求できる方は、契約者（年金支払開始日以後は年金受取人、以下同様とします。）が指定代理請求人としてあらかじめ指定し、かつ、請求時に次のいずれかに該当する必要があります。
(1) 次の範囲内の者
① 受取人の配偶者
② 受取人の直系血族
③ 受取人の3親等以内の親族
(2) 次の範囲内の者。ただし、当社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、受取人のために請求すべき適当な理由があると当社が認めた者に限ります。
① 受取人と同居し、または受取人と生計を一にしている者
② 受取人の財産管理を行っている者
③ 死亡保険金の受取人
④ その他①から③までに掲げる者と同等の特別な事情がある者として当社が認めた者

3. 指定代理請求人の変更

○ 指定代理請求人の変更を希望される場合には、「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。当社より請求書類をお送りいたしますので、契約者がご記入のうえ、必要書類とあわせてご提出ください。

4. 指定代理請求特約の付加・解約・消滅について

○ 特約の付加
契約者のお申し出により、当社の承諾を得て付加することができます。
ただし、被保険者と受取人が同一人である場合のみとなります。
○ 特約の解約
契約者はいつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

○ 特約の消滅事由（次の場合、この特約は消滅します。）
- 受取人または指定代理請求人の死亡を当社が知ったとき
- 受取人を変更したとき
- この特約を付加した主契約または特約が消滅したとき

5.リビング・ニーズ特約が付加されている場合について

○ リビング・ニーズ特約で指定代理請求人を指定されている場合であっても、指定代理請求特約で指定した指定代理請求人が優先され、リビング・ニーズ特約で指定した指定代理請求人は適用されません。

ご注意	・ 受取人の代理になる方を契約者が指定する取扱いとなりますので、契約者は受取人とご相談の上、指定代理請求人の指定をお願いします。 ・ 契約者が指定代理請求人を指定した際には、その指定代理請求人に支払事由および代理請求ができることについてお伝えください。 ・ この特約は、死亡保険金受取の代理はできません。 ・ 指定代理請求人からの請求に際しては、通常の受取に必要な書類のほか、受取人の状態がわかる医師の診断書、受取人との関係がわかる書類等、追加の書類提出が必要になります。 ・ 受取人に、成年後見制度における法定後見人（成年後見人・保佐人・補助人）または任意後見人が存在する場合、指定代理請求人からの請求があっても、成年後見制度の成年後見人等を優先し、指定代理請求人からの請求に応じない場合があります。 ・ 指定代理請求人は、ご契約内容の変更（契約の解約等）のご請求を行うことはできません。 ・ 指定代理請求人からの請求を受けてお支払いした場合、その支払後に受取人ご本人から請求を受けても、当社は重複してお支払いしません。 ・ 指定代理請求人の変更のご連絡を当社が受付ける前に、変更前の指定代理請求人による請求に基づき当社がお支払いした場合は、変更後の指定代理請求人からその請求を受けても当社はお支払いいたしません。

契約当事者以外の者が保険契約を解約する場合の契約の存続に関する手続き

○ 契約者の差押債権者、破産管財人などの契約者以外で保険契約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）が保険契約の解約をする場合には、その解約の通知が当社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

○ 債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、次の①②すべてを満たす保険金受取人は契約を存続させることができます。
① 契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
② 契約者でないこと

○ 保険金受取人が契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到達した時から1か月を経過する日までの間に、次の①～③すべてのお手続きを行う必要があります。
① 契約者の同意を得ること
② 解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
③ 上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること（当社への通知についても期間内に行うこと）

税金のお取扱いについて

生命保険料控除

1. 生命保険料控除の種類

○ お払込みいただいた保険料は、その年の「一般の生命保険料控除」の対象となります。

2. 控除対象となる税金

○ お払込みいただいた保険料は「生命保険料控除」の対象となりますので、所得税、住民税が軽減されます。

- 控除の対象となるご契約
  保険金の受取人が契約者本人またはその配偶者もしくはその他の親族となっている契約
- 控除の対象となる保険料
  その年の1月から12月までにお払込みいただいた保険料の合計額

※ 半年払プラン、年払プランまたは前納で保険料をお払込みいただいた場合、その年に払込期日が到来した金額をその年に支払った保険料の額とし、その金額のみが「一般の生命保険料控除」の対象となります。

<所得税の生命保険料控除額>

年間正味払込保険料	控除される金額
20,000円以下のとき	全額
20,000円を超え40,000円以下のとき	(年間正味払込保険料× 1 ／ 2)＋10,000円
40,000円を超え80,000円以下のとき	(年間正味払込保険料× 1 ／ 4)＋20,000円
80,000円を超えるとき	一律 40,000円

<住民税の生命保険料控除額>

年間正味払込保険料	控除される金額
12,000円以下のとき	全額
12,000円を超え32,000円以下のとき	(年間正味払込保険料× 1 ／ 2)＋6,000円
32,000円を超え56,000円以下のとき	(年間正味払込保険料× 1 ／ 4)＋14,000円
56,000円を超えるとき	一律 28,000円

○ 生命保険料控除の手続き
生命保険料控除をお受けになるには申告が必要です。当社より「生命保険料控除証明書」を発行しますので、大切に保管してください。この証明書を年末調整または確定申告の際、所定の申告書に添付して控除をお受けください。

解約払戻金にかかる税金

解約時の差益に対して、所得税（一時所得）+住民税が課税されます。

※ 前納を行った場合は、源泉分離課税の対象になることがあります。

死亡保険金にかかる税金

○ 死亡保険金にかかる税金は、契約者、被保険者、受取人によって異なります。

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税<＊1>
本人	配偶者または子	本人	所得税（一時所得）＋住民税
本人	配偶者（子）	子（配偶者）	贈与税

<＊1>「生命保険金の非課税枠（500万円×法定相続人数）<相続税法第12条>」が適用されます。

満期保険金にかかる税金

○ 満期保険金にかかる税金は、契約者、満期保険金受取人によって異なります。

契約者	満期保険金受取人	税金の種類
本人	本人	所得税（一時所得）＋住民税
本人	本人以外	贈与税

高度障害保険金、リビング・ニーズ保険金にかかる税金

○ 被保険者が受取人の場合、所得税および住民税が非課税となります。

年金にかかる税金

○ 年金にかかる税金は、契約形態や年金種類等によって異なります。

<table>
<tr><th>契約形態</th><th colspan="2">課税時</th><th>税金の種類</th></tr>
<tr><td rowspan="3">契約者と年金受取人が同一人の場合</td><td colspan="2">毎年の年金支払時</td><td>所得税（雑所得）＋住民税</td></tr>
<tr><td rowspan="2">年金支払開始後の一括での受取時</td><td>確定年金／終身介護年金</td><td>所得税（一時所得）＋住民税</td></tr>
<tr><td>保証期間付終身年金／年金総額保証付終身年金</td><td>所得税（雑所得）＋住民税</td></tr>
<tr><td rowspan="2">契約者と年金受取人が異なる場合</td><td colspan="2">年金支払開始時</td><td>贈与税<＊2></td></tr>
<tr><td colspan="2">毎年の年金支払時</td><td>所得税（雑所得）＋住民税</td></tr>
</table>

<＊2> 相続税法上の年金受給権評価額に対し課税されます。

ご注意	・ 所得税が発生する場合、2013年1月1日から2037年12月31日までの所得税に復興特別所得税が適用され、「基準所得税額×2.1%」があわせてかかります。 ・ 税制上のお取扱いは2026年1月1日現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。また、本項目に掲載の税金のお取扱いは、契約者が個人を想定したもので、法人は想定しておりません。個別の税務取扱いについては所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

契約者への情報提供とサービス

契約者の皆さまへの情報提供

○ 契約者の皆さまに対し、以下の方法で情報提供しております。

1. 電話によるサービス

① サービス内容
- 契約内容の照会、ユニットプライスの照会
- 各種手続きのご案内・各請求書類のお取寄せ
- 積立金の移転（スイッチング）等

② 受付時間

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前９時～午後５時

お客さまサービスセンター

フリーダイヤル　0120-520-256

※ お問合わせの際は、証券番号または保険証券に記載のお客さま番号をお手元にご用意のうえ、ご契約者さまよりお問合わせください。

2. 郵送等でお知らせするもの

○ ご契約状況のお知らせ

① 通知内容

ご契約内容／作成基準日現在の保障内容、解約払戻金額、特別勘定の現状等

② 通知時期

四半期ごと

○ 決算のお知らせ

① 通知内容

特別勘定の運用実績・資産内訳／その他事業のあらまし

② 通知時期

年１回、決算後

3. ホームページによる情報提供とサービス（インターネットサービス）

○ 最新の会社情報などを、当社ホームページにてご照会いただけます。

アドレス　https://www.ms-primary.com

○ 契約内容の照会やWeb版「ご契約状況のお知らせ」を、マイページにてご確認いただけます。

アドレス　https://www.ms-primary.com/customer/introduction/

ご家族登録サービスについて

「ご家族登録サービス」は、契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）が事前にご登録いただいたご家族から当社へのお問合わせの際に、契約内容等の情報開示・提供を行うサービスです。

○ 詳しくは、ホームページ掲載の「重要事項等詳細　ご家族登録サービス規約」にて、ご確認ください。

変額保険（有期型） 普通保険約款

第１条（用語の説明）

この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約において使用される用語の説明は次のとおりとします。ただし、この普通保険約款に付帯される特約において別途用語の説明のある場合は、それによります。

用語	説明
積立金	特別勘定資産のうち、この保険契約にかかわる部分のことをいい、積立金額は、特別勘定資産の運用実績により増減します。
払込期月	第２回保険料の払込期月は契約日が属する月の翌月の初日から末日までの期間とし、以降、最終回までの各回保険料の払込期月は、以降到来する契約日の月単位の応当日の属する月の初日から末日までの期間とします。各回保険料は、各払込期月に対応する保険料として各払込期月内に支払うものとします。
保険料払込期間	約款に従い保険料を払い込む期間をいい、保険契約締結の際に会社の定める取扱範囲内で保険契約者が選択するものとします。
基本保険金額	保険契約締結の際、会社の定める取扱範囲により保険契約者の申出によって定めた金額をいいます。ただし、基本保険金額が変更された場合は、変更後の金額をいいます。
保険金額	この保険契約における各保険金の保険金額は次のとおりとします。 保険金：保険金額 死亡保険金：基本保険金額または第 14 条に定める死亡保険金の支払事由が生じた日における積立金額のいずれか大きい金額 高度障害保険金：基本保険金額または第 14 条に定める高度障害保険金の支払事由が生じた日における積立金額のいずれか大きい金額 満期保険金：保険期間満了日の積立金額

第２条（特別勘定）

1．会社は、この保険の資産を運用するために特別勘定を設定し、会社が別に定める運用方法に基づいて運用します。また、特別勘定で管理されている資産（以下「特別勘定資産」といいます。）を、会社の定める計算方法により毎日評価します。
2．特別勘定資産からの利益および損失は、他の勘定の資産の運用による利益および損失にかかわらず、この保険に割り当て、会社が指定した種類以外の保険契約に割り当てることはありません。ただし、特別勘定資産中の他の勘定の持分に対応する利益および損失を除きます。
3．保険契約者は、特別勘定資産の運用方法については、一切の指図はできません。

第３条（特別勘定の種類）

1．特別勘定の種類は、会社が別に定めるとおりとします。
2．会社は、１または２以上の特別勘定を１つの特別勘定群として定め、１または２以上の特別勘定群を設けます。
3．保険契約者は、保険契約締結の際、会社の定める取扱範囲内において特別勘定群を指定することを要します。
4．保険契約締結の際に保険契約者の指定した特別勘定群に含まれない特別勘定について、第４条による特別勘定の指定ならびに第５条および第６条による積立金の移転はできません。

第４条（特別勘定の指定および変更）

1．保険契約者は、保険契約締結の際に、会社の定める取扱範囲内において保険料を繰り入れるべき１つまたは２つ以上の特別勘定を選択してください。
2．保険契約者は、保険契約締結の際に、２つ以上の特別勘定を選択したときは、各特別勘定への保険料の配分割合を指定してください。
3．保険契約者は、第１項および第２項の規定により選択および指定した特別勘定および各特別勘定への配分割合をいつでも変更することができます。
4．保険契約者が前項の変更を請求するときは、必要書類（別表１）を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
5．第３項の変更は、前項の必要書類を会社が受け付けた日の属する月の直後に到来する払込期月に払い込むべき保険料から効力を生じるものとします。

第５条（積立金の移転）

1．保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で特別勘定の積立金を他の特別勘定に移転することができます。ただし、１保険年度に１５回をこえる積立金の移転に対しては、１回あたり会社の定める額を積立金から控除します。
2．前項の積立金の移転の回数の限度は将来増加される場合があります。この場合、変更日の３か月前までに保険契約者に通知します。
3．保険契約者が第１項の積立金の移転を請求するときは、必要書類（別表１）を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
4．第１項の積立金の移転は、前項の必要書類を会社が受け付けた日の翌営業日の翌日から効力を生じるものと

します。
5．会社は、前項の規定にかかわらず、巨額の積立金の移転などにより他の保険契約へ不測の影響を与えるなど、積立金の移転が特別勘定の資産の運用に及ぼす影響が大きいと認めたときは、最長６か月の範囲内で積立金の移転を延期することができます。
6．保険契約者は、あらかじめ会社に申し出ることにより、会社の定める取扱範囲内で、積立金の構成割合を保険契約者が指定した割合に保つよう、積立金の移転を３か月ごと、６か月ごとまたは１年ごとから選択して自動的に行うことができます。この取扱いによる積立金の移転は、第１項ただし書きによる積立金の移転回数には含めません。

第６条（特別勘定の廃止または新設）

1．会社は、将来この保険のために設置された特別勘定を、関係法令等の改正または効率的な資産運用が困難な状況となる等の理由により廃止することがあります。また、将来この保険のために新たに設定された特別勘定は、会社の定める取扱範囲内で当該保険契約においても利用できるものとします。
2．特別勘定を廃止する場合、会社は、特別勘定を廃止する日の１か月以上前に保険契約者に次の各号に掲げる事項を通知します。
(1) 廃止する特別勘定の名称
(2) 特別勘定を廃止する日
(3) 第３項第１号における会社の定める日
(4) 第３項第２号における会社の指定する特別勘定
3．特別勘定を廃止する場合、会社は、特別勘定を廃止する日に、廃止する特別勘定の積立金を次に定める特別勘定に移転します。この移転については、前条第１項ただし書きによる積立金の移転回数には含めません。
(1) 保険契約者から会社の定める日までに指定がある場合
保険契約者の指定する特別勘定
(2) 前号以外の場合
会社の指定する特別勘定

第７条（責任開始期）

1．会社は、次の時から保険契約上の責任を負います。
(1) 保険契約の申込を承諾した後に第１回保険料を受け取った場合
第１回保険料を受け取った時
(2) 第１回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第１回保険料相当額を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時
2．前項による会社の責任開始の日の属する月の翌月１日を契約日とし、保険期間、保険料払込期間の計算にあたっては、契約日からその日を含めて計算します。
3．第１項による会社の責任開始の日から前項の契約日の前日までの間に、この普通保険約款（以下、本項において「主約款」といいます。）および主約款に付帯される特約の規定にもとづいて保険金を支払うべき事由または保険料の払込を免除すべき事由が発生したときは、会社は、保険期間中および保険料払込期間中に発生したものとみなして、主約款および主約款に付帯される特約の約款の規定を適用します。
4．会社は、保険料のうち所定の必要な費用を控除した金額を次の各号のとおり特別勘定に繰り入れます。なお、特別勘定に繰り入れる日を「特別勘定への繰入日」といいます。
(1) 第１回保険料（第１回保険料充当金を含みます。）の場合
契約日
(2) 第２回以降の保険料の場合
第２回保険料の場合は、契約日の翌月の月単位の応当日とし、以降、最終回までの各回保険料は、以降到来する契約日の月単位の応当日
5．会社が保険契約の申込を承諾したときは、保険証券を発行して、承諾の通知に代えます。
6．保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合は、保険契約の申込書等この保険契約の申込みをするために提出する書類（申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合には、これらの書類を含みます。）を会社の定める電子媒体で提出することができるものとします。

第８条（保険料の払込）

1．保険契約者は、第２回以降の保険料を、保険料払込期間中、毎回、その払込期月内に払い込んでください。
2．前項の保険料が払い込まれないまま、その払込期月に保険金の支払事由が生じたときは、保険金からその未払込保険料を差し引きます。
3．保険料がその払込期月の前日までに払い込まれている場合、その払込期月の前日までに保険契約が消滅したときまたは保険料の払込の必要がなくなったときは、会社は、その保険料を保険契約者（保険金を支払うべき場合は、保険金受取人）に払い戻します。
4．第１項の保険料が払い込まれないまま、その払込期月に保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、第 11 条第１項に定める猶予期間内に、未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険料の払込免除事由の発生により免除すべき保険料を免除しません。
5．前項の場合、未払込保険料の払込については第 11 条の規定を準用します。

第９条（保険料の払込方法（経路））

1．保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することがで

きます。
(1) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
(2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
(3) 会社の本店または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
(4) 会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法
2．保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、前項各号の払込方法（経路）を変更することができます。
3．第１項第２号または第４号の払込方法(経路)が選択されている保険契約が会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により、他の払込方法（経路）に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間の保険料については､会社の指定する払込方法（経路）により払い込んでください。

第 10 条（保険料の一括払および前納）

1．保険契約者は、会社の定めるところにより、将来の保険料を次のとおり一括払または前納することができます。
(1) 当月分以後、１年分以内の保険料を一括払すること（繰り返し同一月数分の保険料を一括払することを含みます｡)ができます。
(2) １年分をこえる保険料を前納することができます。
2．前項により前納する場合は、会社の定める利率で保険料を割り引きます。
3．前項の前納保険料は、会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、払込期月の契約日の応当日が到来するごとに保険料に充当します。
4．第１項の一括払保険料または前納保険料のうち、払込期月が到来していない分については、特別勘定による運用は行いません。
5．保険料の払込を要しなくなった場合で一括払保険料または前納保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者（保険金を支払うべき場合は、保険金の受取人）に払い戻します。
6．保険料前納期間が満了した場合で、前納保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。

第 11 条（第２回以後の保険料払込の猶予期間）

1．第２回以後の保険料の払込については、払込期月の翌月初日から末日までを猶予期間とします。
2．猶予期間内に保険料が払い込まれない場合は、保険契約は、第 12 条に定める自動延長定期保険に変更される場合を除き、猶予期間満了日の翌日から効力を失います。失効する場合で、解約払戻金があるときは、保険契約者は猶予期間満了日の解約払戻金を請求することができます。
3．第２回以後の保険料の猶予期間中に保険金の支払事由が生じたときには、会社は、未払込保険料を保険金から差し引きます。
4．猶予期間中に保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者はその猶予期間満了日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険料の払込免除事由の発生により免除すべき保険料の払込を免除しません。

第 12 条（自動延長定期保険）

1．保険料が払い込まれないままで猶予期間が経過した場合でも、この保険契約に解約払戻金（第 23 条に定める貸付金があるときは、その元利金を差し引いた金額）があるときは、次回以後の保険料の払込を中止し、会社の定める取扱範囲内で､自動的に保険金額を定額とする次の各号に定める内容の延長定期保険（以下「自動延長定期保険」といいます｡）に変更します。この場合、自動延長定期保険は猶予期間の満了日の翌日から効力を生じるものとし、この日を「自動延長定期保険への変更日」といいます。
(1) 自動延長定期保険の死亡保険金および高度障害保険金のそれぞれの保険金額は、猶予期間満了時の保険金額（第 23 条に定める貸付金があるときは、その元利金を差し引いた額。また、当該金額が会社が定める取扱範囲の額をこえる場合は、そのこえる金額を差し引いた額)とします。
(2) 自動延長定期保険の保険期間は、猶予期間満了時の解約払戻金（第 23 条に定める貸付金があるときはその元利金を差し引いた額)を充当して定めます。
(3) 前号の規定にかかわらず、前号の自動延長定期保険の保険期間が元の保険契約の保険期間満了の日をこえるときは、その満了の日までとし、自動延長定期保険と保険期間を同じくする保険金額が定額の生存保険を付加します。ただし、生存保険金額が第１号の保険金額をこえるときは、第１号の保険金額と同額とし、解約払戻金（第 23 条に定める貸付金があるときは、その元利金を差し引いた額)の残額を保険契約者に支払います。
2．自動延長定期保険に変更した後は、次の各号のとおり保険金を支払います。
(1) 被保険者が前項の自動延長定期保険の保険期間中に死亡したときは、死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。ただし、死亡保険金の免責事由に該当したときは、支払いません。
(2) 被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病を原因として前項の自動延長定期保険の保険期間中に高度障害状態 (別表２) に該当したときは、高度障害保険金を被保険者に支払います。ただし、高度障害保険金の免責事由に該当したときは、支払いません。
(3) 前項第３号の規定により生存保険を付加した場合、被保険者が前項の自動延長定期保険の保険期間満了時に生存しているときは、生存保険金を満期保険金受取人に支払います。
3．第 14 条、第 22 条の規定は、前項の規定による保険金の支払いに準用します。この場合、第 14 条第８項の規定は、「積立金額」とあるのを「責任準備金」と読み替えます。
4．自動延長定期保険に変更されたときは、保険契約者に通知します。
5．第１項の規定にかかわらず、第１項の自動延長定期保険の保険期間が会社の定める期間に満たない場合は

自動延長定期保険への変更は取り扱いません。
6．自動延長定期保険に変更後は、特別勘定による運用は行いません。
7．保険契約者は将来に向かって自動延長定期保険を解約することができます。この場合の解約払戻金は、その契約の経過年月数により、会社の定める方法によって計算した額とします。
8．自動延長定期保険への変更日から３か月以内、かつ、自動延長定期保険の保険期間内に保険契約者から次のいずれかの申出があったときは、会社は自動延長定期保険への変更を行わなかったものとして、その申出による取扱いを行います。この場合、第２号の申出については、猶予期間満了時にその申出があったものとして取り扱います。
(1) 会社所定の利率による利息を付した延滞保険料（第１項第３号の規定により解約払戻金 (第 23 条に定める貸付金があるときは、その元利金を差し引いた額)の残額を保険契約者に支払っているときは、その金額を含みます。) の支払い
(2) 保険契約の解約
9．前項第１号の場合、延滞保険料のうち、会社の定める方法により計算した金額を特別勘定に繰り入れます。

第 13 条（保険契約の復活）

1．保険契約者は、第 11 条第２項または第 24 条第３項により保険契約が効力を失った日からその日を含めて３か月以内であれば、保険契約の復活を請求することができます。ただし、既に解約払戻金の請求があったときを除きます。
2．会社が保険契約の復活を承諾した場合には、次に定めるところによります。
(1) 保険契約者は、会社の指定した期日までに、延滞保険料およびこれに対する会社の定める利率による利息（以下「延滞利息」といい、延滞保険料と延滞利息をあわせて「延滞保険料等」といいます。)を払い込んでください。なお、第 24 条第３項の規定により保険契約が効力を失った場合には、会社の定める金額をあわせて払い込んでください。(この場合、延滞保険料等には当該会社の定める金額を含むものとします。)
(2) 会社は、次に定める時から保険契約上の責任を負います。
①保険契約の復活を承諾した後に延滞保険料等を受け取った場合
延滞保険料等を受け取った時
②延滞保険料等を受け取った後に保険契約の復活を承諾した場合
延滞保険料等を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時
(3) 保険証券は新たに発行せず、保険契約の復活を承諾した旨を保険契約者に通知します。
(4) 保険契約を復活する際の保険金額は、延滞保険料が払い込まれたものとして計算した保険金額とします。
3．保険契約者が本条の取扱を請求するときは、必要書類（別表１）を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

第 14 条（死亡保険金、高度障害保険金および満期保険金）

1．この保険契約の死亡保険金、高度障害保険金および満期保険金は、次のとおりです。

	支払事由	支払額	受取人	死亡保険金、高度障害保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	保険金額	死亡保険金受取人	次のいずれかにより被保険者が死亡したとき ①責任開始（復活の取扱が行われた場合は最後の復活の際の責任開始。以下同じ。）の日から、その日を含めて３年以内の被保険者の自殺 ②死亡保険金受取人の故意 ③保険契約者の故意 ④戦争その他の変乱
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病を原因として、保険期間中に高度障害状態（別表２に定める障害状態をいい、備考に定めるところにより認定します。以下同じ。）に該当したとき。この場合、責任開始期前に既に生じていた障害状態に、責任開始期以後に発生した傷害または疾病 (責任開始期前に既に生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。) を原因とする障害状態が新たに加わることにより高度障害状態に該当したときを含みます。	保険金額	被保険者	被保険者が次のいずれかにより高度障害状態に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意 ②戦争その他の変乱
満期保険金	被保険者が保険期間満了時に生存しているとき	保険金額	満期保険金受取人	—

2．被保険者が責任開始期前に発生した傷害または疾病を原因として責任開始期以後に高度障害状態に該当した場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、責任開始期以後に発生した原因によるものとみなします。
(1) 原因となった傷害または疾病について、保険契約者または被保険者が第 18 条の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその傷害または疾病を知っていたとき
(2) 原因となった傷害または疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、

かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その傷害または疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

3．被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡保険金を支払います。
4．被保険者が、保険期間満了日において、別表２に定める高度障害状態のうち回復の見込がないことのみが明らかでないことにより、高度障害保険金が支払われない場合でも、保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときは、保険期間満了日に高度障害状態に該当したものとみなして第１項の規定を適用します。ただし、既に満期保険金を支払っていた場合を除きます。
5．高度障害保険金が支払われた場合には、被保険者が高度障害状態に該当した時から保険契約は消滅したものとみなします。
6．死亡保険金を支払う前に高度障害保険金の請求を受け、高度障害保険金が支払われる場合には、会社は、死亡保険金を支払いません。また、死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に高度障害保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
7．保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合には、第１項の規定にかかわらず、保険契約者を高度障害保険金の受取人とします。
8．免責事由に該当したことにより、死亡保険金が支払われない場合には、会社は、被保険者が死亡した日の積立金額を保険契約者に支払います（なお、死亡保険金受取人が被保険者を故意に死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、その受取人が受け取るべき金額のみを免責とし、死亡保険金からその支払わない部分を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人に支払い、被保険者が死亡した日の積立金額のうちその支払わない部分に相当する金額を保険契約者に支払います。）。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより、死亡保険金が支払われない場合には、積立金額その他の払戻金の支払はありません。
9．高度障害保険金の受取人は、第１項および第７項に定める者以外に変更することはできません。
10．戦争その他の変乱によって死亡または高度障害状態に該当したときでも、その原因により死亡または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、影響の程度に応じて死亡保険金または高度障害保険金を削減して支払うか、または全額を支払うことがあります。

第 15 条（保険料の払込免除）

1．被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表４に定めるところによります。以下同じ。）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて 180 日以内の保険料払込期間中に、身体障害の状態（別表３に定める障害状態をいい、備考に定めるところにより認定します。以下同じ。）に該当した場合には、次の払込期月（払込期月の初日から契約日の応当日の前日までに身体障害の状態に該当した場合には、その払込期月）以後の保険料の払込を免除します。
2．前項の場合、責任開始期前に既に生じていた障害状態に、責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わることにより身体障害の状態に該当したときを含みます。
3．被保険者が責任開始期前に発生した傷害を原因として責任開始期以後に身体障害の状態に該当した場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、責任開始期以後に発生した原因によるものとみなします。
(1) 原因となった傷害について、保険契約者または被保険者が第 18 条の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその傷害を知っていたとき
(2) 原因となった傷害について、責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その傷害による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
4．保険料の払込を免除した後は、払込期月の契約日の応当日ごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
5．保険料の払込を免除した後は、次の取扱を行いません。
(1) 基本保険金額の減額
(2) 変額払済保険への変更
(3) 定額延長定期保険への変更
6．保険料の払込を免除したときは、保険証券に表示します。

第 16 条（保険料の払込を免除しない場合）

被保険者が次のいずれかにより身体障害の状態に該当した場合には、保険料の払込を免除しません。
(1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
(2) 被保険者の犯罪行為
(3) 被保険者の精神障害を原因とする事故
(4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
(5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
(6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

第 17 条（保険料の払込免除に関する戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）

被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により身体障害の状態に該当した場合に、これらの事由により身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

第 18 条（告知義務）

保険契約の締結または復活の際、この保険の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同様とします。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。

第 19 条（告知義務違反による解除）

1．保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、保険契約を解除することができます。
2．会社は、保険金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項により保険契約を解除することができます。
3．前項の場合には、保険金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、保険金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、保険金の支払または保険料の払込免除を行います。
4．本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または保険金の受取人に通知します。
5．本条の規定により保険契約を解除した場合、会社は、解約払戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第 20 条（保険契約を解除できない場合）

1．会社は、次のいずれかの場合には前条の規定による保険契約の解除をすることができません。
(1) 保険契約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
(2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第 18 条の規定により会社が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
(3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第 18 条の規定により会社が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
(4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて 1 か月を経過したとき
(5) 責任開始期の属する日からその日を含めて 2 年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始の日からその日を含めて 2 年以内に解除の原因となる事実により保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（責任開始期前に原因が生じていたことにより保険金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2．会社は、前項第 2 号または第 3 号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第 18 条の規定により会社が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第 1 号、第 4 号または第 5 号に該当するときを除いて、保険契約を解除することができます。

第 21 条（重大事由による解除）

1．会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
(1) 保険契約者または死亡保険金受取人が死亡保険金（他の死亡保険契約の保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
(2) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人がこの保険契約の保険金（死亡保険金を除き、保険料の払込免除を含みます。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
(3) この保険契約の保険金（保険料の払込免除を含みます。）の請求に関し、保険金の受取人（保険料の払込免除の請求の場合は保険契約者）に詐取行為（未遂を含みます。）があった場合
(4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当する場合
①暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
②反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
③反社会的勢力を不当に利用していると認められること
④保険契約者または保険金の受取人が法人であるとき、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
⑤その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
(5) その他、保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続する

ことを期待しえない前４号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

2．会社は、保険金の支払事由または保険料の払込免除の事由が発生した後においても、前項の規定によりこの保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に規定する事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金等（前項第４号のみに該当した場合で、前項第４号①から⑤までに該当した者が受取人のみであり、その受取人が保険金等の一部の受取人であるときは、保険金等のうち、その受取人に支払われるべき保険金等をいいます。以下、本項において同様とします。）の支払または保険料の払込免除の事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に、既に保険金等を支払っていたときにはその返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。

3．本条の規定によるこの保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行います。ただし、保険契約者が不明であるかもしくはその所在が不明であるとき、またはその他正当な事由によって保険契約者に通知できないときには、被保険者または受取人に通知します。

4．受取人に解除の通知を行うときには、会社がそのうち１人に対して行った通知はその他の受取人に対してもその効力を有するものとします。

5．本条の規定により保険契約を解除した場合は、会社は、解約払戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

6．前項の規定にかかわらず、第１項第４号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金等の一部の受取人に対して第２項の規定を適用し保険金等を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、前項の額を保険契約者に支払います。

第 22 条（保険金等の請求、支払時期および支払場所）

1．保険金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じたときは、保険契約者または支払事由が生じた受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

2．保険契約者または保険金の支払事由が生じた受取人は、すみやかに必要書類（別表１）を会社に提出して保険金または保険料の払込免除を請求してください。

3．保険金は、前項の必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて５営業日以内に会社の本店または支社で支払います。ただし、必要書類に不備がある場合は当該不備が解消した日に当該必要書類が会社に到達したものとして取り扱います。

4．保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、第２項の必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて 60 日を経過する日とします。

(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
被保険者の保険金の支払事由に該当する事実の有無

(2) 保険金の支払いの免責事由に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因

(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

(4) この約款に規定する重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前２号に規定する事項、第 21 条第１項第４号①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金等の請求時までにおける事実

5．前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前２項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、第２項の必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれの日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

(1) 前項各号に規定する事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会　90 日

(2) 前項第２号から第４号に規定する事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会　120 日

(3) 前項第１号、第２号または第４号に規定する事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定　120 日

(4) 前項第１号、第２号または第４号に規定する事項に関し、保険契約者、被保険者または受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第１号、第２号または第４号に規定する事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続きの結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会　180 日

(5) 前項各号に規定する事項についての日本国外における調査　180 日

(6) 前項各号に規定する事項についての災害救助法が適用された地域における調査　90 日

6．前２項に掲げる必要な事項の確認をする場合には、保険金を請求した受取人に対し、確認事項および必要となる日数を通知します。

7．第４項および第５項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または受取人が正当な理由なく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったときは、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、またその間は保険金を支払いません。

8．第２項により保険料の払込免除の請求を受けた場合は、前５項の規定を準用します。

第 23 条（保険契約者に対する貸付）

1．保険契約者は、この保険契約の全部が解約された場合の第 27 条の規定による解約払戻金（本条の貸付があ

るときは、その元利金を差し引いた残額）の 80％を限度として、会社の定める条件により、貸付を受けることができます。ただし、貸付金が、会社所定の金額に満たない場合には、本項の貸付は取り扱いません。
2．前項の貸付金に対する利息は、会社所定の利率で計算します。
3．第１項の貸付を行った場合、その貸付金に相当する積立金は、特別勘定の運用実績にかかわらず、別に会社の定める方法により計算します。
4．この保険契約が、自動延長定期保険または定額延長定期保険に変更された場合には、本条の適用はしません。
5．会社は、第１項の規定にかかわらず、貸付金の支払がこの保険の資産の運用に及ぼす影響が大きいと会社が認めたときは、最長６か月の範囲内で貸付を行わないことがあります。
6．保険契約者が本条の貸付を受けるときは、必要書類（別表１）を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

第 24 条（貸付金の返済）

1．保険契約者は、前条の貸付金の元利金の全部または一部を返済することができます。
2．貸付の元利合計額が解約払戻金をこえたときは、保険契約者は、会社所定の金額を払い込むことを要します。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
3．会社が前項の通知を発した日の属する月の翌月末日（以下、本項において「期日」といいます。）までに、会社所定の金額の払込が行われず、かつ、期日における本条の貸付の元利金が期日における解約払戻金をこえている場合には、保険契約は期日の翌日から効力を失います。
4．保険契約が消滅したとき、基本保険金額を減額したときまたは契約年齢もしくは性別の誤りの処理が行われたときは、支払うべき金額から、自動延長定期保険、変額払済保険または定額延長定期保険への変更をしたときは解約払戻金から、本条の貸付の元利金を差し引きます。

第 25 条（保険契約の解約）

1．保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約し、解約払戻金を請求することができます。
2．保険契約者が本条の請求をするときは、必要書類（別表１）を会社に提出してください。
3．保険契約の解約は、当該申出を会社が受け付けた日（以下「解約日」といいます。）の翌日から効力を生じるものとします。

第 26 条（詐欺による取り消しおよび不法取得目的による無効）

1．保険契約者､被保険者または受取人の詐欺または強迫を理由として保険契約の締結または復活をしたときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、受け取った保険料は払い戻しません。
2．保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金等を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結または復活したときは、保険契約は無効とし、受け取った保険料は払い戻しません。

第 27 条（解約払戻金の支払）

1．保険契約の全部が解約された場合（解除された場合を含みます。以下、同様とします。）は、次の各号に定める額の合計額を解約払戻金の額として保険契約者に支払います。ただし、解約払戻金の支払がこの保険の資産の運用に及ぼす影響が大きいと会社が認めたときは、会社は、最長６か月の範囲内で、解約払戻金の支払を延期することができます。この場合、解約払戻金に会社の定める率の利息を付けて支払います。
(1) 基本保険金額について、保険料払込期間中の場合にはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の場合にはその経過した年月数により計算した額
(2) 解約日の積立金額から、基本保険金額を支払うために必要な額を差し引いた額
2．解約払戻金の支払場所および支払時期については、第 22 条の規定を準用します。

第 28 条（基本保険金額の減額）

1．保険契約者は、将来に向かって、基本保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の基本保険金額が会社の定める金額を下回る減額は取り扱いません。
2．保険契約者が本条の請求をするときは、必要書類（別表１）を会社に提出してください。
3．基本保険金額の減額は、当該申出を会社が受け付けた日の翌日から効力を生じるものとします。
4．基本保険金額を減額する場合には、同じ割合で積立金額も減額されたものとします。
5．基本保険金額を減額したときは、減額分は解約したものとして取り扱い、その減額した部分に対する解約払戻金は第 27 条の規定を準用し、また、保険料払込期間中の場合には、将来の保険料を改めます。

第 29 条（変額払済保険への変更）

1．保険契約者は、有効に継続している契約について、保険料払込期間中であれば、将来の保険料の払込を中止して、次の各号に定める内容の保険料払込済の変額保険（有期型）（以下「変額払済保険」といいます。）に変更することができます。
(1) 保険期間はもとの契約の保険期間満了日までとします。
(2) 基本保険金額は、第２項に定める変更日の解約払戻金（第 23 条に定める貸付金があるときは、その元利金を差し引いた額）にもとづき計算します。
(3) 前号の基本保険金額が、変更前の基本保険金額（第２項に定める変更日の基本保険金額をいいます。以

下本号において同じ。)をこえるときは、変更前の基本保険金額と同額とし、前号の解約払戻金のうち、残額を保険契約者に支払います。

2．保険契約者が、本条の変更を請求するときは、必要書類（別表１）を会社に提出してください。変額払済保険への変更は、当該申出を会社が受け付けた日（以下本条において「変更日」といいます。）の翌日から効力を生じるものとします。

3．会社が変更日の前日の解約払戻金にもとづき第１項第２号の規定によって計算した基本保険金額が会社の定める基本保険金額に満たないときは、変額払済保険への変更を取り扱いません。

4．変額払済保険に変更後も、特別勘定による運用を行います。

5．保険契約者は、変額払済保険に変更後であっても、解約払戻金がある場合には、会社の定める取扱範囲内で貸付を受けることができます。

6．保険契約者は、将来に向かってこの変額払済保険を解約することができます。この場合の解約払戻金は第27条の規定を準用します。

7．被保険者が、変額払済保険への変更日の翌日以後その変更日の翌日の属する月の末日までの間に次の各号の事由に該当したときは、会社は変額払済保険への変更請求がなかったものとして取り扱います。ただし、変更日の翌日が契約日の月単位の応当日の場合を除きます。

(1) 被保険者が死亡したとき

(2) 被保険者が高度障害保険金の支払事由に該当したとき。ただし、その支払事由に該当したことにより高度障害保険金が支払われる場合に限ります。

(3) 被保険者が保険料の払込免除事由に該当したとき。ただし、その払込免除事由に該当したことにより保険料の払込が免除される場合に限ります。

第30条（定額延長定期保険への変更）

1．保険契約者は、有効に継続している契約について、保険料払込期間中であれば、将来の保険料の払込を中止し、会社の定める取扱範囲内で、保険金額を定額とする次の各号に定める内容の保険料払込済の定期保険（以下「定額延長定期保険」といいます。）に変更することができます。

(1) 定額延長定期保険の死亡保険金および高度障害保険金のそれぞれの保険金額は、第２項に定める変更日の保険金額（第23条に定める貸付金があるときは、その元利金を差し引いた額。また、当該金額が会社が定める取扱範囲の額をこえる場合は、そのこえる金額を差し引いた額)とします。

(2) 定額延長定期保険の保険期間は第２項に定める変更日の解約払戻金（第23条に定める貸付金があるときは、その元利金を差し引いた額)を充当して定めます。

(3) 前号の規定にかかわらず、前号の定額延長定期保険の保険期間が元の保険契約の保険期間満了の日をこえるときは、その満了の日までとし、定額延長定期保険と保険期間を同じくする保険金額が定額の生存保険を付加します。ただし、生存保険金額が第１号の保険金額をこえるときは、第１号の保険金額と同額とし、解約払戻金（第23条に定める貸付金があるときは、その元利金を差し引いた額)の残額を保険契約者に支払います。

2．保険契約者が、本条の変更を請求するときは、必要書類（別表１）を会社に提出してください。定額延長定期保険への変更は、当該申出を会社が受け付けた日（以下本条において「変更日」といいます。）の翌日から効力を生じるものとします。

3．定額延長定期保険に変更した後は、次の各号のとおり保険金を支払います。

(1) 被保険者が第１項の定額延長定期保険の保険期間中に死亡したときは、死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。ただし、死亡保険金の免責事由に該当したときは、支払いません。

(2) 被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病を原因として第１項の定額延長定期保険の保険期間中に高度障害状態（別表２）に該当したときは、高度障害保険金を被保険者に支払います。ただし、高度障害保険金の免責事由に該当したときは、支払いません。

(3) 第１項第３号の規定により生存保険を付加した場合、被保険者が第１項の定額延長定期保険の保険期間満了時に生存しているときは、生存保険金を満期保険金受取人に支払います。

4．被保険者が、定額延長定期保険への変更日の翌日以後その変更日の翌日の属する月の末日までの間に次の各号の事由に該当したときは、会社は定額延長定期保険への変更請求がなかったものとして取り扱います。ただし、変更日の翌日が契約日の月単位の応当日の場合を除きます。

(1) 被保険者が死亡したとき

(2) 被保険者が高度障害保険金の支払事由に該当したとき。ただし、その支払事由に該当したことにより高度障害保険金が支払われる場合に限ります。

(3) 被保険者が保険料の払込免除事由に該当したとき。ただし、その払込免除事由に該当したことにより保険料の払込が免除される場合に限ります。

5．第12条第３項、第５項、第６項および第７項の規定は本条の場合に準用します。この場合「自動延長定期保険」とあるのは、「定額延長定期保険」と読み替えます。

第31条（保険金受取人の変更）

1．保険契約者（その承継者を含みます。以下、本条において同様とします。）は、被保険者の同意を得て、会社の定める取扱範囲内で保険金受取人（高度障害保険金の受取人を除きます。以下、本条において同じ。）を変更することができます。このとき、保険契約者は、会社に対して通知することを要します。

2．保険金受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金受取人とします。

3．前項の規定により保険金受取人となった者が支払事由の発生以前に死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により保険金受取人となった者のうち生存している他の保険金受取人を保険金受取人とします。

4．前２項により保険金受取人となった者が２人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

5．第１項の通知をするときは、必要書類（別表１）を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に表示します。
6．第１項の通知が会社に到達する前に変更前の保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第 32 条（遺言による保険金受取人の変更）

1．前条に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、会社の定める取扱範囲内で保険金受取人（高度障害保険金の受取人を除きます。以下、本条において同じ。）を変更することができます。
2．前項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3．前２項による保険金受取人の変更は、第１項に規定する遺言が効力を生じた後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
4．前項の通知をするときは、必要書類（別表１）を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に表示します。

第 33 条（保険契約者の変更）

1．保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
2．前項の場合､保険契約者は､必要書類（別表１）を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
3．本条の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することはできません。

第 34 条（保険契約者または保険金受取人の代表者）

1．保険契約について保険契約者が２人以上あるときには、代表者１人を定めてください。この場合には、その代表者は、保険契約について他の保険契約者を代理するものとします。また、代表者を定めた後は、その代表者が死亡したときに限りあらためて代表者１人を定めてください。
2．前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときには、保険契約について会社が保険契約者の１人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとします。
3．前２項の規定は、保険金受取人が２人以上ある保険契約において、それらの者が保険金を請求する場合に準用します。

第 35 条（保険契約者の連帯責任）

保険契約について保険契約者が２人以上あるときには、各保険契約者は、連帯して保険契約上の責任を負うものとします。

第 36 条（保険契約者の住所等の変更）

1．保険契約者が住所または通信先を変更したときには、遅滞なく会社の本店または会社の指定した場所に通知してください。
2．保険契約者が前項の通知をしなかったときには、会社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

第 37 条（契約者配当）

この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

第 38 条（被保険者の職業、転居および旅行）

保険契約継続中に被保険者がいかなる職業に従事しまたはどこに転居しもしくは旅行しても、会社は、保険契約の解除をせず、保険契約上の責任を負います。

第 39 条（年齢の計算）

1．被保険者の契約日における契約年齢は満年で計算し、１年未満の端数は切捨てます。
2．被保険者の契約後の年齢は、前項の契約年齢に契約日の年単位の応当日ごとに１歳を加えて計算します。

第 40 条（年齢または性別の誤りの処理）

1．保険契約の申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合には、契約日およびその誤りが発見された日のいずれの日においても実際の年齢が会社の契約する年齢の取扱範囲外のときには、会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、既に払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻し、その他のときには実際の年齢に基づいて会社の定める方法により処理を行い保険契約は有効に継続します。
2．保険契約の申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて会社の定める方法により処理を行い保険契約は有効に継続します。

第 41 条（時効）

保険金、解約払戻金その他この契約にもとづく諸支払金または保険料の払込免除を請求する権利は、これらを行使することができる時から３年間行使しない場合には消滅します。

第 42 条（管轄裁判所）

1．この保険契約における保険金、解約払戻金その他この保険契約にもとづく諸支払金の支払の請求に関する訴訟については、会社の本店の所在地または保険契約者もしくは保険金受取人（保険契約者または保険金受取人が２人以上いるときは、その代表者とします。）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。
2．この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

第 43 条（非常事態発生時の特別取扱）

1．会社は、天災、戦争その他の変乱、火災またはシステムの障害その他これらに準じる非常事態により、金融商品取引所の取引等が停止され、特別勘定資産の正常な評価ができなくなったときは、第３項以下に規定する特別な取扱（以下「特別取扱」といいます。）を行うことができます。
2．会社は、特別取扱を行う場合、会社の定める方法により、対象となる特別勘定（以下「対象特別勘定」といいます。）および特別取扱の開始日（以下「特別取扱開始日」といいます。）をただちに公表します。この場合、金融商品取引所の取引等が再開され、特別勘定資産の正常な評価ができるようになったときには、その日（以下「特別取扱終了日」といいます。）をただちに公表し、特別取扱開始日から特別取扱終了日の前日までを、特別勘定の特別取扱期間とします。
3．会社は、特別取扱期間中、対象特別勘定と他の勘定間の積立金の振替等を行う次の取扱について、申込および請求の受付は行いません。
(1) 保険契約の申込
(2) 第５条に規定する積立金の移転
(3) 第 23 条に規定する保険契約者に対する貸付
(4) 第 29 条に規定する変額払済保険への変更
(5) 第 30 条に規定する定額延長定期保険への変更
4．特別取扱開始日に会社が既に受け付けていた前項の申込および請求はなかったものとします。また、各回保険料の対象特別勘定への繰入日が特別取扱期間中の場合も、対象特別勘定への繰入は行わず、会社の定める特別勘定へ繰入れます。
5．会社は、特別取扱期間中、第 25 条に規定する解約または第 28 条に規定する基本保険金額の減額の請求を受け付けた場合は、次のとおり取り扱います。
(1) 会社は、対象特別勘定の積立金部分について解約を延期し、それ以外の特別勘定の積立金部分についてその日に通常どおり解約を受け付けたものとして取り扱います。
(2) 対象特別勘定の積立金部分の解約は、特別取扱終了日を解約日として取り扱います。
(3) 解約が延期された場合、保険契約者は、特別取扱期間中に、解約の中止を申し出ることができます。ただし、第１号に規定する取扱後の積立金額が会社の定める金額を下回る場合、解約の中止は取り扱いません。
(4) 会社は、対象特別勘定の積立金部分について解約を延期している間に、第 14 条に規定する保険金の支払事由に該当したときは、解約を中止し、通常どおり当該支払請求を受け付け支払います。
6．前３項により申込または請求を受け付けなかったときは、会社は、保険契約者に通知します。
7．会社は、特別取扱期間中であっても、第 14 条に規定する保険金の支払事由に該当したときは、通常どおり当該支払請求を受け付け支払います。
8．第５項第４号、前項または第 12 条に規定する自動延長定期保険への変更の場合、次のとおりとします。
(1) 会社が取得した特別取扱開始日前の直近の価格に基づき特別勘定資産を評価します。
(2) 前号の規定にかかわらず、特別取扱終了日における積立金に相当する額が、前号に基づき計算した積立金額を上回る場合、特別取扱終了日における積立金に相当する額に基づき支払金額等を計算します。

第 44 条（死亡保険金または高度障害保険金の受取人による保険契約の存続）

1．保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から１か月を経過した日に効力を生じます。
2．前項の解約の通知が行われた場合でも、通知の時において次の各号のすべてを満たす死亡保険金または高度障害保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、前項の解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
(1) 保険契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
(2) 保険契約者でないこと
3．前項の規定により保険金受取人が会社に通知を行う場合は、必要書類（別表１）を会社に提出してください。
4．第１項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第２項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第２項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を受取人に支払います。

第 45 条（保険金の請求手続きに関する特則）

官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金または高度障害保険金の請求の際、必要書類（別表１）のほか、次の第１号または第２号のいずれかおよび第３号の書類も必要とします。ただし、これらの者が２人以上であるときは、そのうち１人からの提出で足りるものとします。

(1)被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
(2)被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
(3)保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

第 46 条（指定代理請求特約が付加されている場合の特則）

指定代理請求特約が付加されている場合、次の各号のとおり取り扱います。

(1) 同特約に定める「年金」は「高度障害保険金」または「満期保険金」と読み替えて各保険金ごとに適用します。
(2) 被保険者と保険契約者が同一人の場合、保険契約者が、傷害または疾病により保険料の払込免除を請求する意思表示ができない状態またはこれと同等の会社が認める状態であるために保険料の払込免除を請求できないときは、同特約の規定を準用して指定代理請求人が、保険契約者の代理人として保険料の払込免除を請求することができます。この場合、「年金受取人」は「保険契約者」と、「年金」は「保険料の払込免除」と読み替えて適用します。

第 47 条（年金移行特約が付加された場合の特則）

年金移行特約が付加された場合、同特約第１条第４項に加えて、同特約の付加日以後は次の取扱いは行いません。

(1) 変額払済保険および定額延長定期保険への変更
(2) 高度障害保険金および満期保険金の支払ならびに保険料の払込免除
(3) 基本保険金額の減額

第 48 条（介護年金移行特約が付加された場合の特則）

介護年金移行特約が付加された場合、同特約第１条第２項に加えて、同特約の年金支払開始日以後は次の取扱いは行いません。

(1) 変額払済保険および定額延長定期保険への変更
(2) 高度障害保険金および満期保険金の支払ならびに保険料の払込免除
(3) 基本保険金額の減額

第 49 条（終身移行特約が付加された場合の特則）

１．終身移行特約が付加された場合、有効に継続している契約について、保険料払込期間中であれば、将来の保険料の払込を中止して、同特約に定める終身保障に移行します。
２．同特約第１条第４項に加えて、同特約の付加日以後は次の取扱いは行いません。
(1) 変額払済保険および定額延長定期保険への変更
(2) 高度障害保険金および満期保険金の支払ならびに保険料の払込免除
(3) 基本保険金額の減額
３．同特約第３条第１項の「解約払戻金の額」を「解約払戻金の額（主約款に規定する貸付金があるときは、その元利合計額を差し引いた額）」と読み替えて適用します。
４．保険契約者が、同特約を保険期間満了時に付加して締結する場合は、同特約第３条第１項にかかわらず、満期保険金の額を終身保障移行額とします。

第 50 条（目標設定積立金自動移転特約が付加されている場合の特則）

目標設定積立金自動移転特約が付加されている場合、次の各号のとおり取り扱います。

(1) 同特約に定める「目標値」は「目標額」と、「目標値に基本保険金額を乗じた額」は「目標額」と読み替えて適用します。
(2) 目標額は、会社の定めるところにより、次のいずれかとします。
①払い込まれた保険料（払い込むべき保険料が払い込まれたものとして計算します。）に会社の取扱範囲内で保険契約者があらかじめ指定した値（目標値）を乗じた額
②会社の取扱範囲内で保険契約者があらかじめ指定した額

第 51 条（下値設定積立金自動移転特約が付加されている場合の特則）

下値設定積立金自動移転特約が付加されている場合、同特約に定める「指定値に基本保険金額を乗じた額」は「指定値に払い込まれた保険料（払い込むべき保険料が払い込まれたものとして計算します。）を乗じた額」と読み替えて適用します。

第 52 条（責任開始期に関する特約が付加されている場合の特則）

責任開始期に関する特約が付加されている場合、次の各号のとおり取り扱います。

(1) 同特約第２条に定める「保険契約の申込時」を、「保険契約の申込時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時」と読み替えて適用します。

(2) 同特約第３条の「死亡保険金」は「保険金」と読み替えて適用します。

(3) 同特約第３条第５項として次を追加します。

５．第１回保険料の払込がないまま、第１回保険料の猶予期間満了日までに保険料の払込免除事由に該当したときは保険契約者は第１回保険料の猶予期間満了日までに第１回保険料（第２回以後の未払込の保険料があるときは、その保険料を含みます。）を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は保険料の払込を免除しません。

別表１　必要書類

項目	提出書類
１．特別勘定および各特別勘定への配分割合の変更 （第４条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書
２．積立金の移転 （第５条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書
３．保険契約の復活 （第 13 条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の告知書
４．死亡保険金 （第 14 条、第 22 条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 死亡保険金受取人の印鑑証明書と戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票 (5) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、事実確認が必要な場合は医師の死亡診断書または死体検案書）
５．高度障害保険金 （第 14 条、第 22 条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 高度障害保険金の受取人の印鑑証明書と戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票 (5) 会社所定の様式による医師の診断書
６．満期保険金 （第 14 条、第 22 条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 満期保険金受取人の印鑑証明書と戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票
７．保険料の払込免除 （第 15 条、第 22 条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 会社所定の事故状況報告書または交通事故証明書
８．契約者貸付 （第 23 条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書
９．解約 （第 25 条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書
10．基本保険金額の減額 （第 28 条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書
11．変額払済保険への変更 （第 29 条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書
12．定額延長定期保険への変更 （第 30 条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書
13．保険金受取人の変更 （第 31 条、第 32 条）	(1) 会社所定の通知書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 遺言による変更の場合はその遺言 (5) 遺言による変更の場合は被保険者の同意書面
14．保険契約者の変更 （第 33 条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 旧保険契約者の印鑑証明書 ただし、旧保険契約者が死亡している場合は、 ①旧保険契約者の戸籍抄本 ②保険契約者代表者選任届 ③相続人の印鑑証明書
15．死亡保険金または高度障害保険金の受取人による保険契約の存続 （第 44 条）	(1) 会社所定の通知書 (2) 保険証券または年金証書 (3) 保険金受取人の印鑑証明書 (4) 債権者等が発行した領収書 (5) 保険契約者の同意書面

注）会社は、上記の提出書類の一部もしくは全部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。

別表２ 対象となる高度障害状態

１．両眼の視力をまったく永久に失ったもの
２．言語またはそしゃくの機能をまったく永久に失ったもの
３．両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
４．両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
５．１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
６．１上肢の用をまったく永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの
７．中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの

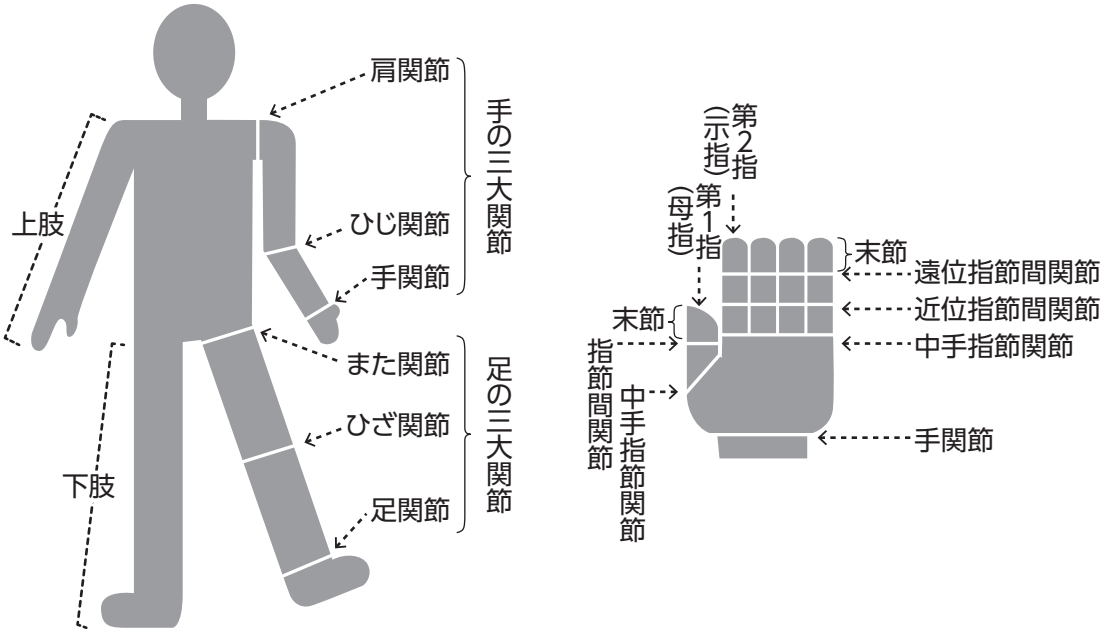
別表３ 対象となる身体障害の状態

１．１眼の視力をまったく永久に失ったもの
２．両耳の聴力をまったく永久に失ったもの
３．脊柱に著しい奇形または著しい運動障害が永久に残ったもの
４．１上肢を手関節以上で失ったもの
５．１下肢を足関節以上で失ったもの
６．１上肢の用または１上肢の３大関節中の２関節の用をまったく永久に失ったもの
７．１下肢の用または１下肢の３大関節中の２関節の用をまったく永久に失ったもの
８．１手の第１指（母指）および第２指（示指）を含んで４手指を失ったもの
９．10 手指の用をまったく永久に失ったもの
10．10 足指を失ったもの

備考（別表２、別表３）

１．眼の障害（視力障害）
　ａ．視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。
　ｂ．「視力をまったく永久に失ったもの」とは、視力が 0.02 以下になって回復の見込のない場合をいいます。
　ｃ．視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
２．言語またはそしゃくの障害
　ａ．「言語の機能をまったく永久に失ったもの」とは、次の３つの場合をいいます。
　　(1) 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の４種のうち、３種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
　　(2) 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
　　(3) 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
　ｂ．「そしゃくの機能をまったく永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
３．上・下肢の障害
　ａ．「上・下肢の用をまったく永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失った場合をいい、上・下肢の完全運動麻ひまたは上・下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
　ｂ．「関節の用をまったく永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合、または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
４．常に介護を要するもの
　「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。
５．耳の障害
　ａ．聴力の測定は、日本産業規格に準拠したオージオメータで行います。
　ｂ．「聴力をまったく永久に失ったもの」とは、周波数 500、1,000、2,000 ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれａ、ｂ、ｃデシベルとしたとき、１ /4（ａ＋２ｂ＋ｃ）の値が 90 デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。
６．脊柱の障害
　ａ．「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
　ｂ．「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の３種の運動のうち、２種以上の運動が生理的範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。
７．手指の障害
　ａ．「手指を失ったもの」とは、第１指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
　ｂ．「手指の用をまったく永久に失ったもの」とは、手指の末節の２分の１以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込のない場合をいいます。

8．足指の障害
「足指を失ったもの」とは、足指全部を失った場合をいいます。
身体部位の名称は、次の図のとおりとします。



別表４　不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は表１によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、表２の事故は除外します。

表１　急激・偶発・外来の定義

用語	定義
１．急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
２．偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
３．外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （身体の内部的原因によるものは該当しません。）

備考　急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
次のような事故は、表１の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な事故に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水 ・窒息	次のような事故は、表１の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・高山病・乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

表２　除外する事故

項目	除外する事故
１．疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有するものが軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
２．疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
３．疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
４．気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。）
５．接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	次の症状の原因となった事故 ａ．洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 ｂ．外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など ｃ．細菌性またはウイルス性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

責任開始期に関する特約　特約条項

第１条（特約の締結）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、保険契約者から申出があり、会社がこれを承諾した場合に主契約に付加して締結します。

第２条（責任開始期）

この特約により、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の責任開始期の規定にかかわらず、会社は、保険契約の申込を承諾した場合には保険契約の申込時から保険契約上の責任を負います。

第３条（第１回保険料の払込および猶予期間）

1．保険契約者は、第１回保険料を、責任開始の日から責任開始の日の属する月の翌月末日までの間（以下「第１回保険料の払込期間」といいます。）に払い込んでください。
2．第１回保険料の払込については、第１回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月初日から翌々月末日までを猶予期間とします。
3．保険契約者は、第１回保険料を第１回保険料の払込期間満了日までに払い込んでください。第１回保険料の払込期間満了日までに払込ができなかった場合は、第１回保険料の猶予期間満了日までに払い込んでください。
4．第１回保険料が払い込まれないまま、第１回保険料の猶予期間満了日までに死亡保険金を支払うべき場合が生じたときは、死亡保険金から未払いの第１回保険料（第２回以後の未払込保険料があるときは、その保険料を含みます。）を差し引きます。

第４条（第１回保険料が払い込まれないことによる無効）

1．第１回保険料の猶予期間満了日までに第１回保険料の払込がないときは、会社は、保険契約を無効とします。ただし、前条第４項に該当する場合を除きます。
2．本条の規定により保険契約を無効とした場合、積立金その他の返戻金の支払はありません。

第５条（保険料口座振替特約が付加されている場合の特則）

保険料口座振替特約が付加されていて第１回保険料から口座振替を行う場合、第１回保険料については、同特約の第２条に定める「会社の定めた日（第２回以降の保険料の場合は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める払込期月中の会社の定めた日とします。以下「振替日」といいます。）」は、「会社の定めた日（第１回保険料の払込期間中の会社の定めた日とします。以下「振替日」といいます。）」と読み替えて適用します。

第６条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

リビング・ニーズ特約　特約条項

第１条（特約の締結）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際または締結後に、被保険者の同意を得て、保険契約者の申出により、会社の承諾を得て、主契約に付加して締結します。

第２条（特約の適用）

１．この特約を付加した主契約については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定のほか、この特約に定めるところによります。
２．この特約において使用される用語の説明は次のとおりとします。

用語	説明
特約基準保険金額	リビング・ニーズ保険金を支払う際に基準となる保険金額をいい、特約基準保険金額は、リビング・ニーズ保険金の請求の際、主契約の保険金額（会社の定める金額をこえるときは、会社の定める金額）の範囲内で被保険者が指定するものとします。

第３条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。ただし、主契約の締結後にこの特約を締結した場合は、会社がこの特約の付加を承諾した時からこの特約上の責任を負います。

第４条（リビング・ニーズ保険金の支払）

１．会社は、次表の規定により、リビング・ニーズ保険金を支払います。

名称	支払事由	支払額	受取人	リビング・ニーズ保険金を支払わない場合
リビング・ニーズ保険金	被保険者の余命が６か月以内と判断されるとき	特約基準保険金額から会社の定める方法により、リビング・ニーズ保険金の請求日から６か月間の特約基準保険金額に対応する利息および主契約の保険料相当額を差し引いた金額	被保険者	被保険者が次のいずれかにより支払事由に該当したとき (1) 被保険者の犯罪行為 (2) 保険契約者、被保険者または第 14 条第２項に定める指定代理請求人の故意 (3) 戦争その他の変乱

２．前項の規定にかかわらず、リビング・ニーズ保険金の請求に必要な書類が会社の本店に到着しない限り、会社は、このリビング・ニーズ保険金を支払いません。
３．第１項の規定にかかわらず、リビング・ニーズ保険金の請求日（リビング・ニーズ保険金の請求に必要な書類が本店または会社の指定した場所に到着した日をいいます。以下同じ。）からその日を含めて主契約の保険期間満了日までの期間が１年以内である場合には、会社は、リビング・ニーズ保険金を支払いません。
４．その被保険者がこの特約の被保険者と同一である他の保険契約にリビング・ニーズ特約を付加している場合には、会社の定める方法により、リビング・ニーズ保険金を支払います。
５．リビング・ニーズ保険金を支払った場合、次に定めるところによります。
(1) 特約基準保険金額が主契約の保険金額と同額のとき
主契約は、リビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。この場合、主契約に付加されている特約も同時に消滅するものとします。ただし、特約の解約払戻金の支払に関する規定にかかわらず、会社は、解約払戻金を支払いません。
(2) 特約基準保険金額が主契約の保険金額より少額のとき
主契約は、特約基準保険金額と同額の保険金額がリビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとします。この場合、主約款の規定にかかわらず、会社は、減額部分に解約払戻金があるときでもこれを支払いません。
(3) 主契約が保険料年払契約の場合で、リビング・ニーズ保険金の請求日からその直後に到来する主契約の契約日の年単位の応当日の前日までの期間（１か月に満たない期間は切り捨てるものとします。以下同じ。）が６か月を超えるとき
会社は、リビング・ニーズ保険金の請求日から、直後に到来する主契約の契約日の年単位の応当日の前日までの期間から６か月を差し引いた期間について、前２号により消滅した部分または減額された部分の保険料相当額をリビング・ニーズ保険金の受取人に支払います。
６．リビング・ニーズ保険金を支払う前に被保険者が死亡している場合には、会社は、リビング・ニーズ保険金を支払いません。
７．リビング・ニーズ保険金を支払う前に主契約の保険金の請求を受け、主契約の保険金が支払われる場合には、会社は、リビング・ニーズ保険金を支払いません。また、主契約の保険金が支払われた場合には、その支払後にリビング・ニーズ保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
８．リビング・ニーズ保険金が支払われた後に、主契約の保険金の請求を受けた場合には、次に定めるところによります。
(1) リビング・ニーズ保険金の支払が第５項第１号に該当していた場合
主契約の保険金は支払いません。
(2) リビング・ニーズ保険金の支払が第５項第２号に該当していた場合
リビング・ニーズ保険金の支払による減額後の保険金額のみ支払います。
９．保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の満期保険金受取人（主契約に満期保険金がある場合に限ります。この場合、

満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合には、第１項の規定にかかわらず、保険契約者をリビング・ニーズ保険金の受取人とします。

10. 主約款に定める自動振替貸付金または契約者貸付金がある場合には、支払うべき金額から、会社の定める方法により、その元利合計額を差し引きます。
11. リビング・ニーズ保険金の受取人は、第１項および第９項に定める者以外に変更することはできません。
12. 戦争その他の変乱によってリビング・ニーズ保険金の支払事由に該当したときでも、その原因により支払事由に該当した被保険者の数の増加がリビング・ニーズ保険金の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、影響の程度に応じてリビング・ニーズ保険金を削減して支払うか、または全額を支払うことがあります。

第５条（告知義務および告知義務違反による解除）

この特約に関する告知義務および告知義務違反による解除については、主約款の告知義務および告知義務違反による解除に関する規定を準用します。この場合、第 14 条第２項に定める指定代理請求人を死亡保険金受取人と同様に取り扱います。

第６条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。この場合、主約款に定める重大事由による解除を、正当な理由により保険契約者、被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できないときは、第 14 条第２項に定める指定代理請求人に通知します。

第７条（特約保険料の払込）

この特約は保険料の払込を要しません。

第８条（特約の失効および消滅）

１．主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。
２．次の場合、この特約は消滅します。
(1) リビング・ニーズ保険金が支払われた場合
(2) 主契約が消滅した場合
(3) 主契約が延長保険へ変更された場合

第９条（特約の復活）

１．主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
２．会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

第 10 条（特約の復旧）

１．主契約の復旧の請求の際に別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
２．会社がこの特約の復旧を承諾した場合には、主約款の復旧に関する規定を準用して、この特約の復旧の取扱を行います。

第 11 条（特約の解約）

１．保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
２．この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第 12 条（解約払戻金）

この特約には解約払戻金はありません。

第 13 条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

第 14 条（請求手続）

１．この特約にもとづく支払および変更等は、必要書類（別表１）を提出して請求してください。
２．請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、被保険者がリビング・ニーズ保険金を請求できないときは、保険契約者が被保険者の同意を得て次の第１号または第２号の範囲内であらかじめ指定した者（以下「指定代理請求人」といいます。）が、被保険者の代理人としてリビング・ニーズ保険金を請求することができます。ただし、リビング・ニーズ保険金の受取人が法人である場合を除きます。

(1) 次の範囲内の者
①被保険者の配偶者
②被保険者の直系血族
③被保険者の３親等内の親族
(2) 次の範囲内の者。ただし、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、リビング・ニーズ保険金を請求すべき適当な理由があると会社が認めた者に限ります。
①被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている者
②被保険者の財産管理を行っている者
③死亡保険金の受取人
④その他①から③までに掲げる者と同等の特別な事情がある者として会社が認めた者

3．前項の規定により、指定代理請求人がリビング・ニーズ保険金を請求する場合には、指定代理請求人は請求時においても前項第１号または第２号の範囲内の者であることを要します。
4．前２項の規定により、リビング・ニーズ保険金が指定代理請求人に支払われた場合には、その支払後にリビング・ニーズ保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
5．保険契約者またはその承継人は、別表１に定める請求書類を提出し、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、変更後の指定代理請求人は、第２項第１号または第２号に定める範囲内の者であることを要します。
6．前項の場合、指定代理請求人の変更について会社に対抗するためには、保険証券に表示があることを要します。

第 15 条（リビング・ニーズ保険金の支払の時期および場所等）

リビング・ニーズ保険金の支払の時期および場所等については、主約款の規定を準用します。

第 16 条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

第 17 条（主契約に質権が設定されている場合の取扱）

この特約が付加された主契約に質権が設定されている場合、会社は、第４条（リビング･ニーズ保険金の支払）第１項の規定にかかわらず、リビング・ニーズ保険金を支払いません。

第 18 条（主契約に年金移行特約等を付加する場合の取扱）

1．この特約が付加されている主契約に年金移行特約または年金移行特約（定額保険用）のいずれかの特約が付加された場合には、この特約は消滅します。
2．この特約が付加されている主契約に介護年金移行特約が付加され、年金受取人からの請求に基づき介護年金に移行するときは、この特約は消滅します。

第 19 条（主契約が変額保険（有期型）の場合の取扱）

この特約が変額保険（有期型）に付加されている場合には、次に定めるところによります。
(1) この特約の適用に際しては、「主契約の保険金額」を「主契約の基本保険金額」に読み替えます。ただし、この特約の保険金の支払に際し、この特約の保険金の請求日における積立金額が基本保険金額を上回る場合は、当該積立金額から基本保険金額を差し引いた金額に、主契約の基本保険金額に対する特約基準保険金額の割合を乗じた額も支払います。
(2) 第８条中「延長保険」を「自動延長定期保険または定額延長定期保険」に読み替えます。
(3) 指定代理請求特約が付加されている場合は、同特約の規定を準用して、同特約の指定代理請求人がリビング・ニーズ保険金を代理請求できるものとします。この場合、第 14 条に定める代理請求に関する規定は適用しません。

別表１　必要書類

項目	提出書類
１．リビング・ニーズ保険金 （第４条、第 14 条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 被保険者の印鑑証明書と戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票 (5) 会社所定の様式による医師の診断書
２．指定代理請求人による請求 （第 14 条）	(1) 特別の事情を示す書類 (2) 会社所定の請求書 (3) 保険証券 (4) 被保険者の成年後見登記されていないことの証明書 (5) 被保険者の住民票（確認の必要がある場合は、戸籍謄（抄）本） (6) 会社所定の様式による医師の診断書 (7) 指定代理請求人の住民票（確認の必要がある場合は､戸籍謄（抄）本） (8) 指定代理請求人の印鑑証明書 (9) 指定代理請求人が被保険者と生計を一にしているときは、被保険者もしくは指定代理請求人の健康保険証の写しまたは指定代理請求人が被保険者の治療費の支払いを行っていることを証する領収証の写し (10) 指定代理請求人が契約にもとづき被保険者の財産管理を行っているときは、その契約書の写し
３．指定代理請求人の変更 （第 14 条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書

注）会社は、上記の提出書類の一部もしくは全部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。

保険料払込免除特約　特約条項

第１条（特約の締結）

１．この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
２．この特約を付加した場合、保険証券にはこの特約の名称を記載します。

第２条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第３条（特約のガン給付責任開始期）

１．ガン（第４条（疾病の定義およびガンの診断確定）第１項に定めるところによります。）による保険料の払込免除については、会社は、この特約のガン給付責任開始期からこの特約上の責任を負います。
２．この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
(1) この特約の締結に際しては、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて 91 日目
(2) この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する規定による責任開始期の属する日よりその日を含めて 91 日目

第４条（疾病の定義およびガンの診断確定）

１．この特約において「ガン」、「心疾患」および「脳血管疾患」とは、それぞれ別表２に定めるガン、心疾患および脳血管疾患をいいます。
２．ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

第５条（保険料の払込免除）

１．被保険者が、次のいずれかに該当した場合（主約款に定める保険料の払込免除の事由に該当したときを除きます。）は、次の払込期月（払込期月の初日から契約日の応当日の前日までに該当した場合には、その払込期月）以後の主契約およびこの特約と同一の主契約に付加されている他の特約（以下「免除対象特約」といいます。）の保険料の払込を免除します。
(1) この特約のガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定されたとき
(2) 次の条件をすべて満たす入院をしたとき
①この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に発病した心疾患または脳血管疾患を直接の原因とする別表３に定める入院であること
②心疾患または脳血管疾患の治療を目的とした入院（備考に定めるところによります。以下同じ。）であること
③別表４に定める病院または診療所における入院であること
２．被保険者が心疾患および脳血管疾患以外の疾病または傷害による入院中に心疾患または脳血管疾患の治療を受けたときは、その治療を開始した日からその心疾患または脳血管疾患の治療を目的として入院したものとみなして第１項第２号の規定を適用します。ただし、その心疾患または脳血管疾患のみによっても入院する必要があるときに限ります。
３．被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した心疾患または脳血管疾患を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に入院した場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、この特約の責任開始期以後に発病した心疾患または脳血管疾患によるものとみなします。
(1) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて２年を経過した後に開始した入院であるとき
(2) 原因となった心疾患または脳血管疾患について、保険契約者または被保険者が第７条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその心疾患または脳血管疾患を知っていたとき
(3) 原因となった心疾患または脳血管疾患について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その心疾患または脳血管疾患による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
４．第１項の規定により保険料の払込が免除された場合は、主約款および免除対象特約の特約条項の規定により保険料の払込が免除されたものとして、主約款および免除対象特約の特約条項の規定を準用します。

第６条（特約を付加した場合の保険料）

この特約を付加した場合、主契約および免除対象特約の保険料は、この特約の保障を含めた保障内容に基づき計算した保険料とします。

第７条（告知義務）

次の (1) または (2) の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。

(1) 特約の締結
(2) 特約の復活

第８条（告知義務違反による解除）

1．保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
2．会社は、保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3．前項の場合には、保険料の払込免除を行いません。また、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者（主約款および主契約に付加されている他の特約に定める代理請求人を含みます。以下第４項において同じ。）または被保険者が証明したときは、保険料の払込免除を行います。
4．本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者に通知します。

第９条（特約を解除できない場合）

1．会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
(1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
(2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第７条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
(3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第７条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
(4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月を経過したとき
(5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて２年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて２年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2．会社は、前項第２号または第３号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第７条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第１号、第４号または第５号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

第 10 条（ガン給付責任開始期前にガンと診断確定されていた場合の取扱）

1．被保険者が、告知（復活が行われた場合には、最後の復活の際の告知とします。以下本項において同じ。）前または告知の時からこの特約のガン給付責任開始期の前日までにガンと診断確定されていた場合には、この特約のガンによる保険料の払込免除は行わないものとします。
2．前項の場合で、ガンと診断確定された日からその日を含めて 180 日以内に保険契約者から申出があったときは、この特約（復活が行われた場合は、最後の復活後のこの特約）を無効とし、次の第１号に定める金額から第２号に定める金額を差し引いた金額を保険契約者に払いもどします。
(1) 既に払い込まれた主契約および免除対象特約の保険料（復活の際の無効の場合には、復活の際に払い込まれた金額ならびに復活以後に払い込まれた主契約および免除対象特約の保険料。以下本項において同じ。）の額
(2) 既に払い込まれた主契約および免除対象特約の保険料について、この特約を付加しない場合の保険料率を適用して計算した金額
3．第８条（告知義務違反による解除）または第 11 条（重大事由による解除）の規定によりこの特約が解除される場合には、前項の取扱は行いません。

第 11 条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

第 12 条（特約の失効および消滅）

1．主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。
2．主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。

第 13 条（特約の復活）

1．主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2．会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。
3．この特約が復活された場合には、会社は、ガンによる保険料の払込免除については第３条（特約のガン給付責任開始期）第２項第２号に定めるこの特約のガン給付責任開始期より責任を負います。

第 14 条（特約の解約）

1．保険契約者は、保険料の払込免除の事由（主約款に定める保険料の払込免除の事由を含みます。）の発生前に限り、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。
2．前項の規定によりこの特約が解約されたときは、以後の主契約および免除対象特約の保険料を改めます。
3．第１項の規定によりこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第 15 条（解約払戻金）

この特約については、解約払戻金はありません。また、この特約を付加した場合の主契約および免除対象特約の解約払戻金の額は、この特約を付加しない場合と同額とします。

第 16 条（特約の解約等に伴う保険料の取扱）

保険料払込方法（回数）が年払の契約または半年払の契約について、この特約のみが解約または解除された場合には、会社は、次の第１号と第２号の差額を保険契約者に払いもどします。

(1) その該当した日から､その直後に到来する契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（１か月に満たない期間は切り捨てるものとします。)に対応する主契約および免除対象特約の保険料の額
(2) 前号の保険料について、この特約を付加しない場合の保険料率を適用して計算した金額

第 17 条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

第 18 条（請求手続）

1．この特約の保険料の払込免除の事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知してください。
2．この特約にもとづく保険料の払込免除は、別表１に定める請求書類を提出して請求してください。
3．前２項のほか、この特約の保険料の払込免除の請求については、主約款の保険料の払込免除の請求手続および給付金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。この場合において、保険料の払込を免除するために確認が必要な場合として「ガン給付責任開始期前にガンと診断確定されていた可能性がある場合」を加え、その場合に確認する事項として「ガン給付責任開始期前にガンと診断確定されていた事実の有無」を加えます。

第 19 条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第 20 条（主契約が変額保険（有期型）の場合の取扱）

この特約が変額保険（有期型）に付加されている場合には、次に定めるところによります。

(1) 主契約の保険料のうち特別勘定で運用される分の金額は、この特約を付加しない場合の金額と同額とします。
(2) 第 12 条の規定のほか、主契約が次の各号のいずれかに変更されたときには、この特約は消滅します。
①自動延長定期保険
②変額払済保険
③定額延長定期保険
(3) 主契約が消滅したことによりこの特約が消滅した場合で被保険者が死亡した日の主契約の積立金が支払われるときは、この特約の責任準備金を契約者に支払い、その他の場合には、この特約の払戻金はありません。

別表１　請求書類

項目	提出書類
１．保険料の払込免除 （第５条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 会社所定の様式による医師の診断書
２．ガン給付責任開始期前のガン診断確定による申出無効 （第 10 条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 会社所定の様式による医師の診断書

注）会社は、上記の提出書類の一部もしくは全部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。

別表２　対象となるガン、心疾患、脳血管疾患

１．対象となるガン、心疾患、脳血管疾患の範囲は、平成 27 年２月 13 日総務省告示第 35 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要　ICD － 10（2013 年版）準拠」によるものとします。
なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

疾病の種類	分類項目	基本分類コード
ガン	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C 00 ～ C 14
	消化器の悪性新生物＜腫瘍＞	C 15 ～ C 26
	呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞	C 30 ～ C 39
	骨及び関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞	C 40 ～ C 41
	皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞	C 43 ～ C 44
	中皮及び軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C 45 ～ C 49
	乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	C 50
	女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C 51 ～ C 58
	男性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C 60 ～ C 63
	腎尿路の悪性新生物＜腫瘍＞	C 64 ～ C 68
	眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C 69 ～ C 72
	甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C 73 ～ C 75
	部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞	C 76 ～ C 80
	リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞、原発と記載された又は推定されたもの	C 81 ～ C 96
	独立した（原発性）多部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C 97
心疾患	慢性リウマチ性心疾患	I 05 ～ I 09
	虚血性心疾患	I 20 ～ I 25
	肺性心疾患及び肺循環疾患	I 26 ～ I 28
	その他の型の心疾患	I 30 ～ I 52
脳血管疾患	一過性脳虚血発作及び関連症候群	G 45
	脳血管疾患	I 60 ～ I 69

２．上記１．の分類項目中「悪性新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性と明示されているものをいい、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）編「国際疾病分類－腫瘍学（NCC 監修）第 3.1 版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第５桁コードが次のものをいいます。
なお、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第５桁コードによるものをいいます。

新生物の性状を表す第５桁性状コード
／３……悪性、原発部位 ／６……悪性、転移部位 悪性、続発部位 ／９……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

上記１．には該当しないものの、２．に該当する場合には、この特約において対象となるガンとします。例えば、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要　ICD － 10（2013 年版）準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものは、上記１．には該当しないものの、２．に該当するため、この特約において対象となるガンとなります。

分類項目	基本分類コード
真正赤血球増加症＜多血症＞	D 45
骨髄異形成症候群	D 46
慢性骨髄増殖性疾患	D 47.1
本態性（出血性）血小板血症	D 47.3
骨髄線維症	D 47.4
慢性好酸球性白血病［好酸球増加症候群］	D 47.5

別表３　入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、別表４に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表４　病院または診療所

「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものとします。

1．医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設、介護老人福祉施設および介護医療院ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。

2．前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

備考　治療を目的とした入院

美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。なお、医師の指示に基づく、疾病の検査を目的とした入院については、「治療を目的とした入院」とみなします。

終身移行特約　特約条項

第１条（特約の付加）

1．この特約は主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部を終身保障に移行する旨の保険契約者の申出によって主契約に付加します。この場合、被保険者の同意および会社の承諾を得ることを要します。
2．この特約の付加日は、会社が必要書類を受け付けた日の翌日とします。
3．第１項の規定にかかわらず、次の場合はこの特約を付加することはできません。
(1) 主契約の契約日から起算して１年を経過していないとき
(2) 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する特別取扱期間中
4．この特約の付加日以後は次の取扱いは行いません。
(1) 特別勘定による運用
(2) 年金、定期支払金等の支払
(3) 保険契約者に対する貸付
(4) 保険契約の一部解約
(5) 基本保険金額の増額

第２条（特約の保険期間）

この特約の保険期間は終身とします。

第３条（終身保障への移行）

この特約の付加日に終身保障に移行するものとし、この場合、主契約が変額保険または変額個人年金保険のときは「この特約の付加日の前日」、定額保険または定額個人年金保険のときは「この特約の付加日」に主契約を解約したとしたときの解約払戻金の額を終身保障移行額といいます。

第４条（終身保障移行日以後の取扱）

1．終身保障移行日以後、会社は、死亡保険金額の基準となる金額として、移行後保険金額を計算します。移行後保険金額は、終身保障移行額に基づき、終身保障移行日における被保険者の年齢および性別に応じて計算します。
2．終身保障移行日以後に解約したときの解約払戻金は、主約款等の規定にかかわらず経過年月数に応じて計算した額とします。
3．終身保障移行日以後は主約款の規定にかかわらず、一部解約および増額を請求することはできません。
4．終身保障移行日以後の死亡保険金は、主約款の規定にかかわらず次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	受取人	死亡保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
(1) 死亡保険金	終身保障移行日の２年後の年単位の応当日の前日までに被保険者が死亡したとき	被保険者が死亡した日の責任準備金額	死亡保険金受取人	次のいずれかにより被保険者が死亡したとき ①責任開始の日から、その日を含めて２年以内の被保険者の自殺 ②死亡保険金受取人の故意 ③保険契約者の故意 ④戦争その他の変乱
	終身保障移行日の２年後の年単位の応当日以後に被保険者が死亡したとき	移行後保険金額		

(2) 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡保険金を支払います。
(3) 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が保険金の一部の受取人であるときは、その受取人が受け取るべき金額のみを免責とし、残額を他の死亡保険金受取人に支払います。
(4) 第１号に規定する免責事由により死亡保険金が支払われない場合には、責任準備金額を保険契約者に支払い、保険契約は消滅します。
(5) 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡したときでも、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、死亡保険金を全額支払うか、または削減して支払います。この場合、削減して支払う金額は、前号に定める支払額を下回ることはありません。

第５条（終身保障の通貨の変更）

1．保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、終身保障の通貨を変更することができます。この場合には、主契約が変額保険または変額個人年金保険のときは「この特約の付加日の前日」、定額保険または定額個人年金保険のときは「この特約の付加日」（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社の定める為替レートを用いて終身移行額を変更後の通貨に換算します。
2．保険契約者が本条の変更を請求するときは、必要書類（別表１）を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

第６条（特約の解約および消滅）

1．この特約のみの解約は取り扱いません。
2．主契約が消滅したときは、この特約も消滅します。

第７条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

第８条（年金支払開始日に付加する場合の特則）

保険契約者が、この特約を主契約等の年金支払開始日に付加して締結する場合は、次のとおり取り扱います。

(1) この特約の付加日は年金支払開始日とします。
(2) 年金原資の額を終身保障移行額とします。

第９条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

別表１　必要書類

項目	提出書類
１．終身保障の通貨の変更 （第５条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書

注）会社は、上記の提出書類の一部もしくは全部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。

変額終身保障移行特約　特約条項

第１条（特約の付加）

１．この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、被保険者の同意を得て、保険契約者の申出により、会社の承諾を得て、主契約に付加して締結します。この場合、特約の付加日は契約日とします。
２．前項のほか、主契約の契約日後、被保険者の同意を得て、保険契約者の申出により、会社の承諾を得て、主契約に付加して締結します。この場合、特約の付加日は、会社が必要書類を受け付けた日の翌日とします。
３．前２項の規定にかかわらず、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する特別取扱期間中の場合はこの特約を付加することはできません。
４．この特約の付加日以後は、主約款の規定にかかわらず満期保険金の支払は行いません。
５．この特約が締結されたときは、保険証券に表示します。

第２条（特約の保険期間）

この特約の保険期間は、主契約の保険期間満了日の翌日（以下、「変額終身保障移行日」といいます。）からその日を含めて終身とします。

第３条（特約の特別勘定）

１．会社は、この特約の資産を運用するために特別勘定を設定し、会社が別に定める運用方法に基づいて運用します。また、特別勘定で管理されている資産（以下「特別勘定資産」といいます。）を、会社の定める計算方法により毎日評価します。
２．特別勘定資産からの利益および損失は、他の勘定の資産の運用による利益および損失にかかわらず、この特約に割り当て、会社が指定した種類以外の保険契約に割り当てることはありません。ただし、特別勘定資産中の他の勘定の持分に対応する利益および損失を除きます。
３．保険契約者は、特別勘定資産の運用方法については、一切の指図はできません。

第４条（特約の特別勘定の種類）

１．この特約の特別勘定の種類は、会社が別に定めるとおりとします。
２．会社は、１または２以上の特別勘定を１つの特別勘定群として定め、１または２以上の特別勘定群を設けます。
３．この特約を付加する際、会社は、１つの特別勘定群を指定します。
４．この特約を付加する際に会社の指定した特別勘定群に含まれない特別勘定について、主約款第３条（特別勘定の種類）第４項の規定を準用します。

第５条（積立金の移転）

この特約の特別勘定の積立金の移転については、主約款第５条（積立金の移転）の規定を準用します。

第６条（特約の特別勘定の廃止または新設）

１．会社は、将来この特約のために設置された特別勘定を、関係法令等の改正または効率的な資産運用が困難な状況となる等の理由により廃止することがあります。また、将来この特約のために新たに設定された特別勘定は、会社の定める取扱範囲内で当該保険契約においても利用できるものとします。
２．この特約の特別勘定を廃止する場合について、主約款第６条（特別勘定の廃止または新設）第２項および第３項の規定を準用します。

第７条（変額終身保障への移行）

１．変額終身保障移行日に変額終身保障に移行するものとし、主契約の保険期間満了日の積立金額（主契約の保険期間満了日に主約款に規定する貸付金があるときは、その元利金を積立金額から差し引いた額）を変額終身保障移行額といいます。
２．会社は、変額終身保障移行日に、変額終身保障移行額をこの特約の特別勘定に振り替えます。また、主契約の保険期間満了日に２つ以上の特別勘定を選択していたときは、主契約の積立金の構成割合と同じ割合で、この特約の各特別勘定に振り替えます。
３．変額終身保障移行額が会社の定める金額に満たないときは、主契約の保険期間満了日にこの特約は消滅し、変額終身保障への移行は取り扱いません。

第８条（変額終身保障移行日以後の取扱）

１．変額終身保障移行日以後の基本保険金額は、主契約の保険期間満了日の基本保険金額と同額とします。
２．変額終身保障移行日以後に保険契約を解約したときの解約払戻金は、主約款の規定にかかわらず解約日における積立金額を解約払戻金の額として保険契約者に支払います。ただし、解約払戻金の支払がこの保険の資産の運用に及ぼす影響が大きいと会社が認めたときは、会社は、最長６か月の範囲内で、解約払戻金の支払を延期することができます。この場合、解約払戻金に会社の定める率の利息を付けて支払います。
３．保険契約者は、将来に向かって、第１項に規定する基本保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の積立金額が会社の定める金額を下回る減額は取り扱いません。
４．前項に規定する基本保険金額の減額は、当該申出を会社が受け付けた日の翌日から効力を生じるものとします。
５．第３項に規定する基本保険金額の減額をしたときは、同じ割合で積立金額も減額されたものとし、減額分は解約したものとして取り扱います。その減額した部分に対する解約払戻金は、第２項の規定を準用します。
６．変額終身保障移行日以後は主約款の規定にかかわらず、次の取扱いは行いません。
(1) 高度障害保険金の支払（ただし、被保険者が、主契約の保険期間満了日において、主約款に規定する高度障害状態のうち回復の見込がないことのみが明らかでないことにより、高度障害保険金が支払われない場合でも、変額終身保障移行日以後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときは、主契約の保険期間満了日に高度障害状態に該当したものとみなして主約款の規定を適用します。なお、回復の見込みがないことが明らかになった時の積立金額が主契約の保険期間満了日の基本保険金額を上回る場合には、回復の見込みがないことが明らかになった時の積立金額を支払額とします。）
(2) 保険契約者に対する貸付
７．変額終身保障移行日以後の保険金は、主約款の規定にかかわらず次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	受取人	保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
(1) 死亡保険金	被保険者が死亡したとき（災害死亡保険金の支払事由に該当する場合を含みます。）	被保険者の死亡した日における積立金額	死亡保険金受取人	次のいずれかにより被保険者が死亡したとき ①死亡保険金受取人の故意 ②保険契約者の故意 ③戦争その他の変乱
(2) 災害死亡保険金	次のいずれかを直接の原因として被保険者が死亡したとき ①変額終身保障移行日以後に発生した不慮の事故（別表２）（ただし、不慮の事故が発生した日からその日を含めて１８０日以内の死亡に限ります。） ②変額終身保障移行日以後に発病した特定感染症（別表３）	被保険者の死亡した日における積立金額の１０％	死亡保険金受取人	次のいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②死亡保険金受取人の故意または重大な過失 ③被保険者の犯罪行為 ④被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦地震、噴火または津波 ⑧戦争その他の変乱

(3) 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡保険金を支払います。
(4) 死亡保険金受取人が故意（災害死亡保険金については故意または重大な過失とします。）に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が保険金の一部の受取人であるときは、その受取人が受け取るべき金額のみを免責とし、残額を他の死亡保険金受取人に支払います。
(5) 第１号に規定する免責事由により死亡保険金が支払われない場合には、被保険者が死亡した日における積立金額を保険契約者に支払い、保険契約は消滅します。
(6) 被保険者が戦争その他の変乱（災害死亡保険金については地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱とします。）によって死亡したときでも、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、影響の程度に応じて保険金を削減して支払うか、または全額を支払うことがあります。
８．積立金額が会社の定める金額を下回った時には、保険契約は消滅します。この場合、会社は消滅時の積立金額を保険契約者に支払います。

第９条（保険金の請求、支払時期および支払場所）

主約款の「保険金の請求、支払時期および支払場所」の規定の適用にあたっては、主約款の規定のほか、次のとおり取り扱います。
(1) 災害死亡保険金の支払事由が生じた受取人は、すみやかに必要書類（別表１）を会社に提出して災害死亡保険金を請求してください。

第 10 条（特約の復活）

1．主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2．会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

第 11 条（特約の解約および消滅）

1．保険契約者は、変額終身保障移行日前に限り、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
2．次のいずれかの場合は、この特約は消滅します。
(1) 主契約が消滅したとき
(2) 主契約が自動延長定期保険または定額延長定期保険に変更されたとき
(3) 変額終身保障移行額が会社の定める金額に満たないとき
(4) 主契約に年金移行特約が付加されたとき
(5) 主契約に介護年金移行特約が付加され、介護年金に移行したとき
(6) 主契約に終身移行特約が付加されたとき

第 12 条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

第 13 条（非常事態発生時の特別取扱）

会社が主約款に規定する非常事態発生時の特別取扱を行うときは、次の各号のとおり取り扱います。
(1) 変額終身保障への移行に際し、移行のための特別勘定資産の正常な評価ができない場合、第７条（変額終身保障への移行）第１項の変額終身保障移行額は、主約款に規定する特別取扱終了日における積立金に相当する額（特別取扱終了日に主約款に規定する貸付金があるときは、その元利金を積立金に相当する額から差し引いた額）とします。
(2) 前号に規定する変額終身保障移行額が会社の定める金額に満たないときは、変額終身保障への移行はなかったものとし、主契約の保険期間満了日にさかのぼってこの特約は消滅します。ただし、変額終身保障移行日から特別取扱終了日の前日までの間に第８条（変額終身保障移行日以後の取扱）第７項第１号または第２号に規定する保険金の支払事由に該当したことにより、保険金を支払う場合を除きます。
(3) 特別取扱期間中に第８条第６項第１号または第７項第１号もしくは第２号に規定する保険金の支払事由に該当したときは、主約款の規定を準用します。

第 14 条（変額保険（有期型）にリビング・ニーズ特約が付加されている場合の特則）

変額終身保障移行日以後に変額保険（有期型）にリビング・ニーズ特約が付加されている場合は、次の各号のとおり取り扱います。
(1) 同特約第２条（特約の適用）第２項および同特約第 19 条（主契約が変額保険（有期型）の場合の取扱）第１項第１号の規定にかかわらず、同特約において使用される用語の説明は次のとおりとします。

用語	説明
特約基準保険金額	リビング･ニーズ保険金を支払う際に基準となる保険金額をいい、特約基準保険金額は、リビング･ニーズ保険金の請求の際、会社の定める取扱範囲内で、リビング・ニーズ保険金の請求日における積立金額（会社の定める金額をこえるときは、会社の定める金額）の範囲内で被保険者が指定するものとします。

(2) 同特約第４条（リビング・ニーズ保険金の支払）第１項の支払額の規定は、「特約基準保険金額から会社の定める方法により、リビング・ニーズ保険金の請求日から６か月間の特約基準保険金額に対応する利息および主契約の保険料相当額を差し引いた金額」を「特約基準保険金額」と読み替えます。
(3) 同特約第４条第５項第１号中「特約基準保険金額が主契約の保険金額と同額のとき」を「特約基準保険金額がリビング・ニーズ保険金の請求日における積立金額と同額のとき」と読み替えます。
(4) 同特約第４条第５項第２号を次のとおり読み替えます。
(2) 特約基準保険金額がリビング・ニーズ保険金の請求日における積立金額より少額のとき
基本保険金額は、基本保険金額にリビング・ニーズ保険金の請求日における積立金額に対する特約基準保険金額の割合を乗じた金額が当該請求日にさかのぼって減額されたものとします。この場合、主約款の規定にかかわらず、会社は、減額部分に解約払戻金があるときでもこれを支払いません。
(5) 同特約第４条第５項第３号の規定は適用しません。
(6) 同特約第４条第８項第２号中「減額後の保険金額」を「減額後の積立金額」と読み替えます。

第 15 条（主約款等の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款およびあわせて付加されている特約条項の規定を準用します。

別表１　必要書類

項目	提出書類
災害死亡保険金 （第９条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 死亡保険金受取人の印鑑証明書と戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票 (5) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、事実確認が必要な場合は医師の死亡診断書または死体検案書） (6) 不慮の事故であることを証する書類

注）会社は、上記の提出書類の一部もしくは全部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。

別表２　不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は表１によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、表２の事故は除外します。

表１　急激・偶発・外来の定義

用語	定義
１．急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
２．偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
３．外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （身体の内部的原因によるものは該当しません。）

備考　急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
次のような事故は、表１の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な事故に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水 ・窒息	次のような事故は、表１の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・高山病・乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

表２　除外する事故

項目	除外する事故
１．疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有するものが軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
２．疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
３．疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
４．気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。）
５．接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	次の症状の原因となった事故 ａ．洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 ｂ．外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など ｃ．細菌性またはウイルス性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表３　特定感染症

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年十月二日法律第百十四号）第６条第２項から第４項または第７項に規定する疾病のうち次のものとします。

(1) エボラ出血熱
(2) クリミア・コンゴ出血熱
(3) ペスト
(4) マールブルグ病
(5) ラッサ熱
(6) 急性灰白髄炎
(7) コレラ
(8) 細菌性赤痢
(9) ジフテリア
(10) 腸チフス
(11) パラチフス
(12) 腸管出血性大腸菌感染症（O 157）
(13) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）

介護年金移行特約　特約条項

第１条（特約の締結）

1．この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）締結の際もしくは締結後に、保険契約者の申出によって主契約に付加します。この場合、被保険者の同意および会社の承諾を得ることを要します。
2．年金受取人からの請求に基づき、年金支払開始日以後は、介護年金に移行し、主約款等に定める次の取扱いは行いません。
(1) 特別勘定による運用
(2) 死亡保険金および災害死亡保険金の支払
(3) 保険契約者に対する貸付
(4) 保険契約の解約および一部解約
(5) 基本保険金額の増額

第２条（年金支払開始日および年金支払日）

1．年金支払開始日は、主契約の契約日からその日を含めて１年経過後に到来する主契約の契約日の年単位の応当日以後で、第４条第１項の介護年金の第１回の支払事由に該当し、会社が必要書類（別表１）を受け付けた日の翌日とします。
2．年金支払日は次のとおりとします。
(1) 第１回年金支払日
年金支払開始日
(2) 第２回以後の年金支払日
年金支払開始日の毎年の応当日
3．第１回の介護年金を支払う場合には、年金証書を年金受取人に交付します。

第３条（年金額）

1．年金額は、年金支払開始日（ただし、主契約が変額保険の場合は「年金開始日の前日」とします。以下、第10条第１項の為替レートの定めにおいて同様とします。）における主契約の解約払戻金相当額（主約款に規定する貸付金があるときは、その元利合計額を差し引いた額）を年金原資として、年金支払開始日における会社の定める率で計算した金額とします。ただし、年金額が会社の定める額に満たないときまたは年金支払開始日における被保険者の年齢が会社の定める取扱範囲外であるときは、介護年金に移行することはできません。また、年金額が、会社の定める上限額を超えるときは、上限額を年金額とし、この金額を超える部分については、第１回の介護年金にあわせて一時金で年金受取人に支払います。
2．主契約に運用成果払出特則が付加されている場合、年金支払開始日が主契約における契約日の年単位の応当日の翌日にあたり、かつ、同特則に規定する払戻金があるときは、前項に規定する解約払戻金相当額から同特則に規定する払戻金の額を控除した額を年金原資として、年金額を計算するものとします。

第４条（介護年金の種類および支払年金額）

1．年金の種類は終身介護年金とし、支払年金額等は次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	受取人	介護年金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
介護年金	①第１回 年金開始日において、被保険者が別表２の公的介護保険制度による要介護認定または要介護更新認定を受け、別表３の要介護２以上の状態に該当していると認定されているとき ②第２回以降 被保険者が、年金支払日に生存しているとき	第３条に規定する年金額	年金受取人	次のいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為
死亡一時金	被保険者が、死亡した場合であって、すでに支払事由の生じた介護年金の合計額が年金支払開始時の年金原資の額より少ないとき	年金原資の額からすでに支払事由の生じた介護年金の合計額を控除した額	後継年金受取人	後継年金受取人の故意により、支払事由に該当したとき

2．被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡一時金を支払います。
3．後継年金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡一時金の一部の受取人であるときは、その受取人が受け取るべき金額のみを免責とし、残額を他の後継年金受取人に支払います。
4．第１項に規定する免責事由により死亡一時金が支払われない場合には、被保険者の死亡した日に介護年金の一括支払をした場合の支払額を年金受取人（被保険者と同一の場合はその法定相続人とし、法定相続人が２人以上いるときは、その受取割合は均等とします。）に支払います。
5．死亡一時金の支払事由に該当した後に到来した年金支払日に対応する介護年金が支払われた場合は、死亡一時金または解約払戻金その他の払戻金からその介護年金を差し引きます。
6．被保険者が年金支払開始日に生存している場合、年金支払開始日に、年金受取人は、介護年金の支払に代えて、年金支払開始日における年金原資の一括支払を請求することができます。この場合、保険契約は年金原

資の一括支払を行なった時に消滅します。

第５条（介護年金の一括支払）

1．年金受取人は、将来の介護年金の支払に代えて、年金原資の額からすでに支払事由の生じた介護年金の合計額を控除した額の一括支払（この取扱を以下「介護年金の一括支払」といいます。）を請求することができます。ただし、年金支払開始時の年金原資の額から、すでに支払事由の生じた介護年金の合計額を控除した残額がある場合に限ります。
2．介護年金の一括支払いを行なった場合、保険契約は年金の一括支払を行なった時に消滅します。
3．年金受取人が本条の取扱を請求するときは、必要書類（別表１）を会社に提出してください。

第６条（年金受取人および後継年金受取人の指定）

1．年金受取人は被保険者とします。ただし、保険契約者および主契約の死亡保険金受取人が、同一の法人である場合は、年金受取人をその法人とします。
2．年金受取人は、被保険者の同意を得て、後継年金受取人を会社の取扱範囲内で指定してください。
3．死亡一時金の支払事由の発生時に、後継年金受取人が指定されていないとき、または、後継年金受取人がすでに死亡しておりかつ後継年金受取人の死亡後に第 11 条の規定により後継年金受取人の変更が行われていないときは、会社は、次の各号の順位で後継年金受取人とみなします。
(1) 被保険者の配偶者
(2) 前号に該当する者がいない場合
被保険者の法定相続人（２人以上いるときは、その受取割合は均等とします。）

第７条（重大事由による解除）

1．会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約による支払部分を将来に向かって解除することができます。
(1) 保険契約者、被保険者または年金受取人（後継年金受取人を含み、以下、本条において同様とします。）が、次のいずれかに該当する場合
①暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
②反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
③反社会的勢力を不当に利用していると認められること
④保険契約者または年金受取人が法人であるとき、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
⑤その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
(2) その他、保険契約者、被保険者または年金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
2．会社は、介護年金または死亡一時金（以下、「年金等」といいます。）の支払事由が発生した後においても、前項の規定によりこの特約による支払部分（前項第１号のみに該当した場合で、前項第１号①から⑤までに該当した者が受取人のみであり、その受取人が年金等の一部の受取人であるときは、この特約による支払部分のうち、その受取人にかかわる部分をいいます。以下、本項において同様とします。）を解除することができます。この場合には、前項各号に規定する事由の発生時以後に生じた支払事由による介護年金（前項第１号のみに該当した場合で、前項第１号①から⑤までに該当した者が受取人のみであり、その受取人が年金等の一部の受取人であるときは、年金等のうち、その受取人に支払われるべき年金等をいいます。以下、本項において同様とします。）は支払いません。また、この場合に、すでに年金等を支払っていたときにはその返還を求めることができます。
3．本条の規定によるこの特約による支払部分の解除は、年金受取人に対する通知によって行います。ただし、年金受取人が不明であるかもしくはその所在が不明であるとき、またはその他正当な事由によって年金受取人に通知できないときには、被保険者または後継年金受取人に通知します。
4．年金受取人に解除の通知を行うときには、会社がそのうち１人に対して行った通知はその他の受取人に対してもその効力を有するものとします。
5．本条の規定によりこの特約による支払部分を解除した場合は、会社は、第４条第１項に定める死亡一時金の支払事由に該当したものとして支払う額を年金受取人に支払います。
6．前項の規定にかかわらず、第１項第１号の規定によってこの特約による支払部分を解除した場合で、年金等の一部の受取人に対して第２項の規定を適用し年金等を支払わないときは、この特約による支払部分のうち支払われない年金等に対応する部分については前項の規定を適用し、前項の額を年金受取人に支払います。

第８条（年金等の請求、支払時期および支払場所）

1．支払事由が生じた受取人は、すみやかに必要書類（別表１）を会社に提出して年金等を請求してください。
2．年金等は、前項の必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて５営業日以内に会社の本店または支社で支払います。ただし、必要書類に不備がある場合は当該不備が解消した日に当該必要書類が会社に到達したものとして取り扱います。
3．年金の支払事由が生じる前に第１項の必要書類が会社に到達したときは、支払事由が生じた日に当該必要書類が会社に到達したものとして取り扱います。

第９条（保険契約の解約）

1．保険契約者は、年金支払開始日前に限り、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
2．保険契約者が本条の請求をするときは、必要書類（別表１）を会社に提出してください。
3．年金支払開始日以後は、この特約を解約することができません。年金支払開始日以後に、被保険者が年金受取人に対して死亡保障の解除を請求した場合は、介護年金の一括支払を適用します。このとき年金受取人は、必要書類（別表１）を会社に提出し、介護年金の一括支払を請求してください。

第 10 条（介護年金の通貨の変更）

1．保険契約者または年金受取人（指定代理請求特約が付加されている場合は、同特約により年金受取人の代理人として介護年金を請求する指定代理請求人を含みます。以下、本条において同様とします。）は、年金支払開始日の前日に、会社の定める取扱範囲内で、介護年金の通貨を変更することができます。この場合には、年金支払開始日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社の定める為替レートを用いて年金原資を変更後の通貨に換算します。
2．保険契約者または年金受取人が本条の変更を請求するときは、必要書類（別表１）を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

第 11 条（年金受取人および後継年金受取人の変更）

1．年金受取人は、年金支払開始日以後、年金受取人を被保険者に変更することができます。このとき、年金受取人は、会社に対して通知することを要します。
2．年金受取人は、被保険者の同意を得て、会社の定める取扱範囲内で後継年金受取人を変更することができます。このとき、年金受取人は、会社に対して通知することを要します。
3．前２項の通知をするときは、必要書類（別表１）を会社に提出してください。この場合、会社は、年金証書に表示します。
4．第１項または第２項の通知が会社に到達する前に変更前の受取人に介護年金または死亡一時金を支払ったときは、その支払い後に変更後の受取人から介護年金または死亡一時金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
5．年金受取人は、法律上有効な遺言により、会社の定める取扱範囲内で年金受取人および後継年金受取人を変更することができます。
6．前項の年金受取人および後継年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
7．前２項による年金受取人および後継年金受取人の変更は、第５項に規定する遺言が効力を生じた後、年金受取人の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
8．前項の通知をするときは、必要書類（別表１）を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に表示します。

第 12 条（年金受取人による保険契約上の権利義務の承継）

年金支払開始日以後、年金受取人は、保険契約者から保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

第 13 条（年金受取人または後継年金受取人の代表者）

1．年金受取人または後継年金受取人が２人以上あるときには、代表者１人を定めてください。この場合には、その代表者は、他の年金受取人または後継年金受取人を代理するものとします。また、代表者を定めた後は、その代表者が死亡したときに限りあらためて代表者１人を定めてください。
2．前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときには、会社が後継年金受取人の１人に対してした行為は、他の年金受取人または後継年金受取人に対しても効力を有するものとします。

第 14 条（年金受取人の住所等の変更）

1．年金受取人が住所または通信先を変更したときには、遅滞なく会社の本店または会社の指定した場所に通知してください。
2．年金受取人が前項の通知をしなかったときには、会社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、年金受取人に到達したものとみなします。

第 15 条（時効）

年金または死亡一時金を請求する権利は、これらを行使することができる時から３年間行使しない場合には消滅します。

第 16 条（公的介護保険制度の改正に伴う支払事由の変更）

1．法令等の改正による公的介護保険制度の改正（以下「公的介護保険制度の改正」といいます。）があった場合で特に必要と認めたときは、会社は、主務官庁の認可を得て、この特約の支払事由を公的介護保険制度の改正に適した内容に変更することがあります。
2．前項の規定により、この特約の支払事由を変更するときは、会社は、この特約の支払事由を変更する日（以

下本条において「変更日」といいます。）の２か月前までに保険契約者にその旨を通知します。ただし、正当な理由によって２か月前までに通知ができない場合には、変更日前に通知します。

第 17 条（指定代理請求特約が付加されている場合の特則）

指定代理請求特約が付加されている場合、同特約に定める「年金」は「介護年金」と読み替えます。

第 18 条（年金円支払特約が付加されている場合の特則）

年金円支払特約が付加されている場合、同特約に定める「年金」は「介護年金」と読み替えます。

第 19 条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、この特約の主旨に反しない限り、主約款の規定を準用します。

別表１　必要書類

項目	提出書類
１．介護年金の一括支払 （第５条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金証書 (3) 年金受取人の印鑑証明書と戸籍抄本
２．介護年金、死亡一時金の支払 （第２条、第８条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金証書 (3) 年金受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の住民票 (5) 死亡一時金支払の場合は、会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、事実確認が必要な場合は医師の死亡診断書または死体検案書）
３．特約の解約 （第９条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書
４．介護年金の通貨の変更 （第 10 条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書
５．年金受取人および後継年金受取人の変更 （第 11 条）	(1) 会社所定の通知書 (2) 年金証書 (3) 年金受取人の印鑑証明書

注）会社は、上記の提出書類の一部もしくは全部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。

別表２　公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法（平成９年 12 月 17 日法律第 123 号）に基づく介護保険制度をいいます。

別表３　要介護２以上の状態

「要介護２以上の状態」とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成 11 年４月 30 日厚生省令第 58 号）第１条第１項に定める要介護２から要介護５までのいずれかの状態をいいます。

年金移行特約　特約条項

第１条（特約の付加）

1．この特約は主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部を年金支払に移行する旨の保険契約者の申出によって主契約に付加します。この場合、被保険者の同意および会社の承諾を得ることを要します。
2．この特約の付加日は、会社が必要書類を受け付けた日の翌日とします。
3．第１項の規定にかかわらず、次の場合はこの特約を付加することはできません。
(1) 第３条に規定する年金額が 10 万円に満たないとき
(2) 主契約の契約日から起算して１年を経過していないとき
(3) この特約の付加日における被保険者の年齢が会社の定める取扱範囲外であるとき
(4) 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する特別取扱期間中
4．この特約の付加日以後は次の取扱いは行いません。
(1) 特別勘定による運用
(2) 死亡保険金および災害死亡保険金の支払
(3) 保険契約者に対する貸付
(4) 保険契約の解約および一部解約（この特約の付加日に効力を生じるものを含みます。）
(5) 基本保険金額の増額
5．この特約が付加されたときは、年金証書を年金受取人に交付します。

第２条（年金支払開始日および年金支払日）

1．年金支払開始日は、この特約の付加日とします。
2．年金支払日は次のとおりとします。
(1) 第１回年金支払日
年金支払開始日
(2) 第２回以後の年金支払日
年金支払開始日の毎年の応当日

第３条（年金額）

1．年金額は、付加日の前日における主契約の解約払戻金相当額（主約款に規定する貸付金があるときは、その元利合計額を差し引いた額）を年金原資として、年金支払開始日における会社の定める率で計算した金額とします。
2．年金額が会社の定める上限金額を超える場合には上限金額を年金額とし、この金額を超える部分については、第１回の年金に合わせて一時金で年金受取人に支払います。
3．主契約に運用成果払出特則が付加されている場合、付加日が主契約における契約日の年単位の応当日の翌日にあたり、かつ、同特則に規定する払戻金があるときは、第１項に規定する解約払戻金相当額から同特則に規定する払戻金の額を控除した額を年金原資として、年金額を計算するものとします。

第４条（年金の種類および支払年金額）

1．年金の種類は次のとおりとし、この特約の付加の際、保険契約者の申出によって定めます。
(1) 確定年金

名称	支払事由	支払額	受取人
年金	被保険者が、年金支払期間中の年金支払日に生存しているとき	第３条に規定する年金額	年金受取人
死亡一時金	被保険者が年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	被保険者の死亡した日における将来の年金の現価に相当する金額	年金受取人

(2) 年金総額保証付終身年金

名称	支払事由	支払額	受取人
年金	①被保険者が、年金支払日に生存しているとき ②被保険者が、年金支払日に死亡しているときであって、すでに支払った年金の合計額が年金支払開始時の年金原資の額より少ないとき	第３条に規定する年金額 ただし、左記②の支払事由による最後の年金額は、年金支払開始時の年金原資の額からすでに支払った年金の合計額を控除した額	年金受取人

2．第１項において、確定年金における死亡一時金の支払事由に該当する場合、年金受取人から請求があったときは、死亡一時金の支払に代えて、年金支払期間満了時まで引き続き年金を支払います。この場合、年金支払期間満了時に保険契約は消滅します。
3．被保険者が年金支払開始日に生存している場合、年金支払開始日に、年金受取人は、年金の支払に代えて、年金支払開始日における年金原資の一括支払を請求することができます。この場合、保険契約は年金原資の一括支払を行なった時に消滅します。

第５条（年金の一括支払）

1．年金受取人は、年金の種類に応じて、将来の年金の支払に代えて、次の金額の一括支払（この取扱を以下「年

金の一括支払」といいます。）を請求することができます。ただし、年金の種類が年金総額保証付終身年金の場合、年金支払開始時の年金原資の額から、すでに支払った年金の合計額を控除した残額がある場合に限ります。

(1) 確定年金
　将来の年金の現価に相当する金額。この場合、保険契約は年金の一括支払を行なった時に消滅します。

(2) 年金総額保証付終身年金
　第４条第１項第２号に定める支払事由②に該当したものとして支払う将来の年金（この段落において「受取保証部分」といいます。）の現価に相当する金額。この場合、一括支払を行ったときでも、受取保証部分の最後の年金支払日以後の年金支払はそのまま存続します。ただし、受取保証部分の最後の年金支払日における年金額は、年金支払開始時の年金原資の額から、一括支払を行わず受取保証部分の最後の年金支払日の前日までに支払う年金の合計額を控除した額を、第３条に規定する年金額から差し引いた額となります。ここで、受取保証部分の最後の年金支払日とは、年金支払開始時の年金原資の額を年金年額で除して小数以下切り上げて算出された値の年金支払回数目にあたる年金支払日をいいます。

２．年金受取人が本条の取扱を請求するときは、必要書類（別表１）を会社に提出してください。

第６条（年金受取人および後継年金受取人の指定）

１．年金受取人は保険契約者とします。ただし、保険契約者は、被保険者の同意を得て、年金受取人を被保険者とすることができます。

２．保険契約者はこの特約の付加の際に、被保険者の同意を得て、会社の定める取扱範囲内で後継年金受取人を指定してください。

３．年金受取人が死亡した場合には、後継年金受取人が年金受取人の権利および義務のすべてを承継するものとします。（以後、後継年金受取人が年金受取人となるものとします。）

４．前項の場合、年金受取人の死亡時に、後継年金受取人が指定されていないとき、または、後継年金受取人がすでに死亡しておりかつ後継年金受取人の死亡後に第 10 条の規定により後継年金受取人の変更が行われていないときは、会社は、次の各号の者を後継年金受取人とみなして、前項の取扱を行います。

(1) 被保険者

(2) 前号に該当する者がいない場合
　被保険者の配偶者

(3) 第１号または前号に該当する者がいない場合
　年金受取人の法定相続人（２人以上いるときは、その受取割合は均等とします。）

５．本条に掲げる者であって、故意に年金受取人または先順位者もしくは同順位者を死亡させた者は、後継年金受取人としての取扱を受けることができません。

６．年金受取人の権利および義務を承継した後継年金受取人は、被保険者の同意を得て、新たに、会社の定める取扱範囲内で後継年金受取人を指定してください。

第７条（重大事由による解除）

１．会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約による年金支払部分を将来に向かって解除することができます。

(1) 保険契約者、被保険者または年金受取人（年金受取人の地位を承継した後継年金受取人を含み、以下、本条において同様とします。）が、次のいずれかに該当する場合
　①暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
　②反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
　③反社会的勢力を不当に利用していると認められること
　④保険契約者または年金受取人が法人であるとき、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
　⑤その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(2) その他、保険契約者、被保険者または年金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

２．会社は、年金または一時金（以下、「年金等」といいます。）の支払事由が発生した後においても、前項の規定によりこの特約による年金支払部分（前項第１号のみに該当した場合で、前項第１号①から⑤までに該当した者が受取人のみであり、その受取人が年金等の一部の受取人であるときは、この特約による年金支払部分のうち、その受取人にかかわる部分をいいます。以下、本項において同様とします。）を解除することができます。この場合には、前項各号に規定する事由の発生時以後に生じた支払事由による年金（前項第１号のみに該当した場合で、前項第１号①から⑤までに該当した者が受取人のみであり、その受取人が年金等の一部の受取人であるときは、年金等のうち、その受取人に支払われるべき年金等をいいます。以下、本項において同様とします。）は支払いません。また、この場合に、すでに年金等を支払っていたときにはその返還を求めることができます。

３．本条の規定によるこの特約による年金支払部分の解除は、年金受取人に対する通知によって行います。ただし、年金受取人が不明であるかもしくはその所在が不明であるとき、またはその他正当な事由によって年金受取人に通知できないときには、被保険者に通知します。

４．年金受取人に解除の通知を行うときには、会社がそのうち１人に対して行った通知はその他の年金受取人に対してもその効力を有するものとします。

５．本条の規定によりこの特約による年金支払部分を解除した場合は、会社は、次の各号の額を年金受取人に支

払います。
(1) 確定年金
　将来の年金の現価に相当する金額
(2) 年金総額保証付終身年金
　第４条第１項第２号に定める支払事由②に該当したものとして支払う将来の年金の現価に相当する金額

6．前項の規定にかかわらず、第１項第１号の規定によってこの特約による年金支払部分を解除した場合で、年金等の一部の受取人に対して第２項の規定を適用し年金等を支払わないときは、この特約による年金支払部分のうち支払われない年金等に対応する部分については前項の規定を適用し、前項各号の額を年金受取人に支払います。

第８条（年金等の請求、支払時期および支払場所）

1．年金等の支払事由が生じたときは、年金受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
2．支払事由が生じた年金受取人は、すみやかに必要書類（別表１）を会社に提出して年金等を請求してください。
3．年金等は、前項の必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて５営業日以内に会社の本店または支社で支払います。ただし、必要書類に不備がある場合は当該不備が解消した日に当該必要書類が会社に到達したものとして取り扱います。
4．年金の支払事由が生じる前に第２項の必要書類が会社に到達したときは、支払事由が生じた日に当該必要書類が会社に到達したものとして取り扱います。

第９条（特約の解約）

この特約のみの解約は取り扱いません。

第 10 条（年金の種類等の変更）

年金の種類および年金支払期間を変更することはできません。

第 11 条（年金受取人および後継年金受取人の変更）

1．年金受取人は、被保険者の同意を得て、年金受取人を変更することができます。このとき、年金受取人は、会社に対して通知することを要します。ただし、変更後の年金受取人は被保険者に限ります。
2．年金受取人は、被保険者の同意を得て、会社の定める取扱範囲内で後継年金受取人を変更することができます。このとき、年金受取人は、会社に対して通知することを要します。
3．前２項の通知をするときは、必要書類（別表１）を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に表示します。
4．第１項または第２項の通知が会社に到達する前に変更前の受取人に年金または一時金を支払ったときは、その支払い後に変更後の受取人から年金または一時金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
5．年金受取人は、法律上有効な遺言により、会社の定める取扱範囲内で年金受取人および後継年金受取人を変更することができます。
6．前項の年金受取人および後継年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
7．前２項による年金受取人および後継年金受取人の変更は、第５項に規定する遺言が効力を生じた後、年金受取人の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
8．前項の通知をするときは、必要書類（別表１）を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に表示します。

第 12 条（年金受取人による保険契約上の権利義務の承継）

この特約の付加日に、年金受取人は、保険契約者から保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

第 13 条（年金受取人の代表者）

1．年金受取人が２人以上あるときには、代表者１人を定めてください。この場合には、その代表者は、他の年金受取人を代理するものとします。また、代表者を定めた後は、その代表者が死亡したときに限りあらためて代表者１人を定めてください。
2．第１項の代表者が定まらないかまたはその所在が不明であるときには、会社が年金受取人の１人に対してした行為は、他の年金受取人に対しても効力を有するものとします。

第 14 条（年金受取人の住所等の変更）

1．年金受取人が住所または通信先を変更したときには、直ちに会社の本店または会社の指定した場所に通知してください。
2．第１項の通知をしなかったときには、会社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、年金受取人に到達したものとみなします。

第 15 条（年金の通貨の変更）

1．保険契約者または年金受取人（指定代理請求特約が付加されている場合は、同特約により年金受取人の代理人として年金を請求する指定代理請求人を含みます。以下、本条において同様とします。）は、この特約付加の際に、会社の定める取扱範囲内で、年金の通貨を変更することができます。この場合には、年金支払開始日の前日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社の定める為替レートを用いて年金原資を変更後の通貨に換算します。

2．保険契約者または年金受取人が本条の変更を請求するときは、必要書類（別表１）を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

第 16 条（時効）

年金または死亡一時金を請求する権利は、これらを行使することができる時から３年間行使しない場合には消滅します。

第 17 条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、この特約の主旨に反しない限り、主約款の規定を準用します。

別表１　必要書類

項目	提出書類
年金の一括支払 （第５条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金証書 (3) 年金受取人の印鑑証明書と戸籍抄本
年金、死亡一時金の支払 （第４条、第８条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金証書 (3) 年金受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の住民票 (5) 死亡一時金支払の場合は、会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、事実確認が必要な場合は医師の死亡診断書または死体検案書）
年金受取人および後継年金受取人の変更 （第 11 条）	(1) 会社所定の通知書 (2) 年金証書 (3) 年金受取人の印鑑証明書 (4) 旧年金受取人死亡の場合、次の書類 ①旧年金受取人の戸籍謄本 ②年金受取人代表者選任届 ③相続人の印鑑証明書
年金の通貨の変更 （第 15 条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書

注）会社は、上記の提出書類の一部もしくは全部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。

年金支払特約　特約条項

第１条（特約の締結）

１．この特約は保険契約者（保険金の支払事由発生後は保険金の受取人）の申出により、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結し、会社は、保険金（保険金とともに支払われる金銭を含みます。以下、同様とします。）の一時支払に代えて保険金を年金で支払います。
２．保険契約者の申出によりこの特約が締結されたときは、保険証券に表示します。

第２条（年金基金の設定）

１．この特約が締結されたときは、保険金（この特約の締結の際に、会社の定める取扱範囲により年金基金に充当しないこととした保険金を除きます。以下本項において同様とします。）の支払事由が生じた時（保険金の受取人の申出によりこの特約が締結されたときは締結の時）に、保険金の全部または一部を年金基金に充当します。
２．年金基金が設定されたときは、年金証書を交付します。

第３条（年金の種類）

年金の種類は、会社の定める取扱範囲内で、保険契約者（保険金の支払事由発生後は保険金の受取人）が、次のいずれかで指定するものとします。

(1) 確定年金
　あらかじめ定めた一定期間中一定金額の年金を支払います。
(2) 保証期間付終身年金
　あらかじめ定めた一定期間（以下「保証期間」といいます。）中、およびその期間経過後において年金受取人が生存するときは引き続きその生存期間中、一定の年金を支払います。ただし、年金受取人が法人の場合、保証期間経過後の終身年金は、年金基金設定時に法人の指定した者の生存期間中支払うものとします。

第４条（年金額の計算）

年金額は、年金基金の設定時における会社の定める率により計算します。

第５条（年金支払日および年金受取人）

年金は、次に定めるところにより支払います。

(1) 第１回年金支払日
　年金基金の設定日の翌年の応当日
(2) 第２回以後の年金支払日
　第１回年金支払日の年単位の応当日
(3) 年金受取人
　保険金の受取人と同一人

第６条（年金の一括支払）

１．年金受取人から請求があったときは、将来の年金の支払に代えて、次の金額を一括して支払います。
　(1) 年金基金の設定後第１回年金支払日前
　　請求時における年金基金の価額
　(2) 第１回年金支払日以後の年金支払期間中（保証期間付終身年金においては保証期間中）
　　残存支払期間（保証期間付終身年金においては残存保証期間）に対応する未払年金の現価
２．保証期間付終身年金において、年金受取人（年金受取人が法人の場合、法人の指定した者。以下本条において同じ。）が年金基金の設定後第１回年金支払日前に死亡したときは、死亡時における年金基金の価額をその死亡時の法定相続人（年金受取人が法人の場合、その法人）に支払います。
３．保証期間付終身年金において、残存保証期間中の未払年金の現価を支払ったときは、次に定めるところによります。
　(1) 年金証書に表示します。
　(2) 保証期間経過後の終身年金は、保証期間経過後において年金受取人が生存するときは引き続きその生存期間中年金を支払います。
４．年金基金の価額を支払ったときおよび確定年金において未払年金の現価を支払ったときは、この特約は消滅します。

第７条（重大事由による解除）

１．会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約による年金支払部分を将来に向かって解除することができます。
　(1) 保険契約者、被保険者または年金受取人（年金受取人の地位を承継した後継年金受取人を含み、以下、本条において同様とします。）が、次のいずれかに該当する場合

①暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
②反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
③反社会的勢力を不当に利用していると認められること
④保険契約者または年金受取人が法人であるとき、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
⑤その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(2) その他、保険契約者、被保険者または年金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

２．会社は、年金の支払事由が発生した後においても、前項の規定によりこの特約による年金支払部分（前項第１号のみに該当した場合で、前項第１号①から⑤までに該当した者が受取人のみであり、その受取人が年金の一部の受取人であるときは、この保険契約のうち、その受取人にかかわる部分をいいます。以下、本項において同様とします。）を解除することができます。この場合には、前項各号に規定する事由の発生時以後に生じた支払事由による年金（前項第１号のみに該当した場合で、前項第１号①から⑤までに該当した者が受取人のみであり、その受取人が年金の一部の受取人であるときは、年金のうち、その受取人に支払われるべき年金をいいます。以下、本項において同様とします。）は支払いません。また、この場合に、すでに年金を支払っていたときにはその返還を求めることができます。

３．本条の規定によるこの特約による年金支払部分の解除は、年金受取人に対する通知によって行います。ただし、年金受取人が不明であるかもしくはその所在が不明であるとき、またはその他正当な事由によって年金受取人に通知できないときには、被保険者に通知します。

４．年金受取人に解除の通知を行うときには、会社がそのうち１人に対して行った通知はその他の年金受取人に対してもその効力を有するものとします。

５．本条の規定によりこの特約による年金支払部分を解除した場合は、会社は、次の各号の額を年金受取人に支払います。

(1) 年金基金の設定後第１回年金支払日前
請求時における年金基金の価額

(2) 第１回年金支払日以後の年金支払期間中（保証期間付終身年金においては保証期間中）
残存支払期間（保証期間付終身年金においては残存保証期間）に対応する未払年金の現価

６．前項の規定にかかわらず、第１項第１号の規定によってこの特約による年金支払部分を解除した場合で、年金の一部の受取人に対して第２項の規定を適用し年金を支払わないときは、この特約による年金支払部分のうち支払われない年金に対応する部分については前項の規定を適用し、前項各号の額を年金受取人に支払います。

第８条（年金受取人の住所の変更）

１．年金受取人が住所または通信先を変更したときは、すみやかに、会社の本店または会社の指定した場所に通知してください。

２．前項の通知がなかったときは、会社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、年金受取人に到達したものとします。

第９条（特約の消滅）

主契約が保険金支払以外の事由により消滅した場合には、この特約も同時に消滅します。

特約条項

第 10 条（年金支払の内容の変更）

１．保険契約者は、主契約の保険金の支払事由の発生前に限り、会社の定める取扱範囲内で、年金の種類その他の年金支払の内容の変更を請求することができます。

２．年金受取人は、年金基金の設定後第１回年金支払日前に限り、会社の定める取扱範囲内で、年金の種類その他の年金支払の内容の変更を請求することができます。このとき、すでに計算されていた年金年額は変更されます。

３．前２項の変更があったときは、保険証券または年金証書に表示します。

第 11 条（年金受取人の変更）

１．年金受取人は、年金基金の設定後第１回年金支払日前に限り、会社に通知し会社の承諾を得て、その権利義務を第三者に承継させることができます。この場合、保証期間付終身年金においては、会社の定める方法により年金額を改めます。

２．前項の通知の発信後その通知が会社に到達するまでの間に、会社が変更前の年金受取人に年金を支払っていた場合には、その支払後に変更後の年金受取人から年金の請求を受けても、会社は、その既に支払った年金を重複しては支払いません。

３．確定年金において、年金受取人が年金基金の設定後に死亡したときは、その死亡した年金受取人の死亡時の法定相続人が、年金受取人の一切の権利義務を承継するものとします。

４．保証期間付終身年金において、年金受取人が第１回年金支払日以後の保証期間中に死亡したときは、その死亡した年金受取人の死亡時の法定相続人が、残存保証期間中の年金受取人の一切の権利義務を承継するものとします。

5．年金受取人は、その権利を担保に供することはできません。
6．年金受取人が変更されたときは、年金証書に表示します。
7．第３項および第４項の場合、年金証書に表示を受けてください。
8．年金受取人の遺言によって、本条の変更をすることはできません。

第 12 条（特約の解約）

1．保険契約者は、主契約の保険金の支払事由の発生前に限り、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
2．この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第 13 条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

第 14 条（年金受取人の代表者）

1．年金受取人が２人以上あるときは、代表者１人を定めてください。この場合、その代表者は、他の年金受取人およびその相続人を代理するものとします。
2．代表者を定めた後は、その代表者が死亡したときに限り、あらためて代表者１人を定めてください。
3．前２項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときは、年金受取人の１人に対する会社の行為は、他の者に対してもその効力を有します。

第 15 条（年齢の計算－保証期間付終身年金）

保証期間付終身年金において、年金受取人（年金受取人が法人の場合、法人の指定した者）の年齢は、満年で計算し、１年未満の端数については切り捨てます。

第 16 条（年齢および性別の誤りの処理－保証期間付終身年金）

保証期間付終身年金において、年金受取人（年金受取人が法人の場合、法人の指定した者）の年齢または性別に誤りがあったときは、実際の年齢または性別にもとづいて年金額を改めます。ただし、既に年金を支払っているときは、既に支払った年金額の差額を授受するものとします。

第 17 条（請求手続）

1．この特約にもとづく支払および変更は、必要書類（別表１）を会社に提出して請求してください。
2．年金の支払または年金の一括支払（以下「年金等の支払」といいます。）の場合に、会社所定の請求書に使用された印影が第１回年金の支払の際の印鑑証明書の印影に照らし合わせて相違ないと認めて、年金の支払、年金の分割支払または年金の一括支払を行ったときは、印章の盗用、偽造その他どのような事故があっても、会社は一切その責任を負いません。
3．年金受取人は、第１回年金の支払の際の印鑑証明書の印章を失いまたは改印したときは、すみやかに会社に通知し、あらためて印鑑証明書を提出してください。この場合、この印鑑証明書の印章について、前項と同様に取り扱います。

第 18 条（年金等の支払の時期および場所）

年金等は、必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて５営業日以内に、会社の本店または支社で支払います。ただし、必要書類に不備がある場合は当該不備が解消した日に当該必要書類が会社に到達したものとして取り扱います。

第 19 条（時効）

年金等の支払を請求する権利は、３年間請求がない場合には消滅します。

第 20 条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、この特約の主旨に反しない限り、主約款の規定を準用します。

第 21 条（主契約に円支払特約が付加された場合の取扱）

主契約に円支払特約が付加されている場合は、円支払特約の規定により算出された円建の保険金をこの特約の第２条の保険金として、この特約の規定を適用します。

別表１　必要書類

項目	提出書類
１．年金の支払 （第５条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金証書 (3) 年金受取人の印鑑証明書 (4) 保証期間付終身年金における保証期間経過後の終身年金については、年金受取人（年金受取人が法人の場合、法人の指定した者）の戸籍抄本
２．年金の一括支払 （第６条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券または年金証書 (3) 保険契約者の印鑑証明書と戸籍抄本
３．年金支払の内容の変更 （第 10 条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券または年金証書 (3) 保険契約者の印鑑証明書
４．年金受取人の変更 （第 11 条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金証書 (3) 年金受取人の印鑑証明書 (4) 旧年金受取人死亡の場合、次の書類 ①旧年金受取人の戸籍謄本 ②年金受取人代表者選任届 ③相続人の印鑑証明書

注）会社は、上記の提出書類の一部もしくは全部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。

保険料口座振替特約　特約条項

第１条（特約の締結）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から申出があり、かつ、次の要件をすべて満たすとともに会社がこれを承諾した場合に主契約に付加して締結します。

(1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下「提携金融機関等」といいます。この場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。）に設置してあること

(2) 指定口座の名義人が提携金融機関等に対し、指定口座から会社の口座（会社が保険料の収納業務を委託している機関の取扱金融機関等の場合には、当該委託機関の口座）へ保険料の口座振替を委任すること

第２条（保険料の払込）

１．この特約により、保険料（第１回保険料から口座振替を行う場合の第１回保険料については、第１回保険料相当額の場合を含みます。以下、同様とします。）は、会社の定めた日（第２回以降の保険料の場合は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める払込期月中の会社の定めた日とします。以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。

２．前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。

３．同一の指定口座から２件以上の保険契約の保険料を振り替えるときは、保険契約者は会社に対しその振替順序を指定できません。

４．保険契約者は、振替日の前日までに払込保険料相当額を指定口座に預け入れておくことを要します。

５．口座振替によって払い込まれた保険料については、領収証を発行しません。

第３条（保険料口座振替ができない場合の取扱）

１．保険料の振替日に、保険料の口座振替ができない場合は、次に定めるところにより取り扱います。
会社は、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて２か月分の保険料の口座振替を行うことができます。この場合、指定口座の預入額が２か月分の保険料相当額に不足し、かつ、１か月分の保険料相当額に足りるときは、１か月分の保険料の口座振替を行います。ただし、主約款の定めにより一括払を行う場合は、会社は、振替日の翌月の応当日に再度一括払の保険料相当額のみの口座振替を行います。

２．前項により保険料の口座振替ができないときは、主約款に定める猶予期間満了日までに、払込期月を過ぎた保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

第４条（指定口座または提携金融機関等の変更）

１．保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関等の他の口座または他の提携金融機関等の口座に変更することができます。この場合は、あらかじめ会社および当該金融機関等に通知してください。

２．保険契約者が保険料の口座振替の取扱を停止するときは、あらかじめ会社および当該金融機関等に通知のうえ、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

３．提携金融機関等が保険料の口座振替の取扱を停止したときは、会社は保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は指定口座を他の提携金融機関等の口座に変更するか、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

４．会社は、会社または提携金融機関等の止むを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第５条（特約の不適用）

次のいずれかの場合は、この特約の規定は適用されません。

(1) 保険契約が消滅または失効したとき

(2) 他の保険料払込方法（経路）に変更したとき

(3) 主約款の規定により保険料を前納するとき

(4) 保険料の払込を要しなくなったとき

(5) 第１条のいずれかの条件を満たさなくなったとき

第６条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

第７条（主契約が災害保障型変額終身保険の場合の特則）

この特約が災害保障型変額終身保険に付加されているときは、次に定めるところによります。

(1) 第１条（特約の締結）第１項中、「保険料払込期間の中途」とあるのは「締結後」と読み替えます。

(2) 第２条（保険料の払込）は次のとおり読み替えます。

１．この特約により、保険料は、会社の定めた日（以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。

(3) 第３条（保険料口座振替ができない場合の取扱）の規定は適用しません。

保険料口座振替の取扱に関する特約　特約条項

第１条（特約の締結）

１．この特約条項において、主たる保険契約を主契約といいます。
２．この特約条項において、主契約の普通保険約款および保険料口座振替特約条項を総称して、主約款等といいます。
３．この特約は、保険契約者の申出により、会社の承諾を得て、主契約に付加して締結します。
４．この特約は、保険料口座振替特約を付加した主契約に付加できます。

第２条（特約の適用）

１．この特約を付加する主契約の保険料を、主約款等に定めるところにより、会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法で、かつ、当月分以後、１年分以内の保険料を一括払（繰り返し同一月数分の保険料を一括払することを含みます。以下「一括払」といいます。）する場合、この特約を適用します。
２．前項の場合、保険料口座振替特約条項第２条（保険料の払込）第１項中、「払込期月中」とあるのを「払込期月の前月中」と読み替えて適用します。

第３条（特約の不適用）

次のいずれかの場合は、この特約の規定は適用されません。
(1) 保険契約が失効したとき
(2) 主約款等の規定により保険料を一括払以外の方法で払い込むとき
(3) 保険料口座振替特約第１条のいずれかの条件を満たさなくなったとき

第４条（特約の解約および消滅）

１．保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
２．次の各号に該当したときは、この特約は消滅します。
(1) この特約を付加した主契約が消滅したとき
(2) 他の保険料払込方法（経路）に変更したとき
(3) 保険料の払込を要しなくなったとき

第５条（主約款等の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款等の規定を準用します。

クレジットカード払特約　特約条項

第１条（特約の締結）

1．この特約は主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から、会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により保険料を払い込む旨の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に主契約に付加して契約します。
2．前項のクレジットカードは、保険契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）との間で締結した会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）に基づき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものに限ります。
3．会社は、保険契約者がカード会社の会員規約等に基づいて、保険料の払込にクレジットカードを使用した場合に限り、この特約に定める取扱を行います。

第２条（保険料の払込）

1．第１回保険料（第１回保険料相当額を含みます。以下、同様とします。）をクレジットカードにより払い込む場合は、会社がクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を行った上で、クレジットカードによる保険料等の払込を承諾した時（会社所定のクレジットカード利用票を使用する場合は、会社がクレジットカード利用票を作成した時）に、会社が保険料等を受け取ったものとします。
2．第２回以後の保険料は、会社が有効性等の確認を行った上で、払込期月中の会社の定めた日に、会社に払い込まれるものとします。
3．同一のクレジットカードにより２件以上の保険契約の保険料を払い込むときは、保険契約者は会社に対しその払込順序を指定できません。
4．保険契約者は、カード会社の会員規約等にしたがい、保険料相当額をカード会社に支払うことを要します。
5．会社がクレジットカードの有効性等の確認を行った後でも、次のすべてを満たす場合には、その払込期月中の保険料については、第１項および第２項の規定は適用しません。
(1) 会社がカード会社より保険料相当額を領収できないこと
(2) 保険契約者がカード会社に対して、保険料相当額を支払っていないこと
6．前項の場合、会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。
7．クレジットカードによって払い込まれた保険料については領収証を発行しません。

第３条（諸変更）

1．保険契約者は、会社の定める取扱範囲内でクレジットカードを同一のカード会社の他のクレジットカードまたは、他のカード会社のクレジットカードに変更することができます。この場合、あらかじめ会社に申し出てください。
2．保険契約者がクレジットカードによる保険料の払込を停止するときは、あらかじめ会社に通知のうえ、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

第４条（特約の不適用）

1．次のいずれかの場合は、この特約の規定は適用されません。
(1) 保険契約が消滅または失効したとき
(2) 他の保険料払込方法（経路）に変更したとき
(3) 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定により保険料を前納したとき
(4) 主約款の規定により契約者が変更されたとき
(5) 保険料の払込を要しなくなったとき
(6) 会社がカード会社より保険料相当額を領収できないとき
(7) 会社がクレジットカードの有効性等の確認ができなかったとき
(8) カード会社がクレジットカードによる保険料の払込の取扱を停止したとき
2．前項第６号から第８号までの場合、会社はその旨を保険契約者に通知します。
3．第１項第３号、第４号または第６号から第８号までの規定により、この特約の規定が適用されない場合は、保険契約者は、主約款の規定により、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

第５条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

第６条（主契約が災害保障型変額終身保険の場合の特則）

この特約が災害保障型変額終身保険に付加されているときは、次に定めるところによります。
(1) 第１条（特約の締結）第１項中、「保険料払込期間の中途」とあるのは「締結後」と読み替えます。
(2) 第２条（保険料の払込）第１項中、「第１回保険料」とあるのは、「一時払保険料」と読み替えます。
(3) 第２条（保険料の払込）第２項は次のとおり読み替えます。
２．増額保険料は、会社が有効性等の確認を行った上で、会社の定めた日に、会社に払い込まれるものとします。

(4) 第２条（保険料の払込）第５項中、「払込期月中の保険料」とあるのは、「保険料」と読み替えます。
(5) 第２条（保険料の払込）第６項の規定は適用しません。

指定代理請求特約　特約条項

第１条（特約の締結）

1．この特約条項において、主たる保険契約を主契約といいます。
2．この特約条項において、主契約の普通保険約款および特約の特約条項を総称して、主約款等といいます。
3．この特約は、保険契約者（主約款等の定めにより権利義務を承継した年金受取人を含みます。以下同様とします。）の申出により、会社の承諾を得て、主契約または特約に付加して締結します。
4．この特約は、被保険者と年金受取人が同一人である場合のみ付加できます。
5．この特約が締結されたときは、保険証券（年金証書が発行されている場合は年金証書。以下同様とします。）に表示します。

第２条（特約の対象となる保険給付）

この特約の対象となる保険給付は、この特約を付加した主契約または特約の年金とします。

第３条（指定代理請求人による年金の請求）

1．保険契約者は、この特約の締結の際、会社の定める取扱範囲内で指定代理請求人を指定してください。指定代理請求人は１名に限ります。
2．年金受取人が、傷害または疾病により年金を請求する意思表示ができない状態またはこれと同等の会社が認める状態であるために年金を請求できないときは、指定代理請求人が、年金受取人の代理人として年金、年金原資の一括支払または年金の一括支払を請求することができます。
3．指定代理請求人が前項の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において次のいずれかに該当することを要します。
(1) 次の範囲内の者
①年金受取人の配偶者
②年金受取人の直系血族
③年金受取人の３親等内の親族
(2) 次の範囲内の者。ただし、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、年金受取人のために年金を請求すべき適当な理由があると会社が認めた者に限ります。
①年金受取人と同居し、または年金受取人と生計を一にしている者
②年金受取人の財産管理を行っている者
③死亡保険金の受取人
④その他①から③までに掲げる者と同等の特別な事情がある者として会社が認めた者
4．前２項により、指定代理請求人が年金を請求するときは、必要書類（別表１）およびその請求手続きに必要な書類を会社に提出してください。
5．前３項により、指定代理請求人の請求により年金が支払われた場合には、その支払い後にその年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
6．年金受取人に、法定後見人または任意後見人が存在する場合は、指定代理請求人から第１項の請求を受けても、会社は請求に応じないことがあります。
7．第１項にかかわらず、年金受取人を故意に年金が請求できない状態にした者は指定代理請求人としての取扱いを受けることができません。
8．年金受取人が、第１項に定める年金の請求ができない状態を確認するため、事実の確認を行い、または会社が指定した医師による年金受取人の診断を求めることがあります。
9．事実の確認に際し、指定代理請求人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間について遅滞の責任を負いません。会社が指定した医師による必要な診断を得ることに応じなかったときも同様とします。

第４条（保険料）

この特約に対する保険料はありません。

第５条（特約の消滅）

次の各号に該当したときは、この特約は消滅します。
(1) 年金受取人または指定代理請求人の死亡を会社が知ったとき
(2) 年金受取人が変更されたとき
(3) この特約を付加した主契約または特約が消滅したとき

第６条（指定代理請求人の変更）

1．保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で指定代理請求人を変更することができます。このとき、保険契約者は、会社に対して通知することを要します。
2．前項の通知をするときは、必要書類（別表１）を会社に提出してください。
3．本条の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することはできません。

第７条（特約の解約）

１．保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
２．この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第８条（主約款等の準用）

この特約に別段の定めがない場合には、この特約の主旨に反しない限り、主約款等の規定を準用します。

第９条（重大事由による解除等の通知）

主約款等に定める重大事由による解除および告知義務違反による解除について、保険契約者の住所不明等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、主約款等に定める通知先のほか、指定代理請求人に通知することがあります。

別表１　必要書類

項目	提出書類
１．指定代理請求人による請求 （第３条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 年金受取人の成年後見登記されていないことの証明書 (4) 年金受取人の住民票（確認の必要がある場合は、戸籍謄（抄）本） (5) 会社所定の様式による医師の診断書 (6) 指定代理請求人の住民票（確認の必要がある場合は、戸籍謄（抄）本） (7) 指定代理請求人の印鑑証明書 (8) 指定代理請求人が年金受取人と生計を一にしているときは、年金受取人もしくは指定代理請求人の健康保険証の写しまたは代理請求人が被保険者の治療費の支払いを行っていることを証する領収証の写し (9) 指定代理請求人が契約にもとづき被保険者の財産管理を行っているときは、その契約書の写し
２．指定代理請求人の変更 （第６条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書

注）会社は、上記の提出書類の一部もしくは全部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。

MEMO

特別勘定のしおり

特別勘定のしおり　目次

はじめに

「特別勘定のしおり」をお読みいただく際のご留意点	1
特別勘定について	1

特別勘定のしおり

特別勘定の名称	投資対象となる投資信託の名称	資産の運用に関する極めて重要な事項＊	資産の運用に関する重要な事項＊
国内株式インデックス	国内株式インデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）	5	20
国内株式インデックス（高配当株型）	インデックスファンド日経平均高配当株50（適格機関投資家向け）	35	51
外国株式インデックス	JDFインデックス・ファンド外国株式I（適格機関投資家専用）	55	70
米国株式インデックス	米国株式（S&P500）インデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）	85	99
米国株式インデックス(レバレッジ型)	米国株式スマートアロケーション2.0ファンド（適格機関投資家専用）	113	122
外国株式アクティブ1型	フランクリン・テンプルトン・グローバル株式ファンドVA（適格機関投資家専用）	125	140
国内債券インデックス	国内債券インデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）	147	163
外国債券インデックス	外国債券インデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）	177	194
国内リート	国内リートインデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）	209	226
先進国リート	先進国リートインデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）	241	258
ゴールドインデックス	ゴールド・ファンド（適格機関投資家向け）	271	293
バランス株式50	SMAM・バランスファンドVA50＜適格機関投資家専用＞	307	330
マネー	SMAM・FGマネーファンドVA＜適格機関投資家限定＞	371	383

＊保険業法施行規則第227条の2第3項第10号および第234条の21の2第1項第8号に定める内容

※主な投資対象となる投資信託が廃止されるなど、その投資信託による運用が困難となる特別な事情がある場合、他の投資信託に変更することがあります。

はじめに

「特別勘定のしおり」をお読みいただく際のご留意点

○「特別勘定のしおり」は、保険業法施行規則第227条の2第3項第10号および第234条の21の2第1項第8号の規定に基づき当商品のご加入を検討されているお客さま、既にご加入されたご契約者に特別勘定の運用に関するご理解を深めていただくために作成された資料です。

○ ご検討にあたっては、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」をご契約前に必ずお読みいただき、内容を十分にご理解ください。また、ご契約の際には、「ご契約のしおり・約款」をあわせて必ずご覧ください。

○「特別勘定のしおり」で開示される投資信託の開示情報はあくまでも参考情報であり、お客さまが直接投資信託を保有するものではありません。本冊子に掲載する各ファンドの開示内容は、各特別勘定が主たる運用手段として用いる投資信託に関するものです。

○ この「特別勘定のしおり」の投資信託に関する記載事項は、各投資信託委託会社により開示される情報を三井住友海上プライマリー生命が提供するものであり、開示内容に関して三井住友海上プライマリー生命は一切の責任を負いません。

○ この「特別勘定のしおり」に記載される運用状況、財務諸表およびファンドの現況に関するいかなる情報も過去の実績であり、将来の運用実績を示唆あるいは保証するものではありません。

特別勘定について

○ 変額保険(有期型)は、特別勘定の運用実績に基づいて、将来の満期保険金、解約払戻金、死亡保険金などが変動(増減)するため、他の保険種類にかかわる資産とは区別して資産の管理・運用を行う必要があります。当社は、そのため特別勘定を設けるとともに、特別勘定の資産を他の資産とは独立した方針に基づき運用します。

○ 特別勘定の資産運用は高い収益も期待できますが、一方で株価の低下や為替の変動などによる投資リスクも負うことになります。変額保険(有期型)では資産運用の実績が直接将来の満期保険金、解約払戻金、死亡保険金などに反映されることから、資産運用の成果とリスクがともに契約者に帰属することになります。

○ 変額保険(有期型)用の特別勘定で管理されている資産からの利益および損失は、原則として、変額保険(有期型)契約のみに割り当てられ、他の種類の保険契約に割り当てられることはありません。

○ 特別勘定における資産運用の成果が契約者の期待どおりでなかった場合でも、当社または第三者が契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。

○ 契約者は特別勘定資産の運用方法については、一切の指図はできません。

○ 特別勘定のユニットプライスの値動きは、特別勘定が投資対象とする投資信託の値動きと必ずしも一致しません。これは特別勘定が投資信託のほかに保険契約の異動等に備えて一定の現預金を保有することがあること等によるものです。

資産の運用に関する極めて重要な事項

資産の運用に関する重要な事項

国内株式インデックス・ファンドVA
（適格機関投資家専用）

ブラックロック・ジャパン株式会社

目　　次

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格……5
2. 投資方針および投資リスク……7
3. その他詳細情報……10
4. 運用状況……12

Ⅱ　財務ハイライト情報……17

資産の運用に関する重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の沿革……20

Ⅱ　投資信託（ファンド）の経理状況

1. 財務諸表……23
2. 投資信託（ファンド）の現況……30

Ⅲ　設定及び解約の実績……31

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ 投資信託（ファンド）の状況

1．投資信託（ファンド）の性格

1 名 称

国内株式インデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）

以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。

2 目的および基本的性格

当ファンドは、わが国の株式市場全体の長期的成長をとらえることを目標に、TOPIX（東証株価指数、配当込み）に連動する投資成果を目指した運用を行います。「インデックス・マザー・ファンド国内株式」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することがあります。

＊当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、追加型投信／国内／株式／インデックス型（TOPIX）に分類されます。

3 特 色

- マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主としてわが国の証券取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式に投資を行い、TOPIX(東証株価指数、配当込み)の動きに連動した投資成果を目指して運用を行います。
- マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位に維持することを基本とします。
- マザーファンドの受益証券を通じた投資にあたっては、国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）、並びに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引と類似の取引を行うことができます。
- マザーファンドの受益証券を通じた投資にあたっては、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引および金利先渡取引を行うことができます。
- マザーファンドの受益証券を通じた投資にあたっては、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付を行うことができます。
- 有価証券の貸付を行う場合には、ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 株式以外の資産への実質投資割合は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。
- 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

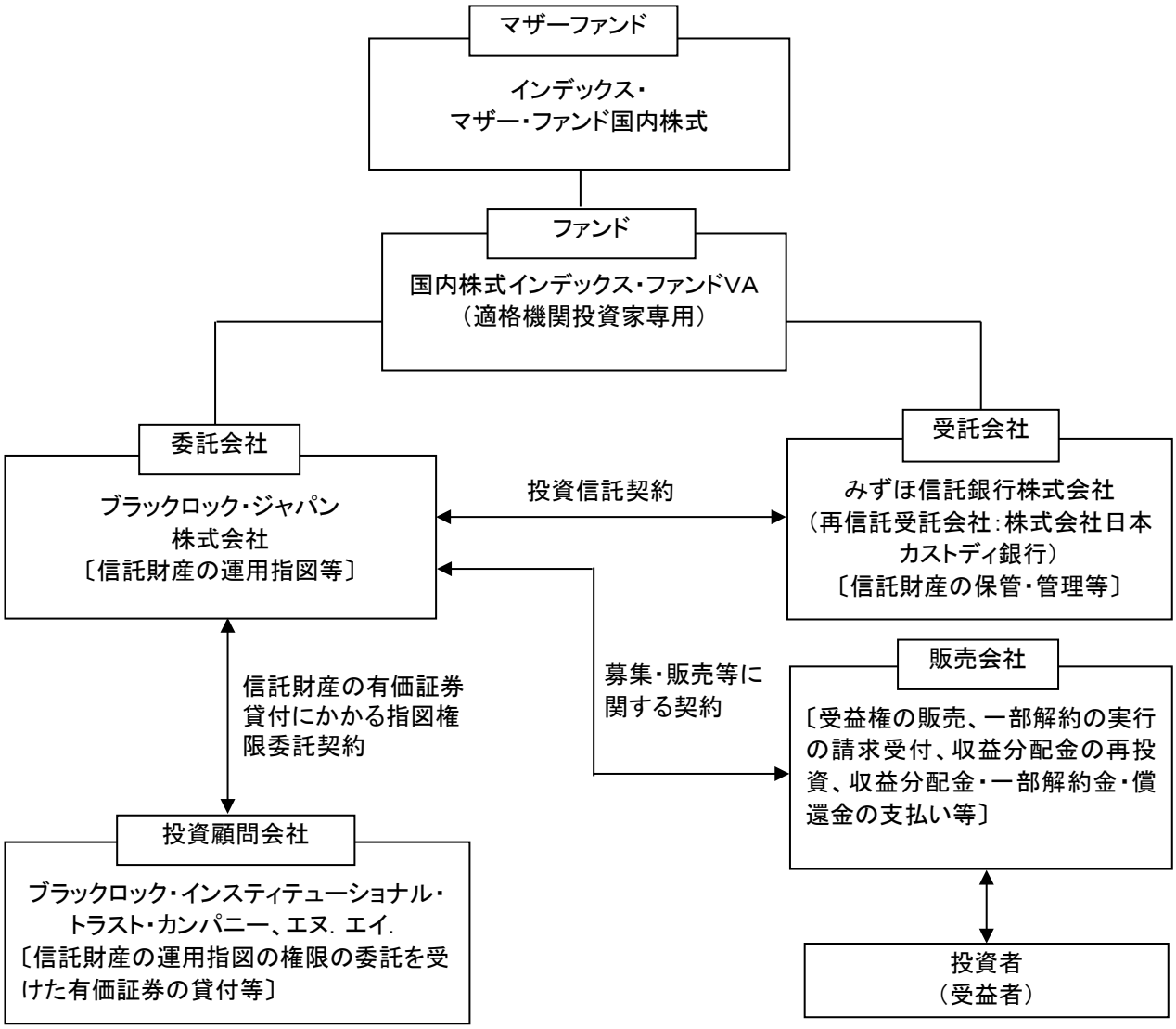
【ファンドのベンチマーク】

当ファンドは TOPIX(東証株価指数、配当込み)をベンチマークとします。

TOPIX（東証株価指数、配当込み）は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有する我が国を代表する指数です。東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値および TOPIX（東証株価指数、配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など TOPIX（東証株価指数、配当込み）に関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIX（東証株価指数、配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIX（東証株価指数、配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

※上記のベンチマークは本書作成日現在のものであり、将来、上記の決定方針に基づき変更となる場合があります。

4 仕組み



※上記の仕組みは、今後変更となる場合があります。

2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

インデックス・マザー・ファンド国内株式の受益証券を主要投資対象とし、わが国の株式市場全体の長期的成長をとらえることを目標に、TOPIX（東証株価指数、配当込み）に連動する投資成果を目指した運用を行います。

- マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位に維持することを基本とします。
- マザーファンドの受益証券を通じた投資にあたっては、運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- マザーファンドの受益証券を通じた投資にあたっては、国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）、並びに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引と類似の取引を行うことができます。
- マザーファンドの受益証券を通じた投資にあたっては、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引および金利先渡取引を行うことができます。
- マザーファンドの受益証券を通じた投資にあたっては、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付を行うことができます。
- 有価証券の貸付を行う場合には、ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 株式以外の資産への実質投資割合は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。
- 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

投資対象の詳細につきましては「3.その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

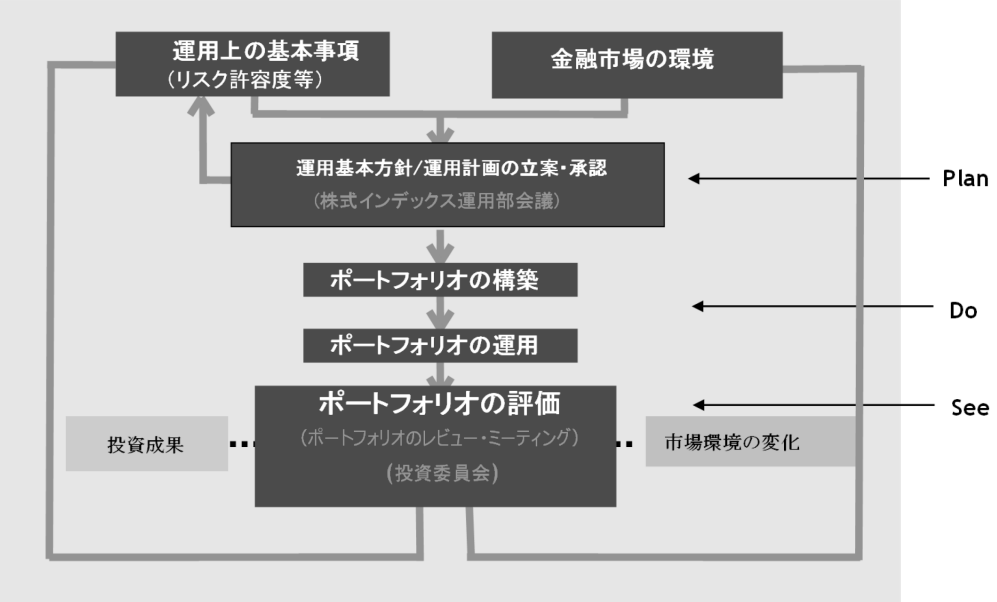
インデックス・マザー・ファンド国内株式

- わが国の証券取引所に上場されている株式を主要投資対象とし、TOPIX（東証株価指数、配当込み）の動きに連動した投資成果を目指した運用を行います。
- 株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。
- 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- 国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）、並びに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引と類似の取引を行うことができます。
- 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引および金利先渡取引を行うことができます。
- 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付を行うことができます。
- 有価証券の貸付を行う場合には、ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 株式の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- 資金動向、市況動向の急激な変動が生じたときなど、信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

２ 運用体制

ファンドの運用は委託会社の運用部門、株式インデックス運用部が担当します。委託会社はブラックロックが独自開発した計量モデルを用い、取引コストやリスク特性等を勘案したポートフォリオ構築を行います。
また、ポートフォリオは前述のモデルを用い、随時パフォーマンスおよびリスクの分析を行い、必要に応じてポートフォリオのリバランスを行います。

- 委託会社の運用体制における内部管理、意思決定を監督する組織およびプロセス等は以下の通りです。



（注）上記運用体制は、今後変更となる場合があります。

３ 主な投資制限

ファンドの法令および投資信託約款に基づく主な投資制限は以下の通りです。
①株式への実質投資割合には制限を設けません。
②外貨建資産への投資は行いません。

投資制限の詳細につきましては、「３．その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

①株式への投資割合には制限を設けません。
②外貨建資産への投資は行いません。

４ 投資リスクについて

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きによる影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。
当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

①基準価額の主な変動要因

a. 価格変動リスク
株価は、発行会社の業績、市場の需給、政治・経済情勢等を反映して変動します。株式市場における価格変動を受けて、ファンドおよびマザーファンドの基準価額が変動します。

b. 流動性リスク
市場の急変時等には、希望した取引ができないことにより、運用の基本方針に従った運用が出来ない場合があります。

c. 信用リスク
組入株式等の発行会社等の財務状況の悪化や倒産等の影響により、基準価額が大きく影響を受けることがあります。

d. デリバティブ取引のリスク
先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響からファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけでなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

e. ベンチマークと基準価額の乖離要因
ファンドは、基準価額がベンチマークの動きと高位に連動することを目指しますが、主として信託報酬、取引費用、組入銘柄とベンチマーク採用銘柄の相違等の要因があるため、ベンチマークと一致した推移をすることを運用上約束するものではありません。

②リスクの管理体制
委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

（注）上記リスクの管理体制は、今後変更となる場合があります。

3. その他詳細情報

1 国内株式インデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）の投資対象

a. 投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。）
   (a) 有価証券
   (b) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第25条、第26条および第27条に定めるものに限ります。）
   (c) 金銭債権（(a)および(d)に掲げるものに該当するものを除きます。）
   (d) 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
   (a) 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）と類似の取引に係る権利
   (b) 為替手形

b. 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてブラックロック・ジャパン株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるインデックス・マザー・ファンド国内株式（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券並びに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。ただし本邦通貨建のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託又は外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第 12 号並びに第 17 号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第 12 号並びに第 17 号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 13 号の証券および第 14 号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

c. 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前項にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、配当金の受領、分配金の支払い、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

2 国内株式インデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）の投資制限

a. 投資する株式等の範囲

(a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(b) (a)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

b. 信用取引の指図範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) (a)の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(d) 委託会社は、(a)の取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(e) (b)において、マザーファンドの信託財産に属する

当該売付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売り付けの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

c. 先物取引等の運用指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。

(b) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(c) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引並びに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

d. スワップ取引の運用指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するために、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

e. 金利先渡取引の運用指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するために、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(b) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(d) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

f. 有価証券の貸付の指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付の指図をすることができます。

(b) 委託会社は、有価証券の貸付にあたっては、貸付先として、委託会社の関係会社もしくは約款に規定する委託を受けた者の関係会社を選定することができるものとします。

(c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたっては、担保の受入れの指図を行うものとします。

g. 公社債の空売りの指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) (a)の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

h. 公社債の借入れの指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(b) (a)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(d) (a)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

i. 資金借入れ

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(c) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

※上記は信託約款からの抜粋です。信託約款は法令改正や制度変更等により変更となる場合があります。

4. 運用状況

以下の運用状況は 2025 年 10 月末現在のものです。
「国内株式インデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）」

1 投資状況

資産の種類		金額（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券		11,259,889,173	100.01
	内 日本	11,259,889,173	100.01
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		△1,296,679	△0.01
純資産総額		11,258,592,494	100.00

2 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄 国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率 （%）
1	インデックス・マザー・ファンド国内株式 日本	親投資信託受益証券	3,808,391,116	2.7246 10,376,566,304	2.9566 11,259,889,173	ー ー	100.01

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.01
合計	100.01

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

② 投資不動産物件
該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

3 運用実績

① 純資産の推移

2025 年 10 月末現在、同日前 1 年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（分配落）（円）	純資産総額（分配付）（円）	1口当たりの純資産額（分配落）（円）	1口当たりの純資産額（分配付）（円）
第 1 期（2023 年 8 月 21 日）	11,433,004	11,433,004	1.1568	1.1568
第 2 期（2024 年 8 月 20 日）	6,636,914,770	6,636,914,770	1.4069	1.4069
第 3 期（2025 年 8 月 20 日）	9,990,154,669	9,990,154,669	1.6722	1.6722
2024 年 10 月末日	7,034,298,847	―	1.4336	―
11 月末日	7,180,500,393	―	1.4260	―
12 月末日	7,656,996,619	―	1.4834	―
2025 年 1 月末日	7,790,151,587	―	1.4854	―
2 月末日	7,595,333,282	―	1.4290	―
3 月末日	7,784,525,738	―	1.4319	―
4 月末日	8,001,602,791	―	1.4367	―
5 月末日	8,610,421,751	―	1.5098	―
6 月末日	8,871,880,369	―	1.5394	―
7 月末日	9,297,050,870	―	1.5881	―
8 月末日	9,917,765,165	―	1.6596	―
9 月末日	10,387,326,026	―	1.7090	―
10 月末日	11,258,592,494	―	1.8148	―

② 分配の推移

	1口当たりの分配金(円)
第 1 期	―
第 2 期	―
第 3 期	―

③ 収益率の推移

	収益率(%)
第 1 期	15.7
第 2 期	21.6
第 3 期	18.9

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円（1万口当たり）として計算しています。

【参考情報】

「インデックス・マザー・ファンド国内株式」

マザーファンドの投資状況

資産の種類		金額（円）	投資比率（%）
株式		15,895,543,070	97.21
	内　日本	15,895,543,070	97.21
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		456,629,291	2.79
純資産総額		16,352,172,361	100.00

（注）当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄 国/地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率（%）
1	トヨタ自動車 日本	株式 輸送用機器	178,400	2,719.24 485,113,917	3,138.00 559,819,200	－ －	3.42
2	ソニーグループ 日本	株式 電気機器	115,800	2,971.52 344,102,714	4,332.00 501,645,600	－ －	3.07
3	三菱UFJフィナンシャル・グループ 日本	株式 銀行業	211,700	1,973.72 417,837,708	2,330.00 493,261,000	－ －	3.02
4	日立製作所 日本	株式 電気機器	86,200	4,278.65 368,820,208	5,318.00 458,411,600	－ －	2.80
5	ソフトバンクグループ 日本	株式 情報・通信業	16,600	9,592.62 159,237,506	27,065.00 449,279,000	－ －	2.75
6	三井住友フィナンシャルグループ 日本	株式 銀行業	72,600	3,912.45 284,044,589	4,163.00 302,233,800	－ －	1.85
7	三菱重工業 日本	株式 機械	63,500	2,381.53 151,227,243	4,653.00 295,465,500	－ －	1.81
8	任天堂 日本	株式 その他製品	21,200	11,583.57 245,571,885	13,045.00 276,554,000	－ －	1.69
9	三菱商事 日本	株式 卸売業	70,800	2,504.35 177,308,673	3,712.00 262,809,600	－ －	1.61
10	アドバンテスト 日本	株式 電気機器	10,600	9,477.77 100,464,364	23,135.00 245,231,000	－ －	1.50
11	東京エレクトロン 日本	株式 電気機器	7,100	24,857.08 176,485,280	34,180.00 242,678,000	－ －	1.48
12	みずほフィナンシャルグループ 日本	株式 銀行業	46,900	4,381.81 205,507,132	5,149.00 241,488,100	－ －	1.48
13	伊藤忠商事 日本	株式 卸売業	23,900	6,229.31 148,880,720	8,931.00 213,450,900	－ －	1.31
14	東京海上ホールディングス 日本	株式 保険業	34,000	5,188.58 176,411,989	5,782.00 196,588,000	－ －	1.20

15	リクルートホールディングス 日本	株式 サービス業	25,500	9,761.49 248,918,151	7,708.00 196,554,000	― ―	1.20
16	キーエンス 日本	株式 電気機器	3,400	62,477.81 212,424,554	57,370.00 195,058,000	― ―	1.19
17	三井物産 日本	株式 卸売業	51,000	2,754.75 140,492,493	3,802.00 193,902,000	― ―	1.19
18	HOYA 日本	株式 精密機器	6,400	18,247.87 116,786,373	25,085.00 160,544,000	― ―	0.98
19	三菱電機 日本	株式 電気機器	37,100	2,539.81 94,227,198	4,317.00 160,160,700	― ―	0.98
20	NTT 日本	株式 情報・通信業	925,000	146.72 135,719,752	158.40 146,520,000	― ―	0.90
21	信越化学工業 日本	株式 化学	29,900	4,620.09 138,140,833	4,655.00 139,184,500	― ―	0.85
22	ファーストリテイリング 日本	株式 小売業	2,400	47,574.34 114,178,425	56,660.00 135,984,000	― ―	0.83
23	富士通 日本	株式 電気機器	31,200	3,002.71 93,684,578	4,031.00 125,767,200	― ―	0.77
24	日本電気 日本	株式 電気機器	22,200	3,128.76 69,458,533	5,618.00 124,719,600	― ―	0.76
25	武田薬品工業 日本	株式 医薬品	29,900	4,183.95 125,100,397	4,153.00 124,174,700	― ―	0.76
26	ソフトバンク 日本	株式 情報・通信業	540,800	211.77 114,530,040	218.70 118,272,960	― ―	0.72
27	KDDI 日本	株式 情報・通信業	47,300	2,446.91 115,738,912	2,461.50 116,428,950	― ―	0.71
28	本田技研工業 日本	株式 輸送用機器	72,800	1,382.53 100,648,517	1,560.00 113,568,000	― ―	0.69
29	第一三共 日本	株式 医薬品	30,900	3,432.07 106,051,254	3,669.00 113,372,100	― ―	0.69
30	村田製作所 日本	株式 電気機器	32,000	2,703.13 86,500,254	3,392.00 108,544,000	― ―	0.66

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率（%）
株式	97.21
合計	97.21

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率（%）
電気機器	18.72
銀行業	8.99
情報・通信業	8.14
卸売業	7.02
輸送用機器	6.60

機械	6.20
化学	4.38
小売業	4.26
サービス業	3.45
医薬品	3.37
保険業	2.92
その他製品	2.80
食料品	2.71
建設業	2.22
陸運業	2.12
精密機器	1.98
不動産業	1.77
非鉄金属	1.62
電気・ガス業	1.30
その他金融業	1.05
証券、商品先物取引業	0.92
鉄鋼	0.73
ガラス・土石製品	0.63
ゴム製品	0.62
海運業	0.53
金属製品	0.44
石油・石炭製品	0.43
繊維製品	0.32
鉱業	0.31
空運業	0.30
倉庫・運輸関連業	0.13
パルプ・紙	0.12
水産・農林業	0.08
合計	97.21

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

マザーファンドの投資不動産物件

該当事項はありません。

マザーファンドのその他投資資産の主要なもの

種類	地域	取引所	資産名	買建／売建	数量	簿価金額（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	日本	大阪取引所	TOPIX 先物 2025 年 12 月限	買建	11	364,304,102	366,740,000	2.24
			ミニ TOPIX 先物 2025 年 12 月限	買建	30	99,713,330	100,020,000	0.61

（注 1）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

（注 2）評価金額は、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

Ⅱ 財務ハイライト情報

- 以下の情報は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ．投資信託（ファンド）の経理状況」に記載されている「1．財務諸表」から抜粋して記載したものです。
- ファンドの財務諸表については、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ．投資信託（ファンド）の経理状況」に添付されています。

1．貸借対照表

項目	第2期 （2024 年8月 20 日現在） 金額（円）	第3期 （2025 年8月 20 日現在） 金額（円）
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	6,638,645,140	9,992,764,916
未収入金	102,970	146,727
その他未収収益	130,198	－
流動資産合計	6,638,878,308	9,992,911,643
資産合計	6,638,878,308	9,992,911,643
負債の部		
流動負債		
未払解約金	102,970	146,727
未払受託者報酬	314,762	460,655
未払委託者報酬	1,416,556	2,073,111
その他未払費用	129,250	76,481
流動負債合計	1,963,538	2,756,974
負債合計	1,963,538	2,756,974
純資産の部		
元本等		
元本	4,717,314,149	5,974,348,349
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,919,600,621	4,015,806,320
（分配準備積立金）	69,475,366	1,568,858,125
元本等合計	6,636,914,770	9,990,154,669
純資産合計	6,636,914,770	9,990,154,669
負債純資産合計	6,638,878,308	9,992,911,643

2. 損益および剰余金計算書

項目	第2期 （自　2023 年8月 22 日 至　2024 年8月 20 日）	第3期 （自　2024 年8月 21 日 至　2025 年8月 20 日）
	金額（円）	金額（円）
営業収益		
有価証券売買等損益	76,529,218	1,519,122,417
その他収益	130,198	－
営業収益合計	76,659,416	1,519,122,417
営業費用		
受託者報酬	316,912	861,737
委託者報酬	1,426,446	3,878,124
その他費用	151,250	153,945
営業費用合計	1,894,608	4,893,806
営業利益又は営業損失（△）	74,764,808	1,514,228,611
経常利益又は経常損失（△）	74,764,808	1,514,228,611
当期純利益又は当期純損失（△）	74,764,808	1,514,228,611
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	5,277,091	11,714,236
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,549,396	1,919,600,621
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,916,907,588	695,776,843
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,916,907,588	695,776,843
剰余金減少額又は欠損金増加額	68,344,080	102,085,519
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	68,344,080	102,085,519
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,919,600,621	4,015,806,320

3. 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）
有価証券の評価基準及び評価方法
親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

資産の運用に関する重要な事項

Ⅰ 投資信託（ファンド）の沿革

2023年3月15日　　ファンドの投資信託約款締結、設定、運用開始

Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、第3期計算期間（2024年8月21日から2025年8月20日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025 年 10 月 24 日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鵜田 光夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奈良 将太朗

監査意見

当監査法人は、国内株式インデックス・ファンドＶＡ（適格機関投資家専用）の 2024 年 8 月 21 日から 2025 年 8 月 20 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国内株式インデックス・ファンドＶＡ（適格機関投資家専用）の 2025 年 8 月 20 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

1. 財務諸表

（1）貸借対照表

項目	第2期 （2024 年8月 20 日現在） 金額（円）	第3期 （2025 年8月 20 日現在） 金額（円）
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	6,638,645,140	9,992,764,916
未収入金	102,970	146,727
その他未収収益	130,198	－
流動資産合計	6,638,878,308	9,992,911,643
資産合計	6,638,878,308	9,992,911,643
負債の部		
流動負債		
未払解約金	102,970	146,727
未払受託者報酬	314,762	460,655
未払委託者報酬	1,416,556	2,073,111
その他未払費用	129,250	76,481
流動負債合計	1,963,538	2,756,974
負債合計	1,963,538	2,756,974
純資産の部		
元本等		
元本	4,717,314,149	5,974,348,349
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,919,600,621	4,015,806,320
（分配準備積立金）	69,475,366	1,568,858,125
元本等合計	6,636,914,770	9,990,154,669
純資産合計	6,636,914,770	9,990,154,669
負債純資産合計	6,638,878,308	9,992,911,643

（2）損益及び剰余金計算書

項目	第2期 （自　2023 年8月 22 日 至　2024 年8月 20 日）	第3期 （自　2024 年8月 21 日 至　2025 年8月 20 日）
	金額（円）	金額（円）
営業収益		
有価証券売買等損益	76,529,218	1,519,122,417
その他収益	130,198	－
営業収益合計	76,659,416	1,519,122,417
営業費用		
受託者報酬	316,912	861,737
委託者報酬	1,426,446	3,878,124
その他費用	151,250	153,945
営業費用合計	1,894,608	4,893,806
営業利益又は営業損失（△）	74,764,808	1,514,228,611
経常利益又は経常損失（△）	74,764,808	1,514,228,611
当期純利益又は当期純損失（△）	74,764,808	1,514,228,611
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	5,277,091	11,714,236
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,549,396	1,919,600,621
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,916,907,588	695,776,843
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,916,907,588	695,776,843
剰余金減少額又は欠損金増加額	68,344,080	102,085,519
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	68,344,080	102,085,519
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,919,600,621	4,015,806,320

（3）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第2期 （2024 年8月 20 日現在）	第3期 （2025 年8月 20 日現在）
1 当該計算期間の末日における受益権総数	4,717,314,149 口	5,974,348,349 口
2 1口当たり純資産額	1.4069 円	1.6722 円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第2期 （自 2023 年8月 22 日 至 2024 年8月 20 日）	第3期 （自 2024 年8月 21 日 至 2025 年8月 20 日）
分配金の計算過程	当計算期末における、費用控除後の配当等収益（68,803,746 円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（657,566 円）、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）（1,784,669,798 円）、収益調整金（その他収益調整金）（65,455,457 円）、分配準備積立金（14,054 円）により、分配対象収益は1,919,600,621 円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。	当計算期末における、費用控除後の配当等収益（183,388,376 円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（1,319,125,999 円）、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）（2,338,513,237 円）、収益調整金（その他収益調整金）（108,434,958 円）、分配準備積立金（66,343,750 円）により、分配対象収益は 4,015,806,320 円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。

（金融商品に関する注記）
Ⅰ　金融商品の状況に関する事項
1　金融商品に対する取組方針
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。
当ファンドの主な投資リスクとして、「国内株式投資のリスク」、「先物等の投資手法のリスク」等があります。

3　金融商品に係るリスク管理体制
（1）市場リスクの管理
ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。
（2）信用リスクの管理
ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。
（3）取引先リスクの管理
リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国の BlackRock, Inc.の RQA Counterparty & Concentration Risk チームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国の BlackRock, Inc.の RQA Counterparty & Concentration Risk チームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

第2期 （2024 年8月 20 日現在）	第3期 （2025 年8月 20 日現在）
1　貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1　貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2　時価の算定方法 （1）有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 （2）上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務） これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	2　時価の算定方法 （1）有価証券 同左 （2）上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務） 同左
3　金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3　金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左
4　金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。	4　金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左

Ⅲ　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和3年9月 24 日改正内閣府令第 61 号）第2条第5項に従い、記載を省略しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）
1　期中元本変動額

項目	第2期 （2024 年8月 20 日現在）	第3期 （2025 年8月 20 日現在）
期首元本額	9,883,608 円	4,717,314,149 円
期中追加設定元本額	4,883,852,374 円	1,504,857,506 円
期中一部解約元本額	176,421,833 円	247,823,306 円

2　有価証券関係
第2期（2024 年8月 20 日現在）
売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	71,327,377
合計	71,327,377

第3期（2025 年8月 20 日現在）
売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,507,408,039
合計	1,507,408,039

3　デリバティブ取引関係
　　該当事項はありません。

（4）附属明細表

第1　有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	インデックス・マザー・ファンド国内株式	3,668,550,577	9,992,764,916	
親投資信託受益証券　合計			9,992,764,916	
合計			9,992,764,916	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. 投資信託（ファンド）の現況

純資産額計算書(2025 年 10 月末現在)

「国内株式インデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）」

Ⅰ 資産総額	11,260,004,151 円
Ⅱ 負債総額	1,411,657 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	11,258,592,494 円
Ⅳ 発行済数量	6,203,881,109 口
Ⅴ 1単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.8148 円

【参考情報】

「インデックス・マザー・ファンド国内株式」

Ⅰ 資産総額	16,651,080,364 円
Ⅱ 負債総額	298,908,003 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	16,352,172,361 円
Ⅳ 発行済数量	5,530,680,117 口
Ⅴ 1単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.9566 円

Ⅲ 設定及び解約の実績

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第 1 期	10,354,082	470,474	9,883,608
第 2 期	4,883,852,374	176,421,833	4,717,314,149
第 3 期	1,504,857,506	247,823,306	5,974,348,349

資産の運用に関する極めて重要な事項

資産の運用に関する重要な事項

インデックスファンド日経平均高配当株50
（適格機関投資家向け）

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

目　　次

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格 35
2. 投資方針および投資リスク 40
3. その他詳細情報 47
4. 運用状況 49

Ⅱ　財務ハイライト情報 50

Ⅲ　「資産の運用に関する重要な事項」の項目 50

資産の運用に関する重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の沿革 51

Ⅱ　投資信託（ファンド）の経理状況

1. 財務諸表 51
2. 投資信託（ファンド）の現況 51

Ⅲ　設定及び解約の実績 51

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格

1 名　称

インデックスファンド日経平均高配当株 50（適格機関投資家向け）

以下「本ファンド」、「当ファンド」または「ファンド」ということがあります。

2 目的および基本的性格

主として、わが国の金融商品取引所に上場する株式に投資を行ない、日本の高配当株式で構成される指数の動きに連動した投資成果をめざします。

商品分類			
単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型投信	国　内	株　式	インデックス型
	海　外	債　券	
追加型投信	内　外	不動産投信	特殊型
		その他資産（　　）	
		資産複合	

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇国内

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇インデックス型

目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるものをいいます。

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券（株式　一般）） 資産複合 （　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年 12 回 （毎月） 日々 その他 （　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	日経 225 TOPIX その他 （日経平均高配当株 50 指数（トータルリターン））

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産（投資信託証券（株式　一般））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式に投資を行ないます。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「株式」に分類されます。

◇年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

◇日本

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

上記は、一般社団法人資産運用業協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）をご参照ください。

３ 特 色

わが国の金融商品取引所に上場している株式などを主要投資対象とします。

◆主に「インデックス マザーファンド 日経平均高配当株50」に投資を行なうファミリーファンド方式で運用を行ないます。

※マザーファンドにおいて、株価指数先物取引などを活用することがあります。

「日経平均高配当株50指数（トータルリターン）」の動きに連動する投資成果をめざします。

◆日経平均高配当株50指数は、日経平均株価の構成銘柄のうち予想配当利回りの高い50銘柄から構成される株価指数です。

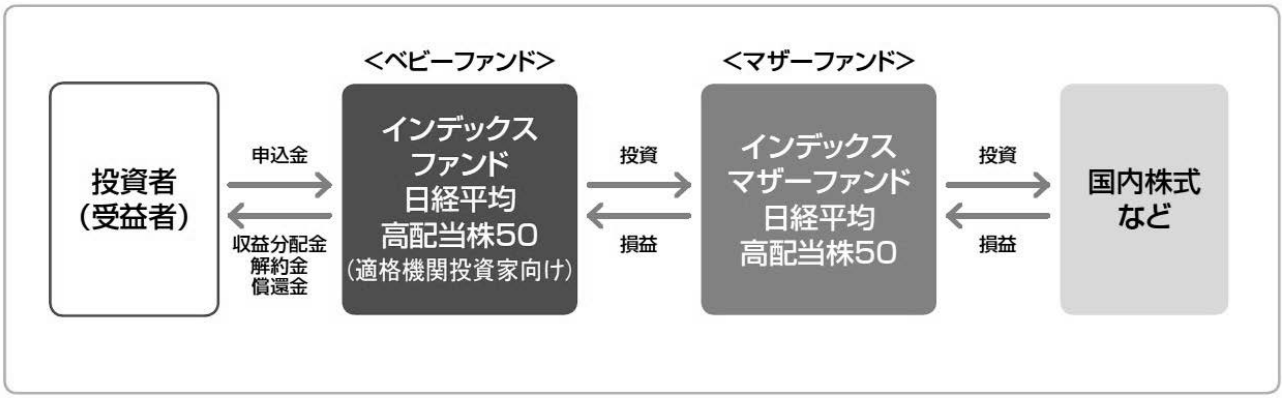
※連動をめざす対象指数（ベンチマーク）については、当ファンドの商品性および運用上の効率性などを勘案して、委託会社の判断により変更する場合があります。

日経平均高配当株50とは	●日経平均株価の構成銘柄のうち予想配当利回りの高い原則50銘柄から構成される、配当利回りウエート方式の株価指数です。指数算出上の構成銘柄のウエートは、予想配当利回りだけでなく、流動性（売買代金）なども考慮した上で決定されます。 ●構成銘柄の定期見直しは、毎年6月末に実施されます。なお、各銘柄のウエートは、指数構成銘柄全体の5%以内に収まるように調整されます。 ●2017年1月10日から算出・公表が開始されました（2001年12月28日＝10,000ポイントとして遡及算出）。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

ファンドの仕組み

当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行ないます。



■主な投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

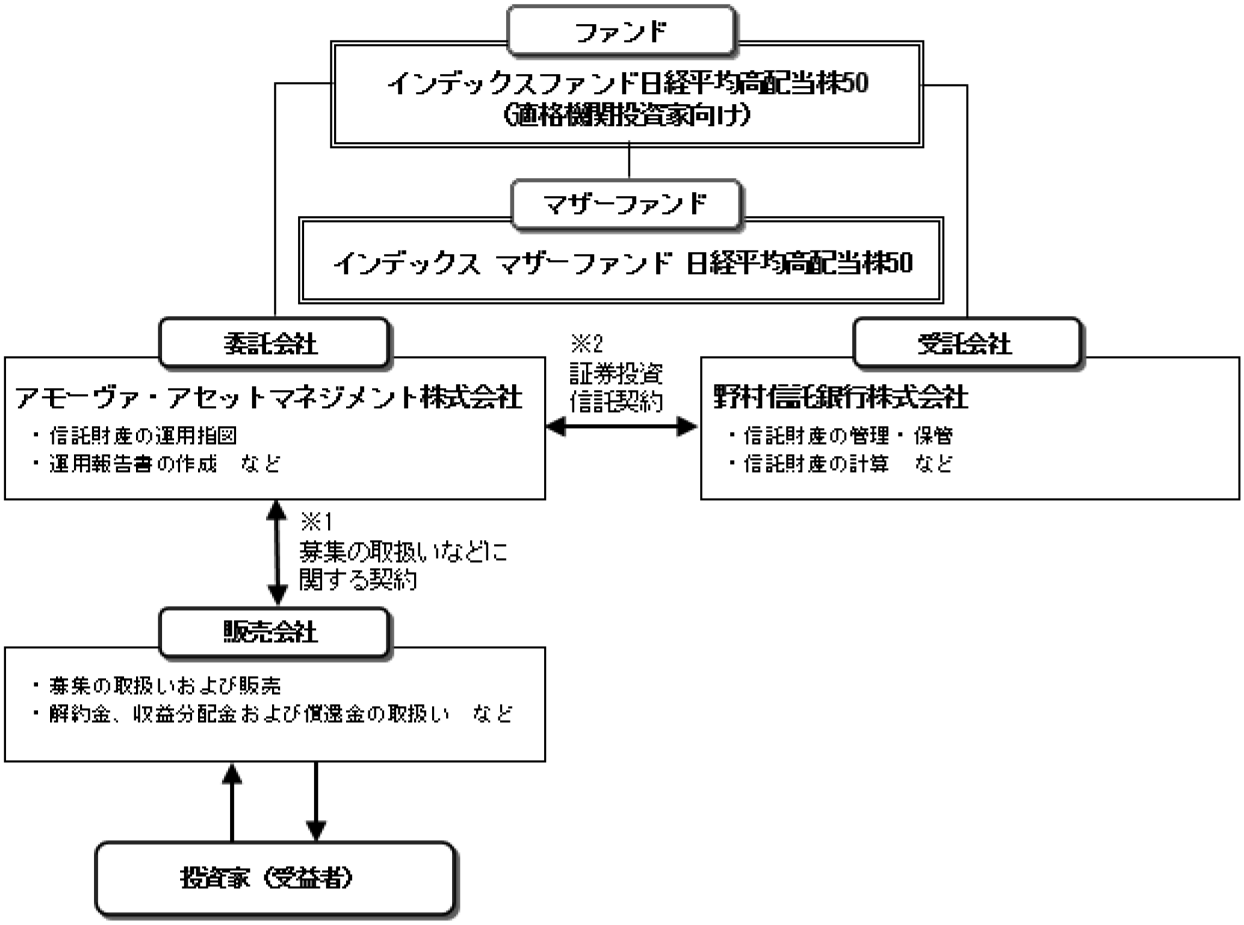
■分配方針

- 毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

「日経平均高配当株 50 指数」（以下「日経高配当株 50」という。）は、株式会社日本経済新聞社（以下「日本経済新聞社」という。）によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、日本経済新聞社は日経高配当株 50 自体及び日経高配当株 50 を算出する手法、さらには、日経高配当株 50 の構成銘柄の基礎となる「日経平均株価」に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。日経高配当株 50 を対象とする「インデックスファンド日経平均高配当株 50（適格機関投資家向け）」は、投資信託委託会社等の責任のもとで運用されるものであり、その運用及び「インデックスファンド日経平均高配当株 50（適格機関投資家向け）」の取引に関して、日本経済新聞社は一切の義務ないし責任を負いません。日本経済新聞社は、日経高配当株 50 及び日経平均株価を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負いません。日本経済新聞社は、日経高配当株 50 及び日経平均株価の計算方法、その他日経高配当株 50 の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有しています。

4 仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

＊ 2025 年 9 月 1 日付で、日興アセットマネジメント株式会社から「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」へ社名変更しました。

2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

主として、インデックス マザーファンド 日経平均高配当株 50 受益証券に投資を行ない、別に定める日本の高配当株式で構成される指数に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。対象指数の選定および変更にあたっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性を勘案し、委託会社の判断により決定するものとします。

・マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を保つことを原則とします。なお、資金動向等によっては組入比率を引き下げることもあります。
・株式以外の資産への実質投資割合（マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした割合を含みます。）は、原則として、信託財産の総額の 50%以下とします。
・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

投資対象の詳細につきましては「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

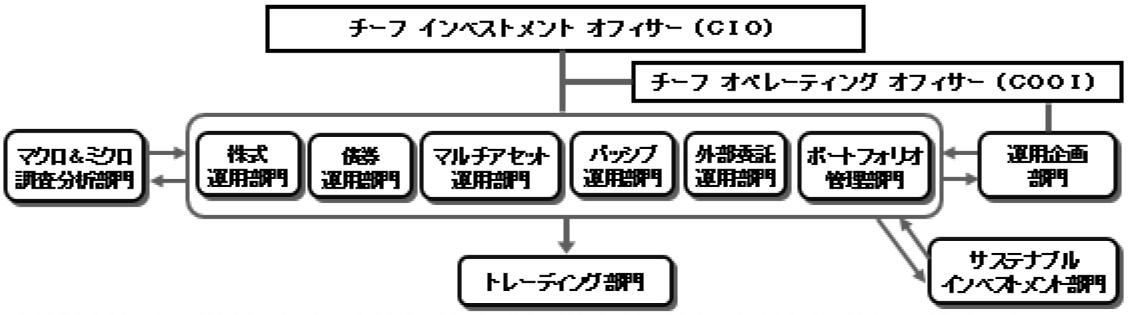
インデックス マザーファンド 日経平均高配当株 50

・主として、わが国の金融商品取引所上場株式（これに準ずるものを含みます。）に投資し、別に定める日本の高配当株式で構成される指数に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。対象指数の選定および変更にあたっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性を勘案し、委託会社の判断により決定するものとします。
・運用にあたって、対象指数に採用されていない株式についても、運用目的を達成するために有用であると判断される場合は投資を行ないます。また、対象指数に採用されている株式の一部または全部の値動きに連動を目指す上場投資信託証券等もしくは株価指数先物取引に係る権利等に投資する場合もあります。
・投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
・株式以外の資産への投資割合は、原則として、信託財産の総額の 50%以下とします。
・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

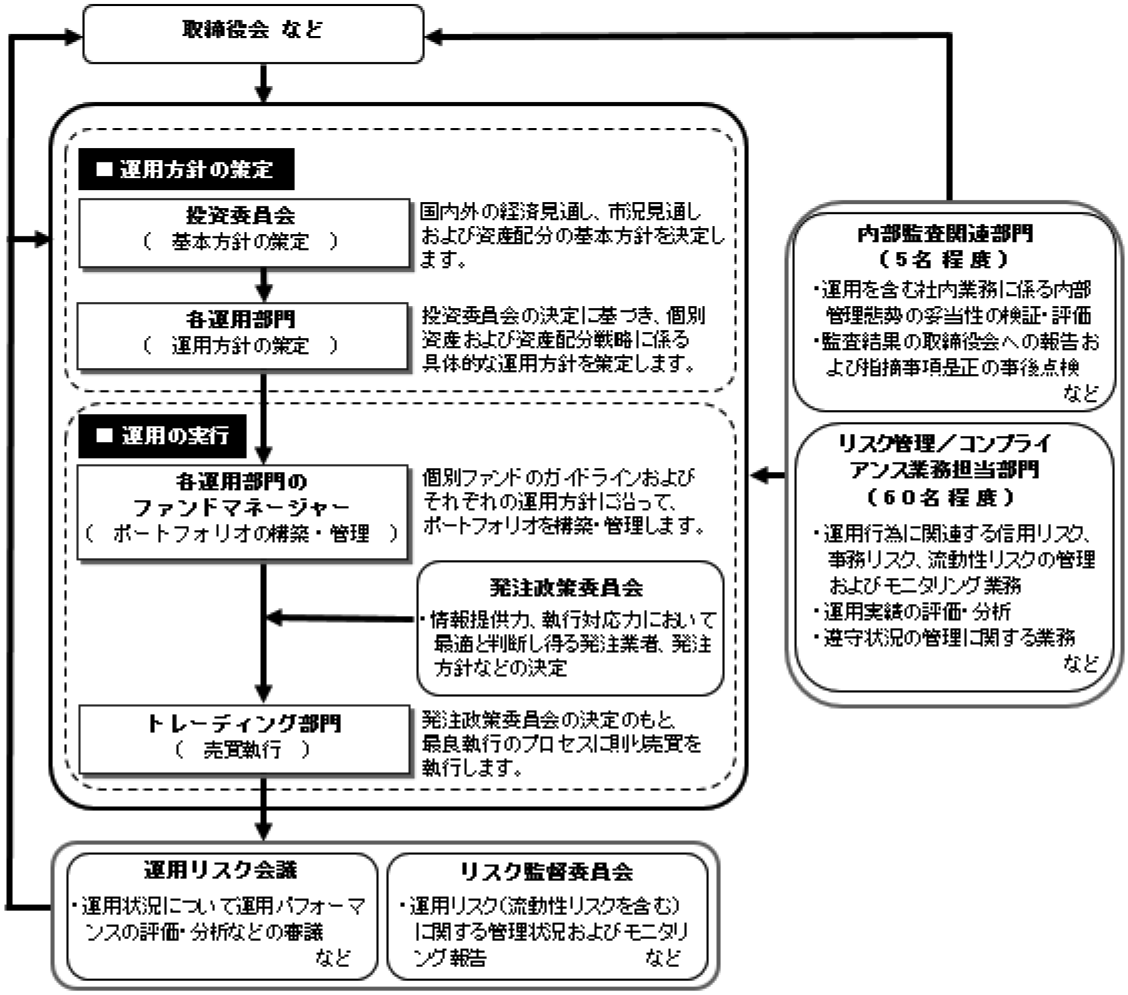
2 運用体制

＜委託会社における運用体制＞

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。

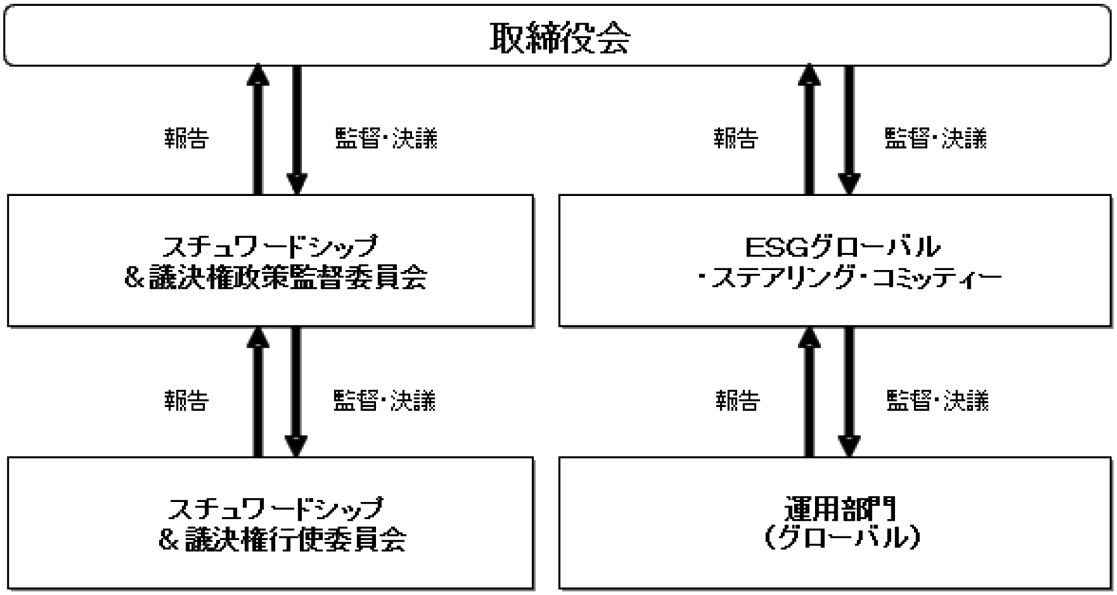


委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行なっており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

◆投資家としてのESG／フィデューシャリー・デューティー

ESG（環境、社会、企業統治）やフィデューシャリーは、委託会社にとって最高位に位置する概念であるため、同原則に関連する決議、報告、議論は、委託会社の取締役会にて行なうこととしています。
（スチュワードシップ＆議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占めるメンバーで構成されています）



※上記の体制等は 2025 年 11 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3 主な投資制限

本ファンドの約款にもとづく主な投資制限は以下の通りです。

・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には、制限を設けません。
・投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。
・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

投資制限の詳細につきましては「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

インデックス マザーファンド 日経平均高配当株 50

・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。
・投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。
・外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
・デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
・一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

4 投資リスクについて

・当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴ないます。お申込みの際は、当ファンドのリスクを充分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。
・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
・当ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク
一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

② 流動性リスク
市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

③ 信用リスク
・一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れが生じた場合や廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク
外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

⑤ 有価証券の貸付などにおけるリスク
有価証券の貸付行為などにおいては、取引相手先リスク（取引の相手方の倒産などにより貸付契約が不履行になったり、契約が解除されたりするリスク）を伴ない、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。貸付契約が不履行や契約解除の事態を受けて、貸付契約に基づく担保金を用いて清算手続きを行なう場合においても、買戻しを行なう際に、市場の時価変動などにより調達コストが担保金を上回る可能性もあり、不足金額をファンドが負担することにより、その結果ファンドに損害が発生する恐れがあります。

＜日経平均高配当株 50 指数（トータルリターン）と基準価額の主なカイ離要因＞
当ファンドは、基準価額の変動率を日経平均高配当株 50 指数（トータルリターン）の変動率に一致させることをめざしますが、次のような要因があるため、同指数と一致した推移をお約束できるものではありません。
・日経平均高配当株 50 指数の採用銘柄以外の銘柄に投資をする場合があること、日経平均高配当株 50 指数の採用銘柄の変更や資本異動などによってポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること。また、信託報酬、売買委託手数料、監査費用などの費用をファンドが負担すること。
・分配原資となる組入銘柄の配当金受け取りと、当ファンドの分配金支払いのタイミングや金額が完全には一致しないこと。
・先物取引等のデリバティブ取引を利用した場合、当該取引の値動きと日経平均高配当株 50 指数の採用銘柄の一部または全部の値動きが一致しないこと。
・有価証券の貸付による品貸料が発生すること。

＜その他の留意事項＞
・システムリスク・市場リスクなどに関する事項
証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事

情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

・投資対象とする投資信託証券に関する事項

ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを含みます。）と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴なう資金流出入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

・解約によるファンドの資金流出に伴なう基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。

・運用制限や規制上の制限に関する事項

関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性やインデックスと基準価額がカイ離する可能性があります。

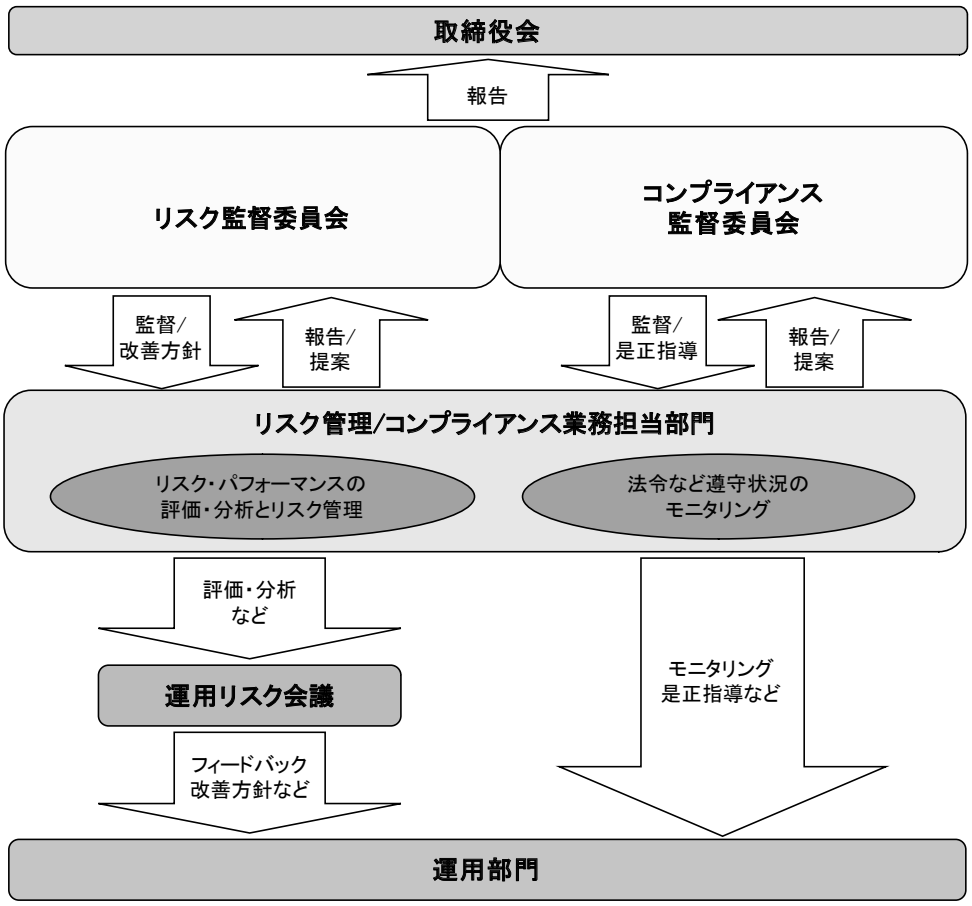
・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

委託会社における投資リスクの管理体制は以下の通りです。

≪リスク管理体制≫

＜委託会社におけるリスク管理体制＞



■全社的リスク管理

委託会社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理／コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。委託会社における法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク（流動性リスクを含む）、市場リスク、カウンターパーティーリスク、オペレーショナルリスク（事務リスクを含む）など）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

■運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記の体制等は 2025 年 11 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3. その他詳細情報

1 インデックスファンド日経平均高配当株 50（適格機関投資家向け）の投資対象

① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
1）有価証券
2）デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第 20 項に規定するものをいい、約款第 21 条、第 22 条および第 23 条に定めるものに限ります。）
3）金銭債権
4）約束手形
5）為替手形

② 主としてインデックス マザーファンド 日経平均高配当株 50 受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。
1）株券または新株引受権証書
2）国債証券
3）地方債証券
4）特別の法律により法人の発行する債券
5）社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6）特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
7）コマーシャル・ペーパー
8）新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
9）外国または外国の者の発行する証券または証書で、1）～8）の証券または証書の性質を有するもの
10）投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第 10 号で定めるものをいい、マザーファンドの受益証券を除きます。）
11）投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第 11 号で定めるものをいいます。以下同じ。）で 12）に定めるもの以外のもの
12）投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第 11 号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
13）外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 18 号で定めるものをいいます。）
14）オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第１項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
15）預託証書（金融商品取引法第2条第１項第 20 号で定めるものをいいます。）
16）外国法人が発行する譲渡性預金証書
17）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
18）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
19）外国の者に対する権利で 18）の有価証券の性質を有するもの

③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
1）預金
2）指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3）コール・ローン
4）手形割引市場において売買される手形
5）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
6）外国の者に対する権利で5）の権利の性質を有するもの

④ 次の取引ができます。
1）信用取引
2）先物取引等
3）スワップ取引
4）金利先渡取引
5）為替先渡取引
6）有価証券の貸付
7）公社債の空売
8）公社債の借入
9）外国為替予約取引
10）資金の借入

2 インデックスファンド日経平均高配当株 50（適格機関投資家向け）の投資制限

＜約款に定める投資制限＞
1）株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には、制限を設けません。
2）投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下同じ。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。
3）投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の総額の５％以下とします。
4）外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10％以下とします。
5）信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
6）わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
7）わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
8）わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
9）信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取

金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

10）信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

11）信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および上場投資信託証券を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

イ）株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

ロ）公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ハ）上場投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付上場投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する上場投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

12）信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

13）信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

14）信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

15）信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴なう支払資金の手当て（解約に伴なう支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。

イ）解約に伴なう支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

ロ）再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

ハ）借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内

ニ）解約に伴なう支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

ホ）再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

＜法令による投資制限＞

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

4. 運用状況

1 投資状況

当ファンドは、2026 年1月 14 日より運用開始のため、該当事項はありません。

2 投資資産

当ファンドは、2026 年1月 14 日より運用開始のため、該当事項はありません。

3 運用実績

当ファンドは、2026 年1月 14 日より運用開始のため、該当事項はありません。

Ⅱ 財務ハイライト情報

当ファンドの第 1 期計算期間に関する財務諸表は、2026 年 11 月 30 日の第 1 期計算期間終了後、3 ヵ月以内に作成される予定です。

Ⅲ 「資産の運用に関する重要な事項」の項目

投資信託（ファンド）の沿革・投資信託（ファンド）の経理状況の詳細・設定及び解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。
「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下の通りです。

Ⅰ 投資信託（ファンド）の沿革
Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況
　1．財務諸表
　　（1）貸借対照表
　　（2）損益及び剰余金計算書
　　（3）注記表
　　（4）附属明細表
　2．投資信託（ファンド）の現況
　　純資産額計算書
Ⅲ 設定及び解約の実績

資産の運用に関する重要な事項

Ⅰ 投資信託（ファンド）の沿革

2026 年1月 14 日　ファンドの信託契約締結、当初自己設定、運用開始

Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況

1. 財務諸表

当ファンドの第 1 期計算期間に関する財務諸表は、2026 年 11 月 30 日の第 1 期計算期間終了後、3 ヵ月以内に作成される予定です。

2. 投資信託（ファンド）の現況

当ファンドは、2026 年1月 14 日より運用開始のため、該当事項はありません。

Ⅲ 設定及び解約の実績

当ファンドは、2026 年1月 14 日より運用開始のため、該当事項はありません。

資産の運用に関する極めて重要な事項

資産の運用に関する重要な事項

JDFインデックス・ファンド外国株式I
（適格機関投資家専用）

ブラックロック・ジャパン株式会社

目　　次

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格 55
2. 投資方針および投資リスク 57
3. その他詳細情報 61
4. 運用状況 63

Ⅱ　財務ハイライト情報 67

資産の運用に関する重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の沿革 70

Ⅱ　投資信託（ファンド）の経理状況

1. 財務諸表 73
2. 投資信託（ファンド）の現況 80

Ⅲ　設定及び解約の実績 81

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ 投資信託(ファンド)の状況

1．投資信託（ファンド）の性格

1 名 称

JDF インデックス・ファンド外国株式 I(適格機関投資家専用)

以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。

2 目的および基本的性格

当ファンドは、MSCI コクサイ指数(税引後配当込み、国内投信用、円建て)(以下、「対象指数」という場合があります。)に連動する運用成果を目指します。先進国株式インデックス・マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。)の受益証券への投資を通じて、日本を除く先進国の株式等を主要投資対象とします。

＊当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、追加型投信／海外／株式／インデックス型(その他)に分類されます。

3 特 色

- マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く先進国の株式市場を代表する指数(MSCIコクサイ指数税引後配当込み、国内投信用、円建て))に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更に当たっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。
- 効率的な運用を目的として、株式を主要投資対象とする上場投資信託証券(ETF)への投資を行う場合があります。
- 対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、株式の実質投資比率(組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。)が 100%を超える場合があります。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 有価証券の貸付を行う場合には、ブラックロック･インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

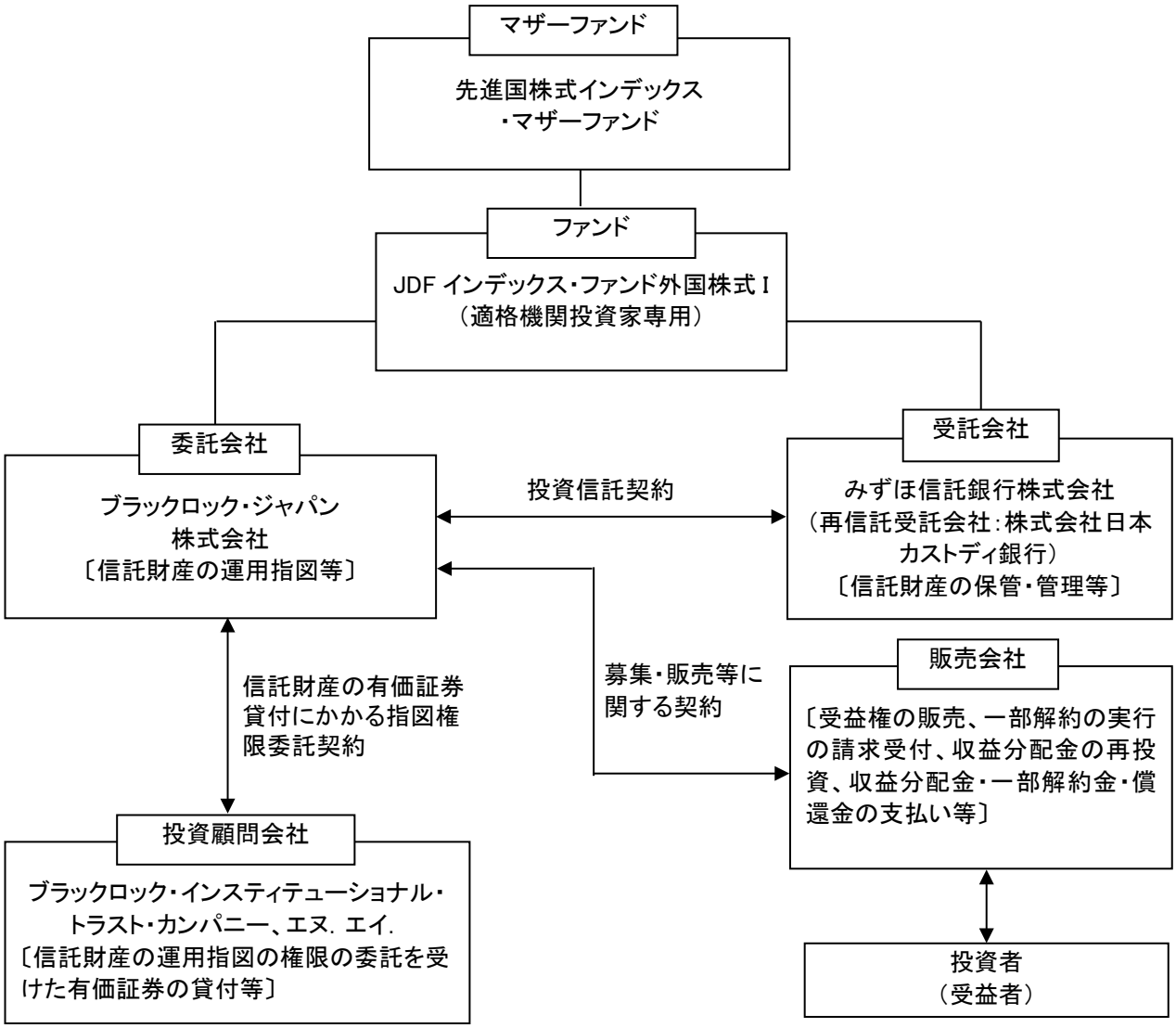
【ファンドのベンチマーク】
当ファンドは MSCI コクサイ指数(税引後配当込み、国内投信用、円建て)をベンチマークとします。

「MSCI コクサイ指数」の著作権等について
当ファンドは、MSCIまたはその他の関連会社が、後援、推奨、販売、または販売促進するものではありません。 MSCIまたはその他の当事者は、当ファンドの投資者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的もしくは当ファンドへの投資に関する当否または一般的な株式市場のパフォーマンスを追跡している当インデックスの能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。 MSCIは、特定の商標、サービスマーク、MSCIのトレードネームおよび当インデックスのライセンサーであり、当インデックスは当ファンド、ブラックロック・ジャパン株式会社、その関連会社、または当ファンドに関わらず、MSCIにより決定、構築、および計算されています。MSCIは、当インデックスの決定、構築、あるいは計算において、ブラックロック・ジャパン株式会社、その関連会社、または当ファンドの投資者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCIは、当ファンドの発行時期、発行価格、発行数量の決定について、また、当ファンドを現金で償還するための計算式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしておりません。MSCIおよびその他の当事者は、当ファンドの投資者に対し、当ファンドの管理、マーケティングまたは取引に関連するいかなる義務または責任も負いません。MSCIは、自らが信頼できると考える情報源から当インデックスの計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCIまたはその他の当事者は、本対象指数またはそれに含まれるいかなるデータの正確性および／または完全性について保証するものではありません。 MSCIまたはその他当事者は、ライセンシー、その顧客または相手方、当ファンドの投資者その他の個人または法人が、契約に基づき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連して、本対象指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表

明または保証を行いません。本対象指数およびそれに含まれるデータに関し、MSCIまたはその他の当事者は、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の保証を行わず、かつMSCIは、特定の目的のための市場性または適切性について、一切の保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、派生的損害その他のあらゆる損害(逸失利益を含む。)につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCIまたはその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

※上記のベンチマークは本書作成日現在のものであり、将来、上記の決定方針に基づき変更となる場合があります。

4 仕組み



※上記の仕組みは、今後変更となる場合があります。

2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

先進国株式インデックス・マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く先進国の株式市場を代表する指数(MSCIコクサイ指数税引後配当込み、国内投信用、円建て))に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更に当たっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。

- 効率的な運用を目的として、株式を主要投資対象とする上場投資信託証券(ETF)への投資を行う場合があります。
- 対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、株式の実質投資比率(組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。)が 100%を超える場合があります。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 有価証券の貸付を行う場合には、ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

投資対象の詳細につきましては「3.その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

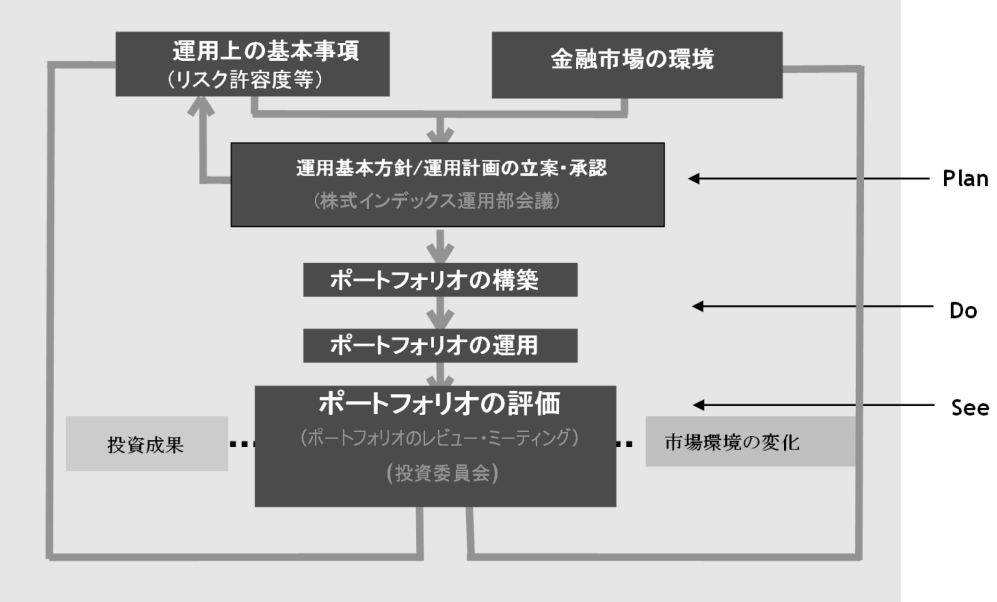
先進国株式インデックス・マザーファンド

- 日本を除く先進国の株式市場を代表する指数(MSCI コクサイ指数(税引後配当込み、国内投信用、円建て))(以下、「対象指数」という場合があります。)に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更に当たっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。
- 効率的な運用を目的として、株式を主要投資対象とする上場投資信託証券(ETF)への投資を行う場合があります。
- 対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、株式の実質投資比率(組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。)が 100%を超える場合があります。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

2 運用体制

ファンドの運用は委託会社の運用部門、株式インデックス運用部が担当します。委託会社はブラックロックが独自開発した計量モデルを用い、取引コストやリスク特性等を勘案したポートフォリオ構築を行います。
また、ポートフォリオは前述のモデルを用い、随時パフォーマンスおよびリスクの分析を行い、必要に応じてポートフォリオのリバランスを行います。

- 委託会社の運用体制における内部管理、意思決定を監督する組織およびプロセス等は以下の通りです。



（注）上記運用体制は、今後変更となる場合があります。

3 主な投資制限

ファンドの法令および投資信託約款に基づく主な投資制限は以下の通りです。
① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。
③ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
④ 上場投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
⑤ 投資信託証券(マザーファンドおよび上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

先進国株式インデックス・マザーファンド
① 株式への投資割合には制限を設けません。
② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
④ 上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
⑤ 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

4 投資リスクについて

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動き他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。
当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

①基準価額の主な変動要因

a. 株価変動リスク
株式に投資します。したがって、経済および株式市場動向または株式の発行会社の経営・財務状況等に応じて組入株式の株価および配当金が変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

b. 為替変動リスク
主として外貨建資産に投資します。原則として外貨建資産に対して為替ヘッジを行いません。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

c. カントリー・リスク
海外の有価証券に投資をします。投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、有価証券の価格が変動することがあり、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

d. 対象とする株価指数との乖離

ファンドは、 MSCIコクサイ指数（税引後配当込み、国内投信用、円建て）の動きに連動することを目指しますが、基準価額が同指数から乖離する場合があります。乖離を引き起こす要因としてはファンドへの資金の流出入と実際にマザーファンドで株式を売買するタイミングのずれ、売買コスト、組入れ銘柄の配当金や権利処理等による現金の発生、先物価格と指数との価格差、信託報酬等費用の負担等があります。（これらの場合以外にも乖離する場合があります。）

e. 解約による資金流出に伴うリスク
一部解約の支払資金を手当てするために保有株式等を大量に売却する場合があります。その場合、市場動向や流動性の状況により、ファンドの基準価額が変動する可能性があります。なお、ファミリーファンド方式による運用を行うため、マザーファンドの受益証券に投資する他のファンドの資金動向によってはファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

②リスクの管理体制
委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

（注）上記リスクの管理体制は、今後変更となる場合があります。

3. その他詳細情報

1 JDFインデックス・ファンド外国株式 I（適格機関投資家専用）の投資対象

a. 投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
   (a) 有価証券
   (b) デリバティブ取引に係る権利および（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第25条、第26条および第27条に定めるものに限ります。）
   (c) 金銭債権（(a)および(d)に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
   (d) 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
   (a) 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）と類似の取引に係る権利
   (b) 為替手形

b. 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてブラックロック・ジャパン株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である先進国株式インデックス・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券並びに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。ただし本邦通貨建のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託又は外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第 12 号並びに第 17 号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第 12 号並びに第 17 号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 13 号の証券および第 14 号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

c. 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前項にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、配当金の受領、分配金の支払い、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

委託会社は、法令・規則等で認められた範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の売買に係る取引を委託会社の関係会社と行うことを指図することができます。

2 JDFインデックス・ファンド外国株式 I（適格機関投資家専用）の投資制限

a. 投資する株式等の範囲

(a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(b) (a)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

b. 信用取引の指図範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) (a)の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(d) 委託会社は、(a)の取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供ある

いは受入れの指図を行うものとします。

c. 先物取引等の運用指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。

(b) 委託会社は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(c) 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

d. スワップ取引の運用指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するために、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

e. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するために、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(b) 金利先渡取引および為替先渡取引指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

f. 有価証券の貸付の指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付の指図をすることができます。

(b) 委託会社は、有価証券の貸付にあたっては、貸付先として、委託会社の関係会社もしくは約款に規定する委託を受けた者の関係会社を選定することができるものとします。

(c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたっては、担保の受入れの指図を行うものとします。

g. 公社債の空売りの指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) (a)の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

h. 公社債の借入れの指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(b) (a)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(d) (a)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

i. 外国為替予約取引の指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図を行うことができます。

(b) (a)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

(c) (b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

j. 資金借入れ

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(c) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

※上記は信託約款からの抜粋です。信託約款は法令改正や制度変更等により変更となる場合があります。

4. 運用状況

以下の運用状況は 2025 年 10 月末現在のものです。
「JDFインデックス・ファンド外国株式 I(適格機関投資家専用)」

1 投資状況

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券		511,745,323	100.07
	内 日本	511,745,323	100.07
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		△337,186	△0.07
純資産総額		511,408,137	100.00

2 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄 国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資比率 (%)
1	先進国株式インデックス・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	88,201,538	4.8164 424,815,154	5.8020 511,745,323	ー ー	100.07

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.07
合計	100.07

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

② 投資不動産物件
該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

3 運用実績

① 純資産の推移

2025 年 10 月末現在、同日前 1 年以内における各月末および直近 10 計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（分配落）（円）	純資産総額（分配付）（円）	1口当たりの純資産額（分配落）（円）	1口当たりの純資産額（分配付）（円）
第 9 期（2016 年 8 月 25 日）	5,757,503,158	5,757,503,158	1.3852	1.3852
第 10 期（2017 年 8 月 25 日）	6,196,525,192	6,196,525,192	1.7317	1.7317
第 11 期（2018 年 8 月 27 日）	1,534,891,374	1,534,891,374	1.9900	1.9900
第 12 期（2019 年 5 月 7 日）	228,934,915	228,934,915	2.0391	2.0391
第 13 期（2020 年 5 月 7 日）	170,593,504	170,593,504	1.8313	1.8313
第 14 期（2021 年 5 月 6 日）	200,706,257	200,706,257	2.8030	2.8030
第 15 期（2022 年 5 月 2 日）	177,266,919	177,266,919	3.2622	3.2622
第 16 期（2023 年 5 月 2 日）	150,483,677	150,483,677	3.6112	3.6112
第 17 期（2024 年 5 月 2 日）	148,060,293	148,060,293	4.8003	4.8003
第 18 期（2025 年 5 月 2 日）	215,681,447	215,681,447	5.0679	5.0679
2024 年 10 月末日	119,494,444	－	5.3862	－
11 月末日	129,914,064	－	5.3942	－
12 月末日	151,338,284	－	5.6119	－
2025 年 1 月末日	167,171,381	－	5.6153	－
2 月末日	177,672,118	－	5.3286	－
3 月末日	194,176,679	－	5.1403	－
4 月末日	209,572,386	－	4.9234	－
5 月末日	249,428,335	－	5.2728	－
6 月末日	290,166,468	－	5.5192	－
7 月末日	340,028,248	－	5.8235	－
8 月末日	378,317,152	－	5.8734	－
9 月末日	435,919,766	－	6.0833	－
10 月末日	511,408,137	－	6.4394	－

② 分配の推移

	1口当たりの分配金(円)
第 9 期	−
第 10 期	−
第 11 期	−
第 12 期	−
第 13 期	−
第 14 期	−
第 15 期	−
第 16 期	−
第 17 期	−
第 18 期	−

③ 収益率の推移

	収益率(%)
第 9 期	△5.6
第 10 期	25.0
第 11 期	14.9
第 12 期	2.5
第 13 期	△10.2
第 14 期	53.1
第 15 期	16.4
第 16 期	10.7
第 17 期	32.9
第 18 期	5.6

（注） 収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数です。

【参考情報】

「先進国株式インデックス・マザーファンド」

マザーファンドの投資状況

資産の種類		金額（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券		38,767,095,517	99.59
	内 アメリカ	30,757,139,424	79.01
	内 アイルランド	6,538,802,413	16.80
	内 カナダ	1,471,153,680	3.78
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		158,676,856	0.41
純資産総額		38,925,772,373	100.00

（注） 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄 国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率 （%）
1	iShares Core S&P 500 ETF アメリカ	投資信託受益証券	281,871	90,045.45 25,381,201,064	105,285.74 29,676,997,665	ー ー	76.24
2	iShares Core MSCI Europe UCITS ETF アイルランド	投資信託受益証券	1,024,043	5,975.49 6,119,167,030	6,385.28 6,538,802,413	ー ー	16.80
3	iShares Core S&P/TSX Capped Composite Index ETF カナダ	投資信託受益証券	277,108	4,536.72 1,257,162,475	5,308.95 1,471,153,680	ー ー	3.78
4	iShares MSCI Pacific ex Japan ETF アメリカ	投資信託受益証券	136,475	7,277.49 993,196,351	7,914.57 1,080,141,759	ー ー	2.77

（注） 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	99.59
合計	99.59

（注） 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

マザーファンドの投資不動産物件

該当事項はありません。

マザーファンドのその他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

Ⅱ 財務ハイライト情報

- 以下の情報は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ．投資信託（ファンド）の経理状況」に記載されている「1．財務諸表」から抜粋して記載したものです。
- ファンドの財務諸表については、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ．投資信託（ファンド）の経理状況」に添付されています。

1．貸借対照表

項目	第 17 期 （2024 年5月2日現在）	第 18 期 （2025 年5月2日現在）
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	148,217,133	215,866,447
未収入金	－	39,599
流動資産合計	148,217,133	215,906,046
資産合計	148,217,133	215,906,046
負債の部		
流動負債		
未払解約金	－	39,599
未払受託者報酬	14,096	16,470
未払委託者報酬	64,308	76,799
その他未払費用	78,436	91,731
流動負債合計	156,840	224,599
負債合計	156,840	224,599
純資産の部		
元本等		
元本	30,843,734	42,558,280
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	117,216,559	173,123,167
（分配準備積立金）	86,312,942	34,764,819
元本等合計	148,060,293	215,681,447
純資産合計	148,060,293	215,681,447
負債純資産合計	148,217,133	215,906,046

2. 損益および剰余金計算書

項目	第 17 期 （自　2023 年5月3日 至　2024 年5月2日）	第 18 期 （自　2024 年5月3日 至　2025 年5月2日）
	金額（円）	金額（円）
営業収益		
有価証券売買等損益	40,340,009	5,436,093
営業収益合計	40,340,009	5,436,093
営業費用		
受託者報酬	28,025	27,584
委託者報酬	123,963	127,588
その他費用	156,007	153,661
営業費用合計	307,995	308,833
営業利益又は営業損失（△）	40,032,014	5,127,260
経常利益又は経常損失（△）	40,032,014	5,127,260
当期純利益又は当期純損失（△）	40,032,014	5,127,260
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	6,089,278	8,047,106
期首剰余金又は期首欠損金（△）	108,812,726	117,216,559
剰余金増加額又は欠損金減少額	13,723,488	142,387,170
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	13,723,488	142,387,170
剰余金減少額又は欠損金増加額	39,262,391	83,560,716
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	39,262,391	83,560,716
分配金	―	―
期末剰余金又は期末欠損金（△）	117,216,559	173,123,167

3. 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）
有価証券の評価基準及び評価方法
親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

資産の運用に関する重要な事項

Ⅰ 投資信託（ファンド）の沿革

JDFインデックス・ファンド外国株式I（適格機関投資家専用）の沿革

2008年2月7日 ファンドの信託契約締結、設定、運用開始

2009年12月2日 ファンド名称を「バークレイズ・グローバル・インベスターズ インデックス・ ファンド外国株式I（適格機関投資家専用）」から「ブラックロック・インデックス・ファンド外国株式I（適格機関投資家専用）」に変更

2017年5月18日 ファンド名称を「ブラックロック・インデックス・ファンド外国株式I（適格機関投資家専用）」）から「JDFインデックス・ファンド外国株式I（適格機関投資家専用）」に変更

2019年5月23日 マザーファンドを「インデックス・マザー・ファンド外国株式」から「先進国株式インデックス・マザーファンド」に変更

【参考情報】

インデックス・マザー・ファンド外国株式（旧マザーファンド）の沿革

2006年4月25日 信託契約締結、設定、運用開始

2009年12月2日 ファンド名称を「BGIインデックス・マザー・ファンド外国株式」から「ブラックロック・インデックス・マザー・ファンド外国株式」に変更

2017年5月18日 ファンド名称を「ブラックロック・インデックス・マザー・ファンド外国株式」から「インデックス・マザー・ファンド外国株式」に変更

2019年4月4日 信託契約解約、信託終了

先進国株式インデックス・マザーファンド（新マザーファンド）の沿革

2013年9月3日 信託契約締結、設定、運用開始

2017年5月3日 ファンド名称を「先進国株式インデックス・マザーファンド」か先進国株式インデックス・マザーファンド」に変更

Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況

（1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2）当ファンドは、第18期計算期間（2024年５月３日から2025年５月２日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025 年 7 月 11 日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 奈良 将太朗

監査意見

当監査法人は、ＪＤＦインデックス･ファンド外国株式I(適格機関投資家専用)の 2024 年 5 月 3 日から 2025 年 5 月 2 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＪＤＦインデックス･ファンド外国株式I(適格機関投資家専用)の 2025 年 5 月 2 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

1. 財務諸表

（1）貸借対照表

項目	第 17 期 （2024 年5月2日現在）	第 18 期 （2025 年5月2日現在）
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	148,217,133	215,866,447
未収入金	－	39,599
流動資産合計	148,217,133	215,906,046
資産合計	148,217,133	215,906,046
負債の部		
流動負債		
未払解約金	－	39,599
未払受託者報酬	14,096	16,470
未払委託者報酬	64,308	76,799
その他未払費用	78,436	91,731
流動負債合計	156,840	224,599
負債合計	156,840	224,599
純資産の部		
元本等		
元本	30,843,734	42,558,280
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	117,216,559	173,123,167
（分配準備積立金）	86,312,942	34,764,819
元本等合計	148,060,293	215,681,447
純資産合計	148,060,293	215,681,447
負債純資産合計	148,217,133	215,906,046

（2）損益及び剰余金計算書

項目	第 17 期 （自　2023 年5月3日 至　2024 年5月2日）	第 18 期 （自　2024 年5月3日 至　2025 年5月2日）
	金額（円）	金額（円）
営業収益		
有価証券売買等損益	40,340,009	5,436,093
営業収益合計	40,340,009	5,436,093
営業費用		
受託者報酬	28,025	27,584
委託者報酬	123,963	127,588
その他費用	156,007	153,661
営業費用合計	307,995	308,833
営業利益又は営業損失（△）	40,032,014	5,127,260
経常利益又は経常損失（△）	40,032,014	5,127,260
当期純利益又は当期純損失（△）	40,032,014	5,127,260
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	6,089,278	8,047,106
期首剰余金又は期首欠損金（△）	108,812,726	117,216,559
剰余金増加額又は欠損金減少額	13,723,488	142,387,170
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	13,723,488	142,387,170
剰余金減少額又は欠損金増加額	39,262,391	83,560,716
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	39,262,391	83,560,716
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	117,216,559	173,123,167

（3）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第17期 （2024年５月２日現在）	第 18 期 （2025年５月２日現在）
１　当該計算期間の末日における受益権総数	30,843,734口	42,558,280口
２　１口当たり純資産額	4.8003円	5.0679円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第17期 （自　2023年５月３日 至　2024年５月２日）	第 18 期 （自　2024 年５月３日 至　2025年５月２日）
分配金の計算過程	当計算期末における、費用控除後の配当等収益（2,142,245円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(31,800,491円)、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）(0円)、収益調整金（その他収益調整金）（33,344,147円）、分配準備積立金(52,370,206円)により、分配対象収益は119,657,089円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。	当計算期末における、費用控除後の配当等収益（1,600,829円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）（6,211,580円）、収益調整金（その他収益調整金）（132,146,768円）、分配準備積立金（33,163,990円）により、分配対象収益は173,123,167円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。

（金融商品に関する注記）
Ⅰ　金融商品の状況に関する事項
1　金融商品に対する取組方針
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。
当ファンドの主な投資リスクとして、「株価変動リスク」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

3　金融商品に係るリスク管理体制
(1) 市場リスクの管理
ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。
(2) 信用リスクの管理
ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。
(3) 取引先リスクの管理
リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国の BlackRock, Inc.の RQA Counterparty & Concentration Risk チームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国の BlackRock, Inc.の RQA Counterparty & Concentration Risk チームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

第17期 (2024年5月2日現在)	第18期 (2025年5月2日現在)
1　貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1　貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2　時価の算定方法 (1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品(コール･ローン等の金銭債権及び金銭債務) これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	2　時価の算定方法 (1)有価証券 同左 (2) 上記以外の金融商品(コール･ローン等の金銭債権及び金銭債務) 同左
3　金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3　金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左
4　金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。	4　金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左

Ⅲ　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1　期中元本変動額

項目	第17期 (2024年5月2日現在)	第 18 期 (2025年5月2日現在)
期首元本額	41,670,951円	30,843,734円
期中追加設定元本額	4,104,271円	33,474,398円
期中一部解約元本額	14,931,488円	21,759,852円

2 有価証券関係

第17期(2024年５月２日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	34,196,655
合計	34,196,655

第 18 期(2025 年５月２日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	△2,645,549
合計	△2,645,549

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（4）附属明細表

第1　有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	先進国株式インデックス・マザーファンド	47,315,268	215,866,447	
親投資信託受益証券　合計			215,866,447	
合計			215,866,447	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. 投資信託（ファンド）の現況

純資産額計算書(2025 年 10 月末現在)

「JDF インデックス・ファンド外国株式 I（適格機関投資家専用）」

Ⅰ 資産総額	511,780,759 円
Ⅱ 負債総額	372,622 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	511,408,137 円
Ⅳ 発行済数量	79,419,067 口
Ⅴ 1 単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	6.4394 円

【参考情報】

「先進国株式インデックス・マザーファンド」

Ⅰ 資産総額	38,942,149,510 円
Ⅱ 負債総額	16,377,137 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	38,925,772,373 円
Ⅳ 発行済数量	6,708,996,456 口
Ⅴ 1 単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	5.8020 円

Ⅲ 設定及び解約の実績

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第 9 期	489,999,938	2,697,246,135	4,156,586,006
第 10 期	0	578,298,251	3,578,287,755
第 11 期	2,347,397,419	5,154,376,332	771,308,842
第 12 期	414,471	659,453,359	112,269,954
第 13 期	12,723,792	31,840,610	93,153,136
第 14 期	906,550	22,455,510	71,604,176
第 15 期	68,779	17,333,742	54,339,213
第 16 期	1,027,610	13,695,872	41,670,951
第 17 期	4,104,271	14,931,488	30,843,734
第 18 期	33,474,398	21,759,852	42,558,280

資産の運用に関する極めて重要な事項

資産の運用に関する重要な事項

米国株式（S&P500）
インデックス・ファンドVA
（適格機関投資家専用）

ブラックロック・ジャパン株式会社

目　　次

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格……85
2. 投資方針および投資リスク……87
3. その他詳細情報……91
4. 運用状況……93

Ⅱ　財務ハイライト情報……96

資産の運用に関する重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の沿革……99

Ⅱ　投資信託（ファンド）の経理状況

1. 財務諸表……102
2. 投資信託（ファンド）の現況……109

Ⅲ　設定及び解約の実績……110

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の状況

1．投資信託（ファンド）の性格

1 名　称

米国株式（S＆P500）インデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）

以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。

2 目的および基本的性格

この投資信託は、S＆P500 指数（配当込み、円換算ベース）*（以下、「対象指数」という場合があります。）に連動する運用成果を目指します。米国株式（S＆P500）インデックス・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券への投資を通じて、主にブラックロック・グループが運用する米国の株式に投資する上場投資信託証券（以下「ETF」といいます。）、および米国の株式へ投資します。

＊S＆P500 指数（配当込み、円換算ベース）とは、S＆Pダウ・ジョーンズ・インデックス社がS＆P500 指数（配当込み）に為替を乗じて算出した指数であるS＆P500®（TTM、円建て）を指します。

＊当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、追加型投信／海外／株式／インデックス型（その他）に分類されます。

3 特　色

- マザーファンドの受益証券への投資を通じて、米国株式市場に投資を行い、対象指数に連動する運用成果を目指します。投資にあたっては、ブラックロック・グループが運用する米国の株式に投資するETF、および米国の株式を主要投資対象とします。
- マザーファンドの受益証券への投資は、原則、高位を維持します。
- マザーファンドの受益証券を通じた投資にあたっては、対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、株式の実質投資比率（組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が100%を超える場合があります。
- 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

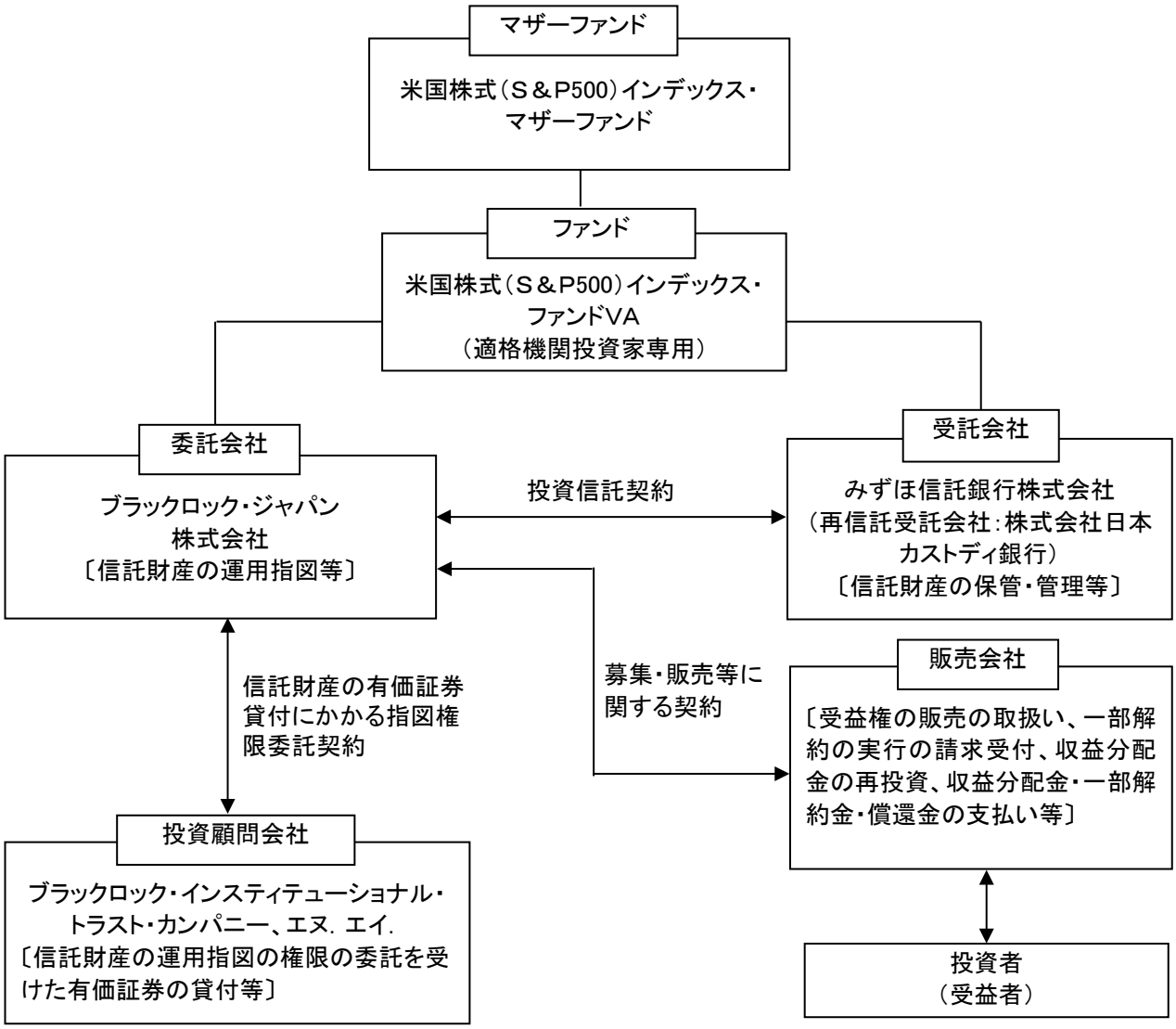
【ファンドのベンチマーク】
当ファンドはS＆P500 指数（配当込み、円換算ベース）をベンチマークとします。

■「S&P500指数」の著作権等について

当ファンドは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス社（以下「S&P　DJI」）またはその関係会社によって支持、保証、販売または販売促進されるものではありません。S&P　DJIおよびその関係会社は、当ファンドの所有者もしくは一般の者に対して、当ファンドへの投資適合性について、また当ファンドが当該インデックスの利回りに追随する能力、および当該インデックスが市場全般のパフォーマンスに追随する能力について、明示的にも暗示的にも、何ら表明または保証するものではありません。S&P　DJIおよびその関係会社の当ファンドおよびブラックロック・ジャパン株式会社に対する唯一の関係は、当ファンド、ブラックロック・ジャパン株式会社に考慮することなくS&P　DJIおよびその関係会社が決定、組成、計算する当該インデックスおよびその登録商標についての利用許諾を与えるものではありません。S&P　DJIおよびその関係会社は、当該インデックスに関する決定、作成または計算においてブラックロック・ジャパン株式会社または当ファンドの所有者の要望等を考慮しません。S&P　DJIおよびその関係会社は当ファンドの価格・数量の決定、発行・販売に関する時期、または当ファンドを現金に換算する式の決定もしくは計算に関わっておらず、これらに責任を負いません。S&P　DJIおよびその関係会社は、当ファンドの管理、マーケティングまたは取引に関する義務または責任を何ら負いません。S&P　DJIおよびその関係会社は、当該インデックスまたはそれに含まれるいかなるデータの正確性や完全性を保証するものではなく、いかなる誤り、欠落または遅延に対しても何ら責任を負いません。S&P　DJIおよびその関係会社は、当該インデックスまたはそれらに含まれる一切のデータの使用により、ブラックロック・ジャパン株式会社、当ファンドの所有者またはその他の者等に生じた結果に対して、明示的にも暗示的にも何ら保証しません。S&P　DJIおよびその関係会社は、当該インデックスまたはそれに含まれる一切のデータに関して、商品性の保証や特定の目的・使用における適合性に対する一切の保証を免除されることを明示し、かつそれらに関して明示もしくは暗示の保証も行いません。上記に関わらず、当該インデックスおよびそのデータの使用から生じる特定の、罰則的、直接的、間接的あるいは結果的な損害（利益の損失を含む）について、仮にその可能性について事前に通知されていたとしても、S&P　DJIおよびその関係会社が責任を負いません。

※上記のベンチマークは本書作成日現在のものであり、将来、上記の決定方針に基づき変更となる場合があります。

4 仕組み



※上記の仕組みは、今後変更となる場合があります。

2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

米国株式（S＆P500）インデックス・マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、S＆P500 指数（配当込み、円換算ベース）に連動する運用成果を目指します。

- マザーファンドの受益証券への投資を通じて、米国株式市場に投資を行い、対象指数に連動する運用成果を目指します。投資にあたっては、ブラックロック・グループが運用する米国の株式に投資するETF、および米国の株式を主要投資対象とします。
- マザーファンドの受益証券への投資は、原則、高位を維持します。
- マザーファンドの受益証券への投資を通じて、対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、株式の実質投資比率（組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が100%を超える場合があります。
- 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

投資対象の詳細につきましては「3.その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

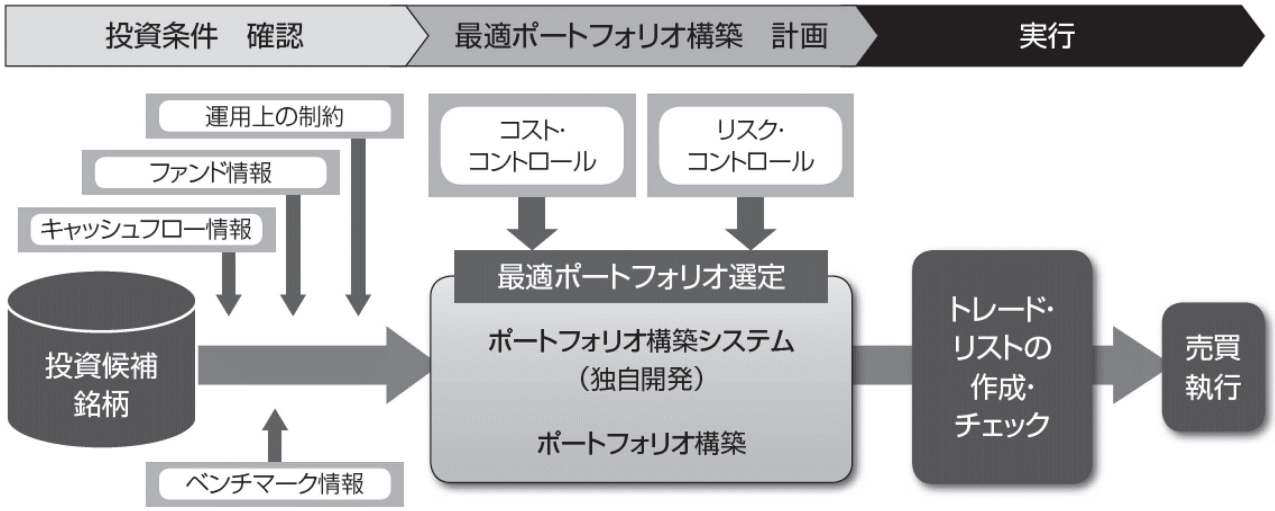
米国株式（S＆P500）インデックス・マザーファンド

- 米国株式市場に投資を行い、S＆P500 指数（配当込み、円換算ベース）（以下、「対象指数」という場合があります。）に連動する運用成果を目指します。投資にあたっては、ETFおよび米国の株式を主要投資対象とします。
- 対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、株式の実質投資比率（組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が 100%を超える場合があります。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

2 運用体制

ファンドの運用は委託会社の運用部門、株式インデックス運用部が担当します。委託会社はブラックロックが独自開発した計量モデルを用い、取引コストやリスク特性等を勘案したポートフォリオ構築を行います。
また、ポートフォリオは前述のモデルを用い、随時パフォーマンスおよびリスクの分析を行い、必要に応じてポートフォリオのリバランスを行います。

- 委託会社の運用体制における内部管理、意思決定を監督する組織およびプロセス等は以下の通りです。



※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
※上記運用プロセスは変更となる場合があります。

（注）上記運用体制は、今後変更となる場合があります。

3 主な投資制限

ファンドの法令および投資信託約款に基づく主な投資制限は以下の通りです。
① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
③ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
④ 上場投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
⑤ 投資信託証券（マザーファンドおよび上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
⑦ 以下に定める目的により投資する場合を除き、デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）を行いません。
1. 当投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
2. 当投資信託の資産または負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的
3. 当投資信託の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。
② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
④ 上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
⑤ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
⑦ 以下に定める目的により投資する場合を除き、デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）を行いません。
1. 当投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
2. 当投資信託の資産または負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的
3. 当投資信託の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

4 投資リスクについて

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。
当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

①基準価額の主な変動要因

a. 株価変動リスク
株式に投資します。したがって、経済および株式市場動向または株式の発行会社の経営・財務状況等に応じて組入株式の株価および配当金が変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

b. 為替変動リスク
主として外貨建資産に投資します。原則として外貨建資産に対して為替ヘッジを行いません。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

c. カントリー・リスク
海外の有価証券に投資をします。投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、有価証券の価格が変動することがあり、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

d. デリバティブ取引のリスク
先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響からファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与え

ます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけでなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

e. 上場投資信託証券への投資に関する留意点
金融商品取引所等に上場している投資信託証券（上場投資信託証券）を購入あるいは売却しようとする際に、市場の急変等により流動性が低下し、購入もしくは売却が困難または不可能等になることが考えられます。この場合にはファンドの運用成果に影響を与えることがあります。また、当ファンドでは特定の上場投資信託証券に集中的に投資することがあります。この場合に当ファンドは、当該上場投資信託証券が受ける価格変動リスクや上場投資信託証券の運営上のリスクの影響（当該上場投資信託証券の償還や上場廃止等）をほぼ直接に受けることが想定されます。

f. ベンチマークと基準価額の乖離要因
ファンドは、基準価額がベンチマークの動きと高位に連動することを目指しますが、主として信託報酬、取引費用、組入銘柄とベンチマーク採用銘柄の相違等の要因があるため、ベンチマークと一致した推移をすることを運用上約束するものではありません。

②リスクの管理体制
委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

（注）上記リスクの管理体制は、今後変更となる場合があります。

3. その他詳細情報

1 米国株式（S＆P500）インデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）の投資対象

a. 投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）とします。

(a) 有価証券

(b) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条から第25条に定めるものに限ります。）

(c) 金銭債権（(a)および(d)に掲げるものに該当するものを除きます。）

(d) 約束手形

b. 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてブラックロック・ジャパン株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された米国株式（S＆P500）インデックス・マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第 12 号ならびに第 17 号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第 12 号ならびに第 17 号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券および第 14 号の証券のうち投資法人債券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 13 号および第 14 号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

c. 投資対象とする金融商品

委託会社は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

2 米国株式（S＆P500）インデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）の投資制限

a. 投資する株式等の範囲

(a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(b) (a) にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

b. 信用取引の指図範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) (a)の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b)の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

c. 先物取引等の運用指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

(b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション

取引を行うことの指図をすることができます。
(c) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

d. スワップ取引の運用指図および範囲
(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
(b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
(c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
(d) (c)において親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
(e) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
(f) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

e. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図および範囲
(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
(b) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
(c) 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

f. 有価証券の貸付の指図および範囲
(a) 委託会社（約款第20条に規定する委託会社から委託を受けた者を含みます。以下、本条において同じ。）は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
3. 投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

(b) (a)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
(c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

g. 公社債の空売りの指図および範囲
(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
(b) (a) の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします
(c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b)の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

h. 公社債の借入れの指図および範囲
(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
(b) (a) の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。
(c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b)の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
(d) (a)の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁するものとします。

i. 外貨建資産への投資制限
外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

j. 外国為替予約の指図および範囲
委託会社は、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

k. 資金借入れ
(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
(b) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
(c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
(d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

※上記は信託約款からの抜粋です。信託約款は法令改正や制度変更等により変更となる場合があります。

4. 運用状況

以下の運用状況は 2025 年 10 月末現在のものです。
「米国株式（S＆P500）インデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）」

1 投資状況

資産の種類		金額（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券		979,148,800	100.02
	内 日本	979,148,800	100.02
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		△177,376	△0.02
純資産総額		978,971,424	100.00

2 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄 国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率 （%）
1	米国株式（S＆P500）インデックス・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	476,889,149	1.6708 796,827,652	2.0532 979,148,800	ー ー	100.02

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.02
合計	100.02

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

② 投資不動産物件
該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

3 運用実績

① 純資産の推移

2025 年 10 月末現在、同日前 1 年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（分配落）（円）	純資産総額（分配付）（円）	1口当たりの純資産額（分配落）（円）	1口当たりの純資産額（分配付）（円）
第 1 期（2023 年 5 月 2 日）	1,475,161	1,475,161	1.0881	1.0881
第 2 期（2024 年 5 月 2 日）	63,981,876	63,981,876	1.5038	1.5038
第 3 期（2025 年 5 月 2 日）	424,155,805	424,155,805	1.5857	1.5857
2024 年 10 月末日	200,389,113	－	1.7232	－
11 月末日	234,140,562	－	1.7460	－
12 月末日	281,928,081	－	1.8246	－
2025 年 1 月末日	324,621,185	－	1.8122	－
2 月末日	346,543,668	－	1.6983	－
3 月末日	377,314,683	－	1.6156	－
4 月末日	408,662,218	－	1.5372	－
5 月末日	501,869,517	－	1.6504	－
6 月末日	588,976,742	－	1.7348	－
7 月末日	691,303,510	－	1.8474	－
8 月末日	760,000,294	－	1.8584	－
9 月末日	852,644,154	－	1.9302	－
10 月末日	978,971,424	－	2.0469	－

② 分配の推移

	1口当たりの分配金（円）
第 1 期	－
第 2 期	－
第 3 期	－

③ 収益率の推移

	収益率（%）
第 1 期	8.8
第 2 期	38.2
第 3 期	5.4

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を 10,000 円（1万口当たり）として計算しています。

【参考情報】

「米国株式（S＆P500）インデックス・マザーファンド」

マザーファンドの投資状況

資産の種類		金額（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券		132,700,887,048	99.79
	内 アメリカ	132,700,887,048	99.79
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		273,962,455	0.21
純資産総額		132,974,849,503	100.00

（注）当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄 国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率 （%）
1	iShares Core S&P 500 ETF アメリカ	投資信託 受益証券	1,260,388	87,352.58 110,098,148,867	105,285.74 132,700,887,048	ー ー	99.79

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	99.79
合計	99.79

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

マザーファンドの投資不動産物件

該当事項はありません。

マザーファンドのその他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

Ⅱ 財務ハイライト情報

- 以下の情報は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ．投資信託（ファンド）の経理状況」に記載されている「1．財務諸表」から抜粋して記載したものです。
- ファンドの財務諸表については、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ．投資信託（ファンド）の経理状況」に添付されています。

1．貸借対照表

項目	第2期 （2024年5月2日現在）	第3期 （2025年5月2日現在）
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	64,006,439	424,312,792
未収入金	―	166,827
流動資産合計	64,006,439	424,479,619
資産合計	64,006,439	424,479,619
負債の部		
流動負債		
未払解約金	―	166,827
未払受託者報酬	2,019	17,501
未払委託者報酬	2,174	19,269
その他未払費用	20,370	120,217
流動負債合計	24,563	323,814
負債合計	24,563	323,814
純資産の部		
元本等		
元本	42,547,304	267,492,078
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	21,434,572	156,663,727
（分配準備積立金）	6,685,003	8,589,138
元本等合計	63,981,876	424,155,805
純資産合計	63,981,876	424,155,805
負債純資産合計	64,006,439	424,479,619

2. 損益および剰余金計算書

項目	第2期 （自　2023年5月3日 至　2024年5月2日）	第3期 （自　2024 年5月3日 至　2025年5月2日）
	金額（円）	金額（円）
営業収益		
有価証券売買等損益	6,795,629	△17,506,462
営業収益合計	6,795,629	△17,506,462
営業費用		
受託者報酬	2,343	24,692
委託者報酬	2,618	27,179
その他費用	24,379	192,500
営業費用合計	29,340	244,371
営業利益又は営業損失（△）	6,766,289	△17,750,833
経常利益又は経常損失（△）	6,766,289	△17,750,833
当期純利益又は当期純損失（△）	6,766,289	△17,750,833
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	159,017	335,286
期首剰余金又は期首欠損金（△）	119,490	21,434,572
剰余金増加額又は欠損金減少額	15,098,040	160,109,479
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	15,098,040	160,109,479
剰余金減少額又は欠損金増加額	390,230	6,794,205
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	390,230	6,794,205
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	21,434,572	156,663,727

3. 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）
有価証券の評価基準及び評価方法
親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

資産の運用に関する重要な事項

Ⅰ 投資信託（ファンド）の沿革

2023年３月15日　　ファンドの信託契約締結、設定、運用開始

Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況

（1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2）当ファンドは、第３期計算期間（2024年５月３日から2025年５月２日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

米国株式（S＆P500）インデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025 年 7 月 11 日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鶴田 光夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奈良 将太朗

監査意見
当監査法人は、米国株式（S＆P500）インデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）の 2024 年 5 月 3 日から 2025 年 5 月 2 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、米国株式（S＆P500）インデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）の 2025 年 5 月 2 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。
当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

1. 財務諸表

（1）貸借対照表

項目	第2期 （2024年5月2日現在）	第3期 （2025年5月2日現在）
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	64,006,439	424,312,792
未収入金	―	166,827
流動資産合計	64,006,439	424,479,619
資産合計	64,006,439	424,479,619
負債の部		
流動負債		
未払解約金	―	166,827
未払受託者報酬	2,019	17,501
未払委託者報酬	2,174	19,269
その他未払費用	20,370	120,217
流動負債合計	24,563	323,814
負債合計	24,563	323,814
純資産の部		
元本等		
元本	42,547,304	267,492,078
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	21,434,572	156,663,727
（分配準備積立金）	6,685,003	8,589,138
元本等合計	63,981,876	424,155,805
純資産合計	63,981,876	424,155,805
負債純資産合計	64,006,439	424,479,619

（2）損益及び剰余金計算書

項目	第2期 （自　2023年5月3日 至　2024年5月2日）	第3期 （自　2024 年5月3日 至　2025年5月2日）
	金額（円）	金額（円）
営業収益		
有価証券売買等損益	6,795,629	△17,506,462
営業収益合計	6,795,629	△17,506,462
営業費用		
受託者報酬	2,343	24,692
委託者報酬	2,618	27,179
その他費用	24,379	192,500
営業費用合計	29,340	244,371
営業利益又は営業損失（△）	6,766,289	△17,750,833
経常利益又は経常損失（△）	6,766,289	△17,750,833
当期純利益又は当期純損失（△）	6,766,289	△17,750,833
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	159,017	335,286
期首剰余金又は期首欠損金（△）	119,490	21,434,572
剰余金増加額又は欠損金減少額	15,098,040	160,109,479
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	15,098,040	160,109,479
剰余金減少額又は欠損金増加額	390,230	6,794,205
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	390,230	6,794,205
分配金	―	―
期末剰余金又は期末欠損金（△）	21,434,572	156,663,727

(3) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第2期 （2024年5月2日現在）	第3期 （2025年5月2日現在）
1　当該計算期間の末日における受益権総数	42,547,304口	267,492,078口
2　1口当たり純資産額	1.5038円	1.5857円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第2期 （自　2023 年5月3日 至　2024 年5月2日）	第3期 （自　2024 年5月3日 至　2025 年5月2日）
分配金の計算過程	当計算期末における、費用控除後の配当等収益（287,218円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（6,320,054円）、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）（11,641,614円）、収益調整金（その他収益調整金）（3,107,955円）、分配準備積立金（77,731円）により、分配対象収益は21,434,572円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。	当計算期末における、費用控除後の配当等収益（2,502,364円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）（92,204,911円）、収益調整金（その他収益調整金）（55,869,678円）、分配準備積立金（6,086,774円）により、分配対象収益は156,663,727円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。

（金融商品に関する注記）
Ⅰ　金融商品の状況に関する事項
1　金融商品に対する取組方針
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。
当ファンドの主な投資リスクとして、「株価変動リスク」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

3　金融商品に係るリスク管理体制
(1) 市場リスクの管理
ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。
(2) 信用リスクの管理
ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。
(3) 取引先リスクの管理
リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国の BlackRock, Inc.の RQA Counterparty & Concentration Risk チームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国の BlackRock, Inc.の RQA Counterparty & Concentration Risk チームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

第2期 （2024年5月2日現在）	第3期 （2025年5月2日現在）
1　貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1　貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2　時価の算定方法 ⑴有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 ⑵ 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務） これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	2　時価の算定方法 ⑴有価証券 同左 ⑵ 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務） 同左
3　金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3　金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左
4　金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。	4　金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左

Ⅲ　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項
「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月 24 日改正内閣府令第 61 号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

（その他の注記）
1　期中元本変動額

項目	第2期 （2024年5月2日現在）	第3期 （2025年5月2日現在）
期首元本額	1,355,671円	42,547,304円
期中追加設定元本額	43,187,193円	236,288,257円
期中一部解約元本額	1,995,560円	11,343,483円

2　有価証券関係
第2期(2024 年5月2日現在)
売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	6,636,247
合計	6,636,247

第3期（2025 年5月2日現在）
売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	△17,854,506
合計	△17,854,506

3　デリバティブ取引関係
該当事項はありません。

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	米国株式（S＆P500）インデックス・マザーファンド	266,829,828	424,312,792	
親投資信託受益証券　合計			424,312,792	
合計			424,312,792	

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. 投資信託（ファンド）の現況

純資産額計算書(2025 年 10 月末現在)

「米国株式（S＆P500）インデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）」

Ⅰ 資産総額	979,170,744 円
Ⅱ 負債総額	199,320 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	978,971,424 円
Ⅳ 発行済数量	478,273,754 口
Ⅴ 1単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.0469 円

【参考情報】

「米国株式（S＆P500）インデックス・マザーファンド」

Ⅰ 資産総額	133,157,624,421 円
Ⅱ 負債総額	182,774,918 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	132,974,849,503 円
Ⅳ 発行済数量	64,764,105,613 口
Ⅴ 1単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.0532 円

Ⅲ 設定及び解約の実績

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第 1 期	1,357,120	1,449	1,355,671
第 2 期	43,187,193	1,995,560	42,547,304
第 3 期	236,288,257	11,343,483	267,492,078

資産の運用に関する極めて重要な事項

資産の運用に関する重要な事項

米国株式スマートアロケーション2.0ファンド
（適格機関投資家専用）

ファンドロジック（ジャージー）リミテッド

目　　次

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格……113
2. 投資方針および投資リスク……115
3. 運用状況……121

Ⅱ　財務ハイライト情報……121

資産の運用に関する重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の沿革……122

Ⅱ　投資信託（ファンド）の経理状況……122

Ⅲ　設定および解約の実績……122

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の状況

１．投資信託（ファンド）の性格

１ 名　称

米国株式スマートアロケーション 2.0 ファンド（適格機関投資家専用）

以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。

２ 目的および基本的性格

当ファンドは、「米国株式スマートアロケーション 2.0 戦略指数連動債券」（以下「指数連動債券」といいます。）への投資を通じて、米国株式スマートアロケーション 2.0 戦略指数（以下「参照指数」といいます。）に連動する投資成果による信託財産の成長を目指します。

■ 当ファンドは、ジャージー籍の円建て契約型投資信託です。

■ 当ファンドの運用会社であるFundLogic（Jersey）Limited は、ジャージー島に設立されたモルガン・スタンレー・グループ傘下の運用会社であり、インデックス連動を中心としたファンドの運用および管理を行います。

■ 当ファンドの主要投資対象である指数連動債券は、発行者であるSPACE II Limited（以下「発行体」といいます。）の担保付債券※で、その償還価額は参照指数のパフォーマンスに連動します。SPACE II Limitedはモルガン・スタンレーが設計した債券の発行を専門とする特別目的会社です。

※指数連動債券は日本国債によって担保されています。

■ 参照指数は米国株式スマートアロケーション2.0戦略に実質的に投資した成果を反映して計算されます。これにより、指数連動債券への投資を通じて、米国株式スマートアロケーション2.0戦略※の投資損益を享受することが期待されています。

※米国株式スマートアロケーション2.0戦略の詳細については、「2. 投資方針及び投資リスク」の【参考情報1】をご参照ください。

３ 特　色

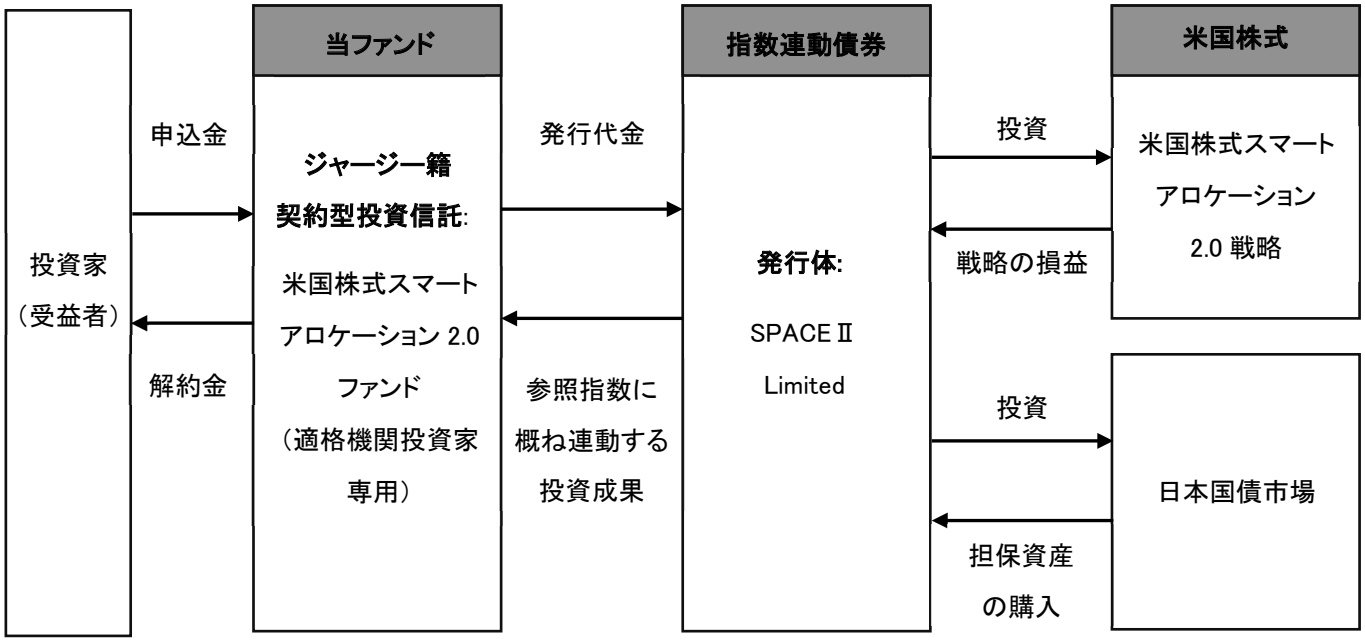
① 当ファンドでの米国株式スマートアロケーション 2.0 戦略の運用は指数連動債券への投資を通じて行われます。
※なお指数連動債券は円建てで、実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

② 指数連動債券は償還価格が参照指数に連動するため、実質的に米国株式スマートアロケーション 2.0 戦略のパフォーマンスに連動する投資成果を目指します。

③ 米国株式スマートアロケーション 2.0 戦略は米国株式に対して最大 2 倍までのレバレッジを活用する事で、通常の株式以上のリターンの獲得を目指します。一方で市場環境に応じて機動的に投資配分を調整する事で、投資リスクの抑制を狙います。結果として通常の株式投資と比べてリスク対比の投資リターンを向上させる事を目標とする戦略です。

③ なお、資金動向、市況動向の急激な変化が生じた時等、もしくは担保である日本国債がデフォルトする等の信用事由が発生した場合は、上記のような運用ができない場合があります。

4 仕組み



上記の仕組みは、今後変更となる場合があります。

２．投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

① 投資方針

当ファンドは、SPACE II Limited が発行する指数連動債券に投資します。

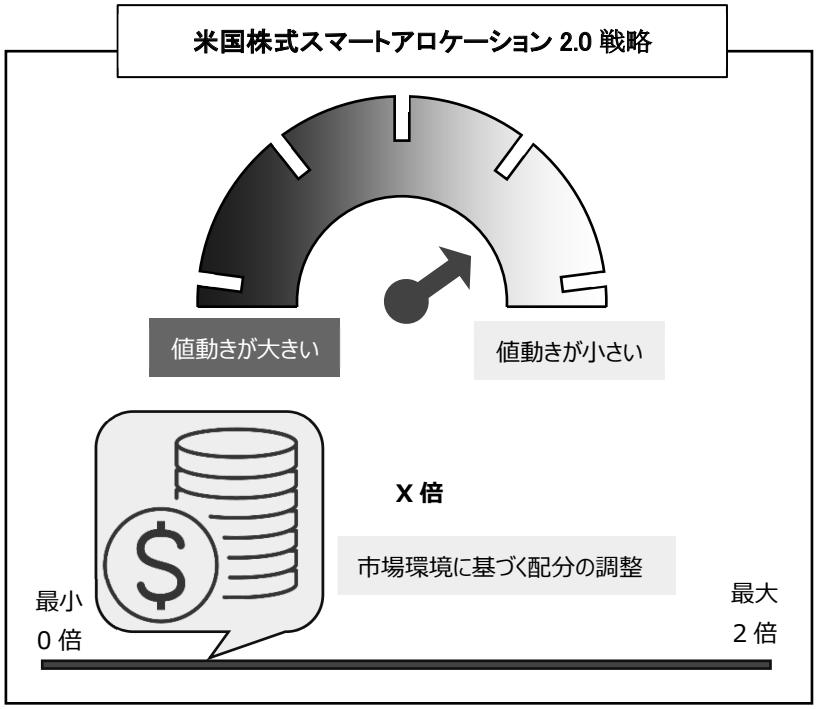
② 指数連動債券の運用方針

指数連動債券は参照指数のパフォーマンスに連動するため、実質的に米国株式スマートアロケーション 2.0 戦略に連動する運用成果を反映します。

【参考情報1】 米国株式スマートアロケーション 2.0 戦略の概要

1. 投資コンセプト

米国の株式に最大約2倍のレバレッジをかけて投資を行い、市場環境に応じて機動的に投資配分の引き上げ/引き下げを行う事で、リスク対比の投資リターンを向上させる事を目指しています。投資配分の調整は日中に複数回に分けて行われます。



2. 投資対象

米国株式の先物を投資対象とします。

3. 投資配分の調整方法について

- 株式市場の値動きが激しい時には、投資リスクを抑えるために投資配分を引き下げます。また日中に株価の急落が見られた際にも投資配分を引き下げる時があります。

- 株式市場の値動きが落ち着いている時は、投資リターンの向上のために投資配分を引き上げます。ただし上限の目標は2倍※までとします。

  投資配分の調整は米国株式の取引所が開いている時間において複数回行う事で、より機動的な調整を目指します。

※実質的なレバレッジを使用して投資配分を増やした場合、参照指数は大きな価格変動を伴います。従いまして、大きなリターンを得られる可能性がある一方、大きな損失となる可能性もあります。

【参考情報2】 運用に関わる費用

米国株式スマートアロケーション 2.0 戦略の運用成果を反映する参照指数のリターンは、運用関係費（参照指数の管理費用として年率 0.15%の 1/365 を乗じた金額を毎日控除）、及び先物の取引にかかる費用がかかります。先物の取引にかかる費用は、極端な市場環境のリスクヘッジに必要となる費用（先物の実際の投資配分に対して年率 0.29%の 1/365 を乗じた金額を毎日控除）および参照指数の構成要素に配分する際の有価証券などの売買や保有にかかる費用などとなります。また、これらの費用は参照指数のリターンを通じて特別勘定が保有する債券の価格に反映することとなります。したがいまして、お客様はこれらの費用を間接的に負担することとなります。

2 運用体制

本ファンドの関係法人との契約・業務等の概要は以下の通りです。

役割	名称	概要
運用会社	FundLogic (Jersey) Limited	本ファンドの運用・管理などを規定します。
受託会社	Gen II Trustee Services (Jersey) Limited	信託証書の管理を行います。
管理会社	Northern Trust Fiduciary Services (Ireland) Limited	資産の保管を行います。
管理事務代行	Gen II Fund Services (Jersey) Limited	管理事務代行などを行います。

本指数連動債券の発行体と関係法人との契約・業務等の概要は以下の通りです。

役割	名称	概要
発行体	SPACE II Limited	本指数連動債券を発行します。
運用提供会社	モルガン・スタンレー	発行体に対して米国株式スマートアロケーション2.0戦略指数に連動する運用成果を提供します。

参照指数の関係法人との契約・業務等の概要は以下の通りです。

役割	名称	概要
指数スポンサー	モルガン・スタンレー	参照指数のスポンサーとして行為します。
指数計算代理人	モルガン・スタンレー	参照指数の計算や公表、その他の付随する業務を行います。

FundLogic (Jersey) Limited について

FundLogic (Jersey) Limited は、ジャージー島に設立されたモルガン・スタンレー・グループ傘下の運用会社であり、インデックス連動を中心としたファンドの運用および管理を行います。

SPACE II Limited について

SPACE II Limited はモルガン・スタンレーが設計した債券の発行を専門とする特別目的会社です。

モルガン・スタンレーについて

モルガン・スタンレーは、1935年に米国で創設されました。総資産がおよそ1兆3，648億米ドル（約203兆円、為替レートは148．88円／米ドルで換算、2025年9月末現在）の米国最大級の金融機関です。42

カ国のオフィスを通じて、法人、政府、機関投資家顧客及び個人顧客に対してグローバル・ネットワークでサービスを展開しています。モルガン・スタンレーは、グローバルな金融システムの安定に欠かせない重要な銀行（G-SIBs＊）の一つに指定されています。
＊G-SIBs（ジー・シブズ）とは、主要国の金融当局等で構成される FSB（金融安定理事会）が指定したグローバルな金融システムの安定に欠かせない重要な銀行で、世界で2024年11月現在29行が指定されています。

免責事項

モルガン・スタンレー・アジア・リミテッド又はその関係会社（以下「モルガン・スタンレー」という）は、モルガン・スタンレーにより公表、編集され、三井住友海上プライマリー生命保険株式会社（以下「三井住友海上プライマリー生命」という）に提供された指数（以下「本指数」という）の独占的所有権を有しています。「Morgan Stanley」はモルガン・スタンレーのサービスマークで、三井住友海上プライマリー生命が一定の目的で使用するために提供されています。モルガン・スタンレーは、金融証券又はファンドへの投資全般の妥当性に関し、本指数、本金融商品の潜在的投資家若しくは現投資家、又は一般投資家に対し、明示的又は黙示的に、本指数の正確性及び完全性についていかなる表明又は保証も行っていません。モルガン・スタンレー、及び本指数の作成又は編集に関与又は関係する他の当事者は、本指数の決定、構成又は計算において本金融商品の発行体又は所有者のニーズを考慮する義務を一切負いません。モルガン・スタンレー、及び本指数の作成又は編集に関与又は関係する他の当事者は、本金融商品の発行時期、発行価格もしくは発行量の決定についていかなる責任も負わず、またその決定に参加したことはなく、かつ本金融商品の償還価格の決定にも参加しません。モルガン・スタンレー、及び本指数の作成又は編集に関与又は関係する他の当事者は、本指数又は本金融商品に関連し本金融商品の所有者に対するいかなる義務も責任も負いません。

モルガン・スタンレーは、本指数の構成及び編集の決定方法をいつでも補足、修正（全部又は一部）、改正し又は取り消すことができます。モルガン・スタンレーは、商業的に合理的な範囲で、かかる補足、修正、改正又は取消しについて三井住友海上プライマリー生命に通知します。かかる補足、修正、改正又は取消しに伴い、本指数を編集又は構成する方法が変更されるほか、本指数はそれ以外の形で影響を受ける可能性があります。ルールと方法は事前に通知されることなく変更されるほか、本指数の価値又は構成に影響を及ぼす可能性があります。モルガン・スタンレーが、本指数がモルガン・スタンレーによって定められた規準を満たしていないと判断した場合、もしくは当該規準を満たすことができなくなると判断した場合、又は本指数の編集を続けるべきではないと判断した場合、モルガン・スタンレーには独自の裁量によりいつでも編集を中止する権利を有します。

モルガン・スタンレーは、自己勘定及び/又は顧客勘定のため原資産に関する取引（デリバティブ取引及びヘッジ目的の取引を含む）を行うほか、当該商品のマーケットメーカーを務めることがあります。かかる活動が本金融商品の保有者のために行われることはなく、本金融商品の価値にマイナス又はプラスの影響を与える可能性があります。モルガン・スタンレーは、それ以外にも、証券の発行体、計算代理人及び指数・スポンサーなど、他の役割を務めることがあります。これらの活動及びその他の活動によって利益相反の発生を招くほか、本金融商品の投資家を害する形で本金融商品の価格に影響を及ぼす可能性があります。

モルガン・スタンレーは、本指数に含めるため、又は本指数の編集で使用するため、信頼できると思われる情報源から情報を取得するものとしますが、モルガン・スタンレー及びそのいずれの関連会社も本指数の独創性、正確性及び/又は完全性についていかなる保証もしていません。本指数の計算に使用される一部の情報はモルガン・スタンレーが提供したもので、非公開の情報であるが、必ずしもモルガン・スタンレー又はそれ以外の者が取引を実行できる市場価格を示すものではありません。モルガン・スタンレー及びそのいずれの関連会社も、三井住友海上プライマリー生命又はそれ以外の個人若しくは法人が、モルガン・スタンレーと三井住友海上プライマリー生命との間の契約に基づく権利に関連した本指数の利用又はその他の利用を目的に、入手した結果について、明示的又は黙示的にいかなる保証もしていません。 モルガン・スタンレー及びそのいずれの関連会社も、本指数又はそれに含まれているデータの誤謬、不備若しくは中断、又はそれらに関連し、いかなる責任も負わないものとします。さらに、モルガン・スタンレー及びそのいずれの関連会社も、明示又は黙示の保証（その種類を問わない）を一切行わないほか、本指数及びそれに含まれているデータの商品性又は特定の目的に対する適合性に関するすべての保証を明示的に否認します。上記の規定に制限を設けることなく、モルガン・スタンレー及びそのいずれの関連会社も、直接損害、間接損害、特別損害、懲罰的損害賠償、派生損害又はその他の損害賠償（逸失利益を含む）

については、かかる損害賠償の可能性を伝えられていたとしても、いかなる責任も負わないものとします。

本金融商品の購入者、売主若しくは保有者、又はそれ以外の個人若しくは法人は、予めモルガン・スタンレーに連絡し、モルガン・スタンレーがその許可の必要性を判断しない限り、モルガン・スタンレーの商号、商標又はサービスマークを使用してはならず、スポンサーに対しそれらを言及してはならず、また本金融商品の推奨、販売又は販売促進を行ってはなりません。状況の如何を問わず、モルガン・スタンレーの書面による事前許可がない限り、個人、法人を問わずいかなる者もモルガン・スタンレーとの関係を主張してはなりません。

3 主な投資制限

当ファンドは、指数連動債券を主な投資対象とします。指数連動債券は、参照指数のパフォーマンス及び日本国債にて構成されます。
当ファンドの運用パフォーマンスは、指数連動債券のパフォーマンス及びファンドの費用の影響を受けます。

【参考情報】指数連動債券の主な投資制限

指数連動債券は、参照指数を参照して決定される償還価額を提供します。参照指数での指数構成要素への主な投資制限は以下の通りです。

- 参照指数は米国株式の先物を投資対象とします。
- 投資配分の上限は約200%です。
- ただし、これらは観測・計算時に適用される上限となり、観測・計算時点と実際の配分調整時点のタイムラグにより、配分比率はこれらを上回ることがあります。

4 投資リスクについて

ファンドの基準価額は、組入れられている指数連動債券の値動きの影響を受けます。指数連動債券の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

指数連動債券はリスク商品であり、投資元本は保証されておりません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。発行体やヘッジ提供会社に信用事由が発生していなくても、指数連動債券の条件に従って決定される償還額は投資元本を大きく下回ることがあります。

指数連動債券が実質的に配分を持つ参照指数は、米国の株式先物にレバレッジをかけた配分を持つことを通じて、これらの市場の価格変動等によりその価値は大きく上下しますので、これにより、投資元本を割り込むことがあります。

また、発行体や運用提供会社、実質的に組み入れた有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部の評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。

以下は、指数連動債券が有するリスクのうち、主なリスクとして認識されているものの概要であり、指数連動債券への投資に伴うリスクの完全な説明ではありません。指数連動債券への投資をお考えのお客様はここに記載されていないリスクやその他の潜在的なリスクも含めて、様々な観点からリスクを考慮されたうえで、ご自身でご判断ください。

当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

●指数連動債券への投資に伴って想定される主なリスク

本指数の変動要因

本指数の変動要因としては主に以下のリスクがあります。ただし、以下の説明は全てのリスクをあらわしたものではなく、これらに限定されるものではありません。

〇資産配分リスク

本指数の投資対象資産において、収益率の悪い資産の配分比率が高い場合や、収益率の悪い資産が複数ある場合には、本指数が下落する要因となります。

また、本指数の投資対象資産の資産配分は、一定の条件に基づき、市場環境の変化に応じて定期的に見直されますが、必ずしも相場下落時に本指数の下落を避けることができるものではありません。なお、資産配分にかかる一定の条件は予告なく変更されることがあります。

〇株価変動リスク

株式の価格は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況等に応じて変動します。本指数が実質的に投資対象とする株式先物の価格が下落した場合、本指数が下落する要因となります。

〇金利変動リスク

債券の価格は、一般的に金利上昇時に下落し、金利低下時に上昇します。金利が上昇し、担保として差し入れられている日本国債の価格が下落した場合、指数連動債券が下落する要因となります。

〇為替変動リスク

本指数では、実質的に米ドルの通貨建資産に投資します。米ドルの価格が対円で下落した場合、本指数が下落する要因となります。

〇カントリーリスク

外国の金融・証券市場に投資を行う場合には、当該国・地域の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱したときに本指数に大きな変動をもたらす可能性があり、本指数が下落する要因となります。

〇流動性リスク

株式・債券・商品等への投資を行う際に、市場規模や取引量、取引規制等により、その取引価格が影響を受ける場合があります。一般に市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、本指数が下落する要因となります。

〇実質的なレバレッジにかかるリスク

本指数では、実質的にレバレッジを活用して各資産に投資を行うことがあるため、大きな価格変動を伴う可能性があり、投資対象資産の下落率より指数の下落率が大きくなる可能性があります。また、ボラティリティの計算結果に従い、運用総額の調整が行われますが、運用総額を増やした後に投資対象資産が下落したことで、運用総額に変更がなかった場合よりも本指数の下落が大きくなる可能性があります。また、運用総額を減らした後に投資対象資産が上昇したことで、運用総額に変更がなかった場合よりも本指数の上昇が小さくなる可能性もあります。

〇信用リスク、担保権行使にかかるリスク

信用リスクとは、株式や債券などの発行者が、倒産などの理由により利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。本指数の実質的な投資対象である株式の発行者に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合等には、その株式の価格は大幅に下落したり、その価値がなくなることがあり、本指数や指数連動債券の価格が下落する要因となります。

指数連動債券は発行体の信用リスクを負い、指数連動債券における債務の履行遅延または不履行というリスクにさらされます。このような発行体に対する信用リスクを緩和するため、指数連動債券には国債などの有価証券などが担保として付与されていますが、これによって信用リスクを完全に排除できる訳ではありません。発行体に信用事由が発生し早期償還となり、支払額が早期償還額に満たなかった場合、指数連動債券の保有者のために当該担保は換金されますが、換金で得られる資金が、信用事由が発生しなかった場合に指数連動債券の保有者が受け取れたであろう金額に満たないことがあります。また、何らかの状況で換金に支障をきたす場合は当該不足額が拡大する可能性があります。

〇途中換金に伴うリスク

当ファンド、指数連動債券は流通市場が確立しておりません。途中換金手続きが提供されていますが、市場混乱事由が発生するような場合など、流動性提供会社は売買を一時的に停止する措置をとることがあります。また、一旦受領された売買注文についても、売買の実行が留保や延期、撤回されることがあります。そのような場合、当ファンドの投資者が売却代金を受領するまで相当な期間を要することがあります。

〇参照指数の調整、停止並びに終了事由

参照指数の指数構成要素が消滅するなどとなった場合、もしくは参照指数にかかる費用が大幅に上昇した場合には、関連指数スポンサーまたは参照指数の指数計算代理人は適切と判断する調整を行います（指数構成要素の入れ替えが行われる場合もあります。）。また、法令や規制、税制等の変更、それらの解釈の変化等、また司法命令や内紛、戦争等の発生等（ただしこれらに限定されません。）、関連指数スポンサーや指数計算代理人の不可抗力で、それらが行う業務に支障をきたした場合、参照指数の調整、指数構成要素の変更、計算の停止、参照指数の終了に至る可能性があります。

〇その他の事象に伴うリスク

当ファンド、指数連動債券または参照指数に関連がある国の法律税制等が変更された場合や、参照指数が何らかの理由で継続不可能となる場合、モルガン・スタンレーもしくはその関連会社が指数連動債券の責務をヘッジすることができなくなる場合、もしくはヘッジするコストが著しく増加する等のやむを得ない場合（ただし、これらに限定されません。）には、参照指数のルールや指数連動債券の要項が変更される可能性（参照指数や指数構成要素を代替となる指数や構成要素に変更することを含みます。）や、指数連動債券が時価をもって繰上償還される可能性があります。投資家は、かかる変更によって不利益を被ることや、期限前償還価格は満期償還であった場合の価格を大きく下回ることがあります。

〇潜在的な利益相反に関するリスク

当ファンド、指数連動債券の関係法人、指数スポンサーなど（ただしこれらに限定されません。）は、モルガン・スタンレー・グループに属する企業となることがあり、これらのいずれかの企業が行う活動（ヘッジ取引行為を含みますがこれに限定されません。）が当ファンド、指数連動債券の評価に影響を与えるなど、当ファンドの投資者にとって不利な結果となる可能性があります。本指数は、モルガン・スタンレー・グループにより考案された独自のモデルです。モルガン・スタンレー・グループは、その通常の事業において、意図せずに、本指数に影響するような方法で金融商品を取引する場合があります。したがって、本指数のストラクチャーおよび運用、ならびにモルガン・スタンレー・グループおよびその関係会社、子会社、それらの取締役、役員、従業員、代表者、業務受託者または代理人の通常の事業活動に関して、潜在的な利益相反が存在する場合があります。

（注）上記リスクの管理体制は、今後変更となる場合があります。

3. 運用状況

以下の運用状況は 2025 年 11 月末現在のものです。
「米国株式スマートアロケーション 2.0 ファンド（適格機関投資家専用）」

1 投資状況

当ファンドは2026年4月の設定を予定しており、2025年11月30日現在、該当事項はありません。

2 投資資産

当ファンドは2026年4月の設定を予定しており、2025年11月30日現在、該当事項はありません。

3 運用実績

当ファンドは2026年4月の設定を予定しており、2025年11月30日現在、該当事項はありません。

Ⅱ 財務ハイライト情報

当ファンドは2026年4月の設定を予定しており、2025年11月30日現在、該当事項はありません。

資産の運用に関する重要な事項

Ⅰ 投資信託（ファンド）の沿革

2026年4月　　ファンドの信託契約締結、設定、運用開始（予定）

Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況

当ファンドは2026年4月の設定を予定しており、2025年11月30日現在、該当事項はありません。

Ⅲ 設定および解約の実績

当ファンドは2026年4月の設定を予定しており、2025年11月30日現在、該当事項はありません。

資産の運用に関する極めて重要な事項

資産の運用に関する重要な事項

フランクリン・テンプルトン・
グローバル株式ファンド VA
（適格機関投資家専用）

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社

目　　次

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格 125
2. 投資方針および投資リスク 127
3. その他詳細情報 133
4. 運用状況 135

Ⅱ　財務ハイライト情報 138

Ⅲ　「資産の運用に関する重要な事項」の項目 139

資産の運用に関する重要な事項

Ⅰ　ファンドの沿革 140

Ⅱ　投資信託（ファンド）の経理状況

1. 財務諸表 140
2. 投資信託（ファンド）の現況 143

Ⅲ　設定及び解約の実績 143

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ 投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格

1 名 称

フランクリン・テンプルトン・グローバル株式ファンドVA（適格機関投資家専用）

※以下、上記のファンドを「当ファンド」ということがあります。

2 目的および基本的性格

当ファンドは、「フランクリン・テンプルトン・グローバル株式マザーファンド」の受益証券への投資を通じて、主として日本を除く世界各国の上場株式・店頭登録株式に投資することにより、長期的に信託財産の成長を図ることを目標にアクティブ運用を行います。

※一般社団法人投資信託協会が公募投資信託について定める「商品分類に関する指針」に基づいて分類した場合、当ファンドは、「追加型投信／海外／株式」に該当します。
追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外…投資信託約款において、海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式…投資信託約款において、株式による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※信託金の上限は 1,000 億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

3 特 色

■ MSCIコクサイ・インデックス(配当込、ヘッジなし・円ベース)をベンチマークとし、これを安定して上回る投資成果を目指します。ただし、この目標の達成を約束するものではありません。

【MSCIコクサイ・インデックス(配当込、ヘッジなし・円ベース)】
MSCI コクサイ・インデックスとは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式で構成されています。
MSCI コクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権は、全て MSCI Inc. に帰属します。MSCI Inc.では、かかるデータに基づく投資による損失に一切責任を負いません。

■ ファンダメンタル要因を含む各種株価形成要因をクオンツ手法によって多面的分析し、個別銘柄の投資魅力度を順位付けることによって、銘柄選択を行います。またこの厳密な基準に基づく銘柄選択と効果的なリスク管理からなる規律ある運用プロセスにより、ポートフォリオを構築します。

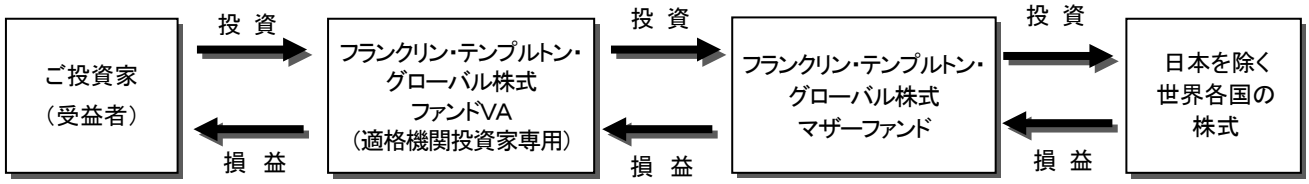
■ ファンドのリスク状況を随時モニターし、ファンドの運用戦略に合致した適正な資産配分を保ち、良好な投資成果の実現を目指します。

■ 外貨建資産への実質投資比率には、特に制限を設けません。外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

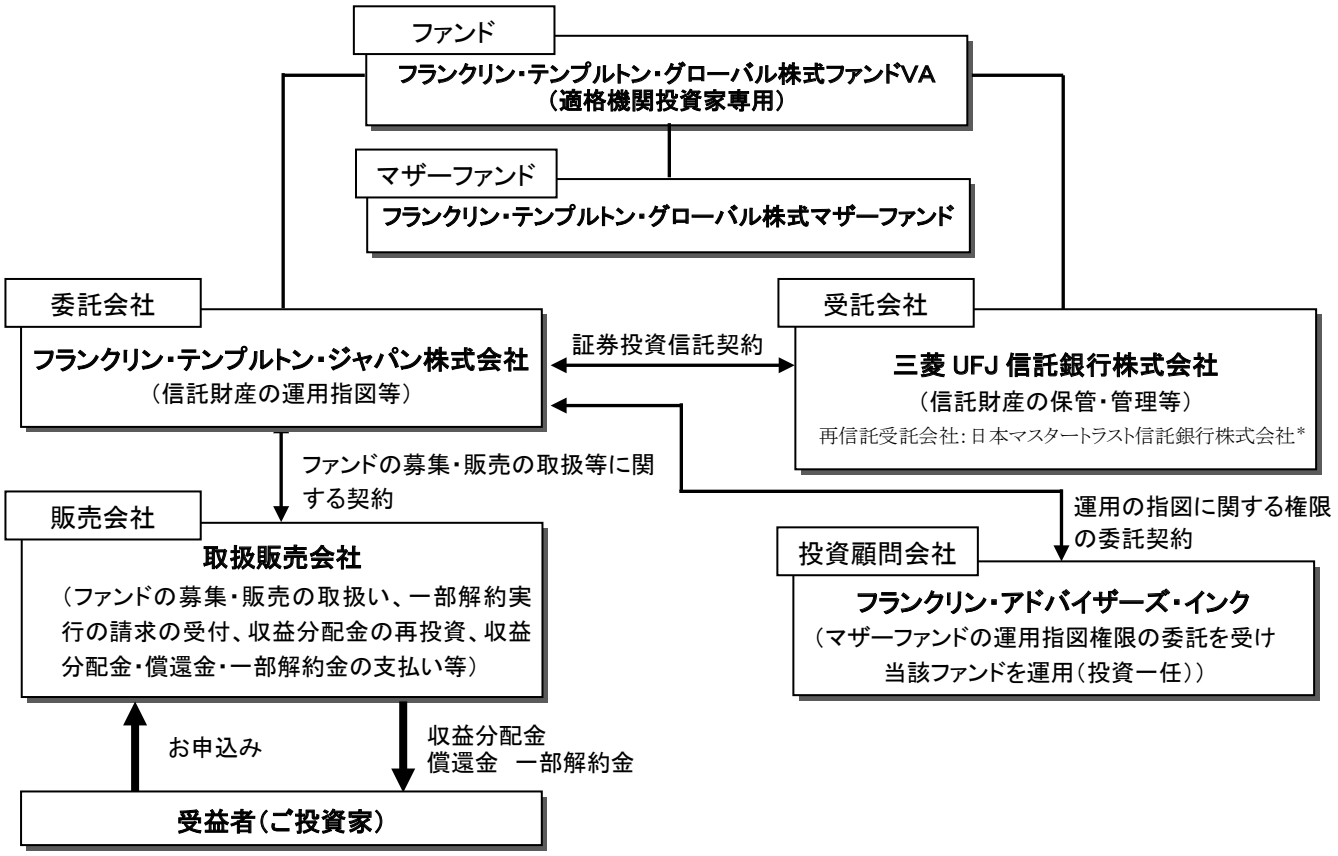
■ 資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ ファミリーファンド方式で運用します。

ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



4 仕組み



* 受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

主として、日本を除く世界各国の上場株式・店頭登録株式に投資することにより、長期的に信託財産の成長を図ることを目標にアクティブ運用を行います。MSCIコクサイ・インデックス(配当込、ヘッジなし・円ベース)をベンチマークとし、これを安定して上回る投資成果を目指します。

①ファンダメンタル要因を含む各種株価形成要因をクオンツ手法によって多面的分析し、個別銘柄の投資魅力度を順位付けることによって、銘柄選択を行います。またこの厳密な基準に基づく銘柄選択と効果的なリスク管理からなる規律ある運用プロセスにより、ポートフォリオを構築します。

②ファンドのリスク状況を随時モニターし、ファンドの運用戦略に合致した適正な資産配分を保ち、良好な投資成果の実現を目指します。

③株式の実質組入比率は、原則として高位を維持します。

④外貨建資産への実質投資比率には、特に制限を設けません。外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

⑤国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、有価証券指数等オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。

⑥異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。

⑦金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。

⑧資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

フランクリン・テンプルトン・グローバル株式マザーファンド

①主として日本を除く世界各国の証券取引所上場株式・店頭登録株式に投資をすることにより、長期的に信託財産の成長を図ることを目標にアクティブ運用を行います。

②MSCIコクサイ・インデックス(配当込、ヘッジなし・円ベース)をベンチマークとし、これを安定して上回る投資成果を目指します。ただし、この目標の達成を約束するものではありません。

③ファンダメンタル要因を含む各種株価形成要因をクオンツ手法によって多面的分析し、個別銘柄の投資魅力度を順位付けることによって、銘柄選択を行います。またこの厳密な基準に基づく銘柄選択と効果的なリスク管理からなる規律ある運用プロセスにより、ポートフォリオを構築します。

④ファンドのリスク状況を随時モニターし、ファンドの運用戦略に合致した適正な資産配分を保ち、良好な投資成果の実現を目指します。

⑤株式の組入比率は、原則として高位を維持します。

⑥外貨建資産への投資比率には、特に制限を設けません。外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

⑦国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、有価証券指数等オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。

⑧異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。

⑨金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。

⑩フランクリン・アドバイザーズ・インクに、運用の指図に関する権限を委託します。

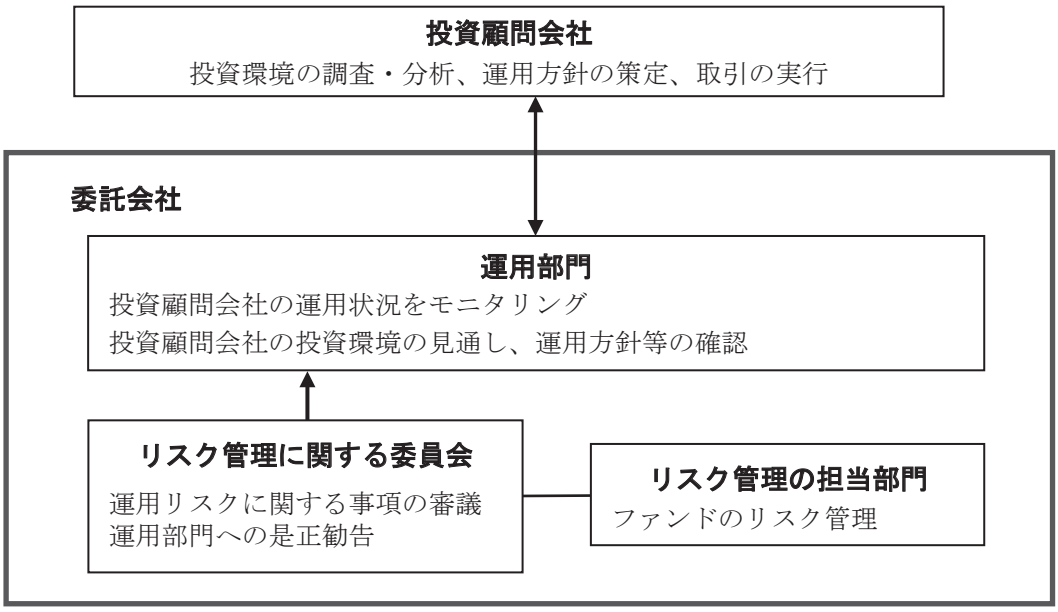
⑪資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※投資対象の詳細につきましては、「3．その他詳細情報」をご参照ください。

2 運用体制

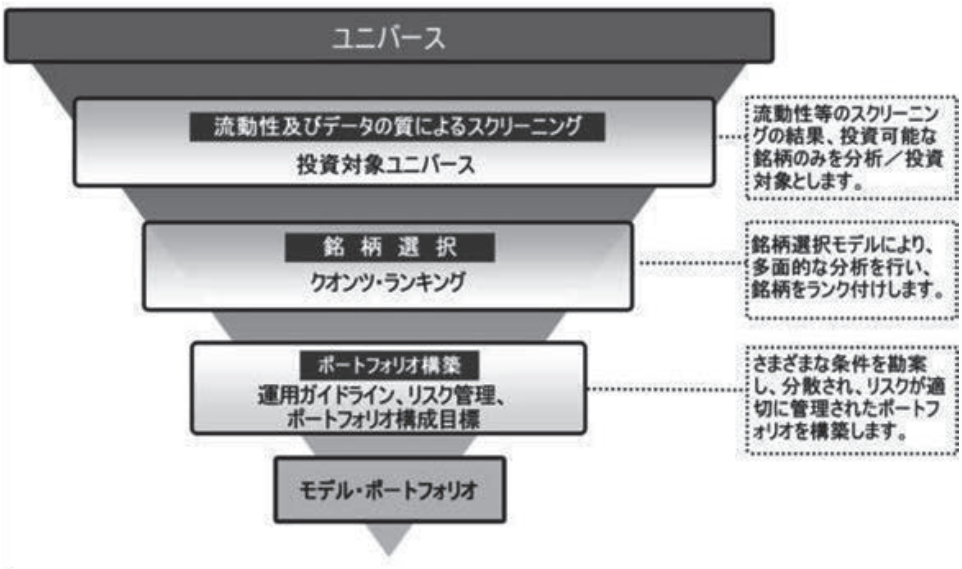
①運用体制

当ファンドの実質的な運用はマザーファンドにて行います。
その運用は、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社が行います。



◇フランクリン・アドバイザーズ・インクの概要
・米国カリフォルニア州サンマテオを拠点として、世界中の幅広い投資家にソリューションを提供
・米国株式、グローバル株式を対象とした運用戦略の他、セクター戦略、マルチ・アセット戦略を提供

＜投資顧問会社におけるポートフォリオ構築プロセス＞
ファンダメンタル要因を含む各種株価形成要因をクオンツ手法によって多面的分析し、個別銘柄の投資魅力度を順位付けることによって、銘柄選択を行います。またこの厳密な基準に基づく銘柄選択と効果的なリスク管理からなる規律ある運用プロセスにより、ポートフォリオを構築します。



②内部管理体制および意思決定を監督する組織等

委託会社では、組織規則においてファンドの運用に関係する部署を規定しており、証券投資信託委託業務にかかる業務運営規程において、証券投資信託にかかわる信託財産の運用に関し、基本的な事項を定めております。また、実際の売買執行等について社内規程を設けているほか、各部署において業務マニュアルを策定しております。

運用に関しては、運用部門及び関連部署の代表で構成される社内委員会が開催され、各ファンドの運用状況の報告のほか、その他運用に関する事項について審議します。

ファンドのリスク管理は、運用部門から独立したリスク管理の担当部門が行います。また、リスク管理に関する委員会において、ファンドのパフォーマンス評価、リスク分析、運用ガイドラインモニタリング結果に関する報告等、その他運用リスクに関する事項について審議し、必要に応じて運用部門に対して是正勧告を行います。

③委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制

委託会社は、投資顧問会社へのファンドの運用指図に関する権限の委託が適切であるかどうかについてモニタリングを継続的に実施します。具体的には、定期的に投資顧問会社の実績、組織、人材、法令等の遵守状況に関する調査を実施します。委託会社は、受託会社または再信託受託会社に対して、内部統制に関する外部監査人による報告書の提出を求めるほか、担当部署による委託会社独自の確認作業を実施し、受託会社等の業務状況についてモニタリングを行っています。

※上記体制は 2025 年 10 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3 主な投資制限

①株式への投資割合
株式への実質投資割合には、制限を設けません。

②新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合
新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への投資割合
マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④同一銘柄の株式への投資割合
同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

⑤同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合
同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑥同一銘柄の転換社債等への投資割合
同一銘柄の転換社債、並びに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第 341 条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

⑦外貨建資産への投資割合
外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

※投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

フランクリン・テンプルトン・グローバル株式マザーファンド

①株式への投資割合
株式への投資割合には、制限を設けません。

②新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合
新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の 20%以下とします。

③投資信託証券への投資割合
投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④同一銘柄の株式への投資割合
同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

⑤同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合
同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑥同一銘柄の転換社債等への投資割合
同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

⑦外貨建資産への投資割合
外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

4 投資リスクについて

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資を行いますので基準価額は変動します。また、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、為替の変動による影響を受けます。
したがって、**投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。投資信託は預貯金と異なります。**

当ファンドが主たる組入対象とする有価証券等には主として次のような性質があり、基準価額を変動させる要因となります。

①株価変動リスク
株式の実質組入比率において、原則として高位を維持しますので、株式市場の変動に大きく影響されることが予想されます。また、当ファンドが実質的に投資している企業が業績悪化や倒産等に陥った場合、当該企業の株式の価格が大きく下落することにより、当ファンドの基準価額も値下がりすることがあります。

②信用リスク
一般的に公社債、コマーシャル・ペーパー及び短期金融商品にデフォルト（元利金支払いの不履行及び遅延）が生じた場合、またはデフォルトが予想される局面となった場合には、当該商品の価格は大きく下落し（価格がゼロになることもあります。）、当ファンドの受益証券の基準価額の下落要因になります。

③外国証券へ投資するリスク
外国通貨建証券は、一般的に外国為替相場が円高になった場合には、当ファンドの基準価額の下落要因となります。また、外国証券は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて、価格が大きく変動する可能性もあります。

④デリバティブ活用のリスク
当ファンドは有価証券、為替、金利関連のデリバティブ（金融派生商品）を活用することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性があり、運用上意図した投資成果が得られない場合もあります。デリバティブに基づく損失は、基準価額を引下げるか、またはより一層の変動をもたらします。

（注）基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点
- 当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行うため、マザーファンドにおいて他のベビーファンドによる追加設定、一部解約等に伴う有価証券の売買等が行われた場合、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

リスク管理体制
委託会社では、運用部門から独立したリスク管理の担当部門が、ファンドのリスク管理を行います。
また、各種委員会において、ファンドのパフォーマンス評価、リスク分析、運用ガイドラインモニタリング結果に関する報告、その他運用リスクに関する事項について審議し、必要に応じて運用部門に対して是正勧告を行います。
流動性リスクについては、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
経営委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※上記体制は 2025 年 10 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3. その他詳細情報

1 フランクリン・テンプルトン・グローバル株式ファンドVA（適格機関投資家専用）の投資対象

①当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
a.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
(ｲ) 有価証券
(ﾛ) デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に掲げるものをいいます。）に係る権利のうち、次に掲げる権利
(1)有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
(2)有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
(3)有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
(4)外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引に係る権利
(5)有価証券先渡取引（金融商品取引法第 28 条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）に係る権利
(6)有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第 28 条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）に係る権利
(7)有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第 28 条第8項第4号ハ及びニに掲げるものをいいます。）に係る権利
(8)有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第 28 条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）に係る権利
(9)金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法第 66 号）第１条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和 63 年法第 77 号）第2条第1項に規定するものをいいます。以下同じ。）に係る権利
(10)金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 61 号）第１条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成 12 年総理府令第 129 号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（(1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。）
(ﾊ) 金銭債権
(ﾆ) 約束手形
b. 次に掲げる特定資産以外の資産
(ｲ)為替手形
②委託会社は、信託金を、主としてフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された証券投資信託であるフランクリン・テンプルトン・グローバル株式マザーファンドの受益証券並びに次の有価証券に投資することを指図します。
a.株券または新株引受権証書
b.国債証券
c.地方債証券
d.特別の法律により法人の発行する債券
e.社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
f.特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
g.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
h.協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
i.特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
j.コマーシャル・ペーパー
k.新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
l.外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記 a.から k.までの証券または証書の性質を有するもの
m.投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第 10 号で定めるものをいいます。）
n.投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第 11 号で定めるものをいいます。）
o.外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第 18 号で定めるものをいいます。）
p.オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
q.預託証書（金融商品取引法第2条第1項第 20 号で定めるものをいいます。）
r.外国法人が発行する譲渡性預金証書
s.指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
t.抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第 16 号で定めるものをいいます。）
u.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
v.外国の者に対する権利で上記 u.の権利の性質を有するもの
なお、上記 a.の証券または証書、l.及び q.の証券または証書のうち a.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b.から f.までの証券並びに l.及び q.の証券または証書のうち、b.から f.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m.及び n.の証券を以下「投資信託証券」といいます。
③上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、預金、コール・ローンを含む上記①の a.の(ﾛ)から(ﾆ)までに掲げる特定資産及び上記①の b.に掲げる資産により運用することの指図ができます。

2 フランクリン・テンプルトン・グローバル株式ファンドVA（適格機関投資家専用）の投資制限

＜信託約款に基づく投資制限＞
①株式への投資制限
a.株式への実質投資割合には、制限を設けません。
b.委託会社は、取得時において、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。
c.上記 b.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
②投資する株式等の範囲
a.委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。
b.上記 a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
③新株引受権証券及び新株予約権証券の投資制限
a.委託会社は、取得時において、信託財産に属する新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。
b.委託会社は、取得時において、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。
c.上記 a.及び b.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
④マザーファンド受益証券以外の投資信託証券の投資制限
a.委託会社は、信託財産に属するマザーファンド受益証券以外の投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
b.上記 a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
⑤同一銘柄の転換社債等への投資制限
a.委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。
b.上記 a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
⑥外貨建資産への投資制限
外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
⑦信用取引の指図範囲
a.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
b.上記 a.の信用取引の指図は、下記(ｲ)から(ﾍ)までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ下記(ｲ)から(ﾍ)までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
(ｲ) 信託財産に属する株券及び新株引受権証書の権利行使により取得する株券
(ﾛ) 株式分割により取得する株券
(ﾊ) 有償増資により取得する株券
(ﾆ) 売出しにより取得する株券
(ﾎ) 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
(ﾍ) 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（上記(ﾎ)に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
⑧先物取引等の運用指図
a.委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。また、わが国において行われる有価証券店頭オプション取引及び有価証券店頭指数等オプション取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
(ｲ) 先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
(ﾛ) 先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券及びマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権及び組入抵当証券の利払金及び償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権及び組入抵当証券の利払金及び償還金のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権及び組入抵当証券の利払金及び償還金の割合を乗じて得た額をいいます。）を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券及び組入抵当証券に係る利払金及び償還金等並びに上記の投資対象③に掲げる特定資産等で運用している額とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券及び組入抵当証券に係る利払金及び償還金並びに上記の投資対象③に掲げる特定資産等で運用している額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券及び組入抵当証券に係る利払金及び償還金等並びに上記の投資対象③に掲げる特定資産等で運用している額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。
(ﾊ) コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、本⑧において規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
b.委託会社は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。
(ｲ) 先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せて、ヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
(ﾛ) 先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
(ﾊ) コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本⑧において規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
c.委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。

(ｲ) 先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券及び組入抵当証券の利払金及び償還金等並びに上記の投資対象③に掲げる特定資産等で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)の合計額の範囲内とします。

(ﾛ) 先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券及び組入抵当証券に係る利払金及び償還金等並びに上記の投資対象③に掲げる特定資産等で運用している額(以下本(ﾛ)において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券並びに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金及び償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金及び償還金等を加えた額を限度とします。

(ﾊ) コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本⑧において規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑨スワップ取引の運用指図

a.委託会社は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

b.スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

c.スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本 c.において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

d.上記 c.においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

e.スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

f.委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑩金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

a.委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

b.金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

c.金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額(「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本 c.において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

d.為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額(「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本 d.において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

e.上記 c.及び d.においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引及び為替先渡取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引及び為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

f.金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

g.委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑪有価証券の貸付の指図及び範囲

a.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を下記(ｲ)及び(ﾛ)の範囲内で貸付の指図をすることができます。

(ｲ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

(ﾛ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

b.上記 a.の(ｲ)及び(ﾛ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

c.委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑫有価証券の空売りの指図範囲

a.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または下記⑬の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

b.上記 a.の売付の指図は、当該売付に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c.信託財産の一部解約等の事由により、上記 b.の売付に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

⑬有価証券の借入れ

a.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

b.上記 a.の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c.信託財産の一部解約等の事由により、上記 b.の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

d.上記 a.の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑭資金の借入れ

a.委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払い資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b.上記 a.の資金借入額は、下記(ｲ)から(ﾊ)までに掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

(ｲ) 一部解約金の支払い資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内

(ﾛ) 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払い資金の不足額の範囲内

(ﾊ) 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%以内

c.上記 b.の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

d.借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑮外国為替予約の指図

a.委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額ついて、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

b.上記 a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑯特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

＜投信法に基づく投資制限＞

(ｲ) 同一株式の投資制限

委託会社は、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する同一の法人の発行する株式にかかる議決権の総数が、当該法人の総発行株式の数にかかる議決権の総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数を超えることとなる場合には、かかる株式を取得することを受託会社に指図してはならない。

4. 運用状況

1 投資状況（2025 年 10 月末現在）

資産の種類	国名/地域名	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	223,456,263	100.12
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	△259,231	△0.12
合計（純資産総額）		223,197,032	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

【参考情報】マザーファンドの投資状況

フランクリン・テンプルトン・グローバル株式マザーファンド

資産の種類	国名/地域名	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	6,697,584,203	74.03
	カナダ	293,672,803	3.25
	ドイツ	206,194,366	2.28
	イタリア	101,106,023	1.12
	フランス	115,308,742	1.27
	オランダ	136,667,228	1.51
	スペイン	188,482,232	2.08
	アイルランド	112,683,099	1.25
	イギリス	412,064,740	4.55
	スイス	255,246,021	2.82
	ノルウェー	32,033,651	0.35
	デンマーク	63,045,817	0.70
	ケイマン諸島	174,096,477	1.92
	オーストラリア	26,069,171	0.29
	シンガポール	68,322,879	0.76
	イスラエル	67,812,149	0.75
	小計	8,950,389,601	98.94
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	96,334,680	1.06
合計（純資産総額）		9,046,724,281	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

2 投資資産（2025 年 10 月末現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	国名/地域名	種類	銘柄名	数量又は券面総額	帳簿価額単価（円）	帳簿価額金額（円）	評価額単価（円）	評価額金額（円）	投資比率（%）
1	日本	親投資信託受益証券	フランクリン・テンプルトン・グローバル株式マザーファンド	18,698,643	10.0472	187,869,006	11.9504	223,456,263	100.12

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.12
合計	100.12

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額の比率をいいます。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

【参考情報】マザーファンドの投資資産（2025 年 10 月末現在）

フランクリン・テンプルトン・グローバル株式マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は額面総額	帳簿価額 単価（円）	帳簿価額 金額（円）	評価額 単価（円）	評価額 金額（円）	投資比率（%）
1	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	情報技術	20,666	19,250.17	397,824,054	31,265.34	646,129,702	7.14
2	アメリカ	株式	APPLE INC	情報技術	11,590	37,267.54	431,930,835	41,822.74	484,725,557	5.36
3	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	情報技術	5,938	63,853.06	379,159,521	81,019.61	481,094,480	5.32
4	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	コミュニケーション・サービス	5,354	27,731.62	148,475,132	43,440.79	232,581,990	2.57
5	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-A	コミュニケーション・サービス	2,230	103,638.39	231,113,615	102,703.02	229,027,750	2.53
6	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス	6,399	32,712.34	209,326,315	34,342.72	219,759,104	2.43
7	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	コミュニケーション・サービス	4,623	26,240.14	121,308,204	43,376.06	200,527,562	2.22
8	アメリカ	株式	GE AEROSPACE	資本財・サービス	3,093	31,354.72	96,980,171	47,886.57	148,113,177	1.64
9	アメリカ	株式	BROADCOM INC	情報技術	2,320	33,411.96	77,515,752	58,014.02	134,592,543	1.49
10	アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品	8,151	15,195.80	123,860,974	15,753.64	128,407,944	1.42
11	アメリカ	株式	PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	情報技術	3,884	13,086.17	50,826,692	29,980.15	116,442,922	1.29
12	アメリカ	株式	BANK OF NEW YORK MELLON CORP	金融	6,706	13,707.19	91,920,449	16,630.47	111,523,945	1.23
13	アメリカ	株式	MASTERCARD INC - A	金融	1,277	88,037.32	112,423,670	85,322.08	108,956,306	1.20
14	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融	1,948	54,448.30	106,065,294	53,169.12	103,573,452	1.14
15	イタリア	株式	UNICREDIT SPA	金融	8,979	9,024.26	81,028,913	11,260.27	101,106,023	1.12
16	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	ヘルスケア	3,468	25,429.58	88,189,790	29,132.60	101,031,874	1.12
17	アメリカ	株式	TESLA INC	一般消費財・サービス	1,484	47,264.01	70,139,792	67,819.40	100,644,004	1.11
18	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	金融	1,289	80,581.97	103,870,162	73,739.93	95,050,772	1.05
19	アメリカ	株式	LAM RESEARCH CORP	情報技術	3,790	13,857.61	52,520,355	24,811.64	94,036,119	1.04
20	アメリカ	株式	NETFLIX INC	コミュニケーション・サービス	555	163,563.28	90,777,622	167,814.90	93,137,270	1.03
21	アメリカ	株式	APPLIED MATERIALS INC	情報技術	2,518	24,358.58	61,334,922	35,835.95	90,234,935	1.00
22	アイルランド	株式	AIB GROUP PLC	金融	62,137	1,200.02	74,566,034	1,402.40	87,141,434	0.96
23	アメリカ	株式	BOOKING HOLDINGS INC	一般消費財・サービス	109	800,192.52	87,220,985	782,860.35	85,331,779	0.94
24	アメリカ	株式	UBER TECHNOLOGIES INC	資本財・サービス	5,664	12,318.75	69,773,422	14,869.10	84,218,633	0.93
25	アメリカ	株式	GILEAD SCIENCES INC	ヘルスケア	4,608	17,615.17	81,170,708	18,251.60	84,103,391	0.93
26	アメリカ	株式	STATE STREET CORP	金融	4,732	15,291.34	72,358,635	17,755.40	84,018,562	0.93
27	アメリカ	株式	QUALCOMM INC	情報技術	3,026	24,219.89	73,289,408	27,315.76	82,657,508	0.91
28	アメリカ	株式	WELLS FARGO & CO	金融	6,200	12,069.11	74,828,495	13,251.05	82,156,566	0.91
29	イギリス	株式	3I GROUP PLC	金融	9,088	8,024.00	72,922,153	9,007.48	81,860,047	0.90
30	アメリカ	株式	ADOBE INC	情報技術	1,559	60,734.70	94,685,401	52,276.88	81,499,662	0.90

（注１）2025 年 10 月末現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。
（注２）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率（%）
株式	エネルギー	2.54
	素材	3.40
	資本財・サービス	8.98
	一般消費財・サービス	10.01
	生活必需品	6.56
	ヘルスケア	8.54
	金融	14.93
	情報技術	30.85
	コミュニケーション・サービス	10.26
	公益事業	2.42
	不動産	0.45
合計		98.94

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各種類または各業種の評価額の比率をいいます。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

3 運用実績

① 純資産の推移

期間末		純資産総額（円）		基準価額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第13計算期間末	（2016年3月1日）	2,108,475	2,108,475	21,905	21,905
第14計算期間末	（2017年3月1日）	2,554,413	2,554,413	26,538	26,538
第15計算期間末	（2018年3月1日）	2,905,409	2,905,409	30,184	30,184
第16計算期間末	（2019年3月1日）	2,941,115	2,941,115	30,555	30,555
第17計算期間末	（2020年3月2日）	2,768,051	2,768,051	28,757	28,757
第18計算期間末	（2021年3月1日）	3,598,988	3,598,988	37,390	37,390
第19計算期間末	（2022年3月1日）	4,483,198	4,483,198	46,576	46,576
第20計算期間末	（2023年3月1日）	5,038,064	5,038,064	52,340	52,340
第21計算期間末	（2024年3月1日）	13,385,110	13,385,110	71,937	71,937
第22計算期間末	（2025年3月3日）	71,453,813	71,453,813	84,595	84,595
	2024年10月末日	38,808,003	—	82,796	—
	11月末日	45,019,119	—	83,715	—
	12月末日	55,530,236	—	87,382	—
	2025年1月末日	64,780,502	—	88,209	—
	2月末日	70,137,310	—	83,036	—
	3月末日	76,977,790	—	80,122	—
	4月末日	85,445,446	—	77,053	—
	5月末日	106,249,230	—	82,813	—
	6月末日	125,682,999	—	86,440	—
	7月末日	148,339,511	—	91,042	—
	8月末日	167,129,350	—	92,098	—
	9月末日	191,987,557	—	96,350	—
	10月末日	223,197,032	—	101,859	—

（注）基準価額は1万口当たりの純資産額です。

② 分配の推移

期	期間	1万口当たりの分配金（円）
第13計算期間	2015年3月3日～2016年3月1日	0
第14計算期間	2016年3月2日～2017年3月1日	0
第15計算期間	2017年3月2日～2018年3月1日	0
第16計算期間	2018年3月2日～2019年3月1日	0
第17計算期間	2019年3月2日～2020年3月2日	0
第18計算期間	2020年3月3日～2021年3月1日	0
第19計算期間	2021年3月2日～2022年3月1日	0
第20計算期間	2022年3月2日～2023年3月1日	0
第21計算期間	2023年3月2日～2024年3月1日	0
第22計算期間	2024年3月2日～2025年3月3日	0

③ 収益率の推移

期	期間	収益率（%）
第13計算期間	2015年3月3日～2016年3月1日	△14.43
第14計算期間	2016年3月2日～2017年3月1日	21.15
第15計算期間	2017年3月2日～2018年3月1日	13.74
第16計算期間	2018年3月2日～2019年3月1日	1.23
第17計算期間	2019年3月2日～2020年3月2日	△5.88
第18計算期間	2020年3月3日～2021年3月1日	30.02
第19計算期間	2021年3月2日～2022年3月1日	24.57
第20計算期間	2022年3月2日～2023年3月1日	12.38
第21計算期間	2023年3月2日～2024年3月1日	37.44
第22計算期間	2024年3月2日～2025年3月3日	17.60
第23中間計算期間	2025年3月4日～2025年9月3日	9.16

（注）収益率は、計算期間末の基準価額（分配付きの額。）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前計算期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前計算期間末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

Ⅱ 財務ハイライト情報

以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況」の「1．財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。
「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況」中の「1．財務諸表」については、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けており、監査報告書は当該箇所に添付されております。

（1）貸借対照表

（単位：円）

	第21期 2024年3月1日現在	第22期 2025年3月3日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	13,422,363	71,652,367
未収入金	－	25,854
流動資産合計	13,422,363	71,678,221
資産合計	13,422,363	71,678,221
負債の部		
流動負債		
未払解約金	－	25,854
未払受託者報酬	4,125	21,995
未払委託者報酬	30,936	164,910
その他未払費用	2,192	11,649
流動負債合計	37,253	224,408
負債合計	37,253	224,408
純資産の部		
元本等		
元本	1,860,673	8,446,592
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	11,524,437	63,007,221
（分配準備積立金）	6,644,681	10,378,073
元本等合計	13,385,110	71,453,813
純資産合計	13,385,110	71,453,813
負債純資産合計	13,422,363	71,678,221

（2）損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第21期 自 2023年3月2日 至 2024年3月1日	第22期 自 2024年3月2日 至 2025年3月3日
営業収益		
有価証券売買等損益	2,793,882	4,463,032
営業収益合計	2,793,882	4,463,032
営業費用		
受託者報酬	6,588	31,135
委託者報酬	49,335	233,419
その他費用	3,453	16,572
営業費用合計	59,376	281,126
営業利益又は営業損失（△）	2,734,506	4,181,906
経常利益又は経常損失（△）	2,734,506	4,181,906
当期純利益又は当期純損失（△）	2,734,506	4,181,906
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	20,941	151,507
期首剰余金又は期首欠損金（△）	4,075,507	11,524,437
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,831,942	48,860,805
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,831,942	48,860,805
剰余金減少額又は欠損金増加額	96,577	1,408,420
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	96,577	1,408,420
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	11,524,437	63,007,221

（3）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第22期 自 2024年3月2日　至 2025年3月3日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間末日の取扱い 2025年3月1日及びその翌日が休日のため、当計算期間末日は2025年3月3日としております。このため、当計算期間は367日となっております。

（未適用の会計基準等に関する注記）
該当事項はありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

第21期 2024年3月1日現在	第22期 2025年3月3日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,860,673口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 8,446,592口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額
一口当たり純資産額　7.1937円	一口当たり純資産額　8.4595円
（一万口当たり純資産額）　（71,937円）	（一万口当たり純資産額）　（84,595円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第21期 自 2023年3月2日 至 2024年3月1日	第22期 自 2024年3月2日 至 2025年3月3日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	160,869円	443,291円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	2,552,696円	3,587,108円
収益調整金額	4,879,756円	52,629,148円
分配準備積立金額	3,931,116円	6,347,674円
当ファンドの分配対象収益額	11,524,437円	63,007,221円
当ファンドの期末残存口数	1,860,673口	8,446,592口
1万口当たり収益分配対象額	61,936.90円	74,594.81円
1万口当たり分配金額	－円	－円
収益分配金金額	－円	－円

（金融商品に関する注記）
Ⅰ金融商品の状況に関する事項

項目	第21期 自 2023年3月2日 至 2024年3月1日	第22期 自 2024年3月2日 至 2025年3月3日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。これらは、株価変動リスク、投資証券の価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、以下の事項について審議を行い、運用本部に必要な勧告または是正を命じます。 1. パフォーマンス評価 2. リスク分析 3. 運用ガイドラインチェック 4. その他運用リスクに関する事項に関する報告や承認等	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

項目	第21期 自 2023年 3月 2日 至 2024年 3月 1日	第22期 自 2024年 3月 2日 至 2025年 3月 3日
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

（その他の注記）
1　元本の移動

項目	第21期 自 2023年 3月 2日 至 2024年 3月 1日	第22期 自 2024年 3月 2日 至 2025年 3月 3日
期首元本額	962,557円	1,860,673円
期中追加設定元本額	919,012円	6,800,634円
期中解約元本額	20,896円	214,715円

2　有価証券関係
売買目的有価証券

種類	第21期 2024年 3月 1日現在	第22期 2025年 3月 3日現在
	当期の損益に含まれた評価差額（円）	当期の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	2,770,121	4,307,107
合計	2,770,121	4,307,107

3　デリバティブ取引関係
取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

Ⅲ「資産の運用に関する重要な事項」の項目

ファンドの沿革、投資信託（ファンド）の経理状況の詳細、設定及び解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。
「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下の通りです。

Ⅰ ファンドの沿革
Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況
　1．財務諸表
　　（1）貸借対照表
　　（2）損益及び剰余金計算書
　　（3）注記表
　　（4）附属明細表
　2．投資信託（ファンド）の現況
　　純資産額計算書
Ⅲ 設定及び解約の実績

資産の運用に関する重要な事項

Ⅰ ファンドの沿革

2003 年6月 30 日	信託契約の締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始
2006 年1月 1日	名称を「シティ・グローバル株式ファンドVA（適格機関投資家専用）」から「LM・グローバル株式ファンドVA（適格機関投資家専用）」に変更
2022 年 8 月 10 日	名称を「LM・グローバル株式ファンドVA（適格機関投資家専用）」から「フランクリン・テンプルトン・グローバル株式ファンドVA（適格機関投資家専用）」に変更
2025 年 10 月 24 日	ファンドの主要投資対象であるフランクリン・テンプルトン・グローバル株式マザーファンドについて、運用指図権限を「フランクリン・アドバイザーズ・インク」に委託

Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況

1．財務諸表

（1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2）当ファンドは、第 22 期計算期間（2024 年 3 月 2 日から 2025 年 3 月 3 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025 年 5 月 23 日

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久保 直毅

監査意見
当監査法人は、フランクリン・テンプルトン・グローバル株式ファンドＶＡ（適格機関投資家専用）の 2024 年 3 月 2 日から 2025 年 3 月 3 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フランクリン・テンプルトン・グローバル株式ファンドＶＡ（適格機関投資家専用）の 2025 年 3 月 3 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項
ファンドの2024年3月1日をもって終了した前計算期間の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2024年5月30日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。
当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係
フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

フランクリン・テンプルトン・グローバル株式ファンドＶＡ
（適格機関投資家専用）

（1）貸借対照表

（単位：円）

	第21期 2024年3月1日現在	第22期 2025年3月3日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	13,422,363	71,652,367
未収入金	－	25,854
流動資産合計	13,422,363	71,678,221
資産合計	13,422,363	71,678,221
負債の部		
流動負債		
未払解約金	－	25,854
未払受託者報酬	4,125	21,995
未払委託者報酬	30,936	164,910
その他未払費用	2,192	11,649
流動負債合計	37,253	224,408
負債合計	37,253	224,408
純資産の部		
元本等		
元本	1,860,673	8,446,592
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	11,524,437	63,007,221
（分配準備積立金）	6,644,681	10,378,073
元本等合計	13,385,110	71,453,813
純資産合計	13,385,110	71,453,813
負債純資産合計	13,422,363	71,678,221

（2）損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第21期 自 2023年3月2日 至 2024年3月1日	第22期 自 2024年3月2日 至 2025年3月3日
営業収益		
有価証券売買等損益	2,793,882	4,463,032
営業収益合計	2,793,882	4,463,032
営業費用		
受託者報酬	6,588	31,135
委託者報酬	49,335	233,419
その他費用	3,453	16,572
営業費用合計	59,376	281,126
営業利益又は営業損失（△）	2,734,506	4,181,906
経常利益又は経常損失（△）	2,734,506	4,181,906
当期純利益又は当期純損失（△）	2,734,506	4,181,906
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	20,941	151,507
期首剰余金又は期首欠損金（△）	4,075,507	11,524,437
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,831,942	48,860,805
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,831,942	48,860,805
剰余金減少額又は欠損金増加額	96,577	1,408,420
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	96,577	1,408,420
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	11,524,437	63,007,221

（3）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第22期 自 2024年3月2日　至 2025年3月3日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間末日の取扱い 2025年3月1日及びその翌日が休日のため、当計算期間末日は2025年3月3日としております。このため、当計算期間は367日となっております。

（未適用の会計基準等に関する注記）
該当事項はありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

第21期 2024年3月1日現在	第22期 2025年3月3日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,860,673口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 8,446,592口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額
一口当たり純資産額　7.1937円 （一万口当たり純資産額）　（71,937円）	一口当たり純資産額　8.4595円 （一万口当たり純資産額）　（84,595円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第21期 自 2023年3月2日 至 2024年3月1日	第22期 自 2024年3月2日 至 2025年3月3日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	160,869円	443,291円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	2,552,696円	3,587,108円
収益調整金額	4,879,756円	52,629,148円
分配準備積立金額	3,931,116円	6,347,674円
当ファンドの分配対象収益額	11,524,437円	63,007,221円
当ファンドの期末残存口数	1,860,673口	8,446,592口
1万口当たり収益分配対象額	61,936.90円	74,594.81円
1万口当たり分配金額	－円	－円
収益分配金金額	－円	－円

（金融商品に関する注記）
Ⅰ金融商品の状況に関する事項

項目	第21期 自 2023年3月2日 至 2024年3月1日	第22期 自 2024年3月2日 至 2025年3月3日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2有価証券関係に記載しております。これらは、株価変動リスク、投資証券の価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、以下の事項について審議を行い、運用本部に必要な勧告または是正を命じます。 1. パフォーマンス評価 2. リスク分析 3. 運用ガイドラインチェック 4. その他運用リスクに関する事項に関する報告や承認等	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

項目	第21期 自 2023年 3月 2日 至 2024年 3月 1日	第22期 自 2024年 3月 2日 至 2025年 3月 3日
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

（その他の注記）
1　元本の移動

項目	第21期 自 2023年 3月 2日 至 2024年 3月 1日	第22期 自 2024年 3月 2日 至 2025年 3月 3日
期首元本額	962,557円	1,860,673円
期中追加設定元本額	919,012円	6,800,634円
期中解約元本額	20,896円	214,715円

2　有価証券関係
売買目的有価証券

種類	第21期 2024年 3月 1日現在	第22期 2025年 3月 3日現在
	当期の損益に含まれた評価差額（円）	当期の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	2,770,121	4,307,107
合計	2,770,121	4,307,107

3　デリバティブ取引関係
取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

（4）附属明細表

第１　有価証券明細表
① 株式
該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	総口数（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	日本円	フランクリン・テンプルトン・グローバル株式マザーファンド	7,254,687	71,652,367	
	小計	銘柄数：1	7,254,687	71,652,367	
		組入時価比率：100.3%		100.0%	
合計				71,652,367	

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2. 投資信託（ファンド）の現況

純資産額計算書（2025 年 10 月末現在）

Ⅰ　資産総額	223,470,232円
Ⅱ　負債総額	273,200円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	223,197,032円
Ⅳ　発行済口数	21,912,401口
Ⅴ　1万口当たり純資産額　（Ⅲ／Ⅳ×10,000）	101,859円

【参考情報】マザーファンドの純資産額計算書（2025 年 10 月末現在）

フランクリン・テンプルトン・グローバル株式マザーファンド

Ⅰ　資産総額	9,102,341,416円
Ⅱ　負債総額	55,617,135円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	9,046,724,281円
Ⅳ　発行済口数	757,025,226口
Ⅴ　1万口当たり純資産額　（Ⅲ／Ⅳ×10,000）	119,504円

Ⅲ 設定及び解約の実績

期	設定口数（口）	解約口数（口）
第 13 計算期間	—	—
第 14 計算期間	—	—
第 15 計算期間	—	—
第 16 計算期間	—	—
第 17 計算期間	—	—
第 18 計算期間	—	—
第 19 計算期間	—	—
第 20 計算期間	—	—
第 21 計算期間	919,012	20,896
第 22 計算期間	6,800,634	214,715
第 23 中間計算期間	10,044,850	352,092

（注）当該各期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

資産の運用に関する極めて重要な事項

資産の運用に関する重要な事項

国内債券インデックス・ファンドVA
（適格機関投資家専用）

ブラックロック・ジャパン株式会社

目　　次

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格……147
2. 投資方針および投資リスク……149
3. その他詳細情報……153
4. 運用状況……155

Ⅱ　財務ハイライト情報……160

資産の運用に関する重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の沿革……163

Ⅱ　投資信託（ファンド）の経理状況

1. 財務諸表……166
2. 投資信託（ファンド）の現況……173

Ⅲ　設定及び解約の実績……174

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ 投資信託（ファンド）の状況

1．投資信託（ファンド）の性格

1 名 称

国内債券インデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）

以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。

2 目的及び基本的性格

この投資信託は、NOMURA-BPI 総合（以下、「ベンチマーク」といいます。）に連動する運用成果を目指します。国内債券インデックス・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

＊当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、追加型投信／国内／債券／インデックス型（その他）に分類されます。

3 特 色

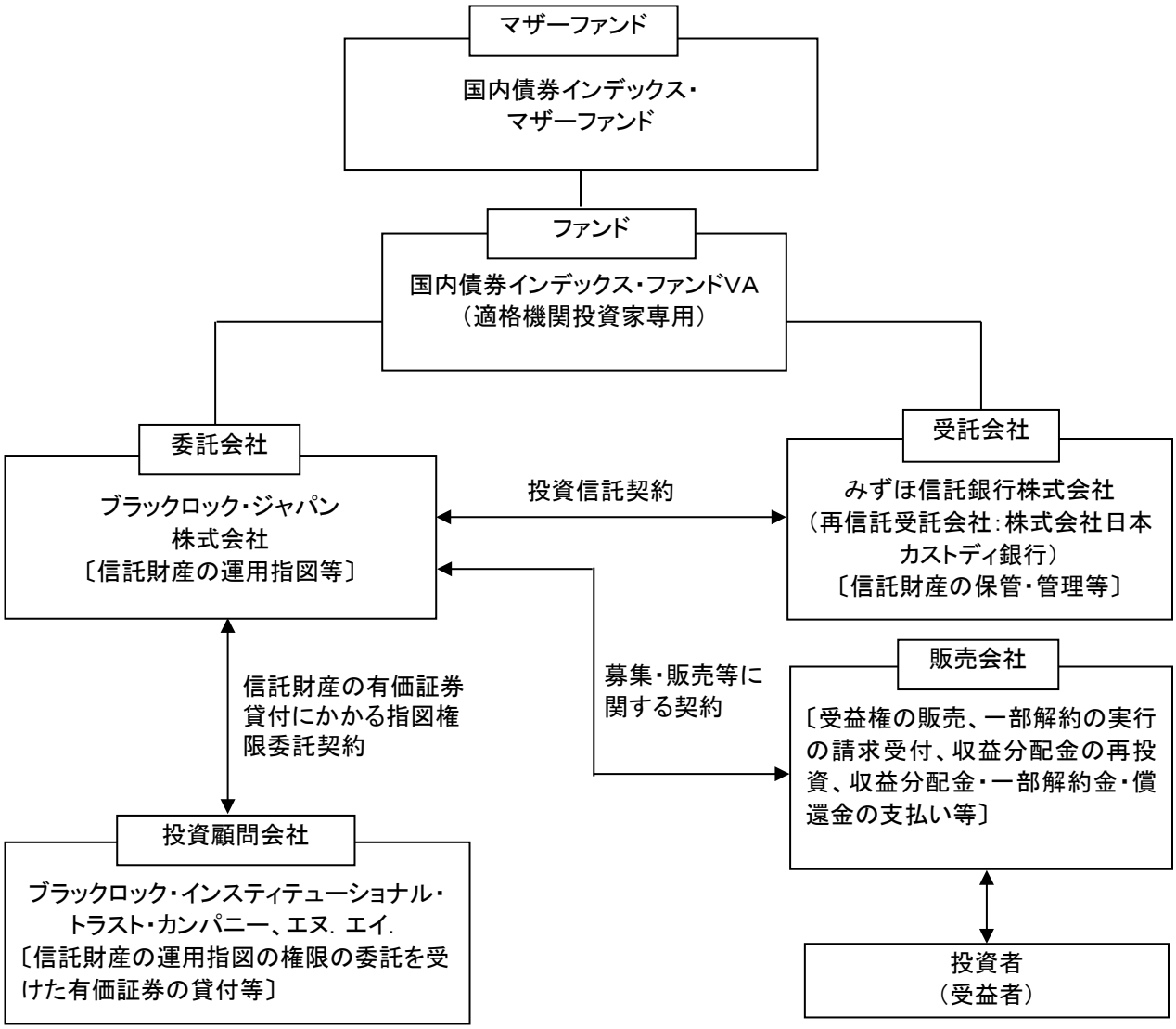
- マザーファンド受益証券への投資を通じて、円建ての債券市場を代表する指数（NOMURA-BPI 総合）に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更に当たっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。
- マザーファンド受益証券への投資を通じて、効率的な運用を目的として、公社債を主要投資対象とする上場投資信託証券（ETF）への投資を行う場合があります。
- マザーファンド受益証券への投資を通じて、対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、債券の実質投資比率（組入現物債券の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が 100%を超える場合があります。
- ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

【ファンドのベンチマーク】
当ファンドは NOMURA-BPI 総合をベンチマークとします。

■「NOMURA-BPI 総合」の著作権等について
NOMURA-BPI総合は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI総合の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI総合を用いて行われるブラックロック・ジャパン株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

※上記のベンチマークは本書作成日現在のものであり、将来、上記の決定方針に基づき変更となる場合があります。

4 仕組み



※上記の仕組みは、将来変更となる場合があります。

2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

投資方針
マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として円建ての債券等に投資を行い NOMURA-BPI 総合の動きに連動した投資成果を目指して運用を行います。

投資対象
マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

- 効率的な運用を目的として、公社債を主要投資対象とする上場投資信託証券（ETF）への投資を行う場合があります。
- 対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、債券の実質投資比率（組入現物債券の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が 100%を超える場合があります。
- ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

投資対象の詳細につきましては「3.その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

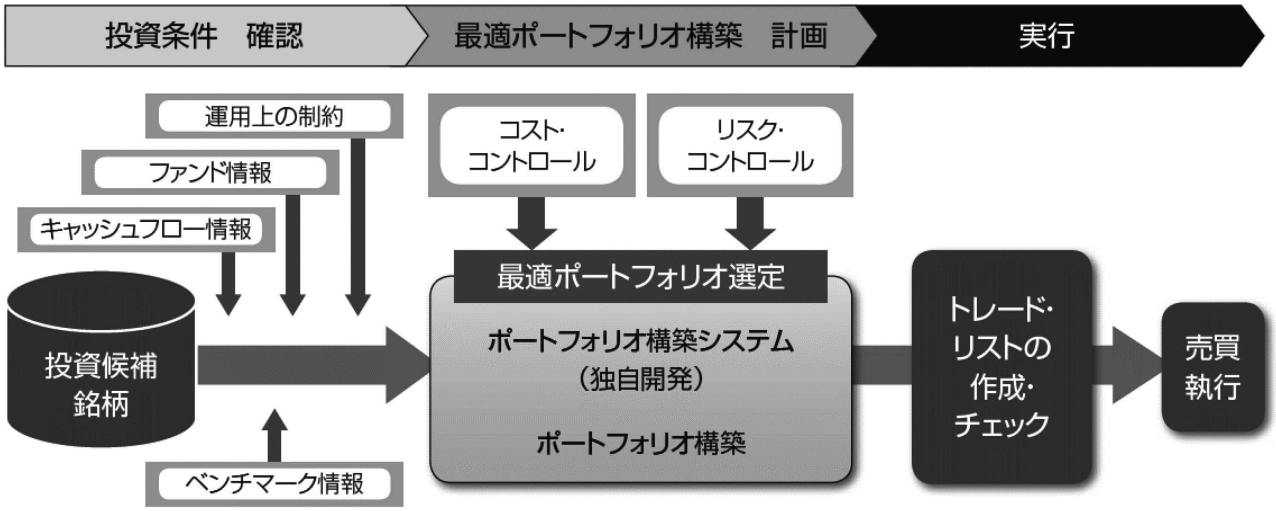
国内債券インデックス・マザーファンド

- 円建ての債券市場を代表する指数（NOMURA-BPI 総合）に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更に当たっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。
- 効率的な運用を目的として、公社債を主要投資対象とする上場投資信託証券（ETF）への投資を行う場合があります。
- 対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、債券の実質投資比率（組入現物債券の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が 100%を超える場合があります。
- ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

2 運用体制

ファンドの運用は委託会社の運用部門、定量債券運用部が担当します。委託会社はブラックロックが独自開発した計量モデルを用い、取引コストやリスク特性等を勘案したポートフォリオ構築を行います。
また、ポートフォリオは前述のモデルを用い、随時パフォーマンスおよびリスクの分析を行い、必要に応じてポートフォリオのリバランスを行います。

- 委託会社の運用体制における内部管理、意思決定を監督する組織およびプロセス等は以下の通りです。



※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
※上記運用プロセスは変更となる場合があります。

（注）上記運用体制は、今後変更となる場合があります。

３ 主な投資制限

ファンドの法令および投資信託約款に基づく主な投資制限は以下の通りです。
① 株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。
② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
③ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。
④ 上場投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
⑤ 投資信託証券（マザーファンドおよび上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。
⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

投資制限の詳細につきましては、「３．その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

① 株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。
② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
③ 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。
④ 上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
⑤ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。
⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

４ 投資リスクについて

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きによる影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。
当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

①基準価額の主な変動要因

a. 金利変動リスク
債券に投資します。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

b. 信用リスク
債券に投資します。投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、債券価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、債券の格付の変更により債券の価格が変動することがあり、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

c. デリバティブ取引のリスク
先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響から当ファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけでなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

d. ベンチマークと基準価額の乖離要因

ファンドは、基準価額がベンチマークの動きと高位に連動することを目指しますが、主として信託報酬、取引費用、組入銘柄とベンチマーク採用銘柄の相違等の要因があるため、ベンチマークと一致した推移をすることを運用上約束するものではありません。

②リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

（注）上記リスクの管理体制は、今後変更となる場合があります。

3. その他詳細情報

1 国内債券インデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）の投資対象

a. 投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条から第25条に定めるものに限ります。）
3. 約束手形（1. に掲げるものに該当するものを除きます。）
4. 金銭債権（1. および3. に掲げるものに該当するものを除きます。）

b. 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてブラックロック・ジャパン株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された国内債券インデックス・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託又は外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号並びに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号並びに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

c. 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、b. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

2 国内債券インデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）の投資制限

a. 先物取引等の運用指図

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

(b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(c) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

b. スワップ取引の運用指図

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するために、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

c. 金利先渡取引および為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡

取引を行うことの指図をすることができます。

(b)　金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

d. 有価証券の貸付の指図および範囲

(a) 委託会社（約款第20条に規定する委託会社から委託を受けたものを含みます。以下、本条において同じ。）は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
3. 投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

(b) (a)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

e. 公社債の空売りの指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) (a)の指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b)の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を返還するための指図をするものとします。

f. 公社債の借入れの指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(b) (a)の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b)の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(d) (a)の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

g. 外貨建資産への投資制限

(a) 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の50を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

(b) (a)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

h. 外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

i. 資金借入れ

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、また再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(c) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

※上記は信託約款からの抜粋です。信託約款は法令改正や制度変更等により変更となる場合があります。

4. 運用状況

以下の運用状況は 2025 年 10 月末現在のものです。
「国内債券インデックス・ファンド VA（適格機関投資家専用）」

1 投資状況

資産の種類		金額（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券		16,639,323	100.04
	内 日本	16,639,323	100.04
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		△7,177	△0.04
純資産総額		16,632,146	100.00

2 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄 国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率（%）
1	国内債券インデックス・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	16,820,990	0.9918 16,683,078	0.9892 16,639,323	ー ー	100.04

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.04
合計	100.04

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

② 投資不動産物件
該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

3 運用実績

① 純資産の推移

2025 年 10 月末現在、同日前 1 年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（分配落）（円）	純資産総額（分配付）（円）	1口当たりの純資産額（分配落）（円）	1口当たりの純資産額（分配付）（円）
第 1 期（2023 年 8 月 2 日）	1,126,844	1,126,844	0.9888	0.9888
第 2 期（2024 年 8 月 2 日）	5,142,320	5,142,320	0.9619	0.9619
第 3 期（2025 年 8 月 4 日）	13,805,475	13,805,475	0.9218	0.9218
2024 年 10 月末日	8,305,538	－	0.9630	－
11 月末日	8,542,089	－	0.9561	－
12 月末日	8,837,549	－	0.9549	－
2025 年 1 月末日	8,974,016	－	0.9478	－
2 月末日	9,531,633	－	0.9414	－
3 月末日	12,348,955	－	0.9322	－
4 月末日	12,755,819	－	0.9370	－
5 月末日	13,168,526	－	0.9248	－
6 月末日	14,024,650	－	0.9296	－
7 月末日	13,772,039	－	0.9200	－
8 月末日	14,855,887	－	0.9172	－
9 月末日	15,509,693	－	0.9162	－
10 月末日	16,632,146	－	0.9177	－

② 分配の推移

	1口当たりの分配金（円）
第 1 期	－
第 2 期	－
第 3 期	－

③ 収益率の推移

	収益率（%）
第 1 期	△1.1
第 2 期	△2.7
第 3 期	△4.2

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を 10,000 円（1万口当たり）として計算しています。

【参考情報】

「国内債券インデックス・マザーファンド」

マザーファンドの投資状況

資産の種類		金額（円）	投資比率（%）
国債証券		39,158,035,710	83.84
	内 日本	39,158,035,710	83.84
地方債証券		2,671,163,946	5.72
	内 日本	2,671,163,946	5.72
特殊債券		1,676,391,366	3.59
	内 日本	1,676,391,366	3.59
社債券		3,060,251,710	6.55
	内 日本	3,060,251,710	6.55
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		139,784,742	0.30
純資産総額		46,705,627,474	100.00

（注）当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄 国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率 （%）
1	31 30年国債 日本	国債証券	447,000,000	101.82 455,159,060	101.12 452,042,160	2.2 2039/9/20	0.97
2	155 5年国債 日本	国債証券	450,000,000	98.89 445,014,000	98.70 444,181,500	0.3 2027/12/20	0.95
3	2 CT10年国債 日本	国債証券	460,000,000	96.92 445,841,200	95.81 440,758,200	1 2034/3/20	0.94
4	145 20年国債 日本	国債証券	430,000,000	103.15 443,549,300	101.71 437,378,800	1.7 2033/6/20	0.94
5	179 5年国債 日本	国債証券	440,000,000	99.39 437,334,600	99.12 436,141,200	1 2030/6/20	0.93
6	28 30年国債 日本	国債証券	410,000,000	107.19 439,515,000	106.22 435,514,300	2.5 2038/3/20	0.93
7	142 20年国債 日本	国債証券	424,000,000	103.99 440,934,560	102.59 434,985,840	1.8 2032/12/20	0.93
8	32 30年国債 日本	国債証券	423,000,000	102.52 433,676,520	101.81 430,673,220	2.3 2040/3/20	0.92
9	34 30年国債 日本	国債証券	425,000,000	100.00 425,000,000	99.31 422,088,750	2.2 2041/3/20	0.90
10	128 20年国債 日本	国債証券	400,000,000	104.52 418,116,000	103.36 413,444,000	1.9 2031/6/20	0.89
11	30 30年国債 日本	国債証券	390,000,000	103.82 404,905,800	102.89 401,282,700	2.3 2039/3/20	0.86
12	36 30年国債 日本	国債証券	415,000,000	95.98 398,350,200	95.46 396,183,900	2 2042/3/20	0.85
13	134 20年国債 日本	国債証券	376,000,000	104.03 391,156,560	102.76 386,381,360	1.8 2032/3/20	0.83

14	143 20年国債 日本	国債証券	380,000,000	102.50 389,522,800	101.13 384,305,400	1.6 2033/3/20	0.82
15	27 30年国債 日本	国債証券	360,000,000	107.66 387,590,400	106.58 383,716,800	2.5 2037/9/20	0.82
16	29 30年国債 日本	国債証券	364,000,000	105.53 384,129,200	104.57 380,660,280	2.4 2038/9/20	0.82
17	377 10年国債 日本	国債証券	393,000,000	97.77 384,255,750	96.69 380,027,070	1.2 2034/12/20	0.81
18	35 30年国債 日本	国債証券	380,000,000	96.63 367,199,900	96.11 365,252,200	2 2041/9/20	0.78
19	160 5年国債 日本	国債証券	370,000,000	98.27 363,606,400	98.04 362,751,700	0.2 2028/6/20	0.78
20	144 20年国債 日本	国債証券	360,000,000	101.63 365,877,000	100.43 361,558,800	1.5 2033/3/20	0.77
21	23 30年国債 日本	国債証券	330,000,000	108.63 358,505,400	107.39 354,393,600	2.5 2036/6/20	0.76
22	33 30年国債 日本	国債証券	357,000,000	98.06 350,088,000	97.43 347,825,100	2 2040/9/20	0.74
23	37 30年国債 日本	国債証券	370,000,000	93.87 347,353,600	93.43 345,702,100	1.9 2042/9/20	0.74
24	351 10年国債 日本	国債証券	353,000,000	97.99 345,908,700	97.78 345,181,050	0.1 2028/6/20	0.74
25	469 2年国債 日本	国債証券	340,000,000	100.01 340,047,600	99.88 339,598,800	0.7 2027/2/1	0.73
26	378 10年国債 日本	国債証券	335,000,000	99.28 332,598,400	98.16 328,866,150	1.4 2035/3/20	0.70
27	18 30年国債 日本	国債証券	300,000,000	107.31 321,939,000	105.96 317,892,000	2.3 2035/3/20	0.68
28	25 30年国債 日本	国債証券	300,000,000	106.22 318,675,000	105.12 315,366,000	2.3 2036/12/20	0.68
29	156 5年国債 日本	国債証券	320,000,000	98.65 315,705,600	98.49 315,193,600	0.2 2027/12/20	0.67
30	107 20年国債 日本	国債証券	300,000,000	104.08 312,252,000	103.35 310,050,000	2.1 2028/12/20	0.66

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率（%）
国債証券	83.84
地方債証券	5.72
特殊債券	3.59
社債券	6.55
合計	99.70

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

マザーファンドの投資不動産物件
該当事項はありません。

マザーファンドのその他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

Ⅱ 財務ハイライト情報

- 以下の情報は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ．投資信託（ファンド）の経理状況」に記載されている「1．財務諸表」から抜粋して記載したものです。
- ファンドの財務諸表については、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ．投資信託（ファンド）の経理状況」に添付されています。

1．貸借対照表

項目	第2期 （2024年8月2日現在） 金額（円）	第3期 （2025年8月4日現在） 金額（円）
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	5,144,732	13,817,073
未収入金	4,386	－
流動資産合計	5,149,118	13,817,073
資産合計	5,149,118	13,817,073
負債の部		
流動負債		
未払解約金	4,386	－
未払受託者報酬	195	962
未払委託者報酬	820	3,972
その他未払費用	1,397	6,664
流動負債合計	6,798	11,598
負債合計	6,798	11,598
純資産の部		
元本等		
元本	5,345,926	14,977,452
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△203,606	△1,171,977
（分配準備積立金）	17,493	109,164
元本等合計	5,142,320	13,805,475
純資産合計	5,142,320	13,805,475
負債純資産合計	5,149,118	13,817,073

2. 損益および剰余金計算書

項目	第2期 （自　2023年8月3日 至　2024年8月2日）	第3期 （自　2024 年8月3日 至　2025年8月4日）
	金額（円）	金額（円）
営業収益		
有価証券売買等損益	△21,133	△419,202
営業収益合計	△21,133	△419,202
営業費用		
受託者報酬	195	1,526
委託者報酬	1,188	6,371
その他費用	1,993	10,697
営業費用合計	3,376	18,594
営業利益又は営業損失（△）	△24,509	△437,796
経常利益又は経常損失（△）	△24,509	△437,796
当期純利益又は当期純損失（△）	△24,509	△437,796
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△1,538	△39,258
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△12,769	△203,606
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,362	101,015
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,362	101,015
剰余金減少額又は欠損金増加額	171,228	670,848
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	171,228	670,848
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△203,606	△1,171,977

3. 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1　有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2　その他財務諸表作成のための基礎となる事項

計算期間末日の取扱い

当計算期間は当計算期間末日が休業日であったため、2024 年8月3日から 2025 年8月4日までとなっております。

資産の運用に関する重要な事項

Ⅰ 投資信託（ファンド）の沿革

2023年３月15日　　ファンドの投資信託約款締結、設定、運用開始

Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況

（1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2）当ファンドは、第３期計算期間（2024年８月３日から2025年８月４日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

国内債券インデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）

独立監査人の監査報告書

2025年10月10日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鶴田 光夫

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　奈良 将太朗

監査意見

当監査法人は、国内債券インデックス・ファンドＶＡ（適格機関投資家専用）の2024年8月3日から2025年8月4日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国内債券インデックス・ファンドＶＡ（適格機関投資家専用）の2025年8月4日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

1. 財務諸表

（1）貸借対照表

項目	第2期 （2024年8月2日現在） 金額（円）	第3期 （2025年8月4日現在） 金額（円）
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	5,144,732	13,817,073
未収入金	4,386	－
流動資産合計	5,149,118	13,817,073
資産合計	5,149,118	13,817,073
負債の部		
流動負債		
未払解約金	4,386	－
未払受託者報酬	195	962
未払委託者報酬	820	3,972
その他未払費用	1,397	6,664
流動負債合計	6,798	11,598
負債合計	6,798	11,598
純資産の部		
元本等		
元本	5,345,926	14,977,452
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△203,606	△1,171,977
（分配準備積立金）	17,493	109,164
元本等合計	5,142,320	13,805,475
純資産合計	5,142,320	13,805,475
負債純資産合計	5,149,118	13,817,073

（2）損益及び剰余金計算書

項目	第2期 （自　2023年8月3日 至　2024年8月2日）	第3期 （自　2024 年8月3日 至　2025年8月4日）
	金額（円）	金額（円）
営業収益		
有価証券売買等損益	△21,133	△419,202
営業収益合計	△21,133	△419,202
営業費用		
受託者報酬	195	1,526
委託者報酬	1,188	6,371
その他費用	1,993	10,697
営業費用合計	3,376	18,594
営業利益又は営業損失（△）	△24,509	△437,796
経常利益又は経常損失（△）	△24,509	△437,796
当期純利益又は当期純損失（△）	△24,509	△437,796
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△1,538	△39,258
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△12,769	△203,606
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,362	101,015
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,362	101,015
剰余金減少額又は欠損金増加額	171,228	670,848
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	171,228	670,848
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△203,606	△1,171,977

（3）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1　有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2　その他財務諸表作成のための基礎となる事項

計算期間末日の取扱い

当計算期間は当計算期間末日が休業日であったため、2024年８月３日から2025年８月４日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第2期 （2024 年8月2日現在）	第3期 （2025 年8月4日現在）
1　当該計算期間の末日における受益権総数	5,345,926 口	14,977,452 口
2　投資信託財産の計算に関する規則第55 条の6第 10 号に規定する額	元本の欠損 203,606 円	元本の欠損 1,171,977 円
3　1口当たり純資産額	0.9619 円	0.9218 円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第2期 （自　2023年8月3日 至　2024年8月2日）	第3期 （自　2024年8月3日 至　2025年8月4日）
分配金の計算過程	当計算期末における、費用控除後の配当等収益（14,860円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）（0円）、収益調整金（その他収益調整金）（13,763円）、分配準備積立金（2,633円）により、分配対象収益は31,256円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。	当計算期末における、費用控除後の配当等収益（94,871円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）（0円）、収益調整金（その他収益調整金）（83,571円）、分配準備積立金（14,293円）により、分配対象収益は192,735円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。

（金融商品に関する注記）
Ⅰ　金融商品の状況に関する事項
1　金融商品に対する取組方針
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。
当ファンドの主な投資リスクとして、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「流動性リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

3　金融商品に係るリスク管理体制
(1) 市場リスクの管理
ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。
(2) 信用リスクの管理
ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。
(3) 取引先リスクの管理
リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国の BlackRock, Inc.の RQA Counterparty & Concentration Risk チームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国の BlackRock, Inc.の RQA Counterparty & Concentration Risk チームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

第2期 （2024年8月2日現在）	第3期 （2025年8月4日現在）
1　貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1　貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2　時価の算定方法 （1）有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 （2）上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務） これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	2　時価の算定方法 （1）有価証券 同左 （2）上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務） 同左
3　金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3　金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左
4　金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。	4　金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左

Ⅲ　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月 24 日改正内閣府令第 61 号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

（その他の注記）
1　期中元本変動額

項目	第2期 （2024年8月2日現在）	第3期 （2025年8月4日現在）
期首元本額	1,139,613円	5,345,926円
期中追加設定元本額	4,348,600円	11,836,375円
期中一部解約元本額	142,287円	2,204,849円

2　有価証券関係
第2期（2024 年8月2日現在）
売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△19,675
合計	△19,675

第3期（2025 年8月4日現在）
売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△381,726
合計	△381,726

3　デリバティブ取引関係
該当事項はありません。

（4）附属明細表

第1　有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	国内債券インデックス・マザーファンド	13,913,074	13,817,073	
親投資信託受益証券　合計			13,817,073	
合計			13,817,073	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. 投資信託（ファンド）の現況

純資産額計算書(2025 年 10 月末現在)

「国内債券インデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）」

Ⅰ 資産総額	16,726,344 円
Ⅱ 負債総額	94,198 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	16,632,146 円
Ⅳ 発行済数量	18,123,472 口
Ⅴ 1単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9177 円

【参考情報】

「国内債券インデックス・マザーファンド」

Ⅰ 資産総額	46,706,912,751 円
Ⅱ 負債総額	1,285,277 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	46,705,627,474 円
Ⅳ 発行済数量	47,215,984,272 口
Ⅴ 1単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9892 円

Ⅲ 設定及び解約の実績

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第 1 期	1,142,939	3,326	1,139,613
第 2 期	4,348,600	142,287	5,345,926
第 3 期	11,836,375	2,204,849	14,977,452

資産の運用に関する極めて重要な事項

資産の運用に関する重要な事項

外国債券インデックス・ファンドVA
（適格機関投資家専用）

ブラックロック・ジャパン株式会社

目　　次

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格……177
2. 投資方針および投資リスク……179
3. その他詳細情報……183
4. 運用状況……185

Ⅱ　財務ハイライト情報……191

資産の運用に関する重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の沿革……194

Ⅱ　投資信託（ファンド）の経理状況

1. 財務諸表……197
2. 投資信託（ファンド）の現況……204

Ⅲ　設定及び解約の実績……205

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の状況

１．投資信託（ファンド）の性格

１ 名　称

外国債券インデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）

以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。

２ 目的および基本的性格

この投資信託は、日本を除く先進国の国債市場を代表する指数（FTSE世界国債インデックス（除く日本、国内投信用円ベース））（以下、「対象指数」という場合があります。）に連動する運用成果を目指します。先進国債券インデックス・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券への投資を通じて、日本を除く先進国の国債等を主要投資対象とします。

＊当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、追加型投信／海外／債券／インデックス型（その他）に分類されます。

３ 特　色

- マザーファンドの受益証券への投資を通じて、日本を除く先進国の国債市場を代表する指数に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更に当たっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。
- マザーファンドの受益証券を通じた投資にあたっては、効率的な運用を目的として、国債を主要投資対象とする上場投資信託証券（ETF）への投資を行う場合があります。
- マザーファンドの受益証券を通じた投資にあたっては、対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、債券の実質投資比率（組入現物債券の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が 100%を超える場合があります。
- 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

【ファンドのベンチマーク】

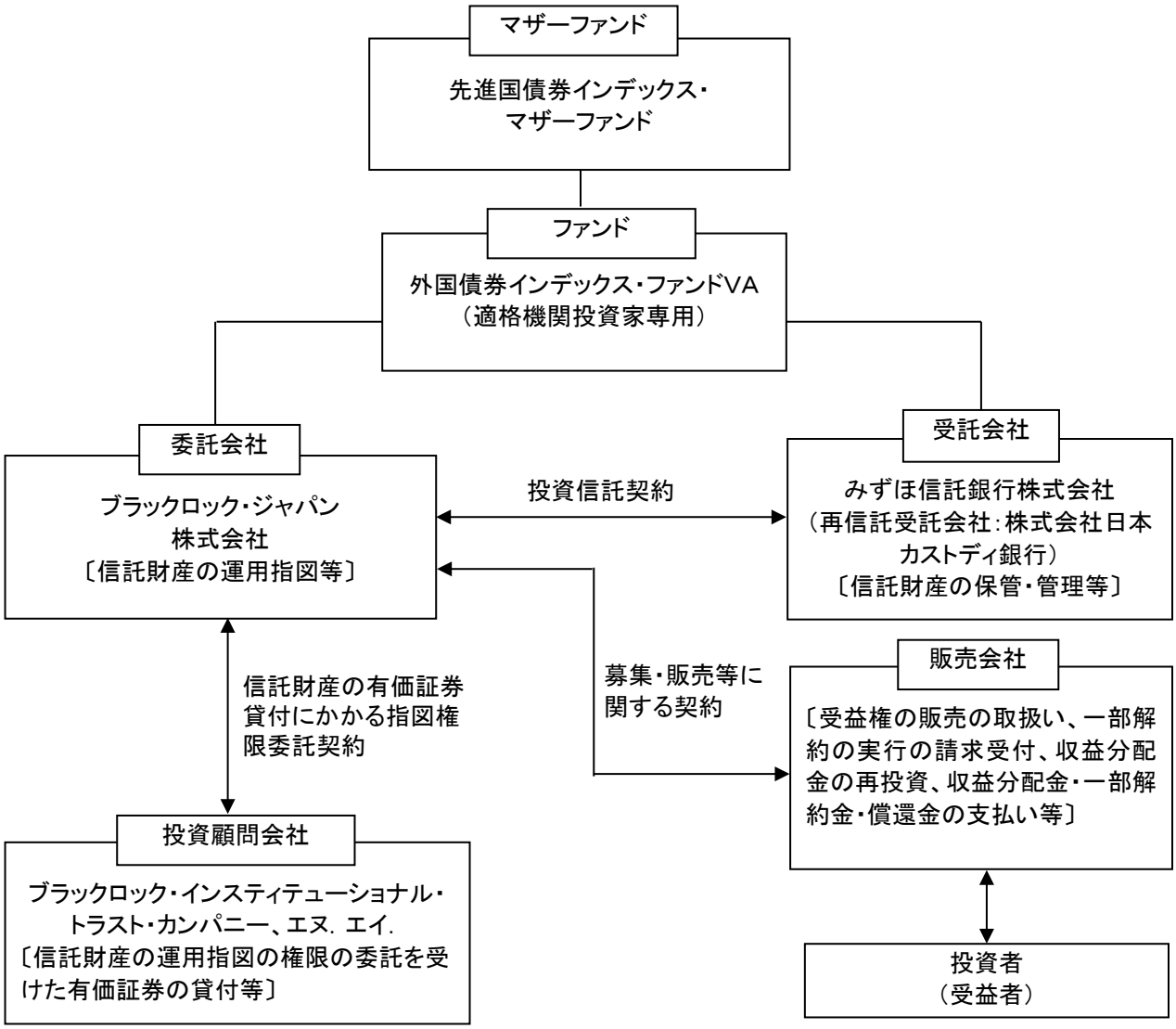
当ファンドは FTSE 世界国債インデックス（除く日本、国内投信用円ベース）をベンチマークとします。

■「ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、国内投信用円ベース）」の著作権などについて

ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、国内投信用円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

※上記のベンチマークは本書作成日現在のものであり、将来、上記の決定方針に基づき変更となる場合があります。

4 仕組み



※上記の仕組みは、今後変更となる場合があります。

2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

先進国債券インデックス・マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、日本を除く先進国の国債市場を代表する指数（FTSE世界国債インデックス（除く日本、国内投信用円ベース））に連動する運用成果を目指します。

- マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く先進国の国債市場を代表する指数に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更に当たっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。
- マザーファンド受益証券を通じた投資にあたっては、効率的な運用を目的として、国債を主要投資対象とする上場投資信託証券（ETF）への投資を行う場合があります。
- マザーファンド受益証券を通じた投資にあたっては、対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、債券の実質投資比率（組入現物債券の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が 100%を超える場合があります。
- 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

投資対象の詳細につきましては「3.その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

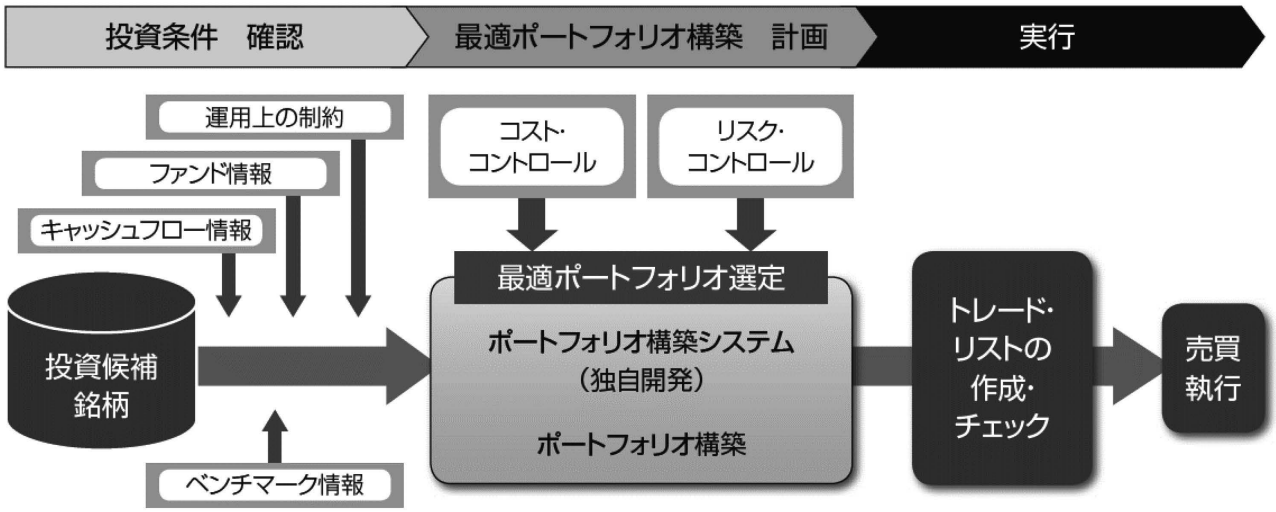
先進国債券インデックス・マザーファンド

- 日本を除く先進国の国債市場を代表する指数（FTSE世界国債インデックス（除く日本、国内投信用円ベース））に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更に当たっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。
- 効率的な運用を目的として、国債を主要投資対象とする上場投資信託証券（ETF）への投資を行う場合があります。
- 対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、債券の実質投資比率（組入現物債券の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が100%を超える場合があります。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

2 運用体制

ファンドの運用は委託会社の運用部門、定量債券運用部が担当します。委託会社はブラックロックが独自開発した計量モデルを用い、取引コストやリスク特性等を勘案したポートフォリオ構築を行います。
また、ポートフォリオは前述のモデルを用い、随時パフォーマンスおよびリスクの分析を行い、必要に応じてポートフォリオのリバランスを行います。

- 委託会社の運用体制における内部管理、意思決定を監督する組織およびプロセス等は以下の通りです。



※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
※上記運用プロセスは変更となる場合があります。

（注）上記運用体制は、今後変更となる場合があります。

３ 主な投資制限

ファンドの法令および投資信託約款に基づく主な投資制限は以下の通りです。
① 株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。
② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
③ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
④ 上場投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
⑤ 投資信託証券（マザーファンドおよび上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。
⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

投資制限の詳細につきましては、「３．その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

① 株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。
② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
④ 上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
⑤ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。
⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

４ 投資リスクについて

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。
当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

①基準価額の主な変動要因

a. 金利変動リスク
債券に投資します。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

b. 信用リスク
債券に投資します。投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、債券価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、債券の格付の変更により債券の価格が変動することがあり、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

c. 為替変動リスク
主として外貨建資産に投資します。
原則として外貨建資産に対して為替ヘッジを行いません。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

d. カントリー・リスク
海外の有価証券に投資をします。投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、有価証券の価格が変動することがあり、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

e. デリバティブ取引のリスク
先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響からファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけでなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

f. ベンチマークと基準価額の乖離要因
ファンドは、基準価額がベンチマークの動きと高位に連動することを目指しますが、主として信託報酬、取引費用、組入銘柄とベンチマーク採用銘柄の相違等の要因があるため、ベンチマークと一致した推移をすることを運用上約束するものではありません。

②リスクの管理体制
委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

（注）上記リスクの管理体制は、今後変更となる場合があります。

3. その他詳細情報

1 外国債券インデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）の投資対象

a. 投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）とします。

(a) 有価証券

(b) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条から第25条に定めるものに限ります。）

(c) 金銭債権（(a)および(d)に掲げるものに該当するものを除きます。）

(d) 約束手形

b. 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてブラックロック・ジャパン株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された先進国債券インデックス・マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第 12 号ならびに第 17 号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第 12 号ならびに第 17 号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券および第 14 号の証券のうち投資法人債券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 13 号および第 14 号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

c. 投資対象とする金融商品

委託会社は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

2 外国債券インデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）の投資制限

a. 投資する株式等の範囲

(a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(b) (a) にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

b. 信用取引の指図範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) (a)の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b)の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

c. 先物取引等の運用指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

(b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(c) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に

資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

d. スワップ取引の運用指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

(d) (c)において親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(e) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(f) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

e. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(b) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

f. 有価証券の貸付の指図および範囲

(a) 委託会社（約款第20条に規定する委託会社から委託を受けた者を含みます。以下、本条において同じ。）は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
3. 投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

(b) (a)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

g. 公社債の空売りの指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) (a) の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b)の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

h. 公社債の借入れの指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(b) (a) の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b)の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(d) (a)の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁するものとします。

i. 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

j. 外国為替予約の指図および範囲

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

k. 資金借入れ

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

※上記は信託約款からの抜粋です。信託約款は法令改正や制度変更等により変更となる場合があります。

4. 運用状況

以下の運用状況は 2025 年 10 月末現在のものです。
「外国債券インデックス・ファンド VA（適格機関投資家専用）」

1 投資状況

資産の種類		金額（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券		4,416,209,771	100.02
	内 日本	4,416,209,771	100.02
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		△666,789	△0.02
純資産総額		4,415,542,982	100.00

2 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄 国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率 （%）
1	先進国債券インデックス・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	2,556,268,680	1.6369 4,184,478,712	1.7276 4,416,209,771	ー ー	100.02

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.02
合計	100.02

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

② 投資不動産物件
該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

3 運用実績

① 純資産の推移

2025 年 10 月末現在、同日前 1 年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（分配落）（円）	純資産総額（分配付）（円）	1口当たりの純資産額（分配落）（円）	1口当たりの純資産額（分配付）（円）
第 1 期（2023 年 8 月 2 日）	2,954,170	2,954,170	1.0696	1.0696
第 2 期（2024 年 8 月 2 日）	74,332,712	74,332,712	1.1649	1.1649
第 3 期（2025 年 8 月 4 日）	263,872,239	263,872,239	1.2088	1.2088
2024 年 10 月末日	110,449,656	－	1.2002	－
11 月末日	119,841,492	－	1.1753	－
12 月末日	136,435,567	－	1.2122	－
2025 年 1 月末日	147,089,933	－	1.1876	－
2 月末日	161,983,432	－	1.1637	－
3 月末日	180,106,011	－	1.1759	－
4 月末日	200,830,741	－	1.1552	－
5 月末日	219,155,625	－	1.1619	－
6 月末日	242,760,377	－	1.1905	－
7 月末日	259,805,825	－	1.2122	－
8 月末日	3,781,655,669	－	1.2091	－
9 月末日	3,878,159,052	－	1.2325	－
10 月末日	4,415,542,982	－	1.2802	－

② 分配の推移

	1口当たりの分配金（円）
第 1 期	－
第 2 期	－
第 3 期	－

③ 収益率の推移

	収益率（%）
第 1 期	7.0
第 2 期	8.9
第 3 期	3.8

（注） 収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円（1万口当たり）として計算しています。

【参考情報】

「先進国債券インデックス・マザーファンド」

マザーファンドの投資状況

資産の種類		金額（円）	投資比率（%）
国債証券		64,163,701,851	98.18
	内 アメリカ	29,747,664,428	45.52
	内 中国	7,369,496,567	11.28
	内 フランス	4,649,057,589	7.11
	内 イタリア	4,369,831,153	6.69
	内 イギリス	3,660,467,383	5.60
	内 ドイツ	3,636,412,976	5.56
	内 スペイン	2,826,144,730	4.32
	内 カナダ	1,296,183,320	1.98
	内 ベルギー	967,331,936	1.48
	内 オランダ	805,796,462	1.23
	内 オーストラリア	787,732,992	1.21
	内 オーストリア	679,665,022	1.04
	内 メキシコ	541,416,253	0.83
	内 ポーランド	422,774,305	0.65
	内 ポルトガル	387,693,857	0.59
	内 フィンランド	333,302,244	0.51
	内 マレーシア	329,877,750	0.50
	内 アイルランド	275,760,407	0.42
	内 シンガポール	258,173,397	0.40
	内 イスラエル	249,369,170	0.38
	内 ニュージーランド	191,736,164	0.29
	内 デンマーク	145,394,607	0.22
	内 スウェーデン	125,483,119	0.19
	内 ノルウェー	106,936,020	0.16
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		1,190,708,678	1.82
純資産総額		65,354,410,529	100.00

（注） 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄 国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率 （%）
1	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.5% 2027/04/15 アメリカ	国債証券	796,697,000	101.23 806,562,338	101.17 806,064,403	4.5 2027/4/15	1.23
2	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.5% 2027/05/15 アメリカ	国債証券	477,710,000	101.18 483,383,609	101.24 483,662,696	4.5 2027/5/15	0.74
3	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.875% 2028/08/15 アメリカ	国債証券	431,480,000	97.73 421,687,421	98.04 423,052,656	2.875 2028/8/15	0.65
4	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.25% 2035/05/15 アメリカ	国債証券	416,070,000	100.24 417,081,304	101.37 421,790,962	4.25 2035/5/15	0.65
5	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.625% 2027/06/15 アメリカ	国債証券	415,145,400	101.61 421,842,801	101.53 421,518,504	4.625 2027/6/15	0.64
6	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.875% 2032/02/15 アメリカ	国債証券	462,300,000	88.15 407,529,725	89.04 411,645,639	1.875 2032/2/15	0.63
7	FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 2.75% 2030/02/25 フランス	国債証券	408,329,900	100.74 411,391,152	100.77 411,493,640	2.75 2030/2/25	0.63
8	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.5% 2030/04/30 アメリカ	国債証券	402,201,000	98.91 397,833,343	99.16 398,854,555	3.5 2030/4/30	0.61
9	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.875% 2032/05/15 アメリカ	国債証券	414,991,300	93.62 388,551,808	94.29 391,307,606	2.875 2032/5/15	0.60
10	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.875% 2027/11/30 アメリカ	国債証券	388,332,000	100.41 389,947,407	100.53 390,395,013	3.875 2027/11/30	0.60
11	FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4% 2038/10/25 フランス	国債証券	369,993,250	103.88 384,352,433	103.53 383,091,011	4 2038/10/25	0.59

12	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.875% 2034/08/15 アメリカ	国債証券	362,135,000	97.80 354,200,837	98.85 358,004,395	3.875 2034/8/15	0.55
13	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.375% 2031/11/15 アメリカ	国債証券	405,283,000	85.98 348,464,217	86.88 352,137,095	1.375 2031/11/15	0.54
14	FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 5.75% 2032/10/25 フランス	国債証券	297,421,080	117.75 350,229,046	117.35 349,052,486	5.75 2032/10/25	0.53
15	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.875% 2033/08/15 アメリカ	国債証券	345,184,000	98.54 340,174,521	99.48 343,417,624	3.875 2033/8/15	0.53
16	CHINA GOVERNMENT BOND 1.45% 2028/02/25 中国	国債証券	335,668,000	100.04 335,815,959	100.12 336,077,783	1.45 2028/2/25	0.51
17	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.75% 2032/08/15 アメリカ	国債証券	355,971,000	92.41 328,977,561	93.25 331,970,761	2.75 2032/8/15	0.51
18	SPAIN GOVERNMENT BOND 3.5% 2029/05/31 スペイン	国債証券	319,174,900	104.03 332,044,590	103.96 331,826,993	3.5 2029/5/31	0.51
19	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.875% 2027/02/28 アメリカ	国債証券	339,020,000	97.13 329,299,658	97.67 331,153,674	1.875 2027/2/28	0.51
20	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4% 2027/01/15 アメリカ	国債証券	315,905,000	100.27 316,781,130	100.35 317,040,267	4 2027/1/15	0.49
21	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.375% 2029/03/31 アメリカ	国債証券	328,233,000	95.52 313,552,262	95.96 314,975,461	2.375 2029/3/31	0.48
22	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.125% 2032/05/31 アメリカ	国債証券	308,200,000	100.98 311,246,499	101.47 312,750,757	4.125 2032/5/31	0.48
23	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.875% 2027/05/31 アメリカ	国債証券	311,282,000	100.29 312,194,481	100.33 312,339,859	3.875 2027/5/31	0.48
24	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4% 2028/02/29 アメリカ	国債証券	308,200,000	100.71 310,415,705	100.87 310,896,750	4 2028/2/29	0.48

25	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.625% 2028/05/31 アメリカ	国債証券	308,200,000	99.78 307,538,370	100.03 308,320,382	3.625 2028/5/31	0.47
26	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.125% 2027/08/31 アメリカ	国債証券	308,200,000	98.89 304,804,982	99.10 305,443,052	3.125 2027/8/31	0.47
27	FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 2.75% 2029/02/25 フランス	国債証券	294,211,500	101.20 297,761,225	101.15 297,606,700	2.75 2029/2/25	0.46
28	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.625% 2030/03/31 アメリカ	国債証券	297,413,000	99.47 295,844,608	99.69 296,518,434	3.625 2030/3/31	0.45
29	UNITED KINGDOM GILT 4.125% 2027/01/29 イギリス	国債証券	294,031,000	100.33 295,023,916	100.37 295,121,613	4.125 2027/1/29	0.45
30	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.25% 2028/05/31 アメリカ	国債証券	311,282,000	93.60 291,364,813	94.21 293,261,687	1.25 2028/5/31	0.45

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率（%）
国債証券	98.18
合計	98.18

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

マザーファンドの投資不動産物件
該当事項はありません。

マザーファンドのその他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

Ⅱ 財務ハイライト情報

- 以下の情報は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ．投資信託（ファンド）の経理状況」に記載されている「1．財務諸表」から抜粋して記載したものです。
- ファンドの財務諸表については、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ．投資信託（ファンド）の経理状況」に添付されています。

1．貸借対照表

項目	第2期 （2024 年8月2日現在）	第3期 （2025 年8月4日現在）
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	74,382,794	264,025,174
未収入金	－	22,205
流動資産合計	74,382,794	264,047,379
資産合計	74,382,794	264,047,379
負債の部		
流動負債		
未払解約金	－	22,205
未払受託者報酬	4,265	17,099
未払委託者報酬	17,170	68,525
その他未払費用	28,647	67,311
流動負債合計	50,082	175,140
負債合計	50,082	175,140
純資産の部		
元本等		
元本	63,809,396	218,284,762
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	10,523,316	45,587,477
（分配準備積立金）	1,521,954	9,653,512
元本等合計	74,332,712	263,872,239
純資産合計	74,332,712	263,872,239
負債純資産合計	74,382,794	264,047,379

2. 損益および剰余金計算書

項目	第2期 （自　2023 年8月3日 至　2024 年8月2日）	第3期 （自　2024 年8月3日 至　2025 年8月4日）
	金額（円）	金額（円）
営業収益		
有価証券売買等損益	1,563,494	8,427,588
営業収益合計	1,563,494	8,427,588
営業費用		
受託者報酬	5,413	26,518
委託者報酬	21,826	106,336
その他費用	36,437	129,971
営業費用合計	63,676	262,825
営業利益又は営業損失（△）	1,499,818	8,164,763
経常利益又は経常損失（△）	1,499,818	8,164,763
当期純利益又は当期純損失（△）	1,499,818	8,164,763
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	51,171	9,497
期首剰余金又は期首欠損金（△）	192,342	10,523,316
剰余金増加額又は欠損金減少額	9,016,758	27,273,756
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	9,016,758	27,273,756
剰余金減少額又は欠損金増加額	134,431	364,861
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	134,431	364,861
分配金	―	―
期末剰余金又は期末欠損金（△）	10,523,316	45,587,477

3. 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1　有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2　その他財務諸表作成のための基礎となる事項

計算期間末日の取扱い

当計算期間は当計算期間末日が休業日であったため、2024 年8月3日から 2025 年8月4日までとなっております。

資産の運用に関する重要な事項

Ⅰ 投資信託（ファンド）の沿革

2023年3月15日　　ファンドの信託契約締結、設定、運用開始

Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況

（1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2）当ファンドは、第3期計算期間（2024年8月3日から2025年8月4日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年10月10日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鶴田 光夫

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　奈良 将太朗

監査意見

当監査法人は、外国債券インデックス・ファンドＶＡ（適格機関投資家専用）の2024年8月3日から2025年8月4日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、外国債券インデックス・ファンドＶＡ（適格機関投資家専用）の2025年8月4日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

1. 財務諸表

（1）貸借対照表

項目	第2期 （2024 年8月2日現在） 金額（円）	第3期 （2025 年8月4日現在） 金額（円）
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	74,382,794	264,025,174
未収入金	－	22,205
流動資産合計	74,382,794	264,047,379
資産合計	74,382,794	264,047,379
負債の部		
流動負債		
未払解約金	－	22,205
未払受託者報酬	4,265	17,099
未払委託者報酬	17,170	68,525
その他未払費用	28,647	67,311
流動負債合計	50,082	175,140
負債合計	50,082	175,140
純資産の部		
元本等		
元本	63,809,396	218,284,762
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	10,523,316	45,587,477
（分配準備積立金）	1,521,954	9,653,512
元本等合計	74,332,712	263,872,239
純資産合計	74,332,712	263,872,239
負債純資産合計	74,382,794	264,047,379

（2）損益及び剰余金計算書

項目	第2期 （自　2023 年8月3日 至　2024 年8月2日）	第3期 （自　2024 年8月3日 至　2025 年8月4日）
	金額（円）	金額（円）
営業収益		
有価証券売買等損益	1,563,494	8,427,588
営業収益合計	1,563,494	8,427,588
営業費用		
受託者報酬	5,413	26,518
委託者報酬	21,826	106,336
その他費用	36,437	129,971
営業費用合計	63,676	262,825
営業利益又は営業損失（△）	1,499,818	8,164,763
経常利益又は経常損失（△）	1,499,818	8,164,763
当期純利益又は当期純損失（△）	1,499,818	8,164,763
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	51,171	9,497
期首剰余金又は期首欠損金（△）	192,342	10,523,316
剰余金増加額又は欠損金減少額	9,016,758	27,273,756
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	9,016,758	27,273,756
剰余金減少額又は欠損金増加額	134,431	364,861
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	134,431	364,861
分配金	―	―
期末剰余金又は期末欠損金（△）	10,523,316	45,587,477

（3）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1　有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2　その他財務諸表作成のための基礎となる事項

計算期間末日の取扱い

当計算期間は当計算期間末日が休業日であったため、2024 年8月3日から 2025 年8月4日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第2期 （2024 年8月2日現在）	第3期 （2025 年8月4日現在）
1　当該計算期間の末日における受益権総数	63,809,396 口	218,284,762 口
2　1口当たり純資産額	1.1649 円	1.2088 円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第2期 （自　2023 年8月3日 至　2024 年8月2日）	第3期 （自　2024 年8月3日 至　2025 年8月4日）
分配金の計算過程	当計算期末における、費用控除後の配当等収益（923,955 円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（524,692 円）、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）（6,966,633 円）、収益調整金（その他収益調整金）（2,034,729 円）、分配準備積立金（73,307 円）により、分配対象収益は 10,523,316 円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。	当計算期末における、費用控除後の配当等収益（4,991,202 円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（3,164,064 円）、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）（24,803,740 円）、収益調整金（その他収益調整金）（11,130,225 円）、分配準備積立金（1,498,246 円）により、分配対象収益は 45,587,477 円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。

（金融商品に関する注記）
Ⅰ　金融商品の状況に関する事項
1　金融商品に対する取組方針
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。
当ファンドの主な投資リスクとして、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「流動性リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

3　金融商品に係るリスク管理体制
(1) 市場リスクの管理
ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。
(2) 信用リスクの管理
ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。
(3) 取引先リスクの管理
リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国の BlackRock, Inc.の RQA Counterparty & Concentration Risk チームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国の BlackRock, Inc.の RQA Counterparty & Concentration Risk チームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

第2期 （2024 年8月2日現在）	第3期 （2025 年8月4日現在）
1　貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1　貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2　時価の算定方法 （1）有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 （2）上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務） これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	2　時価の算定方法 （1）有価証券 同左 （2）上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務） 同左
3　金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3　金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左
4　金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。	4　金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左

Ⅲ　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月 24 日改正内閣府令第 61 号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

（その他の注記）
1　期中元本変動額

項目	第2期 （2024年8月2日現在）	第3期 （2025年8月4日現在）
期首元本額	2,761,828円	63,809,396円
期中追加設定元本額	62,540,284円	156,625,345円
期中一部解約元本額	1,492,716円	2,149,979円

2　有価証券関係
第2期(2024 年8月2日現在)
売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,511,061
合計	1,511,061

第3期（2025 年8月4日現在）
売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	8,414,430
合計	8,414,430

3　デリバティブ取引関係
該当事項はありません。

（4）附属明細表

第１　有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	先進国債券インデックス・マザーファンド	161,879,322	264,025,174	
親投資信託受益証券　合計			264,025,174	
合計			264,025,174	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. 投資信託（ファンド）の現況

純資産額計算書(2025 年 10 月末現在)

「外国債券インデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）」

Ⅰ 資産総額	4,416,218,833 円
Ⅱ 負債総額	675,851 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	4,415,542,982 円
Ⅳ 発行済数量	3,449,203,347 口
Ⅴ 1単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.2802 円

【参考情報】

「先進国債券インデックス・マザーファンド」

Ⅰ 資産総額	65,694,905,872 円
Ⅱ 負債総額	340,495,343 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	65,354,410,529 円
Ⅳ 発行済数量	37,829,566,641 口
Ⅴ 1単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.7276 円

Ⅲ 設定及び解約の実績

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第 1 期	2,794,122	32,294	2,761,828
第 2 期	62,540,284	1,492,716	63,809,396
第 3 期	156,625,345	2,149,979	218,284,762

資産の運用に関する極めて重要な事項

資産の運用に関する重要な事項

国内リートインデックス・ファンドVA
（適格機関投資家専用）

ブラックロック・ジャパン株式会社

目　　次

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格 209
2. 投資方針および投資リスク 211
3. その他詳細情報 215
4. 運用状況 218

Ⅱ　財務ハイライト情報 223

資産の運用に関する重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の沿革 226

Ⅱ　投資信託（ファンド）の経理状況

1. 財務諸表 229
2. 投資信託（ファンド）の現況 236

Ⅲ　設定及び解約の実績 237

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ 投資信託（ファンド）の状況

1．投資信託（ファンド）の性格

1 名 称

国内リートインデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）

以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。

2 目的および基本的性格

この投資信託は、日本の不動産投資信託証券（リート）市場を代表する指数（S＆P J－REIT指数（配当込み））（以下、「対象指数」という場合があります。）に連動する運用成果を目指します。国内リート・インデックス・マザーファンド受益証券（以下、「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、日本の不動産投資信託証券等を主要投資対象とします。

＊当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、追加型投信／国内／不動産投信／インデックス型（その他）に分類されます。

3 特 色

- マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本の不動産投資信託証券市場を代表する指数に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更に当たっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。
- マザーファンド受益証券への投資を通じて、効率的な運用を目的として、不動産投資信託証券を主要投資対象とする上場投資信託証券（ETF）への投資を行う場合があります。
- マザーファンド受益証券への投資を通じて、対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、不動産投資信託証券の実質投資比率（組入現物不動産投資信託証券の時価総額に指数先物取引等の買建額を加算し、または指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が 100%を超える場合があります。
- ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

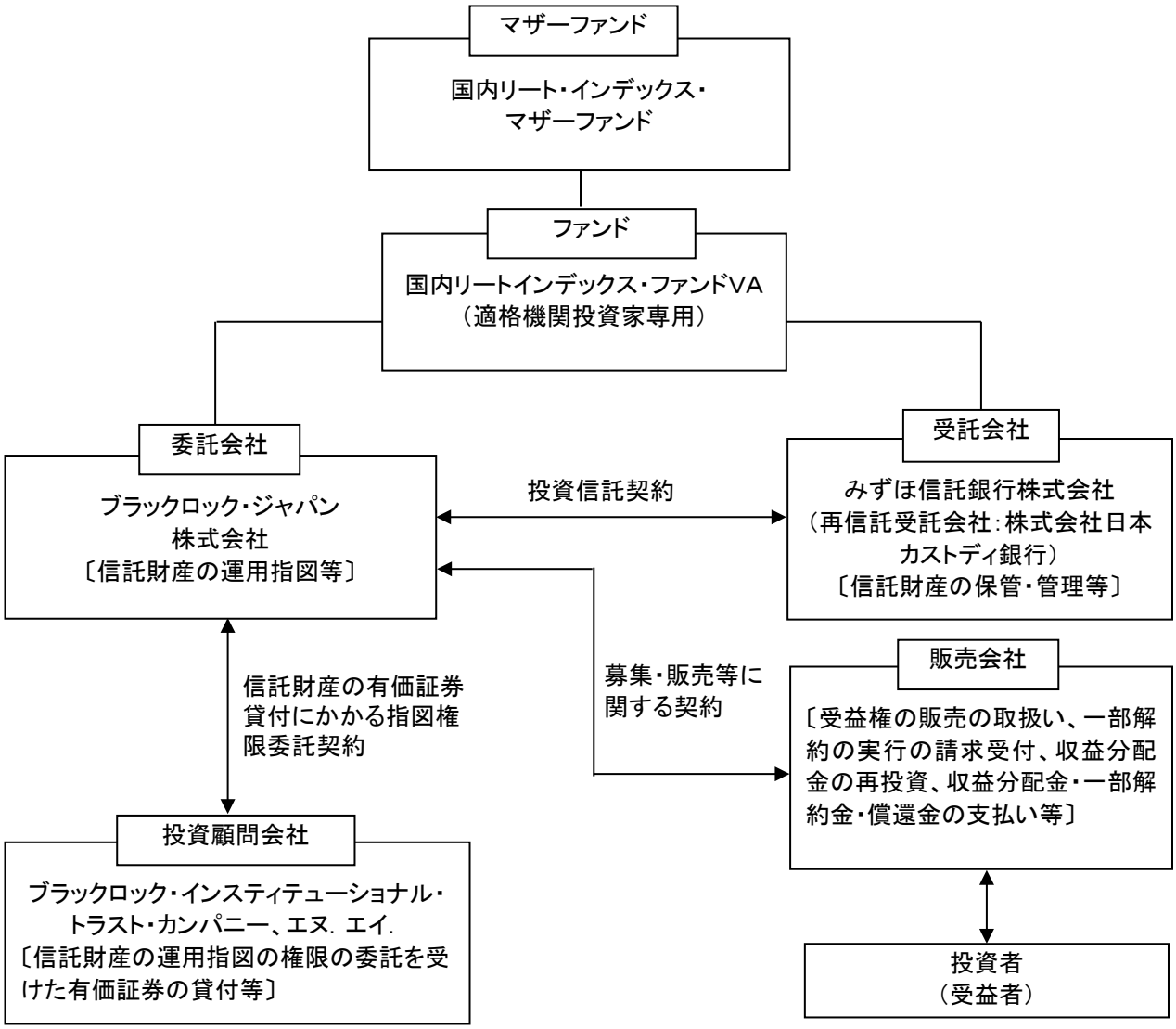
【ファンドのベンチマーク】
当ファンドはS＆P J－REIT指数（配当込み）をベンチマークとします。

■「S&P J-REIT指数(配当込み)」の著作権等について

当ファンドは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス社（以下「S&P DJI」）またはその関係会社によって支持、保証、販売または販売促進されるものではありません。S&P DJIおよびその関係会社は、当ファンドの所有者もしくは一般の者に対して、当ファンドへの投資適合性について、また当ファンドが当該インデックスの利回りに追随する能力、および当該インデックスが市場全般のパフォーマンスに追随する能力について、明示的にも暗示的にも、何ら表明または保証するものではありません。S&P DJIおよびその関係会社の当ファンドおよびブラックロック・ジャパン株式会社に対する唯一の関係は、当ファンド、ブラックロック・ジャパン株式会社に考慮することなくS&P DJIおよびその関係会社が決定、組成、計算する当該インデックスおよびその登録商標についての利用許諾を与えるものではありません。S&P DJIおよびその関係会社は、当該インデックスに関する決定、作成または計算においてブラックロック・ジャパン株式会社または当ファンドの所有者の要望等を考慮しません。S&P DJIおよびその関係会社は当ファンドの価格・数量の決定、発行・販売に関する時期、または当ファンドを現金に換算する式の決定もしくは計算に関わっておらず、これらに責任を負いません。S&P DJIおよびその関係会社は、当ファンドの管理、マーケティングまたは取引に関する義務または責任を何ら負いません。S&P DJIおよびその関係会社は、当該インデックスまたはそれに含まれるいかなるデータの正確性や完全性を保証するものではなく、いかなる誤り、欠落または遅延に対しても何ら責任を負いません。S&P DJIおよびその関係会社は、当該インデックスまたはそれらに含まれる一切のデータの使用により、ブラックロック・ジャパン株式会社、当ファンドの所有者またはその他の者等に生じた結果に対して、明示的にも暗示的にも何ら保証しません。S&P DJIおよびその関係会社は、当該インデックスまたはそれに含まれる一切のデータに関して、商品性の保証や特定の目的・使用における適合性に対する一切の保証を免除されることを明示し、かつそれらに関して明示もしくは暗示の保証も行いません。上記に関わらず、当該インデックスおよびそのデータの使用から生じる特定の、罰則的、直接的、間接的あるいは結果的な損害（利益の損失を含む）について、仮にその可能性について事前に通知されていたとしても、S&P DJIおよびその関係会社が責任を負いません。

※上記のベンチマークは本書作成日現在のものであり、将来、上記の決定方針に基づき変更となる場合があります。

4 仕組み



※上記の仕組みは、今後変更となる場合があります。

2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

国内リート・インデックス・マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、日本の不動産投資信託証券（リート）市場を代表する指数（S＆P　J－REIT指数（配当込み））に連動する運用成果を目指します。

- マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本の不動産投資信託証券市場を代表する指数に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更に当たっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。
- マザーファンド受益証券への投資を通じて、効率的な運用を目的として、不動産投資信託証券を主要投資対象とする上場投資信託証券（ETF）への投資を行う場合があります。
- マザーファンド受益証券への投資を通じて、対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、不動産投資信託証券の実質投資比率（組入現物不動産投資信託証券の時価総額に指数先物取引等の買建額を加算し、または指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が 100%を超える場合があります。
- ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

投資対象の詳細につきましては「3.その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

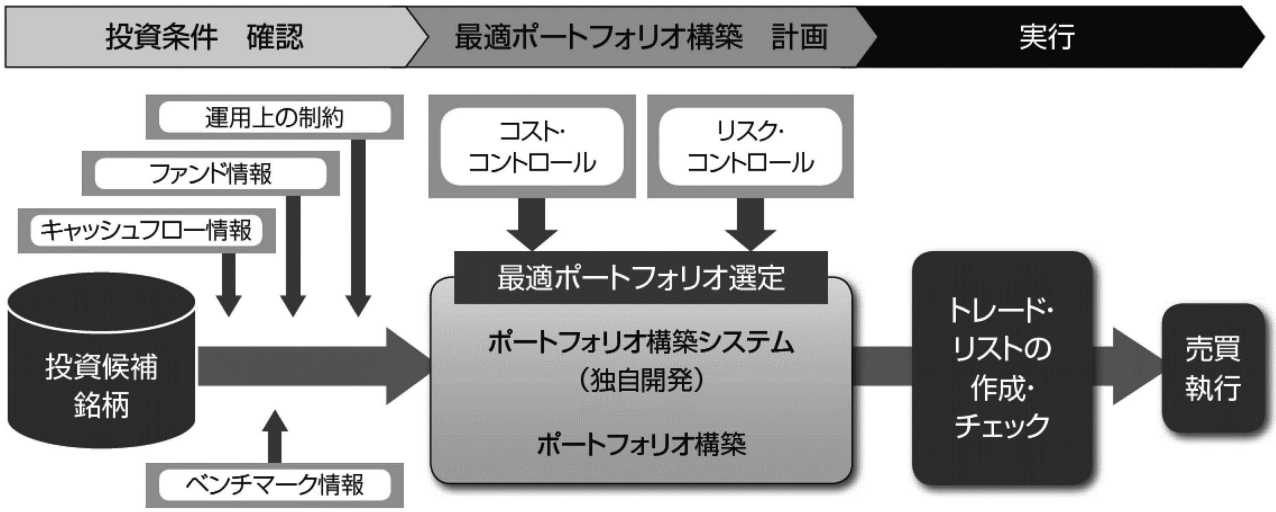
国内リート・インデックス・マザーファンド

- 日本の不動産投資信託証券市場を代表する指数（S＆P　J－REIT指数（配当込み））に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更に当たっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。
- 効率的な運用を目的として、不動産投資信託証券を主要投資対象とする上場投資信託証券（ETF）への投資を行う場合があります。
- 対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、不動産投資信託証券の実質投資比率（組入現物不動産投資信託証券の時価総額に指数先物取引等の買建額を加算し、または指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が 100%を超える場合があります。
- ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

2 運用体制

ファンドの運用は委託会社の運用部門、株式インデックス運用部が担当します。委託会社はブラックロックが独自開発した計量モデルを用い、取引コストやリスク特性等を勘案したポートフォリオ構築を行います。
また、ポートフォリオは前述のモデルを用い、随時パフォーマンスおよびリスクの分析を行い、必要に応じてポートフォリオのリバランスを行います。

- 委託会社の運用体制における内部管理、意思決定を監督する組織およびプロセス等は以下の通りです。



※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
※上記運用プロセスは変更となる場合があります。

（注）上記運用体制は、今後変更となる場合があります。

3 主な投資制限

ファンドの法令および投資信託約款に基づく主な投資制限は以下の通りです。
① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
③ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。
④ 上場投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
⑤ 投資信託証券（マザーファンドおよび上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。
⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

投資制限の詳細につきましては、「3．その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。
② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
③ 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。
④ 上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
⑤ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。
⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

4 投資リスクについて

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きによる影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。
当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

①基準価額の主な変動要因

a. 不動産投資信託証券への投資リスク
不動産投資信託証券に投資します。不動産投資信託証券は、保有不動産の評価額等の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により価格が変動します。また、不動産投資信託証券を購入あるいは売却しようとする際に、市場の急変等により流動性が低下し、購入もしくは売却が困難または不可能等になることが考えられます。加えて、不動産投資信託証券の運営上のリスクの影響（当該不動産投資信託証券の上場廃止等）を受けることが想定されます。このような事態が生じた場合にはファンドの運用成果に影響を与えます。

b. デリバティブ取引のリスク
先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響からファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけでなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

c. ベンチマークと基準価額の乖離要因
ファンドは、基準価額がベンチマークの動きと高位に連動することを目指しますが、主として信託報酬、取引費用、組入銘柄とベンチマーク採用銘柄の相違等の要因があるため、ベンチマークと一致した推移をすることを運用上約束するものではありません。

②リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

（注）上記リスクの管理体制は、今後変更となる場合があります。

3. その他詳細情報

1 国内リートインデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）の投資対象

a. 投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）とします。

(a) 有価証券

(b) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条から第25条に定めるものに限ります。）

(c) 金銭債権（(a)および(d)に掲げるものに該当するものを除きます。）

(d) 約束手形

b. 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてブラックロック・ジャパン株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された国内リート・インデックス・マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第 12 号ならびに第 17 号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第 12 号ならびに第 17 号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券および第 14 号の証券のうち投資法人債券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 13 号および第 14 号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

c. 投資対象とする金融商品

委託会社は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

2 国内リートインデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）の投資制限

a. 投資する株式等の範囲

(a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(b) (a) にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

b. 信用取引の指図範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) (a)の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b)の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

c. 先物取引等の運用指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

(b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(c) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

d. スワップ取引の運用指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

(d) (c)において親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(e) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(f) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

e. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(b) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

f. 有価証券の貸付の指図および範囲

(a) 委託会社（約款第20条に規定する委託会社から委託を受けた者を含みます。以下、本条において同じ。）は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
3. 投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

(b) (a)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

g. 公社債の空売りの指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) (a) の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b)の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

h. 公社債の借入れの指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(b) (a) の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b)の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(d) (a) の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁するものとします。

i. 外貨建資産への投資制限

(a) 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額、組入投資信託証券（親投資信託を含みます。）に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の50を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

(b)(a)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する組入投資信託証券の時価総額に組入投資信託証券の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

j. 外国為替予約の指図および範囲

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

k. 資金借入れ

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行

う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

（c）収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

（d）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

※上記は信託約款からの抜粋です。信託約款は法令改正や制度変更等により変更となる場合があります。

4. 運用状況

下の運用状況は 2025 年 10 月末現在のものです。
「国内リートインデックス・ファンド VA（適格機関投資家専用）」

1 投資状況

資産の種類		金額（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券		107,360,761	100.06
	内 日本	107,360,761	100.06
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		△59,504	△0.06
純資産総額		107,301,257	100.00

2 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄 国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率（%）
1	国内リート・インデックス・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	50,877,055	1.8721 95,249,526	2.1102 107,360,761	ー ー	100.06

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.06
合計	100.06

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

② 投資不動産物件
該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

3 運用実績

① 純資産の推移

2025 年 10 月末現在、同日前 1 年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（分配落）（円）	純資産総額（分配付）（円）	1口当たりの純資産額（分配落）（円）	1口当たりの純資産額（分配付）（円）
第 1 期（2023 年 11 月 2 日）	5,511,754	5,511,754	1.0401	1.0401
第 2 期（2024 年 11 月 5 日）	27,408,982	27,408,982	0.9934	0.9934
2024 年 10 月末日	27,552,819	―	0.9981	―
11 月末日	29,802,265	―	0.9892	―
12 月末日	32,329,259	―	0.9891	―
2025 年 1 月末日	36,079,568	―	1.0235	―
2 月末日	39,373,671	―	1.0316	―
3 月末日	41,614,672	―	1.0286	―
4 月末日	45,167,724	―	1.0442	―
5 月末日	49,019,345	―	1.0619	―
6 月末日	53,460,747	―	1.0918	―
7 月末日	59,421,808	―	1.1457	―
8 月末日	67,101,570	―	1.1907	―
9 月末日	100,657,200	―	1.1943	―
10 月末日	107,301,257	―	1.2230	―

② 分配の推移

	1口当たりの分配金（円）
第 1 期	―
第 2 期 2024 年 11 月 6 日～2025 年 5 月 5 日	― ―

③ 収益率の推移

	収益率（%）
第 1 期	4.0
第 2 期 2024 年 11 月 6 日～2025 年 5 月 5 日	△4.5 7.4

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数です。なお、第 1 期計算期間については、前期末基準価額を 10,000 円（1 万口当たり）として計算しています。

【参考情報】

「国内リート・インデックス・マザーファンド」

マザーファンドの投資状況

資産の種類		金額（円）	投資比率（%）
投資証券		3,805,676,500	97.23
	内 日本	3,805,676,500	97.23
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		108,607,499	2.77
純資産総額		3,914,283,999	100.00

（注）当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄 国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率（%）
1	日本ビルファンド投資法人 日本	投資証券	2,034	131,270.92 267,005,064	142,200.00 289,234,800	－ －	7.39
2	ジャパンリアルエステイト投資法人 日本	投資証券	1,673	112,061.26 187,478,494	127,100.00 212,638,300	－ －	5.43
3	日本都市ファンド投資法人 日本	投資証券	1,691	93,426.04 157,983,443	119,100.00 201,398,100	－ －	5.15
4	野村不動産マスターファンド投資法人 日本	投資証券	1,016	142,183.01 144,457,939	164,400.00 167,030,400	－ －	4.27
5	KDX不動産投資法人 日本	投資証券	950	147,731.85 140,345,262	170,400.00 161,880,000	－ －	4.14
6	GLP投資法人 日本	投資証券	1,128	129,061.73 145,581,636	139,700.00 157,581,600	－ －	4.03
7	日本プロロジスリート投資法人 日本	投資証券	1,677	80,556.53 135,093,317	89,600.00 150,259,200	－ －	3.84
8	大和ハウスリート投資法人 日本	投資証券	1,079	116,924.34 126,161,366	132,800.00 143,291,200	－ －	3.66
9	オリックス不動産投資法人 日本	投資証券	1,298	83,452.48 108,321,329	104,300.00 135,381,400	－ －	3.46
10	ユナイテッド・アーバン投資法人 日本	投資証券	720	143,712.80 103,473,222	186,500.00 134,280,000	－ －	3.43
11	インヴィンシブル投資法人 日本	投資証券	1,798	62,578.96 112,516,973	68,900.00 123,882,200	－ －	3.16
12	アドバンス・レジデンス投資法人 日本	投資証券	674	148,855.98 100,328,932	166,800.00 112,423,200	－ －	2.87
13	ジャパン・ホテル・リート投資法人 日本	投資証券	1,199	69,598.46 83,448,557	89,800.00 107,670,200	－ －	2.75
14	日本プライムリアルティ投資法人 日本	投資証券	927	85,637.45 79,385,925	104,800.00 97,149,600	－ －	2.48

15	産業ファンド投資法人 日本	投資証券	596	115,765.45 68,996,214	143,200.00 85,347,200	― ―	2.18
16	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人 日本	投資証券	757	101,616.62 76,923,785	111,700.00 84,556,900	― ―	2.16
17	積水ハウス・リート投資法人 日本	投資証券	1,024	74,945.11 76,743,795	79,300.00 81,203,200	― ―	2.07
18	三井不動産アコモデーションファンド投資法人 日本	投資証券	592	116,394.32 68,905,439	129,800.00 76,841,600	― ―	1.96
19	アクティビア・プロパティーズ投資法人 日本	投資証券	497	110,943.58 55,138,960	141,000.00 70,077,000	― ―	1.79
20	日本ロジスティクスファンド投資法人 日本	投資証券	649	91,093.29 59,119,549	99,900.00 64,835,100	― ―	1.66
21	ラサールロジポート投資法人 日本	投資証券	426	142,090.90 60,530,727	149,100.00 63,516,600	― ―	1.62
22	大和証券リビング投資法人 日本	投資証券	566	91,176.39 51,605,838	110,400.00 62,486,400	― ―	1.60
23	大和証券オフィス投資法人 日本	投資証券	162	302,940.53 49,076,366	377,000.00 61,074,000	― ―	1.56
24	フロンティア不動産投資法人 日本	投資証券	604	80,291.71 48,496,198	90,500.00 54,662,000	― ―	1.40
25	コンフォリア・レジデンシャル投資法人 日本	投資証券	167	285,272.17 47,640,453	325,000.00 54,275,000	― ―	1.39
26	森ヒルズリート投資法人 日本	投資証券	369	128,999.83 47,600,940	146,200.00 53,947,800	― ―	1.38
27	イオンリート投資法人 日本	投資証券	406	126,849.74 51,500,995	130,400.00 52,942,400	― ―	1.35
28	ヒューリックリート投資法人 日本	投資証券	288	137,436.84 39,581,810	171,500.00 49,392,000	― ―	1.26
29	森トラストリート投資法人 日本	投資証券	594	61,876.59 36,754,700	77,700.00 46,153,800	― ―	1.18
30	NTT都市開発リート投資法人 日本	投資証券	324	119,002.24 38,556,728	136,400.00 44,193,600	― ―	1.13

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率（%）
投資証券	97.23
合計	97.23

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

マザーファンドの投資不動産物件
該当事項はありません。

マザーファンドのその他投資資産の主要なもの

種類	地域	取引所	資産名	買建／売建	数量	簿価金額（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
不動産投信指数先物取引	日本	大阪取引所	東証 REIT 指数先物 2025 年 12 月限	買建	46	88,076,360	90,068,000	2.30

（注 1）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

（注 2）評価金額は、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

Ⅱ 財務ハイライト情報

- 以下の情報は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ．投資信託（ファンド）の経理状況」に記載されている「1．財務諸表」から抜粋して記載したものです。
- ファンドの財務諸表については、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ．投資信託（ファンド）の経理状況」に添付されています。
  なお、従来、当ファンドが監査証明を受けているPwCあらた有限責任監査法人は、2023 年 12 月1日付でPwC京都監査法人と合併、名称を変更し PwC Japan 有限責任監査法人となりました。

1．貸借対照表

項目	第1期 （2023 年 11 月2日現在）	第2期 （2024 年 11 月5日現在）
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	5,512,878	27,428,512
未収入金	―	14,956
流動資産合計	5,512,878	27,443,468
資産合計	5,512,878	27,443,468
負債の部		
流動負債		
未払解約金	―	14,956
未払受託者報酬	49	1,185
未払委託者報酬	352	6,102
その他未払費用	723	12,243
流動負債合計	1,124	34,486
負債合計	1,124	34,486
純資産の部		
元本等		
元本	5,299,458	27,590,890
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	212,296	△181,908
（分配準備積立金）	59,905	760,759
元本等合計	5,511,754	27,408,982
純資産合計	5,511,754	27,408,982
負債純資産合計	5,512,878	27,443,468

2. 損益および剰余金計算書

項目	第1期 （自 2023 年3月 15 日 至 2023 年 11 月2日）	第2期 （自 2023 年 11 月3日 至 2024 年 11 月5日）
	金額（円）	金額（円）
営業収益		
有価証券売買等損益	2,741	△870,701
営業収益合計	2,741	△870,701
営業費用		
受託者報酬	84	1,697
委託者報酬	812	8,871
その他費用	1,684	17,827
営業費用合計	2,580	28,395
営業利益又は営業損失（△）	161	△899,096
経常利益又は経常損失（△）	161	△899,096
当期純利益又は当期純損失（△）	161	△899,096
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	503	△56,120
期首剰余金又は期首欠損金（△）	－	212,296
剰余金増加額又は欠損金減少額	213,147	503,912
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	213,147	503,912
剰余金減少額又は欠損金増加額	509	55,140
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	509	55,140
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	212,296	△181,908

3. 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1　有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2　その他財務諸表作成のための基礎となる事項

計算期間末日の取扱い

当計算期間は当計算期間末日が休業日であったため、2023 年 11 月3日から 2024 年 11 月5日までとなっております。

資産の運用に関する重要な事項

Ⅰ 投資信託（ファンド）の沿革

2023年3月15日　　ファンドの信託契約締結、設定、運用開始

Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況

（1） 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2） 当ファンドは、第2期計算期間（2023年11月3日から2024年11月5日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、従来、当ファンドが監査証明を受けているPwCあらた有限責任監査法人は、2023年12月1日付でPwC京都監査法人と合併、名称を変更しPwC Japan有限責任監査法人となりました。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025 年 1 月 17 日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鶴田 光夫

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　奈良 将太朗

監査意見
当監査法人は、国内リートインデックス・ファンドＶＡ（適格機関投資家専用）の 2023 年 11 月 3 日から 2024 年 11 月 5 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国内リートインデックス・ファンドＶＡ（適格機関投資家専用）の 2024 年 11 月 5 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。
当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

1. 財務諸表

（1）貸借対照表

項目	第1期 （2023 年 11 月2日現在）	第2期 （2024 年 11 月5日現在）
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	5,512,878	27,428,512
未収入金	―	14,956
流動資産合計	5,512,878	27,443,468
資産合計	5,512,878	27,443,468
負債の部		
流動負債		
未払解約金	―	14,956
未払受託者報酬	49	1,185
未払委託者報酬	352	6,102
その他未払費用	723	12,243
流動負債合計	1,124	34,486
負債合計	1,124	34,486
純資産の部		
元本等		
元本	5,299,458	27,590,890
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	212,296	△181,908
（分配準備積立金）	59,905	760,759
元本等合計	5,511,754	27,408,982
純資産合計	5,511,754	27,408,982
負債純資産合計	5,512,878	27,443,468

（2）損益及び剰余金計算書

項目	第1期 （自　2023 年3月 15 日 至　2023 年 11 月2日）	第2期 （自　2023 年 11 月3日 至　2024 年 11 月5日）
	金額（円）	金額（円）
営業収益		
有価証券売買等損益	2,741	△870,701
営業収益合計	2,741	△870,701
営業費用		
受託者報酬	84	1,697
委託者報酬	812	8,871
その他費用	1,684	17,827
営業費用合計	2,580	28,395
営業利益又は営業損失（△）	161	△899,096
経常利益又は経常損失（△）	161	△899,096
当期純利益又は当期純損失（△）	161	△899,096
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	503	△56,120
期首剰余金又は期首欠損金（△）	－	212,296
剰余金増加額又は欠損金減少額	213,147	503,912
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	213,147	503,912
剰余金減少額又は欠損金増加額	509	55,140
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	509	55,140
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	212,296	△181,908

（3）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1　有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2　その他財務諸表作成のための基礎となる事項

計算期間末日の取扱い

当計算期間は当計算期間末日が休業日であったため、2023 年 11 月3日から 2024 年 11 月5日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第1期 （2023 年 11 月2日現在）	第2期 （2024 年 11 月5日現在）
1　当該計算期間の末日における受益権総数	5,299,458 口	27,590,890 口
2　投資信託財産の計算に関する規則第 55 条の6第 10 号に規定する額	－	元本の欠損 181,908 円
3　1口当たり純資産額	1.0401 円	0.9934 円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第1期 （自　2023 年3月 15 日 至　2023 年 11 月2日）	第2期 （自　2023 年 11 月3日 至　2024 年 11 月5日）
分配金の計算過程	当計算期末における、費用控除後の配当等収益（59,905 円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0 円)、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）(136,588 円)、収益調整金（その他収益調整金）(15,803 円)、分配準備積立金(0 円)により、分配対象収益は 212,296 円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。	当計算期末における、費用控除後の配当等収益（708,212 円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0 円）、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）（0 円）、収益調整金（その他収益調整金）(428,193 円)、分配準備積立金（52,547 円）により、分配対象収益は 1,188,952 円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。

（金融商品に関する注記）
Ⅰ　金融商品の状況に関する事項
1 金融商品に対する取組方針
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。
当ファンドの主な投資リスクとして、「不動産投資信託証券への投資リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

3 金融商品に係るリスク管理体制
(1) 市場リスクの管理
ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。
(2) 信用リスクの管理
ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。
(3) 取引先リスクの管理
リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国の BlackRock, Inc.の RQA Counterparty & Concentration Risk チームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国の BlackRock, Inc.の RQA Counterparty & Concentration Risk チームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

第1期 （2023年11月2日現在）	第2期 （2024 年 11 月5日現在）
1　貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1　貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2　時価の算定方法 (1) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務） これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	2　時価の算定方法 (1)有価証券 同左 (2)上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務） 同左
3　金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3　金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左
4　金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。	4　金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左

Ⅲ　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月 24 日改正内閣府令第 61 号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1 期中元本変動額

項目	第1期 （2023 年 11 月2日現在）	第2期 （2024 年 11 月5日現在）
期首元本額	1,000,000 円	5,299,458 円
期中追加設定元本額	4,323,039 円	24,131,501 円
期中一部解約元本額	23,581 円	1,840,069 円

2 有価証券関係

第1期（2023年11月2日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
親投資信託受益証券	2,205
合計	2,205

第2期（2024 年 11 月5日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△815,943
合計	△815,943

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（4）附属明細表

第１　有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	国内リート・インデックス・マザーファンド	16,027,881	27,428,512	
親投資信託受益証券　合計			27,428,512	
合計			27,428,512	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. 投資信託（ファンド）の現況

純資産額計算書(2025 年 10 月末現在)

「国内リートインデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）」

Ⅰ 資産総額	107,388,512 円
Ⅱ 負債総額	87,255 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	107,301,257 円
Ⅳ 発行済数量	87,739,015 口
Ⅴ 1単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.2230 円

【参考情報】

「国内リート・インデックス・マザーファンド」

Ⅰ 資産総額	3,920,106,542 円
Ⅱ 負債総額	5,822,543 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	3,914,283,999 円
Ⅳ 発行済数量	1,854,972,171 口
Ⅴ 1単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.1102 円

Ⅲ 設定及び解約の実績

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第 1 期	5,323,039	23,581	5,299,458
第 2 期	24,131,501	1,840,069	27,590,890
2024 年 11 月 6 日～ 2025 年 5 月 5 日	18,943,291	617,735	45,916,446

資産の運用に関する極めて重要な事項

資産の運用に関する重要な事項

先進国リートインデックス・ファンドVA
（適格機関投資家専用）

ブラックロック・ジャパン株式会社

目　　次

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格 241
2. 投資方針および投資リスク 243
3. その他詳細情報 247
4. 運用状況 249

Ⅱ　財務ハイライト情報 255

資産の運用に関する重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の沿革 258

Ⅱ　投資信託（ファンド）の経理状況

1. 財務諸表 261
2. 投資信託（ファンド）の現況 267

Ⅲ　設定及び解約の実績 268

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の状況

１．投資信託（ファンド）の性格

１ 名　称

先進国リートインデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）

以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。

２ 目的および基本的性格

この投資信託は、日本を除く先進国の不動産投資信託証券（リート）市場を代表する指数（S＆P先進国REIT指数（除く日本、税引後配当込み、円換算ベース））（以下、「対象指数」という場合があります。）に連動する運用成果を目指します。先進国リート・インデックス・マザーファンド受益証券（以下、「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、日本を除く先進国の不動産投資信託証券等を主要投資対象とします。

＊当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、追加型投信/海外／不動産投信／インデックス型（その他）に分類されます。

３ 特　色

- マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く先進国の不動産投資信託証券市場を代表する指数に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更に当たっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。
- マザーファンド受益証券への投資を通じて、効率的な運用を目的として、不動産投資信託証券を主要投資対象とする上場投資信託証券（ETF）への投資を行う場合があります。
- マザーファンド受益証券への投資を通じて、対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、不動産投資信託証券の実質投資比率（組入現物不動産投資信託証券の時価総額に指数先物取引等の買建額を加算し、または指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が 100%を超える場合があります。
- 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

【ファンドのベンチマーク】

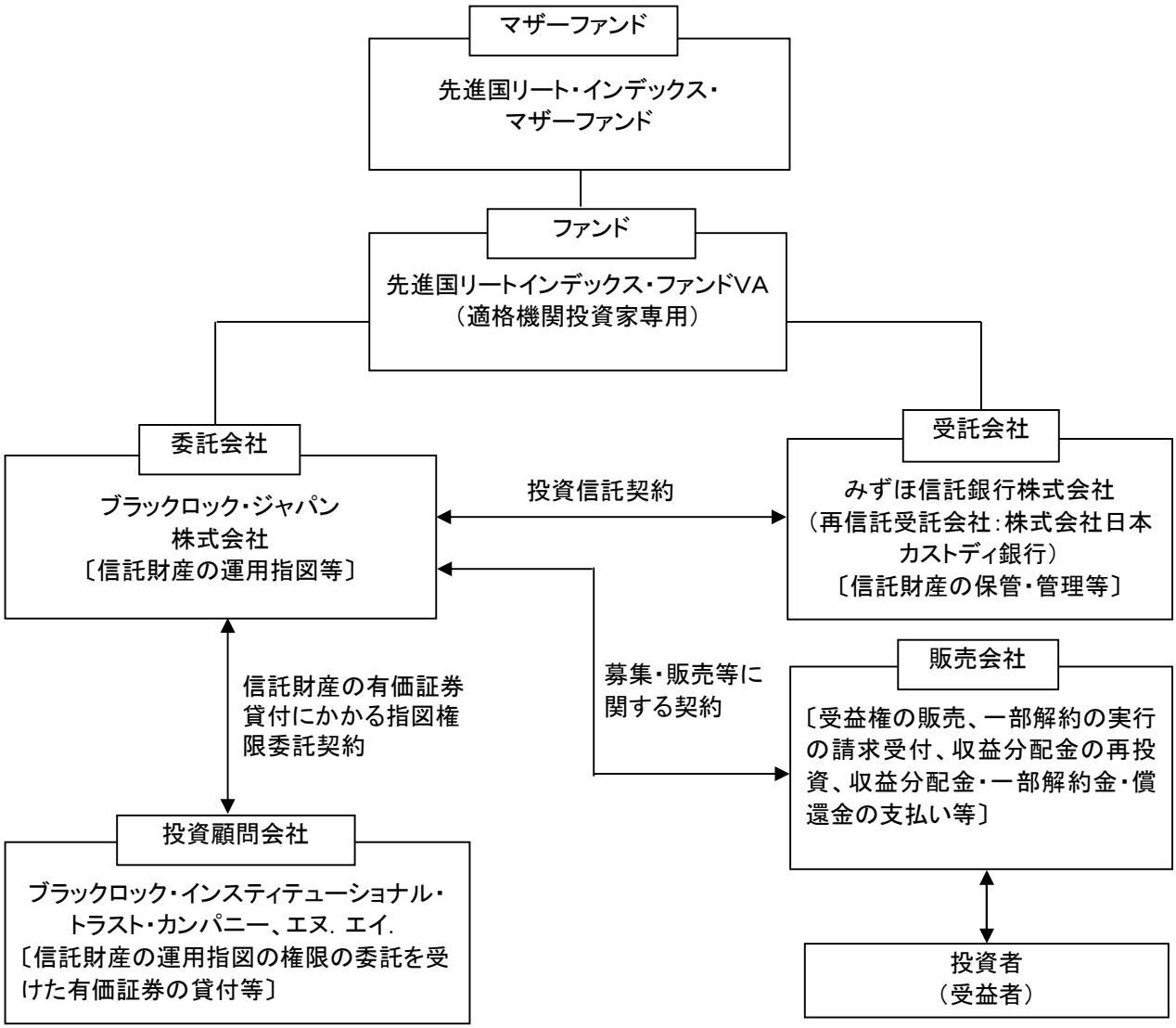
当ファンドはS＆P先進国REIT指数（除く日本、税引後配当込み、円換算ベース）をベンチマークとします。

■「S&P先進国REIT指数（除く日本、税引後配当込み）」の著作権等について

当ファンドは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス社（以下「S&P　DJI」）またはその関係会社によって支持、保証、販売または販売促進されるものではありません。S&P　DJIおよびその関係会社は、当ファンドの所有者もしくは一般の者に対して、当ファンドへの投資適合性について、また当ファンドが当該インデックスの利回りに追随する能力、および当該インデックスが市場全般のパフォーマンスに追随する能力について、明示的にも暗示的にも、何ら表明または保証するものではありません。S&P　DJIおよびその関係会社の当ファンドおよびブラックロック・ジャパン株式会社に対する唯一の関係は、当ファンド、ブラックロック・ジャパン株式会社に考慮することなくS&P　DJIおよびその関係会社が決定、組成、計算する当該インデックスおよびその登録商標についての利用許諾を与えるものではありません。S&P　DJIおよびその関係会社は、当該インデックスに関する決定、作成または計算においてブラックロック・ジャパン株式会社または当ファンドの所有者の要望等を考慮しません。S&P　DJIおよびその関係会社は当ファンドの価格・数量の決定、発行・販売に関する時期、または当ファンドを現金に換算する式の決定もしくは計算に関わっておらず、これらに責任を負いません。S&P　DJIおよびその関係会社は、当ファンドの管理、マーケティングまたは取引に関する義務または責任を何ら負いません。S&P　DJIおよびその関係会社は、当該インデックスまたはそれに含まれるいかなるデータの正確性や完全性を保証するものではなく、いかなる誤り、欠落または遅延に対しても何ら責任を負いません。S&P　DJIおよびその関係会社は、当該インデックスまたはそれらに含まれる一切のデータの使用により、ブラックロック・ジャパン株式会社、当ファンドの所有者またはその他の者等に生じた結果に対して、明示的にも暗示的にも何ら保証しません。S&P　DJIおよびその関係会社は、当該インデックスまたはそれに含まれる一切のデータに関して、商品性の保証や特定の目的・使用における適合性に対する一切の保証を免除されることを明示し、かつそれらに関して明示もしくは暗示の保証も行いません。上記に関わらず、当該インデックスおよびそのデータの使用から生じる特定の、罰則的、直接的、間接的あるいは結果的な損害（利益の損失を含む）について、仮にその可能性について事前に通知されていたとしても、S&P　DJIおよびその関係会社が責任を負いません。

※上記のベンチマークは本書作成日現在のものであり、将来、上記の決定方針に基づき変更となる場合があります。

4 仕組み



※上記の仕組みは、今後変更となる場合があります。

2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

先進国リート・インデックス・マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、日本を除く先進国の不動産投資信託証券（リート）市場を代表する指数（S＆P先進国REIT指数（除く日本、税引後配当込み、円換算ベース））に連動する運用成果を目指します。

- マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く先進国の不動産投資信託証券市場を代表する指数に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更に当たっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。
- マザーファンド受益証券への投資を通じて、効率的な運用を目的として、不動産投資信託証券を主要投資対象とする上場投資信託証券（ETF）への投資を行う場合があります。
- マザーファンド受益証券への投資を通じて、対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、不動産投資信託証券の実質投資比率（組入現物不動産投資信託証券の時価総額に指数先物取引等の買建額を加算し、または指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が 100%を超える場合があります。
- 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

投資対象の詳細につきましては「3.その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

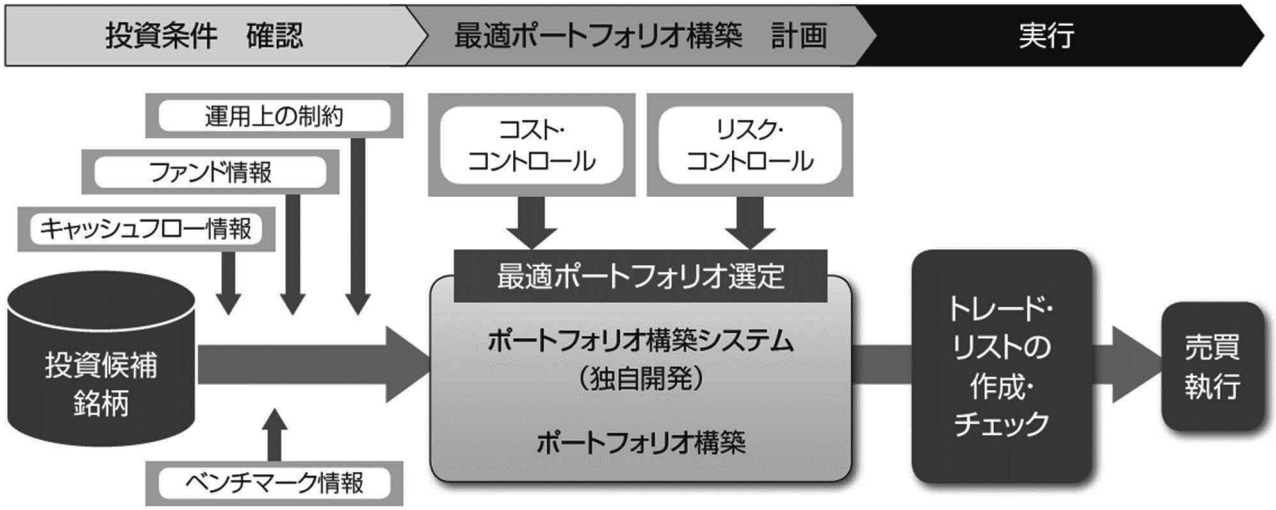
先進国リート・インデックス・マザーファンド

- 日本を除く先進国の不動産投資信託証券市場を代表する指数（S＆P先進国REIT指数（除く日本、税引後配当込み、円換算ベース））（以下、「対象指数」という場合があります。）に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更に当たっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。
- 効率的な運用を目的として、不動産投資信託証券を主要投資対象とする上場投資信託証券（ETF）への投資を行う場合があります。
- 対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、不動産投資信託証券の実質投資比率（組入現物不動産投資信託証券の時価総額に指数先物取引等の買建額を加算し、または指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が 100%を超える場合があります。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

2 運用体制

ファンドの運用は委託会社の運用部門、株式インデックス運用部が担当します。委託会社はブラックロックが独自開発した計量モデルを用い、取引コストやリスク特性等を勘案したポートフォリオ構築を行います。
また、ポートフォリオは前述のモデルを用い、随時パフォーマンスおよびリスクの分析を行い、必要に応じてポートフォリオのリバランスを行います。

- 委託会社の運用体制における内部管理、意思決定を監督する組織およびプロセス等は以下の通りです。



※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
※上記運用プロセスは変更となる場合があります。

（注）上記運用体制は、今後変更となる場合があります。

３ 主な投資制限

ファンドの法令および投資信託約款に基づく主な投資制限は以下の通りです。
① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
③ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
④ 上場投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
⑤ 投資信託証券（マザーファンドおよび上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。
⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

投資制限の詳細につきましては、「３．その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。
② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
④ 上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
⑤ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。
⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

４ 投資リスクについて

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。
当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

①基準価額の主な変動要因

a. 不動産投資信託証券への投資リスク
不動産投資信託証券に投資します。不動産投資信託証券は、保有不動産の評価額等の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により価格が変動します。また、不動産投資信託証券を購入あるいは売却しようとする際に、市場の急変等により流動性が低下し、購入もしくは売却が困難または不可能等になることが考えられます。加えて、不動産投資信託証券の運営上のリスクの影響（当該不動産投資信託証券の上場廃止等）を受けることが想定されます。このような事態が生じた場合にはファンドの運用成果に影響を与えます。

b. 為替変動リスク
主として外貨建資産に投資します。
原則として外貨建資産に対して為替ヘッジを行いません。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

c. カントリー・リスク
海外の有価証券に投資します。投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、有価証 券の価格が変動することがあり、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

d. デリバティブ取引のリスク
先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資

に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響からファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけでなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

e. ベンチマークと基準価額の乖離要因

ファンドは、基準価額がベンチマークの動きと高位に連動することを目指しますが、主として信託報酬、取引費用、組入銘柄とベンチマーク採用銘柄の相違等の要因があるため、ベンチマークと一致した推移をすることを運用上約束するものではありません。

②リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

（注）上記リスクの管理体制は、今後変更となる場合があります。

3. その他詳細情報

1 先進国リートインデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）の投資対象

a. 投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）とします。

(a) 有価証券
(b) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条から第25条に定めるものに限ります。）
(c) 金銭債権（(a)および(d)に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
(d) 約束手形

b. 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてブラックロック・ジャパン株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された先進国リート・インデックス・マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第 12 号ならびに第 17 号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第 12 号ならびに第 17 号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券および第 14 号の証券のうち投資法人債券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 13 号および第 14 号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

c. 投資対象とする金融商品

委託会社は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

2 先進国リートインデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）の投資制限

a. 投資する株式等の範囲

(a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(b) (a) にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

b. 信用取引の指図範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) (a)の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b)の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

c. 先物取引等の運用指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

(b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション

取引を行うことの指図をすることができます。
（c）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

d. スワップ取引の運用指図および範囲
（a）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
（b）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
（c）スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
（d）(c)において親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
（e）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
（f）委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

e. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図および範囲
（a）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
（b）金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
（c）委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

f. 有価証券の貸付の指図および範囲
（a）委託会社（約款第20条に規定する委託会社から委託を受けたものを含みます。以下、本条において同じ。）は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
3. 投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

（b）(a)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
（c）委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

g. 公社債の空売りの指図および範囲
（a）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
（b）(a) の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします
（c）信託財産の一部解約等の事由により、(b)の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

h. 公社債の借入れの指図および範囲
（a）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
（b）(a) の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。
（c）信託財産の一部解約等の事由により、(b)の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
（e）(a) の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁するものとします。

i. 外国為替予約の指図および範囲
委託会社は、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

j. 資金借入れ
（a）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
（b）一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
（c）収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
（d）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

※上記は信託約款からの抜粋です。信託約款は法令改正や制度変更等により変更となる場合があります。

4. 運用状況

以下の運用状況は 2025 年 10 月末現在のものです。
「先進国リートインデックス・ファンド VA（適格機関投資家専用）」

1 投資状況

資産の種類		金額（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券		9,714,234	100.07
	内 日本	9,714,234	100.07
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		△7,080	△0.07
純資産総額		9,707,154	100.00

2 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄 国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率（%）
1	先進国リート・インデックス・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	3,419,542	2.7150 9,284,155	2.8408 9,714,234	ー ー	100.07

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.07
合計	100.07

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

② 投資不動産物件
該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

3 運用実績

① 純資産の推移

2025 年 10 月末現在、同日前 1 年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（分配落）（円）	純資産総額（分配付）（円）	1口当たりの純資産額（分配落）（円）	1口当たりの純資産額（分配付）（円）
第 1 期（2023 年 11 月 2 日）	1,366,855	1,366,855	1.0227	1.0227
第 2 期（2024 年 11 月 5 日）	3,403,799	3,403,799	1.3761	1.3761
2024 年 10 月末日	3,439,428	－	1.4130	－
11 月末日	3,660,470	－	1.4094	－
12 月末日	3,918,165	－	1.3593	－
2025 年 1 月末日	4,352,728	－	1.3476	－
2 月末日	4,692,314	－	1.3321	－
3 月末日	4,972,847	－	1.2939	－
4 月末日	5,025,858	－	1.2210	－
5 月末日	5,747,143	－	1.2735	－
6 月末日	6,234,462	－	1.2801	－
7 月末日	7,043,794	－	1.3311	－
8 月末日	7,598,096	－	1.3390	－
9 月末日	8,891,201	－	1.3638	－
10 月末日	9,707,154	－	1.4001	－

② 分配の推移

	1口当たりの分配金（円）
第 1 期	－
第 2 期	－
2024 年 11 月 6 日～2025 年 5 月 5 日	－

③ 収益率の推移

	収益率（%）
第 1 期	2.3
第 2 期	34.6
2024 年 11 月 6 日～2025 年 5 月 5 日	△8.2

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を 10,000 円（1万口当たり）として計算しています。

【参考情報】

「先進国リート・インデックス・マザーファンド」

マザーファンドの投資状況

資産の種類		金額（円）	投資比率（%）
株式		35,409,713	0.52
	内 アメリカ	19,833,054	0.29
	内 オーストラリア	6,207,892	0.09
	内 オランダ	5,856,306	0.09
	内 シンガポール	2,651,754	0.04
	内 カナダ	860,707	0.01
投資証券		6,666,420,679	97.61
	内 アメリカ	5,170,412,125	75.71
	内 オーストラリア	524,398,585	7.68
	内 イギリス	277,197,868	4.06
	内 シンガポール	232,133,725	3.40
	内 フランス	148,088,916	2.17
	内 カナダ	82,940,822	1.21
	内 ベルギー	74,789,281	1.10
	内 香港	65,590,301	0.96
	内 スペイン	37,395,463	0.55
	内 韓国	13,895,153	0.20
	内 イスラエル	13,357,222	0.20
	内 ニュージーランド	8,313,794	0.12
	内 ガーンジィ	7,422,170	0.11
	内 オランダ	4,918,163	0.07
	内 アイルランド	2,545,617	0.04
	内 ドイツ	1,770,047	0.03
	内 イタリア	1,251,427	0.02
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		127,581,522	1.87
純資産総額		6,829,411,914	100.00

（注）当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄 国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率 （%）
1	WELLTOWER INC アメリカ	投資証券	19,217	22,177.84 426,191,597	27,873.60 535,647,124	－ －	7.84
2	PROLOGIS INC アメリカ	投資証券	26,665	17,496.25 466,537,754	19,143.84 510,470,573	－ －	7.47
3	EQUINIX INC アメリカ	投資証券	2,812	135,246.60 380,313,449	128,389.95 361,032,556	－ －	5.29
4	SIMON PROPERTY GROUP INC アメリカ	投資証券	9,381	26,864.97 252,020,337	26,713.23 250,596,857	－ －	3.67
5	DIGITAL REALTY TRUST INC アメリカ	投資証券	9,211	26,600.68 245,018,864	26,312.57 242,365,128	－ －	3.55
6	REALTY INCOME CORP アメリカ	投資証券	26,270	8,998.70 236,395,935	8,923.93 234,431,667	－ －	3.43
7	PUBLIC STORAGE アメリカ	投資証券	4,537	49,067.34 222,618,560	43,280.52 196,363,746	－ －	2.88
8	GOODMAN GROUP オーストラリア	投資証券	58,350	3,590.91 209,529,937	3,338.34 194,792,261	－ －	2.85
9	VENTAS INC アメリカ	投資証券	13,039	10,063.30 131,215,431	11,458.87 149,412,284	－ －	2.19
10	VICI PROPERTIES INC アメリカ	投資証券	30,628	4,926.14 150,878,104	4,549.03 139,327,752	－ －	2.04
11	IRON MOUNTAIN INC アメリカ	投資証券	8,477	17,260.06 146,313,565	15,610.32 132,328,767	－ －	1.94
12	EXTRA SPACE STORAGE INC アメリカ	投資証券	6,092	24,173.19 147,263,083	20,772.67 126,547,166	－ －	1.85
13	AVALONBAY COMMUNITIES INC アメリカ	投資証券	4,081	32,987.02 134,620,035	26,922.81 109,871,991	－ －	1.61
14	EQUITY RESIDENTIAL アメリカ	投資証券	9,965	10,725.56 106,880,291	9,293.77 92,612,428	－ －	1.36
15	ESSEX PROPERTY TRUST INC アメリカ	投資証券	1,855	43,311.41 80,342,668	38,497.26 71,412,421	－ －	1.05
16	INVITATION HOMES INC アメリカ	投資証券	16,244	4,929.83 80,080,247	4,377.98 71,115,923	－ －	1.04
17	MID-AMERICA APARTMENT COMM アメリカ	投資証券	3,371	23,499.54 79,216,983	19,849.62 66,913,072	－ －	0.98
18	SUN COMMUNITIES INC アメリカ	投資証券	3,388	20,008.81 67,789,869	18,934.26 64,149,296	－ －	0.94
19	WP CAREY INC アメリカ	投資証券	6,304	9,019.93 56,861,659	10,056.56 63,396,592	－ －	0.93

20	KIMCO REALTY CORP アメリカ	投資証券	19,490	3,594.67 70,060,171	3,234.55 63,041,554	― ―	0.92
21	SCENTRE GROUP オーストラリア	投資証券	149,767	356.73 53,427,665	410.34 61,456,019	― ―	0.90
22	LINK REIT 香港	投資証券	74,200	753.99 55,946,753	813.03 60,326,826	― ―	0.88
23	UNIBAIL-RODAMCO WESTFIELD フランス	投資証券	3,509	13,853.15 48,610,718	16,062.16 56,362,136	― ―	0.83
24	SEGRO PLC イギリス	投資証券	38,871	1,501.67 58,371,603	1,423.10 55,317,708	― ―	0.81
25	HEALTHPEAK PROPERTIES INC アメリカ	投資証券	19,980	3,183.55 63,607,459	2,707.53 54,096,589	― ―	0.79
26	GAMING AND LEISURE PROPERTIE アメリカ	投資証券	8,149	7,620.39 62,098,633	6,586.23 53,671,220	― ―	0.79
27	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES アメリカ	投資証券	5,592	10,380.18 58,045,970	9,361.57 52,349,927	― ―	0.77
28	OMEGA HEALTHCARE INVESTORS アメリカ	投資証券	8,496	6,056.45 51,455,614	6,143.96 52,199,143	― ―	0.76
29	REGENCY CENTERS CORP アメリカ	投資証券	4,694	11,231.01 52,718,375	10,692.99 50,192,937	― ―	0.73
30	CAMDEN PROPERTY TRUST アメリカ	投資証券	3,069	17,815.87 54,676,915	15,309.83 46,985,883	― ―	0.69

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率（%）
株式	0.52
投資証券	97.61
合計	98.13

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率（%）
エクイティ不動産投資信託（REIT）	0.52
合計	0.52

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

マザーファンドの投資不動産物件

該当事項はありません。

マザーファンドのその他投資資産の主要なもの

種類	地域	取引所	資産名	買建／売建	数量	簿価金額（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
不動産投信指数先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	DJ US REAL ESTATE DEC 25	買建	14	78,003,621	77,515,382	1.14
	ドイツ	EUREX 取引所	STOXX 600 REAL DEC 25	買建	38	42,774,300	43,432,749	0.64

（注 1）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

（注 2）評価金額は、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

Ⅱ 財務ハイライト情報

- 以下の情報は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ．投資信託（ファンド）の経理状況」に記載されている「1．財務諸表」から抜粋して記載したものです。
- ファンドの財務諸表については、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ．投資信託（ファンド）の経理状況」に添付されています。
  なお、従来、当ファンドが監査証明を受けているPwCあらた有限責任監査法人は、2023 年 12 月1日付でPwC京都監査法人と合併、名称を変更し PwC Japan 有限責任監査法人となりました。

1．貸借対照表

項目	第1期 （2023 年 11 月2日現在）	第2期 （2024 年 11 月5日現在）
	金額(円)	金額（円）
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	1,367,192	3,406,596
流動資産合計	1,367,192	3,406,596
資産合計	1,367,192	3,406,596
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	－	187
未払委託者報酬	147	1,081
その他未払費用	190	1,529
流動負債合計	337	2,797
負債合計	337	2,797
純資産の部		
元本等		
元本	1,336,556	2,473,558
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	30,299	930,241
（分配準備積立金）	32,548	561,670
元本等合計	1,366,855	3,403,799
純資産合計	1,366,855	3,403,799
負債純資産合計	1,367,192	3,406,596

2. 損益および剰余金計算書

項目	第1期 （自　2023 年3月 15 日 至　2023 年 11 月2日）	第2期 （自　2023 年 11 月3日 至　2024 年 11 月5日）
	金額（円）	金額（円）
営業収益		
有価証券売買等損益	10,023	633,948
営業収益合計	10,023	633,948
営業費用		
受託者報酬	8	284
委託者報酬	585	1,754
その他費用	765	2,496
営業費用合計	1,358	4,534
営業利益又は営業損失（△）	8,665	629,414
経常利益又は経常損失（△）	8,665	629,414
当期純利益又は当期純損失（△）	8,665	629,414
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,702	73,435
期首剰余金又は期首欠損金（△）	－	30,299
剰余金増加額又は欠損金減少額	23,640	379,538
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	23,640	379,538
剰余金減少額又は欠損金増加額	304	35,575
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	304	35,575
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	30,299	930,241

3. 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1　有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2　その他財務諸表作成のための基礎となる事項

計算期間末日の取扱い

当計算期間は当計算期間末日が休業日であったため、2023 年 11 月３日から 2024 年 11 月５日までとなっております。

資産の運用に関する重要な事項

Ⅰ 投資信託（ファンド）の沿革

2023年３月15日　　ファンドの信託契約締結、設定、運用開始

Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2） 当ファンドは、第２期計算期間（2023 年 11 月３日から 2024 年 11 月５日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、従来、当ファンドが監査証明を受けているPwCあらた有限責任監査法人は、2023 年 12 月１日付でPwC京都監査法人と合併、名称を変更し PwC Japan 有限責任監査法人となりました。

先進国リートインデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）

独立監査人の監査報告書

2025年1月17日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 奈良 将太朗

監査意見
当監査法人は、先進国リートインデックス・ファンドＶＡ（適格機関投資家専用）の2023年11月3日から2024年11月5日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、先進国リートインデックス・ファンドＶＡ（適格機関投資家専用）の2024年11月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。
当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

1. 財務諸表

（1）貸借対照表

項目	第1期 （2023 年 11 月2日現在）	第2期 （2024 年 11 月5日現在）
	金額(円)	金額（円）
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	1,367,192	3,406,596
流動資産合計	1,367,192	3,406,596
資産合計	1,367,192	3,406,596
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	－	187
未払委託者報酬	147	1,081
その他未払費用	190	1,529
流動負債合計	337	2,797
負債合計	337	2,797
純資産の部		
元本等		
元本	1,336,556	2,473,558
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	30,299	930,241
（分配準備積立金）	32,548	561,670
元本等合計	1,366,855	3,403,799
純資産合計	1,366,855	3,403,799
負債純資産合計	1,367,192	3,406,596

（2）損益及び剰余金計算書

項目	第1期 （自 2023 年3月 15 日 至 2023 年 11 月2日）	第2期 （自 2023 年 11 月3日 至 2024 年 11 月5日）
	金額（円）	金額（円）
営業収益		
有価証券売買等損益	10,023	633,948
営業収益合計	10,023	633,948
営業費用		
受託者報酬	8	284
委託者報酬	585	1,754
その他費用	765	2,496
営業費用合計	1,358	4,534
営業利益又は営業損失（△）	8,665	629,414
経常利益又は経常損失（△）	8,665	629,414
当期純利益又は当期純損失（△）	8,665	629,414
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,702	73,435
期首剰余金又は期首欠損金（△）	－	30,299
剰余金増加額又は欠損金減少額	23,640	379,538
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	23,640	379,538
剰余金減少額又は欠損金増加額	304	35,575
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	304	35,575
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	30,299	930,241

（3）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2 その他財務諸表作成のための基礎となる事項

計算期間末日の取扱い

当計算期間は当計算期間末日が休業日であったため、2023 年 11 月3日から 2024 年 11 月5日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第1期 （2023 年 11 月2日現在）	第2期 （2024 年 11 月5日現在）
1 当該計算期間の末日における受益権総数	1,336,556 口	2,473,558 口
2 1口当たり純資産額	1.0227 円	1.3761 円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第1期 （自 2023 年3月 15 日 至 2023 年 11 月2日）	第2期 （自 2023 年 11 月3日 至 2024 年 11 月5日）
分配金の計算過程	当計算期末における、費用控除後の配当等収益（32,548 円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0 円)、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）(0 円)、収益調整金（その他収益調整金）(1,122 円)、分配準備積立金(0 円）により、分配対象収益は 33,670 円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。	当計算期末における、費用控除後の配当等収益（86,335 円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（448,732 円）、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）(327,150 円)、収益調整金（その他収益調整金）(41,421 円)、分配準備積立金（26,603 円）により、分配対象収益は 930,241 円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当ファンドの主な投資リスクとして、「不動産投資信託証券への投資リスク」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国の BlackRock, Inc.の RQA Counterparty & Concentration Risk チームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国の BlackRock, Inc.の RQA Counterparty & Concentration Risk チームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

第1期 （2023年11月2日現在）	第2期 （2024年11月5日現在）
1　貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1　貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2　時価の算定方法 （1）有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 （2）上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務） これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	2　時価の算定方法 （1）有価証券 同左 （2）上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務） 同左
3　金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3　金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左
4　金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。	4　金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左

Ⅲ　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月 24 日改正内閣府令第 61 号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1　期中元本変動額

項目	第1期 （2023 年 11 月2日現在）	第2期 （2024 年 11 月5日現在）
期首元本額	1,000,000 円	1,336,556 円
期中追加設定元本額	375,180 円	1,532,644 円
期中一部解約元本額	38,624 円	395,642 円

2　有価証券関係

第1期（2023年11月2日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	8,301
合計	8,301

第2期（2024 年 11 月5日現在）
売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	560,163
合計	560,163

3 デリバティブ取引関係
該当事項はありません。

（4）附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	先進国リート・インデックス・マザーファンド	1,222,492	3,406,596	
親投資信託受益証券　合計			3,406,596	
合計			3,406,596	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. 投資信託（ファンド）の現況

純資産額計算書(2025 年 10 月末現在)

「先進国リートインデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）」

Ⅰ 資産総額	9,720,055 円
Ⅱ 負債総額	12,901 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	9,707,154 円
Ⅳ 発行済数量	6,933,005 口
Ⅴ 1単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.4001 円

【参考情報】

「先進国リート・インデックス・マザーファンド」

Ⅰ 資産総額	6,830,730,334 円
Ⅱ 負債総額	1,318,420 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	6,829,411,914 円
Ⅳ 発行済数量	2,404,055,992 口
Ⅴ 1単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.8408 円

Ⅲ 設定及び解約の実績

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第 1 期	1,375,180	38,624	1,336,556
第 2 期	1,532,644	395,642	2,473,558
2024 年 11 月 6 日～ 2025 年 5 月 5 日	1,924,435	268,300	4,129,693

資産の運用に関する極めて重要な事項

資産の運用に関する重要な事項

ゴールド・ファンド
（適格機関投資家向け）

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

目　　次

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格……271
2. 投資方針および投資リスク……276
3. その他詳細情報……283
4. 運用状況……285

Ⅱ　財務ハイライト情報……290

Ⅲ　「資産の運用に関する重要な事項」の項目……292

資産の運用に関する重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の沿革……293

Ⅱ　投資信託（ファンド）の経理状況

1. 財務諸表……296
2. 投資信託（ファンド）の現況……302

Ⅲ　設定及び解約の実績……303

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格

1 名　称

ゴールド・ファンド（適格機関投資家向け）

以下「本ファンド」、「当ファンド」または「ファンド」ということがあります。

2 目的および基本的性格

主として、金地金（きんじがね）価格への連動をめざす上場投資信託証券に投資を行ない、信託財産の成長をめざします。

商品分類		
単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国　内	株　式
		債　券
	海　外	不動産投信
追加型投信		その他資産（商品）
	内　外	
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇その他資産

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ゴールド・ファンド（適格機関投資家向け）

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券（商品）） 資産複合 （　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年 12 回 （毎月） 日々 その他 （　）	グローバル （含む日本） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （　） なし

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産（投資信託証券（商品））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、商品への投資を行ないます。

◇年 12 回（毎月）

目論見書または投資信託約款において、年 12 回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

◇グローバル（含む日本）

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

◇為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人資産運用業協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）をご参照ください。

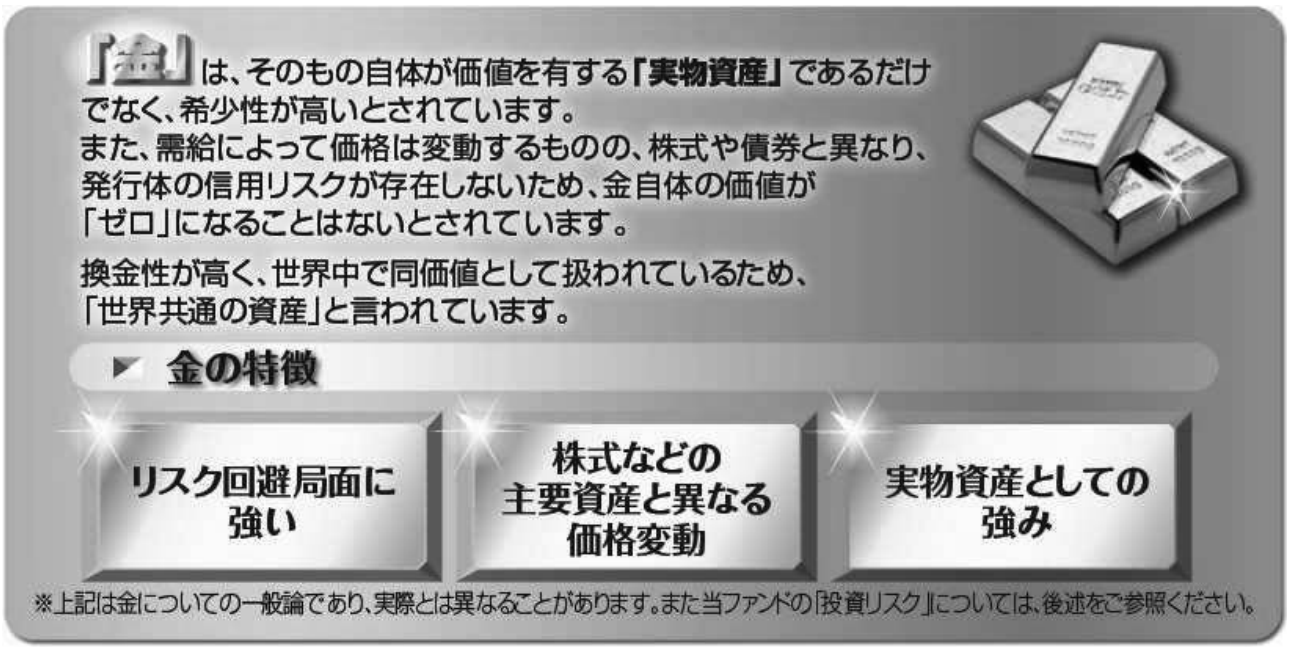
３ 特 色

実質的に金に投資を行ない、信託財産の成長をめざします。

- 主に「ゴールド・マザーファンド」に投資を行なうファミリーファンド方式で運用を行ないます。
- 「ゴールド・マザーファンド」は、主として、日本を含む世界の金融商品取引所に上場されている、金地金価格への連動をめざす投資信託証券に投資を行ないます。

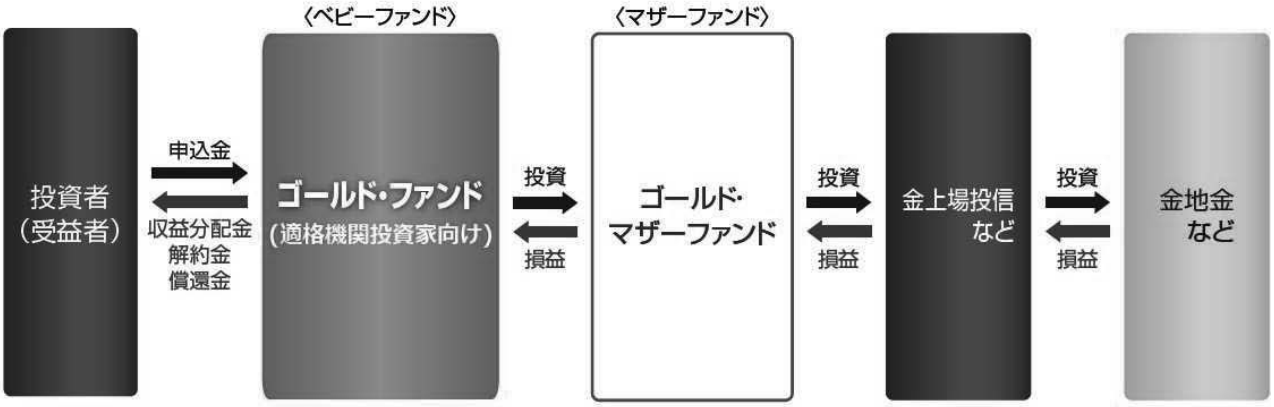
※当ファンドは、金地金へ直接投資することはありません。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。



■ファンドの仕組み

●当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行ないます。



■主な投資制限

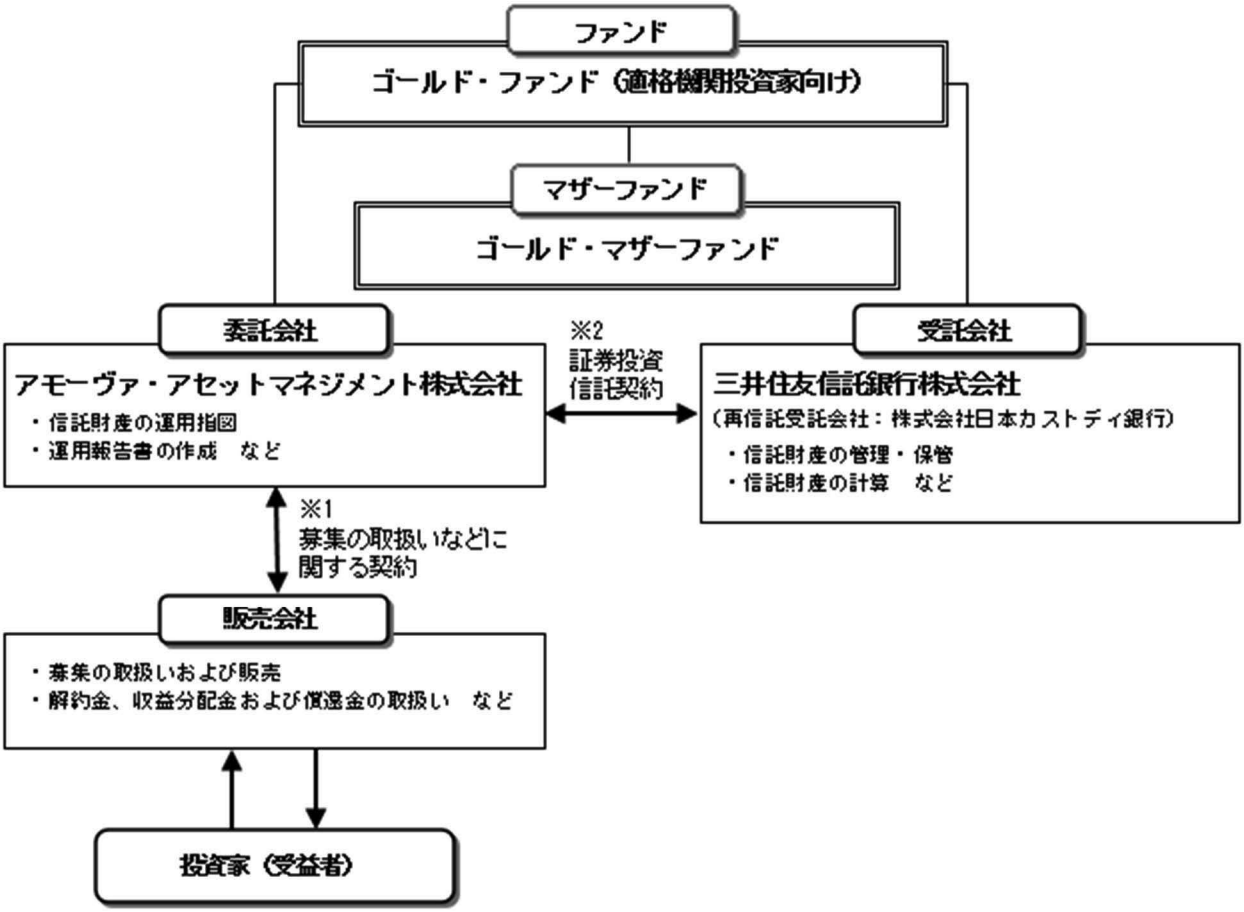
・株式への実質投資割合は、信託財産の総額の10%以下とします。
・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

■分配方針

・毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

4 仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

＊ 2025 年 9 月 1 日付で、日興アセットマネジメント株式会社から「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」へ社名変更しました。

2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

主として、ゴールド・マザーファンド受益証券に投資を行ない、信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

・マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を保つことを原則とします。なお、資金動向等によっては組入比率を引き下げることもあります。
・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

投資対象の詳細につきましては「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

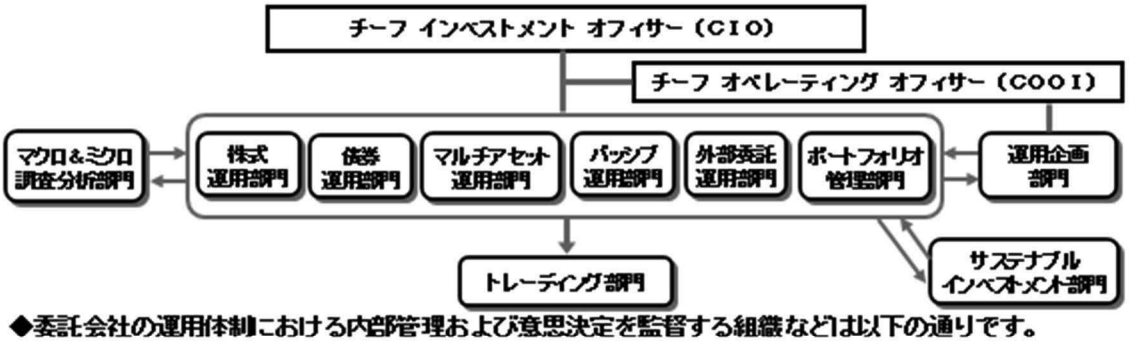
ゴールド・マザーファンド

・主として、日本を含む世界の金融商品取引所に上場されている投資信託証券であって、金地金価格への連動を目指す投資信託証券に投資を行ない、信託財産の成長を目指して運用を行ないます。なお、ファンドの状況や投資環境に応じて、金地金価格への連動を目指すために、金先物価格への連動を目指す上場投資信託証券や上場投資信託証券以外の有価証券に投資を行なう場合があります。
・投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のため、金先物取引等の商品投資等取引を活用します。このため、上場投資信託証券の組入総額と金先物取引等の買建玉の時価総額の合計額および外貨建資産の組入総額と外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

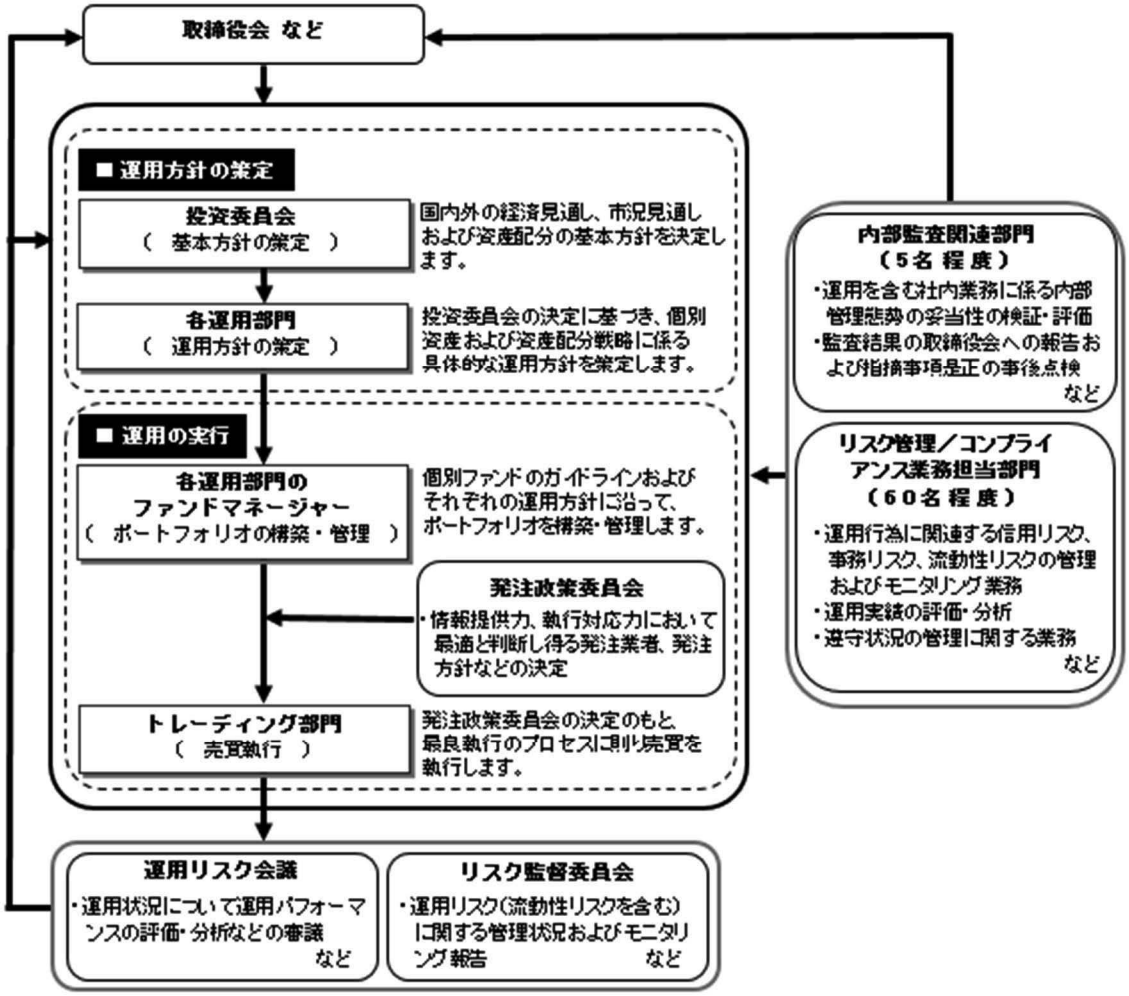
2 運用体制

＜委託会社における運用体制＞

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。

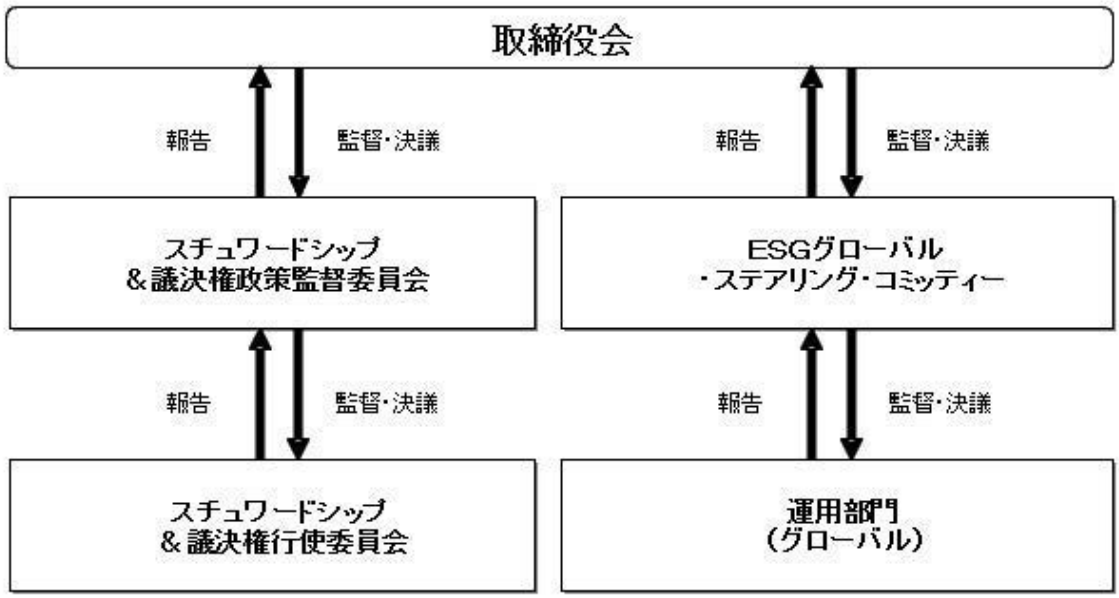


委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行なっており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

◆投資家としてのESG／フィデューシャリー・デューティー

ESG（環境、社会、企業統治）やフィデューシャリーは、委託会社にとって最高位に位置する概念であるため、同原則に関連する決議、報告、議論は、委託会社の取締役会にて行なうこととしています。
（スチュワードシップ＆議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占めるメンバーで構成されています）



※上記の体制等は 2025 年 11 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

３ 主な投資制限

本ファンドの約款にもとづく主な投資制限は以下の通りです。

・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の総額の10%以下とします。
・投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の総額の５%以下とします。
・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
・デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
・一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

投資制限の詳細につきましては「３．その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

ゴールド・マザーファンド

・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の総額の 10%以下とします。
・投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の総額の５%以下とします。
・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
・デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
・一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

4 投資リスクについて

・当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴ないます。お申込みの際は、当ファンドのリスクを充分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。
・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
・当ファンドは、主に金上場投信を実質的な投資対象としますので、金上場投信の価格の下落や、金地金の市況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク
一般に金上場投信は、連動目標とする金地金価格の変動の影響を受けます。金市場は、金の需給関係、為替・金利の変動、政府の規制・介入、投機家の参入など様々な要因により変動します。金地金の価格が下落する場合、金上場投信の価格は下がり、ファンドに損失が生じるリスクがあります。

② 流動性リスク
市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

③ 信用リスク
・金上場投信について、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れが生じた場合や廃止となる場合も金上場投信の価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク
外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行なわないため、当該資産の通貨の対円での為替変動の影響を受けます。一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

⑤ 有価証券の貸付などにおけるリスク
有価証券の貸付行為などにおいては、取引相手先リスク（取引の相手方の倒産などにより貸付契約が不履行になったり、契約が解除されたりするリスク）を伴ない、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。貸付契約が不履行や契約解除の事態を受けて、貸付契約に基づく担保金を用いて清算手続きを行なう場合においても、買戻しを行なう際に、市場の時価変動などにより調達コストが担保金を上回る可能性もあり、不足金額をファンドが負担することにより、その結果ファンドに損害が発生する恐れがあります。

＜その他の留意事項＞

・システムリスク・市場リスクなどに関する事項
証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

・投資対象とする投資信託証券に関する事項
ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを含みます。）と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴なう資金流出入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

・解約によるファンドの資金流出に伴なう基準価額変動に関する事項
一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項
ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑

義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。

・運用制限や規制上の制限に関する事項

関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。

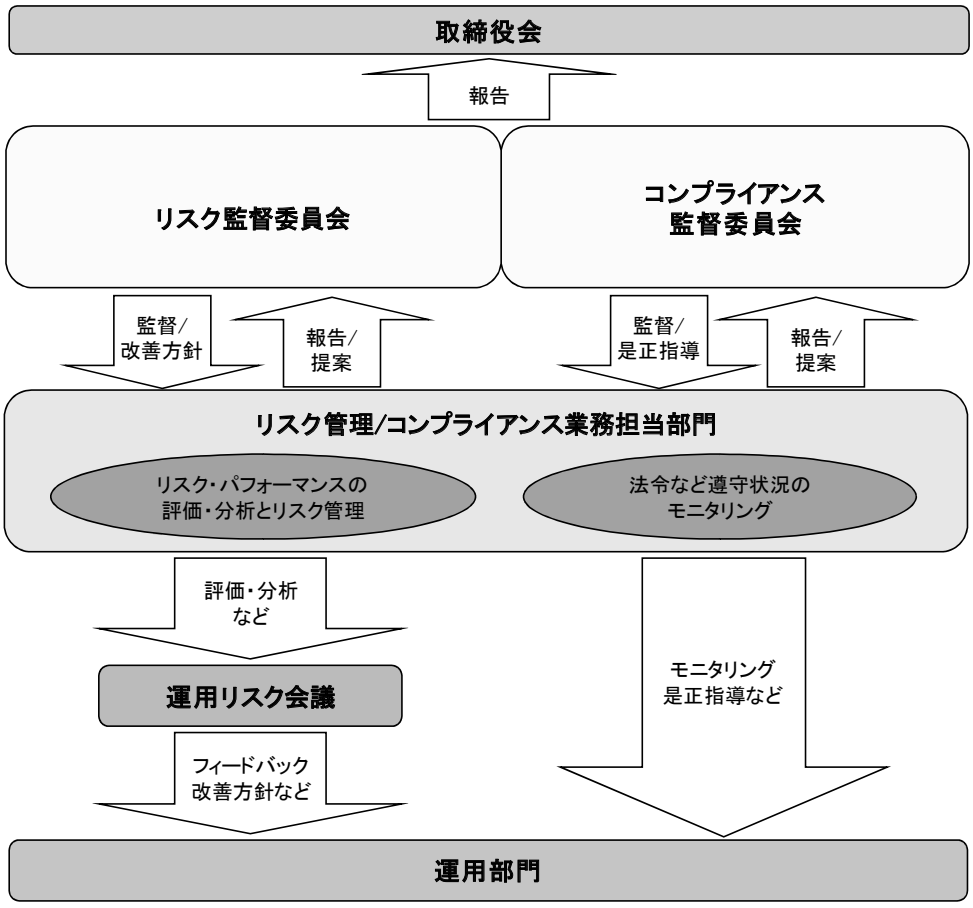
・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

委託会社における投資リスクの管理体制は以下の通りです。

≪リスク管理体制≫

＜委託会社におけるリスク管理体制＞



■全社的リスク管理

委託会社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理／コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。委託会社における法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク（流動性リスクを含む）、市場リスク、カウンターパーティーリスク、オペレーショナルリスク（事務リスクを含む）など）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

■運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記の体制等は 2025 年 11 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3. その他詳細情報

1 ゴールド・ファンド（適格機関投資家向け）の投資対象

① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
1）有価証券
2）デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第 20 項に規定するものをいい、約款第 22 条、第 23 条および第 24 条に定めるものに限ります。）
3）商品投資等取引に係る権利（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第 10 号に規定するものをいい、約款第 24 条の2に定めるものに限ります。）
4）金銭債権
5）約束手形
6）為替手形

② 主としてゴールド・マザーファンド受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。
1）株券または新株引受権証書
2）国債証券
3）地方債証券
4）特別の法律により法人の発行する債券
5）社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6）特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7）コマーシャル・ペーパー
8）新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
9）外国または外国の者の発行する証券または証書で、1）～8）の証券または証書の性質を有するもの
10）投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第 10 号で定めるものをいい、マザーファンドの受益証券を除きます。）
11）投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第 11 号で定めるものをいいます。以下同じ。）で 12）に定めるもの以外のもの
12）投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第 11 号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
13）外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第 18 号で定めるものをいいます。）
14）オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
15）預託証書（金融商品取引法第2条第1項第 20 号で定めるものをいいます。）
16）外国法人が発行する譲渡性預金証書
17）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
18）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
19）外国の者に対する権利で 18）の有価証券の性質を有するもの

③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
1）預金
2）指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3）コール・ローン
4）手形割引市場において売買される手形
5）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6）外国の者に対する権利で5）の権利の性質を有するもの

④ 次の取引ができます。
1）信用取引
2）先物取引等
3）スワップ取引
4）金利先渡取引
5）為替先渡取引
6）商品投資等取引
7）有価証券の貸付
8）公社債の空売
9）公社債の借入
10）外国為替予約取引
11）資金の借入

2 ゴールド・ファンド（適格機関投資家向け）の投資制限

＜約款に定める投資制限＞
1）株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の総額の 10%以下とします。
2）投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下同じ。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。
3）投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。
4）外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
5）信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
6）投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
7）投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取

引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

8）投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

9）投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

10）投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

11）投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の商品取引所における金に係る先物取引および外国商品市場におけるこの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

12）信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および上場投資信託証券を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

イ）株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

ロ）公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ハ）上場投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付上場投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する上場投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

13）信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

14）信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

15）投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

16）信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴なう支払資金の手当て（解約に伴なう支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。

イ）解約に伴なう支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

ロ）再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

ハ）借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内

ニ）解約に伴なう支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

ホ）再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

17）デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

18）一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

＜法令による投資制限＞

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

4. 運用状況

以下の運用状況は 2025 年 11 月 28 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

1 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	4,995,853,637	99.99
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	―	461,660	0.01
合計（純資産総額）		4,996,315,297	100.00

【参考情報】マザーファンドの投資状況

ゴールド・マザーファンド

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	アメリカ	373,235,506,560	99.47
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	―	1,979,470,098	0.53
合計（純資産総額）		375,214,976,658	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
その他先物取引	買建	アメリカ	1,908,798,122	0.51

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

2 投資資産

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
日本	親投資信託受益証券	ゴールド・マザーファンド	1,221,868,476	3.8767	4,736,817,521	4.0887	4,995,853,637	99.99

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.99
合　計	99.99

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

【参考情報】マザーファンドの投資資産

ゴールド・マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
アメリカ	投資信託受益証券	SPDR GOLD MINISHARES TRUST-ETF	14,500,000	9,057.61	131,335,371,772	12,911.01	187,209,658,050	49.89
アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES GOLD TRUST MICRO-ETF	15,900,000	5,212.34	82,876,327,955	6,503.27	103,402,113,840	27.56
アメリカ	投資信託受益証券	iシェアーズ ゴールド・トラスト	6,725,000	8,600.55	57,838,720,943	12,286.05	82,623,734,670	22.02

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.47
合　計	99.47

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	地域	取引所	名称	建別	数量	通貨	契約額等（各通貨）	契約額等（円）	評価額（各通貨）	評価額（円）	投資比率（%）
その他先物取引	アメリカ	ニューヨーク商品取引所	GOLD100 2602	買建	29	米ドル	11,980,190	1,876,457,160	12,186,670	1,908,798,122	0.51

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

3 運用実績

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1特定期間末 （2017年9月8日）	1,845	1,845	1.0573	1.0573
第2特定期間末 （2018年3月8日）	3,543	3,543	1.0144	1.0144
第3特定期間末 （2018年9月10日）	2,956	2,956	0.9545	0.9545
第4特定期間末 （2019年3月8日）	5,450	5,450	1.0277	1.0277
第5特定期間末 （2019年9月9日）	5,335	5,335	1.1512	1.1512
第6特定期間末 （2020年3月9日）	6,710	6,710	1.2173	1.2173
第7特定期間末 （2020年9月8日）	7,920	7,920	1.4616	1.4616
第8特定期間末 （2021年3月8日）	7,330	7,330	1.3042	1.3042
第9特定期間末 （2021年9月8日）	7,186	7,186	1.3983	1.3983
第10特定期間末 （2022年3月8日）	7,068	7,068	1.6262	1.6262
第11特定期間末 （2022年9月8日）	8,383	8,383	1.7453	1.7453
第12特定期間末 （2023年3月8日）	8,698	8,698	1.7477	1.7477
第13特定期間末 （2023年9月8日）	8,998	8,998	1.9741	1.9741
第14特定期間末 （2024年3月8日）	10,154	10,154	2.2297	2.2297
第15特定期間末 （2024年9月9日）	7,826	7,826	2.4810	2.4810
第16特定期間末 （2025年3月10日）	6,858	6,858	2.9796	2.9796
第17特定期間末 （2025年9月8日）	6,598	6,598	3.7023	3.7023
2024年11月末日	7,286	—	2.7645	—
12月末日	7,277	—	2.8762	—
2025年1月末日	7,277	—	3.0011	—
2月末日	6,876	—	2.9874	—
3月末日	6,864	—	3.1995	—
4月末日	6,853	—	3.2879	—
5月末日	6,561	—	3.3121	—
6月末日	6,483	—	3.2869	—
7月末日	6,558	—	3.3883	—
8月末日	6,454	—	3.4868	—
9月末日	6,602	—	3.9530	—
10月末日	3,759	—	4.2972	—
11月末日	4,996	—	4.5214	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	2017年 3月14日～2017年 9月 8日	0.0000
第2特定期間	2017年 9月 9日～2018年 3月 8日	0.0000
第3特定期間	2018年 3月 9日～2018年 9月10日	0.0000
第4特定期間	2018年 9月11日～2019年 3月 8日	0.0000
第5特定期間	2019年 3月 9日～2019年 9月 9日	0.0000
第6特定期間	2019年 9月10日～2020年 3月 9日	0.0000
第7特定期間	2020年 3月10日～2020年 9月 8日	0.0000
第8特定期間	2020年 9月 9日～2021年 3月 8日	0.0000
第9特定期間	2021年 3月 9日～2021年 9月 8日	0.0000
第10特定期間	2021年 9月 9日～2022年 3月 8日	0.0000
第11特定期間	2022年 3月 9日～2022年 9月 8日	0.0000
第12特定期間	2022年 9月 9日～2023年 3月 8日	0.0000
第13特定期間	2023年 3月 9日～2023年 9月 8日	0.0000
第14特定期間	2023年 9月 9日～2024年 3月 8日	0.0000
第15特定期間	2024年 3月 9日～2024年 9月 9日	0.0000
第16特定期間	2024年 9月10日～2025年 3月10日	0.0000
第17特定期間	2025年 3月11日～2025年 9月 8日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第 1 特定期間	2017 年 3 月 14 日～2017 年 9 月 8 日	5.73
第 2 特定期間	2017 年 9 月 9 日～2018 年 3 月 8 日	△4.06
第 3 特定期間	2018 年 3 月 9 日～2018 年 9 月 10 日	△5.90
第 4 特定期間	2018 年 9 月 11 日～2019 年 3 月 8 日	7.67
第 5 特定期間	2019 年 3 月 9 日～2019 年 9 月 9 日	12.02
第 6 特定期間	2019 年 9 月 10 日～2020 年 3 月 9 日	5.74
第 7 特定期間	2020 年 3 月 10 日～2020 年 9 月 8 日	20.07
第 8 特定期間	2020 年 9 月 9 日～2021 年 3 月 8 日	△10.77
第 9 特定期間	2021 年 3 月 9 日～2021 年 9 月 8 日	7.22
第 10 特定期間	2021 年 9 月 9 日～2022 年 3 月 8 日	16.30
第 11 特定期間	2022 年 3 月 9 日～2022 年 9 月 8 日	7.32
第 12 特定期間	2022 年 9 月 9 日～2023 年 3 月 8 日	0.14
第 13 特定期間	2023 年 3 月 9 日～2023 年 9 月 8 日	12.95
第 14 特定期間	2023 年 9 月 9 日～2024 年 3 月 8 日	12.95
第 15 特定期間	2024 年 3 月 9 日～2024 年 9 月 9 日	11.27
第 16 特定期間	2024 年 9 月 10 日～2025 年 3 月 10 日	20.10
第 17 特定期間	2025 年 3 月 11 日～2025 年 9 月 8 日	24.25

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数です。

Ⅱ 財務ハイライト情報

以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況」の「1．財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。
「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況」中の「1．財務諸表」については、PwC Japan 有限責任監査法人による監査証明を受けており、監査報告書は「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況」に添付されております。

（1）貸借対照表

（単位：円）

	前期 2025 年 3 月 10 日現在	当期 2025 年 9 月 8 日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,141,820	2,069,317
親投資信託受益証券	6,857,766,009	6,597,633,582
未収入金	374,110	200,248,209
未収利息	28	27
流動資産合計	6,860,281,967	6,799,951,135
資産合計	6,860,281,967	6,799,951,135
負債の部		
流動負債		
未払解約金	－	199,999,995
未払受託者報酬	149,658	152,848
未払委託者報酬	1,017,741	1,039,449
その他未払費用	976,479	482,298
流動負債合計	2,143,878	201,674,590
負債合計	2,143,878	201,674,590
純資産の部		
元本等		
元本	2,301,707,619	1,782,186,352
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,556,430,470	4,816,090,193
（分配準備積立金）	3,465,373,922	3,706,908,142
元本等合計	6,858,138,089	6,598,276,545
純資産合計	6,858,138,089	6,598,276,545
負債純資産合計	6,860,281,967	6,799,951,135

（2）損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	前期 自 2024年 9月 10日 至 2025年 3月 10日	当期 自 2025年 3月 11日 至 2025年 9月 8日
営業収益		
受取利息	4,704	3,172
有価証券売買等損益	1,504,937,051	1,477,861,596
営業収益合計	1,504,941,755	1,477,864,768
営業費用		
受託者報酬	1,040,945	920,799
委託者報酬	7,078,814	6,261,877
その他費用	633,818	543,687
営業費用合計	8,753,577	7,726,363
営業利益又は営業損失（△）	1,496,188,178	1,470,138,405
経常利益又は経常損失（△）	1,496,188,178	1,470,138,405
当期純利益又は当期純損失（△）	1,496,188,178	1,470,138,405
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	97,823,955	39,730,411
期首剰余金又は期首欠損金（△）	4,672,237,389	4,556,430,470
剰余金増加額又は欠損金減少額	－	279,677,945
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	279,677,945
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,514,171,142	1,450,426,216
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,514,171,142	1,450,426,216
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,556,430,470	4,816,090,193

（3）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎月 9 日から翌月 8 日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当特定期間は 2025 年 3 月 11 日から 2025 年 9 月 8 日までとなっております。

Ⅲ「資産の運用に関する重要な事項」の項目

投資信託（ファンド）の沿革・投資信託（ファンド）の経理状況の詳細・設定及び解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。
「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下の通りです。

Ⅰ 投資信託（ファンド）の沿革
Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況
1．財務諸表
（1）貸借対照表
（2）損益及び剰余金計算書
（3）注記表
（4）附属明細表
2．投資信託（ファンド）の現況
純資産額計算書
Ⅲ 設定及び解約の実績

資産の運用に関する重要な事項

Ⅰ 投資信託（ファンド）の沿革

2017 年3月 14 日　ファンドの信託契約締結、運用開始
2026 年2月 18 日　信託期間を 2028 年2月 10 日までから無期限に変更

Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況

（1） 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2） 当ファンドの計算期間は、6 ヶ月未満であるため、財務諸表は 6 ヶ月ごとに作成しております。

（3） 当ファンドは、2025 年 3 月 11 日から 2025 年 9 月 8 日までの特定期間の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年10月15日

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　辻村　和之

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　榊原　康太

監査意見

当監査法人は、ゴールド・ファンド（適格機関投資家向け）の2025年3月11日から2025年9月8日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールド・ファンド（適格機関投資家向け）の2025年9月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

1. 財務諸表

（1）貸借対照表

（単位：円）

	前期 2025 年 3 月 10 日現在	当期 2025 年 9 月 8 日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,141,820	2,069,317
親投資信託受益証券	6,857,766,009	6,597,633,582
未収入金	374,110	200,248,209
未収利息	28	27
流動資産合計	6,860,281,967	6,799,951,135
資産合計	6,860,281,967	6,799,951,135
負債の部		
流動負債		
未払解約金	－	199,999,995
未払受託者報酬	149,658	152,848
未払委託者報酬	1,017,741	1,039,449
その他未払費用	976,479	482,298
流動負債合計	2,143,878	201,674,590
負債合計	2,143,878	201,674,590
純資産の部		
元本等		
元本	2,301,707,619	1,782,186,352
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,556,430,470	4,816,090,193
（分配準備積立金）	3,465,373,922	3,706,908,142
元本等合計	6,858,138,089	6,598,276,545
純資産合計	6,858,138,089	6,598,276,545
負債純資産合計	6,860,281,967	6,799,951,135

（2）損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	前期 自 2024年9月10日 至 2025年3月10日	当期 自 2025年3月11日 至 2025年9月8日
営業収益		
受取利息	4,704	3,172
有価証券売買等損益	1,504,937,051	1,477,861,596
営業収益合計	1,504,941,755	1,477,864,768
営業費用		
受託者報酬	1,040,945	920,799
委託者報酬	7,078,814	6,261,877
その他費用	633,818	543,687
営業費用合計	8,753,577	7,726,363
営業利益又は営業損失（△）	1,496,188,178	1,470,138,405
経常利益又は経常損失（△）	1,496,188,178	1,470,138,405
当期純利益又は当期純損失（△）	1,496,188,178	1,470,138,405
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	97,823,955	39,730,411
期首剰余金又は期首欠損金（△）	4,672,237,389	4,556,430,470
剰余金増加額又は欠損金減少額	－	279,677,945
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	279,677,945
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,514,171,142	1,450,426,216
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,514,171,142	1,450,426,216
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,556,430,470	4,816,090,193

（3）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎月 9 日から翌月 8 日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当特定期間は 2025 年 3 月 11 日から 2025 年 9 月 8 日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

		前期 2025 年 3 月 10 日現在	当期 2025 年 9 月 8 日現在
1.	期首元本額	3,154,712,482 円	2,301,707,619 円
	期中追加設定元本額	－円	120,322,058 円
	期中一部解約元本額	853,004,863 円	639,843,325 円
2.	受益権の総数	2,301,707,619 口	1,782,186,352 口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2024 年 9 月 10 日 至 2025 年 3 月 10 日		当期 自 2025 年 3 月 11 日 至 2025 年 9 月 8 日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
自 2024 年 9 月 10 日		自 2025 年 3 月 11 日	
至 2024 年 10 月 8 日		至 2025 年 4 月 8 日	
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	32,365 円	A 計算期末における費用控除後の配当等収益	79,098 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	143,178,921 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	67,985,742 円
C 信託約款に定める収益調整金	1,882,312,135 円	C 信託約款に定める収益調整金	1,305,954,221 円
D 信託約款に定める分配準備積立金	3,581,260,140 円	D 信託約款に定める分配準備積立金	3,230,039,657 円
E 分配対象収益（A+B+C+D）	5,606,783,561 円	E 分配対象収益（A+B+C+D）	4,604,058,718 円
F 分配対象収益（1 万口当たり）	18,131 円	F 分配対象収益（1 万口当たり）	21,460 円
G 分配金額	0 円	G 分配金額	0 円
H 分配金額（1 万口当たり）	0 円	H 分配金額（1 万口当たり）	0 円
自 2024 年 10 月 9 日		自 2025 年 4 月 9 日	
至 2024 年 11 月 8 日		至 2025 年 5 月 8 日	
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	40,098 円	A 計算期末における費用控除後の配当等収益	153,242 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	429,642,746 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	647,869,692 円
C 信託約款に定める収益調整金	1,636,047,958 円	C 信託約款に定める収益調整金	1,268,873,209 円
D 信託約款に定める分配準備積立金	3,237,196,295 円	D 信託約款に定める分配準備積立金	3,204,458,755 円
E 分配対象収益（A+B+C+D）	5,302,927,097 円	E 分配対象収益（A+B+C+D）	5,121,354,898 円
F 分配対象収益（1 万口当たり）	19,730 円	F 分配対象収益（1 万口当たり）	24,568 円
G 分配金額	0 円	G 分配金額	0 円
H 分配金額（1 万口当たり）	0 円	H 分配金額（1 万口当たり）	0 円
自 2024 年 11 月 9 日		自 2025 年 5 月 9 日	
至 2024 年 12 月 9 日		至 2025 年 6 月 9 日	
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	0 円	A 計算期末における費用控除後の配当等収益	0 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円
C 信託約款に定める収益調整金	1,604,346,649 円	C 信託約款に定める収益調整金	1,384,100,054 円
D 信託約款に定める分配準備積立金	3,595,826,902 円	D 信託約款に定める分配準備積立金	3,534,492,456 円
E 分配対象収益（A+B+C+D）	5,200,173,551 円	E 分配対象収益（A+B+C+D）	4,918,592,510 円

F	分配対象収益（1 万口当たり）	19,730 円	
G	分配金額	0 円	
H	分配金額（1 万口当たり）	0 円	
	自 2024 年 12 月 10 日		
	至 2025 年 1 月 8 日		
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	27,565 円	
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	81,038,360 円	
C	信託約款に定める収益調整金	1,540,104,622 円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	3,451,841,058 円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	5,073,011,605 円	
F	分配対象収益（1 万口当たり）	20,050 円	
G	分配金額	0 円	
H	分配金額（1 万口当たり）	0 円	
	自 2025 年 1 月 9 日		
	至 2025 年 2 月 10 日		
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	79,422 円	
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	258,354,975 円	
C	信託約款に定める収益調整金	1,440,724,565 円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	3,304,935,135 円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	5,004,094,097 円	
F	分配対象収益（1 万口当たり）	21,142 円	
G	分配金額	0 円	
H	分配金額（1 万口当たり）	0 円	
	自 2025 年 2 月 11 日		
	至 2025 年 3 月 10 日		
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	0 円	
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円	
C	信託約款に定める収益調整金	1,401,103,448 円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	3,465,373,922 円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	4,866,477,370 円	
F	分配対象収益（1 万口当たり）	21,142 円	
G	分配金額	0 円	
H	分配金額（1 万口当たり）	0 円	

F	分配対象収益（1 万口当たり）	24,568 円	
G	分配金額	0 円	
H	分配金額（1 万口当たり）	0 円	
	自 2025 年 6 月 10 日		
	至 2025 年 7 月 8 日		
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	119,623 円	
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	43,285,874 円	
C	信託約款に定める収益調整金	1,363,689,561 円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	3,482,371,417 円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	4,889,466,475 円	
F	分配対象収益（1 万口当たり）	24,788 円	
G	分配金額	0 円	
H	分配金額（1 万口当たり）	0 円	
	自 2025 年 7 月 9 日		
	至 2025 年 8 月 8 日		
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	116,053 円	
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	171,870,421 円	
C	信託約款に定める収益調整金	1,389,249,505 円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	3,408,724,917 円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	4,969,960,896 円	
F	分配対象収益（1 万口当たり）	25,677 円	
G	分配金額	0 円	
H	分配金額（1 万口当たり）	0 円	
	自 2025 年 8 月 9 日		
	至 2025 年 9 月 8 日		
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	140,263 円	
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	409,729,123 円	
C	信託約款に定める収益調整金	1,279,189,792 円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	3,297,038,756 円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	4,986,097,934 円	
F	分配対象収益（1 万口当たり）	27,977 円	
G	分配金額	0 円	
H	分配金額（1 万口当たり）	0 円	

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

	前期 自 2024 年 9 月 10 日 至 2025 年 3 月 10 日	当期 自 2025 年 3 月 11 日 至 2025 年 9 月 8 日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができま	同左

	す。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

	前期 2025 年 3 月 10 日現在	当期 2025 年 9 月 8 日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

前期（2025 年 3 月 10 日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△95,094,492
合計	△95,094,492

当期（2025 年 9 月 8 日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	411,082,868
合計	411,082,868

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

前期 2025 年 3 月 10 日現在		当期 2025 年 9 月 8 日現在	
1 口当たり純資産額	2.9796 円	1 口当たり純資産額	3.7023 円
(1 万口当たり純資産額)	(29,796 円)	(1 万口当たり純資産額)	(37,023 円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	ゴールド・マザーファンド	1,971,620,471	6,597,633,582	
合計		1,971,620,471	6,597,633,582	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. 投資信託（ファンド）の現況

以下のファンドの現況は 2025 年 11 月 28 日現在です。

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	4,997,426,613円
Ⅱ　負債総額	1,111,316円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	4,996,315,297円
Ⅳ　発行済口数	1,105,045,735口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	4.5214円

【参考情報】マザーファンドの現況

ゴールド・マザーファンド

純資産額計算書

Ⅰ　資産総額	376,957,105,257円
Ⅱ　負債総額	1,742,128,599円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	375,214,976,658円
Ⅳ　発行済口数	91,768,007,838口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	4.0887円

Ⅲ 設定及び解約の実績

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第 1 特定期間	2017 年 3 月 14 日～2017 年 9 月 8 日	2,054,145,781	309,205,394
第 2 特定期間	2017 年 9 月 9 日～2018 年 3 月 8 日	2,081,498,243	333,533,476
第 3 特定期間	2018 年 3 月 9 日～2018 年 9 月 10 日	830,041,758	1,225,672,407
第 4 特定期間	2018 年 9 月 11 日～2019 年 3 月 8 日	2,552,260,833	345,759,045
第 5 特定期間	2019 年 3 月 9 日～2019 年 9 月 9 日	1,280,001,564	1,948,719,155
第 6 特定期間	2019 年 9 月 10 日～2020 年 3 月 9 日	1,856,077,977	979,037,360
第 7 特定期間	2020 年 3 月 10 日～2020 年 9 月 8 日	2,807,684,151	2,901,071,586
第 8 特定期間	2020 年 9 月 9 日～2021 年 3 月 8 日	454,178,857	252,475,058
第 9 特定期間	2021 年 3 月 9 日～2021 年 9 月 8 日	602,912,966	1,084,236,780
第 10 特定期間	2021 年 9 月 9 日～2022 年 3 月 8 日	140,907,564	933,601,338
第 11 特定期間	2022 年 3 月 9 日～2022 年 9 月 8 日	891,404,423	434,355,478
第 12 特定期間	2022 年 9 月 9 日～2023 年 3 月 8 日	374,372,091	200,971,089
第 13 特定期間	2023 年 3 月 9 日～2023 年 9 月 8 日	311,751,669	730,247,834
第 14 特定期間	2023 年 9 月 9 日～2024 年 3 月 8 日	689,743,118	693,652,737
第 15 特定期間	2024 年 3 月 9 日～2024 年 9 月 9 日	157,042,518	1,556,772,294
第 16 特定期間	2024 年 9 月 10 日～2025 年 3 月 10 日	0	853,004,863
第 17 特定期間	2025 年 3 月 11 日～2025 年 9 月 8 日	120,322,058	639,843,325

(注)第 1 計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

資産の運用に関する極めて重要な事項

資産の運用に関する重要な事項

SMAM・バランスファンドVA50
＜適格機関投資家専用＞

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

目　　次

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格……307
2. 投資方針および投資リスク……309
3. その他詳細情報……316
4. 運用状況……318

Ⅱ　財務ハイライト情報……327

Ⅲ　「資産の運用に関する重要な事項」の項目……329

資産の運用に関する重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の沿革……330

Ⅱ　投資信託（ファンド）の経理状況

1. 財務諸表……330
2. 投資信託（ファンド）の現況……368

Ⅲ　設定及び解約の実績……368

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ 投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格

1 名 称

SMAM・バランスファンドVA50＜適格機関投資家専用＞

※以下、上記のファンドを「当ファンド」ということがあります。

2 目的および基本的性格

「国内株式インデックス・マザーファンド（B号）」、「国内債券パッシブ・マザーファンド」、「外国株式インデックス・マザーファンド」、「外国債券パッシブ・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券への投資を通じて、実質的に内外の株式および公社債に投資することにより、信託財産の着実な成長を目指した運用を行います。

当ファンドが該当する商品分類は、次の通りです。

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	内外	目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産（収益の源泉）	資産複合	目論見書または信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※商品分類は、一般社団法人資産運用業協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類の全体的な定義等は一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）をご覧ください。

3 特 色

■ 国内株式、国内債券、外国株式および外国債券の4つの資産に投資するマザーファンドに分散投資を行います。

■ マザーファンド受益証券への投資を通じて行う各資産への実質的な基本資産配分は下記の通りとします。ただし、それぞれの資産の時価変動等に伴う各資産比率の変化については、一定の範囲を設けて調整を行います。

（基本資産配分比率）

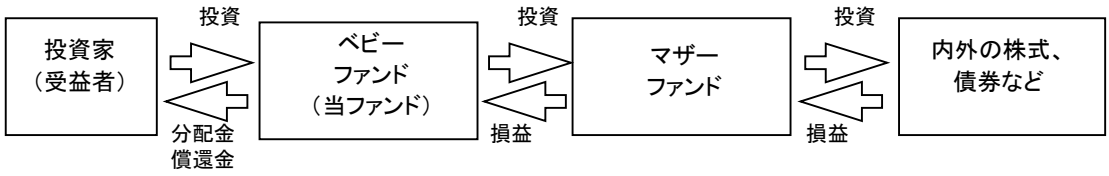
国内株式	国内債券	外国株式	外国債券
25%	25%	25%	25%

■ 各資産ともインデックスに連動する投資成果を目指した運用を行います。

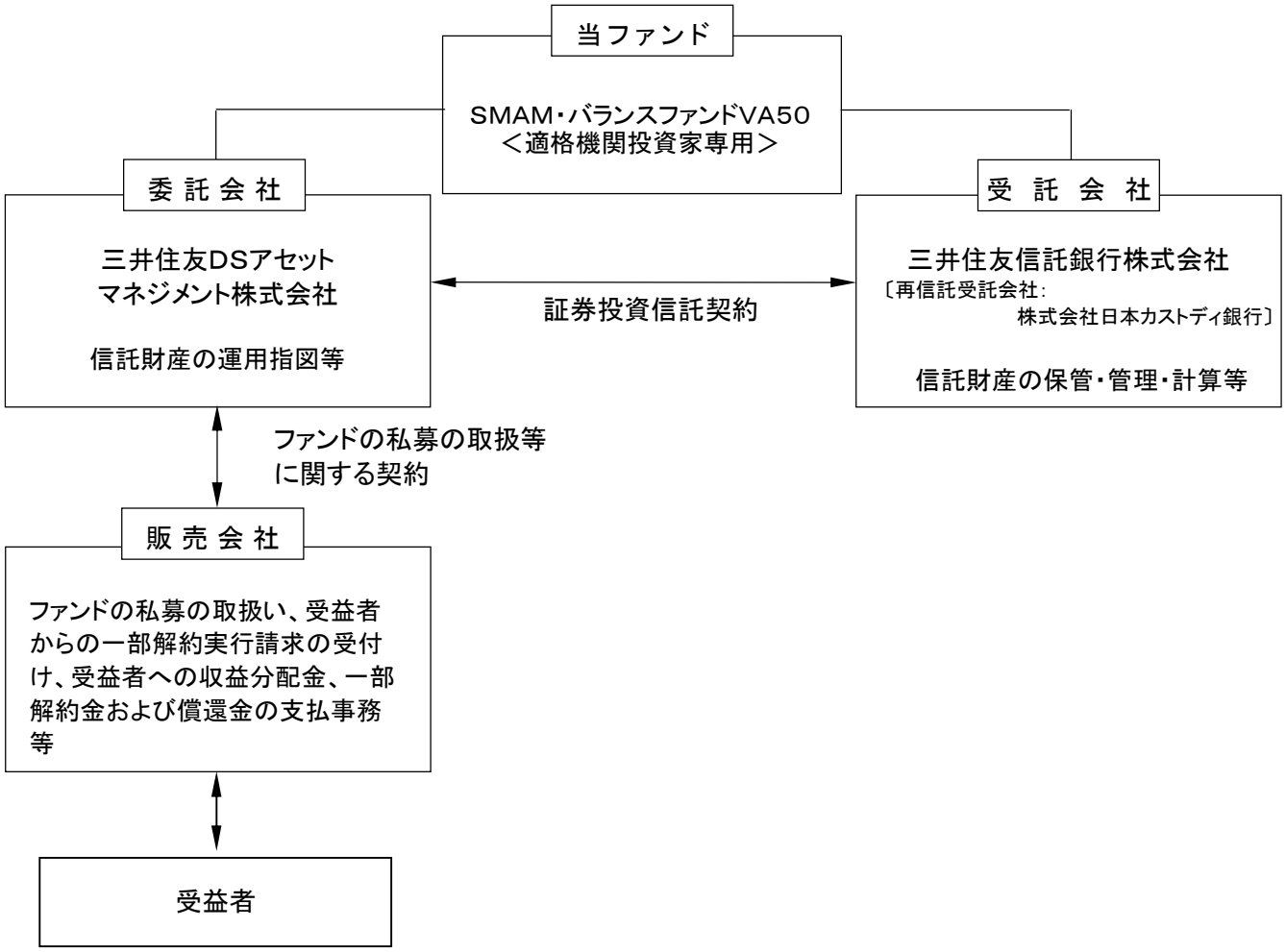
■ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ 当ファンドの運用は、「ファミリーファンド方式」で行われます。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。



4 仕組み



2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

「国内株式インデックス・マザーファンド（B号）」、「国内債券パッシブ・マザーファンド」、「外国株式インデックス・マザーファンド」、「外国債券パッシブ・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券への投資を通じて、実質的に内外の株式および公社債に投資することにより、信託財産の着実な成長を目指した運用を行います。

- 国内株式、国内債券、外国株式および外国債券の4つの資産に投資するマザーファンドに分散投資を行います。
- それぞれの資産の時価変動等に伴う各資産比率の変化については、一定の範囲を設けて調整を行います。
- 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- マザーファンドの投資方針につきましては、下記【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象をご参照ください。
- 投資対象の詳細につきましては「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

国内株式インデックス・マザーファンド（B号）

（目的および基本的性格）
主としてわが国の株式に投資し、TOPIX（東証株価指数、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

（特色）
・主としてTOPIX（東証株価指数）に採用されている銘柄の株式に投資を行い、TOPIX（東証株価指数、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
・株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）に帰属します。JPXは、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXにかかる標章または商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。また、JPXは当ファンドの取引および運用成果等に関して一切責任を負いません。

国内債券パッシブ・マザーファンド

（目的および基本的性格）
主としてわが国の公社債および短期金融資産に投資し、NOMURA－BPI（総合）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

（特色）
・NOMURA－BPI（総合）をベンチマークとし、ベンチマークと連動する投資成果を目指します。
・公社債の組入比率は原則として高位を保ちます。
・資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

NOMURA－BPIに関する一切の知的財産権その他の一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属しております。
また、同社は、ファンドの運用成果に対して一切の責任を負うものではありません。

外国株式インデックス・マザーファンド

（目的および基本的性格）
主として日本を除く世界各国の株式に投資し、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
（特色）
・主として世界各国の株式に投資し、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行わないものとします。
・株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

MSCIコクサイ・インデックスに関する著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI Inc.に帰属します。同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。また、同社は当ファンドの取引および運用成果等に関して一切責任を負いません。

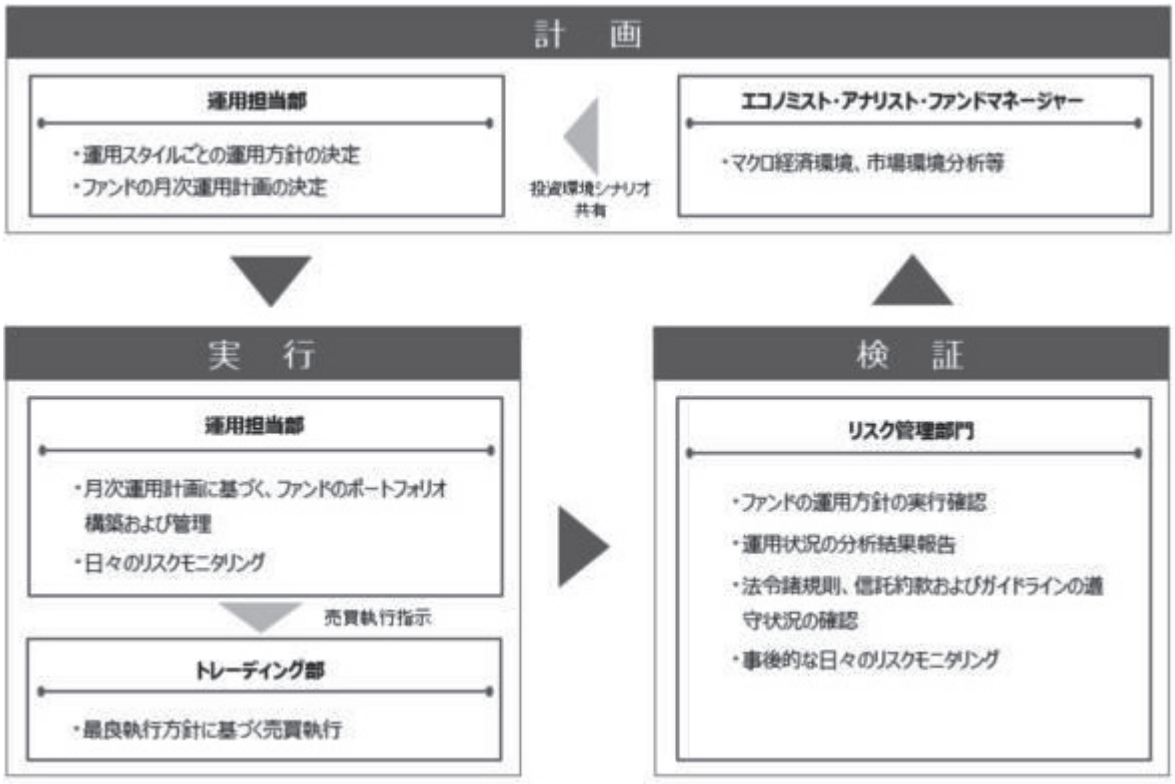
外国債券パッシブ・マザーファンド

（目的および基本的性格）
FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース)をベンチマークとし、ベンチマークと連動する投資成果を目指した運用を行います。
（特色）
・FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース)をベンチマークとし、ベンチマークと連動する投資成果を目指します。
・ポートフォリオ構築にあたっては、取引コストを極力抑えながら、推定トラッキングエラーを最小化します。
・ベンチマークの月次の変化状況とポートフォリオのリスク量の状況を勘案しながらリバランスを行います。
・保有する外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
・公社債の組入比率は原則として高位を保ちます。
・資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

FTSE世界国債インデックスに関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。同社は、当ファンドのスポンサーではなく、当ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、同社は、当該データの正確性および完全性を保証せず、データの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。また、同社は当ファンドの取引および運用成果等に関して一切責任を負いません。

2 運用体制

① ファンドの運用体制



※ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

② 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

3 主な投資制限

信託約款に基づく主な投資制限は以下の通りです。

① 株式以外の資産（他の投資信託証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への実質投資割合は、信託財産総額の 75%以下とします。
② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以内とします。
④ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 75%以下とします。
⑤ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の５%以内とします。
⑦ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

投資制限の詳細につきましては、「３．その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

国内株式インデックス･マザーファンド（B号）

① 外貨建資産への投資は行いません。
② 株式への投資割合には制限を設けません。
③ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
④ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

国内債券パッシブ・マザーファンド

① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以内とします。
③ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以内とします。
④ 外貨建資産への投資は行いません。
⑤ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
⑥ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

外国株式インデックス・マザーファンド

① 株式への投資割合には制限を設けません。
② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
③ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
④ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
⑤ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

外国債券パッシブ・マザーファンド

① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
② 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以内とします。
③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
④ 同一発行体の発行する債券への投資割合は、国債を除き、信託財産の純資産総額の５%以内とします。
⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以内とします。
⑥ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
⑦ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
⑧ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

4 投資リスクについて

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

■ 株式市場リスク
内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 債券市場リスク
一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。

■ 信用リスク
ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 為替変動リスク
外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

■ カントリーリスク
海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

■ 流動性リスク
有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 分配金に関する留意事項
分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

■ ファミリーファンド方式にかかる留意点
当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

■ 換金制限等に関する留意点

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

上記の投資リスクの管理体制は以下の通りです。

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。

コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

3. その他詳細情報

1 投資対象

① 投資対象とする資産の種類

当ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(イ)次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。)

1. 有価証券
2. デリバティブ取引にかかる権利
3. 金銭債権
4. 約束手形

(ロ)特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

1. 為替手形

② 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として、「国内株式インデックス・マザーファンド(B号)」、「国内債券パッシブ・マザーファンド」、「外国株式インデックス・マザーファンド」、「外国債券パッシブ・マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券(以下「マザーファンド受益証券」といいます。)または次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券(ただし、投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

③ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

2 投資制限

① ファンドの信託約款に基づくその他の投資制限

イ デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ 投資する株式等の範囲

(イ)委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場している株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ロ)上記(イ)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録することが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

ハ 信用取引の指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ)上記(イ)の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、信用取引の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

ニ 先物取引等の指図

(イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)。

(ロ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するために、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引および通貨にかかるオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(ハ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するために、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国

の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ホ スワップ取引の指図

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するために、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

(ロ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ハ)スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

(ニ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。

(ホ)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ヘ 金利先渡取引および為替先渡取引の指図

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するために、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(ロ)金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ハ)金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引および為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

(ニ)金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。

(ホ)委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(ヘ)「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

(ト)「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。)を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

ト 有価証券の貸付けの指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

ⅰ)株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

ⅱ)公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(ロ)上記(イ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ハ)委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

チ 有価証券の空売りの指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ)上記(イ)の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

リ 有価証券の借入れの指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

(ロ)有価証券の借入れの指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ)有価証券の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

ヌ 外貨建資産への投資制限

(イ)委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する当該外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の75を超えることとなる運用の指図はしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の75超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

(ロ)上記(イ)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ル 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ヲ 外国為替予約取引の指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(ロ)外国為替予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

(ハ)上記(ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

ワ 資金の借入れ

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定に資するため、信託財産において一部解約金の支払資金の不足額が生じるときは、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ)上記(イ)の資金借入れ額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

ⅰ)一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内

ⅱ)一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内

ⅲ)借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

(ハ)資金借入れの期間は、有価証券等の売却代金または償還金の入金日までに限るものとします。

(ニ)借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

②法令に基づく投資制限

同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

4. 運用状況

1 投資状況(2025年10月31日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	74,217,163,560	99.55
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	333,323,536	0.45
合計(純資産総額)		74,550,487,096	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

2 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

イ 主要投資銘柄

2025年10月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド(B号)	3,120,210,175	5.0097	15,631,317,075	6.1557	19,207,077,774	25.76
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックス・マザーファンド	1,620,595,882	10.2577	16,623,508,215	11.8200	19,155,443,325	25.69
日本	親投資信託受益証券	外国債券パッシブ・マザーファンド	7,472,624,919	2.3044	17,219,916,888	2.5102	18,757,783,071	25.16
日本	親投資信託受益証券	国内債券パッシブ・マザーファンド	14,997,245,079	1.1636	17,450,805,072	1.1400	17,096,859,390	22.93

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年10月31日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.55
合 計	99.55

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

3 運用実績

① 純資産の推移

年月日		純資産総額（円）		1万口当たりの純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第11期	（2016年 2月18日）	114,902,492,338	114,902,492,338	14,765	14,765
第12期	（2017年 2月20日）	111,394,282,559	111,394,282,559	16,056	16,056
第13期	（2018年 2月19日）	103,262,472,683	103,262,472,683	17,311	17,311
第14期	（2019年 2月18日）	93,184,814,615	93,184,814,615	17,275	17,275
第15期	（2020年 2月18日）	90,674,433,057	90,674,433,057	18,675	18,675
第16期	（2021年 2月18日）	87,944,293,020	87,944,293,020	20,456	20,456
第17期	（2022年 2月18日）	80,620,965,818	80,620,965,818	21,404	21,404
第18期	（2023年 2月20日）	73,451,884,352	73,451,884,352	22,103	22,103
第19期	（2024年 2月19日）	77,596,449,826	77,596,449,826	26,512	26,512
第20期	（2025年 2月18日）	74,071,440,346	74,071,440,346	28,380	28,380
	2024年10月末日	75,522,815,898	－	28,192	－
	11月末日	74,446,894,704	－	28,005	－
	12月末日	75,922,350,229	－	28,766	－
	2025年 1月末日	74,945,989,599	－	28,584	－
	2月末日	72,317,602,380	－	27,745	－
	3月末日	70,504,964,896	－	27,517	－
	4月末日	68,874,576,398	－	27,177	－
	5月末日	69,907,981,093	－	27,936	－
	6月末日	70,500,916,966	－	28,605	－
	7月末日	71,454,484,351	－	29,277	－
	8月末日	71,416,492,916	－	29,627	－
	9月末日	72,404,180,981	－	30,253	－
	10月末日	74,550,487,096	－	31,470	－

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

② 分配の推移

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第11期	2015年 2月19日～2016年 2月18日	0
第12期	2016年 2月19日～2017年 2月20日	0
第13期	2017年 2月21日～2018年 2月19日	0
第14期	2018年 2月20日～2019年 2月18日	0
第15期	2019年 2月19日～2020年 2月18日	0
第16期	2020年 2月19日～2021年 2月18日	0
第17期	2021年 2月19日～2022年 2月18日	0
第18期	2022年 2月19日～2023年 2月20日	0
第19期	2023年 2月21日～2024年 2月19日	0
第20期	2024年 2月20日～2025年 2月18日	0

③ 収益率の推移

	収益率（%）
第11期	△6.2
第12期	8.7
第13期	7.8
第14期	△0.2
第15期	8.1
第16期	9.5
第17期	4.6
第18期	3.3
第19期	19.9
第20期	7.0

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

【参考情報】マザーファンドの投資状況（2025年10月31日現在）

〔国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）〕

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	470,777,052,300	98.33
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	－	7,992,349,427	1.67
合計（純資産総額）		478,769,401,727	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	日本	7,934,920,000	1.66
合計	買建	－	7,934,920,000	1.66

〔外国株式インデックス・マザーファンド〕

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	855,325,440,387	71.41
	イギリス	42,942,387,627	3.59
	カナダ	40,596,814,415	3.39
	スイス	30,366,893,402	2.54
	フランス	29,125,544,723	2.43
	ドイツ	28,643,286,604	2.39
	オランダ	20,549,898,511	1.72
	アイルランド	20,143,729,410	1.68
	オーストラリア	17,832,809,065	1.49
	スペイン	10,429,079,001	0.87
	スウェーデン	9,409,127,517	0.79
	イタリア	8,387,333,161	0.70
	デンマーク	5,421,089,188	0.45
	香港	4,454,703,460	0.37
	シンガポール	3,835,064,816	0.32
	フィンランド	3,448,357,882	0.29
	イスラエル	3,166,785,261	0.26
	ベルギー	2,445,433,994	0.20
	ルクセンブルグ	2,170,519,604	0.18
	ケイマン諸島	2,137,213,944	0.18
	ジャージィー	2,026,807,968	0.17
	ノルウェー	1,682,506,672	0.14
	バミューダ	1,168,252,429	0.10
	リベリア	1,106,937,958	0.09
	オランダ領キュラソー	855,941,349	0.07
	ニュージーランド	782,767,237	0.07
	オーストリア	660,365,345	0.06
	ポルトガル	593,386,369	0.05
	パナマ	439,708,570	0.04
	マン島	111,991,571	0.01
	小計	1,150,260,177,440	96.03
新株予約権証券	カナダ	－	0.00
投資証券	アメリカ	15,910,765,828	1.33
	オーストラリア	1,662,291,078	0.14
	フランス	454,468,903	0.04
	シンガポール	275,304,329	0.02
	イギリス	240,813,171	0.02
	香港	193,907,655	0.02
	ケイマン諸島	99,049,065	0.01
	小計	18,836,600,029	1.57
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	－	28,681,460,266	2.40
合計（純資産総額）		1,197,778,237,735	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	イギリス	1,091,645,852	0.09
株価指数先物取引	買建	ドイツ	3,825,562,593	0.32
株価指数先物取引	買建	アメリカ	22,924,586,335	1.91
株価指数先物取引	買建	オーストラリア	764,594,550	0.06
合計	買建	－	28,606,389,330	2.39

種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
為替予約取引	買建	－	2,362,443,564	0.20

〔外国債券パッシブ・マザーファンド〕

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	98,280,874,329	45.58
	中国	24,201,391,060	11.22
	フランス	15,379,294,915	7.13
	イタリア	14,379,490,632	6.67
	ドイツ	12,242,364,418	5.68
	イギリス	12,185,690,315	5.65
	スペイン	9,350,816,547	4.34
	カナダ	4,211,866,946	1.95
	ベルギー	3,217,639,166	1.49

SMAM･バランスファンドVA50 ＜適格機関投資家専用＞

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
	オランダ	2,675,647,002	1.24
	オーストラリア	2,589,133,911	1.20
	オーストリア	2,387,086,075	1.11
	メキシコ	1,744,241,336	0.81
	ポーランド	1,463,281,016	0.68
	ポルトガル	1,259,973,604	0.58
	フィンランド	1,087,346,558	0.50
	マレーシア	1,075,370,477	0.50
	アイルランド	900,720,037	0.42
	シンガポール	871,177,008	0.40
	イスラエル	819,948,674	0.38
	ニュージーランド	615,480,826	0.29
	デンマーク	478,689,933	0.22
	スウェーデン	407,099,255	0.19
	ノルウェー	353,577,219	0.16
	小計	212,178,201,259	98.41
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	3,430,185,935	1.59
合計（純資産総額）		215,608,387,194	100.00

〔国内債券パッシブ・マザーファンド〕

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	106,063,164,850	79.13
地方債証券	日本	9,755,158,000	7.28
特殊債券	日本	8,928,012,214	6.66
社債券	日本	8,602,243,200	6.42
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	683,089,016	0.51
合計（純資産総額）		134,031,667,280	100.00

【参考情報】マザーファンドの投資資産

〔国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）〕

① 投資有価証券の主要銘柄

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

2025年10月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	投資比率（%）
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	5,289,100	2,634.28	13,932,969,664	3,138.00	16,597,195,800	3.47
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	3,428,600	2,458.11	8,427,877,192	4,332.00	14,852,695,200	3.10
日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	6,284,500	1,851.51	11,635,835,368	2,330.00	14,642,885,000	3.06
日本	株式	日立製作所	電気機器	2,554,900	3,961.79	10,121,966,460	5,318.00	13,586,958,200	2.84
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	491,800	9,164.00	4,506,855,904	27,065.00	13,310,567,000	2.78
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	2,150,200	3,841.13	8,259,194,140	4,163.00	8,951,282,600	1.87
日本	株式	三菱重工業	機械	1,878,900	2,477.91	4,655,749,985	4,653.00	8,742,521,700	1.83
日本	株式	任天堂	その他製品	628,400	9,250.25	5,812,855,178	13,045.00	8,197,478,000	1.71
日本	株式	三菱商事	卸売業	2,094,000	2,674.76	5,600,950,630	3,712.00	7,772,928,000	1.62
日本	株式	アドバンテスト	電気機器	312,900	8,591.47	2,688,272,394	23,135.00	7,238,941,500	1.51
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	210,200	23,709.62	4,983,762,223	34,180.00	7,184,636,000	1.50
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	1,387,600	3,988.53	5,534,487,001	5,149.00	7,144,752,400	1.49
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	707,800	7,523.06	5,324,823,864	8,931.00	6,321,361,800	1.32
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	756,800	10,465.81	7,920,527,092	7,708.00	5,833,414,400	1.22
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	1,005,100	5,741.11	5,770,392,265	5,782.00	5,811,488,200	1.21
日本	株式	三井物産	卸売業	1,511,000	3,188.93	4,818,479,331	3,802.00	5,744,822,000	1.20
日本	株式	キーエンス	電気機器	99,400	64,610.82	6,422,315,535	57,370.00	5,702,578,000	1.19
日本	株式	ＨＯＹＡ	精密機器	191,100	19,480.11	3,722,649,792	25,085.00	4,793,743,500	1.00
日本	株式	三菱電機	電気機器	1,096,900	2,730.49	2,995,072,521	4,317.00	4,735,317,300	0.99
日本	株式	ＮＴＴ	情報・通信業	27,350,000	155.19	4,244,523,634	158.40	4,332,240,000	0.90
日本	株式	信越化学工業	化学	888,100	5,452.86	4,842,683,230	4,655.00	4,134,105,500	0.86
日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	71,200	49,813.98	3,546,755,531	56,660.00	4,034,192,000	0.84
日本	株式	富士通	電気機器	923,900	2,906.63	2,685,438,397	4,031.00	3,724,240,900	0.78
日本	株式	日本電気	電気機器	659,100	2,733.92	1,801,926,923	5,618.00	3,702,823,800	0.77
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	887,800	4,147.64	3,682,274,722	4,153.00	3,687,033,400	0.77
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	15,996,400	197.99	3,167,063,098	218.70	3,498,412,680	0.73
日本	株式	ＫＤＤＩ	情報・通信業	1,399,800	2,483.46	3,476,342,481	2,461.50	3,445,607,700	0.72
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	2,167,800	1,327.07	2,876,822,273	1,560.00	3,381,768,000	0.71
日本	株式	第一三共	医薬品	915,800	4,771.16	4,369,430,957	3,669.00	3,360,070,200	0.70
日本	株式	日本たばこ産業	食料品	598,000	4,234.64	2,532,313,072	5,365.00	3,208,270,000	0.67

ロ 種類別･業種別投資比率

2025年10月31日現在

種類	業種	投資比率（%）
株式（国内）	水産・農林業	0.07
	鉱業	0.32
	建設業	2.25
	食料品	2.75
	繊維製品	0.33
	パルプ・紙	0.12
	化学	4.42
	医薬品	3.41
	石油・石炭製品	0.44
	ゴム製品	0.62
	ガラス・土石製品	0.62
	鉄鋼	0.75
	非鉄金属	1.63
	金属製品	0.45
	機械	6.27
	電気機器	18.92
	輸送用機器	6.69
	精密機器	2.02
	その他製品	2.82
	電気・ガス業	1.31
	陸運業	2.15
	海運業	0.53
	空運業	0.30
	倉庫・運輸関連業	0.13
	情報・通信業	8.24
	卸売業	7.10
	小売業	4.32
	銀行業	9.10
	証券、商品先物取引業	0.92
	保険業	2.96
	その他金融業	1.06
	不動産業	1.79
	サービス業	3.51
合　計		98.33

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

2025年10月31日現在

種類	国／地域	取引所等	名称	買建／売建	数量	通貨	簿価（円）	時価（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	日本	大阪取引所	ＴＯＰＩＸ 先物 ０７１２月 ２０２５年１２月	買建	238	日本・円	7,629,266,800	7,934,920,000	1.66

（注）主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

〔外国株式インデックス・マザーファンド〕

① 投資有価証券の主要銘柄

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

2025年10月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	投資比率（%）
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	2,388,948	21,384.16	51,085,638,077	31,265.35	74,691,292,962	6.24
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1,462,537	36,361.54	53,180,097,980	41,822.74	61,167,304,691	5.11
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	691,393	65,613.96	45,365,029,335	81,019.62	56,016,395,365	4.68
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	935,956	32,156.46	30,097,033,385	34,342.73	32,143,280,456	2.68
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	437,996	26,016.13	11,394,961,598	58,014.03	25,409,911,769	2.12
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	569,531	26,176.89	14,908,550,349	43,376.07	24,704,015,384	2.06
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	212,515	89,430.50	19,005,323,081	102,703.03	21,825,933,782	1.82
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	480,784	26,380.42	12,683,281,558	43,440.79	20,885,636,779	1.74
アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	284,315	53,241.27	15,137,291,986	67,819.41	19,282,075,554	1.61
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	272,689	38,671.89	10,545,399,620	47,684.70	13,003,094,249	1.09
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	79,024	122,089.27	9,647,982,684	130,137.45	10,283,981,848	0.86
アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	金融サービス	132,617	74,624.80	9,896,516,954	73,739.93	9,779,168,562	0.82
アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	167,433	49,152.36	8,229,727,096	53,169.12	8,902,265,771	0.74
アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	423,685	18,109.60	7,672,765,967	17,673.73	7,488,093,871	0.63
アメリカ	株式	MASTERCARD INC - A	金融サービス	83,786	82,875.06	6,943,769,742	85,322.09	7,148,796,465	0.60
アメリカ	株式	NETFLIX INC	メディア・娯楽	41,826	139,196.22	5,822,021,243	167,814.90	7,019,026,007	0.59
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	236,665	23,908.57	5,658,321,879	29,132.61	6,894,667,962	0.58
アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品流通・小売り	427,259	14,295.58	6,107,914,081	15,753.64	6,730,885,754	0.56
アメリカ	株式	PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	ソフトウェア・サービス	222,945	11,978.79	2,670,610,881	29,980.16	6,683,925,656	0.56
アメリカ	株式	ORACLE CORP	ソフトウェア・サービス	166,702	28,444.57	4,741,766,001	39,586.75	6,599,190,231	0.55
オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	38,827	117,678.11	4,569,088,062	167,165.63	6,490,539,721	0.54
アメリカ	株式	ADVANCED MICRO DEVICES	半導体・半導体製造装置	158,423	20,786.69	3,293,090,157	39,270.84	6,221,404,919	0.52
アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	生活必需品流通・小売り	43,532	150,017.39	6,530,556,823	141,799.74	6,172,826,194	0.52
アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	173,888	28,275.63	4,916,792,970	35,165.62	6,114,879,330	0.51
アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	701,199	7,273.67	5,100,287,131	8,171.92	5,730,144,235	0.48
アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	一般消費財・サービス流通・小売り	97,618	65,663.64	6,409,952,969	58,488.66	5,709,545,523	0.48
アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO/THE	家庭用品・パーソナル用品	230,801	27,436.75	6,332,428,538	23,050.28	5,320,027,212	0.44
アメリカ	株式	GENERAL ELECTRIC	資本財	103,469	28,299.26	2,928,096,569	47,886.58	4,954,776,028	0.41
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	88,876	91,875.74	8,165,548,121	53,125.98	4,721,624,154	0.39
アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギー	192,868	24,418.49	4,709,544,589	23,657.43	4,562,761,594	0.38

ロ 種類別･業種別投資比率

2025年10月31日現在

種類	業種	投資比率（%）
株式（外国）	エネルギー	3.40
	素材	3.04
	資本財	7.52
	商業・専門サービス	1.20
	運輸	1.29
	自動車・自動車部品	2.09

2025年10月31日現在

種類	業種	投資比率（%）
	耐久消費財・アパレル	0.95
	消費者サービス	1.64
	一般消費財・サービス流通・小売り	4.66
	生活必需品流通・小売り	1.61
	食品・飲料・タバコ	2.45
	家庭用品・パーソナル用品	1.12
	ヘルスケア機器・サービス	3.18
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	5.99
	銀行	6.36
	金融サービス	6.71
	保険	2.75
	ソフトウェア・サービス	10.11
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.94
	半導体・半導体製造装置	11.75
	電気通信サービス	1.00
	公益事業	2.64
	メディア・娯楽	7.37
	不動産管理・開発	0.26
新株予約権証券	－	0.00
投資証券	－	1.57
合　計		97.61

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

2025年10月31日現在

種類	国／地域	取引所等	名称	買建／売建	数量	通貨	帳簿価額	簿価（円）	評価額	時価（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	イギリス	ＩＣＥ－ＥＵ	ＦＴＳＥ　１００　ＩＤＸ　ＦＵＴ　ＤＥＣ２５ 2025年12月	買建	55	イギリス・ポンド	5,158,675.00	1,046,076,116	5,383,400.00	1,091,645,852	0.09
	ドイツ	ＥＵＲＥＸ	ＥＵＲＯ　ＳＴＯＸＸ　５０　ＤＥＣ２５ 2025年12月	買建	376	ユーロ	20,753,314.50	3,700,523,508	21,454,560.00	3,825,562,593	0.32
	アメリカ	シカゴ商品取引所	Ｓ＆Ｐ　５００　ＥＭＩＮＩ　ＦＵＴ　ＤＥＣ２５ 2025年12月	買建	434	アメリカ・ドル	145,660,027.00	22,446,210,160	148,764,350.00	22,924,586,335	1.91
	オーストラリア	シドニー先物取引所	ＳＰＩ　２００　ＦＵＴＵＲＥＳ　ＤＥＣ２５ 2025年12月	買建	34	オーストラリア・ドル	7,576,428.00	765,749,577	7,565,000.00	764,594,550	0.06

（注）主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2025年10月31日現在

種類	資産の名称	買建／売建	数量	簿価(円)	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引	アメリカ・ドル	買建	11,650,000.00	1,768,012,088	1,794,487,471	0.15
	ユーロ	買建	985,000.00	173,960,751	175,602,943	0.01
	カナダ・ドル	買建	1,107,000.00	120,344,184	121,953,429	0.01
	イギリス・ポンド	買建	538,000.00	108,146,930	109,051,039	0.01
	スイス・フラン	買建	494,000.00	94,439,610	94,970,067	0.01
	オーストラリア・ドル	買建	657,000.00	66,374,476	66,378,615	0.01

（注）日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

〔外国債券パッシブ・マザーファンド〕

① 投資有価証券の主要銘柄

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

2025年10月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	利率（%）	償還期限	投資比率（%）
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	62,800,000	2,180.85	1,369,576,136	2,183.30	1,371,110,309	1.790	2032/03/25	0.64
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	58,900,000	2,204.20	1,298,272,048	2,184.90	1,286,905,741	2.040	2027/02/25	0.60
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	56,500,000	2,213.60	1,250,682,176	2,189.58	1,237,111,347	2.390	2026/11/15	0.57
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	7,900,000	15,486.13	1,223,403,906	15,497.22	1,224,280,427	4.250	2026/11/30	0.57
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	41,200,000	2,914.03	1,200,580,124	2,838.92	1,169,634,255	3.720	2051/04/12	0.54
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	48,200,000	2,168.83	1,045,378,377	2,170.56	1,046,210,658	1.460	2028/05/25	0.49
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	6,450,000	15,454.54	996,818,122	15,463.47	997,393,989	3.875	2027/05/31	0.46
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,750,000	15,942.94	916,719,262	16,082.95	924,769,895	4.625	2035/02/15	0.43
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,900,000	15,316.18	903,654,728	15,624.20	921,827,741	4.250	2035/05/15	0.43
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,870,000	14,786.36	867,959,173	15,237.41	894,435,849	3.875	2034/08/15	0.41
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,600,000	15,203.20	851,379,076	15,628.98	875,222,661	4.125	2032/11/15	0.41
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,500,000	15,390.74	846,490,562	15,822.53	870,238,913	4.375	2034/05/15	0.40
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,550,000	15,088.29	837,399,818	15,648.86	868,511,452	4.250	2034/11/15	0.40
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	38,000,000	2,243.46	852,516,208	2,222.89	844,697,525	2.400	2028/07/15	0.39

2025年10月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	利率（%）	償還期限	投資比率（%）
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,700,000	13,989.97	797,428,204	14,533.48	828,408,314	2.875	2032/05/15	0.38
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,500,000	14,343.01	788,865,638	14,855.55	817,055,151	3.375	2033/05/15	0.38
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,100,000	14,960.34	762,977,146	15,425.26	786,688,050	4.000	2034/02/15	0.36
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,800,000	15,547.15	746,263,152	15,978.78	766,981,588	4.500	2033/11/15	0.36
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,000,000	14,859.09	742,954,625	15,334.95	766,747,665	3.875	2033/08/15	0.36
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,900,000	15,335.88	751,458,017	15,467.79	757,921,587	4.000	2027/01/15	0.35
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,500,000	13,111.29	721,120,966	13,769.61	757,328,302	1.625	2031/05/15	0.35
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	34,600,000	2,198.92	760,825,328	2,185.98	756,349,879	1.740	2029/10/15	0.35
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,800,000	15,514.02	744,672,840	15,548.23	746,314,929	4.625	2026/11/15	0.35
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,000,000	14,275.82	713,791,200	14,789.59	739,479,670	2.375	2029/03/31	0.34
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	32,000,000	2,288.92	732,455,899	2,271.71	726,946,002	2.600	2030/09/15	0.34
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	32,600,000	2,239.52	730,084,131	2,224.49	725,184,048	2.110	2034/08/25	0.34
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	31,500,000	2,252.39	709,501,894	2,224.58	700,741,937	2.640	2028/01/15	0.33
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,500,000	15,475.34	696,390,228	15,503.85	697,673,110	4.250	2026/12/31	0.32
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,200,000	12,692.14	659,991,191	13,383.12	695,922,380	1.250	2031/08/15	0.32
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,300,000	15,224.97	654,673,807	15,668.73	673,755,557	4.125	2029/11/30	0.31

ロ 種類別投資比率

2025年10月31日現在

種類	投資比率（%）
国債証券	98.41
合　計	98.41

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

〔国内債券パッシブ・マザーファンド〕

① 投資有価証券の主要銘柄

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

2025年10月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	利率（%）	償還期限	投資比率（%）
日本	国債証券	４７１　２年国債	3,840,000,000	100.33	3,852,672,000	100.10	3,843,993,600	0.900	2027/04/01	2.87
日本	国債証券	３７９　１０年国債	1,720,000,000	98.95	1,701,938,900	98.80	1,699,274,000	1.500	2035/06/20	1.27
日本	国債証券	３７８　１０年国債	1,480,000,000	99.34	1,470,194,000	98.17	1,452,901,200	1.400	2035/03/20	1.08
日本	国債証券	１７７　５年国債	1,360,000,000	100.50	1,366,800,000	99.84	1,357,851,200	1.100	2029/12/20	1.01
日本	国債証券	３６６　１０年国債	1,400,000,000	93.75	1,312,517,300	93.03	1,302,462,000	0.200	2032/03/20	0.97
日本	国債証券	３６５　１０年国債	1,340,000,000	93.43	1,251,902,400	92.82	1,243,814,800	0.100	2031/12/20	0.93
日本	国債証券	３６７　１０年国債	1,320,000,000	93.30	1,231,582,500	92.61	1,222,478,400	0.200	2032/06/20	0.91
日本	国債証券	３６８　１０年国債	1,320,000,000	93.04	1,228,084,900	92.18	1,216,815,600	0.200	2032/09/20	0.91
日本	国債証券	３７５　１０年国債	1,240,000,000	97.73	1,211,848,000	96.39	1,195,273,200	1.100	2034/06/20	0.89
日本	国債証券	１５４　５年国債	1,190,000,000	98.51	1,172,269,000	98.53	1,172,530,800	0.100	2027/09/20	0.87
日本	国債証券	３５９　１０年国債	1,210,000,000	95.48	1,155,259,600	95.14	1,151,169,800	0.100	2030/06/20	0.86
日本	国債証券	１７９　５年国債	1,160,000,000	99.38	1,152,750,300	99.12	1,149,826,800	1.000	2030/06/20	0.86
日本	国債証券	３７３　１０年国債	1,210,000,000	94.06	1,138,126,000	93.11	1,126,631,000	0.600	2033/12/20	0.84
日本	国債証券	３７６　１０年国債	1,170,000,000	95.27	1,114,671,200	94.45	1,105,041,600	0.900	2034/09/20	0.82
日本	国債証券	３６９　１０年国債	1,170,000,000	94.85	1,109,709,900	93.80	1,097,495,100	0.500	2032/12/20	0.82
日本	国債証券	３７４　１０年国債	1,160,000,000	95.26	1,105,016,500	94.34	1,094,297,600	0.800	2034/03/20	0.82
日本	国債証券	１５６　５年国債	1,090,000,000	98.57	1,074,358,500	98.50	1,073,628,200	0.200	2027/12/20	0.80
日本	国債証券	３７０　１０年国債	1,130,000,000	94.43	1,067,058,000	93.45	1,056,030,200	0.500	2033/03/20	0.79
日本	国債証券	３７２　１０年国債	1,110,000,000	96.00	1,065,588,300	94.94	1,053,778,500	0.800	2033/09/20	0.79
日本	国債証券	１７８　５年国債	1,050,000,000	100.06	1,050,585,200	99.29	1,042,566,000	1.000	2030/03/20	0.78
日本	国債証券	４７３　２年国債	980,000,000	100.05	980,465,200	99.91	979,157,200	0.800	2027/06/01	0.73
日本	国債証券	３７１　１０年国債	1,040,000,000	93.47	972,053,100	92.38	960,731,200	0.400	2033/06/20	0.72
日本	国債証券	１５７　５年国債	940,000,000	98.36	924,584,000	98.27	923,747,400	0.200	2028/03/20	0.69
日本	国債証券	３６０　１０年国債	960,000,000	95.18	913,775,400	94.78	909,878,400	0.100	2030/09/20	0.68
日本	国債証券	３７７　１０年国債	910,000,000	97.61	888,245,200	96.70	879,960,900	1.200	2034/12/20	0.66
日本	国債証券	１５８　５年国債	880,000,000	98.09	863,165,600	98.04	862,743,200	0.100	2028/03/20	0.64
日本	国債証券	１４７　２０年国債	840,000,000	102.12	857,766,000	100.72	846,081,600	1.600	2033/12/20	0.63
日本	国債証券	３６３　１０年国債	900,000,000	94.28	848,518,800	93.61	842,508,000	0.100	2031/06/20	0.63
日本	国債証券	３６４　１０年国債	870,000,000	93.92	817,082,000	93.22	811,005,300	0.100	2031/09/20	0.61
日本	国債証券	１７４　５年国債	810,000,000	98.88	800,936,100	98.44	797,355,900	0.700	2029/09/20	0.59

ロ 種類別投資比率

2025年10月31日現在

種類	投資比率（%）
国債証券	79.13

2025年10月31日現在

種類	投資比率（%）
地方債証券	7.28
特殊債券	6.66
社債券	6.42
合　計	99.49

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

Ⅱ 財務ハイライト情報

以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況」の「財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。
「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況」中の「財務諸表」については、PwC Japan有限責任監査法人による監査証明を受けており、監査報告書は当該箇所に添付されております。

ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞

(1)貸借対照表

（単位：円）

	第19期 (2024年2月19日現在)	第20期 (2025年2月18日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	12,810,630	5,079,605
コール・ローン	518,310,031	614,716,949
親投資信託受益証券	77,187,697,799	73,575,414,416
未収入金	205,000,000	59,020,000
流動資産合計	77,923,818,460	74,254,230,970
資産合計	77,923,818,460	74,254,230,970
負債の部		
流動負債		
未払解約金	202,821,102	59,010,983
未払受託者報酬	12,410,652	12,333,929
未払委託者報酬	111,696,302	111,005,712
その他未払費用	440,578	440,000
流動負債合計	327,368,634	182,790,624
負債合計	327,368,634	182,790,624
純資産の部		
元本等		
元本	29,268,425,588	26,100,197,117
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	48,328,024,238	47,971,243,229
（分配準備積立金）	42,895,295,402	42,888,048,055
元本等合計	77,596,449,826	74,071,440,346
純資産合計	77,596,449,826	74,071,440,346
負債純資産合計	77,923,818,460	74,254,230,970

(2)損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第19期 自 2023年2月21日 至 2024年2月19日	第20期 自 2024年2月20日 至 2025年2月18日
営業収益		
受取利息	6,102	729,976
有価証券売買等損益	13,876,875,804	5,507,726,617
営業収益合計	13,876,881,906	5,508,456,593
営業費用		
支払利息	207,055	4,365
受託者報酬	24,573,485	25,106,041
委託者報酬	221,162,188	225,955,079
その他費用	896,639	880,871
営業費用合計	246,839,367	251,946,356
営業利益又は営業損失（△）	13,630,042,539	5,256,510,237
経常利益又は経常損失（△）	13,630,042,539	5,256,510,237
当期純利益又は当期純損失（△）	13,630,042,539	5,256,510,237
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	743,020,617	399,916,209
期首剰余金又は期首欠損金（△）	40,219,538,047	48,328,024,238
剰余金増加額又は欠損金減少額	189,352,896	278,480,102
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	189,352,896	278,480,102
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,967,888,627	5,491,855,139
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,967,888,627	5,491,855,139
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	48,328,024,238	47,971,243,229

(3)注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	第20期 自 2024年2月20日 至 2025年2月18日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は前期末が休日のため、2024年2月20日から2025年2月18日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	第19期 (2024年2月19日現在)	第20期 (2025年2月18日現在)
1．当計算期間の末日における受益権の総数	29,268,425,588口	26,100,197,117口
2．1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　2.6512円 （1万口当たりの純資産額26,512円）	1口当たり純資産額　2.8380円 （1万口当たりの純資産額28,380円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項　目	第19期 自 2023年2月21日 至 2024年2月19日	第20期 自 2024年2月20日 至 2025年2月18日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,299,342,289円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（11,587,679,633円）、収益調整金（5,432,728,836円）、および分配準備積立金（30,008,273,480円）より、分配対象収益は48,328,024,238円（1万口当たり16,512.00円）でありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,288,113,784円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（3,568,480,244円）、収益調整金（5,083,195,174円）、および分配準備積立金（38,031,454,027円）より、分配対象収益は47,971,243,229円（1万口当たり18,379.65円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）
Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	第20期 自 2024年2月20日 至 2025年2月18日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3．金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認

項　目	第20期 自 2024年2月20日 至 2025年2月18日
	等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 　また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 　なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	第20期 （2025年2月18日現在）
1．貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 　「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） 　デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 　これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券
第19期（自 2023年2月21日　至 2024年2月19日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	12,613,467,816円
合計	12,613,467,816円

第20期（自 2024年2月20日　至 2025年2月18日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	4,714,727,061円
合計	4,714,727,061円

（デリバティブ取引に関する注記）
　該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第20期 自 2024年2月20日 至 2025年2月18日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項　目	第19期 （2024年2月19日現在）	第20期 （2025年2月18日現在）
期首元本額	33,232,346,305円	29,268,425,588円
期中追加設定元本額	140,275,552円	157,384,742円
期中一部解約元本額	4,104,196,269円	3,325,613,213円

Ⅲ「資産の運用に関する重要な事項」の項目

投資信託（ファンド）の沿革・投資信託（ファンド）の経理状況の詳細・設定及び解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。
「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下の通りです。

Ⅰ 投資信託（ファンド）の沿革
Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況
1．財務諸表
（1）貸借対照表
（2）損益及び剰余金計算書
（3）注記表
（4）附属明細表
2．投資信託（ファンド）の現況
純資産額計算書
Ⅲ 設定及び解約の実績

資産の運用に関する重要な事項

Ⅰ 投資信託（ファンド）の沿革

2005年８月19日　信託約款の締結、ファンドの当初設定、ファンドの運用開始

Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況

1. 財務諸表

ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞

当ファンドは、第20期（2024年2月20日から2025年2月18日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025 年 4 月 16 日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　和田 渉

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　榊原 康太

監査意見
当監査法人は、ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞の 2024 年 2 月 20 日から 2025 年 2 月 18 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞の 2025 年 2 月 18 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。
当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか。また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係
三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(1)貸借対照表

(単位：円)

	第19期 (2024年2月19日現在)	第20期 (2025年2月18日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	12,810,630	5,079,605
コール・ローン	518,310,031	614,716,949
親投資信託受益証券	77,187,697,799	73,575,414,416
未収入金	205,000,000	59,020,000
流動資産合計	77,923,818,460	74,254,230,970
資産合計	77,923,818,460	74,254,230,970
負債の部		
流動負債		
未払解約金	202,821,102	59,010,983
未払受託者報酬	12,410,652	12,333,929
未払委託者報酬	111,696,302	111,005,712
その他未払費用	440,578	440,000
流動負債合計	327,368,634	182,790,624
負債合計	327,368,634	182,790,624
純資産の部		
元本等		
元本	29,268,425,588	26,100,197,117
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	48,328,024,238	47,971,243,229
(分配準備積立金)	42,895,295,402	42,888,048,055
元本等合計	77,596,449,826	74,071,440,346
純資産合計	77,596,449,826	74,071,440,346
負債純資産合計	77,923,818,460	74,254,230,970

(2)損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第19期 自 2023年2月21日 至 2024年2月19日	第20期 自 2024年2月20日 至 2025年2月18日
営業収益		
受取利息	6,102	729,976
有価証券売買等損益	13,876,875,804	5,507,726,617
営業収益合計	13,876,881,906	5,508,456,593
営業費用		
支払利息	207,055	4,365
受託者報酬	24,573,485	25,106,041
委託者報酬	221,162,188	225,955,079
その他費用	896,639	880,871
営業費用合計	246,839,367	251,946,356
営業利益又は営業損失(△)	13,630,042,539	5,256,510,237
経常利益又は経常損失(△)	13,630,042,539	5,256,510,237
当期純利益又は当期純損失(△)	13,630,042,539	5,256,510,237
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	743,020,617	399,916,209
期首剰余金又は期首欠損金(△)	40,219,538,047	48,328,024,238
剰余金増加額又は欠損金減少額	189,352,896	278,480,102
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	189,352,896	278,480,102
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,967,888,627	5,491,855,139
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,967,888,627	5,491,855,139
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	48,328,024,238	47,971,243,229

(3)注記表

(重要な会計方針の注記)

項　目	第20期 自 2024年2月20日 至 2025年2月18日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は前期末が休日のため、2024年2月20日から2025年2月18日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項　目	第19期 (2024年2月19日現在)	第20期 (2025年2月18日現在)
1．当計算期間の末日における受益権の総数	29,268,425,588口	26,100,197,117口
2．1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　2.6512円 (1万口当たりの純資産額26,512円)	1口当たり純資産額　2.8380円 (1万口当たりの純資産額28,380円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項　目	第19期 自 2023年2月21日 至 2024年2月19日	第20期 自 2024年2月20日 至 2025年2月18日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (1,299,342,289円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (11,587,679,633円)、収益調整金(5,432,728,836円)、および分配準備積立金 (30,008,273,480円)より、分配対象収益は 48,328,024,238円(1万口当たり16,512.00円)でありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (1,288,113,784円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (3,568,480,244円)、収益調整金(5,083,195,174円)、および分配準備積立金 (38,031,454,027円)より、分配対象収益は 47,971,243,229円(1万口当たり18,379.65円)でありますが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	第20期 自 2024年2月20日 至 2025年2月18日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3．金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	第20期 (2025年2月18日現在)
1．貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券
第19期（自 2023年2月21日　至 2024年2月19日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	12,613,467,816円
合計	12,613,467,816円

第20期（自 2024年2月20日　至 2025年2月18日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	4,714,727,061円
合計	4,714,727,061円

（デリバティブ取引に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第20期 自 2024年2月20日 至 2025年2月18日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項　目	第19期 (2024年2月19日現在)	第20期 (2025年2月18日現在)
期首元本額	33,232,346,305円	29,268,425,588円
期中追加設定元本額	140,275,552円	157,384,742円
期中一部解約元本額	4,104,196,269円	3,325,613,213円

(4)附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式
該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド（B号）	3,717,469,583	18,623,407,369	
	外国株式インデックス・マザーファンド	1,809,374,807	18,572,689,581	
	外国債券パッシブ・マザーファンド	7,963,032,582	18,350,012,281	
	国内債券パッシブ・マザーファンド	15,491,755,616	18,029,305,185	
	親投資信託受益証券　小計		73,575,414,416	
合　計			73,575,414,416	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

（参考）

ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞は、「国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）」、「外国株式インデックス・マザーファンド」、「外国債券パッシブ・マザーファンド」および「国内債券パッシブ・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

「国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）」

貸借対照表

（単位：円）

	(2025年2月18日現在)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	34,473,156
コール・ローン	4,171,827,318
株式	361,477,157,590
派生商品評価勘定	50,059,900
未収入金	101,268,400
未収配当金	510,413,815
差入委託証拠金	242,354,761
流動資産合計	366,587,554,940
資産合計	366,587,554,940
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	259,400
前受金	39,920,000
未払解約金	199,840,464
流動負債合計	240,019,864
負債合計	240,019,864
純資産の部	
元本等	
元本	73,128,223,766
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	293,219,311,310
元本等合計	366,347,535,076
純資産合計	366,347,535,076
負債純資産合計	366,587,554,940

注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	自 2024年2月20日 至 2025年2月18日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2．デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	(2025年2月18日現在)
1．当計算期間の末日における受益権の総数	73,128,223,766口
2．１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　5.0097円 （１万口当たりの純資産額50,097円）

SMAM･バランスファンドVA50 ＜適格機関投資家専用＞

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	自 2024年2月20日 至 2025年2月18日
1．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、先物取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3．　金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	(2025年2月18日現在)
1．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．　時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

(2025 年 2 月 18 日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区　分	種　類	契　約　額　等	うち１年超	時　価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 買建 TOPIX 先物 0703 月	4,670,249,500	－	4,720,050,000	49,800,500
	小計	4,670,249,500	－	4,720,050,000	49,800,500
合　計		4,670,249,500	－	4,720,050,000	49,800,500

(注) 1．時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2)株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（関連当事者との取引に関する注記

自 2024年2月20日 至 2025年2月18日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

(2025年2月18日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	68,652,536,502円
同期中における追加設定元本額	11,500,504,192円
同期中における一部解約元本額	7,024,816,928円
2025年2月18日現在の元本の内訳	
三井住友・日本株式インデックス年金ファンド	9,663,827,363円
三井住友・ＤＣ年金バランス３０（債券重点型）	951,034,801円
三井住友・ＤＣ年金バランス５０（標準型）	4,271,250,477円
三井住友・ＤＣ年金バランス７０（株式重点型）	3,757,122,108円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	146,746,146円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２０（４資産タイプ）	2,997,128円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２５（４資産タイプ）	11,408,167円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３０（４資産タイプ）	34,814,572円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５（４資産タイプ）	116,324,942円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０（４資産タイプ）	118,940,309円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５（４資産タイプ）	242,389,345円
国内株式指数ファンド（ＴＯＰＩＸ）	1,545,347,521円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・日本株インデックスファンド	30,673,033,245円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	171,377,146円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	261,786,922円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	159,836,001円
イオン・バランス戦略ファンド	38,376,546円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０	98,500,924円
三井住友・資産最適化ファンド（１安定重視型）	219,832,297円
三井住友・資産最適化ファンド（２やや安定型）	229,198,931円
三井住友・資産最適化ファンド（３バランス型）	956,592,224円
三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	586,689,985円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	752,275,741円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・世界分散ファンド	77,159,962円
三井住友ＤＳ・国内株式インデックス年金ファンド	1,691,355,349円
三井住友ＤＳ・年金バランス３０（債券重点型）	43,940,393円
三井住友ＤＳ・年金バランス５０（標準型）	270,646,312円
三井住友ＤＳ・年金バランス７０（株式重点型）	308,526,127円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０	23,522,733円
日興ＦＷＳ・日本株インデックス	3,279,860,601円
三井住友ＤＳ・ＴＯＰＩＸインデックス・ファンド	334,982,755円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５	57,687,833円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０	36,995,556円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５	35,218,243円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５	24,187,708円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５	19,535,723円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	1,316,534円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	27,846,373円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	157,420,054円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	151,931,897円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	58,204,049円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０７０	268,411円
ＳＭＡＭ・国内株式パッシブ・ファンド（適格機関投資家専用）	2,063,960,733円
バランスファンドＶＡ（安定運用型）＜適格機関投資家限定＞	6,508,544円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ安定成長型＜適格機関投資家限定＞	30,933,278円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	553,559,816円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３７．５＜適格機関投資家専用＞	923,021,734円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	3,717,469,583円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ３０＜適格機関投資家限定＞	22,448,074円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ５０＜適格機関投資家限定＞	87,655,219円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ７５＜適格機関投資家専用＞	543,539,109円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ国際分散型＜適格機関投資家限定＞	29,035,936円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	152,899,860円

ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	536,155,884円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ４０＜適格機関投資家専用＞	326,172,239円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３５＜適格機関投資家専用＞	954,698,017円
ＳＭＡＭ・グローバルバランス４０ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	21,353,661円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ａ＜適格機関投資家専用＞	20,796,106円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３５Ａ＜適格機関投資家専用＞	16,012,834円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ５０Ａ＜適格機関投資家専用＞	13,108,576円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ｌ＜適格機関投資家専用＞	48,401,349円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ＜適格機関投資家専用＞	135,002,727円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ａ２＜適格機関投資家専用＞	26,646,973円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３５Ａ２＜適格機関投資家専用＞	25,149,276円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ５０Ａ２＜適格機関投資家専用＞	5,893,479円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３０Ｌ２＜適格機関投資家専用＞	23,113,329円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ２＜適格機関投資家専用＞	306,667,110円
ＳＭＡＭ・国内株式インデックスファンド・ＶＡ（適格機関投資家専用）	146,957,825円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（標準型）ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	119,934,421円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（債券重視型）ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	49,757,360円
ＳＭＡＭ・世界バランスファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞	36,779,648円
ＳＭＡＭ・世界バランスファンドＶＡ２＜適格機関投資家限定＞	21,527,650円
ＳＭＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	37,552,315円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジーファンド２０１６－０４＜適格機関投資家限定＞	20,662,261円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	31,949,305円
ＳＭＡＭ・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドⅡ＜適格機関投資家限定＞	400,839,051円
ＳＭＤＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド（リスク３％）＜適格機関投資家限定＞	61,751,030円
合　計	73,128,223,766円

附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

（単位：円）

銘　柄	株　数	評価額		備考
		単価	金額	
極洋	4,800	4,210.000	20,208,000	
ニッスイ	127,800	854.800	109,243,440	
マルハニチロ	18,400	3,098.000	57,003,200	
雪国まいたけ	14,400	1,235.000	17,784,000	
カネコ種苗	4,800	1,406.000	6,748,800	
サカタのタネ	15,800	3,465.000	54,747,000	
ホクト	10,200	1,930.000	19,686,000	
住石ホールディングス	16,600	816.000	13,545,600	
日鉄鉱業	5,200	5,900.000	30,680,000	
ＩＮＰＥＸ	386,200	1,876.000	724,511,200	
石油資源開発	70,400	1,129.000	79,481,600	
Ｋ＆Ｏエナジーグループ	6,200	3,370.000	20,894,000	
ショーボンドホールディングス	16,300	4,845.000	78,973,500	
ミライト・ワン	40,800	2,344.000	95,635,200	
タマホーム	8,200	3,385.000	27,757,000	
第一カッター興業	700	1,443.000	1,010,100	
安藤・間	73,700	1,339.000	98,684,300	
東急建設	41,000	792.000	32,472,000	
コムシスホールディングス	44,400	3,298.000	146,431,200	
ビーアールホールディングス	18,500	346.000	6,401,000	
高松コンストラクショングループ	9,000	2,815.000	25,335,000	
東建コーポレーション	2,900	12,470.000	36,163,000	
ヤマウラ	6,300	1,305.000	8,221,500	
オリエンタル白石	44,000	388.000	17,072,000	
大成建設	81,800	6,789.000	555,340,200	
大林組	296,000	2,046.000	605,616,000	
清水建設	246,900	1,474.000	363,930,600	
長谷工コーポレーション	81,200	2,044.000	165,972,800	
松井建設	9,700	929.000	9,011,300	
鹿島建設	198,300	3,065.000	607,789,500	
不動テトラ	5,900	2,182.000	12,873,800	
鉄建建設	6,600	2,607.000	17,206,200	
西松建設	14,100	4,957.000	69,893,700	
三井住友建設	79,500	426.000	33,867,000	
大豊建設	2,900	3,670.000	10,643,000	
奥村組	16,100	4,405.000	70,920,500	
東鉄工業	10,900	3,135.000	34,171,500	
淺沼組	35,100	682.000	23,938,200	
戸田建設	113,000	948.100	107,135,300	
熊谷組	15,200	3,965.000	60,268,000	
矢作建設工業	11,500	1,321.000	15,191,500	
ピーエス・コンストラクション	6,300	1,572.000	9,903,600	
日本ハウスホールディングス	19,900	325.000	6,467,500	
新日本建設	11,500	1,471.000	16,916,500	
東亜道路工業	17,000	1,507.000	25,619,000	
日本道路	8,800	1,931.000	16,992,800	
東亜建設工業	27,300	1,392.000	38,001,600	
日本国土開発	32,100	490.000	15,729,000	
若築建設	2,500	3,580.000	8,950,000	
東洋建設	25,200	1,345.000	33,894,000	
五洋建設	120,900	694.000	83,904,600	
世紀東急工業	11,600	1,554.000	18,026,400	
福田組	3,200	5,350.000	17,120,000	
住友林業	77,500	4,719.000	365,722,500	
大和ハウス工業	269,600	5,008.000	1,350,156,800	
ライト工業	16,300	2,615.000	42,624,500	
積水ハウス	270,800	3,456.000	935,884,800	
日特建設	6,800	1,047.000	7,119,600	
北陸電気工事	6,100	1,215.000	7,411,500	
ユアテック	18,100	1,691.000	30,607,100	
日本リーテック	7,700	1,505.000	11,588,500	
四電工	10,600	1,389.000	14,723,400	
中電工	13,000	3,315.000	43,095,000	
関電工	49,100	2,666.000	130,900,600	
きんでん	62,300	3,235.000	201,540,500	
東京エネシス	9,400	1,116.000	10,490,400	
トーエネック	16,200	1,035.000	16,767,000	
住友電設	8,000	4,890.000	39,120,000	
日本電設工業	15,600	2,184.000	34,070,400	
エクシオグループ	92,700	1,768.000	163,893,600	
新日本空調	11,400	1,677.000	19,117,800	
九電工	19,400	4,703.000	91,238,200	
三機工業	18,700	3,510.000	65,637,000	
日揮ホールディングス	88,600	1,164.500	103,174,700	
中外炉工業	3,000	3,420.000	10,260,000	
太平電業	5,600	4,980.000	27,888,000	
高砂熱学工業	21,600	5,511.000	119,037,600	
朝日工業社	8,400	2,050.000	17,220,000	
明星工業	16,400	1,304.000	21,385,600	
大氣社	11,200	4,820.000	53,984,000	
ダイダン	11,800	3,925.000	46,315,000	
日比谷総合設備	7,200	3,370.000	24,264,000	
飛島ホールディングス	9,600	1,722.000	16,531,200	
フィル・カンパニー	2,200	850.000	1,870,000	
テスホールディングス	24,700	280.000	6,916,000	
インフロニア・ホールディングス	94,600	1,149.500	108,742,700	
東洋エンジニアリング	13,200	744.000	9,820,800	
レイズネクスト	12,800	1,587.000	20,313,600	
ニップン	28,100	2,126.000	59,740,600	
日清製粉グループ本社	93,200	1,702.500	158,673,000	
日東富士製粉	1,700	6,540.000	11,118,000	
昭和産業	7,200	2,824.000	20,332,800	
中部飼料	12,400	1,273.000	15,785,200	
フィード・ワン	13,100	774.000	10,139,400	
日本甜菜製糖	5,200	2,380.000	12,376,000	
ＤＭ三井製糖ホールディングス	8,400	3,465.000	29,106,000	
ウェルネオシュガー	4,700	2,297.000	10,795,900	
森永製菓	36,800	2,528.000	93,030,400	
中村屋	3,100	3,175.000	9,842,500	
江崎グリコ	25,500	4,537.000	115,693,500	
名糖産業	1,100	2,006.000	2,206,600	
井村屋グループ	4,900	2,462.000	12,063,800	
不二家	5,800	2,286.000	13,258,800	
山崎製パン	60,700	2,548.500	154,693,950	
モロゾフ	8,100	1,673.000	13,551,300	
亀田製菓	5,600	3,945.000	22,092,000	
寿スピリッツ	53,100	2,466.000	130,944,600	
カルビー	40,800	2,851.000	116,320,800	
森永乳業	33,700	3,112.000	104,874,400	
六甲バター	6,500	1,185.000	7,702,500	
ヤクルト本社	129,400	2,848.500	368,595,900	
明治ホールディングス	117,000	2,912.000	340,704,000	
雪印メグミルク	24,600	2,544.000	62,582,400	
プリマハム	11,500	2,155.000	24,782,500	
日本ハム	38,800	4,428.000	171,806,400	
丸大食品	8,800	1,671.000	14,704,800	
Ｓ　Ｆｏｏｄｓ	9,900	2,339.000	23,156,100	
柿安本店	3,200	2,860.000	9,152,000	
伊藤ハム米久ホールディングス	13,600	3,750.000	51,000,000	
サッポロホールディングス	29,900	7,404.000	221,379,600	
アサヒグループホールディングス	675,800	1,799.500	1,216,102,100	
キリンホールディングス	376,000	1,968.000	739,968,000	
シマダヤ	4,500	1,530.000	6,885,000	
宝ホールディングス	59,200	1,236.500	73,200,800	
オエノンホールディン	29,200	424.000	12,380,800	

SMAM･バランスファンドVA50 ＜適格機関投資家専用＞

（単位：円）

銘　柄	株　数	評価額		備考
		単価	金額	
グス				
養命酒製造	3,000	2,596.000	7,788,000	
コカ･コーラ　ボトラーズジャパンホールディングス	56,900	2,328.500	132,491,650	
ライフドリンク　カンパニー	19,900	1,730.000	34,427,000	
サントリー食品インターナショナル	63,400	4,587.000	290,815,800	
ダイドーグループホールディングス	10,400	2,966.000	30,846,400	
伊藤園	30,300	3,302.000	100,050,600	
キーコーヒー	9,800	2,064.000	20,227,200	
日清オイリオグループ	12,800	4,835.000	61,888,000	
不二製油グループ本社	18,800	2,697.000	50,703,600	
Ｊ－オイルミルズ	9,100	1,997.000	18,172,700	
キッコーマン	296,200	1,469.500	435,265,900	
味の素	207,200	6,260.000	1,297,072,000	
ブルドックソース	4,700	1,726.000	8,112,200	
キユーピー	48,300	2,819.000	136,157,700	
ハウス食品グループ本社	29,600	2,774.000	82,110,400	
カゴメ	37,900	2,876.000	109,000,400	
アリアケジャパン	8,900	6,120.000	54,468,000	
エバラ食品工業	2,800	2,841.000	7,954,800	
ニチレイ	35,900	3,378.000	121,270,200	
東洋水産	41,600	8,695.000	361,712,000	
イートアンドホールディングス	4,500	2,108.000	9,486,000	
ヨシムラ･フード･ホールディングス	5,700	1,023.000	5,831,100	
日清食品ホールディングス	114,000	2,990.000	340,860,000	
フジッコ	7,700	1,636.000	12,597,200	
ロック・フィールド	9,600	1,595.000	15,312,000	
日本たばこ産業	545,600	3,761.000	2,052,001,600	
ケンコーマヨネーズ	6,300	1,930.000	12,159,000	
わらべや日洋ホールディングス	6,600	2,134.000	14,084,400	
なとり	4,900	2,191.000	10,735,900	
ファーマフーズ	12,500	953.000	11,912,500	
ユーグレナ	58,300	502.000	29,266,600	
紀文食品	7,600	1,049.000	7,972,400	
ピックルスホールディングス	5,200	1,012.000	5,262,400	
理研ビタミン	7,500	2,354.000	17,655,000	
片倉工業	9,000	2,000.000	18,000,000	
グンゼ	6,700	5,160.000	34,572,000	
東洋紡	42,000	972.000	40,824,000	
富士紡ホールディングス	4,000	4,845.000	19,380,000	
倉敷紡績	6,400	5,840.000	37,376,000	
シキボウ	5,700	1,013.000	5,774,100	
日本毛織	25,100	1,345.000	33,759,500	
帝国繊維	11,500	2,416.000	27,784,000	
帝人	85,100	1,311.000	111,566,100	
東レ	667,200	1,000.000	667,200,000	
セーレン	17,300	2,708.000	46,848,400	
小松マテーレ	13,900	810.000	11,259,000	
ワコールホールディングス	17,900	5,163.000	92,417,700	
ホギメディカル	13,300	4,855.000	64,571,500	
ＴＳＩホールディングス	28,800	1,265.000	36,432,000	
ワールド	15,100	2,400.000	36,240,000	
三陽商会	4,700	2,850.000	13,395,000	
オンワードホールディングス	56,900	571.000	32,489,900	
ルックホールディングス	3,700	2,276.000	8,421,200	
ゴールドウイン	15,900	7,436.000	118,232,400	
特種東海製紙	5,800	3,715.000	21,547,000	
王子ホールディングス	355,900	609.800	217,027,820	
北越コーポレーション	55,100	1,485.000	81,823,500	
大王製紙	53,900	835.000	45,006,500	
レンゴー	88,600	815.400	72,244,440	
トーモク	7,600	2,434.000	18,498,400	
ザ・パック	8,400	3,360.000	28,224,000	
北の達人コーポレーション	41,500	173.000	7,179,500	
クラレ	121,900	1,909.000	232,707,100	
旭化成	618,400	1,023.000	632,623,200	
レゾナック･ホールディングス	82,300	3,704.000	304,839,200	
住友化学	741,700	344.800	255,738,160	
住友精化	5,200	5,040.000	26,208,000	
日産化学	46,800	4,461.000	208,774,800	
ラサ工業	3,400	2,707.000	9,203,800	
クレハ	19,600	2,841.000	55,683,600	
多木化学	3,500	3,525.000	12,337,500	
テイカ	7,600	1,562.000	11,871,200	
石原産業	14,800	1,720.000	25,456,000	
日本曹達	20,200	2,999.000	60,579,800	
東ソー	121,100	2,064.500	250,010,950	
トクヤマ	29,000	2,673.500	77,531,500	
セントラル硝子	11,200	3,255.000	36,456,000	
東亞合成	39,800	1,426.000	56,754,800	

（単位：円）

銘　柄	株　数	評価額		備考
		単価	金額	
大阪ソーダ	32,100	1,456.000	46,737,600	
関東電化工業	19,500	896.000	17,472,000	
デンカ	34,800	2,108.000	73,358,400	
信越化学工業	811,800	4,614.000	3,745,645,200	
日本カーバイド工業	4,100	1,908.000	7,822,800	
堺化学工業	6,600	2,735.000	18,051,000	
第一稀元素化学工業	8,300	703.000	5,834,900	
エア・ウォーター	84,900	1,927.000	163,602,300	
日本酸素ホールディングス	88,200	4,410.000	388,962,000	
日本化学工業	3,000	2,435.000	7,305,000	
日本パーカライジング	39,500	1,288.000	50,876,000	
高圧ガス工業	12,600	848.000	10,684,800	
四国化成ホールディングス	11,000	1,991.000	21,901,000	
ステラ　ケミファ	4,800	4,320.000	20,736,000	
保土谷化学工業	2,800	3,235.000	9,058,000	
日本触媒	57,100	1,870.000	106,777,000	
大日精化工業	5,800	3,105.000	18,009,000	
カネカ	22,200	3,771.000	83,716,200	
三菱瓦斯化学	73,200	2,420.000	177,144,000	
三井化学	82,300	3,303.000	271,836,900	
東京応化工業	43,200	3,713.000	160,401,600	
大阪有機化学工業	7,700	2,648.000	20,389,600	
三菱ケミカルグループ	669,000	768.800	514,327,200	
ＫＨネオケム	15,400	2,458.000	37,853,200	
ダイセル	102,000	1,323.500	134,997,000	
住友ベークライト	28,100	3,609.000	101,412,900	
積水化学工業	182,000	2,513.500	457,457,000	
日本ゼオン	70,200	1,520.000	106,704,000	
アイカ工業	22,500	3,367.000	75,757,500	
ＵＢＥ	48,900	2,234.000	109,242,600	
積水樹脂	13,300	1,904.000	25,323,200	
旭有機材	5,900	4,045.000	23,865,500	
ニチバン	5,500	2,052.000	11,286,000	
リケンテクノス	18,200	1,016.000	18,491,200	
大倉工業	4,000	3,640.000	14,560,000	
積水化成品工業	9,700	356.000	3,453,200	
群栄化学工業	2,100	2,711.000	5,693,100	
ダイキョーニシカワ	18,600	618.000	11,494,800	
森六ホールディングス	4,600	2,030.000	9,338,000	
恵和	6,300	1,209.000	7,616,700	
日本化薬	61,900	1,374.000	85,050,600	
カーリット	8,900	1,144.000	10,181,600	
日本精化	6,100	2,265.000	13,816,500	
扶桑化学工業	9,400	3,500.000	32,900,000	
トリケミカル研究所	10,300	3,750.000	38,625,000	
ＡＤＥＫＡ	30,600	2,794.000	85,496,400	
日油	106,500	2,090.000	222,585,000	
ハリマ化成グループ	5,800	867.000	5,028,600	
花王	222,900	6,456.000	1,439,042,400	
第一工業製薬	3,700	2,788.000	10,315,600	
石原ケミカル	4,200	2,184.000	9,172,800	
三洋化成工業	5,800	4,015.000	23,287,000	
大日本塗料	9,700	1,260.000	12,222,000	
日本ペイントホールディングス	405,500	1,030.500	417,867,750	
関西ペイント	76,400	2,171.500	165,902,600	
中国塗料	20,700	2,219.000	45,933,300	
藤倉化成	13,700	500.000	6,850,000	
太陽ホールディングス	15,800	3,830.000	60,514,000	
ＤＩＣ	33,000	3,230.000	106,590,000	
サカタインクス	21,500	1,825.000	39,237,500	
ａｒｔｉｅｎｃｅ	18,300	3,120.000	57,096,000	
富士フイルムホールディングス	550,800	3,255.000	1,792,854,000	
資生堂	192,400	2,361.000	454,256,400	
ライオン	116,500	1,860.500	216,748,250	
高砂香料工業	6,800	6,650.000	45,220,000	
マンダム	21,300	1,293.000	27,540,900	
ミルボン	14,700	2,941.000	43,232,700	
コーセー	18,800	6,000.000	112,800,000	
コタ	8,600	1,561.000	13,424,600	
ポーラ･オルビスホールディングス	47,200	1,191.500	56,238,800	
ノエビアホールディングス	8,300	4,205.000	34,901,500	
新日本製薬	5,000	2,178.000	10,890,000	
Ｉ－ｎｅ	3,400	1,721.000	5,851,400	
アクシージア	7,100	435.000	3,088,500	
エステー	7,000	1,492.000	10,444,000	
コニシ	28,200	1,217.000	34,319,400	
長谷川香料	18,400	2,781.000	51,170,400	
小林製薬	24,000	5,740.000	137,760,000	
荒川化学工業	8,500	1,175.000	9,987,500	
メック	7,600	2,692.000	20,459,200	
日本高純度化学	2,300	3,150.000	7,245,000	
タカラバイオ	28,600	905.000	25,883,000	
ＪＣＵ	9,800	3,870.000	37,926,000	
ＯＡＴアグリオ	3,500	1,906.000	6,671,000	
デクセリアルズ	78,600	2,267.500	178,225,500	
アース製薬	8,500	5,080.000	43,180,000	
北興化学工業	9,600	1,334.000	12,806,400	
大成ラミック	3,500	2,547.000	8,914,500	
クミアイ化学工業	36,700	763.000	28,002,100	
日本農薬	16,900	767.000	12,962,300	
アキレス	5,700	1,505.000	8,578,500	

SMAM･バランスファンドVA50 ＜適格機関投資家専用＞

（単位：円）

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
有沢製作所	15,900	1,440.000	22,896,000	
日東電工	288,100	2,891.000	832,897,100	
レック	12,800	1,279.000	16,371,200	
三光合成	11,700	678.000	7,932,600	
ＺＡＣＲＯＳ	7,000	4,195.000	29,365,000	
前澤化成工業	6,000	1,789.000	10,734,000	
未来工業	3,400	3,500.000	11,900,000	
ＪＳＰ	6,800	2,069.000	14,069,200	
エフピコ	20,400	2,958.000	60,343,200	
天馬	6,900	2,648.000	18,271,200	
信越ポリマー	19,300	1,585.000	30,590,500	
ニフコ	33,500	3,654.000	122,409,000	
バルカー	7,500	3,285.000	24,637,500	
ユニ・チャーム	572,400	1,127.500	645,381,000	
協和キリン	108,300	2,057.500	222,827,250	
武田薬品工業	815,700	4,224.000	3,445,516,800	
アステラス製薬	806,400	1,476.000	1,190,246,400	
塩野義製薬	303,600	2,204.000	669,134,400	
日本新薬	24,100	3,931.000	94,737,100	
中外製薬	286,500	7,404.000	2,121,246,000	
科研製薬	15,400	4,459.000	68,668,600	
エーザイ	120,100	4,372.000	525,077,200	
ロート製薬	97,400	2,299.000	223,922,600	
小野薬品工業	187,500	1,516.000	284,250,000	
久光製薬	20,500	4,333.000	88,826,500	
持田製薬	11,500	3,235.000	37,202,500	
参天製薬	167,100	1,356.500	226,671,150	
扶桑薬品工業	4,500	2,457.000	11,056,500	
ツムラ	31,600	4,400.000	139,040,000	
キッセイ薬品工業	15,500	3,655.000	56,652,500	
生化学工業	19,000	781.000	14,839,000	
栄研化学	17,300	2,243.000	38,803,900	
鳥居薬品	5,300	4,330.000	22,949,000	
ＪＣＲファーマ	32,600	578.000	18,842,800	
東和薬品	14,300	2,994.000	42,814,200	
富士製薬工業	7,900	1,380.000	10,902,000	
ゼリア新薬工業	14,500	2,030.000	29,435,000	
ネクセラファーマ	44,600	887.000	39,560,200	
第一三共	864,000	3,621.000	3,128,544,000	
杏林製薬	21,900	1,371.000	30,024,900	
大幸薬品	24,400	292.000	7,124,800	
ダイト	8,000	2,061.000	16,488,000	
大塚ホールディングス	226,000	7,483.000	1,691,158,000	
ペプチドリーム	44,700	2,207.000	98,652,900	
セルソース	8,600	825.000	7,095,000	
あすか製薬ホールディングス	9,900	1,950.000	19,305,000	
サワイグループホールディングス	54,400	2,065.500	112,363,200	
日本コークス工業	100,300	95.000	9,528,500	
ニチレキグループ	11,400	2,302.000	26,242,800	
ユシロ化学工業	4,600	2,107.000	9,692,200	
出光興産	429,100	1,020.500	437,896,550	
ＥＮＥＯＳホールディングス	1,555,400	838.800	1,304,669,520	
コスモエネルギーホールディングス	30,400	6,633.000	201,643,200	
横浜ゴム	46,000	3,624.000	166,704,000	
ＴＯＹＯ　ＴＩＲＥ	52,100	2,601.500	135,538,150	
ブリヂストン	267,200	5,874.000	1,569,532,800	
住友ゴム工業	90,400	1,758.500	158,968,400	
藤倉コンポジット	9,500	1,503.000	14,278,500	
オカモト	5,100	5,170.000	26,367,000	
フコク	6,800	1,629.000	11,077,200	
ニッタ	9,100	3,680.000	33,488,000	
住友理工	18,200	1,755.000	31,941,000	
三ツ星ベルト	12,100	3,865.000	46,766,500	
バンドー化学	12,700	1,771.000	22,491,700	
日東紡績	10,800	5,260.000	56,808,000	
ＡＧＣ	89,600	4,356.000	390,297,600	
日本電気硝子	35,000	3,500.000	122,500,000	
オハラ	5,300	1,078.000	5,713,400	
住友大阪セメント	16,000	3,501.000	56,016,000	
太平洋セメント	56,400	4,097.000	231,070,800	
日本ヒューム	8,400	1,755.000	14,742,000	
日本コンクリート工業	19,100	365.000	6,971,500	
三谷セキサン	3,900	5,860.000	22,854,000	
アジアパイルホールディングス	13,500	891.000	12,028,500	
東海カーボン	89,900	905.300	81,386,470	
日本カーボン	4,700	4,070.000	19,129,000	
東洋炭素	6,200	4,065.000	25,203,000	
ノリタケ	9,600	3,575.000	34,320,000	
ＴＯＴＯ	66,600	3,772.000	251,215,200	
日本碍子	102,800	1,902.000	195,525,600	
日本特殊陶業	74,700	4,515.000	337,270,500	
ＭＡＲＵＷＡ	3,800	38,630.000	146,794,000	
品川リフラクトリーズ	10,700	1,754.000	18,767,800	
黒崎播磨	7,200	2,577.000	18,554,400	
ヨータイ	5,000	1,715.000	8,575,000	
フジミインコーポレーテッド	24,100	2,070.000	49,887,000	
ニチアス	22,600	4,595.000	103,847,000	
ニチハ	11,100	3,045.000	33,799,500	
日本製鉄	479,600	3,386.000	1,623,925,600	
神戸製鋼所	188,900	1,737.500	328,213,750	
中山製鋼所	19,400	767.000	14,879,800	

（単位：円）

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
合同製鐵	5,200	3,965.000	20,618,000	
ＪＦＥホールディングス	284,000	1,774.500	503,958,000	
東京製鐵	26,600	1,558.000	41,442,800	
共英製鋼	10,000	1,984.000	19,840,000	
大和工業	17,300	8,241.000	142,569,300	
東京鐵鋼	4,100	5,970.000	24,477,000	
大阪製鐵	5,300	2,656.000	14,076,800	
淀川製鋼所	9,800	5,980.000	58,604,000	
中部鋼鈑	6,500	2,257.000	14,670,500	
丸一鋼管	28,600	3,504.000	100,214,400	
モリ工業	2,300	4,800.000	11,040,000	
大同特殊鋼	58,400	1,192.000	69,612,800	
日本冶金工業	6,400	4,225.000	27,040,000	
愛知製鋼	5,600	7,340.000	41,104,000	
大平洋金属	9,100	1,549.000	14,095,900	
新日本電工	54,600	283.000	15,451,800	
栗本鐵工所	4,500	4,770.000	21,465,000	
三菱製鋼	6,800	1,677.000	11,403,600	
日本精線	7,700	1,355.000	10,433,500	
エンビプロ・ホールディングス	9,500	389.000	3,695,500	
大紀アルミニウム工業所	13,700	1,006.000	13,782,200	
日本軽金属ホールディングス	26,900	1,584.000	42,609,600	
三井金属鉱業	23,300	4,468.000	104,104,400	
三菱マテリアル	67,000	2,385.000	159,795,000	
住友金属鉱山	119,500	3,453.000	412,633,500	
ＤＯＷＡホールディングス	25,000	4,590.000	114,750,000	
古河機械金属	12,900	2,334.000	30,108,600	
大阪チタニウムテクノロジーズ	17,000	2,018.000	34,306,000	
東邦チタニウム	20,000	1,013.000	20,260,000	
ＵＡＣＪ	13,400	4,890.000	65,526,000	
ＣＫサンエツ	2,300	3,960.000	9,108,000	
古河電気工業	31,500	7,294.000	229,761,000	
住友電気工業	324,900	2,876.500	934,574,850	
フジクラ	101,100	6,890.000	696,579,000	
ＳＷＣＣ	12,700	6,860.000	87,122,000	
平河ヒューテック	6,300	1,505.000	9,481,500	
リョービ	10,300	2,248.000	23,154,400	
ＡＲＥホールディングス	38,600	1,871.000	72,220,600	
稲葉製作所	6,200	1,693.000	10,496,600	
宮地エンジニアリンググループ	11,400	1,849.000	21,078,600	
トーカロ	26,900	1,802.000	48,473,800	
ＳＵＭＣＯ	179,400	1,118.000	200,569,200	
川田テクノロジーズ	6,900	3,115.000	21,493,500	
ＲＳ　ＴＥＣＨＮＯＬＯＧＩＥＳ	7,100	3,630.000	25,773,000	
東洋製罐グループホールディングス	59,800	2,297.500	137,390,500	
ホッカンホールディングス	5,100	1,677.000	8,552,700	
横河ブリッジホールディングス	15,700	2,617.000	41,086,900	
三和ホールディングス	92,600	4,854.000	449,480,400	
文化シヤッター	25,300	1,865.000	47,184,500	
三協立山	13,900	603.000	8,381,700	
アルインコ	7,700	1,046.000	8,054,200	
ＬＩＸＩＬ	138,100	1,738.000	240,017,800	
ノーリツ	15,200	1,689.000	25,672,800	
長府製作所	10,600	1,902.000	20,161,200	
リンナイ	49,700	3,289.000	163,463,300	
日東精工	13,700	585.000	8,014,500	
岡部	16,300	829.000	13,512,700	
ジーテクト	10,800	1,652.000	17,841,600	
東プレ	17,100	1,900.000	32,490,000	
高周波熱錬	14,700	1,007.000	14,802,900	
東京製綱	5,800	1,305.000	7,569,000	
パイオラックス	12,500	2,370.000	29,625,000	
エイチワン	9,900	1,165.000	11,533,500	
日本発条	82,900	1,791.000	148,473,900	
中央発條	6,100	1,608.000	9,808,800	
立川ブラインド工業	4,400	1,432.000	6,300,800	
日本製鋼所	28,100	5,592.000	157,135,200	
三浦工業	42,700	3,141.000	134,120,700	
タクマ	31,100	1,845.000	57,379,500	
ツガミ	19,700	1,636.000	32,229,200	
オークマ	15,900	3,290.000	52,311,000	
芝浦機械	11,800	3,635.000	42,893,000	
アマダ	125,300	1,468.500	184,003,050	
アイダエンジニアリング	19,900	822.000	16,357,800	
ＦＵＪＩ	38,000	2,242.000	85,196,000	
牧野フライス製作所	10,300	11,880.000	122,364,000	
オーエスジー	39,800	1,666.500	66,326,700	
旭ダイヤモンド工業	21,200	855.000	18,126,000	
ＤＭＧ森精機	58,300	2,427.500	141,523,250	
ソディック	24,200	889.000	21,513,800	
ディスコ	44,400	47,010.000	2,087,244,000	
日東工器	4,300	2,169.000	9,326,700	
日進工具	7,100	762.000	5,410,200	
冨士ダイス	6,700	805.000	5,393,500	

SMAM・バランスファンドVA50 ＜適格機関投資家専用＞

（単位：円）

銘　柄	株　数	評価額		備考
		単価	金額	
リケンＮＰＲ	13,000	2,628.000	34,164,000	
島精機製作所	15,200	946.000	14,379,200	
オプトラン	14,800	1,793.000	26,536,400	
イワキ	6,200	2,372.000	14,706,400	
フリュー	9,200	1,048.000	9,641,600	
ヤマシンフィルタ	22,400	632.000	14,156,800	
日阪製作所	10,200	1,064.000	10,852,800	
やまびこ	14,800	2,520.000	37,296,000	
野村マイクロ・サイエンス	15,300	2,775.000	42,457,500	
平田機工	4,400	4,830.000	21,252,000	
ＰＥＧＡＳＵＳ	11,000	512.000	5,632,000	
マルマエ	4,300	1,485.000	6,385,500	
タツモ	6,600	2,306.000	15,219,600	
ナブテスコ	57,900	2,449.000	141,797,100	
三井海洋開発	11,900	4,300.000	51,170,000	
レオン自動機	10,300	1,361.000	14,018,300	
ＳＭＣ	27,500	54,460.000	1,497,650,000	
ホソカワミクロン	6,300	3,960.000	24,948,000	
ユニオンツール	4,000	4,765.000	19,060,000	
瑞光	7,300	1,309.000	9,555,700	
オイレス工業	12,100	2,336.000	28,265,600	
日精エー・エス・ビー機械	3,400	5,410.000	18,394,000	
サトーホールディングス	11,600	2,111.000	24,487,600	
技研製作所	8,700	1,446.000	12,580,200	
日本エアーテック	5,400	1,069.000	5,772,600	
日精樹脂工業	7,100	957.000	6,794,700	
ワイエイシイホールディングス	9,100	975.000	8,872,500	
小松製作所	453,600	4,763.000	2,160,496,800	
住友重機械工業	54,500	2,950.500	160,802,250	
日立建機	36,400	3,875.000	141,050,000	
日工	11,000	703.000	7,733,000	
巴工業	3,700	3,675.000	13,597,500	
井関農機	13,800	988.000	13,634,400	
ＴＯＷＡ	29,000	1,714.000	49,706,000	
北川鉄工所	1,900	1,227.000	2,331,300	
ローツェ	48,000	1,668.500	80,088,000	
クボタ	470,500	1,904.000	895,832,000	
荏原実業	4,500	4,205.000	18,922,500	
三菱化工機	3,000	3,800.000	11,400,000	
月島ホールディングス	12,600	1,555.000	19,593,000	
帝国電機製作所	6,000	2,963.000	17,778,000	
新東工業	21,800	918.000	20,012,400	
澁谷工業	8,500	3,390.000	28,815,000	
アイチコーポレーション	14,900	1,502.000	22,379,800	
小森コーポレーション	21,900	1,318.000	28,864,200	
鶴見製作所	7,500	3,265.000	24,487,500	
酒井重工業	3,500	2,337.000	8,179,500	
荏原製作所	189,000	2,702.000	510,678,000	
酉島製作所	7,900	2,414.000	19,070,600	
北越工業	9,300	2,096.000	19,492,800	
ダイキン工業	120,000	16,130.000	1,935,600,000	
オルガノ	14,200	6,900.000	97,980,000	
トーヨーカネツ	3,100	3,860.000	11,966,000	
栗田工業	51,400	5,104.000	262,345,600	
椿本チエイン	44,500	1,847.000	82,191,500	
木村化工機	8,700	838.000	7,290,600	
アネスト岩田	15,200	1,295.000	19,684,000	
ダイフク	154,900	3,803.000	589,084,700	
サムコ	2,300	3,035.000	6,980,500	
タダノ	51,900	1,129.500	58,621,050	
フジテック	29,600	5,795.000	171,532,000	
ＣＫＤ	25,200	2,337.000	58,892,400	
平和	31,200	2,340.000	73,008,000	
理想科学工業	14,800	1,466.000	21,696,800	
ＳＡＮＫＹＯ	106,600	2,106.500	224,552,900	
日本金銭機械	11,100	1,165.000	12,931,500	
マースグループホールディングス	6,000	3,190.000	19,140,000	
フクシマガリレイ	13,600	2,782.000	37,835,200	
ダイコク電機	4,600	2,660.000	12,236,000	
竹内製作所	16,600	5,520.000	91,632,000	
アマノ	25,900	3,826.000	99,093,400	
ジャノメ	9,400	1,013.000	9,522,200	
マックス	11,800	4,155.000	49,029,000	
グローリー	24,300	2,670.500	64,893,150	
新晃工業	26,500	1,302.000	34,503,000	
大和冷機工業	13,500	1,630.000	22,005,000	
セガサミーホールディングス	82,700	3,047.000	251,986,900	
ＴＰＲ	11,000	2,362.000	25,982,000	
ツバキ・ナカシマ	25,800	461.000	11,893,800	
ホシザキ	59,500	5,837.000	347,301,500	
大豊工業	9,000	642.000	5,778,000	
日本精工	169,900	635.400	107,954,460	
ＮＴＮ	219,600	238.700	52,418,520	
ジェイテクト	81,900	1,167.500	95,618,250	
不二越	6,700	3,280.000	21,976,000	
日本トムソン	25,800	481.000	12,409,800	
ＴＨＫ	53,400	3,731.000	199,235,400	
ユーシン精機	7,900	652.000	5,150,800	
前澤給装工業	6,900	1,361.000	9,390,900	
イーグル工業	9,800	2,028.000	19,874,400	

（単位：円）

銘　柄	株　数	評価額		備考
		単価	金額	
ＰＩＬＬＡＲ	8,200	3,790.000	31,078,000	
キッツ	29,500	1,159.000	34,190,500	
マキタ	114,600	4,790.000	548,934,000	
三井Ｅ＆Ｓ	49,900	1,808.000	90,219,200	
カナデビア	77,500	976.000	75,640,000	
三菱重工業	1,611,900	2,173.000	3,502,658,700	
ＩＨＩ	74,100	9,780.000	724,698,000	
スター精密	15,300	1,877.000	28,718,100	
キオクシアホールディングス	41,500	2,359.000	97,898,500	
日清紡ホールディングス	68,200	924.800	63,071,360	
イビデン	53,000	3,644.000	193,132,000	
コニカミノルタ	207,500	546.600	113,419,500	
ブラザー工業	123,600	2,617.500	323,523,000	
ミネベアミツミ	160,500	2,348.500	376,934,250	
日立製作所	2,373,200	4,345.000	10,311,554,000	
三菱電機	938,500	2,382.500	2,235,976,250	
富士電機	56,100	6,779.000	380,301,900	
安川電機	100,500	4,179.000	419,989,500	
シンフォニア　テクノロジー	9,600	6,870.000	65,952,000	
明電舎	16,700	4,675.000	78,072,500	
山洋電気	4,500	9,500.000	42,750,000	
デンヨー	7,000	2,706.000	18,942,000	
ＫＯＫＵＳＡＩ　ＥＬＥＣＴＲＩＣ	65,000	3,212.000	208,780,000	
ソシオネクスト	92,200	2,020.000	186,244,000	
東芝テック	13,900	3,050.000	42,395,000	
芝浦メカトロニクス	6,700	9,310.000	62,377,000	
マブチモーター	39,100	2,328.000	91,024,800	
ニデック	407,600	2,650.500	1,080,343,800	
トレックス・セミコンダクター	4,800	1,255.000	6,024,000	
東光高岳	5,300	2,145.000	11,368,500	
ダイヘン	9,300	7,340.000	68,262,000	
ヤーマン	19,000	756.000	14,364,000	
ＪＶＣケンウッド	73,300	1,450.500	106,321,650	
ミマキエンジニアリング	9,000	1,570.000	14,130,000	
大崎電気工業	21,000	785.000	16,485,000	
オムロン	85,200	4,508.000	384,081,600	
日東工業	15,000	3,040.000	45,600,000	
ＩＤＥＣ	16,700	2,538.000	42,384,600	
ジーエス・ユアサ　コーポレーション	42,400	2,445.000	103,668,000	
メルコホールディングス	1,500	2,435.000	3,652,500	
日本電気	130,200	15,600.000	2,031,120,000	
富士通	848,500	3,106.000	2,635,441,000	
沖電気工業	44,700	967.000	43,224,900	
電気興業	4,000	1,624.000	6,496,000	
サンケン電気	9,400	5,829.000	54,792,600	
アイホン	6,100	2,653.000	16,183,300	
ルネサスエレクトロニクス	702,300	2,512.000	1,764,177,600	
セイコーエプソン	118,600	2,416.000	286,537,600	
ワコム	64,900	650.000	42,185,000	
アルバック	20,300	5,695.000	115,608,500	
アクセル	4,400	1,220.000	5,368,000	
ＥＩＺＯ	12,600	2,142.000	26,989,200	
日本信号	23,200	903.000	20,949,600	
京三製作所	21,500	507.000	10,900,500	
能美防災	12,800	3,040.000	38,912,000	
ホーチキ	7,400	2,541.000	18,803,400	
エレコム	23,700	1,659.000	39,318,300	
パナソニック　ホールディングス	1,089,700	1,900.500	2,070,974,850	
シャープ	134,800	989.900	133,438,520	
アンリツ	64,000	1,469.500	94,048,000	
ソニーグループ	3,148,400	3,782.000	11,907,248,800	
ＴＤＫ	796,400	1,665.000	1,326,006,000	
帝国通信工業	4,100	2,457.000	10,073,700	
タムラ製作所	36,400	591.000	21,512,400	
アルプスアルパイン	76,600	1,555.500	119,151,300	
日本電波工業	10,800	925.000	9,990,000	
鈴木	5,300	1,760.000	9,328,000	
メイコー	9,100	8,450.000	76,895,000	
日本トリム	2,200	3,800.000	8,360,000	
フォスター電機	9,700	1,508.000	14,627,600	
ＳＭＫ	2,500	2,815.000	7,037,500	
ヨコオ	8,900	1,496.000	13,314,400	
ホシデン	24,600	2,132.000	52,447,200	
ヒロセ電機	13,400	18,280.000	244,952,000	
日本航空電子工業	24,900	2,747.000	68,400,300	
ＴＯＡ	10,100	972.000	9,817,200	
マクセル	21,100	1,925.000	40,617,500	
古野電気	11,800	2,365.000	27,907,000	
スミダコーポレーション	12,900	981.000	12,654,900	
アイコム	3,600	2,765.000	9,954,000	
リオン	3,800	2,569.000	9,762,200	
横河電機	100,900	2,842.500	286,808,250	
新電元工業	4,400	2,632.000	11,580,800	
アズビル	248,500	1,180.000	293,230,000	
日本光電工業	81,600	2,313.000	188,740,800	
チノー	3,700	2,196.000	8,125,200	

SMAM・バランスファンドVA50 ＜適格機関投資家専用＞

（単位：円）

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
日本電子材料	6,500	2,230.000	14,495,000	
堀場製作所	17,300	9,721.000	168,173,300	
アドバンテスト	287,600	9,503.000	2,733,062,800	
エスペック	8,100	2,415.000	19,561,500	
キーエンス	91,300	65,000.000	5,934,500,000	
日置電機	4,800	7,010.000	33,648,000	
シスメックス	236,400	2,764.500	653,527,800	
日本マイクロニクス	15,500	4,895.000	75,872,500	
メガチップス	6,900	5,070.000	34,983,000	
ＯＢＡＲＡ　ＧＲＯＵＰ	5,900	3,505.000	20,679,500	
コーセル	11,400	1,027.000	11,707,800	
イリソ電子工業	9,800	2,679.000	26,254,200	
オプテックスグループ	19,900	1,665.000	33,133,500	
千代田インテグレ	3,800	3,185.000	12,103,000	
レーザーテック	35,400	15,015.000	531,531,000	
スタンレー電気	57,600	2,546.500	146,678,400	
ウシオ電機	40,300	2,086.000	84,065,800	
日本セラミック	10,000	2,691.000	26,910,000	
山一電機	7,700	2,159.000	16,624,300	
図研	8,800	4,835.000	42,548,000	
日本電子	21,100	5,330.000	112,463,000	
カシオ計算機	76,000	1,239.500	94,202,000	
ファナック	441,700	4,453.000	1,966,890,100	
日本シイエムケイ	31,000	507.000	15,717,000	
エンプラス	2,700	4,745.000	12,811,500	
大真空	13,300	614.000	8,166,200	
ローム	165,800	1,585.000	262,793,000	
浜松ホトニクス	146,900	1,734.500	254,798,050	
三井ハイテック	40,700	868.000	35,327,600	
新光電気工業	29,100	5,904.000	171,806,400	
京セラ	569,300	1,741.000	991,151,300	
太陽誘電	40,000	2,589.000	103,560,000	
村田製作所	803,500	2,735.500	2,197,974,250	
双葉電子工業	19,500	532.000	10,374,000	
ニチコン	23,600	1,230.000	29,028,000	
ＫＯＡ	16,000	965.000	15,440,000	
市光工業	18,900	416.000	7,862,400	
小糸製作所	95,700	1,960.000	187,572,000	
ミツバ	18,200	825.000	15,015,000	
ＳＣＲＥＥＮホールディングス	38,200	10,815.000	413,133,000	
キヤノン電子	9,100	2,527.000	22,995,700	
キヤノン	455,200	5,144.000	2,341,548,800	
リコー	241,700	1,564.500	378,139,650	
象印マホービン	30,000	1,592.000	47,760,000	
東京エレクトロン	193,100	25,130.000	4,852,603,000	
イノテック	6,500	1,388.000	9,022,000	
トヨタ紡織	38,100	2,018.500	76,904,850	
ユニプレス	17,700	1,067.000	18,885,900	
豊田自動織機	77,800	12,670.000	985,726,000	
モリタホールディングス	15,900	2,132.000	33,898,800	
三櫻工業	13,000	650.000	8,450,000	
デンソー	891,500	1,949.000	1,737,533,500	
東海理化電機製作所	26,700	2,246.000	59,968,200	
川崎重工業	69,000	7,905.000	545,445,000	
名村造船所	26,500	2,065.000	54,722,500	
日本車輌製造	4,500	2,138.000	9,621,000	
三菱ロジスネクスト	15,200	1,898.000	28,849,600	
日産自動車	1,146,700	439.500	503,974,650	
いすゞ自動車	281,800	2,011.000	566,699,800	
トヨタ自動車	4,850,000	2,804.000	13,599,400,000	
日野自動車	74,000	495.500	36,667,000	
三菱自動車工業	351,200	417.500	146,626,000	
武蔵精密工業	22,600	2,841.000	64,206,600	
日産車体	14,600	1,046.000	15,271,600	
新明和工業	26,500	1,395.000	36,967,500	
極東開発工業	14,900	2,542.000	37,875,800	
トピー工業	8,100	2,130.000	17,253,000	
ティラド	2,400	3,610.000	8,664,000	
曙ブレーキ工業	78,600	117.000	9,196,200	
タチエス	18,500	1,808.000	33,448,000	
ＮＯＫ	35,600	2,369.500	84,354,200	
フタバ産業	27,600	788.000	21,748,800	
カヤバ	16,200	2,970.000	48,114,000	
大同メタル工業	19,500	512.000	9,984,000	
プレス工業	36,200	578.000	20,923,600	
太平洋工業	22,000	1,426.000	31,372,000	
アイシン	193,600	1,766.000	341,897,600	
マツダ	282,700	1,031.500	291,605,050	
本田技研工業	2,162,500	1,417.500	3,065,343,750	
スズキ	737,000	1,926.500	1,419,830,500	
ＳＵＢＡＲＵ	274,900	2,811.000	772,743,900	
ヤマハ発動機	384,900	1,208.000	464,959,200	
エクセディ	15,000	4,790.000	71,850,000	
豊田合成	25,500	2,729.500	69,602,250	
愛三工業	19,000	1,950.000	37,050,000	
ヨロズ	10,700	1,058.000	11,320,600	
エフ・シー・シー	17,600	3,260.000	57,376,000	
シマノ	39,600	20,500.000	811,800,000	
テイ・エス　テック	36,700	1,742.500	63,949,750	
リガク・ホールディングス	48,300	1,121.000	54,144,300	
テルモ	609,400	2,802.000	1,707,538,800	
日機装	23,400	1,246.000	29,156,400	
日本エム・ディ・エム	6,700	613.000	4,107,100	

（単位：円）

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
島津製作所	130,700	3,955.000	516,918,500	
ＪＭＳ	4,000	476.000	1,904,000	
長野計器	6,500	1,996.000	12,974,000	
ブイ・テクノロジー	4,700	2,282.000	10,725,400	
東京計器	6,900	3,475.000	23,977,500	
愛知時計電機	4,100	1,802.000	7,388,200	
インターアクション	5,700	1,146.000	6,532,200	
東京精密	18,600	8,930.000	166,098,000	
マニー	36,200	1,446.000	52,345,200	
ニコン	144,600	1,532.000	221,527,200	
トプコン	52,200	2,808.000	146,577,600	
オリンパス	522,400	2,057.500	1,074,838,000	
理研計器	12,800	2,945.000	37,696,000	
タムロン	12,600	3,930.000	49,518,000	
ＨＯＹＡ	178,100	19,040.000	3,391,024,000	
ノーリツ鋼機	8,700	4,795.000	41,716,500	
Ａ＆Ｄホロンホールディングス	11,900	2,069.000	24,621,100	
朝日インテック	111,200	2,737.500	304,410,000	
シチズン時計	84,300	891.000	75,111,300	
メニコン	34,500	1,359.000	46,885,500	
松風	9,200	2,290.000	21,068,000	
セイコーグループ	14,400	5,080.000	73,152,000	
ニプロ	76,200	1,340.500	102,146,100	
三井松島ホールディングス	6,800	4,560.000	31,008,000	
パラマウントベッドホールディングス	20,200	2,691.000	54,358,200	
トランザクション	6,200	2,073.000	12,852,600	
ニホンフラッシュ	8,600	806.000	6,931,600	
前田工繊	18,400	1,845.000	33,948,000	
アートネイチャー	9,800	759.000	7,438,200	
フルヤ金属	8,400	3,000.000	25,200,000	
バンダイナムコホールディングス	246,800	4,950.000	1,221,660,000	
ＳＨＯＥＩ	25,600	1,940.000	49,664,000	
フランスベッドホールディングス	11,900	1,295.000	15,410,500	
パイロットコーポレーション	13,800	4,254.000	58,705,200	
萩原工業	6,300	1,513.000	9,531,900	
フジシールインターナショナル	20,600	2,805.000	57,783,000	
タカラトミー	38,300	4,115.000	157,604,500	
広済堂ホールディングス	36,400	506.000	18,418,400	
プロネクサス	8,600	1,287.000	11,068,200	
ＴＯＰＰＡＮホールディングス	119,600	4,842.000	579,103,200	
大日本印刷	189,400	2,170.000	410,998,000	
共同印刷	2,800	4,350.000	12,180,000	
ＮＩＳＳＨＡ	15,700	1,426.000	22,388,200	
ＴＡＫＡＲＡ　＆　ＣＯＭＰＡＮＹ	5,300	3,095.000	16,403,500	
アシックス	336,800	3,717.000	1,251,885,600	
ツツミ	3,200	2,296.000	7,347,200	
ローランド	6,700	3,930.000	26,331,000	
小松ウオール工業	6,600	1,510.000	9,966,000	
ヤマハ	163,600	1,073.500	175,624,600	
河合楽器製作所	2,900	3,185.000	9,236,500	
クリナップ	9,800	655.000	6,419,000	
ピジョン	57,800	1,642.000	94,907,600	
キングジム	9,300	861.000	8,007,300	
リンテック	17,500	2,915.000	51,012,500	
イトーキ	18,200	1,751.000	31,868,200	
任天堂	575,600	11,450.000	6,590,620,000	
三菱鉛筆	12,400	2,611.000	32,376,400	
タカラスタンダード	20,600	1,796.000	36,997,600	
コクヨ	43,500	2,917.000	126,889,500	
ナカバヤシ	2,500	532.000	1,330,000	
グローブライド	8,800	1,926.000	16,948,800	
オカムラ	27,300	2,041.000	55,719,300	
美津濃	9,200	8,390.000	77,188,000	
グリムス	4,100	2,198.000	9,011,800	
東京電力ホールディングス	772,500	402.100	310,622,250	
中部電力	334,800	1,580.000	528,984,000	
関西電力	444,900	1,710.000	760,779,000	
中国電力	158,000	855.000	135,090,000	
北陸電力	92,300	793.000	73,193,900	
東北電力	239,900	1,088.000	261,011,200	
四国電力	83,200	1,146.500	95,388,800	
九州電力	210,300	1,302.500	273,915,750	
北海道電力	96,100	727.900	69,951,190	
沖縄電力	23,900	930.000	22,227,000	
電源開発	68,500	2,532.500	173,476,250	
エフオン	9,900	381.000	3,771,900	
イーレックス	22,500	773.000	17,392,500	
レノバ	26,000	729.000	18,954,000	
東京瓦斯	173,000	4,733.000	818,809,000	
大阪瓦斯	179,000	3,245.000	580,855,000	
東邦瓦斯	35,900	3,965.000	142,343,500	
北海道瓦斯	26,100	526.000	13,728,600	
広島ガス	21,300	352.000	7,497,600	
西部ガスホールディングス	9,600	1,653.000	15,868,800	
静岡ガス	20,000	1,033.000	20,660,000	

SMAM・バランスファンドVA50 ＜適格機関投資家専用＞

（単位：円）

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
メタウォーター	12,300	1,945.000	23,923,500	
ＳＢＳホールディングス	9,000	2,710.000	24,390,000	
東武鉄道	95,600	2,638.000	252,192,800	
相鉄ホールディングス	29,200	2,454.500	71,671,400	
東急	256,000	1,721.500	440,704,000	
京浜急行電鉄	112,500	1,454.000	163,575,000	
小田急電鉄	150,900	1,509.000	227,708,100	
京王電鉄	48,400	3,970.000	192,148,000	
京成電鉄	159,800	1,538.000	245,772,400	
富士急行	12,100	2,400.000	29,040,000	
東日本旅客鉄道	502,300	2,819.000	1,415,983,700	
西日本旅客鉄道	223,500	2,886.000	645,021,000	
東海旅客鉄道	354,000	2,856.500	1,011,201,000	
東京地下鉄	154,100	1,837.000	283,081,700	
西武ホールディングス	99,500	3,252.000	323,574,000	
鴻池運輸	16,800	2,994.000	50,299,200	
西日本鉄道	25,900	2,193.500	56,811,650	
ハマキョウレックス	29,900	1,255.000	37,524,500	
サカイ引越センター	11,200	2,351.000	26,331,200	
近鉄グループホールディングス	98,000	3,272.000	320,656,000	
阪急阪神ホールディングス	120,500	3,680.000	443,440,000	
南海電気鉄道	40,100	2,525.000	101,252,500	
京阪ホールディングス	50,500	3,376.000	170,488,000	
神戸電鉄	2,200	2,493.000	5,484,600	
名古屋鉄道	99,700	1,770.000	176,469,000	
山陽電気鉄道	6,500	2,044.000	13,286,000	
ヤマトホールディングス	111,200	1,909.000	212,280,800	
山九	21,700	5,819.000	126,272,300	
丸全昭和運輸	5,900	5,830.000	34,397,000	
センコーグループホールディングス	60,100	1,425.000	85,642,500	
トナミホールディングス	2,100	6,230.000	13,083,000	
ニッコンホールディングス	51,500	2,259.000	116,338,500	
福山通運	10,000	3,615.000	36,150,000	
セイノーホールディングス	44,500	2,235.500	99,479,750	
神奈川中央交通	2,500	3,900.000	9,750,000	
ＡＺ－ＣＯＭ丸和ホールディングス	28,900	1,226.000	35,431,400	
九州旅客鉄道	70,000	3,648.000	255,360,000	
ＳＧホールディングス	152,300	1,409.000	214,590,700	
ＮＩＰＰＯＮ　ＥＸＰＲＥＳＳホールディングス	98,200	2,644.000	259,640,800	
日本郵船	188,500	5,206.000	981,331,000	
商船三井	172,700	5,513.000	952,095,100	
川崎汽船	206,900	2,152.500	445,352,250	
ＮＳユナイテッド海運	6,200	4,095.000	25,389,000	
飯野海運	34,700	1,050.000	36,435,000	
乾汽船	12,600	1,482.000	18,673,200	
日本航空	209,500	2,594.500	543,547,750	
ＡＮＡホールディングス	247,600	2,892.000	716,059,200	
日新	6,700	4,355.000	29,178,500	
三菱倉庫	93,600	1,031.500	96,548,400	
三井倉庫ホールディングス	9,800	7,610.000	74,578,000	
住友倉庫	27,100	2,773.000	75,148,300	
澁澤倉庫	3,600	3,165.000	11,394,000	
日本トランスシティ	18,600	985.000	18,321,000	
中央倉庫	2,000	1,444.000	2,888,000	
安田倉庫	6,900	1,863.000	12,854,700	
上組	41,400	3,305.000	136,827,000	
キユーソー流通システム	6,700	2,011.000	13,473,700	
エーアイテイー	5,400	1,672.000	9,028,800	
内外トランスライン	3,500	2,505.000	8,767,500	
日本コンセプト	3,300	1,833.000	6,048,900	
クロスキャット	7,100	1,072.000	7,611,200	
システナ	134,900	351.000	47,349,900	
デジタルアーツ	6,500	6,440.000	41,860,000	
日鉄ソリューションズ	32,300	4,340.000	140,182,000	
キューブシステム	4,500	1,020.000	4,590,000	
コア	4,300	1,853.000	7,967,900	
手間いらず	1,900	3,015.000	5,728,500	
ラクーンホールディングス	8,100	886.000	7,176,600	
ソリトンシステムズ	4,800	1,111.000	5,332,800	
ソフトクリエイトホールディングス	7,100	2,061.000	14,633,100	
ＴＩＳ	98,000	3,764.000	368,872,000	
グリーホールディングス	31,100	561.000	17,447,100	
ＧＭＯペパボ	600	1,464.000	878,400	
コーエーテクモホールディングス	70,100	2,063.000	144,616,300	
三菱総合研究所	4,900	4,975.000	24,377,500	
ファインデックス	7,900	745.000	5,885,500	
ブレインパッド	7,500	1,310.000	9,825,000	
ポールトゥウィンホールディングス	15,000	452.000	6,780,000	

（単位：円）

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
ネクソン	202,200	2,047.500	414,004,500	
アイスタイル	29,900	513.000	15,338,700	
エムアップホールディングス	11,500	1,664.000	19,136,000	
エイチーム	6,700	921.000	6,170,700	
セルシス	14,800	1,294.000	19,151,200	
エニグモ	12,700	337.000	4,279,900	
コロプラ	32,000	507.000	16,224,000	
ブロードリーフ	43,900	655.000	28,754,500	
デジタルハーツホールディングス	6,200	1,109.000	6,875,800	
メディアドゥ	4,400	1,709.000	7,519,600	
じげん	25,500	446.000	11,373,000	
フィックスターズ	9,800	1,963.000	19,237,400	
ＣＡＲＴＡ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ	5,100	1,496.000	7,629,600	
オプティム	14,600	748.000	10,920,800	
セレス	4,200	2,929.000	12,301,800	
ＳＨＩＦＴ	92,900	1,422.000	132,103,800	
セック	1,400	5,320.000	7,448,000	
テクマトリックス	22,200	2,285.000	50,727,000	
プロシップ	3,900	1,554.000	6,060,600	
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	22,800	3,096.000	70,588,800	
ＧＭＯペイメントゲートウェイ	21,200	8,011.000	169,833,200	
システムリサーチ	5,900	1,688.000	9,959,200	
インターネットイニシアティブ	50,800	2,696.000	136,956,800	
さくらインターネット	14,600	4,470.000	65,262,000	
ＧＭＯグローバルサイン・ホールディングス	2,800	2,311.000	6,470,800	
ＳＲＡホールディングス	5,200	4,300.000	22,360,000	
朝日ネット	8,600	672.000	5,779,200	
ｅＢＡＳＥ	12,200	590.000	7,198,000	
アバントグループ	15,200	1,918.000	29,153,600	
アドソル日進	3,500	2,060.000	7,210,000	
フリービット	4,900	1,578.000	7,732,200	
コムチュア	12,300	1,979.000	24,341,700	
アイル	5,400	2,531.000	13,667,400	
マークラインズ	5,200	2,396.000	12,459,200	
メディカル・データ・ビジョン	12,600	450.000	5,670,000	
ｇｕｍｉ	18,400	558.000	10,267,200	
テラスカイ	4,300	2,471.000	10,625,300	
デジタル・インフォメーション・テクノロジーネオジャパン	5,700	2,369.000	13,503,300	
ＰＲ　ＴＩＭＥＳ	3,200	1,731.000	5,539,200	
ラクス	2,200	2,351.000	5,172,200	
ダブルスタンダード	43,800	2,091.000	91,585,800	
オープンドア	3,400	1,675.000	5,695,000	
アカツキ	6,500	620.000	4,030,000	
ＵＢＩＣＯＭホールディングス	4,600	2,980.000	13,708,000	
カナミックネットワーク	3,100	1,454.000	4,507,400	
チェンジホールディングス	12,200	473.000	5,770,600	
オークネット	24,600	1,371.000	33,726,600	
オロ	4,200	2,527.000	10,613,400	
ユーザーローカル	3,900	2,658.000	10,366,200	
ＰＫＳＨＡ　ＴＥＣＨＮＯＬＯＧＹ	3,800	1,859.000	7,064,200	
マネーフォワード	8,100	4,145.000	33,574,500	
ＳＵＮ　ＡＳＴＥＲＩＳＫ	22,800	4,552.000	103,785,600	
プラスアルファ・コンサルティング	6,900	573.000	3,953,700	
電算システムホールディングス	11,600	1,568.000	18,188,800	
ＡＰＰＩＥＲ　ＧＲＯＵＰ	4,200	2,426.000	10,189,200	
ビジョナル	29,700	1,683.000	49,985,100	
野村総合研究所	10,800	7,568.000	81,734,400	
日本システム技術	199,000	5,337.000	1,062,063,000	
インテージホールディングス	8,400	1,981.000	16,640,400	
東邦システムサイエンス	8,800	1,757.000	15,461,600	
シンプレクス・ホールディングス	3,800	1,225.000	4,655,000	
ラクスル	17,900	2,915.000	52,178,500	
メルカリ	24,400	1,252.000	30,548,800	
ＩＰＳ	50,900	2,292.000	116,662,800	
システムサポートホールディングス	2,900	2,566.000	7,441,400	
イーソル	3,300	2,121.000	6,999,300	
ウイングアーク１ｓｔ	7,500	649.000	4,867,500	
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス	9,500	3,580.000	34,010,000	
サーバーワークス	2,900	940.000	2,726,000	
Ｓａｎｓａｎ	2,100	2,454.000	5,153,400	
ギフティ	27,000	2,459.000	66,393,000	
メドレー	8,300	1,393.000	11,561,900	
ベース	10,900	3,035.000	33,081,500	
	4,400	3,220.000	14,168,000	

SMAM・バランスファンドVA50 ＜適格機関投資家専用＞

（単位：円）

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
ＪＭＤＣ	11,800	3,285.000	38,763,000	
フォーカスシステムズ	6,000	1,095.000	6,570,000	
クレスコ	15,000	1,132.000	16,980,000	
フジ・メディア・ホールディングス	89,700	2,850.000	255,645,000	
オービック	170,500	4,508.000	768,614,000	
ジャストシステム	14,900	3,420.000	50,958,000	
ＴＤＣソフト	16,800	1,370.000	23,016,000	
ＬＩＮＥヤフー	1,473,600	489.600	721,474,560	
トレンドマイクロ	48,300	11,680.000	564,144,000	
ＩＤホールディングス	5,900	1,865.000	11,003,500	
日本オラクル	17,700	14,420.000	255,234,000	
アルファシステムズ	2,600	3,365.000	8,749,000	
フューチャー	25,800	1,858.000	47,936,400	
ＣＡＣ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ	5,300	2,027.000	10,743,100	
オービックビジネスコンサルタント	15,600	7,379.000	115,112,400	
アイティフォー	10,900	1,309.000	14,268,100	
東計電算	2,800	4,365.000	12,222,000	
大塚商会	104,600	3,578.000	374,258,800	
サイボウズ	12,800	3,145.000	40,256,000	
電通総研	9,800	6,190.000	60,662,000	
ＡＣＣＥＳＳ	10,400	1,082.000	11,252,800	
デジタルガレージ	16,300	4,425.000	72,127,500	
イーエムシステムズ	20,600	792.000	16,315,200	
ウェザーニューズ	7,300	3,510.000	25,623,000	
ＣＩＪ	23,700	488.000	11,565,600	
ビジネスエンジニアリング	2,000	4,050.000	8,100,000	
ＷＯＷＯＷ	7,000	1,006.000	7,042,000	
ＡＮＹＣＯＬＯＲ	12,700	3,320.000	42,164,000	
ＩＭＡＧＩＣＡ　ＧＲＯＵＰ	9,900	516.000	5,108,400	
アルゴグラフィックス	9,300	5,450.000	50,685,000	
マーベラス	16,200	532.000	8,618,400	
エイベックス	23,200	1,320.000	30,624,000	
ＢＩＰＲＯＧＹ	31,200	4,341.000	135,439,200	
都築電気	5,400	2,438.000	13,165,200	
ＴＢＳホールディングス	45,700	4,452.000	203,456,400	
日本テレビホールディングス	81,900	2,964.000	242,751,600	
朝日放送グループホールディングス	9,600	687.000	6,595,200	
テレビ朝日ホールディングス	22,200	2,678.000	59,451,600	
スカパーＪＳＡＴホールディングス	71,300	1,130.000	80,569,000	
テレビ東京ホールディングス	6,000	3,645.000	21,870,000	
ビジョン	14,300	1,133.000	16,201,900	
Ｕ－ＮＥＸＴ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ	31,100	1,845.000	57,379,500	
日本通信	91,400	157.000	14,349,800	
日本電信電話	27,263,400	149.000	4,062,246,600	
ＫＤＤＩ	674,200	4,982.000	3,358,864,400	
ソフトバンク	14,677,400	211.200	3,099,866,880	
光通信	10,700	37,750.000	403,925,000	
エムティーアイ	7,400	934.000	6,911,600	
ＧＭＯインターネットグループ	31,000	2,995.000	92,845,000	
ファイバーゲート	5,000	1,010.000	5,050,000	
ＫＡＤＯＫＡＷＡ	49,100	3,661.000	179,755,100	
学研ホールディングス	16,000	995.000	15,920,000	
ゼンリン	14,500	982.000	14,239,000	
アイネット	5,600	1,957.000	10,959,200	
松竹	5,900	11,610.000	68,499,000	
東宝	57,800	7,225.000	417,605,000	
東映	15,500	5,310.000	82,305,000	
ＮＴＴデータグループ	240,200	3,094.000	743,178,800	
ピー・シー・エー	6,100	1,928.000	11,760,800	
ビジネスブレイン太田昭和	4,300	2,531.000	10,883,300	
ＤＴＳ	17,700	4,410.000	78,057,000	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	46,200	6,984.000	322,660,800	
シーイーシー	11,700	1,881.000	22,007,700	
カプコン	182,000	3,892.000	708,344,000	
アイ・エス・ビー	4,600	1,313.000	6,039,800	
ＳＣＳＫ	75,400	3,590.000	270,686,000	
ＮＳＷ	4,400	2,982.000	13,120,800	
アイネス	6,700	1,810.000	12,127,000	
ＴＫＣ	18,400	3,820.000	70,288,000	
富士ソフト	24,100	9,815.000	236,541,500	
ＮＳＤ	35,700	3,555.000	126,913,500	
コナミグループ	34,400	19,000.000	653,600,000	
福井コンピュータホールディングス	6,000	3,060.000	18,360,000	
ＪＢＣＣホールディングス	6,000	4,935.000	29,610,000	
ミロク情報サービス	7,900	1,852.000	14,630,800	
ソフトバンクグループ	451,600	9,839.000	4,443,292,400	
リョーサン菱洋ホールディングス	17,300	2,605.000	45,066,500	
高千穂交易	3,500	4,085.000	14,297,500	
伊藤忠食品	2,300	7,500.000	17,250,000	

（単位：円）

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
あらた	14,700	3,270.000	48,069,000	
トーメンデバイス	1,400	6,140.000	8,596,000	
東京エレクトロン　デバイス	9,400	3,245.000	30,503,000	
円谷フィールズホールディングス	16,800	1,643.000	27,602,400	
双日	108,300	3,289.000	356,198,700	
アルフレッサ　ホールディングス	90,500	2,081.500	188,375,750	
横浜冷凍	24,600	838.000	20,614,800	
ラサ商事	5,000	1,512.000	7,560,000	
アルコニックス	12,800	1,488.000	19,046,400	
神戸物産	75,000	3,323.000	249,225,000	
あい　ホールディングス	16,100	2,043.000	32,892,300	
ダイワボウホールディングス	42,400	2,729.500	115,730,800	
マクニカホールディングス	74,800	1,823.000	136,360,400	
ラクト・ジャパン	4,300	2,903.000	12,482,900	
バイタルケーエスケー・ホールディングス	14,700	1,203.000	17,684,100	
八洲電機	7,800	1,806.000	14,086,800	
メディアスホールディングス	7,000	889.000	6,223,000	
レスター	8,000	2,435.000	19,480,000	
ＴＯＫＡＩホールディングス	47,800	936.000	44,740,800	
三洋貿易	9,900	1,457.000	14,424,300	
ビューティガレージ	3,300	1,375.000	4,537,500	
ウイン・パートナーズ	5,200	1,312.000	6,822,400	
シップヘルスケアホールディングス	38,000	2,059.000	78,242,000	
明治電機工業	1,300	1,486.000	1,931,800	
コメダホールディングス	25,200	2,722.000	68,594,400	
アセンテック	3,900	1,142.000	4,453,800	
フルサト・マルカホールディングス	8,300	2,323.000	19,280,900	
ヤマエグループホールディングス	10,600	2,244.000	23,786,400	
小野建	9,300	1,480.000	13,764,000	
佐鳥電機	6,700	1,685.000	11,289,500	
伯東	5,300	4,555.000	24,141,500	
コンドーテック	7,000	1,355.000	9,485,000	
ナガイレーベン	12,000	1,864.000	22,368,000	
三菱食品	9,300	4,810.000	44,733,000	
松田産業	7,000	3,245.000	22,715,000	
第一興商	36,000	1,622.500	58,410,000	
メディパルホールディングス	106,400	2,274.000	241,953,600	
ＳＰＫ	4,200	2,122.000	8,912,400	
萩原電気ホールディングス	4,300	3,430.000	14,749,000	
アズワン	29,600	2,482.500	73,482,000	
スズデン	3,800	1,953.000	7,421,400	
シモジマ	6,600	1,318.000	8,698,800	
ドウシシャ	8,800	2,060.000	18,128,000	
高速	5,700	2,193.000	12,500,100	
たけびし	3,400	1,910.000	6,494,000	
リックス	2,500	2,920.000	7,300,000	
丸文	8,300	1,044.000	8,665,200	
ハビネット	8,500	5,030.000	42,755,000	
日本ライフライン	25,900	1,604.000	41,543,600	
タカショー	11,900	402.000	4,783,800	
ＩＤＯＭ	36,500	1,153.000	42,084,500	
進和	5,800	2,856.000	16,564,800	
ダイトロン	3,600	3,315.000	11,934,000	
シークス	13,300	1,062.000	14,124,600	
オーハシテクニカ	4,700	1,980.000	9,306,000	
白銅	2,600	2,306.000	5,995,600	
伊藤忠商事	648,600	6,373.000	4,133,527,800	
丸紅	791,800	2,304.000	1,824,307,200	
長瀬産業	42,500	2,759.000	117,257,500	
蝶理	5,500	3,170.000	17,435,000	
豊田通商	288,700	2,484.000	717,130,800	
三共生興	14,800	642.000	9,501,600	
兼松	39,200	2,480.000	97,216,000	
三井物産	1,417,800	2,761.500	3,915,254,700	
日本紙パルプ商事	46,000	597.000	27,462,000	
カメイ	9,700	1,887.000	18,303,900	
スターゼン	6,200	2,904.000	18,004,800	
山善	39,200	1,281.000	50,215,200	
椿本興業	6,000	2,177.000	13,062,000	
住友商事	577,600	3,306.000	1,909,545,600	
内田洋行	3,900	7,080.000	27,612,000	
三菱商事	1,783,500	2,420.000	4,316,070,000	
第一実業	9,200	2,463.000	22,659,600	
キヤノンマーケティングジャパン	19,000	5,140.000	97,660,000	
西華産業	4,600	4,595.000	21,137,000	
佐藤商事	6,200	1,496.000	9,275,200	
東京産業	8,900	723.000	6,434,700	
ユアサ商事	8,000	4,580.000	36,640,000	
神鋼商事	2,300	6,010.000	13,823,000	
阪和興業	16,100	4,985.000	80,258,500	
正栄食品工業	6,100	3,840.000	23,424,000	

SMAM・バランスファンドVA50 ＜適格機関投資家専用＞

（単位：円）

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
カナデン	6,900	1,512.000	10,432,800	
ＲＹＯＤＥＮ	7,100	2,452.000	17,409,200	
岩谷産業	96,100	1,585.000	152,318,500	
極東貿易	5,400	1,719.000	9,282,600	
アステナホールディングス	18,300	444.000	8,125,200	
三愛オブリ	22,200	1,786.000	39,649,200	
稲畑産業	28,500	3,135.000	89,347,500	
ＧＳＩクレオス	5,000	2,129.000	10,645,000	
明和産業	13,000	720.000	9,360,000	
ワキタ	16,100	1,739.000	27,997,900	
東邦ホールディングス	26,400	4,202.000	110,932,800	
サンゲツ	24,200	2,954.000	71,486,800	
ミツウロコグループホールディングス	12,800	1,891.000	24,204,800	
シナネンホールディングス	2,900	6,190.000	17,951,000	
伊藤忠エネクス	23,800	1,625.000	38,675,000	
サンリオ	78,700	7,180.000	565,066,000	
サンワ　テクノス	4,600	2,212.000	10,175,200	
新光商事	13,700	1,001.000	13,713,700	
トーホー	4,400	2,715.000	11,946,000	
三信電気	3,900	2,005.000	7,819,500	
東陽テクニカ	9,100	1,434.000	13,049,400	
モスフードサービス	13,300	3,560.000	47,348,000	
加賀電子	19,100	2,803.000	53,537,300	
ソーダニッカ	10,300	1,142.000	11,762,600	
立花エレテック	6,400	2,633.000	16,851,200	
フォーバル	2,200	1,393.000	3,064,600	
ＰＡＬＴＡＣ	14,700	4,011.000	58,961,700	
三谷産業	19,000	338.000	6,422,000	
コーア商事ホールディングス	5,800	715.000	4,147,000	
ＫＰＰグループホールディングス	24,800	698.000	17,310,400	
ヤマタネ	4,500	3,790.000	17,055,000	
泉州電業	6,500	5,090.000	33,085,000	
トラスコ中山	20,000	2,046.000	40,920,000	
オートバックスセブン	32,000	1,474.000	47,168,000	
モリト	7,200	1,515.000	10,908,000	
加藤産業	11,900	4,410.000	52,479,000	
イエローハット	16,100	2,911.000	46,867,100	
ＪＫホールディングス	7,800	1,010.000	7,878,000	
日伝	6,400	2,919.000	18,681,600	
杉本商事	8,600	1,280.000	11,008,000	
因幡電機産業	27,000	3,868.000	104,436,000	
東テク	9,700	2,566.000	24,890,200	
ミスミグループ本社	146,200	2,356.000	344,447,200	
スズケン	32,000	4,989.000	159,648,000	
ジェコス	6,100	1,053.000	6,423,300	
インターメスティック	5,500	1,974.000	10,857,000	
サンエー	15,800	2,997.000	47,352,600	
カワチ薬品	7,800	2,650.000	20,670,000	
エービーシー・マート	41,600	3,020.000	125,632,000	
ハードオフコーポレーション	4,100	1,930.000	7,913,000	
アスクル	22,800	1,628.000	37,118,400	
ゲオホールディングス	11,200	1,741.000	19,499,200	
アダストリア	13,300	3,120.000	41,496,000	
くら寿司	11,500	2,602.000	29,923,000	
キャンドゥ	4,200	3,355.000	14,091,000	
パルグループホールディングス	22,300	3,255.000	72,586,500	
エディオン	41,500	1,754.000	72,791,000	
サーラコーポレーション	20,100	792.000	15,919,200	
ハローズ	4,200	3,965.000	16,653,000	
フジオフードグループ本社	12,800	1,140.000	14,592,000	
あみやき亭	7,200	1,596.000	11,491,200	
大黒天物産	3,500	7,230.000	25,305,000	
ハニーズホールディングス	8,000	1,663.000	13,304,000	
アルペン	9,000	2,255.000	20,295,000	
クオールホールディングス	12,600	1,588.000	20,008,800	
ジンズホールディングス	7,500	7,120.000	53,400,000	
ビックカメラ	58,200	1,648.000	95,913,600	
ＤＣＭホールディングス	56,200	1,393.000	78,286,600	
ペッパーフードサービス	33,700	177.000	5,964,900	
ＭｏｎｏｔａＲＯ	136,800	2,657.500	363,546,000	
Ｊ.フロント　リテイリング	111,100	2,042.500	226,921,750	
ドトール・日レスホールディングス	20,600	2,355.000	48,513,000	
マツキヨココカラ＆カンパニー	170,500	2,241.500	382,175,750	
ブロンコビリー	5,400	3,555.000	19,197,000	
ＺＯＺＯ	71,700	4,847.000	347,529,900	
トレジャー・ファクトリー	6,800	1,515.000	10,302,000	
物語コーポレーション	19,400	3,245.000	62,953,000	
三越伊勢丹ホールディングス	144,500	2,380.000	343,910,000	

（単位：円）

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
Ｈａｍｅｅ	4,900	1,314.000	6,438,600	
ウエルシアホールディングス	50,200	2,202.000	110,540,400	
クリエイトＳＤホールディングス	13,500	2,832.000	38,232,000	
シュッピン	10,000	1,032.000	10,320,000	
オイシックス・ラ・大地	15,900	1,340.000	21,306,000	
ネクステージ	22,600	1,489.000	33,651,400	
ジョイフル本田	25,700	1,920.000	49,344,000	
エターナルホスピタリティグループ	3,800	2,574.000	9,781,200	
ホットランド	7,400	2,104.000	15,569,600	
すかいらーくホールディングス	132,300	2,526.000	334,189,800	
ＳＦＰホールディングス	4,800	2,169.000	10,411,200	
綿半ホールディングス	7,300	1,640.000	11,972,000	
ヨシックスホールディングス	2,600	2,823.000	7,339,800	
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	45,300	791.000	35,832,300	
あさひ	7,500	1,467.000	11,002,500	
日本調剤	7,000	1,403.000	9,821,000	
コスモス薬品	19,200	6,837.000	131,270,400	
セブン＆アイ・ホールディングス	1,066,200	2,400.000	2,558,880,000	
クリエイト・レストランツ・ホールディングス	73,500	1,289.000	94,741,500	
ツルハホールディングス	16,700	9,171.000	153,155,700	
サンマルクホールディングス	7,000	2,321.000	16,247,000	
トリドールホールディングス	27,000	3,828.000	103,356,000	
ＴＯＫＹＯ　ＢＡＳＥ	11,600	333.000	3,862,800	
ＪＭホールディングス	6,900	2,382.000	16,435,800	
アレンザホールディングス	6,500	1,104.000	7,176,000	
串カツ田中ホールディングス	2,200	1,339.000	2,945,800	
バロックジャパンリミテッド	9,500	777.000	7,381,500	
クスリのアオキホールディングス	25,100	3,193.000	80,144,300	
力の源ホールディングス	7,600	1,368.000	10,396,800	
ＦＯＯＤ　＆　ＬＩＦＥ　ＣＯＭＰＡＮＩＥＳ	51,700	4,220.000	218,174,000	
メディカルシステムネットワーク	12,000	416.000	4,992,000	
ノジマ	31,700	2,339.000	74,146,300	
カッパ・クリエイト	15,600	1,462.000	22,807,200	
良品計画	115,200	3,982.000	458,726,400	
アドヴァングループ	6,400	940.000	6,016,000	
アルビス	2,600	2,625.000	6,825,000	
Ｇ－７ホールディングス	10,600	1,301.000	13,790,600	
イオン北海道	31,800	864.000	27,475,200	
コジマ	18,900	1,016.000	19,202,400	
コーナン商事	11,700	3,605.000	42,178,500	
エコス	3,600	2,000.000	7,200,000	
ワタミ	11,100	993.000	11,022,300	
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	195,100	4,247.000	828,589,700	
西松屋チェーン	21,100	2,271.000	47,918,100	
ゼンショーホールディングス	54,900	7,937.000	435,741,300	
幸楽苑	9,200	1,071.000	9,853,200	
サイゼリヤ	14,300	4,500.000	64,350,000	
ＶＴホールディングス	37,700	493.000	18,586,100	
魚力	600	2,425.000	1,455,000	
フジ・コーポレーション	4,500	1,919.000	8,635,500	
ユナイテッドアローズ	10,500	2,258.000	23,709,000	
ハイデイ日高	15,300	2,733.000	41,814,900	
コロワイド	54,400	1,705.500	92,779,200	
壱番屋	37,700	962.000	36,267,400	
スギホールディングス	51,700	2,700.500	139,615,850	
薬王堂ホールディングス	4,800	1,875.000	9,000,000	
ダブルエー	1,900	1,237.000	2,350,300	
スクロール	13,200	1,076.000	14,203,200	
ヨンドシーホールディングス	8,100	1,853.000	15,009,300	
木曽路	13,600	2,166.000	29,457,600	
ＳＲＳホールディングス	14,900	1,244.000	18,535,600	
リテールパートナーズ	14,400	1,243.000	17,899,200	
上新電機	8,800	2,263.000	19,914,400	
日本瓦斯	46,500	2,209.500	102,741,750	
ロイヤルホールディングス	16,800	2,396.000	40,252,800	
チヨダ	9,600	1,127.000	10,819,200	
ライフコーポレーション	12,600	3,665.000	46,179,000	

SMAM・バランスファンドVA50 ＜適格機関投資家専用＞

（単位：円）

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
リンガーハット	12,100	2,261.000	27,358,100	
ＭｒＭａｘＨＤ	12,000	682.000	8,184,000	
ＡＯＫＩホールディングス	27,300	1,290.000	35,217,000	
オークワ	17,100	785.000	13,423,500	
コメリ	14,100	2,870.000	40,467,000	
青山商事	21,000	2,143.000	45,003,000	
しまむら	22,000	9,070.000	199,540,000	
高島屋	134,000	1,262.500	169,175,000	
松屋	16,500	1,053.000	17,374,500	
エイチ・ツー・オー　リテイリング	46,900	2,332.000	109,370,800	
近鉄百貨店	5,400	2,165.000	11,691,000	
丸井グループ	64,400	2,611.500	168,180,600	
アクシアル　リテイリング	24,600	963.000	23,689,800	
イオン	356,700	3,659.000	1,305,165,300	
イズミ	15,100	3,018.000	45,571,800	
平和堂	15,400	2,378.000	36,621,200	
フジ	18,100	2,051.000	37,123,100	
ヤオコー	11,300	9,273.000	104,784,900	
ゼビオホールディングス	13,700	1,255.000	17,193,500	
ケーズホールディングス	66,500	1,410.000	93,765,000	
シルバーライフ	1,100	792.000	871,200	
Ｇｅｎｋｙ　ＤｒｕｇＳｔｏｒｅｓ	8,400	2,935.000	24,654,000	
ブックオフグループホールディングス	7,500	1,336.000	10,020,000	
ギフトホールディングス	4,900	3,890.000	19,061,000	
アインホールディングス	9,900	4,480.000	44,352,000	
ＧＥＮＫＩ　ＧＬＯＢＡＬ　ＤＩＮＩＮＧ　ＣＯＮＣＥＰＴＳ	5,800	3,180.000	18,444,000	
ヤマダホールディングス	298,100	439.500	131,014,950	
アークランズ	27,800	1,639.000	45,564,200	
ニトリホールディングス	34,900	16,285.000	568,346,500	
グルメ杵屋	7,600	1,090.000	8,284,000	
ケーユーホールディングス	3,200	1,110.000	3,552,000	
吉野家ホールディングス	37,300	2,897.000	108,058,100	
松屋フーズホールディングス	4,600	5,850.000	26,910,000	
サガミホールディングス	13,800	1,788.000	24,674,400	
王将フードサービス	20,100	3,050.000	61,305,000	
ミニストップ	8,400	1,716.000	14,414,400	
アークス	16,800	2,743.000	46,082,400	
バローホールディングス	17,200	2,232.000	38,390,400	
ベルク	4,800	6,590.000	31,632,000	
大　庄	5,500	1,091.000	6,000,500	
ファーストリテイリング	54,300	49,200.000	2,671,560,000	
サンドラッグ	32,600	4,197.000	136,822,200	
サックスバー　ホールディングス	8,000	923.000	7,384,000	
ベルーナ	24,500	918.000	22,491,000	
いよぎんホールディングス	117,700	1,669.500	196,500,150	
しずおかフィナンシャルグループ	199,600	1,532.500	305,887,000	
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	76,200	1,630.000	124,206,000	
楽天銀行	42,100	5,934.000	249,821,400	
京都フィナンシャルグループ	113,900	2,151.000	244,998,900	
めぶきフィナンシャルグループ	453,500	646.100	293,006,350	
東京きらぼしフィナンシャルグループ	11,200	5,250.000	58,800,000	
九州フィナンシャルグループ	159,000	772.100	122,763,900	
ゆうちょ銀行	742,500	1,578.000	1,171,665,000	
富山第一銀行	27,500	1,034.000	28,435,000	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	480,900	920.000	442,428,000	
西日本フィナンシャルホールディングス	55,200	2,096.000	115,699,200	
三十三フィナンシャルグループ	7,500	2,378.000	17,835,000	
第四北越フィナンシャルグループ	27,800	2,872.000	79,841,600	
ひろぎんホールディングス	124,600	1,221.500	152,198,900	
おきなわフィナンシャルグループ	6,900	2,615.000	18,043,500	
十六フィナンシャルグループ	12,200	4,635.000	56,547,000	
北國フィナンシャルホールディングス	8,900	5,340.000	47,526,000	

（単位：円）

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
プロクレアホールディングス	10,800	1,772.000	19,137,600	
あいちフィナンシャルグループ	17,900	2,796.000	50,048,400	
あおぞら銀行	61,500	2,250.000	138,375,000	
三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	5,765,100	2,022.000	11,657,032,200	
りそなホールディングス	1,112,600	1,234.000	1,372,948,400	
三井住友トラストグループ	320,200	3,914.000	1,253,262,800	
三井住友フィナンシャルグループ	1,875,200	3,909.000	7,330,156,800	
千葉銀行	279,100	1,378.000	384,599,800	
群馬銀行	156,300	1,082.000	169,116,600	
武蔵野銀行	13,600	3,310.000	45,016,000	
千葉興業銀行	21,400	1,543.000	33,020,200	
筑波銀行	36,800	259.000	9,531,200	
七十七銀行	29,100	4,615.000	134,296,500	
秋田銀行	5,200	2,310.000	12,012,000	
山形銀行	9,700	1,432.000	13,890,400	
岩手銀行	5,800	3,230.000	18,734,000	
東邦銀行	75,700	319.000	24,148,300	
ふくおかフィナンシャルグループ	78,600	4,075.000	320,295,000	
スルガ銀行	61,600	1,312.000	80,819,200	
八十二銀行	210,000	1,005.000	211,050,000	
山梨中央銀行	10,000	2,251.000	22,510,000	
大垣共立銀行	16,500	2,258.000	37,257,000	
福井銀行	7,500	1,905.000	14,287,500	
清水銀行	3,600	1,546.000	5,565,600	
滋賀銀行	14,000	4,800.000	67,200,000	
南都銀行	12,900	3,630.000	46,827,000	
百五銀行	81,900	713.000	58,394,700	
紀陽銀行	31,900	2,255.000	71,934,500	
ほくほくフィナンシャルグループ	51,100	2,216.500	113,263,150	
山陰合同銀行	55,800	1,280.000	71,424,000	
百十四銀行	8,500	3,450.000	29,325,000	
四国銀行	13,300	1,206.000	16,039,800	
阿波銀行	12,100	2,810.000	34,001,000	
大分銀行	5,200	3,465.000	18,018,000	
宮崎銀行	5,200	3,415.000	17,758,000	
佐賀銀行	5,100	2,295.000	11,704,500	
琉球銀行	19,200	1,190.000	22,848,000	
セブン銀行	327,500	305.700	100,116,750	
みずほフィナンシャルグループ	1,213,400	4,420.000	5,363,228,000	
山口フィナンシャルグループ	88,200	1,700.000	149,940,000	
名古屋銀行	5,500	7,720.000	42,460,000	
北洋銀行	126,400	499.000	63,073,600	
愛媛銀行	12,000	1,119.000	13,428,000	
京葉銀行	38,500	834.000	32,109,000	
栃木銀行	42,100	309.000	13,008,900	
北日本銀行	2,800	3,515.000	9,842,000	
東和銀行	15,200	662.000	10,062,400	
トモニホールディングス	82,600	519.000	42,869,400	
フィデアホールディングス	8,500	1,566.000	13,311,000	
池田泉州ホールディングス	122,200	420.000	51,324,000	
ＦＰＧ	32,000	2,518.000	80,576,000	
ジャパンインベストメントアドバイザー	15,200	1,802.000	27,390,400	
ＳＢＩホールディングス	144,600	4,479.000	647,663,400	
ジャフコ　グループ	26,600	2,265.500	60,262,300	
大和証券グループ本社	642,600	1,065.500	684,690,300	
野村ホールディングス	1,511,800	1,021.500	1,544,303,700	
岡三証券グループ	72,800	625.000	45,500,000	
丸三証券	29,100	1,000.000	29,100,000	
東洋証券	27,400	592.000	16,220,800	
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	102,200	508.000	51,917,600	
水戸証券	25,200	559.000	14,086,800	
いちよし証券	17,500	794.000	13,895,000	
松井証券	62,000	806.000	49,972,000	
マネックスグループ	88,600	850.000	75,310,000	
極東証券	11,200	1,639.000	18,356,800	
岩井コスモホールディングス	9,800	2,612.000	25,597,600	
アイザワ証券グループ	13,600	1,788.000	24,316,800	
スパークス・グループ	9,200	1,560.000	14,352,000	
かんぽ生命保険	105,800	2,917.000	308,618,600	
ＦＰパートナー	4,000	2,276.000	9,104,000	
ＳＯＭＰＯホールディングス	439,400	4,419.000	1,941,708,600	
アニコム　ホールディングス	30,300	559.000	16,937,700	
ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス	658,300	3,195.000	2,103,268,500	
第一生命ホールディングス	422,900	4,617.000	1,952,529,300	
東京海上ホールディン	877,100	5,183.000	4,546,009,300	

SMAM・バランスファンドVA50 ＜適格機関投資家専用＞

（単位：円）

銘　柄	株　数	評価額		備考
		単価	金額	
グス				
Ｔ＆Ｄホールディングス	242,000	3,170.000	767,140,000	
全国保証	23,400	5,460.000	127,764,000	
ジェイリース	7,100	1,335.000	9,478,500	
ＳＢＩアルヒ	11,000	847.000	9,317,000	
プレミアグループ	15,300	2,290.000	35,037,000	
ネットプロテクションズホールディングス	31,000	491.000	15,221,000	
クレディセゾン	57,200	3,703.000	211,811,600	
芙蓉総合リース	8,100	11,345.000	91,894,500	
みずほリース	66,300	1,037.000	68,753,100	
東京センチュリー	67,300	1,482.500	99,772,250	
日本証券金融	33,300	1,814.000	60,406,200	
アイフル	149,100	353.000	52,632,300	
リコーリース	8,300	5,270.000	43,741,000	
イオンフィナンシャルサービス	51,500	1,272.000	65,508,000	
アコム	214,400	397.800	85,288,320	
ジャックス	10,800	3,930.000	42,444,000	
オリエントコーポレーション	28,300	814.000	23,036,200	
オリックス	539,100	3,072.000	1,656,115,200	
三菱ＨＣキャピタル	452,100	1,008.000	455,716,800	
日本取引所グループ	536,100	1,607.000	861,512,700	
イー・ギャランティ	15,100	1,740.000	26,274,000	
ＮＥＣキャピタルソリューション	3,500	3,915.000	13,702,500	
Ｒｏｂｏｔ　Ｈｏｍｅ	32,000	177.000	5,664,000	
大東建託	30,700	15,545.000	477,231,500	
いちご	96,700	361.000	34,908,700	
日本駐車場開発	112,200	204.000	22,888,800	
スター・マイカ・ホールディングス	11,000	859.000	9,449,000	
ＳＲＥホールディングス	4,000	3,455.000	13,820,000	
ヒューリック	210,300	1,375.500	289,267,650	
野村不動産ホールディングス	56,400	4,144.000	233,721,600	
三重交通グループホールディングス	20,600	519.000	10,691,400	
ディア・ライフ	14,200	1,073.000	15,236,600	
地主	8,300	2,167.000	17,986,100	
ＪＰＭＣ	5,400	1,121.000	6,053,400	
フージャースホールディングス	12,200	1,092.000	13,322,400	
オープンハウスグループ	33,000	5,342.000	176,286,000	
東急不動産ホールディングス	269,400	998.200	268,915,080	
飯田グループホールディングス	86,400	2,290.000	197,856,000	
Ａｎｄ　Ｄｏホールディングス	6,200	1,205.000	7,471,000	
ケイアイスター不動産	5,000	4,635.000	23,175,000	
グッドコムアセット	8,900	856.000	7,618,400	
ジェイ・エス・ビー	4,400	3,160.000	13,904,000	
ロードスターキャピタル	5,900	2,548.000	15,033,200	
霞ヶ関キャピタル	3,800	14,990.000	56,962,000	
パーク２４	70,500	2,053.000	144,736,500	
パラカ	3,200	1,850.000	5,920,000	
宮越ホールディングス	4,600	1,276.000	5,869,600	
三井不動産	1,234,400	1,322.000	1,631,876,800	
三菱地所	512,900	2,201.000	1,128,892,900	
平和不動産	14,700	4,765.000	70,045,500	
東京建物	78,800	2,435.500	191,917,400	
京阪神ビルディング	19,700	1,495.000	29,451,500	
住友不動産	146,200	5,101.000	745,766,200	
テーオーシー	18,100	653.000	11,819,300	
レオパレス２１	81,100	600.000	48,660,000	
スターツコーポレーション	14,400	4,145.000	59,688,000	
フジ住宅	10,800	736.000	7,948,800	
空港施設	12,000	593.000	7,116,000	
明和地所	7,200	1,068.000	7,689,600	
ゴールドクレスト	8,200	3,055.000	25,051,000	
エスリード	4,000	4,505.000	18,020,000	
日神グループホールディングス	15,200	544.000	8,268,800	
日本エスコン	23,100	1,043.000	24,093,300	
ＭＩＲＡＲＴＨホールディングス	52,600	509.000	26,773,400	
イオンモール	54,900	1,932.000	106,066,800	
カチタス	24,300	2,162.000	52,536,600	
トーセイ	14,800	2,447.000	36,215,600	
サンフロンティア不動産	14,200	1,982.000	28,144,400	
ＦＪネクストホールディングス	8,800	1,192.000	10,489,600	
グランディハウス	5,900	590.000	3,481,000	
日本空港ビルデング	32,000	4,705.000	150,560,000	
ＬＩＦＵＬＬ	36,500	175.000	6,387,500	
ＭＩＸＩ	19,400	3,695.000	71,683,000	
ジェイエイシーリクルートメント	32,000	809.000	25,888,000	
日本Ｍ＆Ａセンターホ	137,800	612.500	84,402,500	

（単位：円）

銘　柄	株　数	評価額		備考
		単価	金額	
ールディングス				
メンバーズ	4,400	1,254.000	5,517,600	
ＵＴグループ	12,300	2,387.000	29,360,100	
アイティメディア	4,600	1,687.000	7,760,200	
ケアネット	18,100	740.000	13,394,000	
Ｅ・Ｊホールディングス	5,400	1,611.000	8,699,400	
オープンアップグループ	31,300	1,886.000	59,031,800	
コシダカホールディングス	29,100	1,074.000	31,253,400	
パソナグループ	11,700	2,023.000	23,669,100	
リンクアンドモチベーション	26,700	572.000	15,272,400	
エス・エム・エス	35,500	1,260.000	44,730,000	
パーソルホールディングス	856,300	226.900	194,294,470	
クックパッド	23,200	144.000	3,340,800	
学情	4,700	2,080.000	9,776,000	
スタジオアリス	4,800	2,114.000	10,147,200	
ＮＪＳ	2,200	4,150.000	9,130,000	
綜合警備保障	155,000	1,046.000	162,130,000	
カカクコム	67,700	2,332.500	157,910,250	
セントケア・ホールディング	7,500	751.000	5,632,500	
ルネサンス	7,900	1,053.000	8,318,700	
ディップ	16,400	2,242.000	36,768,800	
デジタルホールディングス	6,000	1,468.000	8,808,000	
新日本科学	10,100	1,620.000	16,362,000	
エムスリー	186,800	1,822.000	340,349,600	
ワールドホールディングス	4,200	2,094.000	8,794,800	
ディー・エヌ・エー	38,500	3,558.000	136,983,000	
博報堂ＤＹホールディングス	106,900	1,061.000	113,420,900	
タカミヤ	13,200	411.000	5,425,200	
ファンコミュニケーションズ	15,000	406.000	6,090,000	
ライク	4,800	1,421.000	6,820,800	
エスプール	31,200	307.000	9,578,400	
ＷＤＢホールディングス	4,500	1,802.000	8,109,000	
アドウェイズ	14,300	286.000	4,089,800	
バリューコマース	8,700	807.000	7,020,900	
インフォマート	94,600	390.000	36,894,000	
ＪＰホールディングス	26,200	543.000	14,226,600	
ＣＬホールディングス	1,600	763.000	1,220,800	
プレステージ・インターナショナル	43,300	725.000	31,392,500	
プロトコーポレーション	9,900	2,130.000	21,087,000	
アミューズ	6,800	1,568.000	10,662,400	
ドリームインキュベータ	3,100	3,990.000	12,369,000	
クイック	6,900	1,940.000	13,386,000	
電通グループ	100,600	3,091.000	310,954,600	
テイクアンドギヴ・ニーズ	4,500	967.000	4,351,500	
ぴあ	3,600	3,165.000	11,394,000	
イオンファンタジー	4,500	2,994.000	13,473,000	
シーティーエス	15,100	821.000	12,397,100	
Ｈ．Ｕ．グループホールディングス	26,800	2,616.000	70,108,800	
アルプス技研	8,200	2,565.000	21,033,000	
日本空調サービス	10,200	995.000	10,149,000	
オリエンタルランド	551,500	3,174.000	1,750,461,000	
ダスキン	21,500	3,760.000	80,840,000	
明光ネットワークジャパン	13,800	746.000	10,294,800	
ファルコホールディングス	4,900	2,371.000	11,617,900	
ラウンドワン	89,500	1,286.000	115,097,000	
リゾートトラスト	38,100	3,128.000	119,176,800	
ビー・エム・エル	11,500	2,926.000	33,649,000	
リソー教育	61,800	278.000	17,180,400	
早稲田アカデミー	5,500	2,014.000	11,077,000	
ユー・エス・エス	192,900	1,393.000	268,709,700	
東京個別指導学院	19,000	350.000	6,650,000	
サイバーエージェント	208,100	1,156.500	240,667,650	
楽天グループ	664,900	943.700	627,466,130	
クリーク・アンド・リバー社	5,100	1,750.000	8,925,000	
ＳＢＩグローバルアセットマネジメント	18,000	704.000	12,672,000	
テー・オー・ダブリュー	23,800	323.000	7,687,400	
山田コンサルティンググループ	4,500	1,782.000	8,019,000	
セントラルスポーツ	3,700	2,421.000	8,957,700	
フルキャストホールディングス	8,800	1,610.000	14,168,000	
エン・ジャパン	15,200	1,695.000	25,764,000	
テクノプロ・ホールディングス	56,900	3,112.000	177,072,800	
アイ・アールジャパンホールディングス	5,400	774.000	4,179,600	
ＫｅｅＰｅｒ技研	5,700	4,010.000	22,857,000	
Ｇｕｎｏｓｙ	9,200	618.000	5,685,600	

（単位：円）

銘　柄	株　数	評価額		備考
		単価	金額	
イー・ガーディアン	4,500	1,993.000	8,968,500	
ジャパンマテリアル	28,300	1,559.000	44,119,700	
ベクトル	12,700	1,005.000	12,763,500	
チャーム・ケア・コーポレーション	8,000	1,332.000	10,656,000	
キャリアリンク	3,600	2,333.000	8,398,800	
ＩＢＪ	8,600	670.000	5,762,000	
アサンテ	5,200	1,656.000	8,611,200	
バリューＨＲ	8,700	1,481.000	12,884,700	
M&Aキャピタルパートナーズ	7,700	3,035.000	23,369,500	
ライドオンエクスプレスホールディングス	6,200	1,049.000	6,503,800	
シグマクシス・ホールディングス	27,500	1,007.000	27,692,500	
ウィルグループ	7,000	1,000.000	7,000,000	
メドピア	9,400	530.000	4,982,000	
リクルートホールディングス	731,700	10,125.000	7,408,462,500	
エラン	12,000	801.000	9,612,000	
日本郵政	1,052,300	1,612.500	1,696,833,750	
ベルシステム２４ホールディングス	11,300	1,266.000	14,305,800	
鎌倉新書	9,900	498.000	4,930,200	
エアトリ	7,300	1,170.000	8,541,000	
アトラエ	7,800	811.000	6,325,800	
ストライク	4,500	3,305.000	14,872,500	
ソラスト	26,200	482.000	12,628,400	
セラク	2,800	1,785.000	4,998,000	
インソース	20,100	1,010.000	20,301,000	
ベイカレント	69,200	7,023.000	485,991,600	
Ｏｒｃｈｅｓｔｒａ Ｈｏｌｄｉｎｇｓ	2,500	746.000	1,865,000	
アイモバイル	14,100	486.000	6,852,600	
ＭＳ－Ｊａｐａｎ	4,000	1,029.000	4,116,000	
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	36,800	3,000.000	110,400,000	
エル・ティー・エス	1,400	2,165.000	3,031,000	
ミダックホールディングス	6,000	1,867.000	11,202,000	
キュービーネットホールディングス	5,900	1,021.000	6,023,900	
オープングループ	16,600	287.000	4,764,200	
マネジメントソリューションズ	4,700	2,014.000	9,465,800	
プロレド・パートナーズ	4,400	437.000	1,922,800	
フロンティア・マネジメント	3,600	666.000	2,397,600	
アンビスホールディングス	20,900	684.000	14,295,600	
カーブスホールディングス	25,700	697.000	17,912,900	
フォーラムエンジニアリング	13,000	1,055.000	13,715,000	
ＦＡＳＴ ＦＩＴＮＥＳＳ ＪＡＰＡＮ	3,800	1,424.000	5,411,200	
Ｍａｃｂｅｅ Ｐｌａｎｅｔ	2,600	3,385.000	8,801,000	
ダイレクトマーケティングミックス	13,800	283.000	3,905,400	
ポピンズ	1,600	1,180.000	1,888,000	
ＬＩＴＡＬＩＣＯ	8,700	1,162.000	10,109,400	
リログループ	52,100	1,904.000	99,198,400	
東祥	7,200	693.000	4,989,600	
ビーウィズ	2,500	1,419.000	3,547,500	
ＴＲＥホールディングス	21,900	1,559.000	34,142,100	
人・夢・技術グループ	3,700	1,570.000	5,809,000	
ＮＩＳＳＯホールディングス	9,000	793.000	7,137,000	
大栄環境	20,700	2,802.000	58,001,400	
ＧＥＮＯＶＡ	3,200	1,067.000	3,414,400	
日本管財ホールディングス	9,300	2,600.000	24,180,000	
M&A総研ホールディングス	10,000	1,665.000	16,650,000	
エイチ・アイ・エス	30,800	1,469.000	45,245,200	
共立メンテナンス	29,400	3,040.000	89,376,000	
イチネンホールディングス	9,100	1,749.000	15,915,900	
建設技術研究所	9,200	2,429.000	22,346,800	
スペース	7,100	1,086.000	7,710,600	
燦ホールディングス	8,500	1,269.000	10,786,500	
スバル興業	3,300	3,405.000	11,236,500	
タナベコンサルティンググループ	1,000	1,298.000	1,298,000	
ナガワ	2,700	6,670.000	18,009,000	
東京都競馬	7,600	4,720.000	35,872,000	
カナモト	14,500	3,070.000	44,515,000	
ニシオホールディングス	8,300	4,195.000	34,818,500	
トランス・コスモス	11,800	3,155.000	37,229,000	
乃村工藝社	41,100	898.000	36,907,800	
藤田観光	4,200	9,670.000	40,614,000	
トーカイ	8,100	2,115.000	17,131,500	
セコム	190,700	5,166.000	985,156,200	
セントラル警備保障	5,000	2,876.000	14,380,000	
丹青社	19,900	904.000	17,989,600	
メイテックグループホールディングス	35,200	2,980.000	104,896,000	
応用地質	8,700	2,990.000	26,013,000	
船井総研ホールディングス	18,500	2,400.000	44,400,000	
学究社	4,200	2,047.000	8,597,400	
イオンディライト	10,100	4,510.000	45,551,000	
ナック	2,500	662.000	1,655,000	
ダイセキ	22,700	3,795.000	86,146,500	
ステップ	3,200	2,177.000	6,966,400	
合　計	171,563,200		361,477,157,590	

(b)株式以外の有価証券
該当事項はありません。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

「外国株式インデックス・マザーファンド」

貸借対照表

（単位：円）

	（2025年2月18日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	12,682,616,254
金銭信託	5,735,461
コール・ローン	694,086,534
株式	950,152,996,994
投資証券	17,685,783,771
派生商品評価勘定	457,663,967
未収入金	34,319,810
未収配当金	739,904,462
差入委託証拠金	2,897,693,346
流動資産合計	985,350,800,599
資産合計	985,350,800,599
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	3,332,429
未払金	141,906,335
未払解約金	188,467,728
流動負債合計	333,706,492
負債合計	333,706,492
純資産の部	
元本等	
元本	95,961,877,478
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	889,055,216,629
元本等合計	985,017,094,107
純資産合計	985,017,094,107
負債純資産合計	985,350,800,599

注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	自 2024年2月20日 至 2025年2月18日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	株式、新株予約権証券、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2．デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

SMAM･バランスファンドVA50 ＜適格機関投資家専用＞

（貸借対照表に関する注記）

項　目	（2025年2月18日現在）
1．当計算期間の末日における受益権の総数	95,961,877,478口
2．１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　10.2647円 （１万口当たりの純資産額102,647円）

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	自 2024年2月20日 至 2025年2月18日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式、新株予約権証券、投資証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、先物取引、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3．金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	（2025年2月18日現在）
1．貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．時価の算定方法	(1) 有価証券（株式、新株予約権証券、投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

（2025 年 2 月 18 日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区　分	種　類	契約額等	うち1年超	時　価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	S&P 500 EMINI FUT MAR25	13,413,412,315	－	13,671,594,468	258,182,153
	SPI 200 FUTURES MAR25	460,367,634	－	470,125,612	9,757,978
	FTSE 100 IDX FUT MAR25	595,441,337	－	618,661,331	23,219,994
	EURO STOXX 50 MAR25	2,049,084,607	－	2,215,149,829	166,065,222
	小計	16,518,305,893	－	16,975,531,240	457,225,347
合　計		16,518,305,893	－	16,975,531,240	457,225,347

（注）１．時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2)株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（単位：円）

区　分	種　類	契約額等	うち1年超	時　価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	408,866,776	－	405,975,616	△2,891,160
	小計	408,866,776	－	405,975,616	△2,891,160
	売建				
	アメリカ・ドル	62,774,820	－	62,777,469	△2,649
	小計	62,774,820	－	62,777,469	△2,649
合　計		471,641,596	－	468,753,085	△2,893,809

（注）１．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2024年2月20日 至 2025年2月18日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

（2025年2月18日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	83,796,577,402円
同期中における追加設定元本額	19,446,804,974円
同期中における一部解約元本額	7,281,504,898円
2025年2月18日現在の元本の内訳	
三井住友・ＤＣ外国株式インデックスファンドＳ	48,391,532,142円
三井住友・ＤＣ年金バランス３０（債券重点型）	231,095,467円
三井住友・ＤＣ年金バランス５０（標準型）	882,131,902円
三井住友・ＤＣ年金バランス７０（株式重点型）	721,900,949円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	35,740,180円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２０（４資産タイプ）	629,395円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２５（４資産タイプ）	2,442,445円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３０（４資産タイプ）	8,363,078円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５（４資産タイプ）	28,979,164円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０（４資産タイプ）	36,822,412円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５（４資産タイプ）	83,675,237円
外国株式指数ファンド	1,265,208,043円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・全海外株インデックスファンド	26,047,968,637円

アセットアロケーション・ファンド（安定型）	69,699,485円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	106,071,489円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	64,419,186円
イオン・バランス戦略ファンド	41,889,948円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０	38,633,718円
三井住友・資産最適化ファンド（１安定重視型）	144,865,953円
三井住友・資産最適化ファンド（２やや安定型）	140,077,389円
三井住友・資産最適化ファンド（３バランス型）	574,434,395円
三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	360,321,460円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	535,969,941円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・世界分散ファンド	75,728,030円
三井住友ＤＳ・外国株式インデックス年金ファンド	3,549,549,785円
三井住友ＤＳ・年金バランス３０（債券重点型）	10,722,773円
三井住友ＤＳ・年金バランス５０（標準型）	55,942,436円
三井住友ＤＳ・年金バランス７０（株式重点型）	59,920,196円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０	9,405,766円
ＳＭＢＣ・ＤＣインデックスファンド（ＭＳＣＩコクサイ）	3,008,606,195円
日興ＦＷＳ・先進国株インデックス（為替ヘッジあり）	154,624,905円
日興ＦＷＳ・先進国株インデックス（為替ヘッジなし）	3,787,700,625円
三井住友ＤＳ・先進国株式インデックス・ファンド	192,960,940円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５	18,914,229円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０	12,853,824円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５	13,046,342円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５	9,502,604円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５	7,815,330円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	232,804円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	5,468,700円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	31,266,632円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	30,443,799円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	11,779,674円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０７０	104,784円
ＳＭＡＭ・外国株式パッシブ・ファンド（適格機関投資家専用）	200,794,637円
バランスファンドＶＡ（安定運用型）＜適格機関投資家限定＞	1,567,743円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ安定成長型＜適格機関投資家限定＞	7,334,511円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	177,726,427円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３７．５＜適格機関投資家専用＞	394,127,497円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	1,809,374,807円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ３０＜適格機関投資家限定＞	5,402,429円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ５０＜適格機関投資家限定＞	28,481,096円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ７５＜適格機関投資家専用＞	296,931,472円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ国際分散型＜適格機関投資家限定＞	21,384,239円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	48,353,362円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	267,297,723円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ４０＜適格機関投資家専用＞	159,090,070円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３５＜適格機関投資家専用＞	346,118,233円
三井住友・外国株式インデックスファンド・ＶＡＳ（適格機関投資家専用）	151,283,088円
ＳＭＡＭ・グローバルバランス４０ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	30,652,214円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ａ＜適格機関投資家専用＞	3,346,335円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３５Ａ＜適格機関投資家専用＞	3,033,356円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ５０Ａ＜適格機関投資家専用＞	2,696,766円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ｌ＜適格機関投資家専用＞	7,804,434円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ＜適格機関投資家専用＞	27,863,060円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（標準型）ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	58,597,008円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（債券重視型）ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	24,254,985円
ＳＭＡＭ・世界バランスファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞	97,119,901円
ＳＭＡＭ・世界バランスファンドＶＡ２＜適格機関投資家限定＞	33,833,048円
ＳＭＡＭ・外国株式インデックスファンドＳＡ＜適格機関投資家限定＞	557,779,198円
ＳＭＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	24,299,249円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジーファンド２０１６－０４＜適格機関投資家限定＞	13,279,500円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	20,477,211円
ＳＭＡＭ・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドⅡ＜適格機関投資家限定＞	240,939,340円
ＳＭＤＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド（リスク３％）＜適格機関投資家限定＞	41,172,151円
合　計	95,961,877,478円

附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

通　貨	銘　柄	株　数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	APA CORP	27,608	23.140	638,849.12	
	BAKER HUGHES CO	87,866	46.400	4,076,982.40	
	CHENIERE ENERGY INC	21,482	213.520	4,586,836.64	
	CHEVRON CORP	160,368	155.340	24,911,565.12	
	CONOCOPHILLIPS	121,258	96.260	11,672,295.08	
	COTERRA ENERGY INC	73,375	27.520	2,019,280.00	
	DEVON ENERGY CORP	54,844	34.640	1,899,796.16	
	DIAMONDBACK ENERGY INC	17,520	156.990	2,750,464.80	
	EOG RESOURCES INC	53,473	129.310	6,914,593.63	
	EQT CORP	47,708	53.430	2,549,038.44	
	EXPAND ENERGY CORP	17,398	105.330	1,832,531.34	
	EXXON MOBIL CORP	408,498	108.240	44,215,823.52	
	HALLIBURTON CO	76,654	26.160	2,005,268.64	
	HESS CORP	26,211	146.550	3,841,222.05	
	HF SINCLAIR CORP	10,663	38.010	405,300.63	
	KINDER MORGAN INC	186,585	26.550	4,953,831.75	
	MARATHON PETROLEUM CORP	30,431	156.060	4,749,061.86	
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	57,692	48.060	2,772,677.52	
	ONEOK INC	56,852	97.850	5,562,968.20	
	OVINTIV INC	23,075	44.130	1,018,299.75	
	PHILLIPS 66	39,040	128.040	4,998,681.60	
	SCHLUMBERGER LTD	132,013	41.750	5,511,542.75	
	TARGA RESOURCES CORP	18,523	205.360	3,803,883.28	
	TEXAS PACIFIC LAND CORP	1,661	1,372.400	2,279,556.40	
	VALERO ENERGY CORP	27,819	135.310	3,764,188.89	
	WILLIAMS COS INC	112,855	56.980	6,430,477.90	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	20,558	316.120	6,498,794.96	
	ALBEMARLE CORP	11,981	81.210	972,977.01	
	AMCOR PLC	122,899	10.070	1,237,592.93	
	AVERY DENNISON CORP	6,759	181.610	1,227,501.99	
	BALL CORP	28,423	49.850	1,416,886.55	
	CELANESE CORP	8,742	68.060	594,980.52	
	CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	18,315	82.480	1,510,621.20	
	CORTEVA INC	66,394	63.960	4,246,560.24	
	CRH PLC	63,238	108.300	6,848,675.40	
	CROWN HOLDINGS INC	9,413	88.030	828,626.39	
	DOW INC	68,728	38.670	2,657,711.76	
	DUPONT DE NEMOURS INC	36,397	83.250	3,030,050.25	
	EASTMAN CHEMICAL CO	9,517	101.010	961,312.17	
	ECOLAB INC	23,028	264.740	6,096,432.72	
	FREEPORT-MCMORAN INC	131,805	39.470	5,202,343.35	
	INTERNATIONAL PAPER CO	45,665	56.120	2,562,719.80	
	INTL FLAVORS & FRAGRANCES	25,024	85.580	2,141,553.92	
	LINDE PLC	44,172	457.000	20,186,604.00	
	LYONDELLBASELL INDU-CL A	22,165	76.700	1,700,055.50	
	MARTIN MARIETTA MATERIALS	5,394	527.380	2,844,687.72	
	MOSAIC CO/THE	25,489	26.510	675,713.39	
	NEWMONT CORP	101,538	46.540	4,725,578.52	
	NUCOR CORP	20,787	137.770	2,863,824.99	
	PACKAGING CORP OF AMERICA	8,569	212.500	1,820,912.50	
	PPG INDUSTRIES INC	21,291	117.750	2,507,015.25	
	RELIANCE INC	5,040	297.690	1,500,357.60	
	RPM INTERNATIONAL INC	10,397	123.460	1,283,613.62	
	SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	22,475	356.860	8,020,428.50	
	SMURFIT WESTROCK PLC	47,029	53.650	2,523,105.85	
	STEEL DYNAMICS INC	12,713	135.830	1,726,806.79	
	VULCAN MATERIALS CO	12,521	270.460	3,386,429.66	
	WESTLAKE CORP	4,430	115.270	510,646.10	
	3M CO	50,826	148.620	7,553,760.12	
	AECOM	13,635	100.410	1,369,090.35	
	AERCAP HOLDINGS NV	18,294	100.700	1,842,205.80	
	ALLEGION PLC	6,843	133.390	912,787.77	
	AMETEK INC	20,578	183.540	3,776,886.12	
	AXON ENTERPRISE INC	6,576	683.410	4,494,104.16	
	BOEING CO/THE	66,804	184.420	12,319,993.68	
	BUILDERS FIRSTSOURCE INC	9,801	153.900	1,508,373.90	
	CARLISLE COS INC	4,354	357.810	1,557,904.74	
	CARRIER GLOBAL CORP	72,815	65.130	4,742,440.95	
	CATERPILLAR INC	44,096	353.320	15,579,998.72	
	CNH INDUSTRIAL NV	87,561	12.810	1,121,656.41	
	CUMMINS INC	12,497	373.780	4,671,128.66	
	DEERE & CO	23,649	480.220	11,356,722.78	
	DOVER CORP	12,242	202.330	2,476,923.86	
	EATON CORP PLC	36,320	309.170	11,229,054.40	
	EMCOR GROUP INC	4,293	426.290	1,830,062.97	
	EMERSON ELECTRIC CO	52,927	123.340	6,528,016.18	
	FASTENAL CO	52,052	74.780	3,892,448.56	
	FERGUSON ENTERPRISES INC	18,035	184.250	3,322,948.75	
	FORTIVE CORP	34,421	80.600	2,774,332.60	
	FORTUNE BRANDS	10,648	68.950	734,179.60	

SMAM・バランスファンドVA50 ＜適格機関投資家専用＞

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	INNOVATIONS I				
	GE VERNOVA INC	25,628	367.590	9,420,596.52	
	GENERAL DYNAMICS CORP	20,853	241.940	5,045,174.82	
	GENERAL ELECTRIC	98,595	208.270	20,534,380.65	
	GRACO INC	15,068	85.800	1,292,834.40	
	HEICO CORP	4,483	220.850	990,070.55	
	HEICO CORP-CLASS A	6,593	177.680	1,171,444.24	
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	59,274	202.750	12,017,803.50	
	HOWMET AEROSPACE INC	36,463	133.420	4,864,893.46	
	HUBBELL INC	4,737	390.140	1,848,093.18	
	HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	2,888	161.270	465,747.76	
	IDEX CORP	6,048	195.210	1,180,630.08	
	ILLINOIS TOOL WORKS	27,919	258.110	7,206,173.09	
	INGERSOLL-RAND INC	38,066	85.720	3,263,017.52	
	JARDINE MATHESON HLDGS LTD	16,600	40.500	672,300.00	
	JOHNSON CONTROLS INTERNATION	63,476	89.770	5,698,240.52	
	L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	17,821	197.610	3,521,607.81	
	LENNOX INTERNATIONAL INC	2,750	622.200	1,711,050.00	
	LOCKHEED MARTIN CORP	20,024	423.190	8,473,956.56	
	MASCO CORP	19,187	78.390	1,504,068.93	
	NORDSON CORP	5,282	216.420	1,143,130.44	
	NORTHROP GRUMMAN CORP	13,101	438.900	5,750,028.90	
	OTIS WORLDWIDE CORP	35,270	96.740	3,412,019.80	
	OWENS CORNING	7,597	179.380	1,362,749.86	
	PACCAR INC	47,203	105.960	5,001,629.88	
	PARKER HANNIFIN CORP	12,065	700.250	8,448,516.25	
	PENTAIR PLC	15,664	96.730	1,515,178.72	
	QUANTA SERVICES INC	13,102	285.450	3,739,965.90	
	ROCKWELL AUTOMATION INC	9,863	294.400	2,903,667.20	
	RTX CORP	121,873	122.410	14,918,473.93	
	SMITH (A.O.) CORP	10,652	66.220	705,375.44	
	SNAP-ON INC	5,235	338.920	1,774,246.20	
	STANLEY BLACK & DECKER INC	12,917	87.100	1,125,070.70	
	TEXTRON INC	14,870	72.280	1,074,803.60	
	TORO CO	8,097	80.540	652,132.38	
	TRANE TECHNOLOGIES PLC	21,148	363.260	7,682,222.48	
	TRANSDIGM GROUP INC	5,063	1,314.190	6,653,743.97	
	UNITED RENTALS INC	6,163	741.260	4,568,385.38	
	VERTIV HOLDINGS CO-A	32,504	108.050	3,512,057.20	
	WABTEC CORP	15,150	188.190	2,851,078.50	
	WATSCO INC	3,112	483.690	1,505,243.28	
	WW GRAINGER INC	4,106	1,027.730	4,219,859.38	
	XYLEM INC	22,408	129.380	2,899,147.04	
	AUTOMATIC DATA PROCESSING	37,993	308.150	11,707,542.95	
	BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	10,637	117.730	1,252,294.01	
	BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIO	10,783	240.330	2,591,478.39	
	CINTAS CORP	33,480	204.220	6,837,285.60	
	COPART INC	80,906	59.390	4,805,007.34	
	DAYFORCE INC	16,385	66.420	1,088,291.70	
	EQUIFAX INC	12,025	249.500	3,000,237.50	
	JACOBS SOLUTIONS INC	10,393	128.880	1,339,449.84	
	LEIDOS HOLDINGS INC	11,403	132.260	1,508,160.78	
	PAYCHEX INC	30,408	147.250	4,477,578.00	
	PAYCOM SOFTWARE INC	5,427	209.220	1,135,436.94	
	REPUBLIC SERVICES INC	19,598	231.370	4,534,389.26	
	ROLLINS INC	25,137	50.730	1,275,200.01	
	SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	19,314	88.660	1,712,379.24	
	TRANSUNION	18,291	99.740	1,824,344.34	
	VERALTO CORP	22,013	97.990	2,157,053.87	
	VERISK ANALYTICS INC	12,690	293.480	3,724,261.20	
	WASTE CONNECTIONS INC	24,689	189.040	4,667,208.56	
	WASTE MANAGEMENT INC	37,648	227.730	8,573,579.04	
	C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	12,525	99.490	1,246,112.25	
	CSX CORP	179,500	33.370	5,989,915.00	
	DELTA AIR LINES INC	14,192	65.390	928,014.88	
	EXPEDITORS INTL WASH INC	13,237	113.650	1,504,385.05	
	FEDEX CORP	20,814	267.770	5,573,364.78	
	GRAB HOLDINGS LTD - CL A	216,253	4.900	1,059,639.70	
	HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	8,550	169.980	1,453,329.00	
	KNIGHT-SWIFT	12,089	54.170	654,861.13	

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	TRANSPORTATION				
	NORFOLK SOUTHERN CORP	19,928	255.990	5,101,368.72	
	OLD DOMINION FREIGHT LINE	18,170	206.340	3,749,197.80	
	SOUTHWEST AIRLINES CO	14,057	30.280	425,645.96	
	UBER TECHNOLOGIES INC	172,760	79.420	13,720,599.20	
	U-HAUL HOLDING CO-NON VOTING	5,850	66.410	388,498.50	
	UNION PACIFIC CORP	56,606	249.220	14,107,347.32	
	UNITED PARCEL SERVICE-CL B	68,522	116.220	7,963,626.84	
	APTIV PLC	23,575	67.000	1,579,525.00	
	FORD MOTOR CO	367,930	9.480	3,487,976.40	
	GENERAL MOTORS CO	99,425	48.370	4,809,187.25	
	RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	72,072	14.030	1,011,170.16	
	TESLA INC	263,858	355.840	93,891,230.72	
	DECKERS OUTDOOR CORP	13,320	155.070	2,065,532.40	
	DR HORTON INC	26,159	130.570	3,415,580.63	
	GARMIN LTD	13,282	212.620	2,824,018.84	
	LENNAR CORP-A	21,335	123.840	2,642,126.40	
	LULULEMON ATHLETICA INC	10,287	366.680	3,772,037.16	
	NIKE INC -CL B	111,643	73.040	8,154,404.72	
	NVR INC	297	7,365.720	2,187,618.84	
	PULTEGROUP INC	17,535	107.430	1,883,785.05	
	AIRBNB INC-CLASS A	41,722	161.420	6,734,765.24	
	BOOKING HOLDINGS INC	3,053	5,044.400	15,400,553.20	
	CARNIVAL CORP	100,720	26.230	2,641,885.60	
	CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	126,190	57.080	7,202,925.20	
	DARDEN RESTAURANTS INC	11,771	191.190	2,250,497.49	
	DOMINO'S PIZZA INC	2,875	476.660	1,370,397.50	
	DOORDASH INC - A	27,685	213.380	5,907,425.30	
	DRAFTKINGS INC-CL A	38,324	53.490	2,049,950.76	
	EXPEDIA GROUP INC	12,455	202.380	2,520,642.90	
	FLUTTER ENTERTAINMENT PLC-DI	15,951	298.810	4,766,318.31	
	HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	23,335	265.870	6,204,076.45	
	HYATT HOTELS CORP - CL A	3,371	142.750	481,210.25	
	LAS VEGAS SANDS CORP	35,621	43.370	1,544,882.77	
	MARRIOTT INTERNATIONAL -CL A	22,599	283.520	6,407,268.48	
	MCDONALD'S CORP	65,189	308.550	20,114,065.95	
	MGM RESORTS INTERNATIONAL	22,198	39.810	883,702.38	
	ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	21,669	263.090	5,700,897.21	
	STARBUCKS CORP	105,735	112.550	11,900,474.25	
	WYNN RESORTS LTD	7,730	88.820	686,578.60	
	YUM! BRANDS INC	25,236	147.910	3,732,656.76	
	AMAZON.COM INC	866,234	228.680	198,090,391.12	
	AUTOZONE INC	1,622	3,458.550	5,609,768.10	
	BEST BUY CO INC	19,353	91.100	1,763,058.30	
	BURLINGTON STORES INC	6,047	245.100	1,482,119.70	
	CARMAX INC	14,212	88.900	1,263,446.80	
	CARVANA CO	9,993	285.330	2,851,302.69	
	DICK'S SPORTING GOODS INC	4,406	238.360	1,050,214.16	
	EBAY INC	46,827	69.900	3,273,207.30	
	GENUINE PARTS CO	12,304	124.900	1,536,769.60	
	GLOBAL-E ONLINE LTD	10,267	62.840	645,178.28	
	HOME DEPOT INC	91,151	409.500	37,326,334.50	
	LKQ CORP	24,732	39.110	967,268.52	
	LOWE'S COS INC	51,731	251.790	13,025,348.49	
	MERCADOLIBRE INC	4,194	2,109.990	8,849,298.06	
	O'REILLY AUTOMOTIVE INC	5,267	1,318.800	6,946,119.60	
	POOL CORP	3,252	344.280	1,119,598.56	
	ROSS STORES INC	29,519	138.760	4,096,056.44	
	TJX COMPANIES INC	104,854	124.340	13,037,546.36	
	TRACTOR SUPPLY COMPANY	46,885	57.140	2,679,008.90	
	ULTA BEAUTY INC	4,748	365.140	1,733,684.72	
	WILLIAMS-SONOMA INC	10,952	214.600	2,350,299.20	
	ALBERTSONS COS INC - CLASS A	31,907	20.830	664,622.81	
	COSTCO WHOLESALE CORP	40,656	1,071.850	43,577,133.60	
	DOLLAR GENERAL CORP	18,277	72.560	1,326,179.12	
	DOLLAR TREE INC	21,255	71.560	1,521,007.80	
	KROGER CO	62,609	65.130	4,077,724.17	
	SYSCO CORP	44,624	71.100	3,172,766.40	

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	TARGET CORP	41,397	127.880	5,293,848.36	
	WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	52,808	9.700	512,237.60	
	WALMART INC	407,059	104.040	42,350,418.36	
	ALTRIA GROUP INC	159,964	53.290	8,524,481.56	
	ARCHER-DANIELS-MIDL AND CO	42,289	46.100	1,949,522.90	
	BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	18,548	31.150	577,770.20	
	BUNGE GLOBAL SA	12,343	70.500	870,181.50	
	COCA-COLA CO/THE	378,121	68.870	26,041,193.27	
	COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNE	19,969	84.900	1,695,368.10	
	CONAGRA BRANDS INC	39,722	25.280	1,004,172.16	
	CONSTELLATION BRANDS INC-A	15,993	162.940	2,605,899.42	
	GENERAL MILLS INC	52,744	58.840	3,103,456.96	
	HERSHEY CO/THE	12,733	157.880	2,010,286.04	
	HORMEL FOODS CORP	25,536	28.460	726,754.56	
	JM SMUCKER CO/THE	8,172	102.030	833,789.16	
	KELLANOVA	25,249	82.260	2,076,982.74	
	KEURIG DR PEPPER INC	106,561	31.650	3,372,655.65	
	KRAFT HEINZ CO/THE	82,333	28.920	2,381,070.36	
	LAMB WESTON HOLDINGS INC	10,534	58.460	615,817.64	
	MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	22,009	76.960	1,693,812.64	
	MOLSON COORS BEVERAGE CO - B	16,433	60.360	991,895.88	
	MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	125,639	60.820	7,641,363.98	
	MONSTER BEVERAGE CORP	63,778	49.250	3,141,066.50	
	PEPSICO INC	126,961	143.390	18,204,937.79	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	141,337	150.460	21,265,565.02	
	THE CAMPBELL'S COMPANY	21,338	38.600	823,646.80	
	TYSON FOODS INC-CL A	25,497	57.100	1,455,878.70	
	CHURCH & DWIGHT CO INC	23,694	105.000	2,487,870.00	
	CLOROX COMPANY	10,423	147.920	1,541,770.16	
	COLGATE-PALMOLIVE CO	69,598	86.040	5,988,211.92	
	ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	19,241	68.690	1,321,664.29	
	KENVUE INC	175,284	21.930	3,843,978.12	
	KIMBERLY-CLARK CORP	31,626	132.670	4,195,821.42	
	PROCTER & GAMBLE CO/THE	216,434	162.890	35,254,934.26	
	ABBOTT LABORATORIES	158,167	130.610	20,658,191.87	
	ALIGN TECHNOLOGY INC	5,703	206.770	1,179,209.31	
	BAXTER INTERNATIONAL INC	51,487	30.820	1,586,829.34	
	BECTON DICKINSON AND CO	25,861	224.800	5,813,552.80	
	BOSTON SCIENTIFIC CORP	134,586	106.110	14,280,920.46	
	CARDINAL HEALTH INC	20,986	126.210	2,648,643.06	
	CENCORA INC	15,601	242.630	3,785,270.63	
	CENTENE CORP	51,140	56.860	2,907,820.40	
	COOPER COS INC/THE	17,340	88.100	1,527,654.00	
	CVS HEALTH CORP	112,203	65.830	7,386,323.49	
	DAVITA INC	4,138	157.420	651,403.96	
	DEXCOM INC	38,418	89.070	3,421,891.26	
	EDWARDS LIFESCIENCES CORP	57,871	76.190	4,409,191.49	
	ELEVANCE HEALTH INC	21,328	389.250	8,301,924.00	
	GE HEALTHCARE TECHNOLOGY	39,727	92.210	3,663,226.67	
	HCA HEALTHCARE INC	17,979	316.210	5,685,139.59	
	HENRY SCHEIN INC	10,457	76.000	794,732.00	
	HOLOGIC INC	19,730	63.240	1,247,725.20	
	HUMANA INC	10,475	253.830	2,658,869.25	
	IDEXX LABORATORIES INC	7,376	444.530	3,278,853.28	
	INSULET CORP	6,832	280.560	1,916,785.92	
	INTUITIVE SURGICAL INC	32,324	595.550	19,250,558.20	
	LABCORP HOLDINGS INC	7,903	246.490	1,948,010.47	
	MCKESSON CORP	11,625	593.690	6,901,646.25	
	MEDTRONIC PLC	117,578	92.810	10,912,414.18	
	MOLINA HEALTHCARE INC	5,999	272.280	1,633,407.72	
	QUEST DIAGNOSTICS INC	9,647	168.770	1,628,124.19	
	RESMED INC	14,203	232.980	3,309,014.94	
	SOLVENTUM CORP	15,984	74.240	1,186,652.16	
	STERIS PLC	9,126	219.340	2,001,696.84	
	STRYKER CORP	31,341	385.180	12,071,926.38	
	TELEFLEX INC	3,952	167.430	661,683.36	

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	THE CIGNA GROUP	26,262	292.320	7,676,907.84	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	84,958	523.510	44,476,362.58	
	UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	5,785	181.540	1,050,208.90	
	VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	14,171	234.000	3,316,014.00	
	ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	18,219	100.520	1,831,373.88	
	ABBVIE INC	162,914	192.870	31,421,223.18	
	AGILENT TECHNOLOGIES INC	25,379	134.670	3,417,789.93	
	ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	12,470	256.450	3,197,931.50	
	AMGEN INC	49,021	291.160	14,272,954.36	
	AVANTOR INC	56,039	17.870	1,001,416.93	
	BIOGEN INC	12,779	137.330	1,754,940.07	
	BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	18,017	64.850	1,168,402.45	
	BIO-RAD LABORATORIES-A	1,728	277.160	478,932.48	
	BIO-TECHNE CORP	13,296	65.940	876,738.24	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	189,034	53.900	10,188,932.60	
	CHARLES RIVER LABORATORIES	4,795	151.990	728,792.05	
	DANAHER CORP	59,282	206.300	12,229,876.60	
	ELI LILLY & CO	74,266	844.270	62,700,555.82	
	EXACT SCIENCES CORP	13,570	49.310	669,136.70	
	GILEAD SCIENCES INC	116,081	104.080	12,081,710.48	
	ILLUMINA INC	14,966	100.240	1,500,191.84	
	INCYTE CORP	15,899	70.420	1,119,607.58	
	IQVIA HOLDINGS INC	17,319	193.440	3,350,187.36	
	JOHNSON & JOHNSON	221,811	156.150	34,635,787.65	
	MERCK & CO. INC.	234,182	83.010	19,439,447.82	
	METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	2,098	1,271.910	2,668,467.18	
	MODERNA INC	27,369	32.990	902,903.31	
	NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	8,744	115.020	1,005,734.88	
	PFIZER INC	517,183	25.530	13,203,681.99	
	REGENERON PHARMACEUTICALS	10,206	673.600	6,874,761.60	
	REVVITY INC	10,411	112.260	1,168,738.86	
	ROYALTY PHARMA PLC-CL A	41,090	32.360	1,329,672.40	
	TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	102,259	16.250	1,661,708.75	
	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	34,742	531.850	18,477,532.70	
	UNITED THERAPEUTICS CORP	3,537	370.580	1,310,741.46	
	VERTEX PHARMACEUTICALS INC	23,625	459.000	10,843,875.00	
	VIATRIS INC	99,736	10.800	1,077,148.80	
	WATERS CORP	5,084	369.730	1,879,707.32	
	WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	6,204	214.730	1,332,184.92	
	ZOETIS INC	40,634	157.520	6,400,667.68	
	BANK OF AMERICA CORP	643,841	46.960	30,234,773.36	
	CITIGROUP INC	174,352	84.610	14,751,922.72	
	CITIZENS FINANCIAL GROUP	44,955	46.350	2,083,664.25	
	FIFTH THIRD BANCORP	58,586	44.060	2,581,299.16	
	FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	845	2,141.490	1,809,559.05	
	HUNTINGTON BANCSHARES INC	128,600	16.730	2,151,478.00	
	JPMORGAN CHASE & CO	261,379	276.590	72,294,817.61	
	KEYCORP	84,828	17.720	1,503,152.16	
	M & T BANK CORP	14,423	198.820	2,867,580.86	
	PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	37,362	193.910	7,244,865.42	
	REGIONS FINANCIAL CORP	79,089	24.320	1,923,444.48	
	TRUIST FINANCIAL CORP	120,377	46.810	5,634,847.37	
	US BANCORP	139,283	47.750	6,650,763.25	
	WELLS FARGO & CO	314,254	79.980	25,134,034.92	
	ALLY FINANCIAL INC	20,139	38.380	772,934.82	
	AMERICAN EXPRESS CO	51,793	311.040	16,109,694.72	
	AMERIPRISE FINANCIAL INC	8,870	545.930	4,842,399.10	
	APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	36,928	162.810	6,012,247.68	
	ARES MANAGEMENT CORP - A	16,991	186.180	3,163,384.38	
	BANK OF NEW YORK MELLON CORP	66,444	87.840	5,836,440.96	
	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	121,713	479.590	58,372,337.67	

SMAM・バランスファンドVA50 ＜適格機関投資家専用＞

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	BLACKROCK INC	13,512	973.920	13,159,607.04	
	BLACKSTONE INC	65,772	164.840	10,841,856.48	
	BLOCK INC	49,568	84.000	4,163,712.00	
	CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	35,956	202.160	7,268,864.96	
	CARLYLE GROUP INC/THE	24,269	51.770	1,256,406.13	
	CBOE GLOBAL MARKETS INC	9,059	202.330	1,832,907.47	
	CME GROUP INC	33,799	245.480	8,296,978.52	
	COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	18,302	274.310	5,020,421.62	
	COREBRIDGE FINANCIAL INC	19,925	33.180	661,111.50	
	CORPAY INC	6,278	377.310	2,368,752.18	
	DISCOVER FINANCIAL SERVICES	23,994	195.970	4,702,104.18	
	EQUITABLE HOLDINGS INC	31,450	55.340	1,740,443.00	
	FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	3,797	456.090	1,731,773.73	
	FIDELITY NATIONAL INFO SERV	47,604	68.980	3,283,723.92	
	FISERV INC	52,646	230.600	12,140,167.60	
	FRANKLIN RESOURCES INC	21,778	20.530	447,102.34	
	FUTU HOLDINGS LTD-ADR	6,660	121.820	811,321.20	
	GLOBAL PAYMENTS INC	24,460	105.630	2,583,709.80	
	GOLDMAN SACHS GROUP INC	28,729	660.550	18,976,940.95	
	INTERCONTINENTAL EXCHANGE IN	53,838	166.710	8,975,332.98	
	JACK HENRY & ASSOCIATES INC	6,120	166.470	1,018,796.40	
	KKR & CO INC	57,052	140.560	8,019,229.12	
	LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	7,385	373.980	2,761,842.30	
	MARKETAXESS HOLDINGS INC	2,653	193.490	513,328.97	
	MASTERCARD INC - A	75,943	564.760	42,889,568.68	
	MOODY'S CORP	14,668	522.840	7,669,017.12	
	MORGAN STANLEY	110,616	138.950	15,370,093.20	
	MSCI INC	7,510	572.630	4,300,451.30	
	NASDAQ INC	41,014	80.910	3,318,442.74	
	NORTHERN TRUST CORP	16,793	110.770	1,860,160.61	
	PAYPAL HOLDINGS INC	91,070	77.970	7,100,727.90	
	RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	17,112	159.840	2,735,182.08	
	ROBINHOOD MARKETS INC - A	50,779	65.280	3,314,853.12	
	S&P GLOBAL INC	29,704	539.690	16,030,951.76	
	SCHWAB (CHARLES) CORP	157,767	80.340	12,675,000.78	
	SEI INVESTMENTS COMPANY	12,351	82.280	1,016,240.28	
	STATE STREET CORP	25,474	99.160	2,526,001.84	
	SYNCHRONY FINANCIAL	38,295	65.210	2,497,216.95	
	T ROWE PRICE GROUP INC	20,577	107.170	2,205,237.09	
	TOAST INC-CLASS A	35,993	40.490	1,457,356.57	
	TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	11,810	127.030	1,500,224.30	
	VISA INC-CLASS A SHARES	153,622	353.810	54,352,999.82	
	AFLAC INC	48,525	103.340	5,014,573.50	
	ALLSTATE CORP	25,179	187.630	4,724,335.77	
	AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	7,655	123.280	943,708.40	
	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	61,493	74.340	4,571,389.62	
	AON PLC-CLASS A	17,486	386.990	6,766,907.14	
	ARCH CAPITAL GROUP LTD	32,647	88.200	2,879,465.40	
	ARTHUR J GALLAGHER & CO	22,459	321.500	7,220,568.50	
	ASSURANT INC	4,977	202.960	1,010,131.92	
	BROWN & BROWN INC	20,402	110.600	2,256,461.20	
	CHUBB LTD	35,193	264.520	9,309,252.36	
	CINCINNATI FINANCIAL CORP	13,251	136.970	1,814,989.47	
	ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	2,244	388.950	872,803.80	
	EVEREST GROUP LTD	3,547	332.690	1,180,051.43	
	FIDELITY NATIONAL FINANCIAL	24,937	57.950	1,445,099.15	
	HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	25,592	111.980	2,865,792.16	
	LOEWS CORP	16,971	83.010	1,408,762.71	
	MARKEL GROUP INC	1,175	1,868.010	2,194,911.75	
	MARSH & MCLENNAN COS	45,913	228.830	10,506,271.79	
	METLIFE INC	52,395	81.700	4,280,671.50	
	PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	19,458	85.650	1,666,577.70	
	PROGRESSIVE CORP	53,401	262.600	14,023,102.60	
	PRUDENTIAL FINANCIAL INC	32,008	111.560	3,570,812.48	
	TRAVELERS COS INC/THE	21,211	238.300	5,054,581.30	
	WILLIS TOWERS WATSON PLC	8,848	320.400	2,834,899.20	
	WR BERKLEY CORP	27,229	60.350	1,643,270.15	
	ACCENTURE PLC-CL A	56,750	388.000	22,019,000.00	
	ADOBE INC	39,973	460.160	18,393,975.68	
	AKAMAI TECHNOLOGIES INC	13,226	100.010	1,322,732.26	
	ANSYS INC	7,892	338.930	2,674,835.56	
	APPLOVIN CORP-CLASS A	18,444	510.130	9,408,837.72	
	ASPEN TECHNOLOGY INC	1,901	264.780	503,346.78	
	ATLASSIAN CORP-CL A	14,770	313.100	4,624,487.00	
	AUTODESK INC	19,029	302.720	5,760,458.88	
	BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	15,779	47.250	745,557.75	
	CADENCE DESIGN SYS INC	25,690	295.190	7,583,431.10	
	CHECK POINT SOFTWARE TECH	8,287	222.090	1,840,459.83	
	CLOUDFLARE INC - CLASS A	27,192	171.160	4,654,182.72	
	COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	46,873	90.700	4,251,381.10	
	CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	21,833	451.740	9,862,839.42	
	CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	4,025	413.310	1,663,572.75	
	DATADOG INC - CLASS A	24,612	131.010	3,224,418.12	
	DOCUSIGN INC	17,164	87.340	1,499,103.76	
	DYNATRACE INC	29,487	61.300	1,807,553.10	
	EPAM SYSTEMS INC	4,815	266.120	1,281,367.80	
	FAIR ISAAC CORP	2,176	1,799.190	3,915,037.44	
	FORTINET INC	58,618	111.640	6,544,113.52	
	GARTNER INC	7,286	514.670	3,749,885.62	
	GEN DIGITAL INC	55,784	27.720	1,546,332.48	
	GODADDY INC - CLASS A	11,895	182.190	2,167,150.05	
	HUBSPOT INC	4,278	811.950	3,473,522.10	
	INTL BUSINESS MACHINES CORP	83,716	261.280	21,873,316.48	
	INTUIT INC	25,517	587.380	14,988,175.46	
	MANHATTAN ASSOCIATES INC	6,146	190.410	1,170,259.86	
	MICROSOFT CORP	647,383	408.430	264,410,638.69	
	MICROSTRATEGY INC-CL A	17,248	337.730	5,825,167.04	
	MONDAY.COM LTD	3,694	318.500	1,176,539.00	
	MONGODB INC	7,195	289.630	2,083,887.85	
	NUTANIX INC - A	24,582	70.470	1,732,293.54	
	OKTA INC	13,914	96.290	1,339,779.06	
	ORACLE CORP	153,413	174.160	26,718,408.08	
	PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	185,980	119.160	22,161,376.80	
	PALO ALTO NETWORKS INC	59,540	200.030	11,909,786.20	
	PTC INC	11,347	171.100	1,941,471.70	
	ROPER TECHNOLOGIES INC	10,175	573.580	5,836,176.50	
	SALESFORCE INC	88,160	326.540	28,787,766.40	
	SAMSARA INC-CL A	19,159	58.960	1,129,614.64	
	SERVICENOW INC	18,714	986.630	18,463,793.82	
	SNOWFLAKE INC-CLASS A	26,689	187.600	5,006,856.40	
	SYNOPSYS INC	14,428	522.530	7,539,062.84	
	TWILIO INC - A	15,028	125.170	1,881,054.76	
	TYLER TECHNOLOGIES INC	3,550	641.700	2,278,035.00	
	VERISIGN INC	7,316	229.240	1,677,119.84	
	WIX.COM LTD	5,381	223.700	1,203,729.70	
	WORKDAY INC-CLASS A	20,263	258.050	5,228,867.15	
	ZOOM COMMUNICATIONS INC	23,688	85.100	2,015,848.80	
	ZSCALER INC	7,508	212.700	1,596,951.60	
	AMPHENOL CORP-CL A	112,914	68.880	7,777,516.32	
	APPLE INC	1,393,801	244.600	340,923,724.60	
	ARISTA NETWORKS INC	99,402	106.870	10,623,091.74	
	CDW CORP/DE	12,480	189.390	2,363,587.20	
	CISCO SYSTEMS INC	362,293	64.870	23,501,946.91	
	CORNING INC	74,469	52.540	3,912,601.26	
	DELL TECHNOLOGIES -C	29,087	114.380	3,326,971.06	
	F5 INC	4,939	310.180	1,531,979.02	
	HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	113,897	21.710	2,472,703.87	
	HP INC	85,880	33.640	2,889,003.20	
	JABIL INC	9,808	169.650	1,663,927.20	

SMAM·バランスファンドVA50 ＜適格機関投資家専用＞

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	JUNIPER NETWORKS INC	30,061	36.550	1,098,729.55	
	KEYSIGHT TECHNOLOGIES IN	15,964	183.460	2,928,755.44	
	MOTOROLA SOLUTIONS INC	15,528	438.140	6,803,437.92	
	NETAPP INC	17,045	119.060	2,029,377.70	
	PURE STORAGE INC - CLASS A	28,039	67.800	1,901,044.20	
	SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	18,460	101.470	1,873,136.20	
	SUPER MICRO COMPUTER INC	47,438	47.910	2,272,754.58	
	TE CONNECTIVITY PLC	28,578	152.770	4,365,861.06	
	TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	4,328	489.730	2,119,551.44	
	TRIMBLE INC	20,783	74.290	1,543,969.07	
	WESTERN DIGITAL CORP	29,044	68.390	1,986,319.16	
	ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	5,097	318.360	1,622,680.92	
	ADVANCED MICRO DEVICES	147,015	113.100	16,627,396.50	
	ANALOG DEVICES INC	45,527	214.610	9,770,549.47	
	APPLIED MATERIALS INC	75,264	169.200	12,734,668.80	
	BROADCOM INC	407,291	233.040	94,915,094.64	
	ENPHASE ENERGY INC	10,381	63.940	663,761.14	
	ENTEGRIS INC	12,569	107.120	1,346,391.28	
	FIRST SOLAR INC	8,882	159.760	1,418,988.32	
	INTEL CORP	400,373	23.600	9,448,802.80	
	KLA CORP	12,519	750.740	9,398,514.06	
	LAM RESEARCH CORP	121,048	82.750	10,016,722.00	
	MARVELL TECHNOLOGY INC	79,934	106.510	8,513,770.34	
	MICROCHIP TECHNOLOGY INC	50,967	55.760	2,841,919.92	
	MICRON TECHNOLOGY INC	103,295	99.520	10,279,918.40	
	MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	4,760	684.930	3,260,266.80	
	NVIDIA CORP	2,248,704	138.850	312,232,550.40	
	NXP SEMICONDUCTORS NV	24,211	224.140	5,426,653.54	
	ON SEMICONDUCTOR	35,773	51.830	1,854,114.59	
	QORVO INC	7,835	76.160	596,713.60	
	QUALCOMM INC	101,442	172.230	17,471,355.66	
	SKYWORKS SOLUTIONS INC	13,506	65.930	890,450.58	
	TERADYNE INC	14,950	113.250	1,693,087.50	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	83,098	183.030	15,209,426.94	
	AT&T INC	665,260	25.870	17,210,276.20	
	T-MOBILE US INC	47,262	270.815	12,799,258.53	
	VERIZON COMMUNICATIONS INC	390,472	40.990	16,005,447.28	
	AES CORP	54,086	9.930	537,073.98	
	ALLIANT ENERGY CORP	21,204	61.330	1,300,441.32	
	AMEREN CORPORATION	22,382	98.070	2,195,002.74	
	AMERICAN ELECTRIC POWER	47,591	101.830	4,846,191.53	
	AMERICAN WATER WORKS CO INC	17,778	125.660	2,233,983.48	
	ATMOS ENERGY CORP	13,505	146.510	1,978,617.55	
	CENTERPOINT ENERGY INC	54,717	33.410	1,828,094.97	
	CMS ENERGY CORP	27,913	68.810	1,920,693.53	
	CONSOLIDATED EDISON INC	32,957	94.920	3,128,278.44	
	CONSTELLATION ENERGY	28,832	317.300	9,148,393.60	
	DOMINION ENERGY INC	80,217	55.590	4,459,263.03	
	DTE ENERGY COMPANY	18,974	129.040	2,448,404.96	
	DUKE ENERGY CORP	72,441	111.600	8,084,415.60	
	EDISON INTERNATIONAL	36,846	50.060	1,844,510.76	
	ENTERGY CORP	39,680	82.490	3,273,203.20	
	ESSENTIAL UTILITIES INC	25,795	35.200	907,984.00	
	EVERGY INC	22,411	66.660	1,493,917.26	
	EVERSOURCE ENERGY	30,845	61.540	1,898,201.30	
	EXELON CORP	94,691	42.850	4,057,509.35	
	FIRSTENERGY CORP	45,110	40.000	1,804,400.00	
	NEXTERA ENERGY INC	187,372	68.060	12,752,538.32	
	NISOURCE INC	43,994	39.680	1,745,681.92	
	NRG ENERGY INC	18,864	107.600	2,029,766.40	
	P G & E CORP	196,880	15.290	3,010,295.20	
	PPL CORP	61,956	33.730	2,089,775.88	
	PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	47,097	83.700	3,942,018.90	
	SEMPRA	56,971	84.100	4,791,261.10	
	SOUTHERN CO/THE	100,282	85.580	8,582,133.56	
	VISTRA CORP	32,050	167.660	5,373,503.00	
	WEC ENERGY GROUP INC	29,467	102.970	3,034,216.99	
	XCEL ENERGY INC	51,007	68.610	3,499,590.27	
	ALPHABET INC-CL A	537,733	185.230	99,604,283.59	
	ALPHABET INC-CL C	461,454	186.870	86,231,908.98	
	CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	8,667	360.270	3,122,460.09	
	COMCAST CORP-CLASS A	352,021	35.390	12,458,023.19	
	ELECTRONIC ARTS INC	23,684	129.400	3,064,709.60	
	FOX CORP - CLASS A	23,886	55.630	1,328,778.18	
	FOX CORP - CLASS B	8,773	52.390	459,617.47	
	INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	32,096	27.050	868,196.80	
	LIBERTY MEDIA CORP-FORMULA-C	20,572	98.500	2,026,342.00	
	LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	13,554	153.760	2,084,063.04	
	MATCH GROUP INC	24,529	34.690	850,911.01	
	META PLATFORMS INC-CLASS A	200,531	736.670	147,725,171.77	
	NETFLIX INC	39,492	1,058.600	41,806,231.20	
	NEWS CORP - CLASS A	34,405	30.210	1,039,375.05	
	OMNICOM GROUP	18,370	82.170	1,509,462.90	
	PINTEREST INC- CLASS A	48,115	38.870	1,870,230.05	
	ROBLOX CORP -CLASS A	43,099	66.750	2,876,858.25	
	ROKU INC	9,945	99.070	985,251.15	
	SEA LTD-ADR	34,089	134.950	4,600,310.55	
	SNAP INC - A	86,463	10.850	938,123.55	
	SPOTIFY TECHNOLOGY SA	14,132	638.180	9,018,759.76	
	TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWRE	14,811	208.760	3,091,944.36	
	TRADE DESK INC/THE -CLASS A	40,175	80.160	3,220,428.00	
	WALT DISNEY CO/THE	167,882	110.380	18,530,815.16	
	WARNER BROS DISCOVERY INC	201,390	10.340	2,082,372.60	
	CBRE GROUP INC - A	27,148	143.730	3,901,982.04	
	COSTAR GROUP INC	37,855	74.060	2,803,541.30	
	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	79,100	4.490	355,159.00	
	ZILLOW GROUP INC - C	14,561	79.970	1,164,443.17	
	アメリカ・ドル小計	33,785,055		4,861,083,080.35 (737,280,470,797)	
カナダ・ドル	ARC RESOURCES LTD	62,147	26.610	1,653,731.67	
	CAMECO CORP	38,144	66.880	2,551,070.72	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	194,084	42.670	8,281,564.28	
	CENOVUS ENERGY INC	120,048	21.680	2,602,640.64	
	ENBRIDGE INC	199,400	61.080	12,179,352.00	
	IMPERIAL OIL LTD	16,267	98.250	1,598,232.75	
	KEYERA CORP	19,802	42.050	832,674.10	
	MEG ENERGY CORP	21,651	22.980	497,539.98	
	PARKLAND CORP	16,066	38.410	617,095.06	
	PEMBINA PIPELINE CORP	56,661	51.360	2,910,108.96	
	SUNCOR ENERGY INC	120,305	56.050	6,743,095.25	
	TC ENERGY CORP	90,192	65.140	5,875,106.88	
	TOURMALINE OIL CORP	34,280	67.580	2,316,642.40	
	AGNICO EAGLE MINES LTD	46,099	135.790	6,259,783.21	
	BARRICK GOLD CORP	157,839	25.430	4,013,845.77	
	CCL INDUSTRIES INC - CL B	13,268	69.910	927,565.88	
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	68,446	19.560	1,338,803.76	
	FRANCO-NEVADA CORP	18,349	196.120	3,598,605.88	
	IVANHOE MINES LTD-CL A	80,624	16.660	1,343,195.84	
	KINROSS GOLD CORP	110,156	15.990	1,761,394.44	
	LUNDIN MINING CORP	88,954	12.330	1,096,802.82	
	NUTRIEN LTD	42,180	72.150	3,043,287.00	
	PAN AMERICAN SILVER CORP	36,364	34.630	1,259,285.32	
	TECK RESOURCES LTD-CLS B	40,547	61.080	2,476,610.76	
	WEST FRASER TIMBER CO LTD	4,438	113.010	501,538.38	
	WHEATON PRECIOUS METALS CORP	40,353	95.710	3,862,185.63	
	CAE INC	27,474	37.990	1,043,737.26	
	STANTEC INC	9,939	109.560	1,088,916.84	
	TOROMONT INDUSTRIES LTD	9,630	121.100	1,166,193.00	
	WSP GLOBAL INC	12,764	249.230	3,181,171.72	
	ELEMENT FLEET MANAGEMENT COR	32,674	28.620	935,129.88	
	GFL ENVIRONMENTAL INC-SUB VT	21,852	65.990	1,442,013.48	
	RB GLOBAL INC	15,569	136.430	2,124,078.67	
	THOMSON REUTERS CORP	13,747	246.240	3,385,061.28	

SMAM・バランスファンドVA50 ＜適格機関投資家専用＞

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	AIR CANADA	12,083	17.750	214,473.25	
	CANADIAN NATL RAILWAY CO	50,830	144.040	7,321,553.20	
	CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY	84,180	109.880	9,249,698.40	
	TFI INTERNATIONAL INC	6,995	182.500	1,276,587.50	
	MAGNA INTERNATIONAL INC	22,436	53.610	1,202,793.96	
	GILDAN ACTIVEWEAR INC	11,302	72.200	816,004.40	
	RESTAURANT BRANDS INTERN	28,570	91.450	2,612,726.50	
	CANADIAN TIRE CORP-CLASS A	4,737	143.990	682,080.63	
	DOLLARAMA INC	27,090	139.480	3,778,513.20	
	ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	69,802	72.350	5,050,174.70	
	EMPIRE CO LTD 'A'	17,348	42.350	734,687.80	
	LOBLAW COMPANIES LTD	14,057	178.360	2,507,206.52	
	METRO INC/CN	18,929	91.430	1,730,678.47	
	WESTON (GEORGE) LTD	4,984	222.170	1,107,295.28	
	SAPUTO INC	18,270	24.330	444,509.10	
	BANK OF MONTREAL	67,593	143.210	9,679,993.53	
	BANK OF NOVA SCOTIA	110,271	72.590	8,004,571.89	
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	89,360	88.010	7,864,573.60	
	NATIONAL BANK OF CANADA	29,961	126.230	3,781,977.03	
	ROYAL BANK OF CANADA	128,586	168.670	21,688,600.62	
	TORONTO-DOMINION BANK	163,410	84.640	13,831,022.40	
	BROOKFIELD ASSET MGMT-A	31,451	84.780	2,666,415.78	
	BROOKFIELD CORP	128,381	86.250	11,072,861.25	
	IGM FINANCIAL INC	4,949	44.950	222,457.55	
	ONEX CORPORATION	4,217	110.180	464,629.06	
	TMX GROUP LTD	26,034	50.630	1,318,101.42	
	FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	1,991	2,070.190	4,121,748.29	
	GREAT-WEST LIFECO INC	22,964	51.590	1,184,712.76	
	IA FINANCIAL CORP INC	8,268	130.320	1,077,485.76	
	INTACT FINANCIAL CORP	16,097	288.210	4,639,316.37	
	MANULIFE FINANCIAL CORP	158,627	42.070	6,673,437.89	
	POWER CORP OF CANADA	50,268	47.620	2,393,762.16	
	SUN LIFE FINANCIAL INC	53,341	78.200	4,171,266.20	
	CGI INC	18,609	170.710	3,176,742.39	
	CONSTELLATION SOFTWARE INC	1,831	4,934.840	9,035,692.04	
	DESCARTES SYSTEMS GRP/THE	9,063	165.190	1,497,116.97	
	OPEN TEXT CORP	21,507	40.250	865,656.75	
	SHOPIFY INC - CLASS A	112,080	181.920	20,389,593.60	
	BCE INC	10,153	33.780	342,968.34	
	QUEBECOR INC -CL B	15,578	32.570	507,375.46	
	ROGERS COMMUNICATIONS INC-B	39,463	39.750	1,568,654.25	
	TELUS CORP	15,222	21.800	331,839.60	
	ALTAGAS LTD	27,309	34.500	942,160.50	
	BROOKFIELD RENEWABLE CORP	11,200	39.290	440,048.00	
	CANADIAN UTILITIES LTD-A	7,344	33.890	248,888.16	
	EMERA INC	30,820	56.530	1,742,254.60	
	FORTIS INC	41,868	63.640	2,664,479.52	
	HYDRO ONE LTD	33,037	44.970	1,485,673.89	
	FIRSTSERVICE CORP	3,669	248.650	912,296.85	
カナダ・ドル小計		3,766,448		284,245,418.90 (30,374,465,464)	
オーストラリア・ドル	SANTOS LTD	313,144	6.900	2,160,693.60	
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	170,906	23.840	4,074,399.04	
	BHP GROUP LTD	470,076	40.800	19,179,100.80	
	BLUESCOPE STEEL LTD	37,214	25.250	939,653.50	
	FORTESCUE LTD	160,779	19.410	3,120,720.39	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES-CDI	36,927	50.970	1,882,169.19	
	MINERAL RESOURCES LTD	17,115	32.480	555,895.20	
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	116,618	17.910	2,088,628.38	
	ORICA LTD	36,212	17.150	621,035.80	
	RIO TINTO LTD	32,627	120.940	3,945,909.38	
	SOUTH32 LTD	394,239	3.690	1,454,741.91	
	REECE LTD	23,776	22.270	529,491.52	
	SGH LTD	16,425	54.450	894,341.25	
	BRAMBLES LTD	122,717	19.410	2,381,936.97	
	COMPUTERSHARE LTD	50,853	42.940	2,183,627.82	
	QANTAS AIRWAYS LTD	78,226	9.200	719,679.20	
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	50,442	78.320	3,950,617.44	
	LOTTERY CORP LTD/THE	224,832	4.970	1,117,415.04	
	WESFARMERS LTD	105,230	79.110	8,324,745.30	
	COLES GROUP LTD	111,645	19.780	2,208,338.10	
	ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALI	138,738	4.430	614,609.34	
	WOOLWORTHS GROUP LTD	117,922	30.880	3,641,431.36	
	TREASURY WINE ESTATES LTD	81,142	10.910	885,259.22	
	COCHLEAR LTD	6,946	275.000	1,910,150.00	
	PRO MEDICUS LTD	5,586	282.520	1,578,156.72	
	RAMSAY HEALTH CARE LTD	14,565	35.200	512,688.00	
	SONIC HEALTHCARE LTD	37,362	28.990	1,083,124.38	
	CSL LTD	44,347	258.300	11,454,830.10	
	ANZ GROUP HOLDINGS LTD	265,974	31.160	8,287,749.84	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	152,403	164.970	25,141,922.91	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	283,903	40.520	11,503,749.56	
	WESTPAC BANKING CORP	322,741	33.300	10,747,275.30	
	ASX LTD	15,385	68.240	1,049,872.40	
	MACQUARIE GROUP LTD	34,425	237.110	8,162,511.75	
	WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	22,786	34.100	777,002.60	
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP	229,744	7.590	1,743,756.96	
	MEDIBANK PRIVATE LTD	193,702	3.950	765,122.90	
	QBE INSURANCE GROUP LTD	124,450	20.110	2,502,689.50	
	SUNCORP GROUP LTD	99,768	18.500	1,845,708.00	
	WISETECH GLOBAL LTD	16,426	123.710	2,032,060.46	
	XERO LTD	14,111	184.990	2,610,393.89	
	TELSTRA GROUP LTD	367,025	3.880	1,424,057.00	
	ORIGIN ENERGY LTD	177,211	10.600	1,878,436.60	
	CAR GROUP LTD	35,130	38.250	1,343,722.50	
	REA GROUP LTD	3,813	267.650	1,020,549.45	
	SEEK LTD	29,833	24.230	722,853.59	
オーストラリア・ドル小計		5,405,441		167,572,824.16 (16,133,911,510)	
香港・ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	235,424	39.450	9,287,476.80	
	SWIRE PACIFIC LTD - CL A	27,000	65.800	1,776,600.00	
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO LTD	121,500	106.000	12,879,000.00	
	MTR CORP	118,500	25.100	2,974,350.00	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	160,000	18.060	2,889,600.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	176,000	30.050	5,288,800.00	
	SANDS CHINA LTD	238,000	17.240	4,103,120.00	
	WH GROUP LTD	722,000	5.880	4,245,360.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	347,000	27.050	9,386,350.00	
	HANG SENG BANK LTD	63,400	105.000	6,657,000.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	109,900	340.800	37,453,920.00	
	AIA GROUP LTD	1,001,600	55.250	55,338,400.00	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS L	62,000	51.950	3,220,900.00	
	CLP HOLDINGS LTD	142,100	64.550	9,172,555.00	
	HONG KONG & CHINA GAS	1,186,389	6.100	7,236,972.90	
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	111,000	49.500	5,494,500.00	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	160,924	33.650	5,415,092.60	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	140,384	21.750	3,053,352.00	
	SINO LAND CO	530,200	7.790	4,130,258.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	135,500	71.650	9,708,575.00	
	WHARF HOLDINGS LTD	113,000	18.360	2,074,680.00	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	125,000	19.920	2,490,000.00	
香港・ドル小計		6,026,821		204,276,862.30 (3,981,356,046)	
シンガポール・ドル	KEPPEL LTD	115,000	6.850	787,750.00	
	SINGAPORE TECH ENGINEERING	108,600	5.000	543,000.00	
	YANGZIJIANG SHIPBUILDING	258,100	3.090	797,529.00	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	113,566	6.420	729,093.72	
	GENTING SINGAPORE	675,000	0.780	526,500.00	

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	LTD				
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	159,600	3.270	521,892.00	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	181,670	45.000	8,175,150.00	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	310,200	17.580	5,453,316.00	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	113,600	38.610	4,386,096.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	94,600	12.970	1,226,962.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	673,815	3.320	2,237,065.80	
	SEMBCORP INDUSTRIES LTD	89,200	5.430	484,356.00	
	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	220,100	2.540	559,054.00	
	シンガポール・ドル小計	3,113,051		26,427,764.52 (2,986,865,946)	
ニュージーランド・ドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	192,208	8.550	1,643,378.40	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C	50,850	35.780	1,819,413.00	
	INFRATIL LTD	83,472	10.975	916,105.20	
	MERCURY NZ LTD	44,611	6.490	289,525.39	
	MERIDIAN ENERGY LTD	102,546	6.060	621,428.76	
	ニュージーランド・ドル小計	473,687		5,289,850.75 (459,423,539)	
イギリス・ポンド	BP PLC	1,481,800	4.627	6,856,288.60	
	SHELL PLC	563,859	26.870	15,150,891.33	
	ANGLO AMERICAN PLC	115,927	24.735	2,867,454.34	
	ANTOFAGASTA PLC	30,983	18.360	568,847.88	
	CRODA INTERNATIONAL PLC	10,296	32.000	329,472.00	
	ENDEAVOUR MINING PLC	17,507	17.450	305,497.15	
	GLENCORE PLC	971,910	3.504	3,405,572.64	
	MONDI PLC	45,625	13.195	602,021.87	
	RIO TINTO PLC	106,317	50.850	5,406,219.45	
	ASHTEAD GROUP PLC	38,037	51.120	1,944,451.44	
	BAE SYSTEMS PLC	267,719	13.380	3,582,080.22	
	BUNZL PLC	35,202	34.400	1,210,948.80	
	DCC PLC	10,153	54.250	550,800.25	
	MELROSE INDUSTRIES PLC	119,456	6.434	768,579.90	
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	763,008	6.354	4,848,152.83	
	SMITHS GROUP PLC	36,853	21.040	775,387.12	
	SPIRAX GROUP PLC	5,904	78.350	462,578.40	
	EXPERIAN PLC	81,296	39.440	3,206,314.24	
	INTERTEK GROUP PLC	17,824	53.000	944,672.00	
	RELX PLC	171,624	40.480	6,947,339.52	
	RENTOKIL INITIAL PLC	263,366	4.239	1,116,408.47	
	BARRATT REDROW PLC	139,211	4.479	623,526.06	
	BERKELEY GROUP HOLDINGS/THE	10,362	37.740	391,061.88	
	PERSIMMON PLC	27,665	12.330	341,109.45	
	TAYLOR WIMPEY PLC	353,772	1.155	408,606.66	
	COMPASS GROUP PLC	149,241	28.430	4,242,921.63	
	ENTAIN PLC	42,158	7.644	322,255.75	
	INTERCONTINENTAL HOTELS GROU	14,491	106.950	1,549,812.45	
	PEARSON PLC	46,942	13.550	636,064.10	
	WHITBREAD PLC	16,522	26.780	442,459.16	
	JD SPORTS FASHION PLC	251,482	0.858	215,771.55	
	KINGFISHER PLC	179,593	2.564	460,476.45	
	NEXT PLC	12,208	101.450	1,238,501.60	
	MARKS & SPENCER GROUP PLC	180,525	3.585	647,182.12	
	SAINSBURY (J) PLC	220,253	2.614	575,741.34	
	TESCO PLC	623,187	3.970	2,474,052.39	
	ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	30,992	19.350	599,695.20	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	178,083	30.250	5,387,010.75	
	COCA-COLA HBC AG-DI	17,866	32.620	582,788.92	
	DIAGEO PLC	206,442	21.515	4,441,599.63	
	IMPERIAL BRANDS PLC	69,831	27.800	1,941,301.80	
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	63,456	53.240	3,378,397.44	
	UNILEVER PLC	226,556	43.800	9,923,152.80	
	NMC HEALTH PLC	3,940	0.010	39.40	
	SMITH & NEPHEW PLC	85,977	10.315	886,852.75	
	ASTRAZENECA PLC	143,051	117.140	16,756,994.14	
	GSK PLC	379,207	14.195	5,382,843.36	
	HALEON PLC	820,026	3.940	3,230,902.44	
	HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	14,590	23.180	338,196.20	
	BARCLAYS PLC	1,314,907	3.044	4,002,576.90	
	HSBC HOLDINGS PLC	1,658,564	8.813	14,616,924.53	
	LLOYDS BANKING GROUP PLC	5,664,640	0.629	3,563,058.56	
	NATWEST GROUP PLC	672,603	4.390	2,952,727.17	
	STANDARD CHARTERED PLC	206,587	11.250	2,324,103.75	
	3I GROUP PLC	88,975	41.310	3,675,557.25	
	HARGREAVES LANSDOWN PLC	31,008	11.000	341,088.00	
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	44,339	117.250	5,198,747.75	
	M&G PLC	217,201	2.128	462,203.72	
	SCHRODERS PLC	61,711	3.848	237,463.92	
	WISE PLC - A	66,680	10.910	727,478.80	
	ADMIRAL GROUP PLC	19,808	28.590	566,310.72	
	AVIVA PLC	217,835	5.108	1,112,701.18	
	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	561,409	2.418	1,357,486.96	
	PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	59,286	5.045	299,097.87	
	PRUDENTIAL PLC	232,133	7.302	1,695,035.16	
	SAGE GROUP PLC/THE	90,085	13.245	1,193,175.82	
	HALMA PLC	32,277	29.490	951,848.73	
	BT GROUP PLC	540,623	1.515	819,043.84	
	VODAFONE GROUP PLC	1,981,261	0.654	1,295,744.69	
	CENTRICA PLC	527,715	1.363	719,275.54	
	NATIONAL GRID PLC	436,382	9.554	4,169,193.62	
	SEVERN TRENT PLC	20,117	24.730	497,493.41	
	SSE PLC	102,323	14.970	1,531,775.31	
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	77,666	9.904	769,204.06	
	AUTO TRADER GROUP PLC	77,901	7.854	611,834.45	
	INFORMA PLC	130,979	8.960	1,173,571.84	
	WPP PLC	109,824	7.752	851,355.64	
	イギリス・ポンド小計	24,907,134		186,985,375.06 (35,770,302,249)	
イスラエル・シュケル	ICL GROUP LTD	67,143	20.610	1,383,817.23	
	ELBIT SYSTEMS LTD	2,213	1,039.700	2,300,856.10	
	BANK HAPOALIM BM	127,980	48.000	6,143,040.00	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	135,088	46.710	6,309,960.48	
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	118,638	27.380	3,248,308.44	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	11,916	170.100	2,026,911.60	
	NICE LTD	4,458	620.300	2,765,297.40	
	AZRIELI GROUP LTD	3,527	301.900	1,064,801.30	
	イスラエル・シュケル小計	470,963		25,242,992.55 (1,074,730,505)	
スイス・フラン	CLARIANT AG-REG	28,111	10.840	304,723.24	
	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	538	651.500	350,507.00	
	GIVAUDAN-REG	803	4,042.000	3,245,726.00	
	HOLCIM LTD	46,179	99.340	4,587,421.86	
	SIG GROUP AG	30,936	20.420	631,713.12	
	SIKA AG-REG	14,407	240.200	3,460,561.40	
	ABB LTD-REG	143,356	51.860	7,434,442.16	
	GEBERIT AG-REG	2,873	536.000	1,539,928.00	
	SCHINDLER HOLDING AG-REG	1,766	262.500	463,575.00	
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	4,092	273.600	1,119,571.20	
	VAT GROUP AG	2,969	356.800	1,059,339.20	
	ADECCO GROUP AG-REG	14,810	22.020	326,116.20	
	SGS SA-REG	14,405	96.720	1,393,251.60	
	KUEHNE + NAGEL INTL AG-REG	4,194	209.700	879,481.80	
	CIE FINANCIERE RICHEMO-A REG	50,243	182.900	9,189,444.70	
	SWATCH GROUP AG/THE-BR	2,619	169.950	445,099.05	
	AVOLTA AG	8,656	42.040	363,898.24	
	BARRY CALLEBAUT AG-REG	382	1,039.000	396,898.00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	97	10,720.000	1,039,840.00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	8	104,200.000	833,600.00	
	NESTLE SA-REG	242,311	82.420	19,971,272.62	
	ALCON INC	45,885	81.680	3,747,886.80	
	SONOVA HOLDING AG-REG	5,194	299.000	1,553,006.00	
	STRAUMANN HOLDING AG-REG	11,159	128.850	1,437,837.15	
	BACHEM HOLDING AG	1,756	58.100	102,023.60	
	GALDERMA GROUP AG	8,231	114.500	942,449.50	
	LONZA GROUP AG-REG	6,471	601.800	3,894,247.80	
	NOVARTIS AG-REG	179,175	95.740	17,154,214.50	
	ROCHE HOLDING AG-BR	2,584	316.200	817,060.80	
	ROCHE HOLDING	63,885	294.300	18,801,355.50	

SMAM・バランスファンドVA50 ＜適格機関投資家専用＞

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	AG-GENUSSCHEIN				
	SANDOZ GROUP AG	38,614	42.940	1,658,085.16	
	BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	3,006	94.400	283,766.40	
	JULIUS BAER GROUP LTD	15,168	59.500	902,496.00	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	2,044	1,420.500	2,903,502.00	
	UBS GROUP AG-REG	300,233	30.430	9,136,090.19	
	BALOISE HOLDING AG - REG	3,909	168.800	659,839.20	
	HELVETIA HOLDING AG-REG	4,111	161.000	661,871.00	
	SWISS LIFE HOLDING AG-REG	2,811	773.000	2,172,903.00	
	SWISS RE AG	27,559	140.900	3,883,063.10	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	13,449	567.800	7,636,342.20	
	TEMENOS AG - REG	7,049	78.800	555,461.20	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	13,555	94.180	1,276,609.90	
	SWISSCOM AG-REG	2,373	495.800	1,176,533.40	
	BKW AG	1,385	152.600	211,351.00	
	SWISS PRIME SITE-REG	7,190	107.600	773,644.00	
	スイス・フラン小計	1,380,551		141,378,049.79 (23,785,443,097)	
デンマーク・クローネ	NOVONESIS (NOVOZYMES) B	30,327	407.500	12,358,252.50	
	ROCKWOOL A/S-B SHS	849	2,846.000	2,416,254.00	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	86,250	96.820	8,350,725.00	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-A	292	11,730.000	3,425,160.00	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-B	412	12,000.000	4,944,000.00	
	DSV A/S	19,123	1,454.000	27,804,842.00	
	PANDORA A/S	7,823	1,257.500	9,837,422.50	
	CARLSBERG AS-B	8,080	845.200	6,829,216.00	
	COLOPLAST-B	10,365	793.800	8,227,737.00	
	DEMANT A/S	8,178	268.200	2,193,339.60	
	GENMAB A/S	6,634	1,509.500	10,014,023.00	
	NOVO NORDISK A/S-B	296,713	569.400	168,948,382.20	
	ZEALAND PHARMA A/S	5,299	772.000	4,090,828.00	
	DANSKE BANK A/S	59,312	232.000	13,760,384.00	
	TRYG A/S	35,873	150.500	5,398,886.50	
	ORSTED A/S	14,988	298.400	4,472,419.20	
	デンマーク・クローネ小計	590,518		293,071,871.50 (6,242,430,863)	
ノルウェー・クローネ	AKER BP ASA	27,948	237.100	6,626,470.80	
	EQUINOR ASA	77,381	252.650	19,550,309.65	
	NORSK HYDRO ASA	126,874	67.520	8,566,532.48	
	YARA INTERNATIONAL ASA	12,718	327.200	4,161,329.60	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	7,896	1,230.000	9,712,080.00	
	MOWI ASA	49,017	221.000	10,832,757.00	
	ORKLA ASA	63,195	108.000	6,825,060.00	
	SALMAR ASA	6,204	589.000	3,654,156.00	
	DNB BANK ASA	79,182	242.800	19,225,389.60	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	18,691	230.000	4,298,930.00	
	TELENOR ASA	60,262	138.600	8,352,313.20	
	ノルウェー・クローネ小計	529,368		101,805,328.33 (1,389,642,732)	
スウェーデン・クローナ	BOLIDEN AB	27,135	388.400	10,539,234.00	
	HOLMEN AB-B SHARES	7,024	433.800	3,047,011.20	
	SVENSKA CELLULOSA AB SCA-B	45,662	153.000	6,986,286.00	
	ADDTECH AB-B SHARES	27,319	345.200	9,430,518.80	
	ALFA LAVAL AB	23,093	471.500	10,888,349.50	
	ASSA ABLOY AB-B	91,021	332.600	30,273,584.60	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	254,022	187.650	47,667,228.30	
	ATLAS COPCO AB-B SHS	147,186	163.950	24,131,144.70	
	BEIJER REF AB	27,042	170.400	4,607,956.80	
	EPIROC AB-A	56,566	216.900	12,269,165.40	
	EPIROC AB-B	33,182	191.500	6,354,353.00	
	INDUTRADE AB	27,951	325.600	9,100,845.60	
	INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	19,067	306.700	5,847,848.90	
	LIFCO AB-B SHS	24,912	396.800	9,885,081.60	
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	109,274	42.770	4,673,648.98	
	SAAB AB-B	27,812	284.150	7,902,779.80	
	SANDVIK AB	102,321	238.500	24,403,558.50	
	SKANSKA AB-B SHS	26,915	257.700	6,935,995.50	
	SKF AB-B SHARES	31,715	234.900	7,449,853.50	
	TRELLEBORG AB-B SHS	21,827	430.800	9,403,071.60	
	VOLVO AB-A SHS	13,283	331.200	4,399,329.60	
	VOLVO AB-B SHS	150,503	331.100	49,831,543.30	
	SECURITAS AB-B SHS	41,010	156.800	6,430,368.00	
	EVOLUTION AB	14,444	848.800	12,260,067.20	
	HENNES & MAURITZ AB-B SHS	52,210	150.450	7,854,994.50	
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	61,047	285.300	17,416,709.10	
	GETINGE AB-B SHS	21,124	212.300	4,484,625.20	
	SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	13,513	316.000	4,270,108.00	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	150,072	168.100	25,227,103.20	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	126,700	132.050	16,730,735.00	
	SWEDBANK AB - A SHARES	72,723	257.000	18,689,811.00	
	EQT AB	40,143	367.800	14,764,595.40	
	INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	10,598	409.600	4,340,940.80	
	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	14,289	408.700	5,839,914.30	
	INVESTOR AB-B SHS	155,801	324.050	50,487,314.05	
	LUNDBERGS AB-B SHS	6,081	555.500	3,377,995.50	
	ERICSSON LM-B SHS	253,908	85.120	21,612,648.96	
	HEXAGON AB-B SHS	207,482	129.850	26,941,537.70	
	TELE2 AB-B SHS	58,043	123.100	7,145,093.30	
	TELIA CO AB	187,675	33.870	6,356,552.25	
	FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	60,454	78.340	4,735,966.36	
	SAGAX AB-B	14,721	233.800	3,441,769.80	
	スウェーデン・クローナ小計	2,856,870		568,437,238.80 (8,060,440,046)	
ユーロ	ENI SPA	201,031	14.076	2,829,712.35	
	GALP ENERGIA SGPS SA	47,345	15.540	735,741.30	
	NESTE OYJ	49,566	9.654	478,510.16	
	OMV AG	10,860	40.800	443,088.00	
	REPSOL SA	119,400	12.120	1,447,128.00	
	TENARIS SA	41,201	18.760	772,930.76	
	TOTALENERGIES SE	197,702	58.900	11,644,647.80	
	AIR LIQUIDE SA	52,976	174.000	9,217,824.00	
	AKZO NOBEL N.V.	14,109	59.840	844,282.56	
	ARCELORMITTAL	45,707	27.870	1,273,854.09	
	ARKEMA	5,145	83.300	428,578.50	
	BASF SE	81,122	50.870	4,126,676.14	
	COVESTRO AG-TEND	19,192	59.200	1,136,166.40	
	DSM-FIRMENICH AG	18,403	106.050	1,951,638.15	
	EVONIK INDUSTRIES AG	17,669	19.695	347,990.95	
	HEIDELBERG MATERIALS AG	12,541	147.550	1,850,424.55	
	STORA ENSO OYJ-R SHS	47,758	11.205	535,128.39	
	SYENSQO SA	6,353	83.460	530,221.38	
	SYMRISE AG	13,622	98.820	1,346,126.04	
	UPM-KYMMENE OYJ	50,585	29.740	1,504,397.90	
	ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	19,741	51.000	1,006,791.00	
	AIRBUS SE	53,661	170.500	9,149,200.50	
	ALSTOM	25,574	20.590	526,568.66	
	BOUYGUES SA	17,123	32.380	554,442.74	
	BRENNTAG SE	12,153	64.340	781,924.02	
	COMPAGNIE DE SAINT GOBAIN	43,605	97.560	4,254,103.80	
	DAIMLER TRUCK HOLDING AG	44,374	42.930	1,904,975.82	
	DASSAULT AVIATION SA	1,720	233.000	400,760.00	
	EIFFAGE	6,641	90.760	602,737.16	
	FERROVIAL SE	42,157	43.180	1,820,339.26	
	GEA GROUP AG	17,874	53.900	963,408.60	
	IMCD NV	4,340	150.550	653,387.00	
	KINGSPAN GROUP PLC	13,412	69.000	925,428.00	
	KNORR-BREMSE AG	7,217	80.750	582,772.75	
	KONE OYJ-B	30,595	53.320	1,631,325.40	
	LEGRAND SA	23,046	107.600	2,479,749.60	
	LEONARDO SPA	35,486	34.260	1,215,750.36	
	METSO CORP	50,483	10.860	548,245.38	
	MTU AERO ENGINES AG	4,961	342.000	1,696,662.00	
	PRYSMIAN SPA	24,541	68.980	1,692,838.18	
	RATIONAL AG	350	862.500	301,875.00	
	REXEL SA	23,491	26.550	623,686.05	
	RHEINMETALL AG	3,996	931.600	3,722,673.60	
	SAFRAN SA	32,618	252.100	8,222,997.80	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	50,273	245.950	12,364,644.35	
	SIEMENS AG-REG	68,981	227.000	15,658,687.00	
	SIEMENS ENERGY AG	62,072	63.600	3,947,779.20	
	THALES SA	8,928	178.300	1,591,862.40	
	VINCI SA	46,788	109.200	5,109,249.60	
	WARTSILA OYJ ABP	45,125	18.310	826,238.75	
	BUREAU VERITAS SA	30,794	31.040	955,845.76	
	RANDSTAD NV	8,946	38.400	343,526.40	
	TELEPERFORMANCE	4,299	100.800	433,339.20	
	WOLTERS KLUWER	22,774	178.300	4,060,604.20	
	ADP	3,679	117.300	431,546.70	

SMAM·バランスファンドVA50 ＜適格機関投資家専用＞

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	AENA SME SA	5,921	219.000	1,296,699.00	
	DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	50,885	6.748	343,371.98	
	DHL GROUP	90,860	36.860	3,349,099.60	
	GETLINK SE	30,428	15.905	483,957.34	
	INPOST SA	24,153	17.140	413,982.42	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	27,028	84.080	2,272,514.24	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PRF	6,498	78.800	512,042.40	
	CONTINENTAL AG	12,741	69.880	890,341.08	
	DR ING HC F PORSCHE AG	8,498	57.840	491,524.32	
	FERRARI NV	11,346	487.900	5,535,713.40	
	MERCEDES-BENZ GROUP AG	66,276	61.500	4,075,974.00	
	MICHELIN (CGDE)	59,151	33.600	1,987,473.60	
	PORSCHE AUTOMOBIL HLDG-PRF	14,142	38.060	538,244.52	
	RENAULT SA	14,764	52.360	773,043.04	
	STELLANTIS NV	190,785	13.432	2,562,624.12	
	VOLKSWAGEN AG-PREF	19,688	100.400	1,976,675.20	
	ADIDAS AG	15,367	259.800	3,992,346.60	
	HERMES INTERNATIONAL	2,970	2,809.000	8,342,730.00	
	KERING	6,767	280.100	1,895,436.70	
	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	25,459	701.500	17,859,488.50	
	MONCLER SPA	19,596	65.660	1,286,673.36	
	PUMA SE	9,601	29.720	285,341.72	
	SEB SA	3,786	91.000	344,526.00	
	ACCOR SA	16,469	50.140	825,755.66	
	AMADEUS IT GROUP SA	40,884	71.940	2,941,194.96	
	DELIVERY HERO SE	13,293	32.350	430,028.55	
	LA FRANCAISE DES JEUX SACA	5,785	37.140	214,854.90	
	SODEXO SA	6,960	72.900	507,384.00	
	D'IETEREN GROUP	1,244	162.300	201,901.20	
	INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL	100,439	55.080	5,532,180.12	
	PROSUS NV	123,303	44.495	5,486,366.98	
	ZALANDO SE	17,418	39.860	694,281.48	
	CARREFOUR SA	49,914	13.970	697,298.58	
	JERONIMO MARTINS	25,491	19.670	501,407.97	
	KESKO OYJ-B SHS	20,250	17.945	363,386.25	
	KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N	85,144	34.300	2,920,439.20	
	ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	82,988	50.720	4,209,151.36	
	DANONE	60,824	68.020	4,137,248.48	
	DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	48,521	5.346	259,393.26	
	HEINEKEN HOLDING NV	10,567	68.850	727,537.95	
	HEINEKEN NV	25,241	79.060	1,995,553.46	
	JDE PEET'S NV	13,317	16.980	226,122.66	
	KERRY GROUP PLC-A	13,493	98.400	1,327,711.20	
	LOTUS BAKERIES	42	9,260.000	388,920.00	
	PERNOD RICARD SA	17,848	99.720	1,779,802.56	
	BEIERSDORF AG	8,764	127.200	1,114,780.80	
	HENKEL AG & CO KGAA	8,714	74.400	648,321.60	
	HENKEL AG & CO KGAA VOR-PREF	15,381	84.920	1,306,154.52	
	L'OREAL	22,001	343.000	7,546,343.00	
	AMPLIFON SPA	10,123	26.290	266,133.67	
	BIOMERIEUX	2,791	115.500	322,360.50	
	CARL ZEISS MEDITEC AG - BR	3,583	55.100	197,423.30	
	DIASORIN SPA	1,313	100.550	132,022.15	
	ESSILORLUXOTTICA	27,954	294.100	8,221,271.40	
	FRESENIUS MEDICAL CARE AG	17,125	45.130	772,851.25	
	FRESENIUS SE & CO KGAA	41,370	37.270	1,541,859.90	
	KONINKLIJKE PHILIPS NV	71,360	27.000	1,926,720.00	
	SIEMENS HEALTHINEERS AG	23,498	57.420	1,349,255.16	
	ARGENX SE	5,529	614.600	3,398,123.40	
	BAYER AG-REG	97,644	21.395	2,089,093.38	
	EUROFINS SCIENTIFIC	14,665	49.640	727,970.60	
	GRIFOLS SA	15,169	9.454	143,407.72	
	IPSEN	3,380	111.800	377,884.00	
	MERCK KGAA	11,293	135.450	1,529,636.85	
	ORION OYJ-CLASS B	10,542	51.840	546,497.28	
	QIAGEN N.V.	20,369	38.265	779,419.78	
	RECORDATI INDUSTRIA CHIMICA	12,539	59.750	749,205.25	
	SANOFI	104,609	104.040	10,883,520.36	
	SARTORIUS AG-VORZUG	2,164	244.900	529,963.60	
	SARTORIUS STEDIM BIOTECH	2,207	208.600	460,380.20	

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	UCB SA	11,200	182.250	2,041,200.00	
	ABN AMRO BANK NV-CVA	43,340	16.915	733,096.10	
	AIB GROUP PLC	196,550	6.175	1,213,696.25	
	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	514,281	12.195	6,271,656.79	
	BANCO BPM SPA	108,163	8.812	953,132.35	
	BANCO DE SABADELL SA	515,705	2.485	1,281,526.92	
	BANCO SANTANDER SA	1,432,545	5.810	8,323,086.45	
	BANK OF IRELAND GROUP PLC	87,661	9.776	856,973.93	
	BNP PARIBAS	94,708	69.830	6,613,459.64	
	BPER BANCA SPA	93,906	6.612	620,906.47	
	CAIXABANK SA	398,379	6.380	2,541,658.02	
	COMMERZBANK AG	82,105	19.470	1,598,584.35	
	CREDIT AGRICOLE SA	90,899	15.335	1,393,936.16	
	ERSTE GROUP BANK AG	32,991	67.500	2,226,892.50	
	FINECOBANK SPA	60,333	18.000	1,085,994.00	
	ING GROEP NV	297,353	16.386	4,872,426.25	
	INTESA SANPAOLO	1,312,161	4.469	5,864,047.50	
	KBC GROUP NV	20,304	82.000	1,664,928.00	
	MEDIOBANCA SPA	47,708	16.665	795,053.82	
	NORDEA BANK ABP	289,012	12.130	3,505,715.56	
	SOCIETE GENERALE SA	68,477	36.995	2,533,306.61	
	UNICREDIT SPA	134,978	47.610	6,426,302.58	
	ADYEN NV	2,001	1,841.200	3,684,241.20	
	AMUNDI SA	3,955	69.250	273,883.75	
	CVC CAPITAL PARTNERS PLC	21,438	23.200	497,361.60	
	DEUTSCHE BANK AG-REGISTERED	175,203	19.692	3,450,097.47	
	DEUTSCHE BOERSE AG	17,252	245.200	4,230,190.40	
	EDENRED	20,297	33.770	685,429.69	
	EURAZEO SE	3,897	80.400	313,318.80	
	EURONEXT NV	7,818	117.600	919,396.80	
	EXOR NV	8,669	96.450	836,125.05	
	GROUPE BRUXELLES LAMBERT NV	7,933	68.450	543,013.85	
	NEXI SPA	57,060	4.785	273,032.10	
	SOFINA	1,314	234.000	307,476.00	
	AEGON LTD	127,748	6.350	811,199.80	
	AGEAS	15,700	50.450	792,065.00	
	ALLIANZ SE-REG	35,861	327.400	11,740,891.40	
	ASR NEDERLAND NV	14,593	48.280	704,550.04	
	AXA SA	158,098	37.590	5,942,903.82	
	GENERALI	88,834	32.280	2,867,561.52	
	HANNOVER RUECK SE	5,315	254.900	1,354,793.50	
	MUENCHENER RUECKVER AG-REG	12,394	532.800	6,603,523.20	
	NN GROUP NV	26,955	45.000	1,212,975.00	
	POSTE ITALIANE SPA	34,720	14.830	514,897.60	
	SAMPO OYJ-A SHS	209,065	8.046	1,682,136.99	
	TALANX AG	5,345	86.500	462,342.50	
	UNIPOL ASSICURAZIONI SPA	49,021	14.300	701,000.30	
	BECHTLE AG	8,953	34.460	308,520.38	
	CAPGEMINI SE	13,512	185.450	2,505,800.40	
	DASSAULT SYSTEMES SE	57,951	40.400	2,341,220.40	
	NEMETSCHEK SE	5,941	123.800	735,495.80	
	SAP SE	95,669	280.100	26,796,886.90	
	NOKIA OYJ	498,412	4.794	2,389,387.12	
	ASM INTERNATIONAL NV	4,006	577.400	2,313,064.40	
	ASML HOLDING NV	36,764	727.800	26,756,839.20	
	BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	6,286	119.050	748,348.30	
	INFINEON TECHNOLOGIES AG	117,552	37.920	4,457,571.84	
	STMICROELECTRONICS NV	67,591	23.215	1,569,125.06	
	CELLNEX TELECOM SA	44,410	31.240	1,387,368.40	
	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	317,697	34.040	10,814,405.88	
	ELISA OYJ	15,579	43.040	670,520.16	
	INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	28,190	9.490	267,523.10	
	KONINKLIJKE KPN NV	367,935	3.466	1,275,262.71	
	ORANGE	153,827	10.930	1,681,329.11	
	TELECOM ITALIA SPA	1,266,466	0.273	345,745.21	
	TELEFONICA SA	375,409	4.144	1,555,694.89	
	ACCIONA SA	1,810	109.500	198,195.00	
	E.ON SE	196,435	11.525	2,263,913.37	
	EDP RENOVAVEIS SA	27,294	8.635	235,683.69	
	EDP SA	267,744	2.907	778,331.80	
	ELIA GROUP SA/NV	3,348	63.850	213,769.80	
	ENDESA SA	25,535	21.470	548,236.45	
	ENEL SPA	750,963	6.834	5,132,081.14	
	ENGIE	165,196	15.590	2,575,405.64	
	FORTUM OYJ	42,339	14.450	611,798.55	
	IBERDROLA SA	576,976	13.365	7,711,284.24	
	REDEIA CORP SA	34,539	16.530	570,929.67	
	RWE AG	58,449	28.470	1,664,043.03	

通　貨	銘　柄	株　数	評価額		備考
			単価	金額	
	SNAM SPA	168,809	4.421	746,304.58	
	TERNA-RETE ELETTRICA NAZIONA	139,628	7.814	1,091,053.19	
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	70,962	27.710	1,966,357.02	
	VERBUND AG	5,841	70.550	412,082.55	
	BOLLORE SE	69,288	5.835	404,295.48	
	CTS EVENTIM AG & CO KGAA	6,099	100.400	612,339.60	
	PUBLICIS GROUPE	20,799	106.150	2,207,813.85	
	SCOUT24 SE	6,149	95.400	586,614.60	
	UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	78,956	28.730	2,268,405.88	
	LEG IMMOBILIEN SE	7,909	77.280	611,207.52	
	VONOVIA SE	68,250	29.090	1,985,392.50	
ユーロ小計		17,313,050		520,007,013.29 (82,613,514,201)	
合　計		100,618,957		950,152,996,994 (950,152,996,994)	

（注）金額欄の（　）内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通　貨	銘柄数		組入株式時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	株式	569銘柄	74.8%	77.6%
カナダ・ドル	株式	83銘柄	3.1%	3.2%
オーストラリア・ドル	株式	46銘柄	1.6%	1.7%
香港・ドル	株式	22銘柄	0.4%	0.4%
シンガポール・ドル	株式	13銘柄	0.3%	0.3%
ニュージーランド・ドル	株式	5銘柄	0.0%	0.0%
イギリス・ポンド	株式	77銘柄	3.6%	3.8%
イスラエル・シュケル	株式	8銘柄	0.1%	0.1%
スイス・フラン	株式	45銘柄	2.4%	2.5%
デンマーク・クローネ	株式	16銘柄	0.6%	0.7%
ノルウェー・クローネ	株式	11銘柄	0.1%	0.1%
スウェーデン・クローナ	株式	42銘柄	0.8%	0.8%
ユーロ	株式	214銘柄	8.4%	8.7%

(b)株式以外の有価証券

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権証券	カナダ・ドル	CONSTELLATION SOFTWARE INC-CW40	1,480.00	-	
	カナダ・ドル小計		1,480.00	- (-)	
新株予約権証券合計				- (-)	
投資証券	アメリカ・ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	13,343.00	1,265,583.55	
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	26,290.00	926,459.60	
		AMERICAN TOWER CORP	42,567.00	8,061,338.46	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT IN	47,203.00	1,002,119.69	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	13,579.00	2,964,974.65	
		BXP INC	13,802.00	978,285.76	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	10,720.00	1,276,430.40	
		CROWN CASTLE INC	39,800.00	3,500,808.00	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	29,656.00	4,871,887.68	
		EQUINIX INC	8,733.00	8,153,128.80	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	14,256.00	932,627.52	
		EQUITY RESIDENTIAL	29,734.00	2,117,952.82	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	5,455.00	1,573,058.35	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	20,142.00	3,120,398.64	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	22,625.00	1,099,801.25	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	65,292.00	1,279,070.28	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	59,277.00	971,550.03	
		INVITATION HOMES INC	55,309.00	1,738,361.87	
		IRON MOUNTAIN INC	26,844.00	2,561,186.04	
		KIMCO REALTY CORP	57,934.00	1,262,961.20	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	11,954.00	1,876,778.00	
		PROLOGIS INC	84,920.00	10,262,582.00	
		PUBLIC STORAGE	13,973.00	4,155,570.20	
		REALTY INCOME CORP	76,815.00	4,185,649.35	
		REGENCY CENTERS CORP	17,959.00	1,299,154.06	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	10,393.00	2,134,410.41	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	30,345.00	5,615,342.25	
		SUN COMMUNITIES INC	12,887.00	1,610,746.13	
		UDR INC	27,406.00	1,177,087.70	
		VENTAS INC	41,109.00	2,734,981.77	
		VICI PROPERTIES INC	96,070.00	2,917,645.90	
		WELLTOWER INC	55,522.00	8,326,634.34	
		WEYERHAEUSER CO	65,282.00	1,933,000.02	
		WP CAREY INC	23,349.00	1,370,352.81	
	アメリカ・ドル小計		1,170,545.00	99,257,919.53 (15,054,448,655)	
	カナダ・ドル	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	8,170.00	331,947.10	
	カナダ・ドル小計		8,170.00	331,947.10 (35,471,867)	
	オーストラリア・ドル	APA GROUP	108,912.00	731,888.64	
		GOODMAN GROUP	161,517.00	5,690,243.91	
		GPT GROUP	159,776.00	776,511.36	
		MIRVAC GROUP	326,863.00	725,635.86	
		SCENTRE GROUP	452,086.00	1,681,759.92	
		STOCKLAND	193,824.00	1,048,587.84	
		TRANSURBAN GROUP	291,488.00	3,914,683.84	
		VICINITY CENTRES	372,431.00	852,866.99	
	オーストラリア・ドル小計		2,066,897.00	15,422,178.36 (1,484,847,334)	
	香港・ドル	HKT TRUST AND HKT LTD-SS	437,000.00	4,252,010.00	
		LINK REIT	238,500.00	8,275,950.00	
	香港・ドル小計		675,500.00	12,527,960.00 (244,169,940)	
	シンガポール・ドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	322,200.00	828,054.00	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMER	588,116.00	1,164,469.68	
	シンガポール・ドル小計		910,316.00	1,992,523.68 (225,195,026)	
	イギリス・ポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	59,857.00	351,659.87	
		SEGRO PLC	115,483.00	827,320.21	
	イギリス・ポンド小計		175,340.00	1,178,980.08 (225,538,889)	
	ユーロ	COVIVIO	7,110.00	358,699.50	
		GECINA SA	3,082.00	287,242.40	
		KLEPIERRE	18,172.00	542,979.36	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	12,610.00	1,008,800.00	
		WAREHOUSES DE PAUW SCA	19,881.00	421,477.20	
	ユーロ小計		60,855.00	2,619,198.46 (416,112,059)	
投資証券合計				17,685,783,771 (17,685,783,771)	
合　計				17,685,783,771 (17,685,783,771)	

（注）金額欄の（　）内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通　貨	銘柄数		組入新株予約権証券時価比率	組入投資証券時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	投資証券	34銘柄	-	1.5%	85.1%
カナダ・ドル	新株予約権証券	1銘柄	-	-	-
	投資証券	1銘柄	-	0.0%	0.2%
オーストラリア・ドル	投資証券	8銘柄	-	0.2%	8.4%
香港・ドル	投資証券	2銘柄	-	0.0%	1.4%
シンガポール・ドル	投資証券	2銘柄	-	0.0%	1.3%
イギリス・ポンド	投資証券	2銘柄	-	0.0%	1.3%
ユーロ	投資証券	5銘柄	-	0.0%	2.4%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

「外国債券パッシブ・マザーファンド」

貸借対照表

（単位：円）

	（2025年2月18日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	294,047,327
金銭信託	12,842,585
コール・ローン	1,554,167,195
国債証券	196,387,160,307
未収利息	1,811,034,319
前払費用	195,380,494
流動資産合計	200,254,632,227
資産合計	200,254,632,227
負債の部	
流動負債	
未払解約金	14,573,632

（単位：円）

	（2025年2月18日現在）
流動負債合計	14,573,632
負債合計	14,573,632
純資産の部	
元本等	
元本	86,893,730,348
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	113,346,328,247
元本等合計	200,240,058,595
純資産合計	200,240,058,595
負債純資産合計	200,254,632,227

注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	自 2024年2月20日 至 2025年2月18日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2．デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	（2025年2月18日現在）
1．当計算期間の末日における受益権の総数	86,893,730,348口
2．1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　2.3044円 （1万口当たりの純資産額23,044円）

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	自 2024年2月20日 至 2025年2月18日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3．金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	（2025年2月18日現在）
1．貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2024年2月20日 至 2025年2月18日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

（2025年2月18日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	80,415,247,995円
同期中における追加設定元本額	17,559,152,174円
同期中における一部解約元本額	11,080,669,821円
2025年2月18日現在の元本の内訳	
三井住友・ＤＣ外国債券インデックスファンドＳ	30,551,304,714円
三井住友・ＤＣ年金バランス３０（債券重点型）	1,021,544,125円
三井住友・ＤＣ年金バランス５０（標準型）	2,599,103,841円
三井住友・ＤＣ年金バランス７０（株式重点型）	1,598,315,394円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	167,901,339円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２０（４資産タイプ）	5,480,477円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２５（４資産タイプ）	21,529,829円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３０（４資産タイプ）	67,085,965円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５（４資産タイプ）	235,343,913円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０（４資産タイプ）	200,942,892円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５（４資産タイプ）	339,250,415円
三井住友・ＤＣ年金バランスゼロ（債券型）	16,455,586円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	75,787,774円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	123,753,800円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	74,708,507円
イオン・バランス戦略ファンド	104,744,666円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０	69,414,516円
三井住友・資産最適化ファンド（１安定重視型）	408,906,182円
三井住友・資産最適化ファンド（２やや安定型）	294,005,105円
三井住友・資産最適化ファンド（３バランス型）	874,374,163円
三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	288,696,684円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	161,945,234円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・世界分散ファンド	332,721,926円
三井住友ＤＳ・外国債券インデックス年金ファンド	1,581,854,517円
三井住友ＤＳ・年金バランス３０（債券重点型）	47,324,115円
三井住友ＤＳ・年金バランス５０（標準型）	164,844,435円
三井住友ＤＳ・年金バランス７０（株式重点型）	131,776,316円

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０	16,595,122円
日興ＦＷＳ・先進国債インデックス（為替ヘッジなし）	4,936,801,556円
三井住友ＤＳ・先進国債インデックス・ファンド	256,171,508円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５	37,650,743円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０	24,078,901円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５	23,959,098円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５	16,848,493円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５	13,909,606円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	1,439,574円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	4,975,464円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	26,019,480円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	25,816,432円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	9,517,490円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０７０	188,688円
ＳＭＡＭ・年金外国債券パッシブ・ファンド＜適格機関投資家限定＞	7,315,147,428円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ安定成長型＜適格機関投資家限定＞	16,637,845円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	2,806,277,031円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３７．５＜適格機関投資家専用＞	3,229,177,888円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	7,963,032,582円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ３０＜適格機関投資家限定＞	23,930,035円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ５０＜適格機関投資家限定＞	61,137,390円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ７５＜適格機関投資家専用＞	651,010,516円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ国際分散型＜適格機関投資家限定＞	93,052,590円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	757,803,461円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	1,156,935,664円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ４０＜適格機関投資家専用＞	1,054,585,024円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３５＜適格機関投資家専用＞	3,069,199,264円
ＳＭＡＭ・外国債券パッシブファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞	5,341,797,043円
三井住友・外国債券インデックスファンド・ＶＡＳ（適格機関投資家専用）	266,145,167円
ＳＭＡＭ・グローバルバランス４０ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	88,837,191円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ａ＜適格機関投資家専用＞	44,246,886円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３５Ａ＜適格機関投資家専用＞	20,041,970円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ５０Ａ＜適格機関投資家専用＞	11,816,161円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ｌ＜適格機関投資家専用＞	51,258,216円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ＜適格機関投資家専用＞	284,559,928円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ａ２＜適格機関投資家専用＞	56,681,997円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３５Ａ２＜適格機関投資家専用＞	31,870,269円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ５０Ａ２＜適格機関投資家専用＞	5,723,530円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ２＜適格機関投資家専用＞	652,041,108円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（標準型）ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	420,114,916円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（債券重視型）ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	548,829,995円
ＳＭＡＭ・世界バランスファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞	208,618,455円
ＳＭＡＭ・世界バランスファンドＶＡ２＜適格機関投資家限定＞	173,684,278円
ＳＭＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	192,672,981円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジーファンド２０１６－０４＜適格機関投資家限定＞	106,239,848円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	164,079,614円
ＳＭＡＭ・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドⅡ＜適格機関投資家限定＞	2,761,472,182円
ＳＭＤＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド（リスク３％）＜適格機関投資家限定＞	311,983,310円
合　計	86,893,730,348円

附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	Ｔ 0.375 01/31/26	2,500,000.00	2,409,725.00	
		Ｔ 0.375 07/31/27	900,000.00	819,279.00	
		Ｔ 0.375 09/30/27	1,000,000.00	904,680.00	
		Ｔ 0.5 04/30/27	1,200,000.00	1,106,052.00	
		Ｔ 0.5 05/31/27	2,500,000.00	2,297,250.00	
		Ｔ 0.5 06/30/27	2,600,000.00	2,382,042.00	
		Ｔ 0.5 08/31/27	1,800,000.00	1,638,738.00	
		Ｔ 0.5 10/31/27	950,000.00	859,370.00	
		Ｔ 0.625 03/31/27	2,400,000.00	2,225,232.00	
		Ｔ 0.625 05/15/30	5,000,000.00	4,134,550.00	
		Ｔ 0.625 07/31/26	800,000.00	759,416.00	
		Ｔ 0.625 08/15/30	4,800,000.00	3,932,016.00	
		Ｔ 0.625 11/30/27	3,400,000.00	3,077,374.00	
		Ｔ 0.625 12/31/27	3,100,000.00	2,797,502.00	
		Ｔ 0.75 01/31/28	4,200,000.00	3,792,768.00	
		Ｔ 0.75 04/30/26	1,500,000.00	1,438,740.00	
		Ｔ 0.75 05/31/26	2,000,000.00	1,912,800.00	
		Ｔ 0.75 08/31/26	1,500,000.00	1,422,360.00	
		Ｔ 0.875 06/30/26	2,000,000.00	1,910,700.00	
		Ｔ 0.875 09/30/26	2,500,000.00	2,368,700.00	
		Ｔ 0.875 11/15/30	4,900,000.00	4,041,912.00	
		Ｔ 1 07/31/28	2,900,000.00	2,596,225.00	
		Ｔ 1.125 02/15/31	5,700,000.00	4,740,120.00	
		Ｔ 1.125 02/28/27	2,000,000.00	1,879,440.00	
		Ｔ 1.125 05/15/40	2,250,000.00	1,386,562.50	
		Ｔ 1.125 08/15/40	3,100,000.00	1,892,023.00	
		Ｔ 1.125 08/31/28	3,500,000.00	3,138,485.00	
		Ｔ 1.125 10/31/26	3,700,000.00	3,511,004.00	
		Ｔ 1.25 05/15/50	3,100,000.00	1,503,066.00	
		Ｔ 1.25 05/31/28	3,000,000.00	2,723,250.00	
		Ｔ 1.25 06/30/28	3,000,000.00	2,716,230.00	
		Ｔ 1.25 08/15/31	5,200,000.00	4,282,876.00	
		Ｔ 1.25 09/30/28	3,000,000.00	2,695,590.00	
		Ｔ 1.25 11/30/26	4,200,000.00	3,984,666.00	
		Ｔ 1.25 12/31/26	2,600,000.00	2,460,744.00	
		Ｔ 1.375 08/15/50	4,500,000.00	2,242,665.00	
		Ｔ 1.375 08/31/26	600,000.00	574,590.00	
		Ｔ 1.375 10/31/28	3,000,000.00	2,701,380.00	
		Ｔ 1.375 11/15/31	4,900,000.00	4,041,030.00	
		Ｔ 1.375 11/15/40	3,500,000.00	2,215,640.00	
		Ｔ 1.375 12/31/28	1,000,000.00	896,250.00	
		Ｔ 1.5 01/31/27	3,400,000.00	3,225,614.00	
		Ｔ 1.5 02/15/30	2,100,000.00	1,834,623.00	
		Ｔ 1.5 11/30/28	4,500,000.00	4,061,745.00	
		Ｔ 1.625 02/15/26	2,900,000.00	2,824,890.00	
		Ｔ 1.625 05/15/26	11,450,000.00	11,087,378.50	
		Ｔ 1.625 05/15/31	5,500,000.00	4,677,530.00	
		Ｔ 1.625 08/15/29	6,250,000.00	5,574,562.50	
		Ｔ 1.625 09/30/26	900,000.00	863,469.00	
		Ｔ 1.625 11/15/50	3,200,000.00	1,705,312.00	
		Ｔ 1.625 11/30/26	200,000.00	191,038.00	
		Ｔ 1.75 01/31/29	3,300,000.00	2,994,915.00	
		Ｔ 1.75 08/15/41	3,400,000.00	2,249,032.00	
		Ｔ 1.75 11/15/29	1,300,000.00	1,159,301.00	
		Ｔ 1.75 12/31/26	2,500,000.00	2,389,150.00	
		Ｔ 1.875 02/15/32	4,700,000.00	3,988,561.00	
		Ｔ 1.875 02/15/41	3,300,000.00	2,259,972.00	
		Ｔ 1.875 02/15/51	3,800,000.00	2,158,856.00	
		Ｔ 1.875 02/28/27	3,400,000.00	3,243,532.00	
		Ｔ 1.875 02/28/29	2,800,000.00	2,548,924.00	
		Ｔ 1.875 07/31/26	2,500,000.00	2,416,975.00	
		Ｔ 1.875 11/15/51	3,300,000.00	1,859,451.00	
		Ｔ 2 02/15/50	2,800,000.00	1,659,980.00	
		Ｔ 2 08/15/51	2,900,000.00	1,692,179.00	
		Ｔ 2 11/15/26	1,000,000.00	962,220.00	
		Ｔ 2 11/15/41	2,800,000.00	1,920,324.00	
		Ｔ 2.25 02/15/27	4,400,000.00	4,232,052.00	
		Ｔ 2.25 02/15/52	1,700,000.00	1,051,195.00	
		Ｔ 2.25 03/31/26	8,200,000.00	8,020,420.00	
		Ｔ 2.25 05/15/41	3,000,000.00	2,172,630.00	
		Ｔ 2.25 08/15/27	2,200,000.00	2,096,270.00	
		Ｔ 2.25 08/15/46	1,950,000.00	1,285,381.50	
		Ｔ 2.25 08/15/49	1,500,000.00	948,390.00	
		Ｔ 2.25 11/15/27	1,900,000.00	1,801,352.00	
		Ｔ 2.375 02/15/42	2,800,000.00	2,031,960.00	
		Ｔ 2.375 03/31/29	5,000,000.00	4,635,600.00	
		Ｔ 2.375 05/15/27	3,000,000.00	2,879,760.00	
		Ｔ 2.375 05/15/29	2,400,000.00	2,220,600.00	
		Ｔ 2.375 05/15/51	3,900,000.00	2,501,148.00	
		Ｔ 2.375 11/15/49	1,900,000.00	1,232,245.00	
		Ｔ 2.5 02/15/45	1,400,000.00	989,898.00	
		Ｔ 2.5 02/15/46	1,000,000.00	697,610.00	
		Ｔ 2.5 02/28/26	2,100,000.00	2,062,305.00	
		Ｔ 2.5 03/31/27	3,000,000.00	2,894,700.00	
		Ｔ 2.5 05/15/46	1,000,000.00	694,760.00	
		Ｔ 2.625 01/31/26	2,200,000.00	2,166,208.00	
		Ｔ 2.625 02/15/29	1,800,000.00	1,688,940.00	
		Ｔ 2.625 05/31/27	4,800,000.00	4,629,648.00	
		Ｔ 2.625 07/31/29	1,100,000.00	1,024,606.00	
		Ｔ 2.75 02/15/28	5,300,000.00	5,073,478.00	
		Ｔ 2.75 04/30/27	1,600,000.00	1,549,744.00	
		Ｔ 2.75 05/31/29	1,400,000.00	1,314,222.00	
		Ｔ 2.75 07/31/27	2,400,000.00	2,315,904.00	
		Ｔ 2.75 08/15/32	4,200,000.00	3,756,270.00	
		Ｔ 2.75 08/15/42	1,000,000.00	764,880.00	
		Ｔ 2.75 08/15/47	1,800,000.00	1,291,428.00	
		Ｔ 2.75 11/15/42	300,000.00	228,384.00	
		Ｔ 2.75 11/15/47	1,500,000.00	1,073,550.00	
		Ｔ 2.875 04/30/29	3,500,000.00	3,306,590.00	
		Ｔ 2.875 05/15/28	3,500,000.00	3,350,340.00	
		Ｔ 2.875 05/15/32	5,700,000.00	5,160,267.00	
		Ｔ 2.875 05/15/43	1,200,000.00	925,500.00	

SMAM·バランスファンドVA50 ＜適格機関投資家専用＞

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		T 2.875 05/15/49	1,400,000.00	1,012,074.00	
		T 2.875 05/15/52	3,200,000.00	2,277,856.00	
		T 2.875 08/15/28	4,500,000.00	4,292,820.00	
		T 2.875 08/15/45	800,000.00	601,120.00	
		T 2.875 11/15/46	1,000,000.00	740,700.00	
		T 3 02/15/47	1,500,000.00	1,133,310.00	
		T 3 02/15/48	2,400,000.00	1,795,680.00	
		T 3 02/15/49	2,300,000.00	1,706,485.00	
		T 3 05/15/42	800,000.00	638,592.00	
		T 3 05/15/45	900,000.00	692,469.00	
		T 3 05/15/47	1,700,000.00	1,281,375.00	
		T 3 08/15/48	2,000,000.00	1,489,280.00	
		T 3 08/15/52	3,000,000.00	2,191,170.00	
		T 3 11/15/44	1,000,000.00	772,920.00	
		T 3 11/15/45	800,000.00	612,744.00	
		T 3.125 02/15/42	1,000,000.00	815,890.00	
		T 3.125 02/15/43	1,800,000.00	1,446,948.00	
		T 3.125 05/15/48	2,400,000.00	1,832,712.00	
		T 3.125 08/15/44	700,000.00	553,651.00	
		T 3.125 08/31/27	2,200,000.00	2,139,830.00	
		T 3.125 08/31/29	2,700,000.00	2,566,836.00	
		T 3.125 11/15/28	2,900,000.00	2,781,448.00	
		T 3.125 11/15/41	1,000,000.00	818,670.00	
		T 3.25 05/15/42	2,200,000.00	1,821,182.00	
		T 3.25 06/30/27	2,300,000.00	2,248,917.00	
		T 3.25 06/30/29	3,000,000.00	2,871,540.00	
		T 3.375 05/15/33	5,500,000.00	5,097,455.00	
		T 3.375 05/15/44	500,000.00	412,440.00	
		T 3.375 08/15/42	2,000,000.00	1,680,220.00	
		T 3.375 09/15/27	2,500,000.00	2,445,875.00	
		T 3.375 11/15/48	3,100,000.00	2,467,693.00	
		T 3.5 01/31/28	1,000,000.00	978,630.00	
		T 3.5 01/31/30	2,500,000.00	2,406,200.00	
		T 3.5 02/15/33	4,200,000.00	3,938,214.00	
		T 3.5 02/15/39	200,000.00	178,296.00	
		T 3.5 04/30/28	3,000,000.00	2,929,920.00	
		T 3.5 04/30/30	2,500,000.00	2,401,100.00	
		T 3.5 09/30/29	3,100,000.00	2,992,523.00	
		T 3.625 02/15/44	300,000.00	257,505.00	
		T 3.625 02/15/53	2,700,000.00	2,232,117.00	
		T 3.625 03/31/28	3,000,000.00	2,943,450.00	
		T 3.625 03/31/30	1,200,000.00	1,160,124.00	
		T 3.625 05/15/26	2,500,000.00	2,480,175.00	
		T 3.625 05/15/53	2,900,000.00	2,397,807.00	
		T 3.625 05/31/28	2,000,000.00	1,959,320.00	
		T 3.625 08/15/43	500,000.00	430,835.00	
		T 3.625 08/31/29	2,500,000.00	2,428,150.00	
		T 3.625 09/30/31	2,000,000.00	1,911,700.00	
		T 3.75 04/15/26	3,300,000.00	3,280,134.00	
		T 3.75 05/31/30	3,000,000.00	2,914,140.00	
		T 3.75 06/30/30	4,400,000.00	4,271,740.00	
		T 3.75 08/15/27	2,500,000.00	2,469,525.00	
		T 3.75 08/15/41	1,100,000.00	983,125.00	
		T 3.75 08/31/31	2,800,000.00	2,697,380.00	
		T 3.75 11/15/43	700,000.00	612,962.00	
		T 3.75 12/31/28	1,000,000.00	979,860.00	
		T 3.75 12/31/30	2,400,000.00	2,322,360.00	
		T 3.875 02/15/43	2,600,000.00	2,332,382.00	
		T 3.875 05/15/43	2,200,000.00	1,969,066.00	
		T 3.875 08/15/33	5,000,000.00	4,798,400.00	
		T 3.875 08/15/34	6,870,000.00	6,553,842.60	
		T 3.875 08/15/40	500,000.00	457,360.00	
		T 3.875 09/30/29	2,300,000.00	2,255,656.00	
		T 3.875 10/15/27	2,800,000.00	2,772,196.00	
		T 3.875 11/30/27	1,800,000.00	1,781,118.00	
		T 3.875 11/30/29	1,900,000.00	1,861,962.00	
		T 3.875 12/31/27	2,200,000.00	2,176,922.00	
		T 3.875 12/31/29	1,500,000.00	1,468,995.00	
		T 4 01/15/27	4,900,000.00	4,876,137.00	
		T 4 01/31/29	4,100,000.00	4,052,563.00	
		T 4 02/15/26	2,000,000.00	1,994,500.00	
		T 4 02/15/34	5,100,000.00	4,926,039.00	
		T 4 02/28/30	1,500,000.00	1,476,465.00	
		T 4 02/29/28	5,000,000.00	4,960,150.00	
		T 4 06/30/28	3,000,000.00	2,972,610.00	
		T 4 07/31/29	2,500,000.00	2,466,975.00	
		T 4 07/31/30	2,200,000.00	2,161,280.00	
		T 4 10/31/29	1,600,000.00	1,576,896.00	
		T 4 11/15/42	2,000,000.00	1,829,060.00	
		T 4 11/15/52	2,600,000.00	2,300,792.00	
		T 4 12/15/27	2,600,000.00	2,581,410.00	
		T 4.125 02/15/27	5,500,000.00	5,485,810.00	
		T 4.125 03/31/29	3,000,000.00	2,977,140.00	
		T 4.125 03/31/31	2,000,000.00	1,971,940.00	
		T 4.125 06/15/26	2,000,000.00	1,996,200.00	
		T 4.125 07/31/28	1,000,000.00	994,510.00	
		T 4.125 07/31/31	2,000,000.00	1,970,020.00	
		T 4.125 08/15/44	1,100,000.00	1,011,648.00	
		T 4.125 08/15/53	3,100,000.00	2,806,089.00	
		T 4.125 08/31/30	1,700,000.00	1,679,600.00	
		T 4.125 09/30/27	2,100,000.00	2,092,818.00	
		T 4.125 10/31/27	2,000,000.00	1,992,880.00	
		T 4.125 10/31/29	2,900,000.00	2,874,219.00	
		T 4.125 10/31/31	2,900,000.00	2,853,658.00	
		T 4.125 11/15/27	3,200,000.00	3,187,296.00	
		T 4.125 11/15/32	5,600,000.00	5,496,512.00	
		T 4.125 11/30/29	4,300,000.00	4,262,031.00	
		T 4.125 11/30/31	2,000,000.00	1,967,500.00	
		T 4.25 01/15/28	1,600,000.00	1,598,560.00	
		T 4.25 01/31/26	3,300,000.00	3,298,713.00	
		T 4.25 02/15/54	3,500,000.00	3,238,865.00	
		T 4.25 02/28/29	2,500,000.00	2,493,200.00	
		T 4.25 02/28/31	2,000,000.00	1,986,120.00	
		T 4.25 03/15/27	3,900,000.00	3,898,596.00	
		T 4.25 05/15/39	100,000.00	96,417.00	
		T 4.25 06/30/29	3,700,000.00	3,687,753.00	
		T 4.25 06/30/31	2,100,000.00	2,083,536.00	
		T 4.25 08/15/54	3,220,000.00	2,984,521.40	
		T 4.25 11/15/34	6,350,000.00	6,235,382.50	
		T 4.25 11/15/40	600,000.00	572,760.00	
		T 4.375 05/15/34	5,500,000.00	5,461,005.00	
		T 4.375 05/15/40	900,000.00	873,999.00	
		T 4.375 05/15/41	300,000.00	289,932.00	
		T 4.375 07/15/27	3,750,000.00	3,759,075.00	
		T 4.375 07/31/26	2,600,000.00	2,603,432.00	
		T 4.375 08/15/26	4,000,000.00	4,006,000.00	
		T 4.375 08/15/43	2,000,000.00	1,912,100.00	
		T 4.375 08/31/28	1,000,000.00	1,002,030.00	
		T 4.375 11/15/39	300,000.00	292,263.00	
		T 4.375 11/30/28	1,900,000.00	1,903,781.00	
		T 4.375 11/30/30	1,900,000.00	1,899,696.00	
		T 4.375 12/15/26	4,000,000.00	4,006,760.00	
		T 4.375 12/31/29	2,500,000.00	2,504,100.00	
		T 4.5 02/15/44	2,100,000.00	2,034,522.00	
		T 4.5 03/31/26	2,500,000.00	2,505,550.00	
		T 4.5 04/15/27	1,700,000.00	1,707,922.00	
		T 4.5 05/15/27	2,700,000.00	2,712,744.00	
		T 4.5 05/15/38	1,200,000.00	1,197,468.00	
		T 4.5 05/31/29	1,500,000.00	1,509,870.00	
		T 4.5 07/15/26	3,900,000.00	3,912,168.00	
		T 4.5 08/15/39	300,000.00	296,601.00	
		T 4.5 11/15/33	4,800,000.00	4,815,840.00	
		T 4.5 11/15/54	3,300,000.00	3,191,958.00	
		T 4.5 12/31/31	2,800,000.00	2,815,736.00	
		T 4.625 02/15/40	1,000,000.00	999,450.00	
		T 4.625 03/15/26	2,500,000.00	2,508,725.00	
		T 4.625 04/30/29	2,500,000.00	2,528,300.00	
		T 4.625 04/30/31	1,000,000.00	1,012,610.00	
		T 4.625 05/15/44	1,700,000.00	1,672,902.00	
		T 4.625 05/15/54	3,000,000.00	2,956,620.00	
		T 4.625 05/31/31	2,900,000.00	2,936,250.00	
		T 4.625 09/15/26	4,000,000.00	4,021,480.00	
		T 4.625 09/30/28	2,500,000.00	2,526,150.00	
		T 4.625 09/30/30	1,500,000.00	1,518,795.00	
		T 4.625 10/15/26	2,300,000.00	2,312,604.00	
		T 4.625 11/15/26	4,800,000.00	4,827,984.00	
		T 4.625 11/15/44	2,000,000.00	1,966,700.00	
		T 4.75 02/15/41	900,000.00	909,279.00	
		T 4.75 11/15/43	2,200,000.00	2,205,830.00	
		T 4.75 11/15/53	3,300,000.00	3,312,738.00	
		T 4.875 04/30/26	8,000,000.00	8,053,680.00	
		T 4.875 10/31/28	1,400,000.00	1,426,600.00	
		T 5.25 11/15/28	500,000.00	515,995.00	
		T 5.375 02/15/31	320,000.00	336,835.20	
		T 6 02/15/26	1,000,000.00	1,017,150.00	
		T 6.125 11/15/27	1,000,000.00	1,048,280.00	
		アメリカ・ドル小計	672,360,000.00	612,054,586.70 (92,830,319,165)	
	カナダ・ドル	CAN 0.5 12/01/30	1,200,000.00	1,049,280.00	
		CAN 1 06/01/27	800,000.00	770,792.00	
		CAN 1.25 03/01/27	400,000.00	388,648.00	
		CAN 1.25 06/01/30	2,100,000.00	1,936,473.00	
		CAN 1.5 06/01/26	2,600,000.00	2,561,260.00	
		CAN 1.5 06/01/31	1,700,000.00	1,562,079.00	
		CAN 1.5 12/01/31	2,100,000.00	1,912,176.00	
		CAN 1.75 12/01/53	1,100,000.00	788,128.00	
		CAN 2 06/01/28	700,000.00	684,831.00	
		CAN 2 06/01/32	2,000,000.00	1,872,840.00	
		CAN 2 12/01/51	600,000.00	462,888.00	
		CAN 2.25 06/01/29	1,100,000.00	1,079,826.00	
		CAN 2.25 12/01/29	300,000.00	292,764.00	
		CAN 2.5 12/01/32	830,000.00	801,365.00	
		CAN 2.75 06/01/33	1,800,000.00	1,764,558.00	
		CAN 2.75 09/01/27	350,000.00	350,336.00	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		CAN 2.75 12/01/48	1,300,000.00	1,188,304.00	
		CAN 2.75 12/01/55	800,000.00	717,160.00	
		CAN 3 02/01/27	1,300,000.00	1,306,877.00	
		CAN 3 04/01/26	400,000.00	400,976.00	
		CAN 3.25 11/01/26	3,100,000.00	3,126,567.00	
		CAN 3.25 12/01/33	880,000.00	893,763.20	
		CAN 3.25 12/01/34	1,800,000.00	1,823,400.00	
		CAN 3.5 03/01/34	700,000.00	724,143.00	
		CAN 3.5 09/01/29	1,770,000.00	1,822,834.50	
		CAN 3.5 12/01/45	1,200,000.00	1,244,892.00	
		CAN 3.5 12/01/57	400,000.00	414,172.00	
		CAN 4 03/01/29	1,700,000.00	1,779,713.00	
		CAN 4 06/01/41	300,000.00	329,436.00	
		CAN 4 08/01/26	1,100,000.00	1,119,503.00	
		CAN 5 06/01/37	400,000.00	474,832.00	
		CAN 5.75 06/01/29	250,000.00	280,580.00	
		CAN 5.75 06/01/33	300,000.00	358,875.00	
		CANADA 2.75 12/01/64	700,000.00	631,911.00	
		カナダ・ドル小計	38,080,000.00	36,916,182.70 (3,944,863,283)	
	オーストラリア・ドル	ACGB 0.5 09/21/26	200,000.00	189,696.00	
		ACGB 1.25 05/21/32	1,300,000.00	1,056,731.00	
		ACGB 1.5 06/21/31	3,400,000.00	2,898,398.00	
		ACGB 1.75 06/21/51	500,000.00	263,620.00	
		ACGB 1.75 11/21/32	1,400,000.00	1,164,842.00	
		ACGB 2.25 05/21/28	1,300,000.00	1,236,066.00	
		ACGB 2.5 05/21/30	1,600,000.00	1,484,592.00	
		ACGB 2.75 05/21/41	600,000.00	464,082.00	
		ACGB 2.75 06/21/35	800,000.00	686,400.00	
		ACGB 2.75 11/21/27	1,200,000.00	1,165,452.00	
		ACGB 2.75 11/21/28	400,000.00	384,128.00	
		ACGB 2.75 11/21/29	1,400,000.00	1,326,094.00	
		ACGB 3 03/21/47	1,200,000.00	889,404.00	
		ACGB 3 11/21/33	900,000.00	809,586.00	
		ACGB 3.25 04/21/29	1,140,000.00	1,110,451.20	
		ACGB 3.25 06/21/39	2,000,000.00	1,708,620.00	
		ACGB 3.5 12/21/34	850,000.00	786,173.50	
		ACGB 3.75 04/21/37	1,100,000.00	1,018,061.00	
		ACGB 3.75 05/21/34	1,500,000.00	1,424,475.00	
		ACGB 4.25 04/21/26	2,150,000.00	2,158,019.50	
		ACGB 4.25 06/21/34	250,000.00	246,807.50	
		ACGB 4.5 04/21/33	1,500,000.00	1,516,710.00	
		ACGB 4.75 04/21/27	800,000.00	814,728.00	
		オーストラリア・ドル小計	27,490,000.00	24,803,136.70 (2,388,046,000)	
	シンガポール・ドル	SIGB 1.25 11/01/26	800,000.00	780,280.00	
		SIGB 1.625 07/01/31	300,000.00	279,600.00	
		SIGB 2.625 05/01/28	800,000.00	797,200.00	
		SIGB 2.625 08/01/32	200,000.00	197,400.00	
		SIGB 2.75 03/01/46	1,000,000.00	989,350.00	
		SIGB 2.75 04/01/42	550,000.00	543,125.00	
		SIGB 2.875 07/01/29	100,000.00	100,602.00	
		SIGB 2.875 09/01/30	600,000.00	603,600.00	
		SIGB 3.25 06/01/54	800,000.00	872,024.00	
		SIGB 3.375 05/01/34	200,000.00	208,974.00	
		SIGB 3.375 09/01/33	400,000.00	416,400.00	
		SIGB 3.5 03/01/27	880,000.00	893,675.20	
		シンガポール・ドル小計	6,630,000.00	6,682,230.20 (755,225,657)	
	ニュージーランド・ドル	NZGB 0.5 05/15/26	200,000.00	192,520.00	
		NZGB 1.5 05/15/31	800,000.00	680,040.00	
		NZGB 1.75 05/15/41	1,200,000.00	767,712.00	
		NZGB 2 05/15/32	1,120,000.00	956,468.80	
		NZGB 2.75 05/15/51	500,000.00	326,745.00	
		NZGB 3 04/20/29	1,000,000.00	962,740.00	
		NZGB 3.5 04/14/33	100,000.00	93,486.00	
		NZGB 4.25 05/15/34	400,000.00	391,336.00	
		NZGB 4.5 04/15/27	1,100,000.00	1,118,150.00	
		NZGB 4.5 05/15/30	720,000.00	732,729.60	
		ニュージーランド・ドル小計	7,140,000.00	6,221,927.40 (540,374,395)	
	イギリス・ポンド	UK TSY GILT 1.125 01/31/39	600,000.00	379,758.00	
		UKT 0.125 01/31/28	1,800,000.00	1,613,754.00	
		UKT 0.25 07/31/31	1,400,000.00	1,092,014.00	
		UKT 0.375 10/22/26	1,600,000.00	1,509,488.00	
		UKT 0.375 10/22/30	1,100,000.00	894,586.00	
		UKT 0.5 01/31/29	1,850,000.00	1,613,237.00	
		UKT 0.5 10/22/61	1,200,000.00	342,336.00	
		UKT 0.625 07/31/35	1,100,000.00	744,887.00	
		UKT 0.875 01/31/46	400,000.00	188,236.00	
		UKT 0.875 07/31/33	1,300,000.00	977,886.00	
		UKT 0.875 10/22/29	800,000.00	693,592.00	
		UKT 1 01/31/32	2,100,000.00	1,687,623.00	
		UKT 1.125 10/22/73	1,300,000.00	454,818.00	
		UKT 1.25 07/22/27	900,000.00	843,795.00	
		UKT 1.25 07/31/51	1,400,000.00	632,226.00	
		UKT 1.25 10/22/41	800,000.00	472,480.00	
		UKT 1.5 07/22/26	1,100,000.00	1,062,490.00	
		UKT 1.5 07/22/47	1,000,000.00	530,790.00	
		UKT 1.625 10/22/28	900,000.00	827,649.00	
		UKT 1.625 10/22/54	500,000.00	240,325.00	
		UKT 1.75 01/22/49	1,950,000.00	1,068,990.00	
		UKT 1.75 09/07/37	700,000.00	507,479.00	
		UKT 2.5 07/22/65	1,600,000.00	919,664.00	
		UKT 3.25 01/22/44	1,600,000.00	1,256,352.00	
		UKT 3.25 01/31/33	2,150,000.00	1,982,558.00	
		UKT 3.5 01/22/45	1,250,000.00	1,010,725.00	
		UKT 3.5 07/22/68	1,300,000.00	964,301.00	
		UKT 3.75 01/29/38	1,100,000.00	997,271.00	
		UKT 3.75 03/07/27	1,200,000.00	1,189,596.00	
		UKT 3.75 07/22/52	1,200,000.00	963,312.00	
		UKT 3.75 10/22/53	1,300,000.00	1,035,736.00	
		UKT 4 01/22/60	1,300,000.00	1,078,753.00	
		UKT 4 10/22/31	1,000,000.00	980,440.00	
		UKT 4 10/22/63	600,000.00	494,556.00	
		UKT 4.125 01/29/27	1,700,000.00	1,697,994.00	
		UKT 4.125 07/22/29	1,570,000.00	1,564,489.30	
		UKT 4.25 03/07/36	700,000.00	678,027.00	
		UKT 4.25 06/07/32	500,000.00	498,500.00	
		UKT 4.25 07/31/34	1,600,000.00	1,567,184.00	
		UKT 4.25	600,000.00	564,360.00	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		09/07/39			
		UKT 4.25 12/07/27	1,200,000.00	1,208,376.00	
		UKT 4.25 12/07/40	600,000.00	558,294.00	
		UKT 4.25 12/07/46	1,500,000.00	1,339,500.00	
		UKT 4.25 12/07/49	900,000.00	795,249.00	
		UKT 4.25 12/07/55	1,700,000.00	1,480,088.00	
		UKT 4.375 03/07/28	400,000.00	401,736.00	
		UKT 4.375 07/31/54	350,000.00	310,936.50	
		UKT 4.5 06/07/28	1,150,000.00	1,160,902.00	
		UKT 4.5 09/07/34	600,000.00	599,952.00	
		UKT 4.5 12/07/42	1,050,000.00	993,153.00	
		UKT 4.625 01/31/34	1,800,000.00	1,817,244.00	
		UKT 4.75 10/22/43	2,000,000.00	1,937,780.00	
		UKT 4.75 12/07/30	1,000,000.00	1,028,750.00	
		UKT 4.75 12/07/38	1,000,000.00	998,190.00	
		UKT 6 12/07/28	650,000.00	695,266.00	
		イギリス・ポンド小計	63,970,000.00	53,147,673.80 (10,167,149,998)	
	イスラエル・シュケル	ILGOV 1 03/31/30	2,400,000.00	2,058,600.00	
		ILGOV 1.3 04/30/32	2,100,000.00	1,728,006.00	
		ILGOV 1.5 05/31/37	1,200,000.00	876,876.00	
		ILGOV 2 03/31/27	800,000.00	765,216.00	
		ILGOV 2.25 09/28/28	1,900,000.00	1,781,193.00	
		ILGOV 3.75 02/28/29	1,600,000.00	1,576,672.00	
		ILGOV 3.75 03/31/47	3,600,000.00	3,186,036.00	
		ILGOV 3.75 09/30/27	1,000,000.00	989,520.00	
		ILGOV 4 03/30/35	1,050,000.00	1,025,346.00	
		ILGOV 6.25 10/30/26	2,600,000.00	2,687,282.00	
		イスラエル・シュケル小計	18,250,000.00	16,674,747.00 (709,934,023)	
	デンマーク・クローネ	DGB 0 11/15/31	500,000.00	434,825.00	
		DGB 0.25 11/15/52	2,300,000.00	1,301,363.00	
		DGB 0.5 11/15/27	4,600,000.00	4,431,410.00	
		DGB 0.5 11/15/29	2,400,000.00	2,239,104.00	
		DGB 2.25 11/15/33	3,400,000.00	3,412,512.00	
		DGB 4.5 11/15/39	7,000,000.00	8,792,490.00	
		デンマーク・クローネ小計	20,200,000.00	20,611,704.00 (439,029,295)	
	ノルウェー・クローネ	NGB 1.375 08/19/30	4,200,000.00	3,692,388.00	
		NGB 1.5 02/19/26	1,700,000.00	1,658,809.00	
		NGB 1.75 02/17/27	700,000.00	673,582.00	
		NGB 1.75 09/06/29	5,000,000.00	4,573,150.00	
		NGB 2 04/26/28	6,600,000.00	6,257,922.00	
		NGB 2.125 05/18/32	1,200,000.00	1,067,784.00	
		NGB 3 08/15/33	1,100,000.00	1,028,104.00	
		NGB 3.5 10/06/42	2,300,000.00	2,193,901.00	
		NGB 3.625 04/13/34	1,000,000.00	976,930.00	
		ノルウェー・クローネ小計	23,800,000.00	22,122,570.00 (301,973,081)	
	スウェーデン・クローナ	SGB 0.125 05/12/31	1,500,000.00	1,321,215.00	
		SGB 0.75 05/12/28	3,700,000.00	3,553,850.00	
		SGB 0.75 11/12/29	4,200,000.00	3,945,060.00	
		SGB 1 11/12/26	6,400,000.00	6,296,320.00	
		SGB 1.75 11/11/33	3,250,000.00	3,106,870.00	
		SGB 3.5 03/30/39	4,900,000.00	5,461,883.00	
		スウェーデン・クローナ小計	23,950,000.00	23,685,198.00 (335,856,108)	
	メキシコ・ペソ	MBONO 5.5 03/04/27	23,000,000.00	21,464,980.00	
		MBONO 5.75 03/05/26	19,000,000.00	18,374,520.00	
		MBONO 7.5 05/26/33	8,000,000.00	6,996,640.00	
		MBONO 7.5 06/03/27	22,000,000.00	21,266,740.00	
		MBONO 7.75 05/29/31	32,000,000.00	29,314,560.00	
		MBONO 7.75 11/23/34	31,000,000.00	27,120,350.00	
		MBONO 8 11/07/47	13,000,000.00	10,465,520.00	
		MBONO 8.5 05/31/29	37,000,000.00	35,801,940.00	
		MBONO 8.5 11/18/38	40,000,000.00	35,654,800.00	
		メキシコ・ペソ小計	225,000,000.00	206,460,050.00 (1,542,070,759)	
	オフショア・人民元	CGB 1.42 11/15/27	17,000,000.00	17,011,050.00	
		CGB 1.62 08/15/27	1,800,000.00	1,811,268.00	
		CGB 1.74 10/15/29	34,600,000.00	34,930,430.00	
		CGB 1.85 05/15/27	11,000,000.00	11,116,380.00	
		CGB 1.87 09/15/31	16,500,000.00	16,780,830.00	
		CGB 1.91 07/15/29	14,500,000.00	14,761,435.00	
		CGB 1.99 03/15/26	35,000,000.00	35,246,050.00	
		CGB 2.04 02/25/27	68,600,000.00	69,510,322.00	
		CGB 2.04 11/25/34	7,000,000.00	7,219,380.00	
		CGB 2.05 04/15/29	25,000,000.00	25,551,000.00	
		CGB 2.11 08/25/34	43,500,000.00	45,232,170.00	
		CGB 2.18 08/15/26	22,800,000.00	23,076,564.00	
		CGB 2.27 05/25/34	20,000,000.00	21,050,200.00	
		CGB 2.28 03/25/31	28,000,000.00	29,092,840.00	
		CGB 2.3 05/15/26	17,000,000.00	17,199,580.00	
		CGB 2.35 02/25/34	22,000,000.00	23,220,780.00	
		CGB 2.37 01/15/29	19,000,000.00	19,622,820.00	
		CGB 2.39 11/15/26	72,000,000.00	73,243,440.00	
		CGB 2.4 07/15/28	38,000,000.00	39,161,660.00	
		CGB 2.46 02/15/26	6,000,000.00	6,065,040.00	
		CGB 2.48 04/15/27	9,000,000.00	9,206,100.00	
		CGB 2.5 07/25/27	11,000,000.00	11,264,990.00	
		CGB 2.52 08/25/33	11,000,000.00	11,726,770.00	
		CGB 2.54 12/25/30	27,000,000.00	28,411,560.00	
		CGB 2.55 10/15/28	11,000,000.00	11,412,720.00	
		CGB 2.6 09/15/30	32,000,000.00	33,726,720.00	
		CGB 2.62 04/15/28	27,000,000.00	27,983,610.00	
		CGB 2.62 06/25/30	22,000,000.00	23,174,360.00	
		CGB 2.62 09/25/29	19,000,000.00	19,928,340.00	
		CGB 2.64 01/15/28	31,500,000.00	32,640,615.00	
		CGB 2.67 05/25/33	14,000,000.00	15,048,180.00	
		CGB 2.67 11/25/33	15,000,000.00	16,189,200.00	
		CGB 2.69 08/12/26	50,000,000.00	51,008,000.00	
		CGB 2.8 03/24/29	22,000,000.00	23,137,840.00	
		CGB 2.8 03/25/30	6,000,000.00	6,370,260.00	
		CGB 2.8 11/15/32	29,000,000.00	31,414,830.00	
		CGB 2.88 02/25/33	10,900,000.00	11,909,558.00	
		CGB 2.91 10/14/28	21,000,000.00	22,077,510.00	
		CGB 3 10/15/53	13,500,000.00	16,735,275.00	
		CGB 3.02 05/27/31	32,400,000.00	35,173,116.00	
		CGB 3.12 10/25/52	17,000,000.00	21,288,760.00	
		CGB 3.19 04/15/53	13,000,000.00	16,519,750.00	
		CGB 3.39 03/16/50	4,000,000.00	5,157,000.00	
		CGB 3.72 04/12/51	44,700,000.00	61,011,030.00	
		オフショア・人民元小計	1,012,300,000.00	1,073,419,333.00 (22,400,329,325)	
	マレーシ	MGS 3.502	5,100,000.00	5,105,814.00	

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
	ア・リンギット	05/31/27			
		MGS 3.582 07/15/32	2,500,000.00	2,469,400.00	
		MGS 3.757 05/22/40	1,400,000.00	1,365,000.00	
		MGS 3.828 07/05/34	1,400,000.00	1,403,290.00	
		MGS 3.9 11/30/26	3,100,000.00	3,129,977.00	
		MGS 4.054 04/18/39	800,000.00	807,840.00	
		MGS 4.498 04/15/30	4,000,000.00	4,154,800.00	
		MGS 4.504 04/30/29	700,000.00	725,039.00	
		MGS 4.696 10/15/42	2,200,000.00	2,382,556.00	
		MGS 4.736 03/15/46	6,700,000.00	7,299,315.00	
		マレーシア・リンギット小計	27,900,000.00	28,843,031.00 (985,554,832)	
	ポーランド・ズロチ	POLGB 0.25 10/25/26	7,900,000.00	7,280,956.00	
		POLGB 1.25 10/25/30	10,200,000.00	8,116,344.00	
		POLGB 2.75 04/25/28	4,000,000.00	3,707,600.00	
		POLGB 2.75 10/25/29	2,150,000.00	1,914,446.00	
		POLGB 4.75 07/25/29	2,000,000.00	1,942,740.00	
		POLGB 5 10/25/34	500,000.00	471,505.00	
		POLGB 6 10/25/33	2,800,000.00	2,848,748.00	
		POLGB 7.5 07/25/28	2,750,000.00	2,929,520.00	
		ポーランド・ズロチ小計	32,300,000.00	29,211,859.00 (1,115,828,748)	
	ユーロ	BGB 0 10/22/27	650,000.00	611,819.00	
		BGB 0 10/22/31	900,000.00	754,326.00	
		BGB 0.1 06/22/30	700,000.00	615,356.00	
		BGB 0.35 06/22/32	1,200,000.00	1,009,692.00	
		BGB 0.4 06/22/40	800,000.00	521,632.00	
		BGB 0.65 06/22/71	400,000.00	154,740.00	
		BGB 0.8 06/22/27	800,000.00	773,696.00	
		BGB 0.8 06/22/28	700,000.00	665,301.00	
		BGB 0.9 06/22/29	900,000.00	842,859.00	
		BGB 1 06/22/26	700,000.00	689,143.00	
		BGB 1 06/22/31	1,100,000.00	995,401.00	
		BGB 1.25 04/22/33	900,000.00	801,423.00	
		BGB 1.45 06/22/37	1,000,000.00	826,920.00	
		BGB 1.6 06/22/47	650,000.00	462,007.00	
		BGB 1.7 06/22/50	1,000,000.00	695,750.00	
		BGB 1.9 06/22/38	700,000.00	601,209.00	
		BGB 2.15 06/22/66	500,000.00	350,455.00	
		BGB 2.25 06/22/57	500,000.00	370,765.00	
		BGB 2.7 10/22/29	150,000.00	151,285.50	
		BGB 2.75 04/22/39	600,000.00	567,024.00	
		BGB 2.85 10/22/34	700,000.00	693,042.00	
		BGB 3 06/22/33	800,000.00	808,984.00	
		BGB 3 06/22/34	200,000.00	201,332.00	
		BGB 3.45 06/22/43	500,000.00	502,280.00	
		BGB 3.75 06/22/45	600,000.00	626,190.00	
		BGB 4 03/28/32	300,000.00	324,144.00	
		BGB 4.25 03/28/41	680,000.00	755,384.80	
		BGB 4.5 03/28/26	550,000.00	563,447.50	
		BGB 5 03/28/35	1,000,000.00	1,173,780.00	
		BGB 5.5 03/28/28	1,000,000.00	1,093,090.00	
		BKO 2 12/10/26	500,000.00	498,835.00	
		BKO 2.5 03/19/26	2,100,000.00	2,107,182.00	
		BTPS 0 08/01/26	1,300,000.00	1,258,413.00	
		BTPS 0.45 02/15/29	1,750,000.00	1,604,505.00	
		BTPS 0.6 08/01/31	1,300,000.00	1,113,957.00	
		BTPS 0.85 01/15/27	900,000.00	875,637.00	
		BTPS 0.9 04/01/31	2,000,000.00	1,763,960.00	
		BTPS 0.95 03/01/37	1,000,000.00	740,410.00	
		BTPS 0.95 06/01/32	3,300,000.00	2,828,793.00	
		BTPS 0.95	1,200,000.00	1,081,440.00	

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
		08/01/30			
		BTPS 0.95 09/15/27	800,000.00	770,880.00	
		BTPS 0.95 12/01/31	1,400,000.00	1,216,768.00	
		BTPS 1.1 04/01/27	1,500,000.00	1,461,120.00	
		BTPS 1.25 12/01/26	800,000.00	785,592.00	
		BTPS 1.35 04/01/30	1,900,000.00	1,764,777.00	
		BTPS 1.45 03/01/36	400,000.00	323,284.00	
		BTPS 1.6 06/01/26	1,200,000.00	1,189,920.00	
		BTPS 1.65 12/01/30	1,100,000.00	1,022,670.00	
		BTPS 1.7 09/01/51	1,500,000.00	947,565.00	
		BTPS 2 02/01/28	1,500,000.00	1,479,615.00	
		BTPS 2.05 08/01/27	600,000.00	595,074.00	
		BTPS 2.1 07/15/26	1,000,000.00	997,800.00	
		BTPS 2.2 06/01/27	900,000.00	896,904.00	
		BTPS 2.25 09/01/36	500,000.00	437,190.00	
		BTPS 2.45 09/01/33	600,000.00	562,626.00	
		BTPS 2.45 09/01/50	1,700,000.00	1,273,912.00	
		BTPS 2.65 12/01/27	400,000.00	401,848.00	
		BTPS 2.7 03/01/47	950,000.00	771,628.00	
		BTPS 2.7 10/15/27	650,000.00	653,243.50	
		BTPS 2.8 03/01/67	700,000.00	526,239.00	
		BTPS 2.8 06/15/29	1,000,000.00	1,002,620.00	
		BTPS 2.8 12/01/28	1,300,000.00	1,309,009.00	
		BTPS 2.95 02/15/27	2,000,000.00	2,020,920.00	
		BTPS 2.95 09/01/38	1,000,000.00	917,360.00	
		BTPS 3 08/01/29	2,000,000.00	2,022,240.00	
		BTPS 3 10/01/29	1,450,000.00	1,460,222.50	
		BTPS 3.1 03/01/40	700,000.00	641,193.00	
		BTPS 3.25 03/01/38	800,000.00	760,152.00	
		BTPS 3.25 09/01/46	1,100,000.00	982,443.00	
		BTPS 3.35 03/01/35	1,120,000.00	1,107,769.60	
		BTPS 3.35 07/01/29	600,000.00	613,578.00	
		BTPS 3.45 03/01/48	1,000,000.00	914,080.00	
		BTPS 3.45 07/15/31	270,000.00	275,270.40	
		BTPS 3.5 02/15/31	1,000,000.00	1,024,330.00	
		BTPS 3.5 03/01/30	1,000,000.00	1,032,660.00	
		BTPS 3.65 08/01/35	550,000.00	554,075.50	
		BTPS 3.7 06/15/30	1,900,000.00	1,970,338.00	
		BTPS 3.8 08/01/28	1,700,000.00	1,765,688.00	
		BTPS 3.85 02/01/35	1,350,000.00	1,388,380.50	
		BTPS 3.85 07/01/34	1,000,000.00	1,032,460.00	
		BTPS 3.85 09/01/49	1,100,000.00	1,064,206.00	
		BTPS 3.85 09/15/26	2,900,000.00	2,965,076.00	
		BTPS 3.85 12/15/29	1,300,000.00	1,359,215.00	
		BTPS 4 02/01/37	2,000,000.00	2,078,640.00	
		BTPS 4 04/30/35	500,000.00	524,110.00	
		BTPS 4.1 02/01/29	1,500,000.00	1,577,115.00	
		BTPS 4.1 04/30/46	500,000.00	507,595.00	
		BTPS 4.15 10/01/39	300,000.00	310,065.00	
		BTPS 4.3 10/01/54	700,000.00	713,622.00	

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
		BTPS 4.4 05/01/33	3,000,000.00	3,238,470.00	
		BTPS 4.5 03/01/26	1,300,000.00	1,328,197.00	
		BTPS 4.5 10/01/53	200,000.00	211,444.00	
		BTPS 4.75 09/01/28	1,800,000.00	1,930,590.00	
		BTPS 4.75 09/01/44	1,200,000.00	1,323,696.00	
		BTPS 5 08/01/34	1,570,000.00	1,768,840.50	
		BTPS 5 08/01/39	1,800,000.00	2,035,260.00	
		BTPS 5 09/01/40	1,700,000.00	1,919,589.00	
		BTPS 5.75 02/01/33	1,700,000.00	1,992,417.00	
		BTPS 6 05/01/31	1,200,000.00	1,403,220.00	
		BTPS 6.5 11/01/27	1,700,000.00	1,878,075.00	
		BTPS 7.25 11/01/26	400,000.00	432,860.00	
		DBR 0 02/15/30	1,500,000.00	1,346,565.00	
		DBR 0 02/15/31	1,000,000.00	876,280.00	
		DBR 0 02/15/32	2,700,000.00	2,303,451.00	
		DBR 0 05/15/35	1,200,000.00	931,860.00	
		DBR 0 05/15/36	800,000.00	602,392.00	
		DBR 0 08/15/29	1,950,000.00	1,772,257.50	
		DBR 0 08/15/30	2,100,000.00	1,863,351.00	
		DBR 0 08/15/31	1,300,000.00	1,124,864.00	
		DBR 0 08/15/31	1,500,000.00	1,298,280.00	
		DBR 0 08/15/50	2,000,000.00	1,017,400.00	
		DBR 0 08/15/50	2,100,000.00	1,070,202.00	
		DBR 0 08/15/52	450,000.00	217,296.00	
		DBR 0 11/15/27	600,000.00	566,862.00	
		DBR 0 11/15/28	1,100,000.00	1,017,522.00	
		DBR 0.25 02/15/27	300,000.00	289,425.00	
		DBR 0.25 02/15/29	1,200,000.00	1,115,220.00	
		DBR 0.25 08/15/28	1,500,000.00	1,408,005.00	
		DBR 0.5 02/15/26	3,200,000.00	3,149,792.00	
		DBR 0.5 02/15/28	1,000,000.00	954,560.00	
		DBR 0.5 08/15/27	2,100,000.00	2,021,166.00	
		DBR 1 05/15/38	1,600,000.00	1,309,536.00	
		DBR 1.25 08/15/48	1,650,000.00	1,235,586.00	
		DBR 1.7 08/15/32	1,400,000.00	1,340,892.00	
		DBR 1.8 08/15/53	1,200,000.00	981,684.00	
		DBR 1.8 08/15/53	1,000,000.00	819,700.00	
		DBR 2.1 11/15/29	1,400,000.00	1,392,076.00	
		DBR 2.2 02/15/34	1,500,000.00	1,472,940.00	
		DBR 2.3 02/15/33	1,600,000.00	1,592,496.00	
		DBR 2.3 02/15/33	1,300,000.00	1,294,163.00	
		DBR 2.4 11/15/30	1,100,000.00	1,107,755.00	
		DBR 2.5 02/15/35	300,000.00	300,549.00	
		DBR 2.5 07/04/44	1,600,000.00	1,547,744.00	
		DBR 2.5 08/15/46	1,500,000.00	1,446,750.00	
		DBR 2.5 08/15/54	1,000,000.00	952,330.00	
		DBR 2.6 05/15/41	600,000.00	590,826.00	
		DBR 2.6 08/15/33	900,000.00	913,815.00	
		DBR 2.6 08/15/34	1,680,000.00	1,700,731.20	
		DBR 3.25 07/04/42	800,000.00	858,704.00	
		DBR 4 01/04/37	1,300,000.00	1,487,512.00	
		DBR 4.25 07/04/39	700,000.00	830,984.00	
		DBR 4.75 07/04/28	600,000.00	650,934.00	
		DBR 4.75 07/04/34	600,000.00	715,890.00	
		DBR 4.75 07/04/40	1,450,000.00	1,823,810.00	
		DBR 5.5 01/04/31	900,000.00	1,058,346.00	
		DBR 5.625 01/04/28	1,000,000.00	1,096,850.00	
		DBR 6.25 01/04/30	500,000.00	591,460.00	
		DBR 6.5 07/04/27	1,000,000.00	1,100,680.00	
		FRTR 0 02/25/26	1,600,000.00	1,564,576.00	
		FRTR 0 02/25/27	1,100,000.00	1,050,753.00	
		FRTR 0 05/25/32	2,900,000.00	2,353,524.00	
		FRTR 0 11/25/29	2,500,000.00	2,207,425.00	
		FRTR 0 11/25/30	3,550,000.00	3,037,238.00	
		FRTR 0 11/25/31	3,000,000.00	2,480,250.00	
		FRTR 0.25 11/25/26	2,900,000.00	2,800,559.00	
		FRTR 0.5 05/25/26	3,100,000.00	3,034,466.00	
		FRTR 0.5 05/25/29	3,000,000.00	2,749,050.00	
		FRTR 0.5 05/25/40	1,300,000.00	849,147.00	

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
		FRTR 0.5 05/25/72	500,000.00	166,510.00	
		FRTR 0.5 06/25/44	350,000.00	203,822.50	
		FRTR 0.75 02/25/28	4,200,000.00	3,996,426.00	
		FRTR 0.75 05/25/28	2,500,000.00	2,366,850.00	
		FRTR 0.75 05/25/52	3,000,000.00	1,519,320.00	
		FRTR 0.75 11/25/28	3,400,000.00	3,184,066.00	
		FRTR 1 05/25/27	2,000,000.00	1,942,500.00	
		FRTR 1.25 05/25/34	2,750,000.00	2,344,595.00	
		FRTR 1.25 05/25/36	1,850,000.00	1,503,495.00	
		FRTR 1.25 05/25/38	2,600,000.00	2,012,582.00	
		FRTR 1.5 05/25/31	2,650,000.00	2,455,198.50	
		FRTR 1.5 05/25/50	2,400,000.00	1,559,448.00	
		FRTR 1.75 05/25/66	800,000.00	479,824.00	
		FRTR 1.75 06/25/39	2,000,000.00	1,631,740.00	
		FRTR 2 05/25/48	2,000,000.00	1,499,160.00	
		FRTR 2 11/25/32	2,700,000.00	2,520,072.00	
		FRTR 2.5 05/25/30	2,100,000.00	2,080,575.00	
		FRTR 2.5 05/25/43	1,100,000.00	946,814.00	
		FRTR 2.5 09/24/26	3,100,000.00	3,112,028.00	
		FRTR 2.5 09/24/27	1,400,000.00	1,404,522.00	
		FRTR 2.75 02/25/29	1,600,000.00	1,610,592.00	
		FRTR 2.75 02/25/30	2,150,000.00	2,155,740.50	
		FRTR 2.75 10/25/27	2,650,000.00	2,675,917.00	
		FRTR 3 05/25/33	2,200,000.00	2,195,842.00	
		FRTR 3 05/25/54	1,300,000.00	1,133,951.00	
		FRTR 3 06/25/49	570,000.00	513,609.90	
		FRTR 3 11/25/34	2,230,000.00	2,200,586.30	
		FRTR 3.25 05/25/45	900,000.00	860,535.00	
		FRTR 3.25 05/25/55	200,000.00	182,266.00	
		FRTR 3.5 04/25/26	1,800,000.00	1,826,316.00	
		FRTR 3.5 11/25/33	3,400,000.00	3,510,636.00	
		FRTR 3.6 05/25/42	1,100,000.00	1,109,900.00	
		FRTR 4 04/25/55	1,370,000.00	1,435,705.20	
		FRTR 4 04/25/60	1,400,000.00	1,466,444.00	
		FRTR 4 10/25/38	2,000,000.00	2,133,260.00	
		FRTR 4.5 04/25/41	1,900,000.00	2,138,336.00	
		FRTR 4.75 04/25/35	800,000.00	908,576.00	
		FRTR 5.5 04/25/29	1,650,000.00	1,838,397.00	
		FRTR 5.75 10/25/32	400,000.00	476,488.00	
		IRISH 0 10/18/31	500,000.00	422,605.00	
		IRISH 0.2 05/15/27	100,000.00	95,685.00	
		IRISH 0.9 05/15/28	500,000.00	479,445.00	
		IRISH 1 05/15/26	850,000.00	837,607.00	
		IRISH 1.1 05/15/29	500,000.00	474,885.00	
		IRISH 1.3 05/15/33	250,000.00	225,792.50	
		IRISH 1.35 03/18/31	500,000.00	468,395.00	
		IRISH 1.5 05/15/50	500,000.00	366,260.00	
		IRISH 1.7 05/15/37	300,000.00	263,040.00	
		IRISH 2 02/18/45	1,000,000.00	851,820.00	
		IRISH 2.4 05/15/30	600,000.00	598,932.00	
		IRISH 2.6 10/18/34	590,000.00	582,312.30	
		IRISH 3.15 10/18/55	100,000.00	101,186.00	
		NETHER 0 01/15/27	700,000.00	672,084.00	
		NETHER 0	700,000.00	487,956.00	

SMAM・バランスファンドVA50 ＜適格機関投資家専用＞

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
		01/15/38			
		NETHER 0 07/15/30	1,700,000.00	1,495,745.00	
		NETHER 0.25 07/15/29	750,000.00	685,305.00	
		NETHER 0.5 01/15/40	1,200,000.00	863,652.00	
		NETHER 0.5 07/15/26	1,050,000.00	1,026,312.00	
		NETHER 0.5 07/15/32	1,200,000.00	1,037,964.00	
		NETHER 0.75 07/15/27	400,000.00	386,724.00	
		NETHER 0.75 07/15/28	1,700,000.00	1,616,309.00	
		NETHER 2 01/15/54	300,000.00	250,188.00	
		NETHER 2.5 01/15/30	150,000.00	150,819.00	
		NETHER 2.5 01/15/33	600,000.00	597,594.00	
		NETHER 2.5 07/15/33	800,000.00	793,944.00	
		NETHER 2.5 07/15/34	230,000.00	226,897.30	
		NETHER 2.75 01/15/47	2,300,000.00	2,263,798.00	
		NETHER 3.25 01/15/44	200,000.00	210,938.00	
		NETHER 3.75 01/15/42	1,300,000.00	1,452,451.00	
		NETHER 4 01/15/37	300,000.00	336,978.00	
		NETHER 5.5 01/15/28	700,000.00	763,602.00	
		OBL 0 04/10/26	2,100,000.00	2,050,314.00	
		OBL 0 04/16/27	1,050,000.00	1,004,314.50	
		OBL 0 10/09/26	2,700,000.00	2,610,522.00	
		OBL 1.3 10/15/27	300,000.00	294,054.00	
		OBL 1.3 10/15/27	1,200,000.00	1,176,324.00	
		OBL 2.1 04/12/29	1,000,000.00	996,240.00	
		OBL 2.1 04/12/29	600,000.00	597,864.00	
		OBL 2.2 04/13/28	1,200,000.00	1,202,460.00	
		OBL 2.4 04/18/30	1,100,000.00	1,107,645.00	
		OBL 2.4 10/19/28	1,600,000.00	1,613,152.00	
		OBL 2.5 10/11/29	1,050,000.00	1,062,348.00	
		PGB 0.3 10/17/31	500,000.00	431,680.00	
		PGB 0.475 10/18/30	400,000.00	358,680.00	
		PGB 0.7 10/15/27	450,000.00	434,016.00	
		PGB 0.9 10/12/35	300,000.00	243,210.00	
		PGB 1 04/12/52	300,000.00	170,787.00	
		PGB 1.15 04/11/42	350,000.00	249,812.50	
		PGB 1.65 07/16/32	300,000.00	279,759.00	
		PGB 1.95 06/15/29	600,000.00	590,850.00	
		PGB 2.125 10/17/28	750,000.00	746,917.50	
		PGB 2.25 04/18/34	400,000.00	381,684.00	
		PGB 2.875 07/21/26	500,000.00	505,715.00	
		PGB 2.875 10/20/34	410,000.00	409,098.00	
		PGB 3 06/15/35	250,000.00	250,442.50	
		PGB 3.5 06/18/38	320,000.00	330,115.20	
		PGB 3.625 06/12/54	100,000.00	100,664.00	
		PGB 3.875 02/15/30	400,000.00	427,692.00	
		PGB 4.1 02/15/45	300,000.00	327,267.00	
		PGB 4.1 04/15/37	500,000.00	549,345.00	
		PGB 4.125 04/14/27	400,000.00	417,344.00	
		RAGB 0 02/20/30	800,000.00	707,024.00	
		RAGB 0 02/20/31	1,400,000.00	1,200,206.00	
		RAGB 0 10/20/28	150,000.00	137,740.50	
		RAGB 0 10/20/40	300,000.00	186,348.00	
		RAGB 0.25 10/20/36	700,000.00	513,716.00	
		RAGB 0.5 02/20/29	1,220,000.00	1,132,794.40	
		RAGB 0.5 04/20/27	700,000.00	674,513.00	
		RAGB 0.75 02/20/28	600,000.00	573,204.00	
		RAGB 0.75 03/20/51	900,000.00	521,784.00	
		RAGB 0.75 10/20/26	600,000.00	585,606.00	
		RAGB 0.85	250,000.00	99,482.50	

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
		06/30/20			
		RAGB 0.9 02/20/32	600,000.00	532,854.00	
		RAGB 1.5 02/20/47	700,000.00	520,576.00	
		RAGB 1.5 11/02/86	200,000.00	116,032.00	
		RAGB 2.4 05/23/34	700,000.00	676,473.00	
		RAGB 2.9 02/20/33	650,000.00	657,416.50	
		RAGB 2.9 02/20/34	460,000.00	463,210.80	
		RAGB 3.15 06/20/44	500,000.00	499,550.00	
		RAGB 3.15 10/20/53	350,000.00	345,366.00	
		RAGB 3.2 07/15/39	200,000.00	202,690.00	
		RAGB 3.8 01/26/62	700,000.00	788,515.00	
		RAGB 4.15 03/15/37	300,000.00	334,944.00	
		RAGB 4.85 03/15/26	800,000.00	821,760.00	
		RAGB 6.25 07/15/27	1,000,000.00	1,091,620.00	
		RFGB 0 09/15/26	300,000.00	290,040.00	
		RFGB 0 09/15/30	400,000.00	347,768.00	
		RFGB 0.25 09/15/40	700,000.00	455,147.00	
		RFGB 0.5 04/15/26	300,000.00	294,288.00	
		RFGB 0.5 09/15/27	700,000.00	670,586.00	
		RFGB 0.5 09/15/28	300,000.00	281,130.00	
		RFGB 0.5 09/15/29	200,000.00	183,296.00	
		RFGB 0.75 04/15/31	800,000.00	716,952.00	
		RFGB 1.375 04/15/47	640,000.00	462,252.80	
		RFGB 2.625 07/04/42	700,000.00	655,354.00	
		RFGB 2.75 04/15/38	200,000.00	193,418.00	
		RFGB 2.75 07/04/28	200,000.00	202,858.00	
		RFGB 2.875 04/15/29	250,000.00	254,397.50	
		RFGB 3 09/15/33	800,000.00	813,224.00	
		RFGB 3 09/15/34	260,000.00	263,304.60	
		SPGB 0 01/31/27	1,050,000.00	1,005,133.50	
		SPGB 0.1 04/30/31	800,000.00	681,640.00	
		SPGB 0.5 04/30/30	1,600,000.00	1,436,624.00	
		SPGB 0.5 10/31/31	1,400,000.00	1,207,612.00	
		SPGB 0.6 10/31/29	150,000.00	136,978.50	
		SPGB 0.7 04/30/32	1,400,000.00	1,208,256.00	
		SPGB 0.8 07/30/27	1,100,000.00	1,060,598.00	
		SPGB 0.8 07/30/29	700,000.00	648,501.00	
		SPGB 0.85 07/30/37	500,000.00	375,370.00	
		SPGB 1 07/30/42	500,000.00	337,180.00	
		SPGB 1 10/31/50	800,000.00	450,928.00	
		SPGB 1.2 10/31/40	1,400,000.00	1,015,910.00	
		SPGB 1.25 10/31/30	3,000,000.00	2,774,910.00	
		SPGB 1.3 10/31/26	1,400,000.00	1,379,322.00	
		SPGB 1.4 04/30/28	1,500,000.00	1,454,715.00	
		SPGB 1.4 07/30/28	1,200,000.00	1,159,404.00	
		SPGB 1.45 04/30/29	2,100,000.00	2,011,653.00	
		SPGB 1.45 10/31/27	1,300,000.00	1,270,165.00	
		SPGB 1.45 10/31/71	400,000.00	199,856.00	
		SPGB 1.5 04/30/27	1,500,000.00	1,476,165.00	
		SPGB 1.85 07/30/35	600,000.00	532,002.00	
		SPGB 1.95 04/30/26	2,300,000.00	2,292,249.00	

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
		SPGB 1.95 07/30/30	700,000.00	675,577.00	
		SPGB 2.35 07/30/33	700,000.00	668,521.00	
		SPGB 2.4 05/31/28	550,000.00	549,499.50	
		SPGB 2.5 05/31/27	1,400,000.00	1,405,460.00	
		SPGB 2.55 10/31/32	1,450,000.00	1,417,012.50	
		SPGB 2.7 10/31/48	750,000.00	638,437.50	
		SPGB 2.8 05/31/26	1,100,000.00	1,107,205.00	
		SPGB 2.9 10/31/46	1,700,000.00	1,520,089.00	
		SPGB 3.15 04/30/33	1,550,000.00	1,573,296.50	
		SPGB 3.15 04/30/35	400,000.00	400,504.00	
		SPGB 3.45 07/30/43	700,000.00	684,635.00	
		SPGB 3.45 07/30/66	1,300,000.00	1,199,835.00	
		SPGB 3.45 10/31/34	2,300,000.00	2,368,333.00	
		SPGB 3.5 05/31/29	1,500,000.00	1,556,805.00	
		SPGB 3.55 10/31/33	1,800,000.00	1,874,772.00	
		SPGB 3.9 07/30/39	700,000.00	736,260.00	
		SPGB 4 10/31/54	300,000.00	310,992.00	
		SPGB 4.2 01/31/37	1,050,000.00	1,147,912.50	
		SPGB 4.7 07/30/41	1,100,000.00	1,263,273.00	
		SPGB 4.9 07/30/40	1,400,000.00	1,636,124.00	
		SPGB 5.15 10/31/28	1,500,000.00	1,639,860.00	
		SPGB 5.15 10/31/44	1,400,000.00	1,705,158.00	
		SPGB 5.75 07/30/32	1,000,000.00	1,193,540.00	
		SPGB 5.9 07/30/26	500,000.00	525,785.00	
		SPGB 6 01/31/29	1,900,000.00	2,150,040.00	
	ユーロ小計		386,570,000.00	364,641,566.30 (57,930,605,638)	
国債証券合計				196,387,160,307 (196,387,160,307)	
合　計				196,387,160,307 (196,387,160,307)	

（注）金額欄の(　)内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通　貨	銘柄数		組入債券時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	国債証券	258銘柄	46.4%	47.3%
カナダ・ドル	国債証券	34銘柄	2.0%	2.0%
オーストラリア・ドル	国債証券	23銘柄	1.2%	1.2%
シンガポール・ドル	国債証券	12銘柄	0.4%	0.4%
ニュージーランド・ドル	国債証券	10銘柄	0.3%	0.3%
イギリス・ポンド	国債証券	55銘柄	5.1%	5.2%
イスラエル・シュケル	国債証券	10銘柄	0.4%	0.4%
デンマーク・クローネ	国債証券	6銘柄	0.2%	0.2%
ノルウェー・クローネ	国債証券	9銘柄	0.2%	0.2%
スウェーデン・クローナ	国債証券	6銘柄	0.2%	0.2%
メキシコ・ペソ	国債証券	9銘柄	0.8%	0.8%
オフショア・人民元	国債証券	44銘柄	11.2%	11.4%
マレーシア・リンギット	国債証券	10銘柄	0.5%	0.5%
ポーランド・ズロチ	国債証券	8銘柄	0.6%	0.6%
ユーロ	国債証券	345銘柄	28.9%	29.5%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

「国内債券パッシブ・マザーファンド」

貸借対照表

（単位：円）

	(2025年2月18日現在)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	3,490,832
コール・ローン	422,448,902
国債証券	99,230,505,620
地方債証券	11,147,018,450
特殊債券	10,088,506,527
社債券	7,776,906,600
未収入金	422,444,000
未収利息	357,626,633
前払費用	12,666,856
流動資産合計	129,461,614,420
資産合計	129,461,614,420
負債の部	
流動負債	
未払金	68,013,000
未払解約金	375,870,000
流動負債合計	443,883,000
負債合計	443,883,000
純資産の部	
元本等	
元本	110,855,589,021
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	18,162,142,399
元本等合計	129,017,731,420
純資産合計	129,017,731,420
負債純資産合計	129,461,614,420

注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	自 2024年2月20日 至 2025年2月18日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	(2025年2月18日現在)
1．当計算期間の末日における受益権の総数	110,855,589,021口
2．1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　1.1638円 （1万口当たりの純資産額11,638円）

（金融商品に関する注記）
Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	自 2024年2月20日 至 2025年2月18日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3．金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに

項　目	自 2024年2月20日 至 2025年2月18日
	是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 　なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	（2025年2月18日現在）
1．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．　時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券） 　「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） 　デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 　これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）
　該当事項ありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2024年2月20日 至 2025年2月18日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

（2025年2月18日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	108,788,622,566円
同期中における追加設定元本額	25,297,794,732円
同期中における一部解約元本額	23,230,828,277円
2025年2月18日現在の元本の内訳	
三井住友・ＤＣ年金バランス３０（債券重点型）	11,075,505,070円
三井住友・ＤＣ年金バランス５０（標準型）	18,043,486,456円
三井住友・ＤＣ年金バランス７０（株式重点型）	4,773,958,081円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	849,445,352円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２０（４資産タイプ）	44,410,680円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２５（４資産タイプ）	171,641,520円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３０（４資産タイプ）	533,451,675円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５（４資産タイプ）	1,257,838,379円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０（４資産タイプ）	740,925,722円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５（４資産タイプ）	896,613,565円
三井住友・ＤＣ年金バランスゼロ（債券型）	122,939,548円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	825,351,749円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	304,334,022円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	13,944,788円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０	280,782,082円
三井住友・資産最適化ファンド（１安定重視型）	4,163,367,866円
三井住友・資産最適化ファンド（２やや安定型）	1,286,856,935円
三井住友・資産最適化ファンド（３バランス型）	2,696,083,563円
三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	669,597,079円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	111,471,807円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・世界分散ファンド	488,873,453円
三井住友ＤＳ・年金バランス３０（債券重点型）	508,576,034円
三井住友ＤＳ・年金バランス５０（標準型）	1,143,115,051円
三井住友ＤＳ・年金バランス７０（株式重点型）	396,507,993円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０	51,589,300円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５	738,228,631円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０	360,635,020円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５	209,589,331円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５	53,845,466円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５	42,353,384円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	20,810,566円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	152,034,504円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	488,308,922円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	231,462,645円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	26,360,752円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０７０	584,592円
ＳＭＡＭ・年金グローバル債券ファンド＜適格機関投資家限定＞	952,873,379円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	6,292,523,873円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３７．５＜適格機関投資家専用＞	5,830,638,516円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	15,491,755,616円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ３０＜適格機関投資家限定＞	287,320,892円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ５０＜適格機関投資家限定＞	496,234,409円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ７５＜適格機関投資家専用＞	313,711,942円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ国際分散型＜適格機関投資家限定＞	120,435,474円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	1,725,793,883円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	2,224,853,898円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ４０＜適格機関投資家専用＞	2,063,685,265円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３５＜適格機関投資家専用＞	7,070,200,296円
三井住友・国内債券インデックスファンド・ＶＡＳ（適格機関投資家専用）	877,534,268円
ＳＭＡＭ・グローバルバランス４０ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	356,302,221円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ａ＜適格機関投資家専用＞	375,930,083円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３５Ａ＜適格機関投資家専用＞	133,126,312円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ５０Ａ＜適格機関投資家専用＞	54,869,828円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ｌ＜適格機関投資家専用＞	985,543,683円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ＜適格機関投資家専用＞	1,857,880,774円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ａ２＜適格機関投資家専用＞	501,251,919円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３５Ａ２＜適格機関投資家専用＞	214,912,227円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ５０Ａ２＜適格機関投資家専用＞	24,802,811円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３０Ｌ２＜適格機関投資家専用＞	231,306,617円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ２＜適格機関投資家専用＞	4,336,743,738円
ＳＭＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	1,222,936,341円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジーファンド２０１６－０４＜適格機関投資家限定＞	589,524,455円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	910,650,124円
ＳＭＡＭ・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドⅡ＜適格機関投資家限定＞	1,011,112,804円
ＳＭＤＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド（リスク３％）＜適格機関投資家限定＞	526,251,790円
合　計	110,855,589,021円

附属明細表

①有価証券明細表

(a) 株式
　該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	４６５　２年国債	1,600,000,000	1,590,304,000	
	４６６　２年国債	190,000,000	189,074,700	
	４６７　２年国債	300,000,000	298,944,000	
	４６８　２年国債	1,040,000,000	1,035,985,600	
	１４９　５年国債	1,090,000,000	1,077,116,200	
	１５０　５年国債	2,390,000,000	2,356,516,100	
	１５１　５年国債	100,000,000	98,363,000	
	１５２　５年国債	730,000,000	719,473,400	
	１５３　５年国債	800,000,000	784,904,000	
	１５４　５年国債	1,220,000,000	1,196,856,600	
	１５６　５年国債	1,290,000,000	1,266,096,300	
	１５７　５年国債	370,000,000	362,237,400	
	１５８　５年国債	880,000,000	858,897,600	
	１５９　５年国債	200,000,000	194,634,000	
	１６０　５年国債	690,000,000	673,722,900	
	１６１　５年国債	670,000,000	656,358,800	
	１６２　５年国債	380,000,000	371,309,400	
	１６３　５年国債	570,000,000	558,936,300	
	１６４　５年国債	240,000,000	232,953,600	
	１６５　５年国債	620,000,000	604,090,800	
	１６６　５年国債	440,000,000	430,333,200	
	１６７　５年国債	140,000,000	136,599,400	
	１６８　５年国債	690,000,000	678,780,600	
	１６９　５年国債	410,000,000	401,648,300	
	１７０　５年国債	610,000,000	598,745,500	
	１７１　５年国債	290,000,000	282,190,300	

SMAM･バランスファンドVA50 ＜適格機関投資家専用＞

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
	１７３　５年国債	270,000,000	264,454,200	
	１７４　５年国債	910,000,000	895,285,300	
	１７５　５年国債	80,000,000	79,338,400	
	１　４０年国債	40,000,000	41,606,400	
	２　４０年国債	242,000,000	242,000,000	
	３　４０年国債	185,000,000	184,106,450	
	４　４０年国債	247,000,000	243,766,770	
	５　４０年国債	235,000,000	221,388,800	
	６　４０年国債	240,000,000	219,868,800	
	７　４０年国債	265,000,000	230,271,750	
	８　４０年国債	310,000,000	247,628,000	
	９　４０年国債	548,000,000	313,543,680	
	１０　４０年国債	460,000,000	309,676,600	
	１１　４０年国債	400,000,000	256,660,000	
	１２　４０年国債	390,000,000	219,234,600	
	１３　４０年国債	545,000,000	300,311,350	
	１４　４０年国債	495,000,000	289,708,650	
	１５　４０年国債	560,000,000	360,550,400	
	１６　４０年国債	530,000,000	372,499,900	
	１７　４０年国債	460,000,000	419,855,800	
	３４４　１０年国債	811,000,000	802,622,370	
	３４５　１０年国債	258,000,000	254,829,180	
	３４６　１０年国債	340,000,000	335,097,200	
	３４７　１０年国債	100,000,000	98,330,000	
	３４８　１０年国債	145,000,000	142,249,350	
	３４９　１０年国債	650,000,000	636,161,500	
	３５０　１０年国債	510,000,000	497,770,200	
	３５１　１０年国債	50,000,000	48,658,500	
	３５２　１０年国債	150,000,000	145,504,500	
	３５３　１０年国債	180,000,000	174,018,600	
	３５４　１０年国債	265,000,000	255,399,050	
	３５５　１０年国債	160,000,000	153,670,400	
	３５６　１０年国債	130,000,000	124,434,700	
	３５７　１０年国債	910,000,000	868,431,200	
	３５８　１０年国債	870,000,000	827,944,200	
	３５９　１０年国債	900,000,000	854,028,000	
	３６０　１０年国債	870,000,000	823,150,500	
	３６１　１０年国債	1,070,000,000	1,009,405,900	
	３６２　１０年国債	860,000,000	808,916,000	
	３６３　１０年国債	980,000,000	918,720,600	
	３６４　１０年国債	1,010,000,000	943,643,000	
	３６５　１０年国債	1,020,000,000	949,436,400	
	３６６　１０年国債	1,170,000,000	1,092,932,100	
	３６７　１０年国債	1,120,000,000	1,042,059,200	
	３６８　１０年国債	1,270,000,000	1,176,807,400	
	３６９　１０年国債	940,000,000	888,431,600	
	３７０　１０年国債	1,050,000,000	988,942,500	
	３７１　１０年国債	1,080,000,000	1,005,415,200	
	３７２　１０年国債	1,050,000,000	1,007,506,500	
	３７３　１０年国債	1,090,000,000	1,024,665,400	
	３７４　１０年国債	1,000,000,000	953,580,000	
	３７５　１０年国債	1,250,000,000	1,220,550,000	
	３７６　１０年国債	1,090,000,000	1,042,181,700	
	３７７　１０年国債	500,000,000	490,085,000	
	２　３０年国債	440,000,000	468,120,400	
	４　３０年国債	340,000,000	374,010,200	
	５　３０年国債	290,000,000	308,823,900	
	７　３０年国債	474,000,000	510,460,080	
	９　３０年国債	240,000,000	242,913,600	
	１０　３０年国債	95,000,000	93,850,500	
	１１　３０年国債	430,000,000	444,263,100	
	１２　３０年国債	570,000,000	607,084,200	
	１４　３０年国債	392,000,000	427,189,840	
	１６　３０年国債	205,000,000	225,290,900	
	１８　３０年国債	190,000,000	205,285,500	
	１９　３０年国債	170,000,000	183,642,500	
	２１　３０年国債	345,000,000	372,451,650	
	２２　３０年国債	315,000,000	346,405,500	
	２３　３０年国債	349,000,000	383,913,960	
	２４　３０年国債	340,000,000	373,921,800	
	２５　３０年国債	260,000,000	280,196,800	
	２６　３０年国債	253,000,000	275,299,420	
	２７　３０年国債	250,000,000	274,572,500	
	２８　３０年国債	96,000,000	105,344,640	
	２９　３０年国債	127,000,000	137,645,140	
	３０　３０年国債	142,000,000	151,850,540	
	３１　３０年国債	235,000,000	247,861,550	
	３２　３０年国債	360,000,000	383,392,800	
	３３　３０年国債	208,000,000	212,544,800	
	３４　３０年国債	87,000,000	90,998,520	
	３５　３０年国債	260,000,000	263,775,200	
	３６　３０年国債	90,000,000	90,925,200	
	３７　３０年国債	225,000,000	223,087,500	
	３８　３０年国債	220,000,000	214,156,800	
	３９　３０年国債	220,000,000	217,192,800	
	４０　３０年国債	260,000,000	251,929,600	
	４１　３０年国債	240,000,000	228,429,600	
	４２　３０年国債	280,000,000	265,829,200	
	４３　３０年国債	295,000,000	279,350,250	

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
	４４　３０年国債	310,000,000	292,993,400	
	４５　３０年国債	315,000,000	286,728,750	
	４６　３０年国債	315,000,000	285,881,400	
	４７　３０年国債	370,000,000	340,966,100	
	４８　３０年国債	300,000,000	265,806,000	
	４９　３０年国債	395,000,000	348,860,050	
	５０　３０年国債	395,000,000	307,606,250	
	５１　３０年国債	385,000,000	265,680,800	
	５２　３０年国債	243,000,000	174,989,160	
	５３　３０年国債	297,000,000	217,914,840	
	５４　３０年国債	235,000,000	179,697,450	
	５５　３０年国債	285,000,000	216,964,800	
	５６　３０年国債	160,000,000	121,264,000	
	５７　３０年国債	395,000,000	298,039,350	
	５８　３０年国債	410,000,000	307,992,000	
	５９　３０年国債	390,000,000	284,661,000	
	６０　３０年国債	330,000,000	251,849,400	
	６１　３０年国債	290,000,000	209,846,900	
	６２　３０年国債	275,000,000	187,948,750	
	６３　３０年国債	270,000,000	178,677,900	
	６４　３０年国債	285,000,000	187,587,000	
	６５　３０年国債	265,000,000	173,490,200	
	６６　３０年国債	360,000,000	234,082,800	
	６７　３０年国債	350,000,000	239,431,500	
	６８　３０年国債	340,000,000	231,261,200	
	６９　３０年国債	335,000,000	233,213,600	
	７０　３０年国債	380,000,000	263,286,800	
	７１　３０年国債	360,000,000	248,234,400	
	７２　３０年国債	370,000,000	253,905,100	
	７３　３０年国債	380,000,000	259,722,400	
	７４　３０年国債	380,000,000	281,591,400	
	７５　３０年国債	350,000,000	279,534,500	
	７６　３０年国債	350,000,000	285,978,000	
	７７　３０年国債	360,000,000	308,084,400	
	７８　３０年国債	340,000,000	276,471,000	
	７９　３０年国債	390,000,000	300,432,600	
	８０　３０年国債	360,000,000	321,199,200	
	８１　３０年国債	340,000,000	288,728,000	
	８２　３０年国債	360,000,000	320,263,200	
	８３　３０年国債	380,000,000	369,781,800	
	８４　３０年国債	350,000,000	332,986,500	
	８５　３０年国債	60,000,000	59,578,200	
	９０　２０年国債	580,000,000	593,160,200	
	９２　２０年国債	324,000,000	331,785,720	
	９３　２０年国債	632,000,000	647,572,480	
	９５　２０年国債	305,000,000	315,360,850	
	９７　２０年国債	327,000,000	338,288,040	
	９９　２０年国債	153,000,000	158,289,210	
	１００　２０年国債	207,000,000	215,190,990	
	１０１　２０年国債	355,000,000	371,230,600	
	１０２　２０年国債	457,000,000	479,169,070	
	１０５　２０年国債	370,000,000	384,944,300	
	１０６　２０年国債	370,000,000	386,228,200	
	１０７　２０年国債	378,000,000	393,857,100	
	１０９　２０年国債	40,000,000	41,418,800	
	１１１　２０年国債	386,000,000	404,975,760	
	１１３　２０年国債	27,000,000	28,251,990	
	１１４　２０年国債	163,000,000	170,832,150	
	１１８　２０年国債	200,000,000	209,434,000	
	１１９　２０年国債	295,000,000	305,858,950	
	１２０　２０年国債	200,000,000	205,294,000	
	１２１　２０年国債	55,000,000	57,389,750	
	１２２　２０年国債	130,000,000	134,963,400	
	１２３　２０年国債	70,000,000	73,917,200	
	１２５　２０年国債	205,000,000	218,035,950	
	１２６　２０年国債	180,000,000	189,338,400	
	１２７　２０年国債	145,000,000	151,696,100	
	１２８　２０年国債	65,000,000	68,057,600	
	１３０　２０年国債	155,000,000	161,511,550	
	１３１　２０年国債	80,000,000	82,844,800	
	１３２　２０年国債	450,000,000	465,970,500	
	１３３　２０年国債	190,000,000	198,010,400	
	１３４　２０年国債	200,000,000	208,510,000	
	１３５　２０年国債	155,000,000	160,527,300	
	１３６　２０年国債	120,000,000	123,494,400	
	１３７　２０年国債	185,000,000	191,554,550	
	１３９　２０年国債	100,000,000	102,834,000	
	１４０　２０年国債	420,000,000	434,595,000	
	１４１　２０年国債	360,000,000	372,351,600	
	１４２　２０年国債	240,000,000	250,041,600	
	１４３　２０年国債	150,000,000	153,909,000	
	１４４　２０年国債	170,000,000	173,117,800	
	１４５　２０年国債	110,000,000	113,648,700	
	１４６　２０年国債	195,000,000	201,333,600	
	１４７　２０年国債	840,000,000	859,278,000	
	１４８　２０年国債	459,000,000	464,944,050	
	１４９　２０年国債	625,000,000	631,981,250	
	１５０　２０年国債	691,000,000	691,580,440	
	１５１　２０年国債	680,000,000	666,515,600	

SMAM･バランスファンドVA50 ＜適格機関投資家専用＞

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
	１５２　２０年国債	640,000,000	625,651,200	
	１５３　２０年国債	617,000,000	607,590,750	
	１５４　２０年国債	600,000,000	583,554,000	
	１５５　２０年国債	430,000,000	408,629,000	
	１５６　２０年国債	400,000,000	354,656,000	
	１５７　２０年国債	445,000,000	383,398,650	
	１５８　２０年国債	430,000,000	382,093,700	
	１５９　２０年国債	428,000,000	383,128,480	
	１６０　２０年国債	505,000,000	455,530,200	
	１６１　２０年国債	480,000,000	425,952,000	
	１６２　２０年国債	240,000,000	211,972,800	
	１６３　２０年国債	620,000,000	544,992,400	
	１６４　２０年国債	535,000,000	461,854,800	
	１６５　２０年国債	620,000,000	532,480,800	
	１６６　２０年国債	545,000,000	478,777,050	
	１６７　２０年国債	530,000,000	450,447,000	
	１６８　２０年国債	580,000,000	483,360,400	
	１６９　２０年国債	570,000,000	465,171,300	
	１７０　２０年国債	555,000,000	450,504,600	
	１７１　２０年国債	525,000,000	423,627,750	
	１７２　２０年国債	600,000,000	489,342,000	
	１７３　２０年国債	515,000,000	417,577,450	
	１７４　２０年国債	660,000,000	532,006,200	
	１７５　２０年国債	615,000,000	501,354,150	
	１７６　２０年国債	600,000,000	486,648,000	
	１７７　２０年国債	740,000,000	586,657,200	
	１７８　２０年国債	630,000,000	505,392,300	
	１７９　２０年国債	680,000,000	542,327,200	
	１８０　２０年国債	540,000,000	451,753,200	
	１８１　２０年国債	590,000,000	500,030,900	
	１８２　２０年国債	520,000,000	454,095,200	
	１８３　２０年国債	590,000,000	539,914,900	
	１８４　２０年国債	570,000,000	494,657,400	
	１８５　２０年国債	450,000,000	389,146,500	
	１８６　２０年国債	480,000,000	442,982,400	
	１８７　２０年国債	480,000,000	427,022,400	
	１８８　２０年国債	430,000,000	401,529,700	
	１８９　２０年国債	460,000,000	450,133,000	
	１９０　２０年国債	410,000,000	394,022,300	
	１９１　２０年国債	20,000,000	19,817,000	
	国債証券　小計		99,230,505,620	
地方債証券	７５５　東京都公債	400,000,000	397,126,000	
	１　東京都３０年	100,000,000	106,642,300	
	８　東京都３０年	400,000,000	419,453,600	
	１３　東京都３０年	500,000,000	492,590,500	
	３０－８　北海道公債	200,000,000	194,400,400	
	３０－１８　北海道公債	200,000,000	192,348,600	
	２２６　神奈川県公債	200,000,000	197,105,600	
	３　神奈川県２０年	100,000,000	100,545,600	
	７　神奈川県２０年	100,000,000	102,717,500	
	１３　神奈川県２０年	100,000,000	104,874,900	
	８９　神奈川県５年	200,000,000	197,283,600	
	１　大阪府２０年	200,000,000	209,148,600	
	１７３　大阪府５年	300,000,000	299,314,500	
	１７９　大阪府５年	100,000,000	99,348,000	
	１９３　大阪府５年	300,000,000	294,367,500	
	２７－４　京都府公債	100,000,000	100,019,800	
	２９－４　京都府公債	100,000,000	98,309,600	
	４　兵庫県公債１５年	100,000,000	100,964,200	
	５　兵庫県公債１５年	300,000,000	302,902,500	
	１０兵庫県公債２０年	100,000,000	105,169,300	
	２７－８　静岡県公債	100,000,000	99,960,400	
	７　静岡県３０年	100,000,000	98,633,700	
	１　静岡県２０年	100,000,000	100,945,800	
	２２－８　愛知県２０年	200,000,000	207,482,600	
	２７－１６　愛知県公債	400,000,000	399,322,400	
	２７－７　埼玉県公債	300,000,000	299,522,100	
	２　埼玉県公債	300,000,000	284,512,500	
	５　埼玉県２０年	100,000,000	104,106,800	
	１－１　福岡県公債	200,000,000	190,651,600	
	１－３　福岡県３０年	100,000,000	65,045,400	
	２７－３　千葉県公債	100,000,000	100,010,000	
	２７－４　千葉県公債	100,000,000	100,039,900	
	２８－１　千葉県公債	100,000,000	99,100,800	
	１－９　千葉県公債	200,000,000	188,895,800	
	９　千葉県２０年	200,000,000	206,981,400	
	１４８　共同発行地方	350,000,000	350,070,350	
	１５５　共同発行地方	100,000,000	99,494,700	
	１７０　共同発行地方	400,000,000	393,446,800	
	１７２　共同発行地方	500,000,000	491,594,500	
	１７９　共同発行地方	100,000,000	97,787,000	
	１８３　共同発行地方	600,000,000	584,037,000	
	１８４　共同発行地方	300,000,000	291,349,200	
	１９９　共同発行地方	100,000,000	94,939,800	
	４９４　名古屋市債	200,000,000	199,701,600	
	３３　名古屋市５年	300,000,000	293,157,600	
	３　名古屋市２０年	100,000,000	100,515,900	
	５　名古屋市２０年	100,000,000	102,244,200	
	１　京都市３０年	100,000,000	109,218,300	

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
	７　京都市２０年	100,000,000	104,640,600	
	６－１　神戸市５年	200,000,000	194,743,400	
	７　横浜市２０年	100,000,000	101,166,300	
	９　横浜市２０年	100,000,000	102,019,500	
	１４　横浜市２０年	100,000,000	104,017,200	
	２７－５　札幌市公債	100,000,000	99,950,500	
	２－７　札幌市公債	100,000,000	93,847,200	
	９４　川崎市公債	100,000,000	92,820,400	
	６－１　北九州市５年	100,000,000	97,474,400	
	２０１９－１０福岡市公	100,000,000	94,435,600	
	２０２０－９　福岡市５年	100,000,000	99,451,400	
	１－２　岡山県公債	100,000,000	95,051,200	
	地方債証券　小計		11,147,018,450	
特殊債券	４７日本政策投資ＣＯ	100,000,000	99,273,800	
	１２４　日本政策投資	100,000,000	94,723,800	
	３６　日本政策投資Ｂ	100,000,000	102,845,700	
	１８　道路機構	100,000,000	108,838,900	
	２２　道路機構	300,000,000	315,885,000	
	２７　道路機構	100,000,000	103,563,000	
	３７　道路機構	300,000,000	313,472,400	
	４７　道路機構	200,000,000	210,174,600	
	１３５　道路機構	200,000,000	198,077,800	
	７４　政保道路機構	100,000,000	103,174,800	
	７９　政保道路機構	200,000,000	208,097,200	
	８１　政保道路機構	200,000,000	208,224,200	
	８８　政保道路機構	100,000,000	105,575,600	
	９０　政保道路機構	500,000,000	521,472,000	
	９９　政保道路機構	100,000,000	105,021,500	
	１２７　政保道路機構	200,000,000	209,095,400	
	１７６　政保道路機構	100,000,000	102,427,100	
	１９６　政保道路機構	100,000,000	103,219,500	
	２１０　政保道路機構	200,000,000	202,071,600	
	２８８　政保道路機構	189,000,000	186,493,671	
	９　道路債券	100,000,000	110,621,900	
	２　地方公営２０年	100,000,000	104,620,800	
	４　地方公共団２０年	100,000,000	104,328,100	
	１８　地方公共団２０	300,000,000	309,151,800	
	Ｆ９６　地方公共団体	100,000,000	101,269,800	
	Ｆ１４３地方公共団体	100,000,000	100,994,900	
	Ｆ２２８地方公共団体	200,000,000	199,977,400	
	７６政保地方公共団	300,000,000	299,851,200	
	８５　地方公共団体	100,000,000	98,955,900	
	１０１　地方公共団体	100,000,000	98,046,800	
	１０６　地方公共団体	200,000,000	195,067,600	
	２９　地方公共団５年	300,000,000	296,296,500	
	１５　公営企業２０年	100,000,000	100,915,800	
	１７　公営企業２０年	100,000,000	101,734,700	
	２０　公営企業２０年	100,000,000	102,786,100	
	２２　公営企業２０年	100,000,000	103,194,200	
	２４　公営企業２０年	200,000,000	207,851,000	
	１０　日本政策金融	100,000,000	104,659,700	
	８９　都市再生	100,000,000	99,863,200	
	９３　都市再生	100,000,000	99,727,700	
	１１７　都市再生	100,000,000	97,529,100	
	３３　政保中部空港	200,000,000	195,708,600	
	２３９　政保預金保険	600,000,000	596,716,800	
	５２　住宅支援機構	100,000,000	104,069,400	
	９３　住宅支援機構	100,000,000	101,220,800	
	１２４　住宅支援機構	100,000,000	101,224,800	
	１３０　住宅支援機構	200,000,000	205,343,600	
	２２６　住宅支援機構	100,000,000	97,909,700	
	２６３　住宅支援機構	100,000,000	66,840,000	
	１９　住宅機構ＲＭＢＳ	11,680,000	11,862,208	
	２４　住宅機構ＲＭＢＳ	23,480,000	23,935,512	
	２６　住宅機構ＲＭＢＳ	37,008,000	37,759,262	
	２７　住宅機構ＲＭＢＳ	13,084,000	13,361,380	
	２８　住宅機構ＲＭＢＳ	15,359,000	15,712,257	
	２９　住宅機構ＲＭＢＳ	16,515,000	16,894,845	
	３０　住宅機構ＲＭＢＳ	16,256,000	16,631,513	
	３２　住宅機構ＲＭＢＳ	31,990,000	32,575,417	
	３５　住宅機構ＲＭＢＳ	16,406,000	16,729,198	
	３６　住宅機構ＲＭＢＳ	15,475,000	15,741,170	
	４３　住宅機構ＲＭＢＳ	20,204,000	20,359,570	
	４６　住宅機構ＲＭＢＳ	15,594,000	15,854,419	
	４８　住宅機構ＲＭＢＳ	29,608,000	30,143,904	
	４９　住宅機構ＲＭＢＳ	15,181,000	15,404,160	
	５１　住宅機構ＲＭＢＳ	33,048,000	33,404,918	
	５５　住宅機構ＲＭＢＳ	44,280,000	44,218,008	
	５７　住宅機構ＲＭＢＳ	21,240,000	21,246,372	
	５８　住宅機構ＲＭＢＳ	23,717,000	23,650,592	
	５９　住宅機構ＲＭＢＳ	45,290,000	45,285,471	
	６０　住宅機構ＲＭＢＳ	68,553,000	68,244,511	
	６１　住宅機構ＲＭＢＳ	23,059,000	22,858,386	
	６７　住宅機構ＲＭＢＳ	29,843,000	29,120,799	
	６９　住宅機構ＲＭＢＳ	62,690,000	61,749,650	
	７０　住宅機構ＲＭＢＳ	54,014,000	53,414,444	
	７３　住宅機構ＲＭＢＳ	30,678,000	30,285,321	
	９９　住宅機構ＲＭＢＳ	48,966,000	46,649,908	
	１２３　住宅機構ＲＭＢＳ	65,611,000	60,001,259	

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
	１２４　住宅機構ＲＭＢＳ	65,051,000	59,293,986	
	１２５　住宅機構ＲＭＢＳ	64,846,000	59,107,129	
	１２７　住宅機構ＲＭＢＳ	67,449,000	61,223,457	
	１２８　住宅機構ＲＭＢＳ	65,722,000	59,813,592	
	１２９　住宅機構ＲＭＢＳ	67,752,000	61,722,072	
	１３７　住宅機構ＲＭＢＳ	69,753,000	63,314,798	
	１６７　住宅機構ＲＭＢＳ	81,643,000	72,915,363	
	１８３　住宅機構ＲＭＢＳ	175,068,000	158,489,060	
	１８６　住宅機構ＲＭＢＳ	89,903,000	82,881,575	
	１９８　住宅機構ＲＭＢＳ	187,106,000	179,640,470	
	８５　中日本高速道	300,000,000	298,805,100	
	特殊債券　小計		10,088,506,527	
社債券	８６　東日本高速道	200,000,000	196,789,000	
	１１４　東日本高速道	100,000,000	97,967,600	
	１０７　中日本高速道	300,000,000	293,789,400	
	８４　西日本高速道	200,000,000	195,113,600	
	８７　西日本高速道	200,000,000	195,864,600	
	１３　大和ハウス	100,000,000	98,240,200	
	１７　アサヒグループＨＤ	200,000,000	196,581,400	
	３０　東レ	100,000,000	98,259,500	
	１２　旭化成	200,000,000	190,385,400	
	２４三菱ケミカルホールデイ	100,000,000	97,587,300	
	２１富士フイルムホールデイ	100,000,000	97,969,200	
	３２　住友電工	100,000,000	96,282,300	
	１６　小松製作所	100,000,000	97,092,400	
	２２　日立製作所	100,000,000	96,746,800	
	９　ＴＤＫ	100,000,000	96,128,200	
	６３　三井物産	100,000,000	102,765,800	
	８　みずほコーポレート	100,000,000	103,452,500	
	８　住友信託　劣後	100,000,000	102,465,800	
	３１　三井住友ＴＢ	300,000,000	293,560,500	
	９　みずほ銀行劣後	100,000,000	102,606,600	
	１７　ＮＴＴファイナンス	200,000,000	195,377,400	
	１８　ＮＴＴファイナンス	200,000,000	188,677,800	
	１０１　トヨタファイナンス	200,000,000	195,479,400	
	２０７　オリツクス	200,000,000	196,423,400	
	２　三菱ＨＣキヤピタル	200,000,000	196,366,200	
	５８　三菱地所	100,000,000	109,332,300	
	１３５　三菱地所	200,000,000	185,536,000	
	１０　東急	100,000,000	91,883,400	
	３８　京王電鉄	100,000,000	97,807,200	
	１１０東日本旅客鉄	100,000,000	90,602,900	
	１６９　東日本旅客鉄	200,000,000	185,105,400	
	２６　西日本旅客鉄	100,000,000	104,562,500	
	６０　西日本旅客鉄	200,000,000	189,086,000	
	４１　東海旅客鉄道	100,000,000	103,565,400	
	４２　東海旅客鉄道	100,000,000	104,228,800	
	４５　東京地下鉄	200,000,000	187,916,600	
	６４　阪急阪神ＨＬＤＧ	100,000,000	98,393,500	
	１５　九州旅客鉄道	200,000,000	195,179,800	
	３１　ＫＤＤＩ	200,000,000	196,532,600	
	５４６　中部電力	200,000,000	185,264,200	
	５５３　中部電力	200,000,000	196,968,800	
	５５０　関西電力	300,000,000	295,505,400	
	５６０　関西電力	200,000,000	194,354,400	
	５０８　東北電力	200,000,000	193,171,000	
	５４７　東北電力	100,000,000	96,532,900	
	４９６　九州電力	300,000,000	277,457,100	
	５６　東京電力ＰＧ	200,000,000	198,279,000	
	６６　東京電力ＰＧ	100,000,000	94,183,600	
	４１　大阪瓦斯	200,000,000	186,092,600	
	７　フアーストリテイリング	100,000,000	97,392,900	
	社債券　小計		7,776,906,600	
合　計			128,242,937,197	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

Ⅲ 設定及び解約の実績

	設定口数（口）	解約口数（口）
第11期	322,576,816	12,104,184,344
第12期	66,278,777	8,510,464,114
第13期	419,332,765	10,148,061,553
第14期	76,066,034	5,784,058,517
第15期	90,644,522	5,477,364,411
第16期	80,625,369	5,643,440,257
第17期	254,613,956	5,580,278,274
第18期	153,919,903	4,588,193,760
第19期	140,275,552	4,104,196,269
第20期	157,384,742	3,325,613,213

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

2. 投資信託（ファンド）の現況

純資産額計算書

2025年10月31日現在

Ⅰ　資産総額	74,614,334,482円
Ⅱ　負債総額	63,847,386円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	74,550,487,096円
Ⅳ　発行済口数	23,689,270,480口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たり純資産額）	3.1470円 （31,470円）

資産の運用に関する極めて重要な事項

資産の運用に関する重要な事項

SMAM・FGマネーファンドVA
＜適格機関投資家限定＞

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

目　　次

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格……371
2. 投資方針および投資リスク……372
3. その他詳細情報……375
4. 運用状況……377

Ⅱ　財務ハイライト情報……380

Ⅲ　「資産の運用に関する重要な事項」の項目……382

資産の運用に関する重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の沿革……383

Ⅱ　投資信託（ファンド）の経理状況

1. 財務諸表……383
2. 投資信託（ファンド）の現況……387

Ⅲ　設定及び解約の実績……387

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ 投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格

1 名 称

SMAM・FGマネーファンドVA＜適格機関投資家限定＞

※以下、上記のファンドを「当ファンド」ということがあります。

2 目的および基本的性格

「マネーインカム・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、実質的に円貨建の短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益の確保を目指します。

当ファンドが該当する商品分類は、次の通りです。

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産（収益の源泉）	資産複合	目論見書または信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※商品分類は、一般社団法人資産運用業協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類の全体的な定義等は一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）をご覧ください。

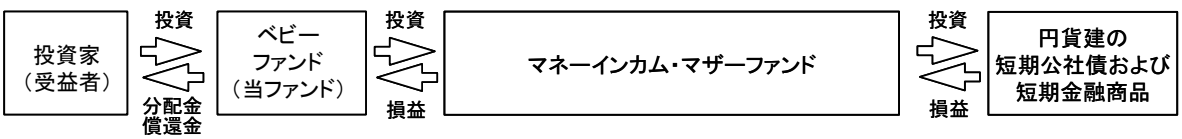
3 特 色

■ マザーファンドへの投資を通じて、円貨建の短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益の確保を目指します。

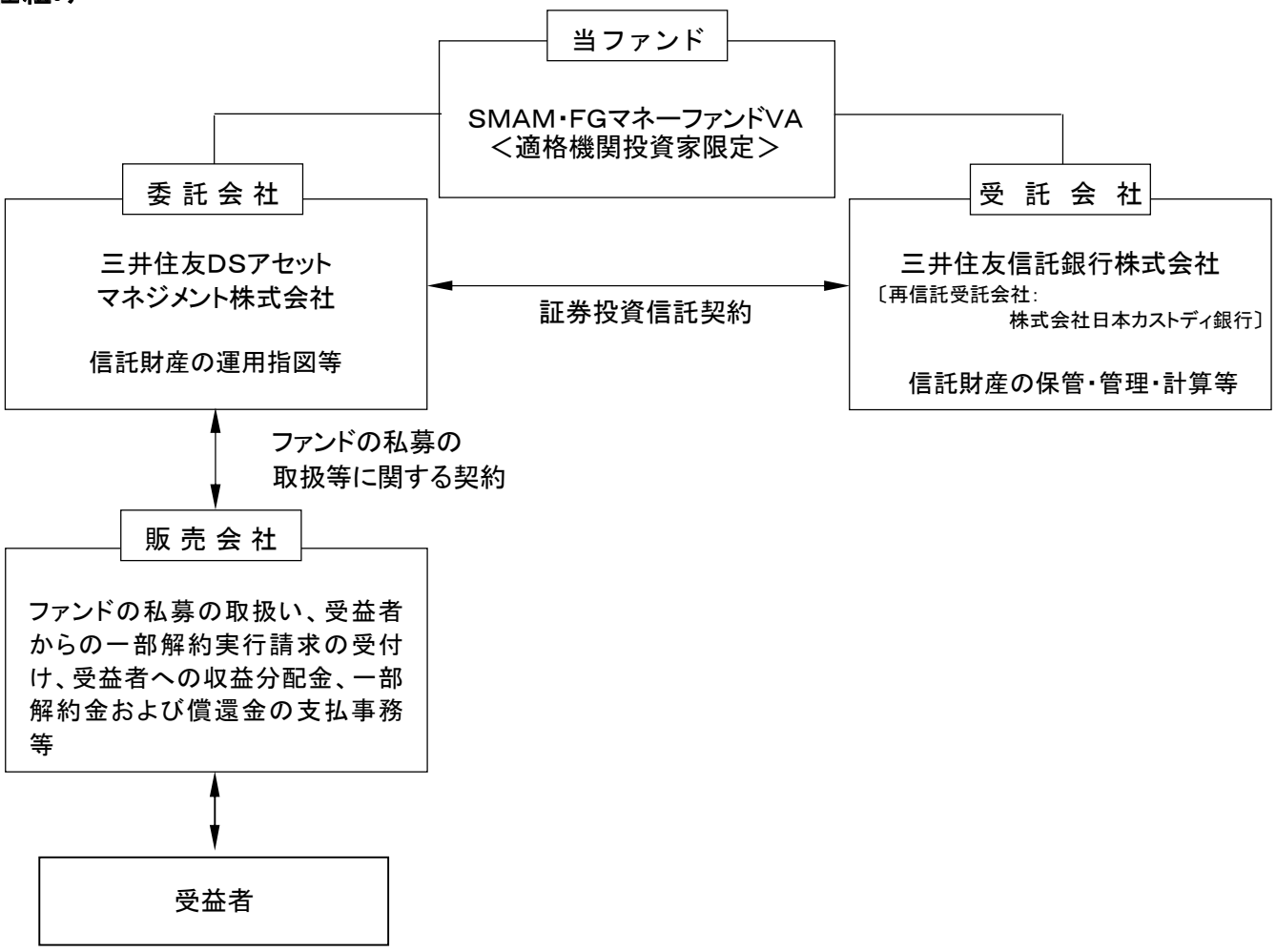
■ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ 当ファンドの運用は、「ファミリーファンド方式」で行われます。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。



4 仕組み



2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

当ファンドは、安定した収益の確保を目指します。

- マザーファンドへの投資を通じて、円貨建の短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益の確保を目指します。
- 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- マザーファンドの投資方針につきましては、下記【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象をご参照ください。
- 投資対象の詳細につきましては「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

マネーインカム・マザーファンド

（目的および基本的性格）

円貨建の短期公社債および短期金融商品を主要投資対象として、安定した収益の確保を目指します。

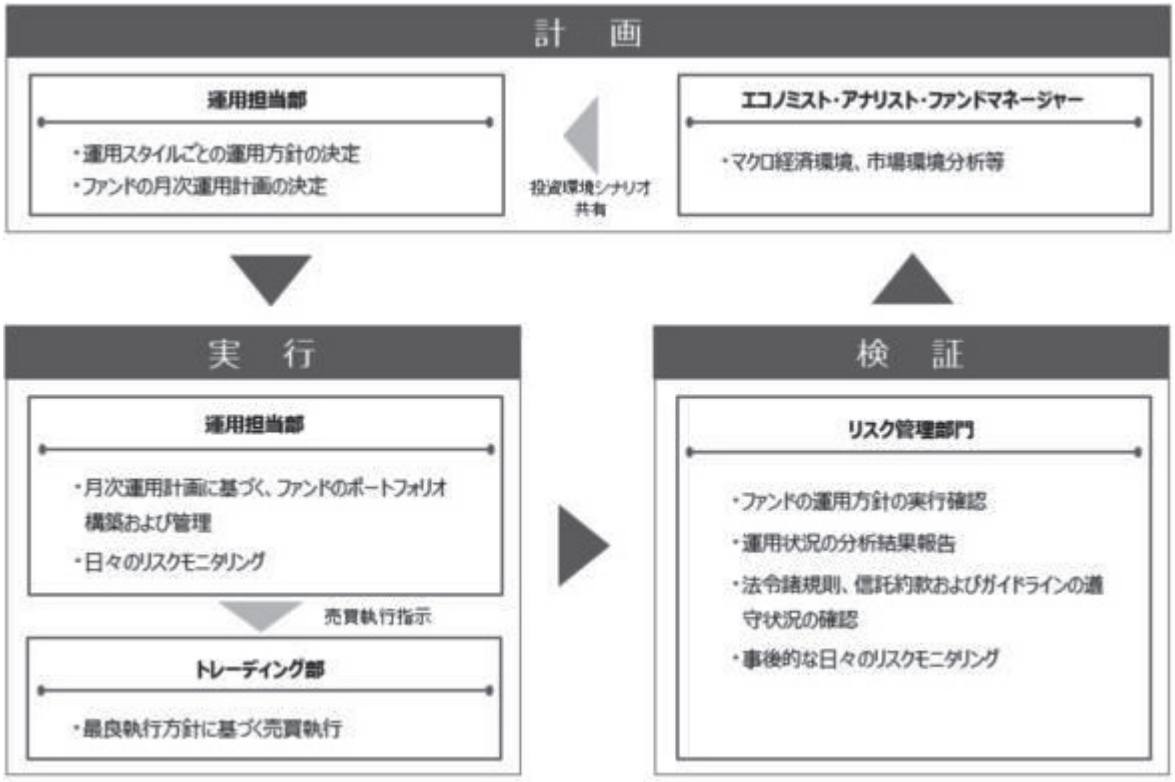
（特色）

・主として、円貨建の短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益の確保を目指します。

・資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

2 運用体制

① ファンドの運用体制



※ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

② 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

3 主な投資制限

信託約款に基づく主な投資制限は以下の通りです。

① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
② 外貨建資産への投資は行いません。
③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。
④ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

投資制限の詳細につきましては、「3．その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

マネーインカム・マザーファンド

① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
② 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。
③ 外貨建資産への投資は行いません。
④ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

4 投資リスクについて

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

■ 債券市場リスク

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。

■ 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

■ 換金制限等に関する留意点

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

■ 分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

上記の投資リスクの管理体制は以下の通りです。

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。

コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

3. その他詳細情報

1 投資対象

① 投資対象とする資産の種類

当ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(イ) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. デリバティブ取引にかかる権利
3. 金銭債権
4. 約束手形

(ロ) 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

1. 為替手形

② 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として、「マネーインカム・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいま

す。

③ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

2 投資制限

① ファンドの信託約款に基づくその他の投資制限

イ デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ 投資する株式等の範囲

(イ)委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場している株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ロ)上記(イ)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録することが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

ハ 信用取引の指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ)上記(イ)の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、信用取引の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

ニ 先物取引等の指図

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

(ロ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ホ スワップ取引の指図

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(ロ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ハ)スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

(ニ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。

(ホ)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ヘ 金利先渡取引の指図

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(ロ)金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ハ)金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

(ニ)金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。

(ホ)委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(ヘ)「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

ト 有価証券の貸付けの指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

ⅰ)株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

ⅱ)公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(ロ)上記(イ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ハ)委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

チ 有価証券の空売りの指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ)上記(イ)の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

リ 有価証券の借入れの指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
(ロ)有価証券の借入れの指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
(ニ)有価証券の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

ヌ 資金の借入れ
(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
(ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
ⅰ)一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
ⅱ)一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
ⅲ)借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
(ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
(ニ)借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

② 法令に基づく投資制限
同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)
委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

4. 運用状況

1 投資状況(2025年10月31日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	305,641,329	100.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	－	△18,109	△0.01
合計(純資産総額)		305,623,220	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

2 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

イ 主要投資銘柄

2025年10月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	マネーインカム・マザーファンド	302,196,292	1.0092	304,979,585	1.0114	305,641,329	100.01

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年10月31日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.01
合　計	100.01

② 投資不動産物件
該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

3 運用実績

① 純資産の推移

年月日	純資産総額（円）		1万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第5期（2016年 4月13日）	280,087,998	280,087,998	10,024	10,024
第6期（2017年 4月13日）	171,696,931	171,696,931	10,015	10,015
第7期（2018年 4月13日）	1,126,045,843	1,126,045,843	10,008	10,008
第8期（2019年 4月15日）	1,076,947,995	1,076,947,995	10,001	10,001
第9期（2020年 4月13日）	1,112,410,027	1,112,410,027	9,993	9,993
第10期（2021年 4月13日）	852,969,864	852,969,864	9,983	9,983
第11期（2022年 4月13日）	584,390,744	584,390,744	9,977	9,977
第12期（2023年 4月13日）	435,877,069	435,877,069	9,972	9,972
第13期（2024年 4月15日）	351,241,833	351,241,833	9,966	9,966
第14期（2025年 4月14日）	300,982,296	300,982,296	9,972	9,972
2024年10月末日	393,314,566	－	9,967	－
11月末日	366,539,324	－	9,965	－
12月末日	388,977,143	－	9,966	－
2025年 1月末日	346,265,614	－	9,965	－
2月末日	347,075,022	－	9,967	－
3月末日	323,960,836	－	9,970	－
4月末日	295,394,011	－	9,972	－
5月末日	286,671,388	－	9,976	－
6月末日	287,468,778	－	9,978	－
7月末日	311,733,759	－	9,980	－
8月末日	336,613,151	－	9,982	－
9月末日	361,974,336	－	9,985	－
10月末日	305,623,220	－	9,991	－

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

② 分配の推移

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第5期	2015年 4月 14日～2016年 4月 13日	0
第6期	2016年 4月 14日～2017年 4月 13日	0
第7期	2017年 4月 14日～2018年 4月 13日	0
第8期	2018年 4月 14日～2019年 4月 15日	0
第9期	2019年 4月 16日～2020年 4月 13日	0
第10期	2020年 4月 14日～2021年 4月 13日	0
第11期	2021年 4月 14日～2022年 4月 13日	0
第12期	2022年 4月 14日～2023年 4月 13日	0
第13期	2023年 4月 14日～2024年 4月 15日	0
第14期	2024年 4月 16日～2025年 4月 14日	0

③ 収益率の推移

	収益率（%）
第5期	△0.0
第6期	△0.1
第7期	△0.1
第8期	△0.1
第9期	△0.1
第10期	△0.1
第11期	△0.1
第12期	△0.1
第13期	△0.1
第14期	0.1

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

【参考情報】マザーファンドの投資状況（2025年10月31日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	1,266,286,360	67.14
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	－	619,721,513	32.86
合計（純資産総額）		1,886,007,873	100.00

【参考情報】マザーファンドの投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

イ 主要投資銘柄

2025 年 10 月 31 日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	利率(%)	償還期限	投資比率（%）
日本	国債証券	３４２　１０年国債	340,000,000	99.64	338,759,000	99.84	339,459,400	0.100	2026/03/20	18.00
日本	国債証券	１４８　５年国債	340,000,000	99.48	338,221,800	99.60	338,643,400	0.005	2026/06/20	17.96
日本	国債証券	３４４　１０年国債	310,000,000	99.37	308,050,100	99.46	308,338,400	0.100	2026/09/20	16.35
日本	国債証券	１２７６国庫短期証券	280,000,000	99.69	279,126,400	99.94	279,845,160	0.000	2025/12/22	14.84

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025 年 10 月 31 日現在

種類	投資比率（%）
国債証券	67.14
合　計	67.14

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

Ⅱ 財務ハイライト情報

以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況」の「1.財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。
「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況」中の「1.財務諸表」については、PwC Japan有限責任監査法人による監査証明を受けており、監査報告書は当該箇所に添付されております。

ＳＭＡＭ・ＦＧマネーファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞

(1)貸借対照表

（単位：円）

	第13期 (2024年4月15日現在)	第14期 (2025年4月14日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	12	5
コール・ローン	562	611
親投資信託受益証券	351,251,791	301,172,655
未収入金	－	4,950
流動資産合計	351,252,365	301,178,221
資産合計	351,252,365	301,178,221
負債の部		
流動負債		
未払解約金	－	4,950
未払受託者報酬	582	18,671
未払委託者報酬	5,135	168,398
その他未払費用	4,815	3,906
流動負債合計	10,532	195,925
負債合計	10,532	195,925
純資産の部		
元本等		
元本	352,423,437	301,827,989
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,181,604	△845,693
（分配準備積立金）	2,805,481	1,713,817
元本等合計	351,241,833	300,982,296
純資産合計	351,241,833	300,982,296
負債純資産合計	351,252,365	301,178,221

(2)損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第13期 自 2023年4月14日 至 2024年4月15日	第14期 自 2024年4月16日 至 2025年4月14日
営業収益		
受取利息	－	42
有価証券売買等損益	△255,977	448,895
営業収益合計	△255,977	448,937
営業費用		
支払利息	224	－
受託者報酬	582	27,734
委託者報酬	5,135	250,289
その他費用	10,421	7,765
営業費用合計	16,362	285,788
営業利益又は営業損失（△）	△272,339	163,149
経常利益又は経常損失（△）	△272,339	163,149
当期純利益又は当期純損失（△）	△272,339	163,149
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△125,122	△10,709
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,213,320	△1,181,604
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,817,078	1,050,622
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,817,078	1,050,622
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,638,145	888,569
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,638,145	888,569
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,181,604	△845,693

(3)注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	第14期 自 2024年4月16日 至 2025年4月14日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は前期末および当期末が休日のため、2024年4月16日から2025年4月14日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	第13期 (2024年4月15日現在)	第14期 (2025年4月14日現在)
1.当計算期間の末日における受益権の総数	352,423,437口	301,827,989口
2.「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の６第10号に規定する額	元本の欠損 1,181,604円	元本の欠損 845,693円
3．１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　0.9966円 （１万口当たりの純資産額9,966円）	1口当たり純資産額　0.9972円 （１万口当たりの純資産額9,972円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項　目	第 13 期 自 2023 年 4 月 14 日 至 2024 年 4 月 15 日	第 14 期 自 2024 年 4 月 16 日 至 2025 年 4 月 14 日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,699,500 円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0 円）、収益調整金（37,804,111 円）、および分配準備積立金（1,105,981 円）より、分配対象収益は 40,609,592 円（1 万口当たり 1,152.30 円）でありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（550,843 円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0 円）、収益調整金（33,653,362 円）、および分配準備積立金（1,162,974 円）より、分配対象収益は 35,367,179 円（1 万口当たり 1,171.77 円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	第 14 期 自 2024 年 4 月 16 日 至 2025 年 4 月 14 日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3．金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	第 14 期 (2025 年 4 月 14 日現在)
1．貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第13期（自 2023年4月14日　至 2024年4月15日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△106,434円
合計	△106,434円

第14期（自 2024年4月16日　至 2025年4月14日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	372,654円
合計	372,654円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第 14 期 自 2024年4月16日 至 2025年4月14日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項　目	第 13 期 (2024 年 4 月 15 日現在)	第 14 期 (2025 年 4 月 14 日現在)
期首元本額	437,090,389円	352,423,437円
期中追加設定元本額	553,265,026円	260,985,734円
期中一部解約元本額	637,931,978円	311,581,182円

Ⅲ 「資産の運用に関する重要な事項」の項目

投資信託（ファンド）の沿革、投資信託（ファンド）の経理状況の詳細、設定及び解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。
「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下の通りです。

Ⅰ 投資信託（ファンド）の沿革
Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況
1. 財務諸表
（1）貸借対照表
（2）損益及び剰余金計算書
（3）注記表
（4）附属明細表
2. 投資信託（ファンド）の現況
純資産額計算書
Ⅲ 設定及び解約の実績

資産の運用に関する重要な事項

Ⅰ 投資信託（ファンド）の沿革

2011年３月３日　信託約款の締結、ファンドの当初設定、ファンドの運用開始

Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況

1. 財務諸表

ＳＭＡＭ・ＦＧマネーファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞

当ファンドは、第14期（2024年4月16日から2025年4月14日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年６月11日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　和田 渉

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　榊原 康太

監査意見
当監査法人は、ＳＭＡＭ・ＦＧマネーファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞の 2024 年 4 月 16 日から 2025 年 4 月 14 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＳＭＡＭ・ＦＧマネーファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞の 2025 年 4 月 14 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。
当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係
三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(1)貸借対照表

（単位：円）

	第13期 (2024年4月15日現在)	第14期 (2025年4月14日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	12	5
コール・ローン	562	611
親投資信託受益証券	351,251,791	301,172,655
未収入金	－	4,950
流動資産合計	351,252,365	301,178,221
資産合計	351,252,365	301,178,221
負債の部		
流動負債		
未払解約金	－	4,950
未払受託者報酬	582	18,671
未払委託者報酬	5,135	168,398
その他未払費用	4,815	3,906
流動負債合計	10,532	195,925
負債合計	10,532	195,925
純資産の部		
元本等		
元本	352,423,437	301,827,989
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,181,604	△845,693
（分配準備積立金）	2,805,481	1,713,817
元本等合計	351,241,833	300,982,296
純資産合計	351,241,833	300,982,296
負債純資産合計	351,252,365	301,178,221

(2)損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第13期 自 2023年4月14日 至 2024年4月15日	第14期 自 2024年4月16日 至 2025年4月14日
営業収益		
受取利息	－	42
有価証券売買等損益	△255,977	448,895
営業収益合計	△255,977	448,937
営業費用		
支払利息	224	－
受託者報酬	582	27,734
委託者報酬	5,135	250,289
その他費用	10,421	7,765
営業費用合計	16,362	285,788
営業利益又は営業損失（△）	△272,339	163,149
経常利益又は経常損失（△）	△272,339	163,149
当期純利益又は当期純損失（△）	△272,339	163,149
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△125,122	△10,709
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,213,320	△1,181,604
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,817,078	1,050,622
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,817,078	1,050,622
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,638,145	888,569
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,638,145	888,569
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,181,604	△845,693

(3)注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	第14期 自 2024年4月16日 至 2025年4月14日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は前期末および当期末が休日のため、2024年4月16日から2025年4月14日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	第13期 (2024年4月15日現在)	第14期 (2025年4月14日現在)
1.当計算期間の末日における受益権の総数	352,423,437口	301,827,989口
2.「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の６第10号に規定する額	元本の欠損 1,181,604円	元本の欠損 845,693円
3．１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　0.9966円 （１万口当たりの純資産額9,966円）	1口当たり純資産額　0.9972円 （１万口当たりの純資産額9,972円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項　目	第13期 自 2023年4月14日 至 2024年4月15日	第14期 自 2024年4月16日 至 2025年4月14日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,699,500円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（０円）、収益調整金（37,804,111円）、および分配準備積立金（1,105,981円）より、分配対象収益は40,609,592円（１万口当たり1,152.30円）でありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（550,843円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（33,653,362円）、および分配準備積立金（1,162,974円）より、分配対象収益は35,367,179円（１万口当たり1,171.77円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	第14期 自 2024年4月16日 至 2025年4月14日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3．金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が

	義務づけられています。 　また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 　なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	第 14 期 (2025 年 4 月 14 日現在)
1．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．　時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） 　デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 　これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

第13期（自 2023年4月14日　至 2024年4月15日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△106,434円
合計	△106,434円

第14期（自 2024年4月16日　至 2025年4月14日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	372,654円
合計	372,654円

（デリバティブ取引に関する注記）
　該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第 14 期 自 2024年4月16日 至 2025年4月14日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項　目	第 13 期 (2024 年 4 月 15 日現在)	第 14 期 (2025 年 4 月 14 日現在)
期首元本額	437,090,389円	352,423,437円
期中追加設定元本額	553,265,026円	260,985,734円
期中一部解約元本額	637,931,978円	311,581,182円

(4)附属明細表

①有価証券明細表
(a)株式
　該当事項はありません。
(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	マネーインカム・マザーファンド	298,545,455	301,172,655	
	親投資信託受益証券　小計		301,172,655	
合　計			301,172,655	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
　該当事項はありません。

（参考）
　ＳＭＡＭ・ＦＧマネーファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞は、「マネーインカム・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。
　なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

マネーインカム・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	(2025 年 4 月 14 日現在)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	7,594,633
コール・ローン	846,464,216
国債証券	1,128,381,350
未収利息	71,914
前払費用	22,465
流動資産合計	1,982,534,578
資産合計	1,982,534,578
負債の部	
流動負債	
未払解約金	814,950
流動負債合計	814,950
負債合計	814,950
純資産の部	
元本等	
元本	1,964,464,849
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	17,254,779
元本等合計	1,981,719,628
純資産合計	1,981,719,628
負債純資産合計	1,982,534,578

注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	自 2024 年 4 月 16 日 至 2025 年 4 月 14 日
1．　有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 　金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 　金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 　直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
　会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	（2025年4月14日現在）
1．当計算期間の末日における受益権の総数	1,964,464,849口
2．１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　1.0088円 （１万口当たりの純資産額10,088円）

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	自 2024年4月16日 至 2025年4月14日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、特殊債券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3．金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	（2025年4月14日現在）
1．貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2024年4月16日 至 2025年4月14日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

（2025年4月14日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	1,858,052,855円
同期中における追加設定元本額	922,291,925円
同期中における一部解約元本額	815,879,931円
2025年4月14日現在の元本の内訳	
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	321,172,336円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２０（４資産タイプ）	96,479,755円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２５（４資産タイプ）	292,199,270円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３０（４資産タイプ）	200,278,394円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５（４資産タイプ）	56,386,338円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０（４資産タイプ）	44,529,263円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５（４資産タイプ）	75,215,806円
米国小型ハイクオリティファンド（毎月決算型）	99,128円
米国小型ハイクオリティファンド（資産成長型）	297,384円
ＳＭＡＭ・マネーインカムファンド＜適格機関投資家限定＞	579,261,720円
ＳＭＡＭ・ＦＧマネーファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞	298,545,455円
合　計	1,964,464,849円

附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	１４４　５年国債	300,000,000	299,850,000	
	１２２６国庫短期証券	200,000,000	199,987,000	
	１２５７国庫短期証券	350,000,000	349,417,950	
	１２７６国庫短期証券	280,000,000	279,126,400	
	国債証券　小計		1,128,381,350	
合　計			1,128,381,350	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. 投資信託（ファンド）の現況

純資産額計算書

2025 年 10 月 31 日現在

Ⅰ　資産総額	362,596,718 円
Ⅱ　負債総額	56,973,498 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	305,623,220 円
Ⅳ　発行済口数	305,895,876 口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たり純資産額）	0.9991 円 (9,991 円)

Ⅲ 設定及び解約の実績

	設定口数（口）	解約口数（口）
第5期	507,136,746	608,009,287
第6期	168,732,941	276,707,766
第7期	2,079,393,701	1,125,679,086
第8期	1,565,941,850	1,614,228,587
第9期	1,093,423,600	1,057,058,539
第10期	688,534,393	947,386,249
第11期	648,554,557	917,205,599
第12期	395,933,410	544,577,827
第13期	553,265,026	637,931,978
第14期	260,985,734	311,581,182

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

MEMO

MEMO

MEMO

三井住友海上プライマリー生命の生命保険商品

● 各商品のお取扱いに関する詳細につきましては、下記の連絡先または当社のホームページ等によりご確認ください。

フリーダイヤル：0120-125-104

ホームページアドレス：https://www.ms-primary.com

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものです。必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申込みいただくようお願いいたします。

特に

- クーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）について
- 告知義務について
- 勤務先の申告について
- 責任開始期・契約日について
- 元本欠損が生じる場合について
- 保険金等をお支払いできない場合
- 特別勘定と資産運用
- ご契約の解約・基本保険金額の減額

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことがらですので、生命保険募集人の役割も含めて、ご説明の中でわかりにくい点がございましたら、下記にお問合わせください。

なお、後ほどお送りする保険証券とともに大切に保管し、ご活用ください。

募集代理店

引受保険会社

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社

資料請求・お問合わせ

フリーダイヤル　0120-125-104

〒103-0028

東京都中央区八重洲1-3-7　八重洲ファーストフィナンシャルビル

ホームページ：https://www.ms-primary.com

●ご契約後の照会につきましては

フリーダイヤル　0120-520-256

保険会社
使用欄

0300021994

M2604024　2026.04　NRFG　MSPL-2604-A-0044-00